【別紙５不開示理由１関係の目次】

（別紙５）通し番号１－１

（別紙５）通し番号１－２

（別紙５）通し番号１－３

（別紙５）通し番号１－４

（別紙５）通し番号１－５

（別紙５）通し番号１－６

（別紙５）通し番号１－７

（別紙５）通し番号１－８

（別紙５）通し番号１－９

（別紙５）通し番号１－１０

（別紙５）通し番号１－１１

（別紙５）通し番号１－１２

（別紙５）通し番号１－１３

（別紙５）通し番号１－１３－２

（別紙５）通し番号１－１４

（別紙５）通し番号１－１５

（別紙５）通し番号１－１６

（別紙５）通し番号１－１７

（別紙５）通し番号１－１８

（別紙５）通し番号１－１９

（別紙５）通し番号１－２０

（別紙５）通し番号１－２１

（別紙５）通し番号１－２２

（別紙５）通し番号１－２３

（別紙５）通し番号１－２４

（別紙５）通し番号１－２５

（別紙５）通し番号１－２６

（別紙５）通し番号１－２７

（別紙５）通し番号１－２８

（別紙５）通し番号１－２９

（別紙５）通し番号１－３０

（別紙５）通し番号１－３１

（別紙５）通し番号１－３２

（別紙５）通し番号１－３３

（別紙５）通し番号１－３４

（別紙５）通し番号１－３４－２

（別紙５）通し番号１－３５

（別紙５）通し番号１－３６

（別紙５）通し番号１－３７

（別紙５）通し番号１－３８

（別紙５）通し番号１－３９

（別紙５）通し番号１－４０

（別紙５）通し番号１－４１

（別紙５）通し番号１－４２

（別紙５）通し番号１－４３

（別紙５）通し番号１－４４

（別紙５）通し番号１－４５

（別紙５）通し番号１－４６

（別紙５）通し番号１－４７

（別紙５）通し番号１－４８

（別紙５）通し番号１－４９

（別紙５）通し番号１－５０

（別紙５）通し番号１－５１

（別紙５）通し番号１－５２

（別紙５）通し番号１－５３

（別紙５）通し番号１－５４

（別紙５）通し番号１－５５

（別紙５）通し番号１－５６

（別紙５）通し番号１－５７

（別紙５）通し番号１－５８

（別紙５）通し番号１－５９

（別紙５）通し番号１－６０

（別紙５）通し番号１－６１

（別紙５）通し番号１－６２

（別紙５）通し番号１－６３

（別紙５）通し番号１－６４

（別紙５）通し番号１－６５

（別紙５）通し番号１－６６

（別紙５）通し番号１－６７

（別紙５）通し番号１－６８

（別紙５）通し番号１－６９

（別紙５）通し番号１－７０

（別紙５）通し番号１－７１

（別紙５）通し番号１－７２

（別紙５）通し番号１－７３

（別紙５）通し番号１－７４

（別紙５）通し番号１－７５

（別紙５）通し番号１－７６

（別紙５）通し番号１－７７

（別紙５）通し番号１－７８

（別紙５）通し番号１－７９

（別紙５）通し番号１－８０

（別紙５）通し番号１－８１

（別紙５）通し番号１－８２

（別紙５）通し番号１－８３

（別紙５）通し番号１－８４

（別紙５）通し番号１－８５

（別紙５）通し番号１－８６

（別紙５）通し番号１－８７

（別紙５）通し番号１－８８

（別紙５）通し番号１－８９

（別紙５）通し番号１－９０

（別紙５）通し番号１－９１

（別紙５）通し番号１－９２

（別紙５）通し番号１－９３

（別紙５）通し番号１－９４

（別紙５）通し番号１－９５

（別紙５）通し番号１－９６

（別紙５）通し番号１－９７

（別紙５）通し番号１－９９

（別紙５）通し番号１－１００

（別紙５）通し番号１－１０１

（別紙５）通し番号１－１０２

（別紙５）通し番号１－１０３

（別紙５）通し番号１－１０４

（別紙５）通し番号１－１０５

（別紙５）通し番号１－１０６

（別紙５）通し番号１－１０９

（別紙５）通し番号１－１１０

（別紙５）通し番号１－１１１

（別紙５）通し番号１－１１２

（別紙５）通し番号１－１１３

（別紙５）通し番号１－１１４

（別紙５）通し番号１－１１５

（別紙５）通し番号１－１１６

（別紙５）通し番号１－１１７

（別紙５）通し番号１－１１８

（別紙５）通し番号１－１１９

（別紙５）通し番号１－１２０

（別紙５）通し番号１－１２１

（別紙５）通し番号１－１２２

（別紙５）通し番号１－１２３

（別紙５）通し番号１－１２４

（別紙５）通し番号１－１２５

（別紙５）通し番号１－１２６

（別紙５）通し番号１－１２７

（別紙５）通し番号１－１２８

（別紙５）通し番号１－１２９

（別紙５）通し番号１－１３０

（別紙５）通し番号１－１３１

（別紙５）通し番号１－１３２

（別紙５）通し番号１－１３３

（別紙５）通し番号１－１３４

（別紙５）通し番号１－１３５

（別紙５）通し番号１－１３６

（別紙５）通し番号１－１３７

（別紙５）通し番号１－１３８

（別紙５）通し番号１－１４０

（別紙５）通し番号１－１４１

（別紙５）通し番号１－１４２

（別紙５）通し番号１－１４３

（別紙５）通し番号１－１４４

（別紙５）通し番号１－１４５

（別紙５）通し番号１－１４６

（別紙５）通し番号１－１４７

（別紙５）通し番号１－１４８

（別紙５）通し番号１－１４９

（別紙５）通し番号１－１４９－２

（別紙５）通し番号１－１５０

（別紙５）通し番号１－１５１

（別紙５）通し番号１－１５２

（別紙５）通し番号１－１５３

（別紙５）通し番号１－１５４

（別紙５）通し番号１－１５５

（別紙５）通し番号１－１５６

（別紙５）通し番号１－１５７

（別紙５）通し番号１－１５８

（別紙５）通し番号１－１５９

（別紙５）通し番号１－１６０

（別紙５）通し番号１－１６１

（別紙５）通し番号１－１６２

（別紙５）通し番号１－１６３

（別紙５）通し番号１－１６４

（別紙５）通し番号１－１６５

（別紙５）通し番号１－１６６

（別紙５）通し番号１－１６７

（別紙５）通し番号１－１６８

（別紙５）通し番号１－１６９

（別紙５）通し番号１－１７０

（別紙５）通し番号１－１７１

（別紙５）通し番号１－１７２

（別紙５）通し番号１－１７３

（別紙５）通し番号１－１７４

（別紙５）通し番号１－１７５

（別紙５）通し番号１－１７６

（別紙５）通し番号１－１７７

（別紙５）通し番号１－１７８

（別紙５）通し番号１－１７９

（別紙５）通し番号１－１８０

（別紙５）通し番号１－１８１

（別紙５）通し番号１－１８２

（別紙５）通し番号１－１８３

（別紙５）通し番号１－１８４

（別紙５）通し番号１－１８５

（別紙５）通し番号１－１８６

（別紙５）通し番号１－１８７

（別紙５）通し番号１－１８８

（別紙５）通し番号１－１８９

（別紙５）通し番号１－１９０

（別紙５）通し番号１－１９１

（別紙５）通し番号１－１９２

（別紙５）通し番号１－１９３

（別紙５）通し番号１－１９４

（別紙５）通し番号１－１９５

（別紙５）通し番号１－１９６

（別紙５）通し番号１－１９７

（別紙５）通し番号１－１９８

（別紙５）通し番号１－１９９

（別紙５）通し番号１－２００

（別紙５）通し番号１－２０１

（別紙５）通し番号１－２０２

（別紙５）通し番号１－２０３

（別紙５）通し番号１－２０４

（別紙５）通し番号１－２０５

（別紙５）通し番号１－２０６

（別紙５）通し番号１－２０７

（別紙５）通し番号１－２０８

（別紙５）通し番号１－２０９

（別紙５）通し番号１－２１０

（別紙５）通し番号１－２１１

（別紙５）通し番号１－２１２

（別紙５）通し番号１－２１３

（別紙５）通し番号１－２１４

（別紙５）通し番号１－２１５

（別紙５）通し番号１－２１６

（別紙５）通し番号１－２１７

（別紙５）通し番号１－２１８

（別紙５）通し番号１－２１９

（別紙５）通し番号１－２２０

（別紙５）通し番号１－２２１

（別紙５）通し番号１－２２２

（別紙５）通し番号１－２２３

（別紙５）通し番号１－２２４

（別紙５）通し番号１－２２５

（別紙５）通し番号１－２２６

（別紙５）通し番号１－２２７

（別紙５）通し番号１－２２８

（別紙５）通し番号１－２２９

（別紙５）通し番号１－２３０

（別紙５）通し番号１－２３１

（別紙５）通し番号１－２３２

（別紙５）通し番号１－２３３

（別紙５）通し番号１－２３４

（別紙５）通し番号１－２３５

（別紙５）通し番号１－２３６

（別紙５）通し番号１－２３７

（別紙５）通し番号１－２３９

（別紙５）通し番号１－２４０

（別紙５）通し番号１－２４１

（別紙５）通し番号１－２４２

（別紙５）通し番号１－２４３

（別紙５）通し番号１－２４４

（別紙５）通し番号１－２４５

（別紙５）通し番号１－２４６

（別紙５）通し番号１－２４７

（別紙５）通し番号１－２４８

（別紙５）通し番号１－２５０

（別紙５）通し番号１－２５１

（別紙５）通し番号１－２５２

（別紙５）通し番号１－２５３

（別紙５）通し番号１－２５４

（別紙５）通し番号１－２５５

（別紙５）通し番号１－２５６

（別紙５）通し番号１－２５７

（別紙５）通し番号１－２５８

（別紙５）通し番号１－２５９

（別紙５）通し番号１－１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１の文書（文書６２４）は，昭和２７年１０月３０日付け及び同年１１月１９日付けで下関入国管理事務所長が作成した「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」及び「拿捕漁船（Ｚ１０，Ｚ１１）引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」と題する文書であり，わが国が拿捕した韓国籍漁船の引き取りを韓国政府に要請していることについて，日本政府の対応等に関する上記入国管理事務所内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

このうち不開示部分は，１７ページ（－１７－）の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書面」中の２行目から６行目までの６か所(なお，最終行に記載された韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱岐郡」以下の肩書地の不開示部分は情報公開法５条１号による不開示部分である。)であり，いずれも，拿捕した韓国籍漁船「Ｚ１０」の引取りに伴い支払を請求する保管費用等の経費の金額が記録されている。

（乙Ａ１７９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１の文書の不開示部分に記載された各情報は，拿捕した韓国籍漁船の拿捕，引き渡しに伴って生じた保管費用等に関する具体的な数値であり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で，日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生しており，その場合，北朝鮮当局との間において，検挙した漁船の引き渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できないことから，上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば，上記請求金額の試算に関す

る見積り等も露見することとなるため，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１７９）によれば，通し番号１－１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

保管費支払請求書

一■■■不開示部分■■■

ただし，Ｚ１０保管費用

機関取り外し費用　■■■不開示部分■■■

機関運搬費（西唐津まで）　■■■不開示部分■■■

保管費各月■■■不開示部分■■■　■■■不開示部分■■■

右請求致します。

昭和２７年3月２７日

長崎県壱岐郡●●●

●●●

韓国船主代表

●●●●殿

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，拿捕した韓国籍漁船「Ｚ１０」の引取りに伴い支払を請求した保管費用等の経費の具体的金額であるとする推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時，拿捕した船舶の保管等に現に要した経費等の具体的金額にすぎないから，その後の経済情勢の変化等，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に，その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１の文書の不開示部分に記録されて

いる情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２の文書（文書６３８）は，昭和３７年１２月２５日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓船舶問題解決方策に関する問題点（討議用資料）」と題する文書であり，同年７月に開催された日韓外相会談を踏まえ，日韓国交正常化に向けて，日本政府としての対応を外務省内で検討した経過等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページから７ページまで（－１－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これには，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題に関する日本政府の対応について外務省内で検討した経過及びそれに対する評価等が記録されている。

②　８ページ（－２－）上から９行分（以下「不開示部分②」という。）

これには，過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について，サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見，想定される国内への影響及びそれへの対応策が記録されている。

（乙Ａ１８０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓会談における財産・請求権問題，特に，韓国に拿捕された日本漁船の返還請求に関して関係各省が提示した具体的な解決策若しくは見解及びそれに対する外務省の評価であり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続

しており，その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ，当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば，上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかであるため，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１８０）によれば，通し番号１－２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１．本件については，去る３月の外相会談の際小坂大臣より，双方の法律上の主張に大きな距たりがありまた事実関係の確認も極めて困難なので，政治的な解決を図ることが適当であると考える旨発言，崔長官も特に異

論を唱えなかった経緯があり，さらに，最近に至って，大平・Ｚ２２３会談その他の機会に，我が方より，韓国側の韓国置籍船及び置水船返還要求に応ずる国際法上の義務はないとの日本側見解を伝え，かつ，今般韓国に対し巨額の無償，有償供与を行うことになるのにも鑑み，一般請求権問題解決と同時に，船舶問題の最終的解決をも確認することを提案するとともに，韓国側が同提案に同意することを条件として，我が方も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととすることを考慮する旨示唆している。

■■■不開示部分①■■■

３．■■■不開示部分②■■■

よって，この際は，日韓会談早期妥結の方針にも鑑み，「韓国側が一般請求権問題解決と同時に船舶問題の最終的解決をも確認することを条件として，日本側も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないことに同意する」という方式（一種の相殺方式であるが，相殺という表現も極力避けるのが適当である）により本件を大局的，政治的見地から妥結させることに政府部内の見解を統一することが適当と認められる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３７年当時，船舶問題の解決方策として，「韓国側が一般請求権問題解決と同時に船舶問題の最終的解決をも確認することを条件として，日本側も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないことに同意する」という方式を採用すべきとするに至った外務省内で検討した理由等

(ｲ)　不開示部分②

昭和３７年当時における過去に韓国に拿捕された日本漁船についての

請求権の取扱方針について，サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見，想定される国内への影響及びそれへの対応策

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，日本政府部内で検討された船舶問題の解決方策等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において船舶問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３の文書（文書６３９）は，昭和３９年付けで外務省が作成した「日韓会談における船舶問題の処理方針（案）」と題する文書であり，韓国による日本漁船の拿捕問題について，日韓双方の主張，今後の処理方針について外務省の見解及び関係各省の対立的見解等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，６ページから１２ページまで（－５－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，通し番号１－２の文書の不開示部分と同一内容であり，過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について，サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見，想定される国内への影響及びそれへの対応策が記録されている。

（乙Ａ１８１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており，今後の北朝鮮との国交正常化交渉においては，個別の懸案を個々に精査していくこととなる可能性は否定できず，その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ，当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり，我が国は，北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があるため，公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１８１）によれば，通し番号１－３の文書の不開示部分の直前の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１．双方主張の要点

(1)　韓国側要求

韓国側はかねて(ｲ)１９４５年８月９日現在朝鮮に登録された全ての日本船舶（いわゆる置籍船）及び(ﾛ)同日現在又は以後韓国水域に所在したことのある全ての日本船舶（いわゆる置水船）の返還を主張しているが，このうち(ｲ)につき韓国側提出したリストの合計は６４５隻７６６５５トンとなっている。（韓国側は最近では(ﾛ)の主張をほとんど行っていない。）

これに対し，日本側は，韓国側の本件返還請求は法律的に成り立たず，況して請求権解決として巨額の経済協力の供与を約束した現在，そのほかに更に船舶の提供等とうてい考えられないと主張している。

（ちなみに，(ｲ)につき韓国側が提出したリストに記載された船舶中，日本側で確認できたものは，商船，漁船合わせて約６０００トン，

その価格は数百万ドル程度である。）

(2)　日本側要求

日本側はかねて(ハ)終戦直後韓国へ貸与した元Ｚ１２ＫＫ所属の船舶５隻及び(ニ)韓国に拿捕され未帰還の日本漁船（平和条約発効前９隻，同発効後現在までに１７２隻）の返還を主張している。

これに対し，韓国側は，(ハ)については韓国置籍船であるとの理由から，また，(ニ)については李ラインは国際法上合法であるとの立場から，日本側の返還請求には応じられないと主張している。

（ちなみに，日本側の試算によれば，拿捕漁船全部を新たに建造するためには１０００万ドル以上を要し，また，船体，船具，没収された漁獲物，見舞金，得べかりし収益額等を合計すれば約２０００万ドルに達する。）

２．今後の処理方針

今次日韓会談においては，全ての懸案を一括解決するとの基本方針があり，政府としてもこれを内外に宣明している以上，船舶問題についても，平和条約発行後の拿捕日本漁船に伴う請求権も含めて，全て解決しておく必要がある。

日本側としては，当面の交渉においては，上記１(2)の日本側主張を引き続き堅持することとするが，漁業問題はじめ各懸案の討議が煮詰まり会談の全般的な妥結時期が迫った際の政治会談においては，韓国側が一般請求権問題の最終的解決によって船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを確認することを条件として，日本側も拿捕漁船に対する返還請求を今後主張しないことを約束し，これをもって日韓会談の船舶問題を全て解決するのが大局的見地からみて唯一の現実的な解決方策であると認められる。（これは一種の相殺方式のごとくであるが，韓国の対日船舶請求権は法律的に根拠のないものであるから本来相殺という

ことはあり得ないので，相殺という表現は避けるべきである。）

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，船舶問題の解決方策として，「当面の交渉においては，従前の主張を引き続き堅持する一方で，漁業問題はじめ各懸案の討議が煮詰まり会談の全般的な妥結時期が迫った際の政治会談においては，韓国側が一般請求権問題の最終的解決によって船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを確認することを条件として，日本側も拿捕漁船に対する返還請求を今後主張しないことを約束し，これをもって日韓会談の船舶問題を全て解決する」との方針を採用すべきとするに至った外務省内で検討した理由等であり，具体的には，過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について，サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見，想定される国内への影響及びそれへの対応策を含むものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，日本政府部内で検討された船舶問題の解決方策等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で船舶問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４の文書（文書３７４）は，大蔵省（当時）及び外務省等が作成した内部文書であり，日韓間の財産・請求権問題について，日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，上記関連資料として，韓国の個人又は法人が保有していた日本の有価証券の具体的な金額，韓国で焼却された日銀券の金額，被徴用者の人数等，請求権金額の算出の基礎となり得る具体的数値が記録されている。

①　１２ページ（以下「不開示部分①」という。）

②　１３ページ（以下「不開示部分②」という。）

③　１４ページ（以下「不開示部分③」という。）

④　１５ページ（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１６ページ直後の１枚（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　１９ページ（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　２２ページ（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　２５ページ（以下「不開示部分⑧」という。）

（乙Ａ２１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓会談における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値であり，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に

記載したものであるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，公にすることにより，当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見することとなり，今後の日本政府の北朝鮮との交渉において，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり，日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する再反論

ア　対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって，不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず，また，韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。そもそも，個々の文書の価値や重要性は，それぞれ当該文書を保有する各国政府毎に判断されるものであり，他国が開示した文書であっても，日本政府が係る文書を開示することには，独自の意味あいを持ち得るから，仮に，原告らの主張のとおり通し番号１－４の文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示されていたとしても，我が国が国交正常化交渉を行う北朝鮮からすれば，同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか，当事者ではない韓国であるかは大きな差異がある。

イ　また，通し番号１－４の文書の不開示部分には，韓国の個人又は法人が保有していた日本の有価証券の具体的な金額，韓国で焼却された日銀券の金額，被徴用者の人数等，請求権金額の算出の基礎となり得る情報が記録されているから，原告らの主張(1)をもって不開示理由は否定されない。

２　原告らの主張の要旨

(1)ア　通し番号１－４の文書は，「外務省」の表題の後，資料のタイトルである「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と記載され，不開示部分である表の右肩部分には，「昭和３７年１月２３日」の日付と「北東アジア課」という記載があり，不開示情報である表の下部に「厚生省援護局調査

による」との記載がある。当該表とタイトルを見れば，不開示情報の具体的な内容は，日本陸軍・海軍における朝鮮人軍人軍属について，その復員数と死亡者数をまとめた表であることがわかる。

これに対し，通し番号１－２０５の文書（文書１７４４。乙Ａ３３８）の不開示部分である８枚目（甲１４３の２［８枚目］）も，厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」であるが，通し番号１－４の文書の２５枚目と異なり，表の中の身分事項である「軍人」「軍属」と「計」の部分は開示されているところ，通し番号１－４の文書と通し番号１－２０５の文書の体裁及び作成時期を比較すれば，通し番号１－４の文書の不開示部分の表は，通し番号１－２０５の文書の上記不開示部分の情報を基に作成されたものと認められる。

イ　この点，韓国で公開された韓日会談関連文書中の日本語で作成された資料（２７巻の２５８枚目。甲１４３の６）は，日韓会談中に日本から公開された資料であり，「朝鮮関係軍人軍属数」として，通し番号１－４の文書の上記不開示部分及び通し番号１－２０５の文書の上記不開示部分である表と同じ表が記載され，同表の下部の注記には「注１．　本計数は全朝鮮分であり，南北鮮の区別を行っていない。」「２．　本計数には日本在住者を含む。」と記録されているところ，その数値及び注記の内容は，通し番号１－２０１の文書（文書１７３６）の３３枚目の表（甲１４３の７，乙Ａ３３６）に「軍人軍属（３７年２月厚生省調）」として「軍人」「軍属」の区別の下に記載された「復員」数及び「死亡」数及び注記と同一である。

また，通し番号１－２０１の文書の上記表の数値は，厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」（甲１４３の２）記載の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

ウ　以上によれば，通し番号１－４の文書の不開示部分は，通し番号１－２０５の文書の不開示部分と同じであり，これらの不開示部分に記録されている情報は，既に日本と韓国で公開されている情報ということができる。

(2)　被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側公開文書による具体的数値の公表，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考えれば，韓国によって開示された情報が完全に一致するものでなく，開示した当事者がどの国かによって差異を生じる旨の被告の上記主張を踏まえても，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２１）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「日本有価証券調書」と題する表形式の文書にあり，「種類」，「所有者」，「登録」，「現物」，「合計」欄の具体的記録内容部分が不開示部分とされている。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「April 22, 1946」との書き出しの文書にあり，その直前の記載は，下記のとおりである。

記

The undersigneds,hereby,certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from April 2nd to April 26th,1946,at the furnaces of the Bank of Chosen of the Capital Building and of the M.G. Publishing House,Located in Seoul,Korea;

■■■不開示部分②■■■

c　不開示部分③

不開示部分③は，「November 14, 1947」との書き出しの文書にあり，不開示部分の前の記載は，下記のとおりである。

記

The undersigneds,hereby,certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th,1947,at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House,Located in Seoul,Korea;

■■■不開示部分③■■■

d　不開示部分④

不開示部分④は，「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書にあり，その直前の記載は，下記のとおりである。

記

3. In March 1946,an official of Bank of Japan accompanied by an Army Officer came to Korea and burned Bank of Japan notes amounting to ■■■不開示部分④■■■

e　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，全部不開示である。

f　不開示部分⑥

不開示部分⑥は，「被徴用者数」と題する文書にあり，「労務者」，「軍人，軍属」，「合計」欄の具体的記録内容が不開示部分とされている。なお，当該表の次ページには，被徴用者数関係資料として，日本厚生省発表被徴用者数関係統計，日本厚生省援護庁「引揚援護記録」等が掲げられている。

g　不開示部分⑦

不開示部分⑦は，「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「（as of June 30, 1949）」と記録されているものにあり，その直前の記載は，下記のとおりであり，「Classification」，「Number of item」，「Amount」欄の具体的記録部分が不開示部分とされている。

記

1．Amount of yen currency held in custody by the customs for the repatriated Koreans

（as of June 30, 1949）

h　不開示部分⑧

不開示部分⑧は，北東アジア課が作成した昭和３７年１月２３日付け「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する文書であり，その周辺の記載は，下記のとおりである（なお，不開示部分は，下記の■■の部分である。）。

記

身　分	復　員	死　亡	計
陸	■	■	■

軍	[redacted]	[redacted]	[redacted]
海			
軍			
合			
計			

厚生省援護局調査による

(ｲ) 本件各文書の一部開示部分

ａ 通し番号１－１１３の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月２１日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第８回会合」と題する内部文書）の一部開示部分には，次の文書が韓国側から日本側に提出された資料として添付されている（乙Ａ２６０［－２２－以下］）。なお，これらの文書は，その体裁，記録内容及び綴り順序等に鑑みると，次のとおり不開示部分①，不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑦に関する文書と同一のもの又は実質的に同一のものであると推認することができる。なお，通し番号１－１１３の文書には，下記のほか，日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面が韓国側からの提出資料として添付されている（乙Ａ２６０）。

(a) 「日本有価証券調書」と題する文書

不開示部分①に関する文書に対応するもの

(b) 「April 22, 1946」との書き出しの文書

不開示部分②に関する文書に対応するもの

(c)　「November 14, 1947」との書き出しの文書

不開示部分③に関する文書に対応するもの

(d)　「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

不開示部分④に関する文書に対応するもの

(e)　「被徴用者数」と題する文書（ただし，これは韓国側の調査結果によるものである。）

(f)　「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「（as of June 30, 1949）」と記録されているもの

不開示部分⑦に関する文書に対応するもの

ｂ(a) 通し番号１－２００の文書には，下記のとおり記録されている（乙Ａ３３６［－３３－］）。

記

軍人軍属（３７年２月厚生省調）

	復員	死亡	計
軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
計	220,159	22,182	242,341

（注）１　全鮮分の数字

２　日本在住者を含む。

(b) 通し番号１－６９の文書には，下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－１３１－］）。

記

第１６表　日本側提示　朝鮮人軍人軍属

復員及び死亡統計表（１９６２年２月）

（厚生省援護局）

身分		総数	復員	死亡
総	軍人	116,294	110,116	6,178
	軍属	126,047	110,043	16,004
計	計	242,341	220,159	22,182
陸	軍人	94,978	89,108	5,870
	軍属	48,395	45,404	2,991
軍	計	143,373	134,512	8,861
海	軍人	21,316	21,008	308
	軍属	77,652	64,639	13,013
軍	計	98,968	85,647	13,321

(ｳ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には，次の文書がある（甲１４３の６，１４４）。

ａ 「November 14, 1947」との書き出しの文書

これには，要旨下記のとおり記録されている（甲１４４）。

記

The undersigneds,hereby,certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th,1947,at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House,Located in Seoul,Korea;

１. The Bank of Japan Notes.....239,905,979.00yen

２. Japanese Government Currency Notes.....
11,300,042.90yen

３. Japanese Military Currencies.....23,805.00yen

４. The Central Reserve Bank of China Notes
yen value.....43,506,61yen

For The U.S.A Military Government in Korea:

For The Central Headquarters,SCAP:

For The Bank of Chosun:(Soon Ju Chai,Director)

For The Bank of Japan:(F.Nakajima,Cheif,

General Managing Session,

Issue De○○.)

b　「朝鮮関係軍人軍属数」と題する文書

これには，要旨下記のとおり記録されている（甲１４３の６，甲１４４［１６ページ］）。

記

身　分		復　員	死　亡	計
陸	軍　人	89,108	5,870	94,978
	軍　属	45,404	2,991	48,395
軍	計	134,512	8,861	143,373
海	軍　人	21,008	308	21,316
	軍　属	64,639	13,013	77,652
軍	計	85,647	13,321	98,968
合	軍　人	110,116	6,178	116,294
	軍　属	110,043	16,004	126,047
計	計	220,159	22,182	242,341

注１．本計数は全朝鮮分であり，南北鮮の区別を行っていない。

２．本計数には日本在住者を含む。

(ｴ)　昭和３７年２月１３日，第六次日韓会談の一般請求権省委員会の徴用者関係等専門委員会第１回会合が開催されたところ，同会合において，日本側は，韓国側に対し，朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側資料（別添１）を提出し，先に提出された韓国側の数字（別添２）と相当食い違

いがあることを指摘した。

なお，上記別添１の文書は，同会合記録である通し番号１－１１７の文書において全部不開示とされ，上記別添２の文書（これは，通し番号１－６９の文書（乙Ａ１０８［－１３１－］）及び通し番号１－１１８（乙Ａ２６０［－３２－］）の文書で開示されているものと同一である。）は開示されている。

イ　前提事実及び上記アの事実によれば，通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「日本有価証券調書」と題する文書に記録されている数値等と同一のもの

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「April 22, 1946」との書き出しの文書に記録されている内容と同一のもの

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「November 14, 1947」との書き出しの文書に記録されている内容及び上記ア(ｳ)で認定した韓国側開示文書に記録されている内容と同一である下記の文言

記

１．The Bank of Japan Notes.....239,905,979.00yen

２．Japanese Government Currency Notes.....

11,300,042.90yen

３．Japanese Military Currencies.....23,805.00yen

４．The Central Reserve Bank of China Notes

yen value.....43,506,61yen

For The U.S.A Military Government in Korea:

For The Central Headquarters,SCAP:

For The Bank of Chosun:(Soon Ju Chai,Director)

For The Bank of Japan:(F.Nakajima,Cheif,

General Managing Session,

Issue De○○.)

(ｴ)　不開示部分④

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書に記録されている内容と同一のもの

(ｵ)　不開示部分⑤

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面」に記録されている内容と同一のもの（不開示部分⑤については，全部開示とされているが，<ｱ>　通し番号１－１１３の文書に添付されている「ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＣＯＭＭＡＮＤＩＮＧ　ＧＥＮＥＲＡＬ」との書き出しの文書及び「ＡＰＯ　５００」と題する文書は，その外形上一連の文書と推認されるところ，通し番号１－４の添付されている文書では上記各文書の間に不開示部分⑤に相当する文書が入っていること，他方，<ｲ>　通し番号１－４の文書には，通し番号１－１１３の文書に添付されている韓国側提出資料が全て添付されているにもかかわらず，上記ア(ｲ)ａで認定した「日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理し

た書面」のみが通し番号１－４の文書の一部開示部分に存在しないこと等に照らすと，不開示部分⑤は，上記ア(ｲ)ａで認定した「日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面」に記録されている内容であると推認することができる。）

(ｶ)　不開示部分⑥

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「被徴用者数」と題する文書又は通し番号１－１１７の文書で不開示とされている上記ア(ｴ)で認定した別添１の文書に記録されている数値等と同一のもの（なお，上記別添１の文書は，日本側が韓国側に提示した文書であり，上記ア(ｳ)のとおり，日本側が韓国側に提示した文書の内容が韓国側開示文書として開示されていることに照らすと，上記別添１の文書も韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。）

(ｷ)　不開示部分⑦

通し番号１－１１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「（as of June 30, 1949）」と記録されているもの

(ｸ)　不開示部分⑧

上記ア(ｳ)で認定した韓国側開示文書に掲げられた表と同一の内容である下記の表（なお，その数値は，通し番号１－６９の文書の一部開示部分と同一である。）

記

身　分		復　員	死　亡	計
陸	軍　人	89,108	5,870	94,978

	軍　属	45,404	2,991	48,395
軍	計	134,512	8,861	143,373
海	軍　人	21,008	308	21,316
	軍　属	64,639	13,013	77,652
軍	計	85,647	13,321	98,968
合	軍　人	110,116	6,178	116,294
	軍　属	110,043	16,004	126,047
計	計	220,159	22,182	242,341

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①から不開示部分⑦までに係るものは，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

また，不開示部分⑧に係るものは，日本政府が保有する文書と同一のも

のが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，このような事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

エ　以上によれば，通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされておらず，又は，仮に被告において上記の主張立証がされているとみたとしても，当該情報を不開示情報に当たるとした外務大臣の判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－５の文書（文書３７５）は，次の文書によって構成されており，財産・請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ，外務省内で事情分析及び検討を行った経過等が具体的に記録されている。

(1)　昭和３７年２月７日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件」と題する法務省民事局第五課長宛の照会文書

(2)　昭和３７年２月２８日付け同課長作成の上記照会に対する回答文書

(3)　昭和３７年２月１５日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「移入朝鮮人労務者数把握に関し協力方依頼の件」と題する警察庁警備局外事課長宛て照会文書

(4)　昭和３７年２月１５日付け外務省アジア局長作成の「日韓会談の請求権問題に関し協力方依頼の件」と題する労働省職業安定局長宛て照会文書

(5)　昭和３７年２月２７日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「帰国朝鮮人労働者未収金に関する件」と題する労働省労働基準局賃金課長宛て照会文書

２　通し番号１－５の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，第二次大戦後に帰国した朝鮮人労働者等の未収金に関し，昭和２４年（１９４９年）１２月２１日付け大蔵省書簡に記載されていた労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額が記録されている。

①　８ページ（－８－）最終行の５文字，９ページ（－９－）初行の６文字

②　９ページ（－９－）２行目の３文字，３行目の１１文字

③　９ページ（－９－）５行目から１０行目まで

（乙Ａ１８２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５の文書の不開示部分に記載された各情報は，韓国側から請求された帰国韓国人労働者の未収金の金額に関する検討の中で，大蔵省及び労働省が把握していた情報に基づいて算出された具体的な金額であり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば，当時，我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり，未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされる。例えば，戦後帰国した朝鮮人労働者等の未収金等に関する具体的な情報は，北朝鮮が我が国に対する請求権金額を計算するに当たっての基礎情報となるものであり，これが明らかになれば，北朝鮮は，我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ，それを前提としてより有利な立場で交渉に臨むことが可能になり，わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになるから，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるため，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－５の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(5)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ１８２）。

記

現在行われている日韓全面会談の一般請求権小委員会の討議において，韓国側は，第２次大戦終了後帰鮮した朝鮮人労務者等の未収金として２３７百万円を請求し，右請求額は，１９４６年４月２２日付け在京韓国代表部宛総司令部外交局書簡（別添１）に明示されている金額であると説明している。

一方，１９４９年１２月２１日付け総司令部宛大蔵省書簡（別添２）は，本件金額■■■不開示部分①■■■を報告しているが，同書簡４項Ｃにおいて労働省所管の未収金として総額■■■不開示部分②■■■を計上，その内訳として次のとおり記している。

■■■不開示部分③■■■

ついては，貴省において，上記係数の根拠，及び提示の経緯につき，至急調査の上回答ありたくこの段お願いする。

なお，上記大蔵省書簡には，労働省数値に関しては労働省より総司令部に対し別途報告が提出されている旨記載されているのでご参考まで。

本信写送付先　大蔵省理財局外債課

(ｲ)　上記(ｱ)の「１９４９年１２月２１日付け総司令部宛大蔵省書簡（別添２）」は，同日付け「Report on the Investigation of "Claims from Korea"」と題する文書（乙Ａ３７６［－６３－～－６６－］）であると推認することができるところ，その内容は，別紙５（通し番号１－２５７）の「第３　当裁判所の判断」で説示したとおり，国立公文書館つ

くば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国１０５」（②６５－０００１－１２６９８）の８０ページから８４ページまでに記録されている内容と同一であり，上記(ｱ)の不開示部分に相当する部分（特に上記ア(ｱ)で指摘された４項のＣに掲げられた金額については，８４ページ参照）は，要旨下記のとおりである（甲１４４［－３３－］，乙Ａ３７６）。

記

Item	Number of case	Amount
a.Salarles and allowances	men 32,700	24,582,401.54
b.Postal Saving	men	9,450,428.03
c.Bank Deposits	300	13,456.49
d.Financial securities not yet transferred to the owner		55,448.57
e.Amounts Payable		96,741,510.90
total		110,843,254.53

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２４年（１９４９年）１２月２１日付け大蔵省書簡に記載されていた労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額であり，上記ア(ｲ)で認定した数値のような国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国１０５」（②６５－０００１－１２６９８）の８０～８４ページに掲げられたものと同一であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５の文書の不開示部分に記録されて

いる情報は，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得る戦後帰国した朝鮮人労働者等の未収金等に関するものであるとしても，他の行政文書の公開により既に公にされていると認められること等に照らすと，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，このような事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

エ　以上によれば，通し番号１－５の文書の不開示部分に記録されている情報については，仮に，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされているとみたとしても，当該情報を不開示情報に当たるとした外務大臣の判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６の文書（文書３７６）は，大蔵省理財局外債課が作成した昭和３７年２月２６日付け「日韓関係想定問答（未定稿）」と題する文書であり，財産請求権問題に関し政府内部で想定，検討した問答内容が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１７ページ（－１７－）下から２行分（以下「不開示部分①」という。）

請求権として支払い得るものは十分法的根拠があるものでなければならないという我が国の立場が具体的に記録されている。

②　２３ページ（－２３－）の右葉（本文４３ページ）下から６行目から末行まで及び２４ページ（－２４－）の左葉(４４ページ)初行から５行目までの合計１１行分（以下「不開示部分②」という。）

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等が記録されている。

③　２４ページの右葉（４５ページ）２行目から１４行目までの合計約１３行分（以下「不開示部分③」という。）

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国人個人の契約者に支払う具体的な金額等が記録されている。

④　２７ページ（－２７－）の左葉（５０ページ）下から４行分（以下「不開示部分④」という。）

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在日財産清算状況に関する具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑤　２９ページ（－２９－）の左葉（５４ページ）４行目から８行目までの合計５行分（以下「不開示部分⑤」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容が記録されている。

⑥　２９ページ（－２９－）の下３行分及び右葉（５５ページ）全部（以下「不開示部分⑥」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑦　３０ページ（－３０－）の左葉（５６ページ）下から６行目及び最終行から３０ページの右葉（５７ページ）７行目まで（以下「不開示部分⑦」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑧　３０ページ（－３０－）下から４行目から３１ページ（－３１－）の左葉（５８ページ）８行目まで（以下「不開示部分⑧」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人未収金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑨　３１ページ（－３１－）の右葉（５９ページ）下から６行目から３２ページ（－３２－）の左葉（６０ページ）１０行目まで（以下「不開示部分⑨」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑩　３２ページ（－３２－）の右葉（６１ページ）下から９行目から最終行ま

で並びに３３ページ（－３３－）の左葉（６２ページ）全部及び同ページの右葉（６３ページ）６行目まで（以下「不開示部分⑩」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

⑪　３４ページ（－３４－）の左葉（６４ページ）下から９行目から最終行まで及び同ページの右葉（６５ページ）２行目までの合計約１１行分（以下「不開示部分⑪」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

⑫　３４ページ下から６行目から最終行まで及び３５ページ（－３５－）の左葉（６６ページ）６行目まで（以下「不開示部分⑫」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求（具体的には民間生保への請求）に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

⑬　３７ページ（－３７－）右側６箇所（以下「不開示部分⑬」という。）

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑭　３９ページ（－３９－）の左葉（７４ページ）下から約１３行目から最終行まで及び同ページの右葉（７５ページ）１行目までの１４行分並びに同葉下から４行分（以下「不開示部分⑭」という。）

韓国請求権の金額の算定について，大蔵省と外務省の間で著しい相違が生じた理由について具体的情報に基づいて検討した経過等が記録されている。

⑮　４０ページ（－４０－）左葉（７６ページ）３行目以下の約１ページ分（以下「不開示部分⑮」という。）

大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定として，具体的な情報に基づく数値が記録されている。

（乙Ａ１８３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について，具体的情報に基づいて検討した経過及びそれに基づいて試算等した具体的な数値又は金額であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれらが公となれば，当時，我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり，未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これらを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１８３）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

ａ　不開示部分①

不開示部分①の直前の記載は，要旨下記のとおりである。

記

（注）池田，朴会談について

問　昨年１１月１２日の池田総理と朴議長との会談において，請求権問題についていかなる合意が成立したのか。

池田総理と朴議長との会談において，朴議長は，韓国としては戦争賠償のようなものを要求しているのではなく，全て法的根拠に基づいた請求を出しているのであると述べ，池田総理からも，日本が請求権として支払い得るものは十分法的根拠のあるものでなければならないという日本側の立場を説明した。この点に池田，朴会談の合意があったわけである。そこで，結局，何が十分に法的根拠のある請求かということが問題となるわけであり，この点については一般請求権委員会における討議を通じて決まることになろう。

■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③の直前の記載は，要旨下記のとおりである。

記

要綱２　１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務のうち，とりあえず，逓信局分としての下記の弁済請求

(a)　郵便貯金・振替貯金・為替貯金等

[(b)　国債及び貯蓄債券等は，要綱５の有価証券に含める。]

(c)　朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

(d)　海外為替貯金[及び債券は要綱５の有価証券に含める。]

(e)　米軍布告第３号によって凍結された韓国受取金

（注）従来は，このほか

①　１９４５年８月９日以後の在韓日本人の預金引出額

②　国庫金の裏付資料のない歳出に対する韓国受取金

③　朝鮮総督府東京事務所の財産

を挙げていたが，今回は討議留保。

Ａ　郵便貯金・振替貯金・郵便為替

（韓国側主張）

１．理由

韓国人個人が預入した１９４５年９月１５日残高相当額分を韓国政府に支払うことを請求する。

２．金額

郵便貯金韓国人分（南北とも）	１０１９百万円
為替貯金韓国人分（南北とも）	１１１百万円
郵便為替（南北とも）	６７百万円
計	１１９７百万円

（１９４５年９月１５日現在）

(秘)①　従来は，過超金残高請求の形をとっていたが，今次会談では個人預入分の請求という形になった。

②　韓国側は，９月１５日現在の残高総額を推算し，これに日韓比（０．１２対０．８８と主張）を用いて上記のように算定。

③　上記韓国人分には，南北鮮の区別はなく，韓国側は，南北鮮問題に触れられるのを忌避しており，以下全要綱を通じてこの

態度は一貫している。

（日本側主張）

■■■不開示部分②■■■

(秘)■■■不開示部分②■■■

B　朝鮮簡易生命保険及び郵便年金

（韓国側主張）

１．理由

朝鮮簡易保険及び郵便年金特別会計から預金部に預入した１９４５年９月１５日現在残高の韓国人分相当額の返還を請求する。

２．金額（南北とも）１３５百万円

(秘)①　韓国側は，預入金推定１４８百万円に対し，日韓加入者比０．０９対０．９１（４５年８月末現在の日韓加入者月額保険料比率と主張）を用いて算定。

②　郵便貯金等と異なり，預金部預入金を挙げたのは，当該特別会計の存在した事実に着目したものと考えられる。

（日本側主張）

■■■不開示部分③■■■

c　不開示部分④

不開示部分④の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

要綱４　１９４５年８月９日現在，韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求する。

（韓国側主張）

１．理由

①　これら法人は終戦前から韓国法人であり，その在日財産は有体財産をも含めて当該法人のものであるから，その返還を請求

する。

② 在日財産の帰属は軍令３３号に関係はない。ただこれら法人の日本人株式は，全て韓国にあったので，軍令３３号で全部没収されたと考えるのが至当であって，その株式が可分性のものであるとは考えられない。

２．金額

日本側の清算処理の説明を聞いた上で実際の請求額を決めたいとして明示せず。

（日本側主張）

下記理由から韓国側の主張は不当である。

① これらの法人は，地域的にも，根拠法令の上からも，日本法人であって，これらの在日財産の帰属は，私有財産尊重の原則と国際先例から判断すべきものである。

② しかるときは，韓国側はこれらの法人の財産が韓国側に帰属するとの主張の根拠は，軍令３３号にあると考える他はなく，しかも，軍令は，その性格から，韓国領域外に所在する財産にまで及ぶとは考えられないから（地域論），在日財産には及ばない。

③ 一方，戦後，ＳＣＡＮＰＩＮにより，日本側は，在日財産に関する清算を命じられており，これが整理は大部分の会社について完了している。

したがって，韓国側に返還すべきものがあるとすれば，旧韓国人株主のために留保した現金又は第二会社の株式であって，これらについては，現に保管中である。

（付）したがって，当方としては，在日財産の返還請求を前提としては，在日財産清算の状況を韓国側に説明する必要はない

と考えられるが，差し支えない限りの資料は提供することとしている。

■■■不開示部分④■■■

d　不開示部分⑤～不開示部分⑫

不開示部分⑤から不開示部分⑫までの前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

要綱５　韓国法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債，公債，日銀券，被徴用韓人の未収金，補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。具体的には，

(1)　日本有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　被徴用韓人未収金

(4)　被徴用韓人補償金

(5)　韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(6)　韓国人の対日本人又は法人請求

A　日本有価証券

（韓国側主張）

１　韓国側の列挙する種別金額は下のとおり。（　）内は現物

日本国債	７，３７１百万円	（３４０）
朝鮮食糧証券及び食糧証券	１５２百万円	（１５２）
日本貯蓄券	１８百万円	（　１８）
政府保証社債	８３３百万円	（０．５）
日本地方債（横浜市債）	１百万円	－
日本社債	２６１百万円	（　８）
貯蓄及び報国債券	４百万円	（　４）

その他証券　　９２百万円（　９２）

計　　８，７３５百万円（６１７）

２　上表のうち，朝鮮銀行所有国債５８億円については，

①　そのうち４５億円は，４５年８月２５日に本店から東京支店に付替られたもので布告３号，軍令２号に照らして無効であり，また，これら布告・軍令に関係なしとしても，本支店間に債権債務関係を生じたので決済を要する。（要綱３ (1)に掲げた事項）

②　そもそも５８億円の国債は，鮮銀券の発行担保であったもので，然りとすれば，これが日本側に帰属したとするならば，結局，日本は要綱１の金を無償で取得した結果となるのであって，明らかに不当である，と主張する。

（日本側主張）

１　上記有価証券のうち

①　登録分

(ｲ)　閉鎖機関，在外会社所有分は，登録地たる日本に所在し，在日財産であり，軍令３３号もこれには及ばない（要綱４で述べたとおり。）から，返還は不要。

(ﾛ)　逓信部所有分は，総督府財産なるが故に韓国側に帰属するというならば国際先例に反するとして反対であるし，軍令は，上記 (ｲ)と同様効力が及ばないから，いずれにせよ返還は不要。

■■■不開示部分⑤■■■

(ﾊ)　その他のものは，本来韓国人の所有であれば考慮する。

②　現物分

現物提示を条件に考慮

(秘)　鮮銀所有国債（全て登録）については，本文の登録分(ｲ)の原則で説明できるし，本支店間債権債務や鮮銀券発行担保うんぬんの理屈には，日本法人たる鮮銀の処理につき韓国側の発言する余地なきものと考える。

■■■不開示部分⑥■■■

B　日本系通貨

（韓国側主張）

下記の支払を請求する。

日銀券	１，４９１百万円	（焼却分）
	６百万円	（現物）
政府紙幣	２３百万円	（焼却分）
	１百万円	（現物）
日本軍票	０．２百万円	（焼却分）
日銀少額紙幣	０．２百万円	（動乱中焼却）
中国儲備券	１百万円	（焼却分）
計	１，５２５百万円	

（日本側主張）

１　日銀行員立合で焼却したもののうち，

①　■■■不開示部分⑦■■■

②　軍票，儲備券は流通地域当局との間で解決すべきで韓国側に重ねて責任を負い難い。

③　鮮銀への寄託分は控除すべきである。

２　その他については現物確認の上考慮する。

３　■■■不開示部分⑦■■■

C　被徴用韓人未収金

（韓国側主張）

１　未収金として，２３７百万円を請求

２　本件については，１９５０年１０月２１日付け司令部書簡の掲載金額をとった。（韓国側は，徴用者に軍人軍属を含む。）

（日本側主張）

■■■不開示部分⑧■■■

D　被徴用韓人補償金

（韓国側主張）

１　太平洋戦争前後を通じて労務者，軍人軍属として日本に徴用された韓国人の生存者，死亡者，負傷者に対する補償を請求する。

２　具体的な請求金額は下のとおり。

生存者	９３万人@　２００ドル	計１８６百万ドル
死亡者	７．７　@１６５０ドル	計１２８百万ドル
負傷者	２．５　@２０００ドル	計　５０百万ドル
計		３６４百万ドル

３　上記人員数の根拠として韓国側は，戦略爆撃調査団報告書他１０点の統計表を掲げている。

ちなみに	内　　千人	
強制徴用者	６６７千人	（死亡負傷　１９　）
軍人軍属	３６．５	（死亡負傷　８３　）
計	１，０３２	（死亡負傷１０２　）

（日本側主張）

日本側としては，当時の法的地位から，日本人と同様の取扱いを行わざるを得ない。

しかるときは，生存者への補償は行えず，死亡，負傷者に対しては，未払分ありとすれば，前項Ｃ，未収金内に計上されていた

と考えられる。

なお，軍人は，次項Ｅ，恩給の項で考慮すべきである。

■■■不開示部分⑨■■■

③　徴用者人員数については，日本側としても資料収集に努力中であるが，的確な計数は把握し得ていない。

Ｅ　恩給その他

(1)　恩給

（韓国側主張）

１　下の金額を請求する。

	（人数）	（金額）
年金	３５，１２０名	２８９百万円
一時金	２０，２６８名	１６
	５５，３８８名	３０６

２　これについて，下のように補足説明している。

①　上記には，軍人軍属の普通恩給を含むが，傷病恩給及び遺族扶助料は，Ｄ，補償金に含ませてあるので計上していない。また，国庫支弁，地方費支弁の明細は不明であるが，１９４７年米軍政庁調査資料に基づいており，所属官署別は分かる。

②　終戦前の既裁定分及び終戦当時申請中の分につき，終戦から２０年間を積算した。

（日本側主張）

１　方針としては，

■■■不開示部分⑩■■■

２　日本側積算

■■■不開示部分⑩■■■

(2)　帰国韓国人寄託金

（韓国側主張）

1　下記のとおり返還を請求する。

ｲ)　税関預託通貨額　　１０，５１０千円

ﾛ)　鮮銀券と交換した日銀券　４８，７１４千円

ﾊ)　旧朝連寄託分　　５４，５５０千円

計　　１１３，７７４千円

2　上記のうち，

ｲ)は，韓国人が戦後帰国に当たり日本税関に寄託したもので１９５１年９月９日付け大蔵省書簡に表示されている。

ﾛ)は，韓国人が帰国に当たりその持っている日銀券と交換に鮮銀券を交付したが，未決済のままとなっている。

ﾊ)は，旧朝連の財産が戦後日本政府に差し押えられたが，その内に含まれているはずである。

（日本側主張）

1　ｲ)，ﾛ)については事実を確認の上考慮する。

ﾊ)については，区分不詳であるから確認に由ないことであるが，仮にあったとしても，ＧＨＱの指令による処分であり，かつ，国家財政に収入後は，内地朝鮮人の福祉に振り向ける趣旨で支出したものであるから，重ねて責任を負う必要はない。

2　日本側積算は次のとおり

■■■不開示部分⑪■■■

（韓国側主張）

1　終戦まで加入していた韓国人の生命保険関係債権を清算してほしい。

具体的には，加入者の責任準備金４億３８００万円（関係１９社）を請求する。

2　当時半強制的に加入させられていたのであり，事実問題として国庫回復後の解決は難しいであろうから政府対政府の問題としてその際請求する。

（日本側主張）

私人対私企業の関係であり，要綱６に該当する他の事項とも関連があるので，これだけ抽出して論ずるのは妥当でない。

■■■不開示部分⑫■■■

ｅ　不開示部分⑬

不開示部分⑬の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

（別紙）　　日韓請求権金額積算一覧表

（３７．２．１７現在）

（単位　百万円）

（要綱）	（韓国請求）	（当省試算）	（外務省試算）
Ⅰ地金銀	地金　２４９トン	■■■不開示部分⑬■■■	
	地銀　　６７トン	■■■不開示部分⑬■■■	
	（評価額１０２０億円）	■■■不開示部分⑬■■■	
Ⅱ逓信局関係		■■■不開示部分⑬■■■	
１郵貯等	１１９７	■■■不開示部分⑬■■■	
２簡保年金	１３５	■■■不開示部分⑬■■■	
３海外為替貯金	７０	■■■不開示部分⑬■■■	
４凍結受取金	４５	■■■不開示部分⑬■■■	
Ⅲ在韓法人在日財産	？	■■■不開示部分⑬■■■	
Ⅳ対日本人（政府）請求		■■■不開示部分⑬■■■	
１日本有価証券	８７３５	■■■不開示部分⑬■■■	
２日系通貨	１５２５	■■■不開示部分⑬■■■	

３未収金　　２３７　　■■■不開示部分⑬■■■

百万ドル　　■■■不開示部分⑬■■■

４補償金　　３６４　　■■■不開示部分⑬■■■

５恩給　　３０６　　■■■不開示部分⑬■■■

（３３８）　　■■■不開示部分⑬■■■

寄託金　　１１３　　■■■不開示部分⑬■■■

６民間生保　　４３８　　■■■不開示部分⑬■■■

合計　　１２８０１百万円

３６４百万ドル　<イ>補償金除外

地金銀現物　　■■■不開示部分⑬■■■

評価額　　■■■不開示部分⑬■■■

１０２０億円　　■■■■■

百万円

<ロ>補償金含み

■■■不開示部分⑬■■■

■■■不開示部分⑬■■■

①ドル評価額（１ドル＝３６０円）

韓国請求額

１００３百万ドル　　日本側試算　　外務省試算

（１ドル＝１５円では　　■■■■■■■　■■■■■■■

１５億ドル）　　■■■■■■■　■■■■■■■

②上記表中（）内は，３６年９月までの利息外書を示す。

ｆ　不開示部分⑭

不開示部分⑭の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

（付）韓国請求権に対する大蔵，外務両省案の相違について

問　韓国請求権の金額の算定について大蔵省と外務省の間で著しい相違があるといわれているが，その理由を問う。

御説のような，韓国請求権の金額についての正式の大蔵省案，外務省案といったものは存しない。ただ，事務当局の一部で交渉を進める上での参考として仮に試算したことがあるが，この問題については，なにぶんにも戦後１０数年を経過し，またその間に朝鮮動乱により資料を亡失したこともあって正確な事実を把握することが至難である上，更に朝鮮の独立という事実に対する国内法の適用についてどのような解釈で臨むかという極めて困難な問題がある。このように事実関係，法的解釈についてまだ不明な点が多々残された状況で，一応の試算が行われたものであって，この点について了承の間に若干の解釈の相違があったために金額の算定に相違を生じたものである。

しかしながら，これらの試算はあくまで仮の計算にすぎないものであって，政府としては，今後の会談における討議を通じて事実関係の一層の究明や法的解釈の統一を図った上，妥当な金額を見いだして行きたい所存である。

(秘)（備考）１　大蔵省案，外務省案の相違点について（別紙参照）大蔵案と外務案の相違は，主として①軍人，軍属，被徴用者に対する見舞金（Ⅳ(4)補償金）及び②恩給（Ⅳ(5)）に関する査定額の違いによるものであり，その他大部分の項目については両省案の数字にほとんど差はない。両省案の相違点が生じた理由は次のとおりである。

①　■■■不開示部分⑭－１■■■

②　■■■不開示部分⑭－１■■■

２　外務省が総理に提出した資料（３７．２．７「日韓請求権の今後の進め方について」）中の数字について

■■■不開示部分⑭－２■■■

ｇ　不開示部分⑮

不開示部分⑮は，「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する文書中にあり，「項目」欄，「Ａ案」欄，「Ｂ案」欄，「１月１０日付け大蔵省試算」欄の具体的内容に相当する部分である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－１６の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月１２日の第１次政治折衝における請求権問題に関する小坂外務大臣の発言要旨があり（乙Ａ１８６［－８１－以下］参照），また，通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月１２日から１７日までの間に行われた第一次政治折衝における一般請求権問題の討議内容として，小坂外務大臣の発言要旨が記録されているところ（乙Ａ１８８［－５１－］参照），これらの要旨は，下記のとおりである。

以上によれば，小坂外務大臣の下記見解は，昭和３７年当時の日本政府の公式見解であると推認することができる。

記

平和条約第４条の請求権については，全て法律関係と事実関係が明白に立証される必要があり，その立証責任は請求側にある。戦後１６年たった今日，また終戦直後の混乱，更には朝鮮動乱という事実を考慮するとき，本件に関し，納得のゆく程度の推定の要素が入ってくることはやむを得ないが，本質的には請求権としては法律関係，事実関係ともに立証されなければならない。

ｂ　不開示部分⑭－１関係

通し番号１－２１０の文書の一部開示部分には，大蔵省案と外務省案の相違点が生じた理由として，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３４２）。

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵，外務両省の査定は，大蔵案■■■不開示部分■■■，外務案■■■不開示部分■■■であるが，その相違は，主として，軍人，軍属，被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり，その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また，両省案とも，円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は１ドル１５円のレート適用することを主張している。）及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は，次の２点である。

第１点は，朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち，大蔵案においては，朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失，すなわち，平和条約発効時まで認め，それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち，したがって，朝鮮人文官恩給は昭和２７年４月で打ち切り，また，平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和２８年８月１日より復活），及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和２７年４月３０日公布）は，朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し，外務案においては，国際先例及び条理に基づき，日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し，日本人に準じ，現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し，該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採って

いる。

相違の第２点は，第２次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し，何らかの手当を行うか否かである。すなわち，大蔵案は，実定法上これらの者に対して，いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し，外務案においては大平官房長官の示唆もあり，終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し，引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

請求権として支払い得るものは十分法的根拠があるものでなければならないという我が国の立場として，具体的には，上記ア(ｲ)ａで認定した昭和３７年当時の日本政府の公式見解と同旨のもの

(ｲ)　不開示部分②

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等であって，（別紙７）第１の２(1)で説示した金額と同旨のものである可能性が極めて高い。

(ｳ)　不開示部分③

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国人個人の契約者に支払う具体的な金額等であって，（別紙７）第１の２(3)で説示した金額を含むものである可能性が極めて高い。

(ｴ)　不開示部分④

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在日財産精算状況に関する具体的な情報に基づく数値であって，（別紙７）

第１の４で説示した資料に記録された数値であって韓国側開示文書で既に公にされているものと同旨のものである可能性が高い。

(ｵ)　不開示部分⑤

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容

(ｶ)　不開示部分⑥

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的な情報に基づく数値

(ｷ)　不開示部分⑦

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値

(ｸ)　不開示部分⑧

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人未収金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値であって，（別紙７）第１の５(3)で説示した金額等と同旨のもの

(ｹ)　不開示部分⑨

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値であって，（別紙７）第１の５(3)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(ｺ)　不開示部分⑩

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等の具

体的な情報に基づく数値であって，（別紙７）第１の５(5)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(ｻ)　不開示部分⑪

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等であって，（別紙７）第１の５(6)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(ｼ)　不開示部分⑫

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求（具体的には民間生保への請求）に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等

(ｽ)　不開示部分⑬

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的な情報に基づく数値

(ｾ)　不開示部分⑭

ａ　不開示部分⑭－１

通し番号１－２１０の文書で開示されている前記ア(ｲ)ｂで認定した見解と同旨のもの

ｂ　不開示部分⑭－２

通し番号１－２０７の文書に記録されている数額（なお，当該数額の一部が通し番号１－６９の文書で開示されていることは，（別紙５）通し番号１－２０７の「第３　当裁判所の判断」を参照。）に関する大蔵省の具体的見解

(ｿ)　不開示部分⑮

大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定として，具体的な情報に基づく数値

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分⑭－１

不開示部分①及び不開示部分⑭－１に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものと同旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分④まで及び不開示部分⑧から不開示部分⑪まで

不開示部分②から不開示部分④まで及び不開示部分⑧から不開示部分⑪までに記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり，（別紙７）で説示した金額と同旨のもの等である可能性が極めて高いが，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公

にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ)　不開示部分⑤から不開示部分⑦まで，不開示部分⑫，不開示部分⑬，不開示部分⑭－２及び不開示部分⑮

不開示部分⑤から不開示部分⑦まで，不開示部分⑫，不開示部分⑬及び不開示部分⑮に記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用すること

はできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分①，不開示部分⑭－１

(2)　不開示部分②から不開示部分⑬まで，不開示部分⑭－２及び不開示部分⑮

（別紙５）通し番号１－７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７の文書（文書３７９）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「韓国国宝古書籍目録，日本各文庫所蔵」と題する資料（総数１１４ページ）であり，韓国国宝古書籍目録であり，「著者名」，「書名」，「数量」等が記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７の文書は，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の内部の検討資料であり，上記文書に記録されている内容は，国交正常化交渉が継続している北朝鮮との間においても問題となり，今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性があるところ，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，文化財問題に関する当時の我が国の関心事項が露見することになり，また，我が国が保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなるから，今後の日本政府の北朝鮮との交渉において我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－７の文書に記録されている情報は，日本各文書に所蔵されている韓国国宝古書籍の「著者名」，「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－７の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国国宝古書籍に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－７の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－７の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８の文書（文書３８０）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した「韓国国宝古書箱目録（第二次分）」と題する文書（総数１５９ページ）であり，韓国において国宝に指定された古書の「著者名」，「書名」，「数量」等が記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８の文書は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，日本政府内部で検討するための資料であるところ，上記文化財問題は，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度懸案事項として問題となり，今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性があり，そうなれば日朝国交正常化交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，我が国が保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はな

い。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－８の文書に記録されている情報は，韓国において国宝に指定された古書の「著者名」，「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国において国宝に指定された古書に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情

の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－８の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－９の文書（文書３８１）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した日本に所在する韓国国宝美術工芸品に関する文書（総数５５ページ）であり，日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９の文書は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－９の文書に記録されている情報は，日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－９の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国国宝に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－９の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０の文書（文書３８２）は，大韓民国駐日代表部が作成した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する資料（総数１３ページ）であり，①日韓請求権協定における韓国側の具体的提案の細目として請求権に関係する具体的な情報及びリスト，②日本国内で朝鮮半島由来の書籍及び工芸品を所有していると思われる団体の名称が記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０の文書は，いずれも，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について，韓国側が提案した事項の細目であり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ，同様の問題が懸案事項として顕在化する可能性が高く，そうなれば同交渉の円滑な実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

通し番号１－１０の文書は，韓国政府作成の文書であり，日本の外交交渉に直接関わるものではなく，返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北

朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１０の文書は，大韓民国駐日代表部が作成して日本側に提示した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する資料（総数１３ページ）である。

そして，上記事実に加え，判決本文で説示したとおり，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書（韓国側開示文書）が公開されていることを総合すれば，通し番号１－１０の文書は，韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０の文書は，韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の

不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小活

したがって，通し番号１－１０の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１の文書（文書３８３）は，大韓民国駐日代表部が作成した「返還請求韓国文化財目録」と題する資料であり，韓国側が返還請求していた韓国文化財の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で記録されている。（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１の文書は，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，これを公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア(ｱ) 前提事実（各論）によれば，通し番号１－１１の文書は，大韓民国駐日代表部が作成して日本側に提示した「返還請求韓国文化財目録」と題する資料である。

そして，上記事実に加え，判決本文で説示したとおり，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることを総合すれば，通し番号１－１１の文書は，韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側の文書として既に公にされているものと推認することができる。

(ｲ) さらに，証拠（乙Ａ１８６）によれば，昭和３７年２月２８日に韓国側が日本側に提出した「返還請求韓国文化財目録」と題する文書は，既に全部開示されていると認められる（なお，当該「返還請求韓国文化財目録」が通し番号１－１１の文書と同一のものであるかどうかは，被告の上記主張からは必ずしも明確ではないが，その題名等からすると，同一のものである可能性が極めて高いといえる。）。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１１の文書は，韓国側開示文書として既に公にされているものと推認されるものである（なお，上記ア(ｲ)のとおり，日本においても通し番号１－１１の文書と同一の題名である韓国側提出文書が既に開示されている。）から，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１１の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確

保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小活

したがって，通し番号１－１１の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２の文書（文書３８４）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した「伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録」と題する文書（総数６ページ）であり，伊藤博文が収集し，東京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器の「品名」等の情報が目録形式で記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２の文書は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，これを公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１２の文書に記録されている情報は，伊藤博文が収集し，東京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器の「品名」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１２の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国高麗陶磁器（伊藤博文が収集し，その当時東京博物館で保管中であったもの）に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１２の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１２の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３の文書（文書３８５）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した「Ｚ２３４文庫中官府記録目録」と題する文書（総数９ページ）であり，韓国において収集され，京都大学付属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等の情報が目録形式で記録されている。

（甲６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３の文書は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，これを公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度懸案事項として問題となるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１３の文書に記録されている

情報は，韓国において収集され，京都大学付属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１３の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国古書籍（その当時京都大学付属図書館で保管中であったもの）に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１３の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１３の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１３－２

通し番号１－１３－２の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については，（別紙５）通し番号２－３で併せて説示する。

（別紙５）通し番号１－１４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４の文書（文書４５３）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３９年７月１６日から同年８月２７日までの間に行われた日韓会談首席代表非公式会合の第１１回会合から第１５回会合までの各記録である。

このうち不開示部分は，２０ページ（－２０－）の５行目からの約３行分であり，同年７月２３日に行われた第１２回非公式会合においてＺ２３１アジア局長が国費留学生の各国割当に関して述べた見解が具体的に記録されている。

（乙Ａ１８４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の国費留学生の各国割当に関する見解（しかも，これは，非公式会合であるという前提の下でアジア局長が述べた率直な見解でもある。）が露見し，この点に係る国の施策・方針決定の経過又は過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，

不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１８４）によれば，通し番号１－１４の文書の不開示部分は，昭和３９年７月２３日付け「日韓会談首席代表第１２回非公式会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

４．議事要旨

(11)　Ｚ３１７参事官より，国費留学生の問題について尋ねたのに対し，Ｚ２３１局長より，■■■不開示部分■■■もう少し待って欲しいと述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国側から国費留学生の問題を尋ねられたのに対し，日本側のＺ２３１局長が国費留学生の各国割当に関して述べた見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時の国費留学生の各国割当に関する見解であるから，当時の国際情勢や日本の財政状況・政治体制等を前提にしたものといわざるを得ないこと等に照らすと，仮に日朝国交正常化交渉において当該事項が協議され得るものであったとしても，それから既に４０年以上

経過しており，その間に国際情勢や日本の財政状況・政治体制等は著しく変化していること，上記見解が表明された日韓会談首席代表会合は非公式に開催されたものであるが，上記見解部分以外の双方の発言要旨は通し番号１－１４の文書の一部開示により既に公にされていること等，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する現在の日本政府の施策・方針決定の経過又は過程等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５の文書（文書５２５）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年４月１日付け「日韓会談重要資料集」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の過程等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　５２ページ（－５１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の約７行分（以下「不開示部分①」という。）

これには，大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表が記録されている。

②　５５ページ（－５４－）の下から６行目の約半行分（以下「不開示部分②」という。）

これには，「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」の一項目の具体的内容及び金額が記録されている。

（乙Ａ１８５，乙Ａ２７４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号１－１５の文書の不開示部分に記載された各情報は，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値及び具体的な請求権の内容及びその金額であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば，当時，我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり，未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，わが国

政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する再反論

通し番号１－１５の文書が他の文書と比較した場合において，その周辺部分の体裁が類似しているとしても，その記載内容が同一であるとは限らず，また，韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

そもそも，個々の文書の価値や重要性は，それぞれ当該文書を保有する各国政府ごとに判断されるものであり，他国が開示した文書であっても，日本政府が係る文書を開示することには，独自の意味あいを持ちうる。とりわけ，仮に，原告らが主張するように，当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても，我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば，同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか，当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずであるし，不開示部分①には不開示部分②と異なる情報が記録されている以上，上記(1)のとおり不開示情報に該当することは明らかである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　<ｱ>　通し番号１－１５の文書の５５枚目約１行分及び通し番号１－１７０の文書の１７枚目約１行分（乙Ａ３１１）は，「AIDE－MEMOIRE on talking of the 28th May,1953」との表題がついた文書中の「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目であり，<ｲ>　既に韓国で開示されている日韓会談関連文書中に存在する「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書（甲１４３の８の１，２枚目）には，「韓国側

が日本語で作成して Aide-Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書を３度にわたって日本側に提示したと記載されており，その原本が韓国側で発見できなかったので，その写本（原本は，韓国側が作成した文書であるから，手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている）を日本から受け取った」との記載があるところ，<ｳ> 韓国で開示された文書（日本側から受け取った写本），通し番号１－１５の文書の不開示部分を含む文書（甲１４３の９）及び通し番号１－１７０の文書の不開示部分を含む文書（甲１４３の１０）を対照すれば同一の内容となっていることに照らすと，これらの文書が全く同一の文書であることが明白である。

以上によれば，通し番号１－１５の文書の不開示部分②には，「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）」と記録されていることが明らかであり，これは既に公開されている情報（甲１４３の８の７枚目下段）であるといわざるを得ない。

(2) 被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による具体的数値の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３ 当裁判所の判断

１ 不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ) 通し番号１－１５の文書の不開示部分は，次のとおりである（乙Ａ２

７４）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「わが方の対韓請求額についての大蔵省試算」と題する書面部分（約７行分）であり，全部不開示である。

ｂ　通し番号１－１５の文書の不開示部分②は，「第２次会談における韓国側の請求項目」と題する部分の「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th May,1953」中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

３．諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

Ａの部

●●●●●注文品代金前渡金	６，１８７，０６７	円
●●●●●　〃	２，２０７，０８８	〃
●●●●●　〃	８０１，０１６	〃
●●●●●　〃	１３２，６０３	〃
●●●●●　〃	２８２，８０６	〃
●●●●●　〃	８４１，７４５	〃

Ｂの部

在外日本軍部機関の供託金等	１，９３３，１９３	円
麻薬代金未収金（日本厚生省外）	１２，９８５，７２５	〃
交通部運賃乗車券代その他未収金	３１，９８０，３８６	〃
林産物供出代金未収金	５，９６５，６２７	〃
●●●●●未収金	５３，９９５，４３２	〃
●●●●●関係未収金	８８，９１０	〃
●●●●●工事前渡金	２５５，５４２	〃

（中略）

Ｄ′の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１．韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分■■■に関する件

２．第３国所在の韓国人（法人を含む）財産回収又は補償方法に関する件

３ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

５０９，４６１，２４６円

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号３－１７の文書の一部開示部分には，日本の対韓要求額に関して次の表等が記録されている（乙Ａ５５［－１２８－］）。

第４表　韓国政府の対日要求額と日本の対韓要求額

朝鮮に対する日本の請求権	
一　朝鮮における日本の投資	
Ａ　工場及び機構（朝鮮におけるこの種機構の払込資本の９０．７３％に相当する）	2,207,720,276円
Ｂ　金融及び銀行等（朝鮮における総銀行資本の８８．８％に相当する）	441,691,467円
Ｃ　商業組織等（朝鮮における総商業投資の７３．７％に相当する）	603,157,115円
Ｄ　漁業，鉱業並びにその他原始産業（朝鮮におけるこの種投資の９３．５％に相当する）	597,171,031円
(1)　１エーカーの評価２２７円の高地３１８，９９７エーカー	7,265,773円

(2)　１エーカーの評価６５．１円の水田７４５，７９０エーカー	48,674,199円
(3)　１エーカーの評価４１．２円の市街地１２，８９９エーカー	532,722円
(4)　森林地５７８，５４６エーカー	1,178,665円
二　朝鮮に残された日本人の所有の住宅と船舶	
A　各戸約２万円として約２０万戸の在朝日本人所有住宅	4,000,000,000円
B　各種船舶	1,000,000,000円
総　　計	8,889,399,420円

(ｳ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書（当該文書は，そもそも１９５３年（昭和２８年）当時，韓国側が日本側に提示した文書であるが，１９６１年（昭和３６年）３月頃，韓国側に原本が存在しなかったことから，韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）があるところ，当該文書には，要旨下記のとおり記載されている（甲１４３の８，１４４［７ページ］）。

記

３．諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

Ａの部

Ｚ１３株式会社注文品代金前渡金　６，１８７，０６７円

Ｚ１４株式会社　〃　２，２０７，０８８円

Ｚ１５株式会社　〃　８０１，０１６円

Ｚ１６株式会社　〃　１３２，６０３円

農地開発営団　〃　２８２，８０６円

馬事会種馬代金前渡金　〃　　８４１，７４５円

Ｂの部

在外日本軍部機関の供託金等　　１，９３３，１９３円

麻薬代金未収金（日本厚生省外）　１２，９８５，７２５円

交通部運賃乗券その他未収金　　３１，９８０，３８６円

林産物供出代金未収金　　５，９６５，６２７円

朝鮮食料営団未収金　　５３，９９５，４３２円

水利組合連合会関係未収金　　８８，９１０円

農地開発営団工事前渡金　　２５５，５４２円

（中略）

Ｄ′の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

二　第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

三ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

５０９，４６１，２４６円

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表

(ｲ)　不開示部分②

「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５の文書の不開示部分に記録され

ている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうか及び裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無については，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額であり，これに別紙７記載の日本側の試算額を含んでいる可能性もないわけではないが，本件全証拠によっても，当該情報に係る試算額と別紙７記載の日本側の試算額が同一時期に検討されたものであることを的確に認める証拠がない上，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって，不開示部分①に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

ｂ　そこで，通し番号１－１５の文書の不開示部分①に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示と

した外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号１－１５の文書の不開示部分①に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分中通し番号１－１５の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，不開示部分②に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分①に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６の文書（文書５２６）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年７月１日付け「日韓会談重要資料集（続）」と題する内部文書であって，日韓会談において提出された資料集であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，９０ページ（－８９－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，１９４５年（昭和２０年）８月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的内容及び金額が一覧表として記録されている。

（乙Ａ１８６）

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額が明らかになり，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，ひいては，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１６の文書の不開示部分は，「資料続３１．１９４５年（昭和２０年）８月現在在朝鮮本邦在外資産」と題する文書であり，全部不開示である。なお，通し番号１－１６の文書は，昭和３５年４月１日付けで「日韓会談重要資料集」が作成された後，新たに作成，提出された資料や今日になって掲載した方が適当と思われるに至った資料を収録したものである（乙Ａ１８６）。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，日本政府が１９６１年（昭和３６年）１１月に米国から入手した１９４５年（昭和２０年）８月現在の在韓日本財産目録として下記の一覧表がある（乙Ａ１０８［－２４０－］）。

記

	総　　額	南　朝　鮮	北　朝　鮮
総　　額	5,246,495,036	2,275,535,422	2,970,959,614
国　　有	998,226,680	449,202,006	549,024,674
法人所有	3,544,068,356	1,333,393,416	2,210,674,940

個人所有	704,200,000	492,940,000	211,260,000

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１６の文書の不開示部分には，１９４５年（昭和２０年）８月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的内容及び金額が一覧表として記録されているところ，通し番号１－６９の文書に掲げられた上記ア(イ)で認定した一覧表は，その入手時期，文書の表題，文書の内容（特に基準時点）等に照らすと，通し番号１－１６の文書の不開示部分中の上記一覧表と同一のものであると推認することができる。

したがって，通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記ア(イ)で認定した一覧表と同一であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

エ　以上によれば，通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７の文書（文書５３１）は，昭和３９年１１月１日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談問題別経緯（２）（漁業問題）（その３）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する漁業問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，１１５ページ（－１１５－）であり，経済協力の一環として検討されていた「漁業協力の明細」に記載された各事業の資金として算定された具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ１８７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な経済協力を引き出すべく交渉に臨むことができるというように，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７の文書に記録されている情報については，次のとおりである（乙Ａ１８７）。

ａ　通し番号１－１７の文書の不開示部分は，通し番号１－１７の文書の資料１０(2)「（仮訳）韓日間漁業問題に関する閣僚会議韓国側要約会議録別紙」の別紙１２として掲げられた表（１９６４年（昭和３９年）３月２７日付け「漁業協力明細」と題する表）中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（なお，不開示部分は「金額」欄の■■■部分である。）。

記

事　　業	金　　額	内　　訳	
		項　　目	金　　額
総額 １．沿岸漁業構造改善	■■■■■	漁船補修及び建造用	■■■■■

	[redacted]	資材 船用ディーゼル・エンジン 漁業施設機資材 漁船導入	[redacted]
2．魚族保護施設		水産試験施設 研修生訓練 試験調査及び指導船 漁港修築 気象予報施設及び漁業無電施設	
3．水産施設		水産資材生産施設 水産物処理加工施設	

b　通し番号１－１７の文書の資料１０(1)は，１９６４年4月6日付け「（仮訳）韓日間漁業問題に関する閣僚会談韓国側要約会議録」と題する文書であり，上記(ｱ)で認定した資料１０(2)の別紙１２に関する部分は，要旨下記のとおりである。

記

I

１・元容奭大韓民国農林部長官と赤城宗徳日本国農林大臣は，１９６４年3月１０日から１９６４年4月6日まで１２回にわたって会談した。

２．（略）

３．　以上の会談の概要は，大体以下のとおりであり，本会議録及び

これに対応する相手方の会議録は，双方でそれぞれ作成したものである。ただし，その内容に関しては，互いに事前に交換して検討し，双方の記録作成者が相手方会議録の内容の大綱について異論がないことを了承した。

（中略）

Ⅳ

１．漁業協力の金額に関し，韓国側は別紙１２のような内訳の総額１億１４００万ドルを提示した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５２の文書の一部開示部分には，韓国側が昭和３９年（１９６３年）７月１６日に提示した「漁業協力案」の明細書として，要旨下記の内容が記録されている（乙Ａ８３［－２６６－］）。

記

１　無償供与	＄21,730,000 (1)　水産試験場施設拡充　＄400,000 (2)　水産教育及び研究施設　＄2.600,000 (3)　水産技術センター施設　＄750,000 (4)　研修生訓練及び技術者招請　＄420,000 (5)　漁船補修資材　＄13,000,000 (6)　調査試験船　＄4,560,000
２．無償供与又は政府間長	

期低利借款 年　　利　３．５％ 据置期間　７年 償還期間　２０年 ３．民間長期低利借款 年　　利　４％ 据置期間　５年 償還期間　１５年	＄39,671,000 (1)　漁業指導船　＄5,246,000 (2)　Diesel機関　＄1,875,000 (3)　漁業無線及び漁港施設　＄32,550,000 ＄116,976,000 (1)　漁船建造及び導入　＄101,250,000 (2)　漁船補修資材　＄7,076,000 (3)　Diesel機関製作工場施設　＄5,000,000 (4)　合成繊維Rope工場施設　＄550,000 (5)　製造加工施設　＄3,100,000 総額　＄178,377,000

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国政府が作成した議事録を日本語に訳したものであって，韓国側が提示した漁業協力案の明細としての各事業の資金として算定された具体的金額であると推認することができる。

また，上記のような内容の当該情報が記録されている行政文書の原本（韓国語版）は，韓国において韓国政府が保有する日韓会談に係る行政文書（韓国側開示文書）が公開されていることに照らすと，韓国側開示文書として開示されているものと推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その原本が韓国側開示文書として既に公にされているものと推認されるものであり，しかも上記ア(イ)のとおり日本政府が保有する

行政文書の一部開示によりその直近の時期における韓国側提示の漁業協力案の明細書の内容も既に公にされているから，仮に当該情報に係る事項が現在においても日朝国交正常化交渉で漁業問題として協議の対象となりうるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，新たに北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の対処方針等を把握したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりする蓋然性があるとまではいえない。他に，当該情報につき，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小活

したがって，通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１８の文書（文書５３３）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年７月１日付け「日韓会談問題別経緯（４）（一般請求権問題）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における財産・請求権に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１４ページ（－１４－）１３行目から１５行目までの３行分（以下「不開示部分①」という。

これは，第３次日韓会談におけるＺ２３５駐米大使の請求権相互放棄案に対する日本政府の具体的な見解として個別の請求権についての解決方針が記録されている。

②　６２ページ（－６２－）１０行目から１２行目までの３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，第６次日韓会談における予備交渉第１回会合においてＺ１７アジア局長が発言した内容であり，日韓両国が請求権として提示した金額について，大蔵省が試算した日本側の請求権の具体的な金額として請求権の試算の総額等が記録されている。

③　７０ページ（－７０－）１４行目の約７文字分（以下「不開示部分③」という。）

これは，第６次日韓会談における予備交渉第６回会合においてＺ１７アジア局長が発言した内容であり，日韓両国が請求権として提示した金額について，韓国側から提示された譲歩案に対して，日本側が提示した具体的な金額として請求権の試算の総額等が記録されている。

④　７４ページ（－７４－）１１行目から１７行目までの７行分（以下「不開

示部分④」という。）

これは，第２回大平外相・Ｚ２２３中央情報部長会談において討議された請求権金額の具体的な内容として請求権の試算の総額等が記録されている。（乙Ａ１８８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，北朝鮮は，上記各不開示部分に記載された日本政府の方針及び総額等を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるため，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１８８）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３７年７月１日付け「日韓会談問題別経緯(4)（一般請求権問題）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

５．第３次会談（昭和２８年１０月６日より同年１０月２１日まで）

(1)　（中略）

次いで，１０月９日の請求権部会において，韓国側は，従来のファクトファインディング方式をこれ以上続行しても進展はないと思われるから，この際，当初の韓国側主張のとおり，日本には対韓請求権は何一つなく，取極の主題とされるのは韓国の対日請求権のみであるという原則を確立してから，韓国側請求権について討議を進めたい，韓国側法理論については，先に提示した米国務省の覚書どおりで，米国も韓国と同見解である旨主張した。

この主張に対し，日本側は，前記米国書簡にかかわらず，日本側に対韓請求権ありという従来の主張に変更はない，同書簡の末段に「在韓日本財産の没収は第４条ｂ項の取極の際考慮云々」の字句がある上，第１回会談の際，Ｚ２３５首席代表が，非公式ではあるが数回にわたり，請求権の相互放棄に言及されたことからみて，韓国側が一方的に対日請求権を主張することではなく，互譲の精神による政治的歩み寄りによるならば解決の余地があると示唆した。

これに対し，韓国側は，Ｚ２３５首席代表の相互放棄に関する発言を口をそろえて否定するとともに，在韓日本財産は元来権力機構の下に蓄積されたものであるから，この財産に対する日本側の政治的請求権と，韓国側の領土分離の際における最小限の法律的清算的な請求権とは性質が根本的に相違するので相殺することはできない，日本はフィリピン，インドネシアに対しわずか１年位の占領で賠償を支払うことになっている，韓国は３６年の占領期間中の損害を賠償してくれとは言わぬが，在韓日本財産だけでは満足できないので，領土分離に伴う当然の法律的清算を主張しているのであると述べた。

日本側からは，これに対して，在韓財産を一切失い，その上とられるのであれば，日本の国民感情が納得しない，相互放棄をこちらからは提案しないが，Ｚ２３５大使が言明したようにそちらから提案があれば，話に応じてもよい，■■■不開示部分①■■■

(2)　（以下略）

b　不開示部分②，不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分②，不開示部分③及び不開示部分④は，昭和３８年１０月１日付けで作成された「日韓会談問題別経緯(4)（一般請求権問題）（その２）」と題する文書中にあり，各不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

(2)　予備交渉第１回会合よりＺ２２３部長第１回来日まで

(ｲ)　予備交渉第１回会合（８月２１日）

まず，Ｚ１８代表より，請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

（中略）

次いで，Ｚ１７アジア局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談の折，全く非公式な形で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は７千万ドルを提示した。その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかと言われたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろ膨らませて７千万ドルまで引き上げることもできないことはないが，２本立てとなれば，その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，■■■不開示部分②■■■しかも，■■■不開示部分②■■■例えば恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく，まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。また，韓国側としても，１０年来請求権を主張してきて，結局請求権として支払を受けたものが極めて少額であるということでは国内的にも困られるのではないかと思う。以上の理由から，請求権という名目はやめ，無償援助１本にしようというのが日本側の考えであり，しかも韓国側は国内には請求権の解決であると説明されて差し支えないわけである。

重要な点の第２は，韓国側から請求権を「放棄する」又は「主張しない」と言っていただく点である。すなわち，平和

条約第４条がある以上，どこかで請求権が解決したことを明らかにしておかなければ将来に問題が残るわけで，韓国側で「放棄する」といえないならば，「主張しない」とか「解決したと認める」とかの適当な表現でも良いと思う。」

（中略）

(ニ)　第６回会合（９月１３日）

Ｚ２３６代表より，韓国側としては，日本側が歩み寄るならば韓国側も大いに歩み寄る用意があり，今自分の受けている訓令では，韓国側が１億ドル下がったなら日本側にもその半分の０．５億ドル上がって欲しいという内容になっていると述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，それは問題にならない，日本側では■■■不開示部分③■■■が出発点であるべきだと考えており，この程度では韓国側が歩み寄りを示したものとはみなし得ないと述べた。

（中略）

(4)　Ｚ２２３中央情報部長の第２回来日（１１月１０日より１３日まで）

第２回大平外相・Ｚ２２３部長会談（１１月１２日）

本会談においては，約３時間半にわたり主として請求権問題の解決方法をめぐり忌憚のない討議が行われていたが，その概要は次のとおりである。

（ｉ）　請求権の「方式」

日本側より，国交正常化に関する取極等のうち下記趣旨の条項を置くことを提案した。

第１項　日本国は，日韓国交の正常化を祝し，両国間の友好親善を祈念し，韓国における民主安定と経済発展に寄与するた

め，〇億ドルに等しい円の価値を有する日本人の役務及び日本国の資材を供与することとする。

第２項　両締結国は，平和条約第４条に基づく韓国又は韓国国民の日本国又は日本国民に対する全ての請求権が完全にかつ最終的に解決されたことを確認する。

これに対し，韓国側より，「韓日間の請求権問題を解決し，かつ，韓日間の経済協力を増進するため，次の措置をとるものとする。」との提案があり，今後の予備交渉において日韓両国案につき討議を進めることとなった。

■■■不開示部分④■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　日韓予備交渉第１回会合（昭和３７年８月２１日）

通し番号１－９１の文書の一部開示部分には，日韓予備交渉第１回会合においてＺ１７局長より，Ｚ１８代表の発言を補足すると前置して述べた内容が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－９１の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおりであるところ，不開示部分②に関連する部分の記載は，要旨下記のとおりである（乙Ａ２４７参照）。

記

（中略）２本立てとなれば，その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分■■■とのことである。しかも，この■■■不開示部分■■■でも，■■■不開示部分■■■については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。

ｂ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）

通し番号１－９１の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日

韓予備交渉第３回会合（９月１３日）における発言の概要として，下記のとおり記録されている（乙Ａ２４７［－７０－］）。

記

(3)　Ｚ２３６代表より，韓国側としては，日本側が歩み寄るならば韓国側も大いに歩み寄る用意があり，今自分の受けている訓令では，韓国側が１億ドル下がったなら日本側にもその半分の０．５億ドル上がって欲しいという内容になっていると述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，それは問題にならない，日本側では５億ドルくらいが出発点であるべきだと考えており，この程度では韓国側が歩み寄りを示したものとはみなし得ないと述べた。

ｃ　第２回大平外相・Ｚ２２３部長会談（昭和３７年１１月１２日）

(a)　通し番号３－４１の文書の一部開示部分には，次のとおり記録されている（乙Ｂ７７）。

①　昭和３７年１１月１２日付け「大平大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長第２回会談記録」

記

冒頭，大臣より，予め用意した別添トーキング・ペーパーを提示した後，概要次のような討議を行った。

１．請求権問題

(1)　方式

韓国側の案として，「韓日間の請求権問題を解決し，かつ，韓日間の経済協力を増進するため，次の措置をとるものとする。・・・」との提案があり，予備交渉において討議を進めることとなった。

(2)　金額

（韓国側の提案は，まじめなものであるとは認められたが，

本件に関してはいまだかれらの間に相当の懸隔があるので，日韓双方において各々総理及び議長の指示を待つこととし，それまでは大臣及びＺ２２３部長間限りの宿題とし，双方の代表にも内容を明かさないことを約束した。）

（以下略）

② 昭和３７年１１月１０日付け「請求権の金額問題会談メモ（案）」と題する文書

記

１．先日の会談の際，Ｚ２２３部長から，無償供与と長期低利の借款を併せて６億ドルと近づけられたく，また，そのうち無償供与は（３億＋アルファ）であるべき旨の希望が表明された。

２．当時私が米国筋より示唆された数字としての３億とか，日本側の考えとして２億ないし２億５０００万の数字に言及したとき，私は借款の話は請求権問題処理とは切り離し，国交正常化後と経済協力として取り上ぐべき問題だとの見解であったが，右の数字は請求権問題解決のための無償供与のみを意味していた。

３．しかし，その後池田・Ｚ２２３会談の結果等も参考にして種々研究した上に立って，私は，無償供与と借款とを併せて請求権問題を解決する方式に賛成する。

４．この新方式による場合も，日本側としては，Ｚ２２３部長の希望のごとく双方併せて６億などの巨額は全然問題にならず，まず両方併せて４億見当が適当と思う。

５．この４億の内訳を無償供与と借款の間にいかに分けるべきかについては，種々の考え方があろう。日本側の都合から言えば，半々にして２対２が適当と思うが，韓国側の立場も考え，無償

２．５対借款１．５程度ではいかがであるか。

６．（次に韓国側の反響をみつつ）この２．５対１．５の上にオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして無償３対借款１．５まで譲歩する用意がある（この場合も実質的な持ち出しは約４億にとどまる。）

７．この金額は韓国の５カ年計画の外資期待分の半ばに及び，また，韓国の外資消化力からいっても十分な額と思う。

８．なお，この借款は韓国側が年々確実に入手し，計画的に使用し得るごとく，海外経済協力基金より韓国政府に対する直接借款とする。

そのほか，適当なプロジェクトがあれば，コマーシャルベースにより，輸銀より通常の延べ払いクレジットの供与されることはもちろんである。

(b)　通し番号１－２５２の文書の一部開示部分には，上記(a)①の会談記録のほか，大平外務大臣が「日韓交渉の回顧」で述べた内容が下記のとおり記録されている（乙Ａ８３［－１２６－以下］参照）ほか，大平外務大臣が当時作成したメモ（同［－１３２－以下］）も記録されている（乙Ａ８３）。

記

Ｚ２２３氏との第２回目の会談では話はついたのだが，そのときは池田総理はちょうど訪欧中だったので，私一人で決めかねたし，彼はアメリカからの帰途，東京に寄ったときだったので，帰って大統領と話をして，その結果によっては内容を変える場合もあり得るということで，お互いに話をした。

金額では，私の方が無償２．５億ドル，先方は３．５億ドルで，１億ドルの開きがあった。私が提案したのは，池田総理が帰ってき

たら私はこれを３億ドルにすることに努力しよう，あなたはお帰りになって朴大統領に３億ドルにならないかと相談して欲しい。お互いに３億ドルという線を努力目標として考えようではないかという点が１点。

第２点は供与の期間は１０年間を目安にしよう。そのとき，私は少し交渉が下手で，「日本の財政が許せば「繰り上げることもあるべし」という点を考えます」といった。

第３点は，プラスアルファとして１億ドル以上の民間レベルの供与を彼が強く主張した。私は民間レベルの経済協力は青天井ではないか，今後いくらできるかわからないので１億ドルとか金額を限定する必要はない。「このほかに相当程度今後，民間経済協力で期待できる」ということでいいのではないかと言った。ところが，向こうの内部事情で，全部あわせて６億ドルという線を彼が勝ち取らなければならない立場だったようで，執拗に頑張られた。それで私は期限がないのだから，考えてみればまあよかろうと言ったが，しかし「こんなことをいうことはおろかですよ」と付け加えた。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

第３次日韓会談において日本側が示したＺ２３５駐米大使の請求権相互放棄案に対する具体的な見解としての個別の請求権についての解決方針

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－９１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した文

言を含むものであり，遅くとも昭和３６年までに，大蔵省が試算した韓国側に支払うべき請求権についての総額等

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－９１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「５億ドルくらい」との文言

(ｴ)　不開示部分④

第２回大平外相・Ｚ２２３中央情報部長会談において討議された請求権金額の具体的な内容として請求権の試算の総額等であり，具体的には通し番号１－２５２の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した内容と同趣旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，韓国側に提示された請求権問題に関する日本政府の具体的見解であるが，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等であるが，昭和３７年当時，

日韓両政府間の交渉で現に示されたものであり（したがって，日本側が提示した請求権に関する査定額であることから，韓国側開示文書に記録され，これが既に公にされている可能性が高い。），他方で，当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額（７千万ドル）が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると，請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお，このうち，不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報については，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④

(2)　不開示部分①

（別紙５）通し番号１－１９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９の文書（文書６０９）は，外務省が作成した「朝鮮関係船舶の引渡問題について」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における懸案事項の一つであった朝鮮関係船舶引渡し問題について政府部内で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額が記録されている。

①　１６ページ（－１６－）の左から４行目の１１文字分（以下「不開示部分①」という。）

②　３８ページ（－３８－）右から５行目から８行目までの８文字分，９文字分，７文字分，５文字分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１８９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９の文書の不開示部分に記載された各情報は，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中の懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく具体的金額であり，我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして，上記各情報の内容は，財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものである。

通し番号１－１９の文書の不開示部分に記載された上記各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見する

こととなり，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１８９）によれば，通し番号１－１９の不開示部分の前後の記載は，要旨下記のとおりであると認められる。

記

(a)　朝鮮置籍船の引渡し

（中略）

既述のごとく，昭和２２年４月１０日在鮮米軍に引き渡されたＺ１については，その旧保管者●●●の代表者●●●（大阪市居住）は終戦時より，同船が朝鮮側に引き渡されるべき船舶と指定された昭和２１年１

０月１１日（ＳＣＡＰＩＮ第２３５９号Ａによる）に至る間，同人がした管理は終戦時の近畿海運局の口頭指示によるものであるからとてその間の立替支払維持費■■■不開示部分①■■■の日本政府による支払を主張し昭和２１年末頃から運輸省と交渉していたが，運輸省では近畿海運局が終戦時なしたものは，口頭指示ではなく，単なる行政措置であり，かつ日本政府としてはＳＣＡＰＩＮが出る以前の引渡船舶の保全については何らの義務を負わない。●●●の措置は●●●の利益のために行ったものであり，したがって●●●に立替費用の支払を要求すべきであるとの見解をとり両者感情的対立もあり水掛け論のまま３年以上を経過した。（中略）

(e)　不法入国朝鮮籍船舶の返還

（中略）

この報告書に基づき，１１月２日日米合同会議がＣＰＣにて開かれ，その結果(ｲ)船舶の保管費がその船舶の時価を超えるものは日本政府において没収する。(ﾛ)しからざるものは返還する，との方針の下にＳＣＡＰＩＮを作成するとM．Ｊａｎｎは結論した。

この会議の方針に従い，海上保安庁と国家地方警察では各々不法入国に使用の廉で押収している船舶につき再調査し，海上保安庁の分は１１月２１日国家地方警察及び自治体警察の分は１２月２７日に報告されたが，それによると，海上保安庁押収の３８隻は，時価総計■■■不開示部分②■■■保管費■■■不開示部分②■■■となっている。一方，国家地方警察及び自治体警察押収の６３隻の船舶の時価総計■■■不開示部分②■■■保管費総計■■■不開示部分②■■■となっている。もっとも，これら報告の係る保管費は前記会議の方針に則り誇大化されて報告されたきらいがあったことは否めなかった。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９の文書の不

開示部分に記録されている情報は，日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２０年代当時，韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額及び保管費等にすぎないから，今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問がある上，前記アの認定事実によれば，当該文書上，当該保管費等については誇大化されて報告されたきらいがあることも既に明らかにされているから，仮に当該船舶の保管費等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても，北朝鮮当局が当該情報に係る金額の信憑性を争うであろうことも明白であるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０の文書（文書６１５）は，外務省が作成した「船舶會談の対策打合会」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額が記録されている。

①　８ページ（－８－）２行目の６文字分（以下「不開示部分①」という。）

②　２３ページ（－２３－）５行目の１１文字分（以下「不開示部分②」という。）

③　２７ページ（－２７－）８行目の１２文字分（以下「不開示部分③」という。）

④　２９ページ（－２９－）８行目の４文字分及び９行目の５文字分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　３０ページ（－３０－）１行目の１３文字分，６行目の５文字分，６行目から７行目までの１４文字分，８行目の３文字分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　３３ページ（－３３－）１０行目３文字分，１０行目最後の１文字から３４ページ（－３４－）１行目１１文字までの１２文字分，１行目最後の２文字から２行目４文字までの６文字分，３行目４文字分及び６文字分（以下「不開示部分⑥」という。）

（乙Ａ１９０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０の文書の不開示部分に記載された各情報は，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく金額であり，我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして，上記各情報の内容は，財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものである。

通し番号１－２０の文書の不開示部分に記載された上記各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９０）によれば，通し番号１－２０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

（Ｚ１９）ヴェスティング・デクリーに関しては韓国側も弱いようだ。置籍船４０隻をもっとよく検討して１５隻くらいにし，それと５隻で■■■不開示部分①■■■位の補償を認めてくれるならば交渉はやりよいとの運輸省の見解であった。

(ｲ)　不開示部分②

（Ｚ２０）大蔵省の肚は■■■不開示部分②■■■である。船舶についてはヴェスティング・デクリーを将来に持ち越すだろう。今月中に３省事務当局会議をしたい。貸してある５隻は返せ。<返>給水記録は否認で強く推しましょう。

(ｳ)　不開示部分③

（Ｚ２０）（中略）ロケイト船については，１隻は完全に証拠があるので，給水リスト全体がインチキであるといって蹴飛ばすようにする。貸してある５隻はどうしても返せと要求して，決裂一歩手前に持って行き，あとは政治上の解決ということにしたい。この５隻は新造船価から償却年限を引いて計算すると■■■不開示部分③■■■となり，この５隻と議題(Ａ)の１９隻と２隻ではわが方の得となる。先方も帰国した時の口実に何かを与えなければならない。

(ｴ)　不開示部分④及び不開示部分⑤

（Ｚ２０）リストに載った船の評価をするために材料を提出するから，大蔵省にいってもらいたい。該当船を新造する場合に要する費用は大体次のようになる（ただし，使用年限による償却を差し引か

ねばならない。）。

置籍船すなわち議題(Ａ)の船舶はわが方の出している１９隻に先方の要求している２隻を加えて２１隻とすると，その評価は新造するとトン当たり■■■不開示部分④■■■になるから，使用年限による償却をしてトン当たり■■■不開示部分④■■■である。総トン数合計は６．９５７トンであるから総金額は■■■不開示部分⑤■■■となる。議題(Ｂ)のロケイト船の要求リスト中の４１隻のうちスクラップ４隻，行方不明１隻を除くと３６隻となる。これらは形が大きくて（総計１６万５０００トンとなる。）新造すれば（償却年数を差し引くと），単価■■■不開示部分⑤■■■で総計■■■不開示部分⑤■■■となり，議題(Ａ)(Ｂ)合計では■■■不開示部分⑤■■■近くなる。

(ｵ)　不開示部分⑥

（Ｚ２０）（中略）議題(Ａ)の代船の補償■■■不開示部分⑥■■■，漁船その他で■■■不開示部分⑥■■■それを大蔵省に■■■不開示部分⑥■■■要求していただきたい。

（Ｚ２３７）■■■不開示部分■■■要求して■■■不開示部分■■■になるだろう。海運協力，船舶の建造受注など国民が飲みよいように固めておかなければならない。案ができ次第明日か明後日にＺ２１顧問にお話し願いたい。先方にも顧問がいて，入れ知恵をしているから，決して油断はならないし，両方から証拠をつきあわせるということになると具合が悪いだろうが，しっかりやって欲しい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して韓国に補償等を要求するために日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額及び保管費等にすぎないから，今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問があるし，この点をおき，仮に当該船舶の時価総額等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても，北朝鮮当局が当該情報に係る時価総額等の信憑性を争うことは明白であるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１の文書（文書６１９）は，外務省が作成した「船舶問題」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，１ページ（－１－）の枠外の８文字分，２ページ（－２－）１行目の９文字分及び３行目の４文字分であり，日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ１９１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１の文書の不開示部分に記載された各情報は，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額を具体的な情報に基づいて試算した具体的金額であり，我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして，上記各情報の内容は，財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものである。

通し番号１－２１の文書の不開示部分に記載された上記各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な請求権

金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９１）によれば，通し番号１－２１の不開示部分の前後の記載は，要旨下記のとおりであると認められる。

記

(ｱ)　本文部分

一，代船買上に関する予算措置につき大蔵省に確認せしめる必要がある。（これは必ずしも明らかでない）

議題Ａ双方が確認した置籍船商船１５隻５．６１０総トン及び韓国側が主張し，日本側が合意せず懸案中のもの２隻１，１４１総トンを含めた１７隻６．７５１総トンの時価による評価は■■■不開示部分■■■である。

（右に漁船若干及び議題Ｂの韓国側要求を封殺するとの若干の

金額を加えて■■■不開示部分■■■程度）

(ｲ)　欄外部分

二　もし更に妥協のため例えば１７隻中の２隻分増すとすると金額にして■■■不開示部分■■■になる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して韓国側に補償等を要求するために日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額にすぎないから，今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問があるし，この点をおき，仮に当該船舶の保管費等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても，北朝鮮当局が当該時価総額の信憑性を争うであろうことも明白であるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２の文書（文書８２４）は，大蔵省が昭和３７年１２月１３日付けで作成した「韓国によるだ捕漁船の問題について」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省及び大蔵省において検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国に拿捕された船舶の返還請求における具体的な問題について外務省及び大蔵省が検討した解決策等が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）の１０行目から１９行目までの約７行分（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）下から約６行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１９２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しており，その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得る中で，当該情報中の当該請求権の処理に当たっての選択肢を明らかにすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府

の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９２）によれば，通し番号１－２２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

２　主計局意見

外務省提案のように，拿捕漁船に関する国民の請求権を放棄することには，次のような理由から賛成できない。

(1)　日本から今回韓国に対して提供されることとなる有償，無償の多額の金銭の供与は，韓国独立慶祝のため■■■不開示部分①■■■実質的には解決済みに対する確認という性質を有するに止まるものである。

日本は支払う側である。支払う側が何らかの権利を放棄するというようなことは不合理である。支払うものは支払うが，徴るべきものは徴るといった判然とした態度でなければ国民は納得しないであろう。

（中略）

(4)　日韓協定で，日本国が国民の財産権たる拿捕漁船に関する請求権を

放棄する旨を規定するときは，当然補償問題を招来するであろう。

■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，日本政府部内で検討された漁業問題及び船舶問題の解決策として韓国側請求権と日本側請求権とを相互に放棄させるとの試案につき，大蔵省が拿捕漁船に対する日本国民の請求権を放棄することに反対する具体的理由であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，日本政府部内で検討された漁業問題及び船舶問題の解決策等に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において漁業問題及び船舶問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記各問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２３の文書（文書８３０）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年７月１１日付け「日韓漁業問題の解決策について」と題する内部文書であり，日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，５ページ（－５－）の約４行分であり，韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが具体的に記録されている。

（乙Ａ１９３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，領海の範囲に関する問題が現在も北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，これを公にすることにより，領海問題に関し当時の外務省案として提案された協定内容や韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが明らかになり，北朝鮮が上記予測を前提として我が国との交渉に臨むことができること，仮に，原告らが主張するように，当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても，我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば，同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか，当事者ではない韓国であるかは大きな差異があることに照らすと，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過，韓国において日韓会談文書が全面公開されていることを考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９３）によれば，通し番号１－２３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

日本側にとっては，漁業協定の内容として２つの点を確保しなければならない。まず，第一段階として国際法上の原則論の立場から専管水域は１２海里に限られることであり，次に第二段階として専管水域の外側においては日韓平等の立場を確保することと共同規制を行う場合も日本側利益保護のためこれをできるだけ少なくすることである。

韓国側は沿岸漁民の利益保護を主張し，専管水域を１２海里とすることを認める場合でもその外側においてできるだけ広く実質的に韓国側の水域を確保するよう努めるであろうし，その場合，まず１２海里に同意した上で，外側を交渉するというよりも，１２海里を認める過程において，これをかけひきの材料として外側の水域に関し，日本側より譲歩を得ようと試みるであろう。

したがって，日本側としては，最終的に譲り得る漁業協定の内容を想定し，それに至る段階でいかなる譲歩をいつ行うかによりいかにして専管水域とその外側の共同規制を含めて全体としての韓国側の歩み寄りを確保す

るかを考えなければならない。

日本側の最終的な協定内容として考えられる要素は次のとおりである。

(1)　１２海里の専管水域の基線は，直線基線を使用する。１９５８年の領海に関するジュネーブ条約は，沿岸線が深く入り込み，かつ，切り込んでおり，又は沿岸の至近の水域内に一連の島がある場所において，沿岸の一般方向から離れない形で直線基線を引くことができると規定しており，実際の例としては，英国との紛争において国際司法裁判所により合法と判決されたノルウェーの直線基線には最長４４．３海里のものがある。ここで朝鮮半島の場合，直線基線が適用になる地形としては，半島の西岸と南岸であるが，海岸線の方向にできるだけ密接に沿った形でこれを引いた場合，最長２７海里程度で済州島は本土と別個に扱われることとなる。■■■不開示部分■■■１２海里を認めた上でも韓国側は直線基線をできるだけ長く引いて専管水域を外に出すように努めるであろうから，直線基線の引き方自体が大きな争点となろうが，他方，１２海里外で韓国側が局部的に沿岸漁民の利益保護のため韓国側の優先権を主張することに固執する場合，基線の引き方で譲歩することにより，韓国側の要求を部分的に満足せしめることのできる場合もあり得る。したがって，からい直線基線はともかくとして，日本側の認め得る最大限の基線を使用することの提案は交渉の最終段階における１２海里の外側の問題処理に際しかけひきに使うべきものと考えられる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，漁業問題の解決策としての漁業協定の内容として１２海里の専管水域の基線に直線基線を使用することに関し，外務省が予測した韓国側の領海についての考え方であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，漁業問題の解決策としての漁業協定の内容について外務省が予測した韓国側の考え方であり，日本側にとって極めて不利な内容を想定していた可能性があるから，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されたことや他の行政文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において漁業問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２４の文書（文書８３３）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年７月２４日付け「外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第１次案）」と題する内部文書等であり，日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも日韓間において経済協力の一環として検討されていた漁業協力の問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

①　４ページ（－４－）右葉約７行分（以下「不開示部分①」という。）

②　５ページ（－５－）の右葉下から約８行から６ページ（－５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）左葉２行目までの約１０行分（以下「不開示部分②」という。）

③　２３ページ（－２２－）の右葉７行目から１３行目までの約７行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ１９４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，我が国が検討していた韓国側への漁業協力の具体的な内容が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な協力を引き出すべく交渉に臨むことが

でき，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９４）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

通し番号１－２４の文書の不開示部分①及び不開示部分②は，昭和３８年７月２４日付け「外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第一次案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

５　漁業協力の問題

(ｲ)　基本方針

漁業協力も経済協力の一環であり，特に，昨年末，巨額の無償・有償の対韓経済協力（通常の民間信用供与を含む）を供与することを約したのであるから，既に合意を見たものの枠外として漁業協力につき新たな供与を約することはできない。■■■不開示部分①■

■■

(ﾛ)　通常の民間信用供与に関する何らかの約束

（韓国側は，漁民，漁業関係者等に対するＰＲのためからも，漁業関係の通常の民間信用供与の総額につき何らかの約束を取り付けたいと強く希望している。）かかる民間信用供与の性格上，予め政府間で総額を決めることは筋道に合わないので応じ得ない。しかし，もし韓国側が国内対策上漁業協力の内容につきできるだけ具体的に説明する必要があるならば，「日本側より，漁船等の対韓輸出許可に関しては韓国側の要望にできる限り沿うよう考慮する用意がある旨の言明を受けており，これらの総額は相当額に上るものと十分期待し得る」と言われても差し支えない。（話し合いの進み具合によっては，「漁業協力についても，一般の経済協力と同様，ケース・バイ・ケースに判断し適当と認められるものについては，これが供与を日本政府として関係法令の範囲内で容易にし，かつ促進する用意がある」との趣旨を書き物で提示することまでは約束して差し支えない。■■■不開示部分②■■■

(ｲ)　不開示部分③

通し番号１－２４の文書の不開示部分③は，昭和３８年７月２９日付け「第２回外相会談における日本側発言要旨（漁業関係）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｃ　漁業協力の問題

（中略）

２　通常の民間信用供与に関する何らかの約束

（中略）

(2)　（韓国側は，本件借款の総額について明示的な約束を得たいと

執拗に要請すると思われるところ，漁業協定の話し合いが進展し，本件が解決すれば漁業問題全体の妥結が可能であると判断された場合には，次のとおり応酬されたい）

■■■不開示部分③■■■ただし，本件に踏み切るためには，韓国側が，船舶問題に関するこれまでの要求を撤回し，昨年末以来の日本側提案（一般的請求権問題の解決と同時に船舶問題も最終的に解決されたことを日韓双方で確認する方式）に明示的に同意されることが先決である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省内部が漁業協力の問題について経済協力の一環として検討した具体的内容等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で漁業問題と関連して検討された経済協力に関する具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉で経済協力問題が協議の対象とされる以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が経済協力に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５の文書（文書９６８）は，外務省北東アジア課が作成した「池田総理，朴正熙議長会談要旨」と題する内部文書であり，１ページ（－１－）から９ページ（－９－）までの文書と１０ページ（－１０－）から１７ページ（－１７－）までの文書は同一内容であり，いずれも，昭和３６年１１月１２日に開催された池田総理と朴正熙議長との間の会談内容が具体的に記録されている。

２　通し番号１－２５の文書のうち不開示部分は，次の部分であり,いずれも，昭和３６年１１月１２日に開催された池田総理と朴正熙議長との間の会談において，池田総理が財産・請求権問題に関する我が国の見解を述べた発言内容が具体的に記録されている。

①　３ページ（－３－）下から約５行目から４ページ（－４－）３行目までの約８行分及び１２ページ（－１２－）４行目からの約８行分

②　５ページ（－５－）２行目から４行目までの約３行分及び１４ページ（－１４－）２行目からの約３行分

（乙Ａ１９５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が韓国側に述べた請求権問題解決

への見解や方針が明らかにされれば，それが実現したものか，実現しなかったものかにかかわらず，日朝国交正常化交渉において，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓首脳間での会談内容であり，韓国側を通じて公となり得る情報で「手の内」とはいえないし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ１９５）。

記

２．次いで，請求権問題に関し，朴議長より，請求権としての大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は，Vesting Decree の効力発生時期（日本側は軍令３３号の効力は１９４

５年１２月６日以後について認めると主張している。）や地域的範囲の問題（日本側は属地主義に則るものであると主張している。），さらには，いわゆる米国解釈によるある種の相殺観念（日本側では「考慮せるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。）など種々複雑な問題がある事情を説明（朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。）したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。■■■不開示部分①■■■

結局，今後請求権委員会において早急に事務的検討を行うことに意見の一致をみた（中略）

３．ついで，経済協力の問題に入り，池田総理より，■■■不開示部分②■■■日本としては，無償援助は面白くないからこれを避けて，長期低利の経済援助を考慮しようと思っていると述べた。これに対し，朴議長は，韓国側としても dignity の問題があるので無償援助は考えておらず，長期低利の経済援助で結構であると答えた上，消費財でなく資本財を希望すると付言した。池田総理は，資本財がよかろう，消費財は国内生産するのがよい方法だと述べた。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－６９の文書には，池田総理・朴議長会談の記録を引用した部分があるところ（乙Ａ１０８［－９７－以下］），通し番号１－２５の文書の不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８）。

記

２　ついで，請求権問題に関し，朴議長より，請求権としての大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は，Vesting Decree の効力発生時期（日本側は，軍令３３号の効力は

１９４５年１２月６日以後について認めると主張している。）や地域的範囲の問題（日本側は，属地主義に則るものであると主張している。），さらには，いわゆる米国解釈によるある種の相殺観念（日本側は「考慮さるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。）など種々複雑な問題がある事情を説明（朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。）したところ，朴議長は，「要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのである」と述べた。■■■不開示部分■■■朴議長は，「軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい」と述べ，池田総理より「考慮しよう」と答えた。

結局，今後請求権委員会において早急に事務的検討を行うことに意見の一致をみた。

なお，朴議長が，「朝鮮から搬出された地金銀に対しても請求権がある」と述べたのに対しては，池田総理より，「それは朝鮮銀行の業務として普通の売買を行ったものであるから根拠がない」と説明した。（なお，大阪にある銀についても，日本側としては，上述の法律論により請求根拠がないと考える旨説明した。）

また，池田総理が「請求権というとどうしても相殺思想が出てくる」と述べたのに対し，朴議長は，「請求権といわないで何か適当な名義でも結構である」と答えた。

（なお，池田総理より，「請求権問題の解決は，漁業問題の同時解決を前提とするものである」ことを特に念を押しておいた。）

３．次いで，経済協力の問題に入り，池田総理より，「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。そこで，日本としては，無償援助は面白くないからこれを避けて，長期低利の経済援助を考慮しようと思っている」と述

べた。これに対し，朴議長は，「韓国側としても dignity の問題があるので無償援助は考えておらず，長期低利の経済援助で結構である」と答えた上，「消費財でなく資本財を希望する」と付言した。池田総理は，「資本財がよかろう，消費財は国内生産するのがよい方法だ」と述べた。

ｂ　通し番号１－１８の文書には，池田総理・朴議長会談の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－３７－］）。

記

（ｉ）　朴議長が，請求権の大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は，Vesting Decree の効力発生時期や地域的範囲の問題，更に，平和条約４条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠があるものを認めてくれというのであると述べた。そこで，池田総理より，個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ，結局，請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。（なお，その際，朴議長は，請求権といわないで何か別の名義がないものかとの趣旨を付言したが，後日，韓国側は，この朴議長の発言をもって，「請求権」という名目を避けつつ本問題を解決してはどうかとの意思表示であったと説明した。）

（ⅱ）　次いで，経済協力の問題に関し，（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

<ｱ>通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した

「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との文言と同趣旨のもの及び<イ>通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(イ)ａで認定した「朴議長は，「軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい」と述べ，池田総理より「考慮しよう」と答えた。」との文言

(イ)　不開示部分②

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(イ)ａで認定した「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。そこで，」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利

に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２６の文書（文書９７１）は，次の文書等によって構成されており，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

(1)　外務省条約局法規課が作成した昭和３６年１１月６日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１１月６日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１１月７日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書（１枚目左上部の「次官」欄にサインらしきものがあるもの）

(4)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１１月７日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書（上記(3)を清書したもの）

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１１月１３日付け「池田，朴会談後の事態における日韓会談の進め方（Ｚ１７局長指示事項）」と題する文書

(6)　Ｚ２８６大臣臨時代理が発した昭和３６年１１月１４日付け「池田総理，朴議長会談要旨通報の件」と題する電信文

２　通し番号１－２６の文書のうち不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）８行目から１４行目までの約６行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，平和条約第４条との関係において大韓民国政府が北朝鮮地域の請求権を代表し得るかについて具体的に検討した内容が記録されている。

②　８ページ（－８－）の最終行から９ページ（－９－）８行目までの約９行

分（以下「不開示部分②」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

③　１０ページ（－１０－）２行目，４行目及び６行目から８行目までの約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

④　１２ページ（－１２－）１行目，８行目，９行目，１１行目及び枠外の５か所（以下「不開示部分④」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑤　１３ページ（－１３－）下から３行目から２行目までの６文字分及び最終行の約１行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑥　１７ページ（－１７－）３行目から９行目までの約７行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑦　１８ページ（－１８－）２行目の約１行分，３行目から５行目までの約２行分，６行目から１０行目までの約５行分及び１９ページ（－１９－）１行目の約６文字分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑧　１９ページ（－１９－）９行目の約７文字分（以下「不開示部分⑧」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑨　２３ページ（－２３－）１行目から９行目までの約８行分（以下「不開示部分⑨」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑩　２４ページ（－２４－）３行目から最終行までの約８行分（以下「不開示部分⑩」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑪　２５ページ（－２５－）３行目から４行目までの約１行分（以下「不開示部分⑪」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑫　２６ページ（－２６－）２行目の５文字分（以下「不開示部分⑫」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

⑬　４６ページ（－４６－）１行目から２行目までの約１行分（以下「不開示部分⑬」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

⑭　４６ページ（－４６－）最終行から４７ページ（－４７－）３行目までの約４行分（以下「不開示部分⑭」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

⑮　４９ページ（－４９－）６行目から８行目までの約１行分（以下「不開示部分⑮」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

⑯　５３ページ（－５３－）１４行目から１６行目までの約２行分及び１８行目から２０行目までの約２行分（以下「不開示部分⑯」という。）

これは，日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

（乙Ａ１９６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２６の文書の不開示部分に記載された各情報は，いずれも日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する請求金額の試算等について検討した経過等を具体的に記載したものであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば，日朝国交正常化交渉において，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１９６）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　平和条約４条(a)項と同条(b)項の関係

４条(a)項は，２条地域にある財産及び請求権の処理を日本国と「現にこれらの地域の施設を行っている当局」との間の特別取極の主題とする旨規定しており，朝鮮の場合，北鮮部分については北鮮当局，南鮮部分については大韓民国政府とかかる取極を行う義務があるのではないかとの疑問が生ずる。■■■不開示部分①■■■（ただし，このことは大韓民国政府が北鮮地域の請求権についても朝鮮を代表し得ることを意味するわけではない。４条(a)項の「現に施政を行っている当局」という字句から見れば，大韓民国は現に施政を行っている地域たる南鮮部分の請求権についてのみしか取極を行い得ないと解すべきである。（以下略）

b　不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑤

不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑤（以下，単に「不開示部分②～⑤」という。）は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓会談の諸懸案中請求権問題は，韓国側が特に重視しておる関係上朴正熙最高会議議長来日の機会に，先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるのでおおむね下記の方針により対処することと致したい。

(1)　先に来日した韓国Ｚ２２２経済企画院長は，先方の要求する線として８億ドルを主張したが，最近においては，５億ドルくらいを考えておるのではないかとの情報がある。

他方，我が国戦後の賠償の側に徴すれば，ヴェトナムを除いては，ビルマに対する２億ドルが最低であり，しかも現にこれの増額が問題になっておる。

したがって，日韓請求権問題の解決に当たっては，両国間の過去，現在の特殊かつ密接な関係に照らし，■■■不開示部分②■■■

(2)(ｲ)　請求権の処理については，その基礎となる各項目の数字，金額等につき，いまだ事務的検討を終わっておらないので，明確な結論を出し得る段階にいたっておらないわけであるが，大体■■■不開示部分③■■■程度の金額を妥当なりと考える。

ただし，事務的検討の結果■■■不開示部分③■■■が■■■不開示部分③■■■

(ﾛ)　上記請求権の処理に加え，いわゆる経済協力として対インド円借款とほぼ同要件にて■■■不開示部分③■■■を借与す

る。

現在，日韓貿易オープンアカウントには４５７２万ドルのいわゆる焦げ付きがあるが，インドネシアのごとくこれを帳消しにするか，あるいはこれを支払わせるかにより，請求権として（あるいは○億援助として）支払う金額を増減し得る。

（裁判所注：上記の乙Ａ１９６の－１１－と以下の－１２－及び－１３－とに重複する内容が記載されているが，そのまま認定する。）

（－１２－）

■■■不開示部分④■■■の借款を供与する。

３　なお，現在日韓オープンアカウントには４５７２ドル余のいわゆる焦付債権が【あるが，これを支払う旨返済する旨韓国側が確約すれば，わが方が請求権として（あるいは■■■不開示部分④■■■無償援助として）支払う金額は■■■不開示部分④■■■としても実質的には■■■不開示部分④■■■し，他方，この焦付債権をインドネシアのごとく帳消しにすれば，わが方の支払う金額は相対的に減少することになる。】（裁判所注：【　】内は見え消し部分）あり，これは韓国側にて返済する意図はないものと認められるが，韓国側が国内関係で請求権の金額の増加を望むならば韓国側としてこれの返済を確約せしめた上で，請求権の金額を■■■不開示部分④■■■増額する案も一つの考えであろう。

（－１３－）

５千万ドル）の借款を供与する。

３　なお，現在日韓オープンアカウントには４５７２万ドル余のいわゆる焦付債権があるが，これの処理方法としては次の２案

が考え得る。

(ｲ)　焦付債権４５７２万ドルはインドネシアの場合のごとく帳消しにする。

(ﾛ)　焦付債権４５７２万ドルは韓国側に支払わしめることとし，その代わりわが方が請求権として（あるいは■■■不開示部分⑤■■■無償援助として）支払う金額に■■■不開示部分⑤■■■４５７２万ドルを加える。

c　不開示部分⑥，不開示部分⑦，不開示部分⑧

不開示部分⑥，不開示部分⑦，不開示部分⑧（以下，単に「不開示部分⑥～⑧」という。）は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓会談の諸懸案中，請求権問題は，韓国側が特に重視しておる関係上朴正熙最高会議議長来日の機会に，先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので，おおむね下記の方針により対処することと致したい。

１　先に来日したＺ２２２経済企画院長は，先方の要求する線として８億ドルを主張したが，韓国側は最近においては５億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方，我が国戦後の賠償の側に徴すれば，ヴェトナムを除いては，ビルマに対する２億ドルが最低であり，しかも現にこれの増額が問題になっている。

したがって，日韓請求権問題の解決に当たっては，両国間の過去，現在の特殊かつ密接な関係に照らし，■■■不開示部分⑥■■■

２(1)　請求権の処理については，その基礎となる各項目の数字，

金額等につき，いまだ事務的検討を終わっていないので，明確な結論を出し得る段階にいたっていないわけであるが，■■■不開示部分⑦■■■。

■■■不開示部分⑦■■■

(2)　上記請求権の処理に加え，いわゆる経済協力として，対インド円借款とほぼ同条件において■■■不開示部分⑦■■■の借款を供与する。

3　なお，現在日韓オープンアカウントには４５７２ドル余のいわゆる焦付債権があり，これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが，韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む。）の金額の増加を望むならば，韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で，いわゆる請求権の金額を■■■不開示部分⑧■■■増額することも一つの考えであろう。

4　請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

5　請求権問題につき，今次会談において何らかの合意を見た場合には，その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

d　不開示部分⑨，不開示部分⑩，不開示部分⑪

不開示部分⑨，不開示部分⑩，不開示部分⑪及び不開示部分⑫（以下，単に「不開示部分⑨～⑫」という。）は，前提事実（各論）１(4)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓会談の諸懸案中，請求権問題は，韓国側が特に重視している関係上，朴正熙最高会議議長の来日の機会に，先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので，おおむね下記の方針により対

処することといたしたい。

1　先に来日したＺ２２２経済企画院長は，先方の要求する線として８億ドルを主張したが，韓国側は最近においては５億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方，我が国戦後の賠償の側に徴すれば，ヴェトナムを除いては，ビルマに対する２億ドルが最低であり，しかも現にこれの増額が問題になっている。

したがって，日韓請求権問題の解決に当たっては，両国間の過去，現在の特殊かつ密接な関係に照らし，■■■不開示部分⑨■■■

2 (1)　請求権の処理については，その基礎となる各項目の数字，金額等につき，いまだ事務的検討を終わっていないので，明確な結論を出し得る段階にいたっていないわけであるが，■■■不開示部分⑩■■■。

■■■不開示部分⑩■■■

(2)　上記請求権の処理に加え，いわゆる経済協力として対インド円借款とほぼ同条件において■■■不開示部分⑪■■■の借款を供与する。

3　なお，現在日韓オープンアカウントには４５７２ドル余のいわゆる焦付債権があり，これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが，韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む。）の金額の増加を望むならば，韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で，いわゆる請求権の金額を■■■不開示部分⑫■■■増額することも一つの考えであろう。

4　請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

５　請求権問題につき，今次会談において何らかの合意をみた場合には，その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

ｅ　不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑮

不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑮（以下「不開示部分⑬～⑮」という。）は，前提事実（各論）１(5)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　池田，朴会談の概要につき，Ｚ１７局長より次のような説明があった。

(ｲ)　会談後，池田総理は大変機嫌良く「９９％成功だ」といっておられた。話し合いは，大体わが方で考えていたとおりに進み，請求権は少額たらざるを得ず，かつ，決定までに時間がかかり，■■■不開示部分⑬■■■ということで，大体意見が一致したようである。（中略）

(ﾛ)　請求権の話では池田総理の説明に対し，朴議長は恩給のような個人請求権は認めて欲しいと述べ，■■■不開示部分⑭■■■

(ﾊ)　朴議長は，金の持ち出しの問題にふれたが，池田総理が，それは朝鮮銀行の業務として対価を持ったものだと説明したら，それ以上何も述べなかった。

(ﾆ)　（中略）

２　会談の今後の進め方について，Ｚ１７局長より次のような指示があった。

(ｲ)　請求権委員会はどんどん進めて欲しい。国会に対する説明上，個人請求権以外のものについても先方の説明を詳しく聞き，国会に対しては，韓国側にもいろいろ言い分があって議論を重ねた■

■■不開示部分⑮■■■と説明できるようにする必要がある。

(ﾛ)　（以下略）

ｆ　不開示部分⑯

不開示部分⑯は，前提事実（各論）１(6)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　請求権問題に関し，大体の枠を決めて欲しいとの朴議長の希望に対し，総理より，請求権問題は，在韓日本財産を米側に帰属せしめた Vesting Decree の効力の発生時期や地域的範囲の問題，及び，平和条約４条に関するいわゆる「米国解釈」によるある種の相殺観念など種々複雑な問題がある事情を説明したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると答えた。そこで，■■■不開示部分⑯■■■今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた（中略）

(2)　次いで，経済協力の問題に関し，総理より，■■■不開示部分⑯■■■そこで日本としては無償援助は面白くないからこれを避け，長期低利の経済援助を考慮しようと思っていると述べた。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

本件各文書の一部開示部分には，次のとおり通し番号１－２６の文書の不開示部分に関連する記録部分がある。

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－２５１の文書には，前提事実（各論）１(1)の文書が引用されているところ（乙Ａ８２［－３０－以下］参照），不開示部分①に相当する部分は，要旨下記のとおりである。

記

２　平和条約４条(a)項と同条(b)項の関係

（中略）疑問が生ずる。しかし，後記３．に述べるとおり，平和条約２１条の受益国としての朝鮮として４条を援用し得るのは，国連決議により認められた合法政府により代表される大韓民国に限られており，北鮮当局は４条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張し得る立場にない。（ただし，このことは（以下略）

b　不開示部分②から不開示部分⑫まで関係

(a)　通し番号１－１４０の文書は，前提事実（各論）１(4)の文書と同一のものであるところ，通し番号１－１４０の文書の一部開示部分の内容は，（別紙５）通し番号１－１４０の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりである。

(b)　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年１月１６日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書が引用されているところ，これには，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２０３－以下］）。

記

５　なお，政治折衝に臨むに際してのわが方の肚積もりとしては，名称の如何を問わず先方に支払うもの１億ドル，長期低利の経済協力２億ドルの線から出発し，前者１．５億ドルないし２億ドル，後者２億ドルを最終線とするのが適当と思料される。

(c)　また，通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書も引用されているところ，これには，政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として，無償経済援助１億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助２億ドルを軸とする解決案が記録されている（乙Ａ１０８［－２１１－以

下］）。

(d)　通し番号３－４１の文書の一部開示部分には，昭和３７年１１月１０日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ，その内容は，下記のとおりである（乙Ｂ７７）。

記

１　先日の会談の際，Ｚ２２３部長から無償供与と長期低利の借款を合わせて６億ドルに近づけられたく，また，そのうち無償供与は（３億＋アルファ）であるべき旨の希望が表明された。

２　当時私が米国筋より示唆された数字としての３億とか，日本側の考えとして２億ないし２億５０００万の数字に言及したとき，私は，借款の話は請求権問題処理とは切り離し，国交正常化後に経済協力として取り上ぐべき問題だとの見解であったので，右の数字は請求権問題解決のための無償供与のみを意味していた。

３　しかし，その後の池田・Ｚ２２３会談の結果等も参考として種々研究した上に立って私は，無償供与と借款とを合わせて請求権問題を解決する方法に賛成する。

４　この新方式による場合も，日本側としては，Ｚ２２３部長の希望のごとく双方合わせて６億などの巨額は全然問題にならず，まず両方あわせて４億見当が適当と思う。

５　この４億の内訳を無償供与と借款の間といかに分けるべきかについては，種々の考え方があろう。日本側の都合からいえば，半々にして２対２が適当と思うが，韓国側の立場も考え，無償２．５対借款１．５程度ではいかがであるか。

６　（次に韓国側の反響を見つつ）この２．５対１．５の上にオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして，無償３対借款１．５まで譲歩する余地がある。（この場合も，実質的な持ち出しは

約４億にとどまる。）

７　この金額は，韓国の５カ年計画の外資期待分の半ばに及び，また，韓国の外資消化力からいっても十分な額と思う。

８　なお，この借款は韓国側が年々確実に入手し，計画的に使用し得るごとく，海外経済協力基金より韓国政府に対する直接借款とする。

そのほか，適当なプロジェクトがあれば，コマーシャルベースにより，輸銀より通常の延払クレジットの供与されることはもちろんである。

ｃ　不開示部分⑬，不開示部分⑭及び不開示部分⑯関係

不開示部分⑬，不開示部分⑭及び不開示部分⑯は，上記(ｱ)のとおり，池田総理・朴議長の会談内容に関するものであるところ，池田総理・朴議長の会談内容については，通し番号１－６９の文書には当該会談の記録を引用した部分が，通し番号１－１８の文書には当該会談の概要を記録した部分が，それぞれ存在するところ，その内容は，別紙５（通し番号１－２５）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したとおりである。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「しかし，後記３．に述べるとおり，平和条約２１条の受益国としての朝鮮として４条を援用し得るのは，国連決議により認められた合法政府により代表される大韓民国に限られており，北鮮当局は４条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張し得る立場にない。」との文言

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分⑫まで（前提事実（各論）１(2)及び(3)の文書は，実質的には同(4)の文書と同一であるから，不開示部分②から不開示部分⑫までも，次のとおり対応することとなるところ，その内容は，次のとおりである。そして，次に掲げる具体的金額については，上記ア(ｲ)で認定したとおり，他の行政文書の一部開示により，昭和３７年１月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされているところ，本件全証拠によっても，昭和３６年１１月当時に請求権の処理又は経済協力の具体的金額としてこれと異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに照らすと，少なくとも上記ア(ｲ)で認定した他の行政文書の一部開示により既に公にされている金額と著しく異なるものではないと推認することができる。）

ａ　不開示部分②，不開示部分⑥，不開示部分⑨

通し番号１－１４０の文書で開示されている「究極的には，請求権の処理（無償経済援助を含む。）として■■■ドル，いわゆる経済協力として■■■ドル，計■■■ドル程度にて収束するのが妥当であろうと考えられるが，朴議長との会談においては，　下記のラインにより大体■■■ドルくらいの数字を示すこととしたい。」との文言又はこれと同旨のもの

ｂ　不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑦，不開示部分⑩及び不開示部分⑪

通し番号１－１４０の文書で開示されている「適当な名目による無償贈与を含めて大体■■■■■■ドル程度の金額を妥当と考える。（すなわち，事務的検討の結果，■■■■■■ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが，説明困難の場合にはその部分だけは無償援助を考えたい。）」との文言を含むこれと同趣旨のもの及び経済協力

として供与する借款の具体的金額

ｃ　不開示部分⑤，不開示部分⑧，不開示部分⑫

韓国側が国内関係で請求権の金額の増加を望む場合において韓国にその当時の日韓オープンアカウントに係る焦付債権の返済を確約させた上で増額しうる請求権の具体的金額等

(ｳ)　不開示部分⑬

通し番号１－１８の文書で開示されている請求権問題及び経済協力問題に関して池田総理と朴議長との間で合意された内容の概要

(ｴ)　不開示部分⑭

通し番号１－１８の文書で開示されている「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との文言若しくはこれと同様のもの（又はこれに加えて通し番号１－６９の文書で開示されている「朴議長は，『軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい』と述べ，池田総理より『考慮しよう』と答えた」との文言と同趣旨のもの）

(ｵ)　不開示部分⑮

Ｚ１７アジア局長が指示した国会対策上採るべき請求権委員会での審議の対応方針（これに対し，被告は，不開示部分⑮に記録されている情報が「日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容」であり，当時の我が国の請求金額に関する試算等や財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにするものである旨主張するが，上記アで認定した不開示部分の前後の記載等に照らして，上記の程度を超えた内容が記録されていると認めるに足りる的確な証拠がないというべきであり，被告の上記主張は採用することができない。）

(ｶ)　不開示部分⑯

このうち，<ｱ>前者は，通し番号１－１８の文書で開示されている

「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との文言と同趣旨のものであり，<イ>後者は，通し番号１－６９の文書で開示されている「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。」との文言又はこれと同旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑯

不開示部分①，不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑯に記録されている情報は，同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるもの又は他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分⑫まで

不開示部分②から不開示部分⑫までに記録されている情報のうち，上記イで指摘した通し番号１－１４０の文書の一部開示により既に公にされている部分については，上記(ｱ)と同様の理由から，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日

本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，その余の部分についても，日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策としての請求権解決のための具体的支払額又は経済協力の具体的金額等であるが，他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

(ｳ) 不開示部分⑮

不開示部分⑮に記録されている情報は，日本政府部内で検討された日韓会談の対処方針とはいうことができても，請求権問題等の実質的内容を明らかにするものとまではいえないから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえない。

エ 以上によれば，通し番号１－２６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，不開示部分⑮以外に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝

鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２７の文書（文書１０３７）は，外務省アジア局アジア二課が作成した昭和２７年７月４日付け「日韓予備会議開催に関する件」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容や日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等が具体的に記録されている。

２　このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，１１ページ（－１１－）末の約２行分であり，財産・請求権問題の解決策として提案された政府の見解等が具体的に記録されている。

（乙Ａ９３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ９３）によれば，通し番号１－２７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

三　要領

(一)(ｲ)　まず韓国側において従来慣行の確立している送還者を引き取り，スタチス・クォ・アンテを実現し，もって日本側関係方面の心証を改善することが事後の話し合いの前提なることを要求す。

(ﾛ)　韓国側が収容施設不足等に藉口しこれを拒否するときは少なくとも本件該当者の引取の原則を宣明せしめ「トークン」的に一部でも引き取らしめる（右は韓国側の面子を考慮し，公表せざることとするも可。）

(二)(ｲ)　先方が従来どおり請求権問題に対するわが方の主張の撤回を会談全般の再開の要件とするときは，本件下打合せを中止する。

(ﾛ)　右よりやや譲歩した案としては，今般の会談中にかつてわが方が宣明した■■■不開示部分■■■旨の趣旨を再確認するにとどむることに同意せしめる。

(三)（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時，日韓会談の再開をめぐり外務省内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２８の文書（文書１０４３）は，外務省アジア局アジア二課が作成した昭和２７年１１月１日付け「日韓国交調整処理方針」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日韓国交正常化を図るため，両国間における最大の懸案事項の一つであった財産・請求権問題を解決するための方策を政府部内において検討した内容及び解決策としての提案された内容等や日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等が記録されている。

①　１ページ（－１－）最終行から２ページ（－１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約５行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１１ページ（－１０－）１行目から１２ページ（－１１－）５行目までの約１０行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１６ページ（－１５－）２行目から４行目までの約３行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ１９７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２８の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日

本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ１９７）。

記

日韓国交調整については，従来の韓国側よりの仕掛けを待つ方針を改め，近い将来の適当な時期をつかんでわが方より積極的に働きかけて五懸案を処理し，もって両国関係の正常化を図ることとする。

■■■不開示部分①■■■

理由

一　（中略）

三　両国国交調整の鍵は請求権問題であり，これが解決すれば，他の問題は自ら解決の道が開かれると予想される。

請求権問題につき考えるべき点は，わが方在韓財産の相当部分は戦乱により破壊されており，また，実際問題として請求権を行使し得ぬ点である。従来，韓国の債権を否認する法理論に立ったため，放棄すれば，憲法２９条との関係，国内補償に要する財政負担ほかの同種の場合との均衡等の問題のため身動きがとれず行き詰まっていた■■■不開示部分②■■■

四　（中略）

六　なお，本件請求権処理に当たっては，(ｲ)在韓日本財産利害関係者の反対，(ﾛ)桑港条約４条Ｂ項の解釈の根拠及び(ﾊ)韓国との交渉の時期について慎重なる考慮を払わねばならないであろう。

■■■不開示部分■■■もっとも今次動乱による被害率は，工鉱業部門のみで６０－７０％と推定され，都市については釜山，大邱地区以外はほとんど原形をとどめていないないのが現状で，一般住宅，道市群庁舎，学校，土木施設，港湾施設，公営物の被害率は７５％に達する趣きであるから，前記日本財産も相当の被害を受けたものと認められる。しかしながら，いずれにしても財産額は多額に上るものであるから，一度右に対する権利がなくなることに決する場合は利害関係者から根強い反対が起こるべきことは当然予想されるところである。

(ﾛ)　桑港平和条約４条Ｂ項の解釈については（中略）

(ﾊ)　交渉申し込みの時期及び方法については（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５８の文書の一部開示部分には，通し番号１－２８の文書に関して，要旨下記のとおり記録されている（乙Ｂ８４）。

記

１１月１日にアジア局第２課作成の「国交調整処理方針」では，従来の方針を改めて，既に総選挙が終了して新政権が決定し，李承晩政権の基盤が強固になりつつあり，また，強制送還者の引取拒否や漁業問題の解決に迫られている点から近い将来，適当な時期をつかんで積極的に５懸案を処理して国交の正常化を計るべきであるとし，請求権問題について相互放棄の方式を採ることを含めて方針案がねられた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省内で検討された財産・請求権問題を解決するための方策等

(ｲ)　不開示部分②

外務省内で検討された日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等

(ｳ)　不開示部分③

外務省内で検討された請求権問題の処理に当たって配慮すべき事由としての在韓日本財産利害関係者の反対に関する具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題を解決するための具体的方策等に関する見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，こ

れを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２９の文書（文書１０４４）は，外務省が作成した昭和２７年１２月３０日付け「日韓関係調整方針（案）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，２ページ（－１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，①日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決に向けた検討経過及び②提案された内容や請求権の相互放棄の方式を確認するための具体的な提案等や③日韓関係調整の転機を創るべく作成された対処方針の一部であり，請求権問題につき相互放棄の方式を確認するための具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ１９８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９８）によれば，通し番号１－２９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

左記大綱に則り，日韓関係調整の転機を創るものとする。

記

一　請求権問題につき，相互放棄の方式（日本は在韓財産に対する請求権を放棄し，韓国は対日請求権を放棄する。）を確認し合うこと。

右は，韓国の直面している難局に対する認識と理解の表徴として行うものにして，日韓両国の協調が現下の時局に必須であるとの両国首脳者の一致した見解に基づいて行われるものであって，法律論にとらわれざる建前に立つこと。

■■■不開示部分■■■

三　韓国は，同国艦艇による日本漁船の拿捕を中止するとともに，現に抑留中の漁船及び乗組員を返還すること。また，日本側による韓国人の強制送還については，会談中絶以前実施されていたとおりこれを受け入れること。

四　以上の大綱につき合意が成立したる場合は，最も早き機会に，日韓会談を再開し，他の懸案と共に一挙解決を計ること。

附記

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時，外務省が検討した請求権問題につき相互放棄の方式を確認するための具体的な提案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２９の文書の不開示部分は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方式に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－３０の文書（文書１０４６）は，外務省アジア局第二課が作成した「日韓會談再開に関する第１回省内打合會議事要録」と題する内部文書であって，昭和２８年１月２３日に外務省事務次官室において開催された上記会議の議事録である。

２　通し番号１－３０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，上記会議における出席者の発言内容又は日韓間における財産・請求権問題を解決するための具体的な提案等が記録されている。

①　６ページ（－６－）１行目から５行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１８ページ（－１８－）５行目及び６行目の約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　２５ページ（－２５－）４行目の１１文字分（以下「不開示部分③」という。）

④　３８ページ（－３８－）の上部欄外の１３文字分（以下「不開示部分④」という。）

（乙Ｂ９４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３０の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例

えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

なお，通し番号１－３０の文書に係る追加開示部分は，漁業協定に関して韓国側の立場に理解を示す発言であり，被告が主張する「当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見する」といったものではなかったことからすると，上記不開示部分に「当時の我が国の請求金額に関する試算等」が記録されているかどうかは明らかであるとはいえない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ｂ９４）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号１－３０の文書の不開示部分①から不開示部分③までは，アジア局第２課が作成した昭和２８年１月２３日付け「日韓会談再開に関する第１回省内打合会議事要録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

Ｚ２２課長から「日韓会談再開の基本条件」に関する提案理由を説明し，案を朗読しつつ，各案件について補足的説明を加えた後，左記のごとき質疑応答が行われた。

（Ｚ２３７）この案にはオルターナティブの箇所があるから，この場で各人が意見を述べて決定的な案を作り，大臣に出すこととしたい，会議方法の第１案は万能性なく，第２案も請求権については，下からの話ではだめで総理，外務，大蔵大臣等の間で話を決める必要がある。ハイレベルで決定して下の方へサジェストするのがいいと思う。

（Ｚ２３８）外務省以外の省，特に大蔵省では請求権に関する相互放棄案を事務的に下の意見として上へ押し上げることは難しいだろう。

（Ｚ２３７）請求権の法律論はそのままにしておくほかない。上級関係者間で連絡をとり，２，３の争点についてのみ簡単な要綱を作成し，総理その他限られた閣僚に提出し，そこで決定した線をＺ２２５公使に示すのがよいだろう。

（Ｚ２３）その際，請求権については，こちらの要求を放棄するだけでなく，■■■不開示部分①■■■

（Ｚ２３８）相互放棄は，実質的には日本のみが在鮮財産を放棄することだ。桑港平和条約１４条及び１６条に放棄の例があるが，これと一体としての処理をすることにして，国内補償をしないという原則を決定すれば問題はない。

（中略）

（Ｚ２２）再開の方法について

（Ｚ２３７）昨年は全体の方針は，関係各省次官級からなる代表の会議で決定し，閣議にはかけなかった。この会議で決まったことが，各省の省議で通らないこともあった。事務当局間で基本方針を決めるこ

とは難しい。

（Ｚ２３）■■■不開示部分②■■■

（Ｚ２４）５ページにある拿捕の中止や送還者の受入れは会談再開のための絶対的条件として要求するつもりか。

（Ｚ２３）前提ではないだろう。しかし，日本の入国管理令は，米国マツカラン法案に基づいて制定したもので，現在マ法が成立しているのであるから，この趣旨を説明すれば，退去強制につき相手方も納得するだろう。

（Ｚ２４）サブヴァーンブケースの問題と関連して，法務省としては送還者の受入を絶対条件とするだろう。しかし，先方は会談締結前に送還者を受け入れまい。

（Ｚ２３７）請求権と漁業についてのみ少数の関係閣僚間で大綱を決定するのがよい。

（次官）外交関係を設定しようとする際に設置後に解釈さるべき事項を会談の条件として持ち出すのはどうかと思われる。そういうことは外交設定後にやればいい。

（Ｚ２４）先方は国籍処遇でもう一度振り出しに戻って話を持ち出して来るのではないかという気がする。

（Ｚ２３）先方は退去強制をするなとは言っていない。

（Ｚ２３７）請求権と漁業を中心とした関係閣僚案を事務的に各省に図らずに作成し，ハイレベルで決定することだ。総理，大蔵，外務大臣の間で話を進めることだ。

（Ｚ２４）国籍処遇では，法務省も蒸し返すような腹であるから，外務省は窮地に陥らないように努めておくべきだ。

（中略）

（Ｚ２２）それでは，会談再開のための関係閣僚了解案（総理，外務，大

蔵，法務，農林各大臣，官房長官）を作成することとする。

以上を要約すれば次のごとき結論となる。

一　関係事務当局が下から作業して積み上げる方法は，まとまる公算がないため，ハイ・レベルの関係者間の政治的決定に基づく案を事務当局に承認させることにする。このため，総理，外務，大蔵，法務，農林，官房長官等の関係閣僚了解案を得るための作業をする。

その際，なるべく大幅に了解を取っておき，外務省のフリー・ハンドを余分に残しておくことに留意する。特に請求権問題については，先方に与えるものをなるべく大幅に了解をとっておき，交渉の場合に，これを適時利用する。

二　会議の方法については，近く次官がＺ２２５公使と会見の上，決定することとする。

三　個々の懸案について

(一)請求権　なるべく大幅な国内関係方面の了解を取っておく。経済提携を請求権の項で出しても，相手方がこれをのむ公算が少ないから，漁業の項で出すとの意見があった。

(二)漁業　経済提携，漁業技術援助を考慮するとの意見あり。

(三)船舶　問題なし

(四)国籍処遇　■■■不開示部分③■■■

(五)基本関係，韓国併合条約等の無効論を蒸し返してこないとは限らない。

ただし書を絶対的条件としない方がよい。

四　韓国政府の性格についての見解

既定方針以外にない。

(ｲ)　不開示部分④は，昭和２８年１月２３日付け「日韓会談再開の基本条件について」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおり

である（なお，二（一）の「請求権」欄の上部に「なるべく大幅に国内の諒承を取っておき，交渉の際に適宜活用し得るようにする要がある。経済提携云々をここで出しても先方がのむ公算少ないにつき，漁業でこれを諮った方がよい。」との手書き部分，同(二)の「漁業」欄の上部に「経済提携を持ち出し，漁業技術援助を提議する。」との手書き部分があり，同(三)の「国籍処遇」欄の上部に■■■不開示部分④■■■，同(四)の「船舶」欄の上部に「問題なし」との手書部分，同(五)の「基本関係」欄の上部に「無効論が蒸し返されないとは限らぬ。」，「この２問題を会談再開の絶対条件としない方が可。」との手書部分がある。）。なお，昭和２８年１月２４日付け「日韓会談再開の基本条件に関する打合せ会議状況」と題する書面によれば，上記手書き部分は，同月２３日の会議で開陳された意見であるとされている。

記

李承晩韓国大統領の訪日に伴い日韓関係の空気が緩和せる機会をとらえ，おおよそ次のごとき方針の下に速やかに交渉を開始することといたしたい。

一　会議の方法

（略）

二　個々の懸案についての条件

(一)　請求権

（略）

(二)　漁業

（略）

(三)　国籍処遇

前回の会談においてほとんど合意に達していた案を仕上げるということにて足りる。ただし，在日韓国人の鉱山権のごとく会談

中断後の時日の経過により，当時の構想にては都合の悪い個所を先方との話し合いで修正する。

(四)　船舶

（略）

(五)　基本関係

李大統領の声明にもみられるごとく，先方は過去は水に流すという態度を示しているので，昨年の会談にてほとんど妥結に近づいていた基本条約案の線でまとめることに韓国としても異議なかるべく，韓国併合条約等の無効論を今更蒸し返すことはあるまいと思われる。

ただし，会談再開に関しては直ちに，日本漁船の拿捕を中止するとともに，抑留中の漁船を返還すること，また，不良韓国人の強制送還につき，会談中絶以前実施されていたとおりこれを受け入れることを認めさせ，もって，動もすれば両国関係の円滑を阻害する要素の除去をはかるものとする。

三　韓国政府の性格についての見解

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

請求権問題の解決策として，日本側の韓国に対する要求を放棄するに当たっての条件等に関する具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

日韓会談の再開の方法等に関する具体的見解

(ｳ)　不開示部分③及び不開示部分④

日韓会談の再開に当たっての国籍処遇問題に関する具体的見解又は提

案

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で日韓会談の再開が議論された際に出された請求権問題の解決策又は国籍処遇問題等に関する具体的見解又は提案であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で船舶問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３１の文書（文書１０４７）は，外務省が作成した「日韓関係調整に関する関係閣僚了解（案）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉にむけて日韓関係の調整を図るため，日韓間における懸案事項について，関係閣僚が検討した内容や閣議了解案の項目の一つとしての個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日韓間における重要な懸案事項である財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容等が記録されている。

①　１ページ（－１－）の１０行目から２ページ（－２－）の１，２行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１１ページ（－１１－）右から７行目から１２ページ（－１２－）の５行目までの約１０行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１９９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３１の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北

朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１９９）によれば，通し番号１－３１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，通し番号１－３１の文書の本文部分にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により，調整するものとする。

記

一　外交関係を含む基本関係の樹立

両国間の外交及び経済等基本関係の樹立に関しては，すでに一応の了解に達しているから，その線に沿って妥結を図ることとする。

二　財産及び請求権

原則として相互放棄の方針によることとする。

■■■不開示部分①■■■

三　漁業

（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，通し番号１－３１の文書に添付された「説明資料第二」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

財産及び請求権問題について

一　先方の出方によりわが方が放棄を約すことあるべき財産及び請求権は，内容次のごとき，国有，公有，私有の在韓財産（有体及び無体財産）及び対韓請求権である。

（中略）

二　韓国側に放棄させるものは，内容次のごとき，韓国側が韓国及び在韓韓国人（法人を含む）に属すると主張している在日財産（有体及び無体財産）及び対日請求権である。

１（中略）

８　損害補償請求権

■■■不開示部分②■■■

三　請求権放棄に伴う国内補償

前記方式により相互放棄をした場合，国内補償の問題が生ずるが，これについては在外資産全般の問題の一環として考慮することとする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省内で検討された請求権問題の解決策に関する具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

外務省内で検討された請求権問題の解決策としての相互放棄に関して韓国側に放棄させるものについての具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策等に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－３２の文書（文書１０４８）は，外務省が作成した次の内部文書によって構成されている。

(1)　「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱（案）」と題する書面

(2)　「日韓間財産請求権特別取極要綱（案）」と題する書面

(3)　「漁業協定要綱（案）」と題する文書

２　通し番号１－３２の文書のうち不開示部分は，上記１(2)の文書中にある４ページ（－４－）３行目から７行目までの約５行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子，我が国の見解，条約の要綱案の項目の一つとして，個別の請求権問題についての提案等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２００）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２００）によれば，通し番号１－３２の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

本文

一，日韓両国は，この協定発効の日に，それぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国民に対して有する請求権をすべて相互に放棄する。

注　国民という語は法人を含む，請求権という語は債権を含む。

二，ただし，次のものは前項の規定の適用を受けないものとする。

(a)　１９４５年９月２日（終戦）以前より引き続き相手国の領域に居住しているそれぞれの国の自然人が居住国の法令に従って合法的に取得している財産及び請求権

(b)　■■■不開示部分■■■

(c)　１９４５年９月２日（終戦）以後の両国間の貿易及び金融取引の結果としてそれぞれの国又は国民が取得した財産及び請求権，ただ

し両国のいずれかの法令に反する取引から生じたものを除く。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された「日韓間財産請求権特別取極要綱（案）」のうち，請求権の相互放棄の適用除外事由に関する具体的規定の内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題を解決するための特別取極要綱（案）の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－３３の文書（文書１０４９）は，外務省が作成した次の内部文書によって構成されている。

(1)　「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約（案）」と題する文書

(2)　「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」と題する文書

(3)　「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」と題する文書

(4)　「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」と題する文書

２　通し番号１－３３の文書のうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　８ページ（－８－）４行目から９行目までの約６行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(2)の文書中にあり，財産・請求権問題に関する具体的な見解が記録されている。

②　１１ページ（－１１－）右から４行目から１２ページ（－１１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約１２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(2)の文書中にあり，財産・請求権問題に関する具体的な見解が記録されている。

②　１３ページ（－１２－）左から６行目から最終行までの約５行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記１(3)の文書中にあり，日韓間における重要な懸案事項の一つであった船舶問題を解決するための具体的な試案が記録されている。

（乙Ａ２０１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－３３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２００）。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

第１条

日本国は，朝鮮にあった合衆国軍政府により又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力並びに右に関連して大韓民国政府のとった措置を承認し，これらの財産並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で大韓民国及びその国民に対するものを放棄する。

大韓民国は，大韓民国及びその国民の財産で日本国にあるもの並びに大韓民国及びその国民の日本国及びその国民に対する請求権（債権を含む。）を放棄する。（国民という語は法人を含む。）

第２条

次のものは前条の適用から除く。

(Ⅰ)　１９４５年９月２日以前から引き続き相手国の領域に在留しているそれぞれの国の自然人が在留国の法令に従って適法に取得した財産及び請求権並びに在留国及びその国民が右の自然人に対して有する請求権

(Ⅱ)　■■■不開示部分①■■■

(Ⅲ)　相手国との間における１９４５年９月２日後の貿易及び金融の関係の再開の結果としてそれぞれの国の管轄内に入った財産，権利及び利益。ただし，相手国の法令に反する取引から生じたものを除く。

第２条

（第２条の次に左の条文を挿入する。）

第３条

■■■不開示部分②■■■

ｂ　不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

書簡をもって啓上いたします。（中略）

日本国政府及び大韓民国政府は，両国関係の全面的調整と友好的発展を衷心より希望し，これに資する大局的見地から，■■■不開示部分③■■■もって，（大韓民国に他の理由で抑留されている日本漁船の問題を除き）両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を両国間の財産及び請求権に関する特別取極とは別に最終的に解決する。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

昭和２７年３月３１日付け「第３回日本側代表打合せ会議事録」には，「船舶問題の解決に関する日本国と大韓民国との間の交換公文試案」が添付されているところ，不開示部分③に関連する部分の要旨は，下記のとおりである（乙Ａ１５０）。

記

本件に関しては，両国間の会談において，昨秋以来熱心かつ友好的な態度で慎重審議が行われました。

審議の結果，日本側より韓国置籍船舶の〇数，船令及び船型におおむね等しい船舶を，日本政府が購入の上大韓民国に対し提供する形式によって解決を行うことを提案いたしました。この提供は１９５１年９月８日サンフランシスコ市において署名された平和条約の最初の効力発生後なるべくすみやかに実施されるものといたします。

この提案は，韓国経済の再建特にその海運業の発展に資する見地からなされるものであり，右はこの際両国関係の全面的調整に対する双方の衷心よりの希望を重視する理由に出ずるものであります。右の次第に鑑みて，前記の提案は，船舶の置籍の問題及びいわゆる在韓米軍政府命令第３３号に関する韓国側の解釈とは関係なく行われるものであり，これをもって，大韓民国に拿捕抑留されている日本漁船の問題を除き，両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題の最終的解決とするものであります。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本政府部内で検討された「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」のうち，請求権の相互放棄の適用除外事由に関する具体的規定の内容

(ｲ)　不開示部分②

日本政府部内で検討された「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」に盛り込むべきとされた請求権問題の解決策としての具体的規定の内容

(ｳ)　不開示部分③

日本政府部内で検討された「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」に盛り込まれた船舶問題の解決策としての具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策としての特別取極（案）の具体的規定の内容又は船舶問題の解決方策としての交換

公文に関する具体的見解であり，このうち不開示部分③に係るものは上記ア(イ)で認定した本件各文書の一部開示部分と同旨である可能性も否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記各問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３４の文書（文書１０５３）は，外務省が作成した昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」と題する内部文書であり，「基本関係処理要領案」，「日韓間財産，請求権問題処理要領案」，「漁業関係処理要領案」と各題する説明資料等が添付されている。

このうち不開示部分は，７ページ（－７－）右から５行目から１２行目までの約８行分で，昭和２８年６月１１日付け「日韓間財産，請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり，財産・請求権問題に関する個別の請求権についての見積り等が記録されている。

（乙Ａ２０２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２０２）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－３４の文書には，昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」と題する文書があるところ，下記(ｲ)に関連する部分は，要旨下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

（中略）

二　請求権

桑港平和条約４条の請求権の処理に関しては，原則として，相互に放棄することとする。

なお，わが国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

(ｲ)　通し番号１－３４の文書の不開示部分は，上記(ｱ)の文書に添付された同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　処理方針

桑港条約４条(ｂ)項の規定並びに在韓日本財産の戦災状況（７割近くといわれる。）に鑑み，実際的解決方法として，原則としてそれぞ

れの請求権を相互に放棄することとする。ただし，戦後取引の安全及び両国国民感情の融和の見地より若干の項目については，別途考慮する。

二　処理要領

(一)　日韓両国はそれぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国に居住する国民に対して有する請求権を全て相互に放棄する。

(二)　次のものは前記(一)の放棄の例外とする。

(a)　終戦前より引き続き相手国の領域に居住する日韓人が在留国の法令に従って合法的に所有する財産及び権利

(b)　戦後貿易その他の取引により合法的に取得された財産及び請求権

■■■不開示部分■■■

(三)　韓国の独立を祝する見地から，別途日本保有の韓国関係文化財（古書籍，美術工芸品，骨董品等）にして，国有のもののうち，適当のものがあれば，若干を贈与することとする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，日本政府部内で日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関して個別の請求権の見積もり等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見積額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地が

ある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３４－２

通し番号１－３４－２の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については，（別紙５）通し番号２－１２で併せて説示する。

（別紙５）通し番号１－３５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３５の文書（文書１０５６）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２８年７月９日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，７ページ（－７－）の左から６行目から８ページ（－８－）右から約３行目までの約９行分であり，「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書中にあり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子，我が国の見解や個別の請求権についての見積り等が記録されている。

（乙Ａ２０３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２０３）によれば，通し番号１－３５の文書の不開示部分は，昭和２８年７月９日付けで作成された「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書中にあり，その前後の記載等は，下記のとおりであると認められる。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一　日韓間の関係を設定する条約

（略）

二　請求権

(一)　今次韓国戦乱による在韓日本財産の被害率は７割近くといわれ，またわが方の桑港平和条約４条(b)項の解釈に関しては韓国の戦乱被害に対する同情もあり，国際与論は必ずしもわが方に有利ではない。

(二)　よって両国は，新関係の発足に当たり，実際的解決方法としてそれぞれの請求権を原則として放棄し，一挙に従来の行懸りを解決することとする。

(三)　■■■不開示部分④■■■

(四)　なお，本請求権問題とは別の問題なるも，韓国側よりの強い希望

もあるにつき，両国国民感情の融和に資する見地より，韓国固有の文化に関係ある古書籍，美術工芸品，骨董品のうちしかるべきもの若干を贈与することもあわせて考慮する。

三　漁業

（略）

四　在日朝鮮人の国籍及び処遇

（略）

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため，韓国に贈与する船舶は１０億円の範囲内とする。ただし，本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，外務省が日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関する我が国の見解及び個別の請求権についての見積もり等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の見解及び具体的見積額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交

渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３６の文書（文書１０６０）は，外務省アジア局第二課長が作成した昭和２８年１０月１７日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり，「日韓交渉処理方針」と題する別紙，それぞれ「基本関係処理要領案」，「日韓間財産・請求権問題処理要領案」，「漁業関係処理要領案」と題する説明資料等が添付されている。

このうち，不開示部分は，８ページ（－８－）左から６行目から末行までの約９行分で，「日韓間財産，請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子，我が国の見解や個別の請求権についての見積り等が記録されている。

（乙Ａ２０４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２０４）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－３６の文書の本文は，昭和２８年１０月１７日付けで決裁された「日韓交渉処理方針」と題する文書であり，これには，下記の記載がある。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

（中略）

二　請求権

桑港平和条約４条の請求権の処理に関しては，在韓日本財産の戦災状況（推定約７割）にも鑑み，実際的解決方法として，原則として，相互に放棄することとする。

なお，わが国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

（中略）

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため韓国に贈与する船舶は，１０億円の範囲内とする。

(ｲ)　通し番号１－３６の文書の不開示部分は，上記(ｱ)の「日韓交渉処理

方針」の説明資料として作成された「日韓間財産・請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　日韓両国は，それぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国に居住する国民に対して有する請求権を原則として相互に放棄する。

二　■■■不開示部分■■■

三　韓国国民感情を考慮して，別途，日本保有の韓国関係文化財（古書籍，美術工芸品，骨董品等）にして適当のものがあれば，若干を贈与することとする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，日本政府部内で日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関する我が国の見解及び個別の請求権についての見積もり等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の見解及び具体的見積額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情

報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３７の文書（文書１０６１）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２８年１０月３日付け「日韓会談における双方主張の現状」と題する内部文書であり，同月２２日付けで外務大臣が各在外公館長あてに参考資料として送付したものである。

このうち不開示部分は，１１ページ（－１１－）５行目から１２ページ（－１２－）２行目までであり，日韓両国の負担額を推定して日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額や個別の請求権についての見積りが一覧表形式で記録されている。

（乙Ａ２０５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２０５）によれば，通し番号１－３７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

三，財産及び請求権問題

(二)　ちなみに日本及び韓国が相手国に対し有する財産請求権の一応の推定は左のとおりである。

日韓両国負担額推定（ただし終戦時価格＝１ドル１５円）

（単位千円）

■■■不開示部分■■■

(三)　請求権問題は韓国の最も重視するところであり，（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，外務省が検討した請求権問題に関して日韓両政府が相手方に対して有する財産請求権の一応の具体的推定額等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的推定額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされ

ているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－３８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３８の文書（文書１０６４）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２９年１月１１日付け「日韓関係」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち，不開示部分は，４ページ（－４－）左から２行目から５ページ（－５－）右から１行目までの約２行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子，我が国の見解，個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

（乙Ａ２０６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－３８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２０６）。

記

日韓関係につきましては客年１０月２２日会談が計らずとも突如不調になりまして以来，政府は漁業問題の緊急性に鑑み，再び会談を再開して漁業問題を含む日韓間懸案の全面的，かつ根本的な解決を図るべく努力致して参りました。すなわち，政府は，一方においては，世界の公正な与論に訴えるとともに，韓国の冷静懸案解決のため同大将の好意ある配慮を懇請した経緯もございます。

その結果，米国政府も本問題解決のためあっせんの労をとることに同意し，まず会談前にできるだけ日韓両国の見解の調整のため努力し，また，会談再開の上はオブザーバーを出席せしめることとなりました。

米国よりのあっせんの具体的方法につきましては，Ｚ２４０大使と協議の結果，日韓双方において同時に声明を行い会談再開とする案を１１月初旬に準備したのであります。この声明案においては，わが方は，

(ｲ)　請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分■■■

(ﾛ)　日本政府の友好精神の延長として政府の所有にかかる朝鮮美術品

の若干を韓国に贈与する。

(ハ)　漁業については，資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う

旨を明らかにし，これに対し韓国側においては，日本側の提案に満足し，かつ，抑留中の日本漁船乗組員及び漁船を返還する旨を声明し，更に米国側も同時に会談をあっせんし，オブザーバーを出席せしむることを声明せんとするものであります。

その後米国側は，右の案をもって韓国側と話し合いを行って参りましたが，韓国側においては，

(イ)　抑留漁夫の釈放は韓国側として自主的に行いたく，また

(ロ)　請求権の相互放棄を認め得ない

との理由から，右の同時声明案には反対の態度も示しましたので，この案はやむ得ず取りやめとなりました。

(イ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第３次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国

側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったた

め，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e) なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(イ)ａ(a)に係るもの）であり，韓国の日本に対

する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる（なお，上記アの認定事実によれば，上記声明案に係る案文は，米国に提示された後，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認

するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－３９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－３９の文書（文書１０６６）は，外務省アジア局第五課が作成した昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書であり，日韓会談を再開するための方策について，外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記録されている。

①　８ページ（－８－）の４行目，５行目の約２行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１３ページ（－１３－）４行目から１４ページ（－１４－）１行目までの約３行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１６ページ（－１６－）５行目から９行目までの約４行分（以下「不開示部分③」という。）

なお，１６ページに記録されている英文の内容は，１３ページから１４ページまでの記載内容と同一であり，不開示部分③の内容も，不開示部分②と同一である。

（乙Ａ２０７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，

例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－３９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２０７）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

八，更に会談に臨む日本側態度としては，

(一)　■■■不開示部分①■■■特に米側を交えた会談の際には米側の積極的支持を期待し得ないと思われるので「相互放棄」なる言

葉も使うことを避け，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたい。

(二)　漁業問題に関しても（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和２９年５月２５日付け「日韓会談再開提案に関する件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓両国政府は互譲の精神に従い，請求権問題に関する従来の法理論的見解を共に固執しないとの明白な了解を付して，日本政府は声明案を受諾する。■■■不開示部分②■■■

なおまた，日本政府はその所有する若干の朝鮮美術品を朝鮮政府に贈与する用意がある。

c　不開示部分③

不開示部分③は，「５／２７　最後案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Government, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previous legalistic views in regard to the question of claims.■■■不開示部分③■■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第３次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を

生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。

恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２８年当時，外務省が検討した日韓会談が再開された場合に日本側が請求権問題に関してとるべき態度に関する具体的見解

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

昭和２９年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(b)に係るもの）であり，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば，上記回答の案文は，米国に提示された後，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録され

ている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針又は具体的解決策であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－３９の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分②及び不開示部分③

(2)　不開示部分①

（別紙５）通し番号１－４０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４０の文書（文書１０６９）は，外務省アジア局第五課が昭和２９年に作成した「竹島領有権問題に関する外務省発表」という文書を含む「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記録されている。

①　１６ページ（－１６－）３行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１９ページ（－１９－）５行目から９行目までの約４行分（以下「不開示部分②」という。）

なお，１９ページに記録されている英文の内容は，１６ページの記載内容と同一であり，不開示部分②の内容も，不開示部分①と同一である。

（乙Ａ２０８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被

る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４０の文書の不開示部分は，昭和２９年１０月１２日付け「予想されるＺ２２５公使の申入れに関する件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２０８）。

記

二　日韓会談再開問題

(一)　Ｚ２２１発言撤回声明

５月１７日Ｚ２２５公使よりＺ２４０大使に手交した本件声明案（別添二）に対する我が方の意向（別添三）は５月２７日Ｚ２４０大使に手交済みであり，韓国政府も承知済みのことと考えるが，いまだに何らの反応がないのでその反応を質すこと。

(二)　会談再開

右我が方の意向に韓国側が同調する場合には，我が方として会談

再開を条件とした別添二の声明を行うが，その前に諸懸案，特に請求権問題，漁業問題につき非公式にわが意見の調整を計ることとしたい。

三　外電の伝えるいわゆる日本側の妥協的提案は別添四のとおりであるが，右は韓国側の考え方の一証左と思われる。右に対する我が方の考え方は左のとおり。

(一)　Ｚ２２１発言撤回（前掲二のとおり）

(二)　日本の財産請求権の撤回

我が方の一方的放棄は考えられず，前掲二の(二)のように我らの意見調整を図ることとしたい。

(三)（中略）

（裁判所注　以下は別添三の文書と思われる。）

日韓両国政府は互譲の精神に従い，請求権問題に関する従来の法理論的見解をともに固執しないとの明白な了解を附して，日本政府は声明案を受諾する。■■■不開示部分①■■■

なおまた日本政府はその所有する若干の朝鮮美術品を韓国政府に贈与する用意がある。

（裁判所注　更に上記の英訳版があり，その中に不開示部分②がある。）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第３次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，こ

れと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insi

st）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［4－４５～４－４９］）

b　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年6月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年5月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年5月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき

請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月まで

の未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２９年当時，日韓会談再開の条件として日本側が表明すべき声明案に対するわが国の意向としての請求権問題の解決策に関する日本側の具体的見解であって，上記ア(ｲ)ａ(b)に係る日本側がアメリカ大使に手交した文書に記録されていたものであると推認することができる。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－４１の文書（文書１０７０）は，外務省アジア局第五課が作成した昭和２９年１２月２０日付け「対韓関係当面の対処方針（案）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

２　通し番号１－４１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，２０ページ（－２０－）１０行目及び最終行の約２行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子，我が国の見解，個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

（乙Ａ４７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４１の文書の不開示部分は，「日韓問題」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ４７）。

記

一，日韓会談の再開問題

(1)　日韓間懸案を解決し正式外交関係を開くための会談は１９５２年より３回にわたって開かれたが，第１回会談の際より財産請求権問題と漁業問題の２案件に関して双方の主張が根本的に対立し，１９５３年１０月いわゆるＺ２２１発言を契機として決裂し，今日に至っている。

(2)　右会談決裂直後左記の線で米国の斡旋を依頼したが，ついに実を結ばなかった。

(ｲ)　請求権の相互放棄をする■■■不開示部分■■■政府所有に係る朝鮮の美術品若干を贈与する。

(ﾛ)　漁業資源の保存及び韓国漁船の発達を助けるため，日韓双方の満足のいくがごとき措置につき話し合う。

(ﾊ)　Ｚ２２１発言により損なわれた韓国側の感情を和らげる趣旨を織り込んだ声明を発表する。

(3)　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第３次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間

の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１ア

ジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内

容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e) なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，第三回日韓会談決裂後に日韓会談の再開を米国に依頼した際に日本側が示した請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であり，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化

等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４２の文書（文書１１４６）は，外務省が作成した「第５次日韓全面会談在日韓人の法的地位及び処遇に関する委員会における主要問題点」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち，不開示部分は，２４ページ（－２４－）の１８行目及び最終行の約２行分であり，在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解が具体的に記録されている。

（乙Ａ２０９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお，日韓間において在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協議を行う上でも，現在も継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも，日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるから，これを公にすることにより，日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること，

４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がなく，日韓間でその後も協議が行われ，また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは，交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４２の文書の不開示部分は，昭和３５年１０月２０日付け「在日韓人の法的地位に関する問題」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２０９）。

記

南鮮・北鮮の関係と国籍処遇の問題

国政処遇の問題に関する限り，南鮮，北鮮の問題は，大韓民国の法律上の（de jure）管轄権が全朝鮮に及んでいるが，南半分に限定されているかの２つの場合しか問題とならない。事実上の管轄権が法律上のそれよりも狭いことを認めたとしてもその国の国籍法の効力に関する限り，管轄権が全域に及ぶ場合と差異は生じないからである。

１．大韓民国のみを朝鮮半島全島にわたって領域を有する新国家として承認しながら，事実上の管轄権は３８度線以内の現施政地域に限定されるとする場合。

（中略）

２．大韓民国のみを朝鮮半島に成立している唯一の国家と承認しつつ，他方その領域を法律上も　現実の施政地域に限定されると考える場合。

日韓協定案にいう「韓人」も「大韓民国国民」も北鮮に籍を有する朝鮮人にはあてはまらないことになろう。したがって，協定の条文そ

のものは，特に改めなくても差し支えないこととなるが，政治的には２条１項について北鮮系人が誤解して不満を示すおそれはある。しかし，この立場を採れば，いわゆる北鮮人（北鮮に籍を有し，北鮮に忠誠を誓う在日朝鮮人）は国籍不明の，一種の無国籍人となる。南鮮に籍を有する在日韓人は全て，たとえ北鮮に忠誠を誓う在日韓人であっても日本側としては大韓民国国民とみなすべきであろう。北鮮に籍を有して南鮮に忠誠を誓う在日韓人については若干問題があり得るが，一応大韓民国の国内法上，同国の国籍が付与されている者であれば，やはり大韓国民とみなして差し支えないであろう■■■不開示部分■■■

以上１，２いずれの場合でもいつ在日韓人の全部又は一部が大韓民国の国籍を取得したかは前にも述べたとおり問題にする必要もなく，従来の交渉でも協定文中で問題にしないことに話し合いがついているようである。

(ｲ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，昭和３５年１０月２０日付け「在日韓人の法的地位に関する問題」と題する文書が引用されているところ，不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ８２［１１０］）。

記

（中略）北鮮に籍を有して南鮮に忠誠を誓う在日韓人については若干問題があり得るが，一応大韓民国の国内法上，同国の国籍が付与されている者であれば，やはり大韓国民とみなして差し支えないであろう（北鮮政府が抗議するおそれはあるが）

以上１，２いずれの場合でもいつ在日韓人の全部又は一部が大韓民国の国籍を取得したかは前にも述べたとおり問題にする必要もなく，従来

の交渉でも協定文中で問題にしないことに話合いがついているようである。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「（北鮮政府が抗議するおそれはあるが）」との文言であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２５１の文書）の一部開示により既に公にされているものである上，そもそも当該情報の内容自体が日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人の地位に関する問題として協議の対象となり得る事項に関するものといえないことが明らかであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮するまでもなく，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となるものではなく，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは到底いえない。

エ　以上によれば，通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４３の文書（文書１１６６）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年２月８日から同年３月１４日までの間に開催された日韓予備交渉の第２６回会合から第３０回会合までの各記録である。

このうち，不開示部分は，３６ページ（－３６－）１０行目から３７ページ（－３７－）３行目までの約１３行分であり，昭和３８年３月１４日に開催された第３０回会合における出席者の発言内容として，日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案又は見解が記録されている。

（乙Ａ２１０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１０）によれば，通し番号１－４３の文書の不開示部分は，昭和３８年3月１４日付け「日韓予備交渉第３０回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

(4)　Ｚ２４３参事官より，最近のＺ２５事件につき，これは朴政権が自信を持って悪の一掃に着手した証拠だと思う。一部には朴・Ｚ２４４ラインの巻き返しであろうという説もあるが，朴議長が民政移管と９項目受諾を条件とした大統領不出馬とを内外に宣言したことでもあり，この点は必ず実現されると思うと述べた上，さらに昨年末日韓会談妥結の雰囲気が大いに高まったにもかかわらず，その後不幸にも韓国政情の動揺と日本において社会党がこれを悪用したこと等のため，ムードが低下してしまった。そこで，これからは韓国側は国内政情の安定回復とともに日韓会談の推進に大いに努力し，他方日本側も国会審議や地方選挙等への好ましからざる影響を避けつつ努力していただき，大体４月末までは，各専門家会合で，やさしいものは解決し，難しいものは予備交渉や政治会談へ上げる方法を研究しておき，５月初旬以降，双方ともムードを盛り上げ内容を充実した交渉を再開するようにしてはどうかと思うと述べた。これに対し，Ｚ２３１局長は，日本側としては，地方選挙にはあまり気を配る必要もないので，今すぐでも受けて起ち得る体制にあると述べたところ，Ｚ２４３参事官は，それ

ならば今月下旬からでも会談を積極的に推進しようと述べた。

■■■不開示部分■■■

(5)　Ｚ２３６代表より韓国代表部職員の増員につき好意的配慮方希望表明があった機会をとらえ，Ｚ２３１局長より，この時期に駐韓日本代表部設置を認めにくい事情はよくわかるが，代表部設置が実現したということになれば，朴政権はやはり日韓国交正常化に熱意があるということになり，ムードを高めるためのカンフル注射としては一番効き目があると思うので，Ｚ２３６代表が帰国されたら是非このことを本国政府にお伝えありたいと述べた。

５　次回の予定

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年３月１４日に開催された第３０回会合においてその出席者が発言した日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案又は見解であると推認することができる。

これに対し，被告は，これを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる旨主張するが，上記アで認定した直前直後の発言内容等に照らすと，上記不開示部分に当時の我が国の請求金額に関する試算等が記録されていることはうかがわれず，また，他の行政文書で開示されていないような財産・請求権問題についての我が国の施策・方針が記録されていることもうかがわれないから，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時の日韓会談の状況を踏まえた固有の対策で

あることがうかがえ，被告の主張を精査しても，これが日朝国交正常化交渉において協議の対象となり得る事項に関するものであることが明らかでないといわざるを得ないから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４４の文書（文書１１６７）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年３月２２日から同年５月３０日までの間に行われた日韓予備交渉の第３１回会合から第４０回会合までの各記録である。

このうち，不開示部分は，３３ページ（－３３－）５行目の１２文字分であり，昭和３８年４月１８日に開催された第３５回会合における日本側の発言内容として，財産・請求権問題について，韓国側の見解に対する日本側の評価的見解が記録されている。

（乙Ａ２１１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４４の文書の不開示部分は，昭和３８年４月１８日付け「日韓予備交渉第３５回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２１１）。

記

(ⅳ)　Ｚ２３６代表より，１億ドル以上の輸銀からの融資の問題も請求権に関する２つの問題が解決をみなければ動き始めないものであるかと質したのに対し，Ｚ２３１局長より，韓国の外貨事情がよくないこともあり，大蔵省が輸銀による延払の承認をするに当たって過去の焦付債権の処理につき了解ができたというのならばまだしも，そのかたがまだについていないのに新規に貸付をする気になれないのは当然ではあるまいか，繰り返しになるが，２つの問題が片付けば爾余の問題解決が進捗し，韓国側に実質的に有利になるものと考える旨答えた。（中略）

しかしながら，韓国側は依然として納得せず，輸銀を通ずる民間借款の発効と焦付債権の処理方法及び借款の返済期限の２問題を切り離すようしきりに求め，Ｚ２６のＺ２７工場建設契約の例を挙げつつ，これを結びつけて考えることは大平・Ｚ２２３了解の本意でもなかったものと考えられ，その他日韓間のコマーシャル・ベーシスの話し合いの進行を妨げるものである旨繰り返し述べた。これに

対し日本側より，客年末の合意はいわば無償，有償，民間借款の３本柱が一括して■■■不開示部分■■■含まれているものであり，３つが en bloc に解決されなければ，そのうちの１つである民間借款も動かないというのが日本政府特に財務当局の考え方である。ディーゼル・カーのケースのように額もそう大きくなく，期間も短いものであれば延払いも認め得たが，Ｚ２６のケースのように額も４０００万ドルを超す大きな問題については，少なくとも焦付債権の処理方法と借款返済期限の２つの問題の解決方法について合意ないし了解ができあがっておらない限り，これを承認できないというのは当然である。率直にいって，われわれの立場を国内的に強めるための武器をくれるという意味で韓国側のこの点に関する譲歩が必要である。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，日韓予備交渉第２１回会合（昭和３７年１２月２６日）における日本側の説明として，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８。なお，乙Ａ５１も参照）。

記

Ｚ１８代表より，（中略）これから申し上げる結論は大平・Ｚ２２３了解をほとんどそのままであると指摘し，最後に，請求権について日本側が一大譲歩をしたのであるから，韓国側におかれても漁業，その他の問題につき日本側に大きく歩み寄っていただきたいと結んだ。

次いで，Ｚ２３１局長よりも，日本側の立場としては，全ての問題を一括しいわばパッケージ・プロポーザルを行っており，請求権もその中の不可分の一部をなしているのであるから，請求権のごとく韓国に有利なものばかり受諾されて，不利なもの，気に入らぬものは拒否されるようでは，日本側の基本的な立場が崩れるわけであるから，こ

の点特にご了解いただきたい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年末にされた合意につき，無償，有償，民間借款の３本柱を一括したものであり，その中には請求権も含まれることについての日本側の説明であって，上記ア(イ)で認定した第２１回会合におけるＺ２３１局長の発言と同趣旨のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示によって既に公にされている別の機会に述べた日本側の見解と同趣旨のものと推認されるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該

情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４５の文書（文書１１７１）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年１０月４日から同年１２月１２日までの間に行われた日韓予備交渉の第５１回会合から第６０回会合までの各記録である。

このうち，不開示部分は，次の部分であって，いずれも同一内容であり，財産・請求権問題の解決策の一つとして日本側が提示した漁業協力分野における民間信用供与に関する具体的な提案が記録されている。

①　５０ページ（－５０－）８行目から５１ページ（－５１－）３行目までの約１４行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，昭和３８年１１月２８日に開催された第５８回会合記録に添付された「１１月２８日の予備交渉における漁業協力問題に関するＺ１８代表の発言要旨（案）」と題する文書中にある。

②　６６ページ（－６６－）４行目から１７行目までの約１４行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，昭和３８年１２月１２日に開催された第６０回会合記録に添付された同年１２月１２日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にある。

（乙Ａ９９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，

日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された民間信用供与の具体的な条件が明らかとなれば，北朝鮮は，その条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ９９）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３８年１１月２８日付け「日韓予備交渉第５８回会合記録」と題する文書に添付された「１１月２８日の予備交渉における漁業協力問題に関するＺ１８代表の発言要旨（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

4　合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については，既に度々その概要を説明してきたが，これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1)　無償供与を３億ドルの枠外で考慮する余地は全くない。ただし，研修生の受け入れ，専門家の派遣，技術センターの設置等の漁業技術協力については，日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし，この種の協力の性格上，予め金額を明示することはできない。また，その規模については，日本政府のコロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し，現在年間１０億円弱程度であり，他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので，韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし，金額の大小にかかわらず，実際に現実的利益のもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え，実績を積み重ねていくこととしたい。

(2)　経済協力基金よりの長期低利借款を２億ドルの枠外で考慮する余地は全くない。（政府間長期低利借款は問題にならぬ。）

(3)　請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については，下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

■■■不開示部分①■■■

(3)（ママ）　その他の漁業協力

（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３８年１２月１２日付け「日韓予備交渉第６

０回会合記録」と題する文書に添付された同日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４　合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については，既に度々その概要を説明してきたが，これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1)　研究生の受け入れ，専門家の派遣，技術センターの設置等の漁業技術協力については，日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし，この種の協力の性格上，予め金額を明示することはできない。また，その規模については，日本政府は，コロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し，現在年間１０億円弱程度であり，他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので，韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし，金額の大小にかかわらず，実際に現実的利益のもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え，長い年月の間に着実に実績を積み重ねていくこととしたい。

(2)　請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については，下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

■■■不開示部分②■■■

５　なお，鮮魚，塩干魚及びのりの輸入割当課題及び漁船の対韓輸出許可問題についての日本政府の立場は（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１７の文書の一部開示部分には，昭和３８年１２月１２日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書が引用されているところ，このうち，不開示部分②に相当する部分には下記のとおり記録されている（乙Ａ１８７［－６０－及び－６１－］）。

記

４　合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については，既に度々その概要を説明してきたが，これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1)　（略）

(2)　請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については，下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

「日本政府は，日韓漁業協定の効力発生の日から３年間，日本国の民間商社又は国民が韓国の政府，民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を，１９６２年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に，関係法令の範囲内で容易にし，かつ，促進するものとする。

前記の信用の枠は，前記の期間内に各年１０００万ドル，合計３０００万ドルの額に達するものと期待される。」

（ただし，韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４５の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，ほぼ同一であり，かつ，通し番号１－１７の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した下記の文言又はこれとほぼ同様のものであると推認することができる。

記

「日本政府は，日韓漁業協定の効力発生の日から３年間，日本国の民間商社又は国民が韓国の政府，民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を，１９６２年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に，関係法令の範囲内で容易にし，かつ，促進するものとする。

前記の信用の枠は，前記の期間内に各年１０００万ドル，合計３０００万ドルの額に達するものと期待される。」

（ただし，韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－１７の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題又は漁業協力問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－４５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該

情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－４５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－４６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－４６の文書（文書１２９７）は，「鑑定事項」と題する日本語で記載された文書（総数１１ページ）及び「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と上部に記載された英文書（総数１０ページ）によって構成された内部文書であり，韓国内にあった日銀券が焼却されたことに伴って生じ得る問題について政府部内で検討した内容等が記載され，日本文で記載された書面と英文で記載された書面の記載内容の大部分は，同一である。

２　通し番号１－４６の文書のうち，不開示部分は，２ページ（－２－）３行目以降の２０ページ分（ただし，次の部分開示部分を除く。）であり，焼却された日銀券について，韓国における流通状況，焼却状況，焼却された日銀券の内容，資産価値等が，具体的な情報に基づいて算出した数値を示して記録され，また，これらの数値を前提として，上記日銀券焼却問題について政府部内で検討した内容及び解決策が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）から４ページ（－４－）まで

②　９ページ（－５－）

③　１２ページ（－６－）

④　１５ページ（－７－）

⑤　１７ページ（－８－）から２１ページ（－１２－）まで

（乙Ａ２１２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４６の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日銀券焼却問題が，南北分断前に発生した問題である上，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることに照らすと，これを

公にすれば，当時の日本政府の試算や対応策が明らかになり，上記事項に関する我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－４６の文書について

ａ　このうち「鑑定事項」と題する書面は，１枚目に「鑑定事項」として「韓国内にあった日銀券は昭和２１年４月及び同２２年１１月の２回にわたって，在外米軍の命令により焼却されたが，本件につき原所有者から請求があった場合，日本銀行は新日銀券を交付する義務を負うか。（事実関係　別紙）」と記録されているほか，下記のとおり記録されている（乙Ａ２１２）。

記

焼却日銀券について

一　終戦前における朝鮮の通貨

■■■不開示部分■■■

二　米軍占領後の朝鮮の通貨

■■■不開示部分■■■

三　日銀券の焼却状況

■■■不開示部分■■■

四　焼却日銀券の内容

■■■不開示部分■■■

b　「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と上部に記載された英文書は，次の各文書に下記のとおり記録されている（乙Ａ２１２）。

①　「April 22,1946」と題する文書

②　表題部分に手書きで「焼却日銀券の件」と書き込みがある文書

2 May 1946

記

To　　: USAMGIK

From　: ESS-G.H.Q

Subject: a/c Entries between Bank of Chosen and Bank of Japan

■■■不開示部分■■■

③　「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

記

MGFIN 321.011　　25 September 1947

SUBJECT: Request for Bank of Japan Official to Supervise D

estruction of Bank of Japan Notes

THRU　: Commanding General United States Army Forces in K
orea.

TO　　: Supreme Commander Allied Power, APO 500

■■■不開示部分■■■

④　「November 14, 1947」との書き出しの文書

これは全部不開示である。

⑤　「Particulars of the destroyed Japanese Currencies.」と題する文書

記

１. The Bank of Japan Notes;

■■■不開示部分■■■

２. Japanese government Currency Notes;

■■■不開示部分■■■

３. Japanese Military Currencies;

■■■不開示部分■■■

４. The Central Reserve Bank of China Notes;

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１１３の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月２１日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第８回会合」と題する内部文書）の一部開示部分には，次の文書が韓国側から日本側に提出された資料として添付されている（乙Ａ２６０［－２２－以下］）。なお，これらの文書は，その体裁及び記録内容等に鑑みると，上記(ｱ)ｂの各文書のうち次に係るものと同一のもの又は実質的に同一のものであると推認することができる。なお，通し番号１

－１１３の文書には，下記のほか，日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面が韓国側からの提出資料として添付されている（乙Ａ２６０）。

ａ　上記(ｱ)ｂ①の文書

「April 22, 1946」との書き出しの文書（乙Ａ２６０［－２４－］）

ｂ　上記(ｱ)ｂ③の文書

「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書（乙Ａ２６０［－２８－］）

ｃ　上記(ｱ)ｂ④の文書

「November 14, 1947」との書き出しの文書（乙Ａ２６０［－２６－］）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，焼却された日銀券についての韓国における流通状況，焼却状況，焼却された日銀券の内容及び資産価値等並びにこれらの数値を前提として日本政府部内で上記日銀券焼却問題について検討された内容及び解決策（ただし，上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書は，通し番号１－１１３の文書で開示されているものと同一であり，上記ア(ｱ)ａの「鑑定事項」と題する書面の不開示部分には，上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書の日本語訳と同一の部分が含まれている。）であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書に係るもの

上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書に係るものは，他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものと同旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　上記ア(ｱ)ａの「鑑定事項」と題する書面のうち上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書を日本語訳した部分

上記ア(ｱ)ａの「鑑定事項」と題する書面のうち上記ア(ｱ)ｂ①，③及び④の各文書の日本語訳と同一の部分は，上記(ｱ)と同様の理由から，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　上記(ｱ)又は(ｲ)以外の部分

日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり

得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４６の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)ア　英文部分

(ｱ)　「April 22,1946」と題する文書

(ｲ)　「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

(ｳ)　「November 14, 1947」との書き出しの文書

イ　日本語部分

「鑑定事項」と題する文書中の不開示部分のうち，上記(ｱ)から(ｳ)までの日本語訳と同一の部分

(2)　上記(1)で掲げた部分以外

（別紙５）通し番号１－４７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－４７の文書（文書１２９８）は，外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

２　通し番号１－４７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，サンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が記録されている。

①　２ページ（－２－）４行目から８ページ（－２－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約７ページ分（以下「不開示部分①」という。）

②　４６ページ（－４０－）の５行目から７行目までの約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　４７ページ（－４０－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の約４行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ１０２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被

る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１０２）によれば，通し番号１－４７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一，桑港条約４条において特別取極の主題となる財産請求権の時期的，人的，物的範囲

■■■不開示部分①■■■

二　４条(b)項の解釈

（中略）

三　在外本店会社の在日財産の帰属

この問題は，前記一の(二)に述べた法人の国籍決定に関する問題の一分化であるが，実際問題としては朝鮮銀行等閉鎖機関及び昭和２４年政令第２９１号にいう在外会社の在日財産処分に関連して一つの大きな争点をなしている。

（中略）

なお，この問題に関しては，特別取極上の争点であることの外に国内問題として，旧閉鎖機関関係者の間で凍結財産解除についての熾烈な運動がある。従来外務省ではこれに対しては当事国間に話し合いが行われていない以前に日本側で一方的にこれを処分することは条約解釈上の主張はともかく少なくとも穏当でないということと万一特別取極が相互放棄といった解決に達する場合に，一般に在外地財産所有者が莫大な損失を被る際に，たまたま債務を免れたという理由で閉鎖機関関係者が利益を得る■■■不開示部分②■■■ことには疑問がある等の理由から消極的見解を示してきた。

ただし，私見としては，いつまでもこの問題を押えておく法律上の根拠に乏しくかつ閉鎖機関■■■不開示部分③■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省の検討に係るサンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策

(ｲ)　不開示部分②

請求権問題のうち旧閉鎖機関の凍結財産解除の問題につき，外務省が検討したサンフランシスコ平和条約に基づき相互放棄を内容とする特別取極がされた場合に関する具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であり，特に不開示部分①に記録されている情報については，例えば通し番号１－２５１の文書の一部開示部分（乙Ａ８２）で既に公に

されている日本側の具体的見解等と同旨のものを含む可能性も否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－４８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４８の文書（文書１２９９）は，外務省が作成した「在外財産と渉外債務」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち，不開示部分は，６ページ（－５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，サンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が記録されている。

（乙Ａ２１３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１３）によれば，通し番号１－４８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

在外財産が清算その他の処分を受ける際，消極財産（負債）がいかに取り扱われるかという問題は我が国にとって極めて重大な利害関係を有する。もし在外財産を事実上没収された上，それと関係なく，渉外負債を請求されるとすれば，我が国にとって極めて過酷な処置である。

一　桑港条約１４条と１８条との関係

桑港条約１４条においては，連合国はその管轄にある日本の財産を若干の例外を除き留置，清算その他の処分をなし得ることとされている。また１８条においては，１４条において連合国に与えられた権利を害することなく，連合国と日本及び両国民間の戦前の債務及び契約並びに金銭債務が戦争状態の存在によって効力を害されないことを定めている。

思うに，１４条により処分される財産はその大部分が戦前に取得されたものであり，その中には１８条所定の債権をも含むものである。もしこの財産が返還を伴わない清算等（事実上の没収）を受けた場合を想定すれば，日本国及び日本国民が当該連合国において有した財産は，賠償請求権の主体たる当該連合国の所有に帰するが，そのうちには，１８条所定の財産（債権）の少なからざる部分も含まれており，

その部分については１８条は日本の利益にならないわけである。

■■■不開示部分■■■

二　本件財産の法律上の性格

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省がサンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－４９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－４９の文書（文書１３００）は，外務省が作成した「日韓請求権問題に関する分割処理の限界」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち，不開示部分は，４ページ（－４－）５行目から８ページ（－４－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約４ページ３行分であり，サンフランシスコ条約４条により，韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて，各財産の内容及び性質等を区別して，外務省内部で具体的に検討した内容及び結果が記録されている。

（乙Ａ２１４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１４）によれば，通し番号１－４９の文書の不開示部分の直前の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　法理的限界

領土分離の際には，その地域に割譲国が有していた財産及び債務について譲受国との間の承継関係をいかにするかという問題が起こる。これは領土権の譲渡に当然付随して生ずる問題であるが，その場合私有財産は領土権移譲とは直接の関係がないので，承諾の変更等により必要となる処分の外は通常その処分が問題となることはなく，私有財産尊重の原則の精神が貫かれている。領土分離の際に私有財産が併せて処分された先例はヴェルサイユ条約とサン・ジェルマン条約に見るのみであるが，これとても領土分離の効果として問題とされたのではなく，賠償の一部として処分されたのであって，ドイツ及びオーストリーはこれに対して国内補償の義務を課せられていた。

今回の桑港条約による朝鮮の独立承認については，朝鮮は日本とは戦争関係になかったのであるからもとより賠償問題の生ずる余地はなく，したがって，両国間の請求権問題は単なる領土分離の際の国の財産及び

債務の承継関係として取り扱われるべきものである。ただし，この地域における日本の行政権が停止されてから既に７年余りを閲し，その間に私有財産についても各種の戦時措置，管理措置がとられているので，それらの効力をいかに取り扱うべきかについて両国間の協議を必要とする。サン・フランシスコ平和条約４条に日本国民及び朝鮮の住民の財産及び請求権の処分の問題をも両国間の特別取極に委ねたのはその趣旨にほかならない。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，サンフランシスコ条約４条により韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて，各財産の内容及び性質等を区別して，外務省内部で具体的に検討した内容及び結果であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公

開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－４９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５０の文書（文書１３０１）は，外務省が作成した「相互放棄の表現方式について」と題する内部文書であり，日韓請求権問題における「相互放棄」についての表現方法をはじめとする諸問題について，政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）２行目から１４ページ(－１－に「次ページ以下１３ページ不開示」と記載された当該ページ部分)までの約１４ページ分（以下「不開示部分①」という。）

これは，日韓請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容及び協定上の「相互放棄」の表現方法により生じるデメリットが記録されている。

②　３０ページ（－１７－）左から２行目から３１ページ（－１７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，日韓請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価や具体的な請求権についての対応方法の検討状況等が記録されている。

（乙Ａ２１５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，

財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張は，不開示部分が「相互放棄」の表現方法や対応の検討状況とされているにもかかわらず，「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応していないし，被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１５）によれば，通し番号１－５０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，本文部分であり，全部不開示である。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，別添二の「日韓請求権問題相互放棄の諸問題」と題する文書中にあり，下記のとおりであると認められる。

記

三　コンパツショネート・リーズンによる請求権

韓国側では，桑港平和条約４条(b)項により，日本側は何らの請求権もなく，同条(a)項は，韓国側の一方的な請求権が存するものであると主張している。この議論は，在北鮮財産について一言も触れていない点で相互放棄への重大な抜け道を用意しておるが，そのほかにも在南鮮財産が韓国側の有に帰したという事実そのものも先方請求権に対する防衛手段として用い得る。

しかし，専ら韓国側の主張の強さから見て，特に日本側に妥協の意思ありとみれば，更に思い上がって相互放棄のみでは満足しないとの態度を取ることも考えられる。この場合にはいわゆるコンパツショネート・リーズンによる請求が問題となるわけである。

■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容及び協定上の「相互放棄」の表現方法により生じるデメリット

(ｲ)　不開示部分②

外務省が検討した請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価や具体的な請求権についての対応方法の検討状況等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策

等に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５０の文書の不開示部分に記録され

ている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５１の文書（文書１３０４）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年１１月２６日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第四条ｂ項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）の４行目，５行目の約１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，朝鮮にある日本財産の具体的な内容として，請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

②　４ページ（－４－）の冒頭から約４行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算として，請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

③　１０ページ（－１０－）の上部欄外部分（以下「不開示部分③」という。）

これは，相互放棄において生じ得る具体的な問題点として，請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

（乙Ａ２１６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，

財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１６）によれば，通し番号１－５１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

日韓請求権問題のキーポイントとなるものは，桑港条約４条(b)項の解釈いかんである。（中略）いまそれぞれの見解を前提として，在韓日本資産に対する請求権の行使あるいは放棄の場合にいかなる問題が生ずるかを簡単に取り上げてみれば，大要左のとおりとなる。

一　日本側見解に従って相互に請求権を行使する場合

(一)　在北鮮財産

取極の適用範囲を南鮮に限定するか否かの問題があるが，その範囲を北鮮にまで及ぼす場合にも在北鮮財産は事実上取り立て不能である。■■■不開示部分①■■■

(二)　国内補償問題

この場合には発生しない。

■■■不開示部分②■■■

(四)　韓国法秩序の混乱

（略）

二　韓国側見解に従って日本の請求権を否定し韓国側の一方的な請求権のみを認める場合

（略）

三　日本側見解に従って，日本側請求権の存在を承認するが特別取極によって相互放棄する場合

（略）

(五)　コンパッショネートリーズンに基づく請求権

相互放棄の場合にも，■■■不開示部分③■■■これらの請求権は政治的には特別の考慮を払うか否かの問題がある。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本及び韓国が相互に請求権を行使した場合の問題点として，請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素であって在北鮮財産に関するもの

(ｲ)　不開示部分②

韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算として，

請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素

(ｳ)　不開示部分③

相互放棄において生じ得る具体的な問題点として，請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，例えば，通し番号１－２５１の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙Ａ８２［－２６－以下］）等と類似するものである可能性はあるが，本件全証拠によっても，これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく，韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５２の文書（文書１３０５）は，外務省が作成した昭和２８年１月１８日付け「韓国のステイタスと我が国の立場」と題する内部文書であり，１９４８年１２月１２日の国連総会決議を踏まえて，韓国との国交正常化交渉への対処方策を検討した内容が記録されている。

このうち，不開示部分は，１５ページ（－１５－）４行目から１６ページ（－１６－）１行目までの約５行分であり，財産・請求権問題について具体的に検討した内容や北朝鮮における当時の我が国の財産についての具体的な評価が記録されている。

（乙Ａ２１７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１７）によれば，通し番号１－５２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

(五)　請求権特別取極

請求権の取極においては，これを主張するにしても放棄するにしても必ずその範囲を明確にする必要がある。取極の明文においては必ずしもこの点を規定する必要はないが，両国政府の間においては少なくともこの点をはっきりしておかなければ後日紛議を生ずることとなろう。この問題について全鮮を対象とする場合と南鮮のみを対象とする場合に分けてそれぞれの問題点及び利害得失を略述すれば，次のとおりである。

(一)　全鮮を対象とする場合

（略）

(二)　南鮮のみを対象とする場合

在北鮮財産に対する日本側主張を未解決のままに放置することになる。もしこれで韓国側が納得すれば，日本としては最も好都合であるが，韓国側としてはこのように不安定な状態は容易に容認しないと思われる。■■■不開示部分■■■韓国側にこの間の事情を暗

に了解させることができれば，韓国側としても北鮮関係請求権問題が未解決になっているという理由のみでは会談全体の決裂を賭するものとは思われない。

（略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国との間で請求権に関する取極をするに当たり，南鮮のみを対象とした場合における問題点や利害得失として，北朝鮮にある日本の財産についての具体的な評価等やそれを踏まえた具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，例えば，通し番号１－２５１の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙Ａ８２［－２６－以下］）等と類似するものである可能性はあるが，本件全証拠によっても，これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく，韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－５３の文書（文書１３０６）は，外務省が作成した昭和２８年１月２１日付け「日韓間請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり，日韓間の請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案について各方面から具体的に検討した内容が記録されている。

２　通し番号１－５３の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，上記「相互放棄」案において解決困難な問題として提起された事項についての検討結果や請求権の相互放棄に伴って生じ得る問題（北朝鮮との関係に関する評価も含む。）が記録されている。

①　４ページ（－４－）２行目，３行目の約２行分

②　７ページ（－７－）１行目，２行目の約１行分

③　１０ページ（－１０－）の３行目から５行目までの約２行分

④　１２ページ（－１２－）の４行目，５行目の約１行分

（乙Ａ１０４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される

北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張は，不開示部分が「相互放棄」の検討結果やそれに伴い生じる問題の検討状況であるにもかかわらず，「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応しないし，被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１０４）によれば，通し番号１－５３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

日韓間の請求権問題はこれが行き詰まりを打開するためにはヴェスティングデクリーに関する法理論は一応棚上げして，ともかくも実質的に相互放棄になるような解釈に導くほかない段階にあるが，これが取極の文案を作成するに当たっては特に次の諸点を考慮する必要がある。

(一)　この取極によって日韓間の請求権問題を後腐れのないよう円満に解決すること

(二)　違憲論や国内補償の問題を起こさないこと（中略）

(三)　既存の条約に抵触したり将来予想される他の国（特に中国）との交渉に悪影響を及ぼしたりしないこと。この点については在北鮮日

本財産の取扱いに慎重な考慮を要する。（中略）

以上の点を考慮しながら，特別取極の二，三の様式について簡単にその問題点を摘記すれば，次のとおりである。

一　（第１案）日韓両国がそれぞれその財産請求権を相互に放棄する旨を定める場合※（裁判所注：※部分の記載は略）

(一)　この場合には，放棄する財産請求権の範囲を明確にする必要がある。次のものはその範囲の中に含み得ないであろう※※（裁判所注：※部分の記載は略）。

(1)　終戦後に両国及び両国民が合法的に取得した財産・請求権

ただし，双方の戦後処理，引き揚げ等に関連して生じたものを除く。

■■■不開示部分①■■■

（中略）

(四)　相互放棄の範囲内に北鮮を含めない場合は，(ｲ)これによって韓国側が納得するかどうかが最大の問題となる。(ﾛ)次にもし韓国が全鮮を統一した場合に日本としては再びこの問題を持ち出すか否かの覚悟をする必要がある。（国会答弁にも簡単に「仮定の問題」とのみでは逃げられない場合も考えられるが，またもし在外資産に対する国内補償が実現する場合があれば南鮮に財産を有していたものは補償を受け，北鮮関係者はこれを受けられないとの不公平を生ずる。

■■■不開示部分②■■■

(五)　（以下略）

二　（第２案）日韓両国がそれぞれ相手国の採った措置を承認し合う場合※※（裁判所注：※部分の記載は省略）

(一)　在鮮日本財産についていえば，米軍政府及び韓国政府がとった措置を承認するのみでは，在北鮮財産には全然触れられてないことに

なる※（裁判所注：※部分の記載は省略）。したがって，現在若干ながら韓国が３８度線以北に進出している部分及び今後進出することあるべき地域に存した日本財産については改めて（おそらくは，韓国が全鮮を統一した後に）別の取極を締結することが必要となる。しかし，在北鮮財産に日本の発言権の余地を残すような協定に韓国が易々として応ずるか否かははなはだ疑問である。また，ヴェスティング・デクリーに対する前の日本の主張を知っている韓国としては，余程入念に趣旨を明確にしなければ応じてこないであろう■■■不開示部分③■■■

(二)　（以下略）

三　（第３案）日本は在鮮財産請求権について韓国政府の採った措置を承認し，韓国は在日財産・請求権を放棄すると定める場合※（裁判所注：※部分の記載は省略）

(一)　日本側としては，この方式が一番好都合である。■■■不開示部分④■■■

(二)　（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日韓両国がそれぞれのその財産請求権を相互に放棄する旨を定める場合に放棄される財産請求権の範囲の中に含み得ないもの及びその理由等に関する具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

日韓両国による財産請求権の相互放棄の対象に北鮮を含めない場合の具体的問題及びこれに関する具体的見解

(ｳ)　不開示部分③

日韓両国がそれぞれ相手国の採った措置を承認し合う場合の在北鮮財産に関する交渉の具体的見通し又は具体的見解

(ｴ)　不開示部分④

日本は在鮮財産請求権について韓国政府の採った措置を承認し，韓国は在日財産・請求権を放棄すると定める場合についての具体的評価等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，例えば，通し番号１－２５１の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙Ａ８２［－２６－以下］）等と類似するものである可能性はあるが，本件全証拠によっても，これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく，韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５４の文書（文書１３０７）は，財産・請求権問題に関するサン・フランシスコ条約の用語理解，解釈について外務省内部で検討した内容等が記録されている文書（総数３３ページ）であり，具体的には，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関してサン・フランシスコ条約の解釈に基づく我が国の検討状況（対日請求金額の試算についての我が国の見解を含む。）等が記録されている。

（甲２３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張は，通し番号１－５４の文書の不開示部分が「サン・フランシスコ条約の用語理解，解釈」の検討状況であるにもかかわらず，「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応しないし，被告の上記主張によ

っても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－５４の文書に記録されている情報は，請求権問題に関連するサン・フランシスコ条約の用語理解及び解釈について外務省が検討した具体的見解（対日請求金額の試算についての我が国の見解を含む。）であると推認することができる。

しかしながら，例えば，証拠（乙Ａ８２）によれば，通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，平和条約４条の具体的な解釈等について，これに関連する１９４５年１２月６日付け在朝鮮米軍政府軍令第３３号や米国が表明した平和条約４条の見解等を踏まえ，多数の具体的な論点（これには，在北鮮日本財産等に関するものも含まれる。）を詳細に検討した見解が記録されていることが認められること（乙Ａ８２［－２６－以下］参照）に照らすと，上記アで説示した通し番号１－５４の文書に記録されている情報のうち，少なくとも平和条約４条の用語の解釈に関する部分については，本件全証拠によっても，上記のような既に公にされている請求権問題に関する平和条約４条の具体的解釈と比較した場合にこれと全く異なる内容であると認めるに足りる的確な証拠はなく，むしろ上記のような既に公にされているものと同趣旨のものであると推認することができるというべきである。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－５４の文書に記録されている情報のうち，少なくとも平和条約４条の用語理解，解釈に関する部分については，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，その余の部分，殊に対日請求金額の試算についての我が国の見解については，日本政府部内で検討された対日請求金額の試算に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－５４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－５４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５４の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　平和条約４条の用語の解釈に関する部分

(2)　上記(1)以外の部分

（別紙５）通し番号１－５５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５５の文書（文書１３０８）は，外務省が作成した「日韓請求権の計数的比較」と題する内部文書であり，日韓請求権問題における日韓相互の請求権についての各積算方法を検討した内容が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）４行目から３ページ（－３－）までの約３ページ分（以下「不開示部分①」という。）

これは，日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した内容が記録されている。

②　５ページ（－５－）冒頭の約３行分，５ページ（－５－）７行目から６ページ（－６－）１行目までの約２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，いずれも，朝鮮に所在する日本国の財産の具体的な評価が記録されている。

③　１１ページ（－１１－）２行目からの約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，朝鮮に所在する日本国の財産の実質的減価の見積りが記録されている。

④　１２ページ（－１２－）２行目以後の約４行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，朝鮮に所在する日本人財産の没収に関する検討内容が記録されている。

（乙Ａ２１８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５５の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１８）によれば，通し番号１－５５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，本文（全３枚）であり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　日本側の主張（私有財産権尊重）による場合

■■■不開示部分①■■■

二　韓国側主張による場合

■■■不開示部分①■■■

三　積算の基礎（別紙一）

b　不開示部分②から不開示部分④まで

不開示部分②から不開示部分④は，「別紙（一）日韓請求権の計数的比較における積算の基礎」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　日本側主張による場合の積算の方法

(一)　私有財産の尊重

桑港条約４条(b)項による処分は没収的効果を有しないものとし，これに基づく売却処分を受けたものについても，その代金については日本側請求権が成立するものとした。売却処分がどの程度まで行われたか，その代価はいくらに上るかは不明あるので，在鮮財産の評価には，■■■不開示部分②■■■

(二)　国有財産の無償譲渡

日本は在鮮の日本国有資産を無償で韓国に譲渡するが，在鮮国有企業の有した債務は韓国側において負担するものとした。その主たるものは朝鮮企業公債である。■■■不開示部分②■■■預金部資金の在鮮投資額は，日本に返還されるものとした。

（中略）

(六)　実質的減価の見積

■■■不開示部分③■■■ただし，公債及び在日本〇法人関係

有価証券関係については帳簿その他により立証可能であると思われるので，北鮮関係を顧慮せず，戦災見込みのみを控除した（これは有価証券は会社の実体財産に対する反映と考えるためである。）

二　韓国側主張による場合の積算の方法

(一)　在鮮日本人財産の没収

■■■不開示部分④■■■

(二)　有価証券

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省が日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した具体的内容

(ｲ)　不開示部分②

朝鮮に所在する日本国の財産の具体的な評価

(ｳ)　不開示部分③

朝鮮に所在する日本国の財産の実質的減価の見積り

(ｴ)　不開示部分④

朝鮮に所在する日本人財産の没収に関する検討内容

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関して日本政府部内で検討された日韓相互の請求権についての具体的積算方法又は朝鮮に所在する財産の具体的評価等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされている

ものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５６の文書（文書１３０９）は，外務省が作成した昭和２８年１１月１３日付け「韓国の地金銀返還要求」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解等が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）の４行目以後の約２行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）２行目（以下「不開示部分②」という。）

③　３ページ（－３－）３行目の１１文字分（以下「不開示部分③」といい，不開示部分②と併せて「不開示部分②・③」という。）

④　３ページ（－３－）５行目の１０文字分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　４ページ（－４－）末行の４文字分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　５ページ（－５－）欄外３行分（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　５ページ（－５－）１行目の６文字分（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　５ページ（－５－）１行目から２行目までの１０文字分（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　５ページ（－５－）３行目の１０文字分（以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　１０ページ（－１０－）（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　１３ページ（－１３－）の１０箇所（以下「不開示部分⑪」という。）

⑫　１４ページ（－１４－）の７文字分（以下「不開示部分⑫」という。）

⑬　１５ページ（－１５－）の７文字分（以下「不開示部分⑬」という。）

（乙Ａ２１９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５６の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２１９）によれば，通し番号１－５６の文書の不開示部分の

前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは，本文にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，不開示部分⑥は，不開示部分⑤の上欄にあり，その右余白には「３２．８．１５　政府買い上げ１グラム４０５円，山元価格５７０円」と記録されている。

記

一　朝鮮よりの地金銀移入額

(一)　金

情報によれば，韓国側資料による朝鮮より内地への金貨及び地金移出額には２種の数字がある。いずれも朝鮮銀行を経由せる対日移出との注を附したもので，１９０９年以降４５年までの計を２４９，５９３．７０７グラムとしており，他の数字では２４９，６３３．１９８グラム６１となっている（南北鮮区別なし，以下同じ。）

わが方公式資料は目下手元にないが，大蔵省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」に一部現れた数字と■■■不開示部分①■■■

情報によれば，韓国側は，この代金を５億６３２７万２８８１円３２銭あるいは１５億円としている模様である。大蔵省前掲調書によれば金銀併せて１９３６年までに■■■不開示部分②・③■■■対内地出超その後の産金量を推算加算すれば併合以来１９４４年までの対内地出超は■■■不開示部分④■■■にのぼると推定している。

（中略）

なお，前記金移入量■■■不開示部分⑤■■■を現在の日本の

市価に換算すれば政府買上価■■■不開示部分⑦■■■によって■■■不開示部分⑧■■■山元自由価格（５７０円）によれば■■■不開示部分⑨■■■となる。

(二)　銀

（以下略）

b　不開示部分⑩

不開示部分⑩は，「金産量と朝鮮銀行を経由した日本への輸出量（１９０９－１９４５年）」と題する一覧表中にあり，「年度」，「輸出」，「金産量」との項目並びに各年度の記載及び「合計」，「残量」との項目が開示されている。

c　不開示部分⑪から不開示部分⑬まで

不開示部分⑪から不開示部分⑬までは，「参考事項」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

◎（日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第８冊）８９ページ

八，朝鮮における金銀貿易

金貨，金地金及び銀貨，銀地金の輸移出入の状況は第７表のとおりである。

年次　　輸出　輸入　合計　出入超過

明治４３年（１９１０年）■■■不開示部分⑪■■■

昭和１１年（１９３６年）■■■不開示部分⑪■■■

積出　移入　合計　出入超過

■■■不開示部分⑪■■■

■■■不開示部分⑪■■■

すなわち，朝鮮における金銀貿易は併合以来１９３６年（昭和１１年）までの間において輸出入額■■■不開示部分⑪■■■円，

移出入額■■■不開示部分⑪■■■円，総額において７億７３０７万５０００円に達し，対外国貿易においては■■■不開示部分⑪■■■円の入超，対内地貿易においては■■■不開示部分⑪■■■円の出超を示している。

１９３７年（昭和１２年）以降の金銀貿易は発表せられていないが（中略）

であるが，これにその年々の金買い入れ価格を乗ずれば約■■■不開示部分⑫■■■円となり，これが内地に移出されたとみれば併合以来１９４４年（昭和１９年）までの対内地地金銀貿易はおおよそ■■■不開示部分⑬■■■円を示すものと推定せられる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

朝鮮から内地に送られた金に関する情報（なお，不開示部分①に記録されている情報は，朝鮮から内地に送られた金貨・地金の量についての具体的根拠等又はこれに関する日本側の具体的見解である可能性があるが，既に朝鮮から内地に送られた金貨・地金の量等が開示されているなどその前後の記載等をも併せ考慮すると，被告は，当該情報をもって北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ることを基礎づける具体的事実を主張していないものといわざるを得ず，本件全証拠によっても，これを認めるに足りる的確な証拠はない。）

(ｲ)　不開示部分②・③

大蔵省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」で指摘された１９３６年までの朝鮮から内地に対する金銀の移入量（なお，大蔵

省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」については，その表題の内容及び上記一部開示部分からうかがわれる当該調査の内容等に照らして，当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することを予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なものであると推認することができる。）

(ｳ)　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分②・③の数量にその後の産金量を推算加算して推定した併合以来１９４４年までの対内地出超量

(ｴ)　不開示部分⑥

政府買上価及び山元自由価格による何らかの金額等

(ｵ)　不開示部分⑦

通し番号１－５６の文書作成当時の政府買上価

(ｶ)　不開示部分⑧

不開示部分⑤の数量に不開示部分⑦の価格を乗じて算出した金額

(ｷ)　不開示部分⑨

不開示部分⑤の数量に山元自由価格（５７０円）を乗じて算出した金額

(ｸ)　不開示部分⑩

「金産量と朝鮮銀行を経由した日本への輸出量（１９０９－１９４５年）」と題する一覧表（なお，その出典が当該文書上明らかにされていないが，当該情報の性質及び集計された数量の時期・範囲等に鑑みると，少なくともその当時若しくは将来的に一般国民に公開することを予定して調査・集計された数値・金額であると推認することができる。）

(ｹ)　不開示部分⑪

日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第８冊８９ページの「八，

朝鮮における金銀貿易」で明らかにされている数値

(ｺ)　不開示部分⑫

昭和１２年から昭和１９年までの朝鮮産金量にその年々の金買入価格を乗じた金額

(ｻ)　不開示部分⑬

不開示部分⑪の金額と不開示部分⑫の金額を合計して推定した併合以来１９４４年（昭和１９年）までの対内地地金銀貿易に係る金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，朝鮮から内地に送られた金に関する情報に関する情報にすぎず，上記イ(ｱ)のとおり，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものと認められないし，後記のとおり，その余の不開示部分に記録されている情報がいずれも一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるものではないことをも併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にすることにより，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②・③，不開示部分⑦，不開示部分⑩，不開示部分⑪

上記各不開示部分に記録されている情報は，いずれも日韓会談のために調査されたものではなく，その当時から一般に入手することができた数値・金額又はその当時若しくは将来的に一般国民に公開することを予定して調査・集計された数値・金額等であるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般的

又は類型的にみて，これを公にすることにより，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分④，不開示部分⑤，不開示部分⑧，不開示部分⑨，不開示部分⑫，不開示部分⑬

上記不開示部分に記録されている情報は，検討の対象時期における政府の金買上価格といった一般に入手することができる数値・金額，当該文書の一部開示部分に記録されている情報又は上記(ｲ)に掲げた情報を基に算出された金額であるから，上記(ｲ)と同様，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般的又は類型的にみて，これを公にすることにより，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(ｴ)　不開示部分⑥

上記不開示部分に記録されている情報は，請求権問題（具体的には朝鮮から内地に送られた地金銀）に関して日本政府部内で検討された数値・金額であるが，その情報の性質上，上記(ｱ)又は(ｲ)に掲げた情報と同一のものと評価することができるから，上記(ｱ)及び(ｲ)で説示したところと同様の理由により，一般的又は類型的にみて，これを公にすることにより，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－５６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－５６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の

不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－５７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５７の文書（文書１３１０）は，外務省が作成した「韓国の対日請求権の内容」と題する内部文書であり，韓国から提示された対日請求権の具体的な内容を一覧表にしたものである。

このうち，不開示部分は，５ページ（－５－）から９ページ（－９－）までの「韓国側提示項目及び金額」と題する一覧表の「日本側負担の推定」欄の記載である。

（乙Ａ２２０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５７の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，それが日本側試算であるにせよ，韓国側試算であるにせよ，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２２０）によれば，通し番号１－５７の文書の不開示部分は，①韓国側提示項目及び金額と②日本側負担の推定を対比した表中にあり，①韓国側提示項目及び金額に相当する部分が開示されていることから，その各項目に対応する「負担額」欄及び「説明」欄等に相当する部分であると認められる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省が韓国側提示項目について試算した日本側の負担額及びそれについての具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等

を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－５８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－５８の文書（文書１３４０）は，外務省が作成した「日韓会談」と題する内部文書であり，次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３７年１１月１２日に開催された大平外相とＺ２２３韓国中央情報部長との会談内容を池田総理に報告するために作成された文書

(2)　昭和３７年１１月３０日付け「大平大臣渡米資料」と題する文書

２　通し番号１－５８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，上記１(2)の文書中にある１１ページ（－１０－）の約２行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の結果，我が国の見解等が具体的に記録されている。

（乙Ａ４８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５８の文書の不開示部分に記載された各情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－５８の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ４８）。

記

１．請求権問題

韓国側は，平和条約４条の請求権の解決と称しつつ実際は，３６年にわたる日韓併合期間における物的，精神的苦痛に対する賠償の支払を要求しているのであって，国際慣行上例を見ない要求である，他方日本が厳密な意味での請求権解決として支払い得る額は■■■不開示部分■■■，到底，韓国側の満足を得られない次第である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－６９の文書の一部不開示部分には，昭和３７年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり，その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２４３－以下］）。

記

(ハ)　次に，各項目ごとに，上記(ロ)の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし，それとともに，総額についてのわが方の数字を示す。（中略）総額として示す数字は，外務省Ａ案（総額約１億ドル，別添参照）を使用することとする。

外務省Ａ案を使用する理由は，同案は日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠をもった最高の案で，これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。（中略）したがって，最初からこのようなこのような案を出し，韓国側に対し，これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し，韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される（（中略）また，池田総理も，テレビ対談等において，外務省Ａ案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明されている。）。

ｂ　また，通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月の小坂外務大臣・崔長官会談に関する記載として，要旨下記のとおり記録されている（乙１０８）。

記

Ｚ１７アジア局長「日韓交渉の回顧」（Ｚ２８北東アジア課長，Ｚ２９北東アジア課首席事務官同席）には次のとおり記している。

「Ｚ１７：（略）

Ｚ２９：あの時だったですか。別室でＺ１７局長とＺ３０とが会って「請求権の金額をおまえからいえ，そっちからいえではいかんというんで，お互いに紙に書いてイチ，ニッ，サンで渡そうということにした。その前たしか１億ドルという数字が局長の頭にあったけれども，会議の雰囲気からみて，少し

さばを読もうというので，７０００と書いて出したら，向こうはちょうど１０倍の７億と書いてきたとかいう・・・

（以下略）

c　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（昭和３７年８月２４日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６３－以下］）。

記

まず，Ｚ２３６代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権をもっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことである。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが，韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは，意外だといわざるを得ない。

（中略）

次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって７０００万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助１本建てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のある

ものを限定することになり，７０００万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関して日本政府部内で韓国の対日請求権を査定した結果支払い得るとされた具体的金額等であり，前記ア(イ)で掲げた金額等と同様の内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示部分から容易に推測できるものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－５８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－５８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－５９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－５９の文書（文書３６０）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり，昭和３６年９月１日に非公式で行われた小坂外務大臣（当時）と韓国Ｚ２２２経済企画院長（当時）との会談内容が記録されている。

このうち，不開示部分は，１３ページであり，オフレコ（off　the　record）とする合意の上でなされた会談部分（１１ページ，１２ページ参照）として，Ｚ２２２院長から請求権問題について韓国側の要求として８億ドルを日本から払って貰わなければならないと考える旨の発言がなされたのに対し，日本側のアジア局長が請求権の解決としてというのであれば余りにも多きに失すると考えられるとの発言に続いてなされた発言内容であり，日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の対応についての検討や我が国の見解が記録されている。

（乙Ａ２０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，これを公にすると，当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見し，現在継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において，北朝鮮側に日本政府の交渉上の戦術を明かすことにつながり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるし，上記アジア局長の具体的見解は，財産・請求権問題に関する「特定の懸案事項」に対する当時の外務省における具体的な見解であり，単なる抽象的な交渉スタンスを述べたものではないから，これを公にすることにより北朝鮮との国交正常化交渉におい

て，北朝鮮側に日韓国交正常化交渉において内部的にせよ外務省が提案していた見解であるとして上記具体的見解を先取りして提案を強行され，日本側としては譲歩せざるを得ないという具体的な不利益を被るおそれが十分予想されることに照らすと，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－５９の文書の不開示部分は，既に韓国政府に対して明らかにされた日本政府の見解である上，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－５９の文書の不開示部分は，昭和３６年９月１日付け「小坂大臣，Ｚ２２２委員長会談記録（オフレコとして上記者以外存在すら知らず）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２０）。

記

４．Ｚ２２２院長より，請求権問題については，今や韓国側としては，いくらもらうかの額をはっきりさせるべき段階にあるということにて，韓国側としては，例の８項目を全部総計すれば総額数十億ドルもらう

べきところであるが，この際どうしても８億ドルは日本から払ってもらわなければならないと考える旨の発言があった。

これに対し，アジア局長より，８億ドルというのは請求権の解決として払えということであるのかと質したところ，Ｚ２２２院長はしかりと答えたので，アジア局長より，請求権の解決としてというのであれば，余りにも多きに失すると考えられる。■■■不開示部分■■■韓国人の私的請求権は全てこれを合わせても極めて小さな額にしかならないと考えている。加うるに，韓国請求権と在韓日本財産との相殺思想に立った米国の解釈が出されている。この一種の相殺思想を韓国人の対日請求権にかけあわせて考えるならば，果たして日本側が韓国に対して支払をしなければならないものがあるのかということ自体が問題であって，請求権に対する支払として８億ドルというのはいかにも法外と思われるゆえんを詳細説明した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１５０の文書の一部開示部分には，アジア局重要懸案処理月報の昭和３６年９月分があるところ，不開示部分に関連する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ２９４）。

記

(ﾛ)　次いでＺ２２２院長は，韓国側として，会談の成功につき一応の目途を得るために，日本側で請求権として支払得る総額を示してほしいと述べた。これに対し小坂大臣は，日本側としても将来いずれかの段階において政治的解決を図る必要のあることは承知しているが，多くの点についていまだ事務的折衝がすんでいない現段階においては，金額につき具体的には何も言えないと答えた後，請求権について韓国側の考え方がまとまっているならば，この際それを伺った上，日本側としての解決方法も決めていきたいと述べた。

(ハ)　ここにおいてＺ２２２院長は，以下厳重にオフ・レコという了解の上で，韓国側としては，８項目を全部総計すれば数十億ドルをもらうべきところであるが，この際どうしても８億ドルは日本から払ってもらわねばならないと考える旨述べた。

これに対し，同席のＺ１７局長より，法的根拠のある請求に対し支払うということであれば，その額は極めて少額のものとならざるを得ない旨指摘。Ｚ２２２院長の言われた額はいかにも法外と思われると述べた上，しかしながら双方の話し合いのいかんでは日本としてそれ以外に何か特別に金を出すことも考えられ，そういう特別の方法に関連して経済協力ということもいわれているのであると説明した。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関する日本政府高官の具体的見解であり，少なくとも通し番号１－１５０の文書の一部開示部分には記録されていないものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国側に示された請求権問題に関する日本政府高官の具体的見解であるが，本件全証拠によっても，これが本件各文書の一部開示部分により又は韓国側開示文書によって既に公にされていると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情

報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－５９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－６０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－６０の文書（文書３８６）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３５年９月２０日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する文書

(2)　昭和３８年３月１１日付け「Ｚ３１参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書

(3)　昭和３９年３月１１日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書

２　通し番号１－６０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，宮内庁書陵部が所蔵している書籍の「項目」及び「冊数」等に関する事項が記録されている。

①　上記１(2)の文書中にある４ページ（－４－）の約３行分

②　上記１(3)の文書中にある２９ページ（－２４－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分のうちの最後のページ(その前４ページは通し番号２－２７の文書に該当））

（乙Ａ１０７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれ

ば，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１０７）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，宮内庁書陵部が所蔵していた書籍の「項目」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部が所蔵していた書籍に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとは

いえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６１の文書（文書３８７）は，宮内庁が作成した「宮内庁書陵部所蔵目録」（総数２０ページ）であり，韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等に関する事項が記録されている。

（甲２７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６１の文書は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなることに照らすと，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－６１の文書に記録されている情報は，宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－６１の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－６１の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６１の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６１の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６２の文書（文書３９０）は，韓国の郵便文化財に関する文書であり，逓信博物館が所蔵する韓国に関する郵便文化財の内容及び今後の処理方針についての外務省の見解等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　８ページから１４ページまで（－７－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，逓信博物館に所蔵されている韓国郵便文化財が一覧表形式で記録されている。

②　２０ページ(－１３－）左側（以下「不開示部分②」という。）

これは，逓信文化財が目録形式で記録されている。

③　２５ページ（－１８－）の７文字分，２６ページ（－１９－）の１行分，３０ページ(－２３－)の７文字分，３３ページ（－２６－）の２か所，２８ページ（－２１－）表題の一部，品名欄及び備考欄，３５ページ（－２８－）表題の一部，品名欄及び備考欄（以下，これらを併せて「不開示部分③」という。）

これは，いずれも逓信文化財の帰属等に関する事項が記録されている。

（乙Ａ２２１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本

政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，逓信博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，同館が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなることに照らすと，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２２１）によれば，通し番号１－６２の文書の不開示部分につき，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分②

不開示部分②は，外務省アジア局北東アジア課が昭和４０年４月３日付けで作成した「韓国側より返還請求の逓信関係文化財について」と題する文書にある。当該文書は，外務省職員が郵政省逓信博物館長等から聴取した内容等が記録されており，不開示部分②の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

５　Ｚ３２から郵政省として「韓国側に引渡しできるものについてリス

トを作成し，来週中に外務省に提出するよう要望し，郵政省側は了承した。

■■■不開示部分■■■

逓信関係品目中の「１．湖南電報分局標札」は明治３８年に韓国側から引渡しを受けた当時に「湖南電報分局」が実在しなかった官庁であるため，郵政省は，その所在地を確認するまで提出を留保したく，都合によっては，韓国側に確認させたい意向である。

湖南とは，忠清南道，全羅北道，全羅南道の３道を指すものであり，この標札が北朝鮮にあったとは考えられず，朝鮮史の権威Ｚ３３博士，Ｚ３４博士に尋ねたところ，両博士ともおそらく全州におかれたものと言っている。

ただ，郵政省が上記の以降なので，現在（　）内に入れたが湖南電報分局の所在に関し，目下諸資料について調査中であり，リストを提出するまでに確認できない場合は，もう一度郵政省とその取扱いを折衝する予定である。

(ｲ)　不開示部分③

不開示部分③は，郵政省が昭和４０年５月４日又は同月１９日付けで作成した「逓信文化財目録による処置総括調書」と題する文書及びその添付書面中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

ａ　昭和４０年５月４日付けのもの

逓信文化財目録による処置総括調書

（郵政省　４０．５．４）

区　　分	件数	点数	摘要

A　引渡しできるもの	１９	３４	別紙文化財目録のとおり
B　引渡しできないもの			
１．滅失したもの	１０ (１１)	３１	参考資料１のとおり
２．引継を受けていないもの	２	２０９	参考資料２のとおり
３．■■■不開示部分③■■■	３ （４）	４	参考資料３のとおり
合計	３４	２７８	

[備考]　（　）内の数字は逓信文化財目録の件名が重複するものの数を示す。

（参考資料１）　外務省から提示された韓国作成の「逓信文化財目録」中，現在郵政省逓信博物館で所蔵していない資料目録

（この目録に登載の資料は，関東大震災及び第２次大戦中に滅失したものと思われる。）

品名	数量	備考
電報〇門標札 (中略) Ｚ３６郵逓司使用郵便日付印 ■■■不開示部分■■■	１枚 (中略) １個 ■■■■■	 ■■■不開示部分■■■

（参考資料３）　郵政省逓信博物館所蔵の韓国関係逓信文化財目録■■■不開示部分■■■

品名	数量	備考

■■■不開示部分■■■	１枚	
■■■不開示部分■■■	１枚	
■■■不開示部分■■■	１個	■■■不開示部分■■■
■■■不開示部分■■■	１個	■■■不開示部分■■■
（小計）３（４）件	４点	

△印は件名名称の重複するもの，小計（　）は重複するものを含めた件数

ｂ　昭和４０年５月１９日付けのもの

逓信文化財目録による処置総括調書

（郵政省　４０．５．１９）

区　　分	件数	点数	摘要
Ａ　引渡しできるもの	２０	３５	別紙文化財目録のとおり
Ｂ　引渡しできないもの			
１．滅失したもの	１０	３１	参考資料１のとおり
	(１２)		
２．引継を受けていないもの	２	２０９	参考資料２のとおり
３．■■■不開示部分③■■■	２	３	参考資料３のとおり
	（３）		
合計	３４	２７８	

[備考]　（　）内の数字は逓信文化財目録の件名が重複するものの数を示す。

（参考資料１）　外務省から提示された韓国作成の「逓信文化財目録」中，現在郵政省逓信博物館で所蔵していない資料目録

（この目録に登載の資料は，関東大震災及び第２次大戦中に滅失したものと思われる。）

品名	数量	備考
電報〇門標札 （中略） Ｚ３６郵逓司使用郵便日付印 ■■■不開示部分■■■	１枚 （中略） １個 １個 ５個	■■■不開示部分■■■
△Ｚ３７郵逓使用諸印 （小計）１０（１２）件	３１点	

（参考資料３）　郵政省逓信博物館所蔵の韓国関係逓信文化財目録■■■不開示部分■■■

品名	数量	備考
■■■不開示部分■■■ ■■■不開示部分■■■ ■■■不開示部分■■■	１枚 １個 １個	■■■不開示部分■■■
（小計）２（３）件	３点	

△印は件名名称の重複するもの，小計（　）は重複するものを含めた件数

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

逓信博物館に所蔵されていた韓国郵便文化財の品名等（一覧表形式）

(ｲ)　不開示部分②

逓信文化財の品名等（目録形式）

(ｳ)　不開示部分③

遖信文化財の帰属等に関する事項

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，日韓会談当時における日本側の調査結果としての遖信博物館に所蔵されていた韓国郵便文化財等に関する客観的事実にすぎないし，証拠（乙Ａ２２１）によれば，当該文書の一部開示により遖信博物館所蔵の韓国関係遖信文化財の品名等も既に公にされていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６３の文書（文書４５８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年６月１８日付け「文化財会合記録①ないし④（引渡し品目）」と題する内部文書であり，同日，日韓両代表間において行われた文化財の引渡しに関する交渉経過等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　４ページ（－４－）

これは，韓国側からの返還請求に対し，日本側が，「墓誌」が発掘された場所等の調査を韓国側に依頼した内容が記録されている。

②　９ページ（－９－）２行目から１０ページ（－１０－）下から２行目まで

これは，日本側に残す品目名が個別具体的に記録されている。

③　１９ページから２１ページまで（－１８－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分），３３ページから３８ページまで（－２９－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分），４２ページから５０ページまで（－３２－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，いずれも，韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」，「発見場所」及び「数量」が個別具体的に目録形式で記録されている。

（乙Ａ２２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題に

ついて政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，そうなれば，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり，よって，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２２２）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，「文化財会合記録①（引渡品目）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４　議事要旨

引渡し品目について６月１１日提出の日本側リストを基に次のとおり交渉を行った。

(1)　昭和３７年２月韓国側提出の請求目録(1)について

（中略）

(4)　同上(3)の２について

韓国側より，石塔舎利装置遺物を加えてほしい旨述べ，日本側は考慮する旨述べた。

韓国側より墓誌を全部欲しい旨述べたのに対し，■■■不開示部分①■■■

韓国側より舎利容器を欲しい旨述べたのに対し，日本側は考慮する旨述べた。

韓国側より，経箱を更に欲しい旨述べたのに対し，日本側より既に入っている旨応酬した。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，「文化財委員会会合記録②（品目リスト）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４　議事要旨

Ｚ３１代表より，前回会合での約束に基づき日本側に残す品目名を具体的に示すこととしたい旨述べ，Ｚ３８委員より，次の品目名を言示した。

(1)　伊藤博文高麗陶器について

■■■不開示部分②■■■

(2)　慶州市付近古墳出土品について

■■■不開示部分②■■■

(3)　高麗時代墳墓その他遺蹟出土品について

■■■不開示部分②■■■

ここでＺ３９代表の求めにより，Ｚ３１，Ｚ３９代表は室外に出て打合せを行い，再び入室の後，Ｚ３９代表より，日本側の要望品目は

はっきりしたので，韓国側としては，更に検討することとし，ここで一旦閉会してほしい旨述べ，Ｚ３１代表より，それを了承し，閉会した。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，「文化財委員会会合記録④」と題する文書に添付され，又は当該文書に引き続く形でつづられた文書中にあり，当該文書には，「Ⅰ　陶器，出土品及び石造美術」，「Ⅱ　図書」，「Ⅲ　遙信関係品目」との項目の下に各項目に対応する品目が一覧表の形式で記録されている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本側が韓国側に依頼した内容であって，「墓誌」が発掘された場所等の調査等

(ｲ)　不開示部分②

日本側に残す韓国国宝等の品目名

(ｳ)　不開示部分③

韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」，「発見場所」及び「数量」

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談の当時，日本側が韓国側に依頼した内容であって「墓誌」の調査に関するもの（不開示部分①），日本側が日本に残してほしいと発言した韓国国宝等の品目名（不開示部分②），韓国が返還を請求した日本に所在する韓国国宝に関する客観的事実（不開示部分③）にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の

対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない（特に，不開示部分①は，単に日本側が韓国側に調査を依頼した内容にすぎないから，これをもって日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとはいい難いし，不開示部分②は，日本側が韓国側に引渡しをしないと表明したものの品名にすぎないから，日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合に当該情報を知った北朝鮮との関係で日本側が交渉上不利益を被るとは考え難い。）から，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている上記

情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６４の文書（文書４７７）は，外務省アジア局が作成した「日韓会談の概要」と題する文書であり，財産請求権問題に関し政府内部で想定，検討した問答内容，経過等が具体的に記録されている。

このうち，不開示部分は，４７ページ（－４７－）の約５行分であり，財産請求権問題の解決策として日本側が韓国側に提案した同問題に関する協定の基本要綱案や個別の請求権問題についての具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ２２３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－６４の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案であ

るし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－６４の文書の不開示部分は，附属第５号「日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２２３）。

記

一(一)　日本国及び大韓民国は，それぞれの国民（法人を含む。以下同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を，相互に確認し，■■■不開示部分■■■

(三)　第(一)項の回復の措置及び第(二)項の原状回復又は損害の補償の方法等については，当該権利の種類に応じ，別途協議するものとする。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１５の文書の一部開示部分には，日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱を引用した部分があるところ，このうち，不開示部分に相当する部分は，下記のとおり記録されている（乙Ａ２７４）。

記

一(一)　日本国及び大韓民国は，（中略）相互に確認し，その権利の行使が妨げられているときは，これを回復する措置を講ずるものとする。

(二)　前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは，その国又は国民は，それぞれ，これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－１５の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「その権利の行使が妨げられているときは，これを回復する措置を講ずるものとする。(二)　前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは，その国又は国民は，それぞれ，これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。」との文言と同一のもの又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，

仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６５の文書（文書４７９）は，昭和２８年７月付けで外務省が作成した「第二次日韓会談概要」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，２３ページ(－１９－)の約１行分であり，財産・請求権問題に関する日本政府の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

（乙Ａ２２４，Ａ２７０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－６５の文書の不開示部分は，日本政府の提案等を含むし，日韓国

交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－５４の文書の不開示部分は，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２２４，Ａ２７０）。

記

Ｄ´の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１．韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分■■■に関する件

２．第３国所在の韓国人（法人を含む）財産回収又は補償方法に関する件

３ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

(ｲ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１５の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｳ)で説示したとおりであるところ，このうち，不開示部分に相当する部分は，要旨下記

のとおりである（甲１４３の８，１４４［７ページ］参照）。

記

Ｄ′の部（留保事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

二　第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

三ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国側開示文書で公にされている「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推

認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６６の文書（文書４８１）は，昭和３０年１月３１日付けで外務省が作成した「日韓会談の経緯」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　２７ページ(－２７－）約１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

②　３１ページ（－３１－）約１行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

③　６１ページ（－６１－）（以下「不開示部分③」という。）

これは，個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

④　１４７ページ（－１４３－）約１行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，財産請求権問題に関する日本政府の具体的見解として，具体的な請求権金額の見積りが記録されている。

⑤　１７１ページ（－１６７－）約３行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

（乙Ａ２２５，Ａ２７１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正

常化交渉における財産・請求権問題において，具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額であり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－６６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２２５）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「七　会談再開に関する米国のあっせん」の項に

あり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

かくして，国内的には対韓強硬論が再度台頭するに至ったが，外務省としてはあくまで平和的解決に努力を重ねることとし，ただ従来の経緯に徴して日韓両国間の直接交渉によっては問題の解決が極めて困難なことが明らかとなったので，この際公正な第三者を加えて妥当な解決を図らんとする見地から，米国のあっせんを得て会談の再開に努めることとした。この趣旨にて岡崎大臣がＺ２４０大使にとくと事情を説明し，あっせんを求めた結果，米国政府もその労をとることに同意し，まず会談Ｚ４０の事前に両国間の意見調整に努力し，再開の上はこれにオブザーバーを派遣することを約した。かくして１１月初旬日米間に次のごとき手順が決定した。

(1)　近日中日韓双方にて同時に声明を行うこととし，我が方は次の諸点を明らかにして，会談再開の希望を表明する。

(ｲ)　請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分①■■■

(ﾛ)　日本の友好精神の証左として，国有の朝鮮美術品若干を韓国に贈与する。

(ﾊ)　漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため，双方の満足のいくがごとき措置につき話し合う。

(2)　韓国側ではこれと同時に，日本側提案に満足し，抑留中の漁船，漁夫の返還を明らかにして，会談再開の希望を表明する。

(3)　米国側もこれらに答えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明する。

(4)　いわゆるＺ２２１発言に対する韓国側の固執に鑑み，会談再開に当たっての日本側代表の挨拶中に韓国側の感情を和らげる

趣旨を盛り込む。

（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，「八　Ｚ２３９，Ｚ２３５両大使の話し合い」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

さらに昭和２９年春に至り，ワシントンに赴任せる我が方Ｚ２３９大使とＺ２３５韓国大使との間に日韓会談再開に関する非公式話し合いが行われた結果（中略）声明を我が方よりまず発出し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で一応合意された。右に従い，韓国代表部Ｚ２２５公使が５月１７日Ｚ２４０大使を往訪し，日本側にて事前に発表すべき声明ドラフト（附属第２５号）を示し，米国側のあっせんを依頼した趣で，右ドラフトがＺ２４０大使より岡崎大臣に提示された。我が方は，これに対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（インシスト）しない」との明白な了解を付してこの声明案を受諾することを米国側に通報するとともに，その際きわせて我が方が韓国に■■■不開示部分■■■政府所有に係る若干の朝鮮美術品を贈与する用意があることをも了解事項として附言した（附属第２６号）。（以下略）

c　不開示部分③

不開示部分③は，附属第５号「日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一(一)　日本国及び大韓民国は，それぞれの国民（法人を含む。以下

同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を，相互に確認し，■■■不開示部分■■■

(三)　第(一)項の回復の措置及び第(二)項の原状回復又は損害の補償の方法等については，当該権利の種類に応じ，別途協議するものとする。

ｄ　不開示部分④

不開示部分④は，附属第１９号「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th May,1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｄ´の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１．韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（■■■不開示部分④■■■）に関する件

２．第３国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法に関する件

３ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

ｅ　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，附属第２６号「Draft of the statement by the Japanese Government」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Govern

ment, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previsions legalistic view in regard to the question of claims. ■■■不開示部分⑤■■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession.

(ｲ) 本件各文書の一部開示部分等（不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分⑤関係）

ａ 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，① 日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，② 韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③ 米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通

しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされて

いる。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せておき，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

(ｳ)　本件各文書の一部開示部分（不開示部分③関係）

通し番号１－１５の文書の一部開示部分には，日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱を引用した部分があるところ，このうち，不開示部分③に相当する部分は，下記のとおり記録されている（乙Ａ２７４）。

記

一(一)　日本国及び大韓民国は，（中略）相互に確認し，その権利の行使が妨げられているときは，これを回復する措置を講ずるものと

する。

(二)　前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは，その国又は国民は，それぞれ，これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

(ｴ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１５の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｳ)で説示したとおりであるところ，このうち，不開示部分④に相当する部分は，要旨下記のとおりである（甲１４３の８，１４４［７ページ］参照）。

記

Ｄ´の部（留保事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

二　第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

三ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分⑤

昭和２８年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権につ

いて一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば，上記声明案は，米国に提示された後，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）

(ｲ)　不開示部分②

昭和２９年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(b)に係る日本側がアメリカ大使に手交したもの）であり，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば，上記回答の案文は，米国に提示された後，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１５の文書で開示されている上記ア(ｳ)で認定した「その権利の行使が妨げられているときは，これを回復する措置を講ずるものとする。(二)　前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは，その国又は国民は，それぞれ，これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。」との文言と同一のもの又はこれと同様のもの

(ｴ)　不開示部分④

韓国側開示文書で公にされている「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分⑤

不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分⑤に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るも

のとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分④

不開示部分に記録されている情報は，日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，このうち不開示部分③及び不開示部分④に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている上記

情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－６７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６７の文書（文書４８２）は，昭和３０年１０月１５日付けで外務省アジア局第五課が作成した「日韓会談の経緯（その二）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも「Ｚ２２４大使・Ｚ２２５公使会談」においてＺ２２４大使が提案した発言内容の一部として，財産請求権問題及び漁業権問題に関する日本政府の見解や我が方からの踏み込んだ具体的な提案等が記録されている。

①　４ページ（－４－）の約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　５ページ（－５－）の約１行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ２２６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－６７の文書の不開示部分は，韓国政府に対して行われた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－６７の文書の不開示部分は，「一　Ｚ２２４大使・Ｚ２２５公使会談」の項にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２２６）。

記

第１回会談（１月２９日）において，

（中略）

(3)　財産請求権問題についてＺ２２５公使は，韓国側では，日本側に請求権がないと考えている。それと韓国側の請求権とを相殺することは納得できない，韓国側の者は，「整理」の問題であると述べたのに対し，Ｚ２２４大使は，韓国側の態度のいかんではわが方請求権を放棄してもよいと考えていることを明らかにするとともに，韓国側が膨大な請求を出されるとわが方として財政的にも困り，簡単にはいかないが，■■■不開示部分①■■■と述べたところ，Ｚ２２５公使は，日本側の困るような要求を出すつもりはなく，恩給，

俸給とか，日銀券とかであると洩らした。Ｚ２２４大使はさらに，請求権の内容に付き実質的に合意しておき，韓国側の分については伏せたまま，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思われる旨を述べるとともに，朝鮮の宝物については，国有のもののうちある部分を独立記念として贈呈してもよいと考えていることを明らかにした。

(4)　漁業についてＺ２２４大使より，韓国漁民を保護する方針で，濫獲を防ぎ，共に恩恵をわかち，共存共栄ができる考え方で解決したく，■■■不開示部分②■■■，現在のごとき事態は１日も早くあらためたいと述べたところ，Ｚ２２５公使は，具体的に話し合えば困難なかるべしと応じた。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１９２の文書の一部開示部分には，昭和３０年１月２９日に開催されたＺ２２４大使とＺ２２５公使との会談内容を記録している部分があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１９２の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるが，このうち不開示部分に関連する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ６３［－７－～－１２－参照］参照）。

記

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると，日本と

しては財政的にも困り，又は日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出す積もりはない。恩給，俸給とか，日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せておき，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は，独立記念として贈呈しても良いと考えている。

漁業については，韓国漁民を保護する方針で濫獲を防ぎ，共に恩恵を分かつ考え方で解決したい。現在のごとく李ラインという広大な区域を公海に設け，日本の漁船を捕まえて行き帰してくれないような事態は１日も早く解決したい。

（Ｚ２２５）李ラインではなく平和ラインである。

（Ｚ２２４）■■■不開示部分■■■事実上共存共栄の漁業ができるようにすべきである。

（Ｚ２２５）３カイリを考えておらるるや？

（Ｚ２２４）必ずしも３カイリとはいわぬ。

（Ｚ２２５）具体的に話し合えば困難なかるべし。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１９２の文書で開示される上記ア(ｲ)で認定した「日本

としてもある種のものは韓国に返還する用意あり」との文言又はこれと同趣旨の文言

(ｲ)　不開示部分②

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解（なお，その範囲に関して，日韓双方から３海里に限定するか否かについての発言があったことは既に公にされている。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－１９２の文書）の一部開示により既に公になっているから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本側が韓国側に口頭で提案した漁業問題の具体的解決策であり，上記イ(ｲ)で説示したところに照らすと，その内容の方向性の概要は推知できないわけではないが，本件全証拠によっても，その詳細が他の行政文書の一部開示により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また，当該情報は，韓国側に

口頭で提案されたものにすぎず，韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上に照らすと，当該情報は，日朝国交正常化交渉の直接の議題とはされていないものの，今後北朝鮮との間で漁業問題が交渉される余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－６７の文書の不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また，不開示部分①に記録されている情報については，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－６７の文書の不開示部分②に記録されている情報のについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で

説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－６７の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６７の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－６８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－６８の文書（文書４８４）は，昭和３１年８月５日付けで外務省アジア局一課が作成した「日韓会談の経緯（その三）」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，「六．ダレス長官の日韓両国訪問」の項にある６３ページ（左上に「６１」と記載）の約２行分であり，財産・請求権問題に関する日本側の具体的見解をＺ２４１局長がダレス長官に説明した発言内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

（乙Ａ３５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

通し番号１－６８の文書の不開示部分は，米国に対して行われた提案の説明を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５）によれば，通し番号１－６８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

Ｚ２４２参事官は（裁判所注：昭和３１年）3月２０日Ｚ２４１局長を来訪し，（中略）

等消極的見解を示した。

さらにＺ２４２参事官は，ダレス李会談において，ダレス長官より今日日韓両国が相反目していることは残念で，是非打開を図られたしとの話があり，李大統領も従来になく弾力性ある態度を示した模様であると述べた後，日本側の財産権に関する考え方は会談開始前に撤回することはできざるも，会談開始後会談の経過においてこれを撤回するものと了解してよろしきやと質したので，局長はこれに対し，会談の過程において財産権を主張することをせず，したがって，会談の内容は実際上韓国側の請求権が対象となるも，その処理に当たっては，日本側の請求権が既に韓国側にとられている事実を考慮に入れて決すべしというのが，基本的な考え方である。■■■不開示部分■■■賠償に相当するようなもの例えば金塊等は困ると応じた。Ｚ２４２参事

官は，問題の中核は財産権であり，賠償のごときものはもちろん考えていないが，ある程度のまとまった金が必要である，金塊といって一概に拒否しないでほしいと述べた。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３１年３月当時，Ｚ２４１アジア局長がＺ２４２参事官に述べた請求権問題のうち個別の項目に関する具体的な提案等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府高官が述べた請求権問題に関する具体的解決策であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又

はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－６９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－６９の文書（文書５０６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録　総説八」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

２　通し番号１－６９の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　９９ページ（－９９－）の約６行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，「６朴正熙議長の訪日」の項にあり，池田総理大臣と朴議長が会談した際における財産請求権問題に関して池田総理が発言した具体的な解決策の提案内容が記録されている。

②　１７７ページ（－１７７－），１７９ページ(－１７９－)から１８６ページまで（－１８６）の表の「大蔵省案の『試算額』，『試算の根拠』，外務省案の『試算額』，『注』の各欄の記載部分」（以下「不開示部分②」という。）

これは，いずれも「８　政治折衝と請求権問題　(３)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり，韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額，算定根拠等が個別具体的に記録されている。

③　１８８ページ（－１８８－）の約３行分，１８９ページ(－１８９－)の約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，「８　政治折衝と請求権問題　(３)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり，前者は，上記①と同様，朴議長が会談した際における財産請求権問題に関する池田総理大臣の具体的な解決策の提案内容が，後者は，韓国への支払額の算定が困難であるとの趣

旨の事項が具体例を挙げて記録されている。

④－１　１９８ページから２００ページまで（－１９７－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④－１」という。）

④－２　２０１ページ（－１９８－），２０２ページから２０３ページまで(－１９８－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，「不開示部分④－２」といい，不開示部分④－１と併せて「不開示部分④」という。）

これらは，いずれも「８　政治折衝と請求権問題　(３)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり，韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が記録されている。

⑤　２１８ページ（－２１３－）の約７行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，「８　政治折衝と請求権問題　(５)アジア局における請求権問題解決の構想『日韓請求権交渉の今後の進め方について』」の項にあり，韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記録されている。

⑥　２５９ページから２６０ページまで（－２５３－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは，「９　小坂外務大臣・崔徳新外務部長官会談　(１)日本側基本方針」の項にあり，韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が記録されている。

（乙Ａ１０８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。特に通し番号１－６９の文書の不開示部分①及び不開示部分③は韓国政府に対して行われた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－６９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１０８）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３７年１１月１２日に行われた池田総理・朴

議長会談の会談記録部分を引用したものであり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．次いで，請求権問題に関し，朴議長より，請求権としての大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題はVesting Decree の効力発生時期（日本側は，軍令３３号の効力は１９４５年１２月６日以後について認めると主張している。）や地域的範囲の問題（日本側は，属地主義に則るものであると主張している。），更にはいわゆる米国解釈によるある種の相殺観念（日本側は「考慮さるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。）など種々複雑な問題がある事情を説明（朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。）したところ，朴議長は，「要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのである」と述べた。■■■不開示部分①■■■朴議長は，「軍人軍属の遺家族についても考えてほしい」と述べ，池田総理より「考慮しよう」と答えた。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。なお，下記の第１８表（乙Ａ１０８［－１７９－～－１８６－］）のうち，「大蔵省案」欄中の「試算額」欄及び「試算の根拠」欄並びに「外務省案」欄中の「試算額」欄及び「注」欄に記録された具体的数値又は具体的説明部分が，不開示部分②－３である。

記

(3)　池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算

これらの動きの中で，１月９日の午後２時から約１時間半，日韓

会談の進め方に関する勉強会が開かれ，大平官房長官，小坂外務，Ｚ１７アジア局長，Ｚ２４５条約局長，Ｚ４１参事官が出席，外務省側から前記の「日韓会談今後の運び方に関する件」を説明して，この際，政治折衝を行う必要性を強調した。池田総理は，この説明を聞いた後に，純請求権の金額について事務当局としての最終案を作るよう指示した。これに対し，Ｚ１７アジア局長から，外務・大蔵両省の数字が一致し難いことを述べたところ，総理は，合わなくてもよいから，両方からそれぞれの案を出すよう述べるとともに，無償援助はやらないが長期低利の借款を考慮することを指示した。池田総理の指示に基づき韓国の対日請求額について大蔵省と外務省で試算した結果，１月１０日第１８表が作成された。すなわち，大蔵省案■■■不開示部分②－１■■■ドル，外務省案■■■不開示部分②－２■■■ドルである。その試算表と共に，大蔵省理財局，外務省アジア局の名で請求権問題処理に当たっての問題点についてまとめた。

第１８表　韓国側対日請求額及び大蔵省・外務省試算額（１９６２年１月）（大蔵省理財局・外務省アジア局）

（以下略）

ｃ　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３７年１月１０日付けで大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した「日韓会談の請求権問題処理に当たっての問題点」と題する文書の引用部分（乙Ａ１０８［－１８８－～－１８９－］参照）にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　日韓会談の請求権処理に当たって，韓国側が支払を請求し，日本側がその支払に応じ得るものは，十分に「法的根拠」のある請

求に限られるということは，昨年１１月の池田総理・朴議長会談においても確認せられ，その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。

2　そこで，十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認め得るものはどのくらいの金額に達するかを計算する必要があるわけであるが，その計算に当たっては主として次のような重要な困難がある。

(1)　事実関係の確認が極めて困難であること。

この点は今後に予定されている韓国側との資料の突き合わせや日本側の古い資料の再調査等によりかなり明らかになる点も期待されるが，朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり，例えば軍人軍属，徴用労務者の総数，死亡者数，負傷者数及びその程度，終戦時の状況等は大幅な推定を余儀なくせられ，推定の仕方いかんにより金額の増減が著しい。

(2)　「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。

■■■不開示部分③■■■一例をあげれば，我が国の恩給法によれば受給権者は日本国民に限られているので，韓国人に対する恩給支払はこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切ることにすべきか，もしくは，国籍のいかんにかかわらず，政策的配慮のもとに，終身（ないしは少なくとも相当長期間）支払うのがよいか（国際先例にもそのように取り扱ったものが多い），この辺は慎重な考慮を要する問題であり，法制上の検討もあげて今後に委ねられている実情である。

(3)　南北鮮の区別は，従来韓国側はこれを全く無視しており，かつ，区分する場合も，いかなる方法によっても，概括的ならざ

るを得ないこと。

仮にある請求項目につき，全朝鮮分の正確な数字が算出されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分を正確に算出することは至難である。■■■不開示部分③■■■

(4) 平和条約４条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用するかということ。

日本側は，従来より一貫して，この「米国解釈」により，在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求権処理にあたって考慮に入れられるべきであるとの主張を維持しているので，各項目ごとに金額を算出するに当たっては常にこの点を念頭に置かなくてはならないのであるが，韓国は従来からこれについて日本側とは解釈を異にしており，双方の納得し得る結果を生むことは極めて困難である。

ｄ 不開示部分④

不開示部分④は，外務省作成に係る昭和３７年２月５日付け「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する文書を引用した部分（総数３ページ。不開示部分④－１）と同月１５日付け「韓国側対日請求額に対する大蔵，外務両省による査定の相違について」と題する文書（総数３枚弱。不開示部分④－２）を引用した部分である。

ｅ 不開示部分⑤

不開示部分⑤は，昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書の引用部分（乙Ａ１０８［－２１１－以下］参照）にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．日韓会談における韓国の対日請求権処理にあたっては，日本側が

その支払に応じ得るものは，十分に法的根拠のある請求権に限られるということは，昨年１１月の池田，朴会談においても確認せられたところである。しかるに，今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議，及び，日本側関係機関による資料の検討によれば，主として下記の諸事情により，日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。（１月１０日，総理に提出した大蔵省試算額のうち，被徴用者に対する補償金を含まない数字たる１０百万ドルですら，その全額を厳密に法的根拠及び所要の証拠書類の整ったものとして説明することは困難である。）

(ｲ)　事実関係の確認が極めて困難であること。終戦後，十数年の時日が経過している上，朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり，請求権の重要部分を占める軍人軍属，徴用労務者の総数，死亡者数，負傷者数等の正確な把握は不可能に近いが，もし法的根拠のある請求権としてこれらに対する恩給等を支払うためには確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ﾛ)　関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば，我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので，韓国人に対する恩給の支払は，これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，国際先例をも勘案し，韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

(ﾊ)　本件処理に当たっては，対象を南鮮地域に関する請求権のみに

限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては，■■■不開示部分⑤■■■

(ニ)　平和条約４条に関するいわゆる「米国解釈」いかに適用するかということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても，日本側は，従来より一貫してこの「米国解釈」により，在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求権処理にあたって考慮に入れられるべきであると主張しているので，どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。（他方，このような説明が可能になったとしても，表現いかんでは旧在韓試算補償要求を不必要に刺激するおそれもある。）

（中略）

２．上記のとおり，十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが，他方，十分の裏付け資料がないにしても，相当多数の韓国人軍人軍属，徴用労務者がいたことは紛れもない事実であり，また，これらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも国際先例からも自然のことと考えられ，ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということにつきると思われる。

４．（中略）

(2)　（略）

（注）「無償の経済援助」の性格として，韓国の対日請求権の放棄又は解決のはなむけとしての贈与という説明と，放棄又

は解決された請求権に一応見合う金額の支払という説明が考えられる。

(3)　交渉の過程において適当と認められるときには，次の２つの譲歩を行うことを考慮する。

(a)　長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与し得るものであることに鑑み，調印（これと同時に国交正常化の予定）から批准までのギャップを埋める目的で，緊急経済協力として５０００万ドルまでの対韓延べ支払枠を認める旨の行政取極を行い，国交正常化と同時に実施すること。（状況によっては，行政取極にまで至らず，「政治折衝が妥結すれば，これまでほとんど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度に止めるのが適当かもしれない。）

(b)　日本の対韓焦付債権４５７３万ドルを，将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から，日本政府において放棄すること。

(4)　なお，上述のような全般的解決により船舶問題（韓国置籍船の返還請求）も一括解決されたこととするよう努力し，これが確認された場合は，拿捕日本漁船の返還請求を日本政府において放棄することを考慮する。

ｆ　不開示部分⑥

不開示部分⑥は，外務省作成に係る昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書を引用した部分の一部である。なお，当該引用部分には「外務省Ａ案（総額約１億ドル。別添参照。）」と記録されているが，当該文書の引用部分の末尾には上記別添に相当する内容の記載部分はない。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分には，次のようなものが存在する。

ａ　不開示部分①に関するもの

通し番号１－１８の文書には，昭和３７年１１月１２日に行われた池田総理・朴議長会談の会談の概要が記録されているところ，不開示部分②に相当する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－３７－］参照）。

記

(ｉ)　朴議長が請求権の大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は Vesting Decree の効力発生時期や地域的範囲の問題，更に，平和条約４条に関する米国解釈など種々複雑な問題があることを説明したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。そこで，池田総理より，個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ，結局，請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致を見た。

ｂ　不開示部分②に関するもの

(a)　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，要旨下記の記載がある（乙Ａ１０８［－１９５－及びその前後］）。

記

「Ｚ４２」１月１４日の「Ｚ４３」には，この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては，まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか，先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが，同じく数千万ドル台ながら，なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

(b)　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引

用部分があり，その中に要旨「韓国側に総額として示す数字は，日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠を持った最高の案として，外務省Ａ案（総額約１億ドル）とする。」と記録されている（乙Ａ１０８［－２４９－及びその前後］）。

ｃ　不開示部分③に関するもの

(a)　通し番号１－２０１の文書には，上記(ｱ)ｃで説示した不開示部分③を含む引用文書と同一であるところ，その内容のうち，不開示部分③（ただし，２(3)項に係る部分に限る。）に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ３３６［１枚目以下］参照）。

記

(3)　南北鮮の区別は，従来韓国側はこれを全く無視しており，かつ，区分する場合も，いかなる方法によっても，概括的ならざるを得ないこと。

仮にある請求項目につき，全朝鮮分の正確な数字が算出されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分を正確に算出することは至難である。したがって，例えば，郵便貯金については，南北の人口比例を基準として７０％を掛ける等，概括的な算出方式を採らざるを得ない。

(b)　通し番号１－６９の文書中で引用されている通し番号１－２０７の文書は，上記(ｱ)ｃで説示した不開示部分③を含む引用文書と近接する時期に外務省によって作成された文書であり，その内容は，上記(ｱ)ｅで認定したとおりであるところ，ここでは，韓国の対日請求権につき，日本側が十分に法的根拠のある請求として認められないと考える事情として，<ｱ>事実関係の確認が極めて困難であること，<ｲ>関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと（その一例として恩給法の例が指摘されている。），<ｳ>請求権

処理にあたって対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと，<ｴ>平和条約４条に関する「米国解釈」をいかに適用するかということの４点が指摘されている。

上記のうち<ｱ>，<ｲ>及び<ｴ>の点は，上記(ｱ)ｃで説示した不開示部分③を含む引用文書でも同様に指摘されているところ，不開示部分③の直後の部分では，上記(ｱ)ｃのとおり，上記<ｳ>の点とほぼ同様の表現を用いて恩給法の例が指摘されている。

ｄ　不開示部分④に関するもの

(a)　不開示部分④－１に関するもの

通し番号１－２０６の文書には，通し番号１－６９の文書で引用されている昭和３７年２月５日付け「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する文書が引用されているところ，その内容は，（別紙５）通し番号１－２０６の「第３　当裁判所の判断」部分で認定したとおりであり，当該文書の一部開示部分には，当該文書の作成名義，作成日，表題に加え，項目の内容（「Ⅰ　地金銀」，「Ⅱ　逓信局関係」，「Ⅲ　送金返還」，「Ⅳ　韓国株主分配金」，「Ⅴ (1)有価証券　(2)日系通貨　(3)未収金　(4)被徴用者補償金（内訳）労務者見舞金　復員軍人軍属見舞金，死亡軍人軍属弔慰金，死亡軍属年金，軍属障害年金　(5)恩給請求　寄託金」）が開示されている（乙Ａ３３９参照）。

(b)　不開示部分④－２に関するもの

通し番号１－２１０の文書は，通し番号１－６９の文書で引用されている昭和３７年２月１５日付け「韓国側請求額に対する大蔵，外務両省による査定の相違について」と題する文書であるところ，その内容は，（別紙５）通し番号１－２１０の「第３　当裁判所の

判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりである（乙Ａ３４２参照）。

ｅ　不開示部分⑤に関するもの

通し番号１－２０７の文書は，上記(ｱ)ｅで説示した不開示部分⑤を含む引用文書と同一であり，その内容は，別紙５（通し番号１－２０７）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるところ，このうち，不開示部分⑤に相当する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ３４０参照）。

記

１　（中略）

(ﾊ)　本件処理に当たっては，対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては，例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比例を基準として７０％を掛け，徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して９５％を掛けるなど，概括的な算出方法を採らざるを得ず，これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「池田総理より，個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和３７年１月１０日，大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額（具体的には，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した事実を総合すれば，不開示部分②－１（大蔵省案）が５０００万ドル程度以下，不開示部分②－２（外務省案）が最大約１億ドルであると推認することができる。）

(ｳ)　不開示部分③

このうち，２(2)項の部分は同時期に作成された他の行政文書（通し番号１－２０７の文書）で開示されているものと同様の上記(ｲ)ｃ(b)で指摘した「関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていない」との文言と同旨のものであり，２(3)項の部分は通し番号１－２０１の文書で開示されている上記(ｲ)ｃ(a)で認定した文言と同一のもの

(ｴ)　不開示部分④

ａ　不開示部分④－１

通し番号１－２０６の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文書の作成名義・作成年月日・表題並びに各項目の内容のほか，韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的金額及びその具体的算定根拠等

ｂ　不開示部分④－２

通し番号１－２１０の文書で開示されている（別紙５）通し番号１－２１０の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したもののうち，下記の部分と同様の文言（なお，通し番号１－６９の文書において上記文書が引用された趣旨及び当該引用に係る分量等を総合すれば，下記の部分が引用されているものと推認することができる。なお，下記不開示部分は，不開示部分②－１及び不開示部分②－２と同一であると推認することができる。）

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵，外務両省の査定は，大蔵案■■■不開示部分■■■，外務案■■■不開示部分■■■であるが，その相違は，主として，軍人，軍属，被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり，その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また，両省案とも，円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は１ドル１５円のレート適用することを主張している。）及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は，次の２点である。

第１点は，朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち，大蔵案においては，朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失，すなわち，平和条約発効時まで認め，それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち，したがって，朝鮮人文官恩給支給は昭和２７年４月で打ち切り，また，平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和２８年８月１日より復活），及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和２７年４月３０日公布）は，朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し，外務案においては，国際先例及び条理に基づき，日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し，日本人に準じ，現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し，該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採っている。

相違の第２点は，第２次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し，何らかの手当を行うか否かである。

すなわち，大蔵案は，実定法上これらの者に対して，いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し，外務案においては大平官房長官の示唆もあり，終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し，引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

この他の相違点は，有価証券の支払額，帰国朝鮮人労務者の未収金及び帰国朝鮮人寄託金の３項目であるが，金額的にも，基本的考え方にも，大きな違いがあるわけでない。

(ｵ)　不開示部分⑤

通し番号１－２０７の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言と同一のもの

(ｶ)　不開示部分⑥

韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分⑤

不開示部分①及び不開示部分⑤に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北

朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされている大蔵省又は外務省の査定金額や両者の金額の差等から容易に推測できるものであり，その総額の概数が既に公にされているものと同視することができるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるもの又は他の行政文書（１－２０１の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｴ)　不開示部分④－１及び不開示部分⑥

不開示部分④－１及び不開示部分⑥に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の対日請求権に対する具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｵ) 不開示部分④－２

不開示部分④－２に記録されている情報については，通し番号１－２１０の文書で不開示部分とされた部分を除き，上記(ｱ)と同様の理由から，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

そして，上記通し番号１－２１０の文書で不開示部分とされた部分については，上記(ｲ)で説示したとおりである。

エ したがって，通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の

主張立証がされていないというべきである（このうち，不開示部分①，不開示部分③及び不開示部分⑤，不開示部分④－２のうち通し番号１－２１０の文書で不開示とされた部分を除いた部分に記録されている情報については，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－６９の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1) ａ　不開示部分①

ｂ　不開示部分②

ｃ　不開示部分③

ｄ　不開示部分④－２

ｅ　不開示部分⑤

(2) ａ　不開示部分④－１

ｂ　不開示部分⑥

（別紙５）通し番号１－７０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７０の文書（文書５１７）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した「自民党８議員及びＺ１７局長の訪韓３６年（５月６日－１２日）関係会談記録」と題する文書であり，韓国を訪問した自由民主党国会議員８名が，韓国の張勉国務総理，鄭外務部長官と各会談した要旨，Ｚ１７局長・Ｚ２２５次官会談要旨及びＺ１７局長の所見・考え方および指示事項等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　２６ページ（－２６－）の約８行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，「Ｚ１７局長・Ｚ２２５次官会談要旨」の項にあり，Ｚ１７局長が，Ｚ２２５次官に対し，請求権問題の解決策として述べた具体的提案内容が記録されている。

②　３１ページ（－３１－）の約４行分，３２ページ（－３２－）の約５行分，３３ページ（－３３－）の約２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，いずれも「Ｚ１７局長の所見・考え方および指示事項」の項にあり，請求権問題を解決するための具体策としてＺ１７局長が述べた個人的な見解が具体的な金額等を明示して記録されている。

（乙Ａ２２７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７０の文書は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，

また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した請求権の金額が明らかになれば，日朝国交正常化交渉において，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。特に通し番号１－７０の文書の不開示部分①は韓国政府に対して行われた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－７０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２２７）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３６年５月９日実施に係る「Ｚ１７局長・Ｚ２２５次官会談要旨」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(ホ)　請求権

Ｚ１７局長より，日本側としても，漁船問題さえ解決するなら請求権を解決することに異存はないと述べた■■■不開示部分①■■■

これに対し，Ｚ２２５次官は，大体日本側の考え方に乗ってきた感じであったが，再三にわたり無償経済協力は，いくらくらいを考えているのかと質した。これに対し，Ｚ１７局長は，それはハイレベルの政治折衝によって決定されるものであり，また，韓国側の希望もあろうから，今ここでは何ともいえないと応酬した。また，Ｚ２２５次官が，経済協力として，どんな内容のことを考えているのかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，韓国側の個々のproject を見た上で決定されるべきものだが，そのものが出てくるだろうと答えた。

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３６年５月１５日付け「Ｚ１７局長の所見，考え方及び指示事項」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　今後のヤマは，結局，日本側がいくら払うか肚を決めるにかかっていると思われる。自分の一試案としては，■■■不開示部分②－１■■■資金の枠を用意し，これらを合わせて，年■■■不開示部分②－２■■■ドルということにする位がよいところではないだろうか。■■■不開示部分②－３■■■結局話ははじめ請求権から出発しても，結果としては，一段高い立場で韓国経済の崩壊を防ぐため面倒をみるという趣旨で，韓国経済に実質的に貢献できるようなものを考えるべきであろう。（■■■不開示部分②－４■■■）自

民党もこのような考え方に傾いているものと思う。

ちなみに，韓国側は，非公式の話し合いの際，５億ドルくらいもらいたいような口吻であった。

３　局長指示事項

(1)　■■■不開示部分②－５■■■

(2)　日本側としてどうしても請求権として払う必要があるのかはどれとどれか払う方法をどうするか大体いくらくらいになるかにつき，外務，大蔵事務当局で考えをまとめておくこと（あまりけちなものになりすぎないように）支払ったものを韓国側がどう使うかは日本側の関知するところではなく，ただ，日本側としてはそれによって請求権を免責されればよい。韓国側が受け取った金を全て社会保障費に回すのも一案ではないだろうか。

(3)　漁業協定に関する日本側案を２，３準備すること

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－１５０の文書（アジア局重要懸案処理月報）の一部開示部分には，昭和３６年５月分として「自民党⑧議員及びＺ１７局長の韓国訪問」との記録部分があるところ，不開示部分に関連する部分は，下記のとおりである（乙Ａ２９４［－１１７－以下］）。

記

(6)　Ｚ１７アジア局長は，議員団とは別に，Ｚ２２５外務事務次官と２回にわたり会談し，日韓会談の今後の進め方につき意見を交換したが，その概要は次のとおりである。

(ｲ)　（略）

(ﾛ)　（略）

(ハ)　個々の懸案の処理方式について次のように話し合った。

（ｉ）　法的地位。（略）

（ii）　船舶。（略）

(iii)　文化財。（略）

(iv)　漁業。（略）

（ｖ）　請求権。Ｚ１７局長より，日本側は漁業問題さえ解決するなら請求権を解決することに異存はないと述べ，はっきりした個人債務は請求権として解決し，いわゆる一般的請求権は無償経済援助とするか，もしくは，全てを無償経済援助とするか２つの解決方法があり，そのほかに一般の経済援助があるわけだと説明した。Ｚ２２５次官は大体日本側の考え方に乗ってきた感じであったが，無償経済援助はいくら位を考えているのかと再三質し，これに対しＺ１７局長は，それはハイレベルの政治折衝で決定されるものであって，いまここでは何ともいえないと応酬した。

ｂ　不開示部分②関係

(a)　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年１月１６日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書がそれぞれ引用されているところ，その要旨は，（別紙５）通し番号１－２６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(イ)で認定したとおりであり，「先方に支払うもの１億ドル，長期低利の経済協力２億ドルの線から出発し，前者１．５億ドルないし２億ドル，後者２億ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として，無償経済援助１億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助２

億ドルを軸とする解決案が明らかにされている（乙Ａ１０８［－２０３－以下］参照）。

(b)　昭和３６年１１月２日付け「対韓経済協力実施上の問題点について」と題する文書には，「現在考えられている対韓経済協力の構想は，総額１５０百万ドル程度（初年度５０百万ドル程度）の長期・低利の借款供与」であり，民間ベースの延払信用供与よりも政府ベース（具体的には輸出入銀行又は海外経済協力基金）の直接借款が望ましく，海外経済協力基金がその供与機関となることが適当な事案である旨記録されている（乙Ｂ２８４）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

Ｚ１７局長が述べた請求権問題の具体的解決案であり，通し番号１－１５０の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「はっきりした個人債務は請求権として解決し，いわゆる一般的請求権は無償経済援助とするか，もしくは，全てを無償経済援助とするか２つの解決方法があり，そのほかに一般の経済援助があると説明した」旨のもの（なお，通し番号１－７０の不開示部分①の直後にあるＺ１７局長とＺ２２５次官のやりとりに照らすと，不開示部分①には，通し番号１－１５０の文書で開示されている内容を超えて北朝鮮との交渉上日本に不利な立場になり得る提案内容が記録されていることはうかがわれない。）

(ｲ)　不開示部分②

請求権問題を解決するための具体策としてＺ１７局長が述べた個人的な見解（具体的金額も含む。ただし，このうち不開示部分②－１及び不開示部分②－２には，Ｚ１７局長の解決策として韓国に対する経済協力

の具体的方法を含むものが記録されており，その内容は，前記ア(イ)ｂで認定したものが当時の外務省アジア局長であるＺ１７局長の意向を反映したものであると推認されることからすると，当該部分に記録されている情報は，前記ア(イ)ｂで認定したものと同趣旨のものであると考えられるから，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－１５０の文書）の一部開示により既に公にされているものと同旨のものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府高官が述べた請求権問題に関する具体的解決策（具体的金額を含む。）であるが，このうち，不開示部分②－１及び不開示部分②－２に係るものについては，上記イ(イ)で説示したところに照らし，他の行政文書の一部開示により既に公になっているものと同趣旨のものとみることができるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，

一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，その余の部分については，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また，不開示部分①に記録されている情報については，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示と

した外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７０の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①

イ　不開示部分②－１及び不開示部分②－２

(2)　不開示部分②－３から不開示部分②－５まで

（別紙５）通し番号１－７１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７１の文書（文書５３９）は，外務省が作成した「第一回請求権分科会に関する打合せ会次第」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について，昭和２７年２月１９日に政府部内で開催された韓国との交渉方法についての検討，協議の内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１１ページ（－１１－）約３行目から１２ページから１５ページまで（－１１－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１６ページ(－１２－）１行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，「第１回請求権分科会交渉要領私案」の項にあり，請求権問題に関し，韓国と交渉する際の交渉戦略，方針等が具体的に記録されている。

②　１９ページ（－１５－）４行目から２０ページから２２ページまで（－１５－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び２３ページ（－１６－）２行目まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，「第１回請求権分科会交渉要領案」と題する文書にあり，不開示部分①と同趣旨の事項が記録されている。

③　３９ページ（－３２－）の約４行分及び４１ページ（－３４－）の約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，昭和２７年２月２５日開催に係る「請求権問題交渉に関する打合会」と題する文書中にあり，不開示部分①と同趣旨の事項が記録されている。

（乙Ａ２２８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正

常化交渉における請求権問題について，韓国と交渉する際の具体的な戦略又は方針等を検討協議した内容，経過等であり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２２８）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－７１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「第１回請求権分科会交渉要領私案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　第２回本会議における打合せに従って，請求権問題に関する先方の提案を披露せしめる。

■■■不開示部分①■■■

五　南北鮮を一体として扱うことに関する問題は，他の議題にも関連があり，かつ，請求権交渉においても，ある場合には，局面転換を図る手段としても有効な問題であるから，差し当たり伏せておくべきである（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，「第１回請求権分科会交渉要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　第２回本会議における打合せに従って，請求権問題に関する先方の提案を披露せしめる。

■■■不開示部分②■■■

五　南北鮮を一体として扱うことに関する問題は，他の議題にも関連があり，かつ，請求権交渉においても，ある場合には，局面転換を図る手段としても有効な問題であるから，差し当たり伏せておくべきである（以下略）

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和２７年２月２５日開催に係る「請求権問題交渉に関する打合会」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

第３の段階としては，わが方も対案を作成・提出しなければならない。なぜなら，いかに法理論を尽くすにしても，先方の提案を受け，こちらの意図をほとんど示さずに，ただ討議を重ねたりすれば，

「遷延」の責任をうんぬんされるおそれもあり，また，この委員会で先方の提案のみに基づいて何らかの協定を行うこともできないからである。

■■■不開示部分③■■■

わが方の案の内容としては，文化財等の好意的移譲，国有財産の分轄（移譲）及び未払金の支払（ヴェスティング・デクリーに関連ない債務）の程度になるものと予想されるが，状況によっては，私有財産の処分は当分の間延期し，その際に政府声明を発表すると言う方法もある。なお，わが方の対案を提示する場合に，その根拠となる法理論を再び行う方が適当であろう。

（間接主義は，実際問題として取り得ないと思われる。すなわち，外務省としても，大蔵省が否定的態度である以上，在外財産に対する補償不実施の責任を取り得ないからである。）

■■■不開示部分③■■■

大蔵省側は，前記タクティクスを用いることには同意したが，タイミングを慎重に行うよう希望した。

(ｲ) なお，通し番号１－７１の文書の一部開示部分には，昭和２７年当時の請求権問題に関する日本側の具体的解決案が記録された次の文書も含まれている。

ａ 昭和２７年２月２８日付け「財産及び請求権協定に関する基本観念並びに要綱（第一次案）」

ｂ 「日韓両国間の財産及び請求権の例示的処理要領（案）

ｃ 昭和２７年３月３日付け「日韓請求権処理案（第１回案）」

ｲ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも同趣旨の内容であり，昭和２７年当時の請求権分科会において韓国と交渉する際の日本側の具体的な交

涉戦略及び方針等であると推認することができる（なお，不開示部分③の前後の記載及び上記ア(ｲ)で認定した通し番号１－７１の文書の一部開示部分に照らすと，上記情報は昭和２７年当時における請求権問題に関する日本側の具体的解決策の内容そのものに言及したものではないと推認することができる。）。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－７２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７２の文書（文書５４２）は，昭和２７年3月１０日付けで外務省が作成した「請求権問題交渉の中間段階における対処要領」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について韓国との交渉における対処方法を政府部内で検討協議した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題について韓国と交渉する際の対処要領について，日本側の具体的な交渉術及び交渉方針等の具体的内容が記録されている。

①　９ページ（－９－）最終行から１１ページまで（－９－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　１２ページ(－１０－)冒頭から６行目まで

（乙Ａ２２９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－７２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２２９）。

記

三　対処要領

前記ごとき，本件対案提示によって先方代表団に与えたショックは相当に深刻であるから，本件の今後の趨勢は，当然会談全般に影響を及ぼすものと思われる。したがって，この段階における対処要領も，根本的には会談全般の方針に則して検討され，決定されなければならないことはもちろんであるが，■■■不開示部分■■■

この場合，先方代表団としても，法理論で簡単に屈服することもできないであろうから，水掛論に陥るおそれは多分にあるが，わが方としてはわが法理論が国際的にも十分承認される正論であるとの印象を先方代表団，殊にＺ２３５大使にも与え，この線を通じて，先方の本国政府をも反省せしめる程度までは大いに強く主張すべきである。（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時における請求権問題についての日本側の具体的な交渉術及び交渉方針等であると推認することが

できる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情

報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－７３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７３の文書（文書５６５）は，外務省が作成した昭和４０年３月２５日付け「朝鮮人教育の概要」と題する内部文書であり，在日朝鮮人問題，特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについて政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日本各地に存在する朝鮮人学校における民族教育のあり方，北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容，経過等が個別具体的に記録されている。

①　３ページ（－３－）約１行分

②　８ページから１９ページまで（－７－に「次ページ以下１２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

③　１０１ページ（－８０－）最後の約３行分から１０２ページ（－８１－）３行目まで

（乙Ａ２３０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお，韓国側と上述したような協議を行う上でも，また，北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも，日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるから，これを公にすれば，日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認め

ることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，４０年以上も前のものであり，平成１５年(２００３年)の文部科学省の告示改正により，大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能とされ，民族学校の卒業生の大学入学への障害が取り払われたことから，日韓国交正常化交渉当時に存在した民族学校卒業生の大学入学資格等の問題は解消していることのほか，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないし，日韓間でその後も協議が行われ，また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは，交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－７３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２３０）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「朝鮮人教育の概要」と題する文書にあり，その直前の記載は，下記のとおりである。

記

２．公立学校分校　　１８校

分校は，朝鮮人が集団に居住している都市において朝鮮人父兄の

要望と当該地域の日本人の住民感情の妥協として設置されたものが多い。

分校は，本校である日本人児童，生徒のみを収容している小学校，中学校の教育方針に基づいて，日本人教員が，日本の教育課程によって教育する建前で運営されているが，課外として，朝鮮語，朝鮮歴史等の履修が認められており，これについては朝鮮人の非常勤講師が採用されている。

分校の基本的考え方は右のようである■■■不開示部分①■■■

b　不開示部分②

不開示部分②は，「在日朝鮮人の教育に関する問題点一覧（案）」と題する文書中にあり，その直前の記載は下記のとおりである。

記

第三　その他

１　実態調査

(1)　在日朝鮮人

(2)　外国における日本人教育等

c　不開示部分③

不開示部分③は，自民党政調文教調査会外人教育小委員会作成の昭和４０年５月２６日付け「外人教育小委員会中間報告（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は下記のとおりである。

記

第二　永住を許可された韓国人以外の朝鮮人の教育上の処遇について

一　（中略）

三　このためには，かれらの教育を受けたいという希望を日本の学校教育で満たしてやることが必要であり，我が国の学校教育に入ってきたこれらの子弟については，教育上の処遇について永住許

可を受けた韓国人と同様，できるだけ日本人と同様に取り扱うよう考慮し，ささいな差別により偏狭な排日的民族教育に走らせないようにする配慮が必要である。

■■■不開示部分③■■■

この際，我が国としては，北鮮人といえども我が国の学校教育に入れるということを明らかにし，我が国が外国人に対し，我が国の学校教育に入学できる均等な機会を与えていることを世界に示す必要があろう。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和４０年当時における朝鮮人のための学校としての公立学校分校に関する事項の具体的説明

(ｲ)　不開示部分②

昭和４０年当時における在日朝鮮人の教育に関する問題点として指摘された具体的事項等

(ｳ)　不開示部分③

昭和４０年当時における永住を許可された韓国人以外の朝鮮人の教育上の処遇に関する自民党政調文教調査会外人教育小委員会の見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日朝鮮人の法的地位のうち在日朝鮮人の教育に関する日本側の具体的見解（特に，韓国との間で現在も行われている協議の対象となっている事項に関するものである。）であって，特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりに関する日本政府の見解も含み得るものであり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示された

ものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人の地位問題が協議の対象となる以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－７４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７４の文書（文書５６７）は，昭和２８年１０月２３日付けで外務省アジア局第二課が作成した「韓国文化財の提供について」と題する内部文書等であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

このうち不開示部分は，１２ページから２５ページまで(－１１－に「次ページ以下１４ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり，東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表（１０ページ）及び美術品リスト（４ページ）で，いずれも「品名」及び「数量」等が記録されている。

（乙Ａ２３１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば，我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなるから，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前

提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２３１）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－７４の文書の不開示部分は，昭和３３年２月６日付け「韓国関係文化財参考資料」と題する文書に添付された東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表（１０ページ）及び美術品リスト（４ページ）であり，当該不開示部分に記録されている情報は，その当時，東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財又は美術品の「品名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－７４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時，東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財及び美術品に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における

時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－７４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－７４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－７５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７５の文書（文書５７０）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年４月６日付け「韓国文化財に関する件」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つであるわが国が所有する韓国文化財に関する問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

このうち不開示部分は，１６ページ（－１６－）の約１ページである。

（乙Ａ２３２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容，経過等であり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該文化財リストを知ることとなるから，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張は，通し番号１－７５の文書の不開示部分が検討内容・経過であるにもかかわらず，文化財の具体的なリストを不開示理由としていて対応しないし，被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文

化財の内容や所在に係るものであるし，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２３２）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－７５の文書の本文部分の記載は，要旨下記のとおりである。

記

Ｚ１７アジア局長は，６日午後３時，同局長室に文部省文化財産保護委員会Ｚ４４前事務局長（現私学振興会理事長）及び同委員会Ｚ４５庶務課長の来訪を求め，両氏及びＺ４６前北東アジア課長より韓国文化財の問題に関し，要旨下記のごとき事情を聴取された。

(1)　文部省側より韓国文化財で問題となるのは国有のもので，公有，私有のものは問題となったことはない旨説明があり，Ｚ４６前課長より公有のものでは千葉県有のものを韓国側で問題としたことがある旨付言した。更に国有のもののうち，大学，内閣文庫，博物館のもの等があり，韓国側は当面博物館のものを目標としている模様である，大学側では返還には強硬に反対しており，たとえ政府の命令でも大学自治を盾にこれに応じないであろう，前の会談の際の文部省側の主張は，これらの文化財はいずれも正規の手続を経て入手したもので違法なものはなく，韓国側の要求を入れる理由はない。他の諸案件の解決後韓国独立のはなむけとして贈るならやむを得ないが，返還とすることは

反対であるとした。したがって，余程上層部で政治上の理由で決められれば別であるがと述べた。

(2)　Ｚ１７局長から日韓間の他の問題に関連して文化財においてどの程度のものを出すかを調べて決めておく必要がある，大学では原文でなければならぬのか写しではいけないのか，また大学としては韓国の学術振興という見地から贈るという訳にはいかないのかと尋ねたのに対し，文部省側は，大学側は正当に入手したものである点と政治上の問題に利用されたくないとの点からこれに応じないだろう，今のところ大学の分は話に出ていない旨答えた。

(3)　Ｚ１７局長より１９０５年以後に入ったことがはっきりしておるもので博物館にあるものの数についての質問に対し，Ｚ４６前課長よりおおまかな数で約１０００点があるが，例えば靴一足を１と数えるか，２と数えるか等によってその数も変わってくる旨説明し，更に先の１０６点の文化財及び４８９点の同リストを韓国側に渡した経緯について説明した。これに関連し，文部省側より右１０６点については当時国会でも問題となり，特に社会党方面の反対が強かったが一般世論は納得したようである旨説明があった（国会答弁要旨別添１）。

(4)　引渡に関しては現行の国内法上では困難である旨を文部省側で説明したところ，Ｚ１７局長より条約を締結することについての国際先例につき質問があり，Ｚ４６前課長より，事情はいろいろ異なるが近年の国際通念としては返還する方向にある旨説明があった。国際先例については別に係官より資料を提出することとした（別添２）。

(5)　文部省側より，学者の意見として，文化財の大部分は，総督府時代に韓国の博物館にあり，終戦後もほとんどを残してきており，むしろ日本側でもらいたい位であると行っている旨説明があり，これに対し局長は，大学のものは難しいとしても，博物館のものについてはどこ

に困難があるのかと尋ねたところ，文部省側より文化財保護委員会が難色を示しているが，協定ができてしまえば，致し方なく協力することになろうと答えた。また，韓国側のねらいについての質問に対し，文部省側では，韓国側はどの程度で満足するのか分からないので，日本側としてもどの程度渡せるか全然表に出していない旨説明した。

(6)　文部省側より，文化財の所在場所として，国立博物館，東大，京大，内閣文庫，宮内庁書陵部である旨及び博物館側では一般に公開しておるものであり，博物館だけの犠牲において文化財を提出することは承服しないだろうと説明があった。これに対し局長より，大学の研究に必要なもの一部残し，一部を韓国の学術研究に協力するということで引き渡してはどうかと尋ねたところ，文部省としては返還に絶対反対で，当時の灘尾文部大臣も反対せられた。したがって，この問題は事務当局のレベルで解決は無理であると考える旨答えた。局長は，自分もそのように考えるが，事務当局としてはどの程度のことが可能であるかを調べておく必要がある旨説明された。

(7)　文部省側より，当時の日韓会談に文部省が参加しなかったのは，引っ張り込まれるのを好まなかったためである旨述べ，局長より，漁業の問題等で韓国側が話し合いに応じて会談が進展すれば，今度は文部省も入ってもらわねばならない旨述べられた。

(8)　局長より，国立博物館のものを返還すれば全部になるだろうかと尋ねたのに対し，文部省側より韓国側は１９０５年以前のものを目標としているようであるから，入手の年代を明確にする必要がある。博物館が韓国で発掘したものは分かるが，高麗焼きなど民間から買ったものは年代は不明なものがある。しかし，１９０５年以前持ち帰ったもので国立博物館所蔵のものと限定すれば，問題は楽になると考える。最終的態度としては，書籍を除いた４８９点ということになるが，こ

れは博物館のものから北鮮関係のもの６５点を除き，先に渡した１０６点と合わせれば，博物館にあるもので１９０５年以降持ち帰ったものの９０％以上となる。私有のものは問わないこととし，博物館のものでも民間から買った高麗焼き等は除いていけば楽になると考えると説明があった。

(9)　書籍についてＺ４６課長より，書籍は，徳川時代に入ってきたものが多く，１９０５年以後のものはほとんどないのではないかと考える旨述べた。

(10)　最後に局長よりＺ２２７大使も，文化財問題が明らかになれば漁業の問題も考えると言っているので文化財の問題を先に決め，漁業問題も解決し協定を同時に発効させるという方法を考えている旨説明があり，そのため，返す返さないは別とし，国有のもので，１９０５年以後持ち帰ったもののリストを関係機関の協力を得て作る必要がある。韓国側がこういうものもあると申し出たときは，そのとき考えればよいとの説明がされ，Ｚ４６前課長より，リスト作成の作業は事務当局のレベルでは無理であろう，局長から大学，博物館等の責任者に直接協力を求められてはと述べられた。

なお，Ｚ４５課長は文化財保護委員会のＺ４７現事務局長は文化財の返還には強硬な反対論者であるから，今日の会にももし知っておれば，おそらく出席を許されなかったであろう。たまたま今日局長は出張中であり，また，自分としても，過去の経緯をご説明するという名目で出席したものである旨説明した。

参考　文化財関係機関及び連絡先（別添３（1)及び（2))

国有の朝鮮関係文化財の現状について（別添４）

(ｲ)　通し番号１－７５の不開示部分は，上記(ｱ)の別添４の昭和３４年１月１６日付け「国有の朝鮮関係文化財の現状について」と題する文書中

にあり，不開示部分の直前の記載は，下記のとおりである。

記

一　国有の朝鮮出所文化財の現状

国有の朝鮮出所の文化財は現在 (1)東京国立博物館 (2)東京大学文学部研究室 (3)京都大学文学部研究室 (4)内閣文庫 (5)宮内庁書陵部に所蔵されている。これら文化財の現状を正式に調査することは，政府としての文化財取扱いの基本方針の決定がない以上は困難であるが，過去において非公式に当省限りで調査したところを総合すると次のとおりと見られる。

１．東京国立博物館所蔵の分

昭和３２年２月に文化財保護委員会が作成したリストは，別添第一のとおりであり総員数は１４５２点であるが，この内には既に韓国側に引き渡した１０６点が含まれているので，これを差し引くと約１３４６点となる。日本渡来の時期については，ほとんど全てが１９０５年以降と推測される。

２．東京大学文学部，京都大学文学部所蔵の分

韓国側は東京大学に楽浪遺物１棚及び三国時代の瓦類数十点京都大学に楽浪古墳を初めとして古墳出土の土器の類約３５０点が所蔵されていると称しているが，日本側において正式に調査したことはない。

３．内閣文庫及び宮内庁書陵部所蔵の分

内閣文庫には朝鮮本約１９０冊が書陵部には７４冊が収蔵されていることは事実であるが，昭和２８年６月の内閣及び宮内庁の調査によると，これら朝鮮本の我が国渡来の時期は全て日韓併合前であるとされている。すなわち，宮内庁の所蔵分は，徳川幕府楓山文庫，旧多紀家，旧徳山毛利家の所蔵本であり，内閣文庫のものはＺ２７

４文庫，昌平坂学問所の所蔵本のほか明治２０年代に民間から購入又は献納を受けたものと称している。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実，殊に上記ア(イ)で認定した不開示部分がある文書の表題や不開示部分の直前の記載によれば，通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている情報は，専ら国有の朝鮮関係文化財の現状についてのものであることが明らかであるから，これが文化財リストのようなものではなく日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であるとは考え難い。

これに対し，被告は，当該情報が，「日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容，経過等」であると主張するが，上記に説示したところに鑑みると，上記の選別基準等又はこれに準ずるものであることを具体的に基礎付ける事情を主張するものということはできず，本件全証拠によっても，これを認めるに足りる的確な証拠がないから，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものとはいえない以上，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－７６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７６の文書（文書５７２）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年９月２０日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書によって構成されており，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，１５ページ（－１５－）の約９行分であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

（乙Ａ２３３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，また，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２３３）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－７６の不開示部分は，昭和３５年１０月１５日付けで北東アジア課長が作成した「韓国文化財引渡しのための法律問題について大蔵省担当官との打合せに関する件」と題する書面にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．Ｚ２８課長より，かねて省内において検討中の法律関係の問題について説明したところ，Ｚ４８事務官は，主計局法規課の固まった意見であるとして次のとおり説明した。

先に引き渡した１０６点の場合は，抑留漁夫をさしせまって帰さねばならぬという事情があり，また当時国としてそれらのものの模造品を持っていたので，引渡しによって直ちに国の事務に支障を来すことはないとの意見から，「物品の無償貸付及び譲与等に関する法律」３条３号にいう標本用物品にこれらの文化財が含まれると読んで引き渡したものであるが，今度の場合は先の場合と情勢が異なり，一般的日韓会談で話合いを行った上渡すというのであるから，１０６点の時の解釈では無理であり，いけないのではないか，従って，今度の場合は特別立法を行うなど何かはっきりした措置を執るべきである。

２．Ｚ２８課長より大蔵省のいうはっきりした措置について，一つの考

え方として文化協力というような意味で協定を作って，その１か条に文化財のことを規定するとか文化協定の附属交換公文にするとか，種々の形が考えられるが，それらのものについて国会の承認が得られれば，理論的には国内法と同等の効力をもつことになるので，これと積極的に抵触する国内法がなければ，別に立法措置を講ずる必要がないのではないかと思うと述べたところ，Ｚ４８事務官は正にそのとおりであると述べた。

３．さらに，Ｚ２８課長よりただそうなると前の１０６点の時は，前掲法律の援用ですまし，今回は国会にかかるとなると，前回が違法措置ではなかったかとの非難，そしりを国会等から受けることが予想される。■■■不開示部分■■■

(ｲ)　通し番号１－７６の文書には，上記(ｱ)の文書のほか，次の文書が含まれている。

ａ　昭和３５年９月２０日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する文書

これは，北東アジア課が条約課に対し，①朝鮮関係文化財の列挙的又は包括的な引渡しを規定する文化協定のような条約を日韓間で締結することにより国内法改正の措置を執らないでも引渡しをすることができるか否か，②条約締結と同時又はその後において別に特別法のごときものの立法措置を必要とするかという２点についての見解を照会したものである。

ｂ　昭和３５年９月２９日付け「文化財を韓国に引き渡す場合の法的措置に関する件」と題する文書

これは，国有財産を韓国に引き渡す場合，物品の無償貸付及び譲与等に関する法律３条３号の「標本用物品」として譲与することは，文部省側が難色を示しており，また，現に東京国立博物館に保管されて

いる文化財の贈与につき同条４号の「予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を贈与するとき」を適用することもできないことから，新たに立法措置を執る以外に途はないように思われるが，国際先例をみると，①インド等に農業電気通信，小規模工業等の各種センターを設置するために必要な機械設備等の無償譲渡等ができるようにするために「経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律」（昭和３５年法律第２３号）が制定されており，②フランス側が寄贈とする「松方コレクション」返還の場合，フランス側は国会においてコレクション寄贈法を通過させている旨が記録されているものである。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に加え，別紙５（通し番号１－７７）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定した通し番号１－７７の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年１０月６日付け「韓国文化財問題に関する第１回省内打合会に関する件」と題する内部文書）の不開示部分の前後の記載を総合すれば，通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容，経過等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，専ら日本側の国内的問題に関するものであるし，仮に，韓国側の主張を認めて韓国文化財を返還する可能性に言及するものであったとしても，それは，文脈上，韓国文化財をそのように取り扱うことの理論的可能性を指摘したものにすぎないことが明らかであり，直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものではないから，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等のような日朝国交正常化交渉において文化財問題に関して北朝鮮との間で直接

協議の対象となる事項に関連するものではないというべきである。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－７７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７７の文書（文書５７３）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年１０月６日付け「韓国文化財問題に関する第１回省内打合会に関する件」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容，経過等が記載されている。

このうち不開示部分は，３ページ（－３－）の約５行分であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容，経過として，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の引渡しと法令の適用関係等が記録されている。

（乙Ａ２３４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，また，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２３４）によれば，通し番号１－７７の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１．まずＺ２８課長より去る９月１９日Ｚ２５７大使，Ｚ１７局長等と文部省文化財保護委員会事務局長等と本問題に関し懇談した際，文部省側は先に引き渡した１０６点の文化財は国内法上は「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律」（以下法２２９号という。）の援用によって標本用物品とみなして引き渡したものであるが，更にそれ以上のものを渡す場合には，これと同様の解釈を採ることは困難であるとの意見であった。また，文部省側は，基本的には韓国側の主張する返還ということでは応ぜられないとの意見を述べていた旨説明した。更にその際Ｚ１７局長から事務当局に対し文化協力という意味で協定を結んで引き渡す場合の法律関係を検討しておくよう命ぜられているので，北東アジア課において条約局方面の意見も徴したところ，文化財引渡しには，国会の承認を必要とする協定による必要がある。その場合原則論としては，改めて国内的に立法措置を講ずる必要はないが，実際問題としては既存の国内法と背馳する場合には国内法の改正か特別立法の措置を執ることが望ましいとのことであった。■■■不開示部分■■■そこで先例等調査したとこ

ろ，適切な例ではないが，東南アジア諸国に対する経済，技術援助のため最近「経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律」が制定されており，また逆の立場になるが松方コレクション返還（フランス側は寄贈としている。）の際，フランス側は国会で寄贈法を通過させている例がある旨説明した。（中略）

２．条約局側より，文部省が法２２９号の適用に反対するのは，渡したくないための口実ではないか，また，特別立法をした場合，前の１０６点の解釈と食い違いを生じ国内的に政府当局の立場を困難にするおそれがある点を指摘して，法２２９号の標本用物品とすることが絶対的に不可能か否か，また同じ規定の教育試験等のため「必要な印刷物，写真その他これに準ずる物品」を適用することができないかとの質問を提起した。

Ｚ４１参事官よりこれらの規定は素直に読んだ場合文化財をこれに当てはめることは無理であると思う，１０６点をこの規定によったこと自体が不思議に思われるくらいである。このような拡張解釈を繰り返すことは危険であるから，今度は特別立法でやることが望ましいとの意見も出，北東アジア課よりも先の１０６点の場合法制局その他に異論もあった旨説明したが，Ｚ２８課長より条約課に対しとにかく法２２９号の適用が絶対不可能かどうかを法制局についてもう一度研究されたいと依頼した。

３．日韓間の文化協定の附属交換公文か附表のような形にすること（条宅課長より基本条約に盛り込む方法もある旨指摘）の適否について，Ｚ４１参事官，条約局，北東アジア課ともこの方法が最もすっきりした形になるという点では意見が一致した。

しかし，これに関連して，文化交流といえばレシプロカルでなければならぬのにこのように一方的に引渡しを規定することはおかしい。（この点に関し，在韓国の大谷コレクションとの交換が可能であればすっき

りした形になるとの意見がＺ２８課長より出された。）前項の法２９９号の適用が可能であれば必ずしも協定の必要はないのではないか，文化協定の先例に同様な内容があるか否か等の諸点に対し，北東アジア課より条約課に対し研究方を依頼した。

４．上記３の点に関連してＺ４１参事官より文化協定の提案を韓国側が受けるか否か問題である，先方は文化協定は将来の問題であるとして，これまでの文化財返還の主張を繰り返す可能性がある，その場合日本側も従来のような主張を持ち出さざるを得ない，そうすれば会談の雰囲気をぶちこわすことになるとの意見が出された。

北東アジア課よりその場合は日本側としては韓国側が権利義務を云々しなければ引渡しを考慮する用意があるとして説得する以外に方法はないと述べ，Ｚ４１参事官より予め文部省との間に韓国側に渡し得る文化財の枠を決めておくことができれば，交渉し易いとの意見があったので，Ｚ２８課長より文部省側はもともと引渡しには反対であるが，国の方針として引渡しが決定されれば致し方ないとの態度をとっている旨説明した。

５．会談全体の問題として，Ｚ４１参事官より小さな譲歩を繰り返して結局多くの問題が残るおそれがある，むしろ大きな問題を解決した際，小さな問題を例えば文化財を贈るとする等の方法が望ましいとの意見があり，条約局，北東アジア課より，全ての問題は基本条約の発効と同時に効力を発するものである旨説明した。

６．(ｲ)北東アジア課より，特に国内ＰＲの必要が予想されるので，条約局において国際先例は最近パキスタン等在外公館から寄せられた回答等による研究方を依頼し，(ﾛ) Ｚ４１参事官よりは国有文化財が正当な手続を経て入手したものか否かとの挙証の問題について質問があり，北東アジア課より博物館入手前の経路については困難である旨説明した。ま

た(ハ)条約課より３２年末の「口頭伝達事項」末段は国有のみか民有のものも含まれるか否か質問があり，北東アジア課よりこの字句挿入の経緯より推して両方を含むものと考えられる旨説明した。

７．Ｚ４９参事官より，文部省説得の必要性を強調され，条約課長よりは，法２２９号適用の問題に関連するが，日本側国内法上渡し得るというだけでは，もともと引渡しに反対の文部省に対し説得力がない，この問題は法律論よりむしろ政策問題として大局的見地から方針を立て関係大臣間の了解を取り付ける必要がある旨を述べた。

８．最後にＺ４９参事官及びＺ４１参事官より交渉に当たっての思想統一の必要性を述べられ（例えば，１９０５年の解釈の問題等），対処要領のようなものを箇条書きにして作成しておく必要を強調された。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に加え，別紙５（通し番号１－７６）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定した通し番号１－７６の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３５年９月２０日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書）の不開示部分の前後の記載等を総合すれば，通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容，経過として，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の引渡しと法令の適用関係等に関するものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，専ら日本側の国内的問題に関するものであるし，仮に，韓国側の主張を認めて韓国文化財を返還する可能性に言及するものであったとしても，それは，文脈上，韓国文化財をそのように取り扱うことの理論的可能性を指摘したものにすぎないことが明らかであり，直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものではないから，日本に所在する朝鮮

半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等のような日朝国交正常化交渉において文化財問題に関して北朝鮮との間で直接協議の対象となる事項に関連するものではないというべきである。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－７８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７８の文書（文書５７６）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年２月１日付け「日韓会談文化財小委員会主査非公式会談記録」と題する内部文書等によって構成され，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１１ページ（－１１－）の約８行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，「文化財問題の解決方針に関する件（討議用資料）」にあり，文化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について検討した内容，経過等が記録されている。

②　１７ページ（－１６－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）から１８ページ（－１７－）１行目まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，日韓会談における文化財問題に対処するわが国の方針が具体的に記録されている。

③　２２ページ（－２１－）約１７行分（以下「不開示部分③－１」という。），２３ページ（－２２－）約５行分（以下「不開示部分③－２」という。），２４ページ（－２３－）約４行分（以下「不開示部分③－３」といい，これらを併せて単に「不開示部分③」という。）

これは，いずれも，日韓会談における文化財問題について具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策について検討した内容，経過や日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する当時の我が国の解決方針案等が記録されている。

（乙Ａ２３５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，また，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２３５）によれば，通し番号１－７８の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３７年２月１４日付けで北東アジア課が作成し

た「文化財問題の解決方針に関する件（討議用資料）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．韓国側は，第一次日韓会談の開始以来，請求権問題の一環としてわが国にある韓国文化財の返還を主張し，国民感情として文化財は非常に大きな意義を持っていること，文化財その出土国において保存し研究するのが今日の世界の趨勢であること，朝鮮動乱によって韓国にあった文化財の多くが大きな被害を受けた事情等を強調している。

第６次会談において，韓国側は，日本に搬出された韓国文化財の大部分は，不当，不法な手段によって入手されたものであるという点と，文化財はそのものの性質上当然出土国に帰属するものであるという点を特に指摘して，それらの返還を主張している。

これに対し，日本側は，韓国側の指摘した入手の不当，不法性については確実な証拠に基づくものと認め難い上，たとえそのような事例が一，二あったとしても，それは国として責任を負わねばならぬという国際法上の問題ではなく，また文化財は当然出土国に帰属するかどうかの点についても，そのような国際法上の原則や慣例は見出し得ず，このような理由から，日本側としては，この問題を日本側に返還する義務があるとか，韓国側に返還を要求する権利があるとか，という問題とは考えないとの基本的な見解を伝え，同時に，日韓間の深い歴史的，文化的関係を考慮して，将来両国間に国交正常化が実現した場合，日本側の自発的意思によってある程度の韓国文化財を贈与することを考慮している旨の意向をもあわせ表明した。なお，後者の点については，わが方より，従来もしばしば，韓国側に対し文化協定の締結を示唆してきた。

このような日本側の見解に対し，韓国側は，必ずしも釈然とせず，

法律論については改めて検討の結果を開陳したく，また，文化協定の締結は望ましいことではあるが，文化財の返還の問題はそれと切り離して解決したいとの意向を示しており，今後の会談においても上記のような従来の主張を繰り返すものと予想される。

２．他方，日本国内において国有文化財（書籍を除く。）管理の立場にある文部省当局は，文化財の返還には依然として強硬な反対を唱えながらも，最近では，権利，義務としてではなく贈与という形式であって，またそれが国の政策として決定されると言うことであれば，ある程度の国有文化財の提供もやむを得ないとの意向に傾いているかに見受けられる。

３．国有文化財の外国への譲渡と現行国内法との関連の問題については，従来条約局その他関係方面とも検討を加えたところであるが，先に韓国側に引き渡した１０６点の文化財は，「物品の無償貸付及び譲渡に関する法律」（昭和２２年法律第２２９号）３条３号の「標本用物品」とみなして贈与したものであるが，今後予想される更に大規模な文化財引渡しを上記の１０６点と同様の「標本用物品」として処理することは甚だしく困難であり，法律の改正によるか，国会の承認を要する協定の締結によって行う必要があるというのがその一応の結論である。

４．文化財問題を，日韓間の他の諸懸案との関連において，大局的な見地に立って解決することが要請される場合，上記のような諸事情を考慮に入れた上，韓国側をある程度満足させるとともに，日本側国内事情にも適応した方法としては，日韓文化協定を締結し，その一環として現在引渡し可能な国有文化財を引き渡すことが最も妥当な解決策と考えられる。■■■不開示部分①■■■

５．文化協定の締結によってこの問題の解決を図る場合，将来の文化提

携を約束することを目的とする協定に過去の清算に類するこの問題について，しかも日本側の一方的負担となるような規定を加えることについては，各方面からの非難が起こる可能性も少なくない。そこで，その非難をできるだけ避けるため，文化協定の建前としては双務的な規定とし，文化財引渡しは協定附属のおおよそ次のような内容の交換公文によることが適当かと考える。

「日本国政府は，一方で，今般調印された日韓文化協定の精神に鑑み，他方で，韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実，並びに，韓国出土の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており，それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して，別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」

この方式により韓国側に引き渡す文化財の品目は，文部省文化財保護委員会等の直接管理機関との協議によって決定されるべきであるが，外務省としては，現段階において一応考えられる品目は次のとおりである。

(イ)　東京博物館所蔵の慶尚南道梁山郡ｋ出土品　４８９点

これは昭和３３年４月第４次会談開始の直前，日本側より，将来引き渡すかどうかは別途決定すると述べつつ非公式に韓国側にリストを手交したものであるが，文部省はその引渡しに難色を示している。

(ロ)　上記のほか，若干の高麗焼陶磁器，及び，唯一の国有重要文化財である東京芸術大所蔵の美術品１点。

(ハ)　韓国側が特に執心のように見受けられるＺ２コレクション中若干のものを政府買い上げ，又はＺ２氏の自発的意思に基づく寄贈とすること。

(ニ)　逓信関係文化財

現在東京逓信博物館に所蔵されているもので，郵政省側ではその引渡しに反対していない。

(ホ)　古書籍については，その主要なもの（韓国側が特に関心を見せている，宮内庁書陵部所蔵のいわゆる統監本，京都大学のＺ２３４文庫，Ｚ２２８文庫を含む）をマイクロ・フィルムに収録し，そのフィルムを韓国側に譲与すること。（反対にマイクロ・フィルムの方を日本側に保管することも考え得る。）

６．文化協定の本文は，最近締結された日英間の文化協定（別添）をパターンとし，これに日韓間の特殊事情に適応するよう若干の修正を行うとすれば，その主なものは，次のような点である。

(イ)　前文の一部を次のように改める。

（日韓両国政府は）両国間の幾多の世紀にわたる文化関係を認識し，将来一層緊密な文化関係を助長し，かつ，発展させようとする共通の希望に動かされ，また，両国間の関係と理解を可能なあらゆる方法で助長しかつ深め及び健全な基礎の上に置くことを希望して，文化協定を締結することに決定し，（このため，次のとおり云々）

(ロ)　６条の(a)を次のように改める。

両締結国は，次の諸手段により，相手国において自国の文化が一層理解されるように，自国の法令に従い，できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

(ハ)　６条(b)を次のように改める。

両締結国は，文学的，芸術的及び科学的著作物の保護をそれぞれの締結国の利益に最も適するように確保するための方法，並びにそれらの著作物の翻訳及び複製を著作者の権利を尊重しつつ相互に奨励するための方法を研究し，かつ，整備することを約束する。

（注　韓国は万国著作権条約に加盟していない。）

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，上記(ｱ)の文書の直後に綴られている文書（以下，単に「上記(ｲ)の文書」という。）中にあり，その直後の記載は，下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

２　韓国側に提示する解決方式としては次のような三つの案が考えられる。（いずれの案を採るにしても国会の承認を必要とするものと思われる。）

(1)　単独の議定書又は交換公文による方式

「日本国政府は，日韓国交正常化を慶祝する日本国民の気持ちを表明するため，かつ，韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実，並びに，韓国出土の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており，それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して，別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」旨を内容とする議定書又は交換公文による方式である。この案は，韓国側にとっては比較的受け入れやすい方式であるかもしれないが，日本国内に対しては韓国側の要求に屈したとの印象を余りにどぎつく与えるおそれがあり，この点慎重検討を要する。

(2)　文化協定を締結してその一環として引き渡す方式

日韓文化協定を締結して，同協定附属の議定書又は交換公文によって，「日本国政府は，一方で，今般調印された日韓文化協定の精神に鑑み，他方で，韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実，並びに，韓国出土の文化財の相当数が現在日本

国内において保管されており，それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して，別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」旨を表明する方式である。この案は，(1)方式のどぎつすぎるとの印象を，文化協定によってカヴァーする効用はあるが，他面将来に向かっての文化提携を約束する協定に，過去の清算に類する文化財の引渡しを含ませることに問題があり，また，従来の韓国側主張に鑑みれば，韓国側はこの方式に対し強く反対する可能性がある。

(3)　「韓国文化協定に関する議定書」（仮稿）による方式

１条において「日韓両政府は，両国間の歴史的，文化的に極めて深い関係を想起し，将来この関係を一層緊密なものにするため，国交正常化の後なるべく速やかに文化協定を締結するものとする。」

２条において「日本国政府は，将来締結されるべき日韓文化協定の素地を築くため，及び韓国における学術，文化の研究に寄与するため，かつ，韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実，並びに韓国の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており，それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実を考慮して，別添リスト記載の韓国文化財を議定書発効とともに可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」

３条において「日韓両国政府は，今般日本国から韓国に引き渡される韓国出土の文化財を含め，それぞれ自国国内において保管されている文化財に関し，学術，文化研究の目的のため，相手国政府及び国民に対して，できる限りの便宜を相互に供与するものとする」旨を内容とする議定書により引き渡すという，いわば(1)と(2)の折衷方式も考えられる。

3　■■■不開示部分③－１■■■

４　韓国側は，日本側から引渡しを受ける文化財の内容如何によっては引渡しの形式については深くこだわらないということも考えられるが，■■■不開示部分③－２■■■なお，引き渡す品目の決定に当たっては，韓国側との折衝に劣らず，現在直接これら文化財の管理に当たっている文部省その他関係機関の説得が重要な問題となるであろう。

外務省として，現段階において一応考えられる品目は次のようなものである。

(ｲ)　東京博物館所蔵の慶尚南道梁山郡ｋ出土品　４８９点

（これは昭和３３年４月第４次会談開始の直前，日本側より，将来引き渡すかどうかは別途決定すると述べつつ，非公式に韓国側にリストを手交したものである。）

(ﾛ)　東京博物館所蔵の高麗焼陶磁器若干，及び国有の指定文化財

(ﾊ)　■■■不開示部分③－３■■■

(ﾆ)　逓信関係文化財

（現在東京逓信博物館に所蔵されているもので，郵政省側ではその引渡に反対していない。）

(ﾎ)　古書籍については，その主要なもの（韓国側が特に関心をみせている，宮内庁書陵部所蔵のいわゆる統監本，京都大学のＺ２３４文庫，Ｚ２２８文庫を含む）をマイクロ・フィルムに収録し，そのフィルムを韓国側に贈与する。（場合によりマイクロ・フィルムの方を日本側に保管することも考え得る。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

文化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について

検討した内容，経過等として，日韓間の他の諸懸案との関連において検討された具体的解決策等やその問題点

(ｲ)　不開示部分②

文化財問題についての日本側の対処方針

(ｳ)　不開示部分③

文化財問題につき，<ｱ>具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策又は<ｲ>当時の我が国の解決方針案等（ただし，不開示部分②及び不開示部分③を含む上記ア(ｲ)の文書と上記ア(ｱ)の文書の記載内容の類似正に鑑みると，不開示部分③－３に記録されている情報は，上記ア(ｱ)の下記部分５(ﾊ)と同旨又は同程度のものである。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，文化財問題に関する日本側の具体的解決策等やその問題点を含む点において，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された文化財問題についての日本側の対処方針であり，上記(ｱ)と同様の理由から，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ)　不開示部分③－１及び不開示部分③－２に記録されている情報は，上記(ｱ)と同様の理由から，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

これに対し，不開示部分③－３に記録されている情報は，既に行政文書の一部開示により公にされているものと同旨又は同程度のものであることに照らすと，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであ

ると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７８の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分③－３

(2)　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分③－１，不開示部分③－２

（別紙５）通し番号１－７９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－７９の文書（文書５７８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１２月１９日付け「日韓会談文化財問題に関する省内打合会」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題関する問題点及びその対策等について外務省内部で検討した内容，経過等が記載されている。

このうち不開示部分は，９ページ（－９－）約８行分であり，韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解や日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する当時の我が国の解決方針等が記録されている。

（乙Ａ２３６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，北朝鮮は，同方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２３６）によれば，通し番号１－７９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

４　議事要旨

(1)　Ｚ２３１局長より会議の趣旨について説明があった後，Ｚ２９事務官より本問題の交渉経緯等について次のように説明を行った。

(ｲ)　韓国側事務当局は，昭和３２年末の文化財問題口頭伝達事項（その他の韓国美術品の後日の引渡しについては，全面会談において討議及び処理する。）を根拠に，相当大量のしかも国有でないものに着いてまで返還請求をしようとの固い考えを持っているやに見受けられる。

(ﾛ)　第６次会談の文化財小委員会において，Ｚ１７前局長は，この問題を韓国側が権利義務の問題として主張するならばノーといわざるを得ない。日本側では国交正常化を祝してある程度の国有の韓国文化財を寄贈する用意はあるが文化協力という形式で処理したと述べておられ，また，Ｚ５０代表との非公式会談においては韓国側にもこれに原則的に同意したといわれておられるが，韓国側の了解は必ずしも明確ではないように思われる。

(ハ)　この春の外相会談の直前，省内事務担当者の会議を行い，引渡しの形式について協議した結果別添のような文化協力に関する議定書の試案を作成した。今後文部，大蔵両省との協議もこの線で進めてゆきたいと考える。韓国側も引き渡す内容次第でその形式には深くこだわらぬと推測される。

(ニ)　韓国側は，第６次会議で，従来の主張を整理したものであると称してリストを提出し，これに関する討議は日本側専門家を交えて会談の席で行いたいと主張した。日本側でも従来会談出席を拒否していた文部省事務当局（文化財保護委員会事務局）を説き伏せることに成功したが，外相会談の不調によってその後進展していない。今後は引渡し文化財の内容についてリストを中心に話し合うことになるものと予想される。

(2)　Ｚ３１参事官より先に引き渡した１０６点に対する韓国側のリアクションについて質問があり，Ｚ２９事務官より韓国側では余りアプレシエートされていない模様である旨１，２例をあげて説明した。

(3)　Ｚ３１参事官より文化財問題の会談全体に占める地位について質問があり，Ｚ２８課長よりこの問題が中心となって会談全体がくずれるとか，まとまるとかということにはならないと思う。文化財を先に渡すことによって請求権や漁業の問題を有利に導くということにはならないだろうが，国交正常化の際のきっかけにはなり得ると思う旨説明した。

(4)　Ｚ３１参事官より法律論を行った場合どちらに有利かとの質問があり，Ｚ３１参事官より韓国側は権利ありとしてアジア地域ユネスコ国内委員会の決議等を提出している。日本側は，この問題は権利，義務の問題ではないとの主張を繰り返しており，双方とも相手を説得することは困難ではないかと思う旨説明した。

(5)　Ｚ２３１局長より，日本側としては文化財を返還する義務がないと思うが，この問題についても高い次元の立場で解決したい。自分としては訪韓してみて日本と変わらない風物を見てくると，文化財を日本に置くのも韓国に置くのも変わりはないように思う。先方が欲しいというものは全部返してやってもいいという気分になるとの感想が述べられた。

(6)　Ｚ２４１局長より，日本側の考えている議定書の考え方については異論はないが，修文の点について研究の要がある。特に北鮮由来のものは問題があるので，これを渡さないよう修文上の工夫が必要であるとの発言があった。

(7)　Ｚ２３１局長より，文部省事務当局では，文化財保護委員を納得させることの困難なこと，先の１０６点は国内的には標本として無償で譲与したことを述べていた旨説明があり，Ｚ２９事務官より国有物件の無償譲渡については，批准条項のある協定によれば問題はないと思うが，国内法的に手を加える必要があるかどうか，なお大蔵省とも協議したいと述べた。なお，Ｚ２３１局長より，文化財保護委員の権限，特に文部大臣の権限との関係については研究しておくよう指示された。

(8)　Ｚ２３１局長より，原則的な問題は (ｲ)北鮮由来のものをどうするか。(ﾛ)韓国側が考えている１９０５年という伝来の時期をどうみるか。(ﾊ)国有のものに限定するかどうかの点を研究しておくこと及び(ﾆ)引渡し得る内容について各省との打合せを進めておくことを指示された。

(9)　■■■不開示部分■■■

(10)　Ｚ２３１局長より，この問題を韓国側にアプローチするのは新年早々になってから行うことになる旨及びまず議定書案を提示することから始まることになる旨，他方引渡し文化財の内容について関係各省

と打合せをしておくことが必要である旨述べられた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，文化財問題につき，①検討課題となっていた具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解及び②日本側の解決方針等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された文化財問題に関する具体的問題点とその対策並びに当時の日本側の解決策等を含む点において，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又

はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－７９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－８０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８０の文書（文書５８３）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月１８日付け「文化財保護委員会Ｚ５１氏との会見報告」に始まる内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討する際の資料等として作成されたものである。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも国立国会図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている。

①　１７ページから１８ページまで（－１６－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　２６ページ（－２３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

③　２９ページから３９ページまで（－２５－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

④　４１ページから５１ページまで（－２６－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ２３７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから，公にすることにより，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，

同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２３７）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，国立国会図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に

関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８１の文書（文書５８４）は，外務省アジア局第二課が作成した昭和２８年５月２０日付け「韓国関係文化財調査に関する打合」と題する文書を始めとする文書群によって構成されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている

①　１５ページから１９ページまで（－１４－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

②　２２ページから３１ページまで（－１６－に「次ページ以下１０ページ不開示」と記載された当該ページ部分。（以下「不開示部分②」という。）

③　４６ページから５０ページまで（－３０－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２３８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉

における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２３８）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等（ただし，不開示部分②については，その経済的評価部分を含む。）であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分は，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，

北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

他方，その余の部分は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

他方，その余の部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に

当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

したがって，通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８１の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げた部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げた部分）は，適法である。

(1)　下記(2)で掲げた部分以外の部分

(2)　不開示部分②のうち韓国文化財及び書籍等の経済的評価の部分

（別紙５）通し番号１－８２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８２の文書（文書５８６）は，外務省が昭和２８年６月５日付けで作成した「Ｚ３０３文庫について」と題する文書等で構成されており，このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも日本国内に所在する韓国文化財，書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている。

①　７ページから１６ページまで（－６－に「次ページ以下１０ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　３８ページから３９ページまで（－２７－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ２３９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２３９）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本国内に所在する韓国文化財，書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財，書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８３の文書（文書５８７）は，昭和３０年４月２６日付けで外務省が作成した「Ｚ３５文庫の所蔵の韓国書籍について」と題する内部文書であり，このうち不開示部分は，３ページから８３ページまで（－２－に「次ページ以下８１ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の総数８１ページであり，大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財，書籍等の「品名」，「数量」，「所蔵場所」等が記録されている。

（乙Ａ２４０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８３の文書には，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されているところ，その不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりである。

そうであるとすれば，通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２４０）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その当時，Ｚ３５文庫に所蔵されていた韓国書籍等の「品名」，「数量」，「所蔵場所」等であると推認することができる。

なお，被告は，当該文書に日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている旨主張するが，証拠（乙Ａ２４０）により認定することができる一部開示部分には，Ｚ３５文庫所蔵の韓国書籍等の入手経緯が記載されているにすぎず，その余の部分である上記不開示部分に記録されている情報の内容は，上記のとおり推認することができることに照らすと，本件全証拠によっても，被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠がないといわざるを得ないから，被告の上記主張を採用することはできない。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時Ｚ３５文庫に所蔵されていた韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般

的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８４の文書（文書５８８）は，外務省が作成した「東京国立博物館所蔵韓国所出品」と題する内部文書であり，このうち不開示部分は，２ページから３０ページまで（－１－に「次ページ以下２９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の総数２９ページであり，東京国立博物館が所蔵する韓国文化財，書籍等の「品名」，「数量」，「発見場所」等が記録されている。

（乙Ａ２４１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８４の文書には，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されているところ，その不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりである。

そうであるとすれば，通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２４１）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その当時，東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財，書籍等の「品名」，「数量」及び「発見場所」等であると推認することができる。

なお，被告は，当該文書に日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている旨主張するが，証拠（乙Ａ２４１）によれば，当該文書が東京国立博物館所蔵の韓国所出品のリストにすぎないことは明らかであるから，本件全証拠によっても，被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠がないといわざるを得ず，被告の上記主張を採用することはできない。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財，書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する

材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８５の文書（文書５８９）は，外務省アジア局が作成した韓国関係重要文化財の一覧表（総数９ページ）であり，日本国内に所在する韓国文化財，書籍等の「品目」，「数量」及び「所有者」等が記録されている。

（甲３７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－８５の文書に記録されている情報は，その当時，日本国内に所在した韓国文化財，書籍等の「品目」，「数量」及び「所有者」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８５の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財，書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８５の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８５の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８５の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８６の文書（文書５９１）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１２月２４日付け「韓国文化財の現状等に関する調書」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも日本国内に所在する韓国文化財等の品名，数量及び所在場所等が記録されている。

①　３ページ（－３－）１１行目から５ページまで（－３－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　１２ページ（－１０－）約８行分

③　１６ページ（－１４－）約２行分

④　２０ページ（－１７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ２４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮と

の交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－８６の文書に記録されている情報は，その当時，日本国内に所在した韓国文化財等の品名，数量及び所在場所等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８６の文書に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判

決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－８６の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８６の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８６の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８７の文書（文書５９２）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年３月１８日付け「Ｚ３５文庫Ｚ３４博士との懇談記録」と題する内部文書であり，このうち不開示部分は，６ページ（－６－）下から２行目から７ページ（－７－）３行目までである。

（乙Ａ２４３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８７の文書は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されており，その不開示部分に記録されている情報は，日本国内に所在する韓国文化財の把握について政府部内で検討した内容，経過等である。

そうであるとすれば，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２４３）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－８７の文書は，韓国典籍について，外務省職員がＺ３５文庫主査Ｚ３４博士（以下「Ｚ３４博士」という。）から聴取した内容が記録されている。

(ｲ)　通し番号１－８７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　Ｚ３４博士の発言の要点は次のとおりである。

(1)　Ｚ３５文庫

Ｚ３５文庫に現在所蔵されている韓国典籍は，約７０００冊あり，そのほかに約６０００冊分のマイクロフィルムがある。同マイクロフィルムは，自分（Ｚ３４博士）が昭和３４年から３年間日本全国各地にある韓国典籍を順次に撮ってきたものである。Ｚ３５文庫にある典籍はかつては韓国側は返還請求をしていたことがあるが，現在では返還請求の対象にはなっていない。

(2)　Ｚ２３４文庫

(ｲ)　Ｚ２３４氏は，▲年生まれ，昭和３１年に東大を卒業，明治４０年に朝鮮に渡った。京都大学Ｚ２３４文庫蔵書は，京都大学がＺ２３４氏の遺族から大正年間に購入したものである。同文庫蔵

書は，一般に７９３部，２１６０冊といわれているが，このほかに膨大な古文書がある。

(ﾛ)　Ｚ５０氏は同文庫に貴重な官府記録があると言っているが，官府記録として特に価値のあるものは見当たらないようで判決書などがあるくらいで，江華島にあったことがはっきりしているものとしては，泌瑩重記（江華郡の会計簿）がある。これとても史庫の中にあったものとは限らない。

(ﾊ)　同文庫にある非常に貴重な資料としては市テン（御用商人である卸商）の記録があるが，これは官府記録ではなく私文書である。この市テン記録は韓国にもない唯一のものであると思われ，まだマイクロフィルムにも撮っていない。江華島鼎Ｚ２４６文庫の蔵書印があったかどうかは調べてないが，これが江華島にあったということはその私文書による性質からも到底考えられない。この市テン記録はＺ２３４氏が購入したものに違いないから，韓国に渡すべき筋合いのものでは全くない。

(ﾆ)　Ｚ５０氏は，Ｚ２３４氏が江華島鼎Ｚ２４６史庫から持ち去ったという官府記録１５７点を欲しいと言っているが，Ｚ２３４氏が一挙にかくも大量の文書を持ち去ったということは考えられない。その１５７点の目録を出してもらい鼎Ｚ２４６史庫啓示案（史庫にある書籍目録）と照合してみる必要があろう。

(3)　Ｚ２２８文庫

(ｲ)　Ｚ２２８総督が不当な手段によって韓国典籍を日本に持ち去ったというのはＺ５０氏の誤解ではないか。Ｚ２２８氏は，朝鮮文化の保護に大いに意を用い，日本内地に持ち帰った文化財を返させたような人であり，そのような不当なことをするとは考えられない。

本の中には，献上本が多く，寄贈するという手紙が入っている。落ちぶれた朝鮮人が献上した本には，Ｚ２２８氏は必ずお礼のお金を与えたはずである。

(ﾛ)　Ｚ５２短大のＺ２２８文庫蔵書は，目録が印刷されている。中国出版の漢籍も多く，朝鮮本よりはむしろこの方が良質である。朝鮮の法帖（書，手紙類を台紙に貼ったもの）も多数あるが，これには新羅時代の崔致遠の書が入っていたりして偽作が多い。もし韓国に何かを渡すというならこの法帖でも出すと良い。

(ﾊ)　基調本と言われるもの７部５０冊をＺ２２８未亡人が同短大から持ち去って山口県立図書館に寄贈している。これも内容から言って貴重書とはいえず，装幀が立派というだけである。

(ﾆ)　全体としてＺ２２８本の内容は大したものではない。

(4)　宮内庁図書

(ｲ)　宮内庁図書寮の蔵書目録は印刷されたものがあるが，現在頒布禁止になり，外部では全く見られない。■■■不開示部分■■■

(ﾛ)　Ｚ２４７博士が宮内省の依頼を受けて皇室の儀式の参考にするため，景福宮にあった多種の儀軌（儀式の記録）●の写本を行ったことがあるが，この偽軌はＺ２４８本とは別に宮内庁に保存されているはずである。

(ﾊ)　Ｚ２４８統監が奎章閣の蔵書を写本させたのも，Ｚ２４８本として宮内庁にあると考えられるが，これが先般の宮内庁提出の目録に入っているかどうかは調べてみないと分からない。

(ﾆ)　●●統監府本として宮内庁提出の目録にあげられているものは，ありふれた内容のもので大したものは含まれていない。Ｚ２４８本は内容をよく吟味しなくてはならない。

(ｳ)　なお，被告は，通し番号１－８７の文書に日韓国交正常化交渉におけ

る文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている旨主張するが，上記(ｱ)及び(ｲ)のとおり，当該文書に記録されている情報は，外務省職員が聴取した韓国典籍に関するＺ３４博士の見解にすぎないことに照らすと，本件全証拠によっても被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから，被告の上記主張を採用することはできない。

ｲ　被告は，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報につき，「日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等」である旨主張する。

しかしながら，前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関するＺ３４博士の個人的見解であることが明らかであるから，当該情報が日本政府部内で検討された日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものであると推認することはできない。

また，被告は，当該情報につき，上記のとおり主張するにとどまり，当該情報を開示した場合に当該文書の一部開示部分の内容と比較してもなお日本政府が北朝鮮との交渉上被ることになる具体的不利益を主張しておらず，本件全証拠によっても，当該情報が，北朝鮮当局において文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものと認めるに足りる的確な証拠はない。

ｳ　そうであるとすれば，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関するＺ３４博士の個人的見解にすぎず，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものではないから，これを公にしたとしても，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情

報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるということはできず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８８の文書（文書５９５）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年９月１８日付け「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示理由１に係る不開示部分は，２ページ（－２－）約６行分及び３ページ（－３－）約４行分であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過や特定の文化財の由来等が記録されている。

（乙Ａ２４４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２４４）によれば，通し番号１－８８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

批准国会に提出するため別添説明書を準備したい。なお，このうち陶磁器，考古資料及び石造美術品の４３４点については，先に８月６日の衆議院予算委員会においてＺ５３議員の質問に対し外務大臣から出所出土等を明確にして批准国会までに示すことを約束している。

〔付記〕

Ⅰ　９月２０日，文化財保護委員会事務局Ｚ３８鑑査官のＺ３１部長への談によると，■■■不開示部分■■■これについて細かな具体的な質問がありたる場合の答弁の仕方については，目下文化財保護委員会事務局と博物館の専門家らにより研究中である。■■■不開示部分■■■台帳の誤りを指摘し得るという。）

なお，東京博物館台帳は印刷にされ少数ではあるが，日本国内の関係機関に配布されている。

Ⅱ　図書の目録は，宮内庁書陵部が明治末にこの書を入庫した当時に作成した図書カードをもとに作成し，原本とは，一部分のみを照合し，全部に当たってなかった。そのため，著者名に下記の誤りのあることが現在判明している。宮内庁としては，これらについて指摘を受けた際には，

この目録は以上のように入庫当時作成の図書台帳によって作成したと答弁する由。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，①文化協力協定（案）において韓国側に引き渡すこととされた文化財のうち東京博物館所蔵のものとこれについての東京博物館台帳の記載内容との関係についての文化財保護委員会事務局Ｚ３８鑑査官とＺ３１部長とのやりとり及び②この点に対して取り得る可能性がある対応の指摘であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その対象とされている文化財が，その当時韓国との間で引き渡すことが事実上合意されていたものであって，現時点においては，日韓両政府間で調印された文化協力協定に基づいて韓国側に既に引き渡されているものであり，しかも，内容的にも専ら文化協力協定の批准国会における国会対策として検討されたものにすぎず，今後，日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになった際に，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている

情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－８９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－８９の文書（文書５９６）は，外務省が作成した「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明補足資料」と題する内部文書であり，このうち不開示部分は，２ページ(－２－)から１５ページ（－１５－）までの各ページのほぼ中央に位置する部分であり，韓国の陶磁器，考古資料及び石造美術品の価値に関する情報が具体的数値として記録されている。

（乙Ａ２４５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－８９の文書には，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されているところ，その不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料である。

そうであるとすれば，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２４５）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，文化協力協定（案）で韓国側に引き渡すこととされた韓国の陶磁器，考古資料及び石造美術品の価値に関する具体的数値であると推認することができる（なお，被告は，当該情報が我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストであると主張するが，当該情報は，上記のとおり韓国の陶磁器等の価値に関する具体的数値に関する部分のみであり，その品名等は既に開示されているから，上記部分のみをもって，他の不開示部分に見られるような当該書籍等の品名等を不開示としたものと同視することはできない。）。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で査定された韓国の陶磁器，考古資料及び石造美術品の価値に係るものであり，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等を推測させるものということができ，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，

当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－８９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－９０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－９０の文書（文書６０４）は，韓国船籍の汽船Ｚ１を韓国に返還した経緯及び日本に留置した期間における同船の維持補償費用等等に関する複数の文書によって構成されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，上記汽船を日本に留置した期間における維持保管費用，日本政府の支援金，維持保管費の不足金，管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金額等が記録されている。

①　２ページ(－２－)本文６行目「金」以下約１行分

②　３ページ(－３－)約１３行分

③　４ページ(－４－)約６行分

④　１３ページ(－１２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

⑤　１９ページ(－１８－)本文６行目「金」以下約１行分

⑥　２０ページ(－１９－)約１３行分

⑦　２１ページ（－２０－）６行目から１１行目まで

⑧　３０ページ（－２８－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

⑨　３５ページ（－３３－）本文６行目「金」以下約１行分

⑩　３６ページ（－３４－）１３行目から３７ページ（－３５－）２行目まで

⑪　３８ページ（－３６－）約６行分

⑫　４９ページ（－４７－）本文７行目「金」以下約１行分

⑬　５１ページ（－４８－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

⑭　５７ページ（－５４－）本文６行目「金」以下約１行分

⑮　５８ページ(－５５－)１３行目から５９ページ（－５６－）１行目まで

⑯　６０ページ（－５７－）約６行分

⑰　７０ページ（－６７－）１７行目から７１ページ（－６８－）１３行目まで

（乙Ａ２４６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９０の文書の不開示部分に記載された各情報は，日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題において検討された上記費用等の具体的な金額であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で，日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生しており，その場合，北朝鮮当局との間において，検挙した漁船の引渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できないから，上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば，上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなり，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となることに照らすと，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２４６）により認められる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国に返還された韓国船籍の汽船Ｚ１を日本に留置した期間（昭和１８年１２月から昭和２２年４月まで）における維持保管費用，日本政府の支援金，維持保管費の不足金，管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金額等であると推認することができる

イ　そうであるとすれば，通し番号１－９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和１８年１２月から昭和２２年４月までの間に日本に留置された韓国船籍の汽船の維持保管費用等の具体的金額にすぎないから，その後の経済情勢の変化等，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に，その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－９０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９０の文書の不開示部分に記録されている上記

情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－９１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９１の文書（文書６５０）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３７年８月２１日付け「日韓予備交渉第１回会合記録」と題する文書

(2)　昭和３７年８月２４日付け「日韓予備交渉第２回会合記録」と題する文書

(3)　昭和３７年８月２９日付け「日韓予備交渉第３回会合記録」と題する文書

(4)　昭和３７年９月３日付け「日韓予備交渉第４回会合記録」と題する文書

(5)　昭和３７年９月６日付け「日韓予備交渉第５回会合記録」と題する文書

(6)　昭和３７年９月１３日付け「日韓予備交渉第６回会合記録」と題する文書

(7)　昭和３７年９月２０日付け「日韓予備交渉第７回会合記録」と題する文書

(8)　昭和３７年９月２６日付け「日韓予備交渉第８回会合記録」と題する文書

(9)　昭和３７年１０月２日付け「日韓予備交渉第９回会合記録」と題する文書

(10)　昭和３７年１０月１０日付け「日韓予備交渉第１回会合記録」と題する文書

２　通し番号１－９１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日本側が請求権として韓国側に非公式に提示した具体的な金額，その法的根拠，上記請求権について大蔵省が試算した具体的な金額，韓国と折衝するための具体策についての政府見解等が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）（以下「不開示部分②」という。）

③　６ページ(－６－)（以下「不開示部分③」という。）

④　７ページ（－７－）（以下「不開示部分④」という。）

⑤　８ページ（－８－）（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　９ページ（－９－）（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　１０ページ（－１０－）（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　２０ページ（－２０－）（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　２１ページ（－２１－）（以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　２２ページ（－２２－）（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　２４ページ（－２４－）（以下「不開示部分⑪」という。）

⑫　３１ページ（－３１－）（以下「不開示部分⑫」という。）

⑬　３２ページ（－３２－）（以下「不開示部分⑬」という。）

⑭　３９ページ（－３９－）（以下「不開示部分⑭」という。）

⑮　４６ページ（－４６－）（以下「不開示部分⑮」という。）

⑯　４７ページ（－４７－）（以下「不開示部分⑯」という。）

⑰　７１ページ（－７１－）（以下「不開示部分⑰」という。）

⑱　７２ページ（－７２－）（以下「不開示部分⑱」という。）

（乙Ａ２４７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額に係る情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－９１の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２４７）。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑪まで

不開示部分①から不開示部分⑪までは，昭和３７年８月２１日付け「日韓予備交渉第１回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．議事次第

（中略）

(3)　続いて，Ｚ１７局長より，Ｚ１８代表の発言を補足すると前置して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は請求権として■■■不開示部分①■■■を非公式に提示

した。

（日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが，韓国側は興味を示さなかった。）その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろと膨らませて■■■不開示部分①■■■まで引き上げることもできないことはないが，２本立てとなれば，この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分②－１■■■とのことである。しかも，この■■■不開示部分②－２■■■でも，■■■不開示部分②－３■■■については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。（中略）」

(4)　これに対し，Ｚ２４３参事官は，次のとおり述べた。

（中略）

このＺ２４３参事官の発言に対し，Ｚ１７局長より次のとおり述べた。

「日本側の考え方では全然だめだと言われればそれまでであるが，我々としては，無償援助１本という方式と極めて少額の請求権プラス無償援助という方式のいずれを採られるかについてご意見を伺いたい次第である。韓国側は■■■不開示部分③■■■では不十分だといわれるので，何とかもっと出そうと考え，その出す方法を考えているわけである。（中略）」

(5)　次にＺ２３６代表は次のように述べた。

（中略）

このＺ２３６代表の発言に対し，Ｚ１７局長より次のとおり述べた。

「Ｚ２３６代表のいわれるような２本立て方式について非公式にお話したことがあるのは事実である。しかし，昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果，外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し，また，外務省の膨らませた数字も請求権１本ということで可能なので，■■■不開示部分④■■■である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」

(6)　その後双方の間に次のような応酬があった。

Ｚ２３６　最高会議で請求権と無償援助の２本立てで解決するという方針が決まっている。日本側はこの方法ではできないのか。

Ｚ１８　■■■不開示部分⑤－１■■■話が非常に難しくなる。例えば，請求権という以上南北鮮の問題は避けられない。

（中略）

Ｚ２３６　オーストリアはソ連に賠償を支払っている。日本は北鮮から取り立てられると思っているのか。

Ｚ１７　オーストリアは条約で賠償を認めたのだろう。■■■不開示部分⑤－２■■■

Ｚ１８　日本側の考えている方式によれば南北鮮問題に触れないですむ利点があるわけだ。■■■不開示部分⑥■■■

Ｚ２４３　これまでの非公式の打合せで「解決方式に関する考え方」と「数字」との２つが問題になっていたと思うが。

Ｚ１８　今日はまず「考え方」から始めたわけだ。

Ｚ２４３　「考え方」だけでは話が運ばぬこともあり，やはり「考え方」と「数字」の２つをバランスさせて考えるべきだと思う。韓国側としては法的根拠のあるものは請求権として支払

を受け，日本側が証拠不十分というので意見が対立している分は無償援助とすれば話がうまくまとまるだろうと考えた次第である。本日の日本側の考え方のような無償援助１本では話をまとめるのが難しいように思う。

Ｚ１７　■■■不開示部分⑦■■■

Ｚ２３６　日本側は無償援助１本とした場合どの位出せるのか。

（以下略）

（別添３）「８月２１日の会談におけるＺ１８首席代表の発言」と題する文書

次に一般請求権問題について申し上げます。

（中略）これらいくつかの要素を総合して考えるならば，請求権として日本側が支払を認め得るものは，戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても，精々■■■不開示部分⑧■■■にとどまり，韓国側で期待しておられるやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たりがあるのであります。

（中略）

このような検討の結果，日本側が達した結論を一言にして申せば，請求権の解決ということではどうしても■■■不開示部分⑨■■■しか支払い得ない。しかしながら，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば，相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということであります。（中略）

日本側がここにこのような方式を示唆する最大の理由は，上述のように請求権の解決という立場を貫く以上，日本側で支払を認

め得るものはどんなに甘く見積もっても■■■不開示部分⑩■■■にとどまるという制約があるので，この制約を脱却して，少しでも韓国側の要求額に近づくためにはこの方式によるほかはないからであります。

（中略）すなわち，請求権という概念を残す以上，無償援助の概念を持ち込むことは難しく，どうしても精々■■■不開示部分⑪■■■しか支払を認め得ないという立場を維持せざるを得ないのであります。

（以下略）

b　不開示部分⑫から不開示部分⑭まで

不開示部分⑫から不開示部分⑭までは，昭和３７年８月２４日付け「日韓予備交渉第２回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．議事次第

（中略）

(5)　次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって■■■不開示部分⑫■■■くらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助１本立てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものに限定することになり，■■■

不開示部分⑫■■■よりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

(6)　続いて，Ｚ２３６代表は，韓国側の数字として純請求権支払３億ドル，無償援助支払３億ドルを提示した。

これに対し，Ｚ１７局長は，語気厳しく次のとおり発言した。

今回は，会談妥結の最後の機会ということで，お互いに誠意を示し合うことになっており，日本側は■■■不開示部分⑬■■■の額を提示したにもかかわらず，韓国側はたった１億ドル減らしただけとは余りにもひどい。（中略）

別添「（仮訳）８月２４日の会談におけるＺ２３６首席代表の発言」と題する文書

（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権をもっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことであります。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは存じませんが，韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと■■■不開示部分⑭■■■にすぎないといわれましたことは私として意外だといわざるを得ません。

c　不開示部分⑮及び不開示部分⑯

不開示部分⑮及び不開示部分⑯は，昭和３７年８月２９日付け「日韓予備交渉第３回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．議事次第

（中略）

(2)　Ｚ１７局長より，先日の日本側提案では日本側からは「無償援助を供与する」とのみ言い，韓国側から「請求権は解決した」と答えてもらうことを考えており，もし，今韓国側が言われたように，日本側から「請求権の解決として」というような表現をとれば，「請求権の支払」というのと同じになり，日本側提案のうま味がなくなると述べ，重ねて日本側提案の意義を説明した。

これに対し，Ｚ２４３参事官が，もし韓国側が日本側提案を受け入れた場合は，その総額が非常に大きければともかく，わずか１．５億ドルでしかも請求権と言わないということでは国民は到底納得せず，韓国政府指導者としてもこのような解決には踏み切れないと思うと述べたのに対し，Ｚ１８代表より，日本側は請求権といわないとはいっていない，「請求権は解決した」という表現を用いる■■■不開示部分⑮■■■

(3)　Ｚ１７局長より，■■■不開示部分⑯■■■これに対し，Ｚ２４３参事官が日本国際の現物もあると述べたのに対し，Ｚ１７局長は，たとえ国債の現物があっても，それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権といえば全てこのような困難があるわけであり，この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

ｄ　不開示部分⑰及び不開示部分⑱

不開示部分⑰及び不開示部分⑱は，昭和３７年９月１３日付け「日韓予備交渉第６回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．議事次第

（中略）

(4)　Ｚ２４３参事官は，韓国側は金額で１億ドル下がった上，形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに，日本側は金額で■■■不開示部分⑰－１■■■がっただけで，内容では歩み寄っていないと述べたのに対し，Ｚ１７局長より，韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが，日本側が法的根拠のある請求を認め得るものは精々■■■不開示部分⑰－１■■■であり，これを１．５億ドルに上げたのは大幅な譲歩であり，しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず，もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである，いずれにせよ，先にＺ２３６代表のいわれた５億ドル対２億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから，その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

(5)　Ｚ２３６代表より，非公式に伺いたいが，もし韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，そのような数字では全然上げなくてもよいところだが，それではあなた方に悪いから，１．７億ドルと申し上げよう，これは外相会談の際の■■■不開示部分⑱■■■であると答えた。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第１回会合（８月２１日）

(a)　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第１回会合（８月２１日）における説明の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－５９－以下］）。

記

まずＺ１８代表より，請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに，このような討議の結果，日本側が達した結論は，去る３月の外相会談の第１日に，小坂外務大臣より発言したところで明らかであり，ここで繰り返すことは避けるが，要するに，平和条約４条の規定から明らかなように，請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ，かつ，請求権と称する以上，法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり，しかもその立証責任は請求する側にあり，加うるに，いわゆる「米国解釈」により，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので，これらいくつかの要素を総合して考えるならば，請求権として日本側が支払を認め得るものは，戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても，せいぜい数千万ドルにとどまり，韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに距たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果，日本側が達した結論を一言にして申せば，請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない，しかしながら，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるい

は有償の経済援助という形でならば，相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。（中略）

（中略）すなわち，請求権という概念を残す以上，無償援助の概念を持ち込むことは難しく，どうしても精々数千万ドルしか支払を認め得ないという立場を維持せざるを得ないのである。（中略）」

次いで，Ｚ１７局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は７千万ドルを非公式に提示した。

（日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが，韓国側は興味を示さなかった。）その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて７千万ドルまで引き上げることもできないことはないが，２本立てとなれば，この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，■■■不開示部分■■■。しかも，■■■不開示部分■■■例えば，恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく，まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。（中略）」

その後双方の間で種々応酬があったが，Ｚ２３６代表が，最高

会議で請求権と無償援助の２本立てで解決するという方針が決まっている，日本側はこの方法ではできないのかと質したのに対し，Ｚ１８代表は，できないわけではないが，話が非常に難しくなる，例えば，請求権という以上南北鮮の問題を避けられないと答え，Ｚ２３６代表が，日本側としても今度の解決で朝鮮全体の請求権を解決されるつもりだろうと更に質したのに対し，Ｚ１７局長は，そうではない，北鮮の分は残しておくわけだ，日本は在北鮮財産の請求権は放棄していないので，法律的には日本の方が取り分があると思っていると答えた。

最後に，Ｚ１７局長より，本日はまず「考え方」を説明したわけで，この「考え方」では問題外だと韓国側が言われるならば，日本側でももう一度考え直さなくてはならない，しかし，もし韓国側で，総額について話がまとまるならば，日本側の「考え方」を考慮しようということにならば，日本側の考えている数字を提示する用意があると述べたのに対し，Ｚ２３６代表は，いま自分が受けている訓令では，日本側の「考え方」を受諾できないが，早速，日本側から受けた説明を本国に報告しその指示を仰ぐこととしたいと答えた。

(b) 通し番号１－１５１の文書の一部開示部分には，日韓予備交渉第１回会合記録に相当する部分があり，その内容は，別紙５（通し番号１－１５１）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるところ，このうち，通し番号１－９１の文書の不開示部分④に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ２９５［－９３－以下］参照）。

記

このＺ２３６代表の発言に対し，Ｚ１７局長より次のとおり述べ

た。

「（中略）昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果，外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し，また，外務省の膨らませた数字も請求権１本ということで可能なので，無償援助との２本立てということになれば，外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

b　第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（８月２４日）

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（８月２４日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６３－以下］）。

記

まず，Ｚ２３６代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権をもっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有すると言うことは明白なことである。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが，韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは，意外だといわざるを得ない。

（中略）

次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二

つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって７０００万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助１本建てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり，７０００万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

続いて，Ｚ２３６代表は，韓国側の数字として純請求権支払３億ドル，無償援助支払３億ドルを提示した。

これに対し，Ｚ１７局長は，次のとおり発言した。

「今回は，会談妥結の最後の機会ということで，お互いに誠意を示し合うことになっており，日本側は従来の倍以上の額を提示したにもかかわらず，韓国側はたった１億ドル減らしただけとは余りにもひどい。（中略）

c　第六次日韓会談の日韓予備交渉第３回会合（８月２９日）

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第３回会合（８月２９日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６８－以下］）。

記

これに対し，Ｚ１７局長より，韓国側として日本側提案を受けられないならば，むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい，ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない，そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。これに対し，Ｚ２４３参事官が，日本国債の現物もあると述

べたに対し，Ｚ１７局長は，たとえ国債の現物があっても，それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり，この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

ｄ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）

(a)　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－７０－以下］）。

記

Ｚ２４３参事官は，韓国側は金額で１億ドル下がった上，形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに，日本側は金額で０．８億ドル上がっただけで，内容では歩み寄っていないと述べたのに対し，Ｚ１７局長より，韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが，日本側が法的根拠のある請求を認め得るものはせいぜい０．７億ドルであり，これを１．５億ドルに上げたのは大幅な譲歩であり，しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず，もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである，いずれにせよ，先にＺ２３６代表の言われた５億ドル対２億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから，その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。(以下略)

(b)　通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ８２［－６０－］）。

記

しかし，その後第６回（裁判所注：昭和３７年９月１３日）にはＺ２３６大使が受けている訓令には「韓国側は１億ドル下がったなら日本側にもその半分の０．５億ドル上がってほしい」内容になっていると述べ，非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらとするか」と質したのに対し，Ｚ１７アジア局長は「■■■不開示部分■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字である。」と答えていた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分⑪まで

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した次の文言若しくは当該文言から更に推認される次の文言又はこれらと同様の文言

ａ　不開示部分①

「７千万ドル」との文言

ｂ　不開示部分②－１及び不開示部分②－２

遅くとも昭和３６年までに，大蔵省が試算した韓国側に支払うべき請求権についての総額等

ｃ　不開示部分②－３

「例えば，恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく，まして未裁定者」との文言

ｄ　不開示部分③

「７千万ドル」又は「数千万ドル」との文言

ｅ　不開示部分④

「無償援助との２本立てということになれば，外務省の数字もずっと小さくなる次第」との文言

ｆ　不開示部分⑤－１

「できないわけではないが，」との文言

ｇ　不開示部分⑤－２

「北鮮の分は残しておくわけだ，日本は在北鮮財産の請求権は放棄していないので，法律的には日本の方が取り分があると思っている」との文言

ｈ　不開示部分⑥

これまでの発言を敷衍するような内容の文言

ｉ　不開示部分⑦

「本日はまず「考え方」を説明したわけで，この「考え方」では問題外だと韓国側が言われるならば，日本側でももう一度考え直さなくてはならない，しかし，もし韓国側で，総額について話がまとまるならば，日本側の「考え方」を考慮しようということにならば，日本側の考えている数字を提示する用意がある」との文言

ｊ　不開示部分⑧から不開示部分⑪まで

「数千万ドル」との文言

(ｲ)　不開示部分⑫から不開示部分⑭まで

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した次の文言又はこれらと同様の文言

ａ　不開示部分⑫

「７０００万ドル」との文言

ｂ　不開示部分⑬

「従来の倍以上」との文言

ｃ　不開示部分⑭

「数千万ドル」との文言

(ｳ)　不開示部分⑮

「請求権は解決した」との文言を盛り込むことついての日本側の見解であってこれまでの発言を敷衍するような内容のもの

(ｴ)　不開示部分⑯

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した「韓国側として日本側提案を受けられないならば，むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい，ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない，そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。」との文言又はこれと同様の文言

(ｵ)　不開示部分⑰－２及び不開示部分⑰－２

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｄで認定した次の文言又はこれらと同様の文言

ａ　不開示部分⑰－１

「０．８億ドル上（がった）」との文言

ｂ　不開示部分⑰－２

「０．７億ドル」との文言

(ｶ)　不開示部分⑱

Ｚ１７局長が述べた１．７億ドルという金額の根拠であり，「外相会談の際の・・・に・・・足した数字である」との文言が含まれるもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分②－１及び不開示部分②－２に記録されている情報は，大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等で

あるが，昭和３７年当時，日韓両政府間の交渉で現に示されたものであり（したがって，日本側が提示した請求権に関する査定額であることから，韓国側開示文書に記録され，これが既に公にされている可能性が高い。），他方で，当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額（７千万ドル）が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると，請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分⑱に記録されている情報は，昭和３７年当時，Ｚ１７局長が韓国側に提示した１．７億ドルの根拠であり，これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるところ，同年当時の日本側の検討金額は他の行政文書の一部開示により既に公にされていること（例えば，昭和３７年３月当時のものとして同月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書（乙Ａ１０８［－２４３－以下］を参照。）など，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　その余の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書

の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－９２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９２の文書（文書６５２）は，昭和３７年１２月２５日から同３８年２月１日までに外務省北東アジア課が作成した第２１回から第２５回までの日韓予備交渉会合記録によって構成されている。

２　通し番号１－９２の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，５ページ（－５－）１５行目８文字分であり，日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的な請求金額が記録されている。

（乙Ａ５１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－９２の文書不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案である

し，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９２の文書の不開示部分は，昭和３７年１２月２５日付け「日韓予備交渉第２１回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ５１）。

記

(3)　次いで，Ｚ２３１局長より，上記以外の諸問題に関する日本側の考え方をまとめた書き物（別添３）の要点を読み上げつつ，主な点につき，次の敷衍説明を行った。

(ｲ)　（略）

(ﾛ)　船舶問題。一般請求権を法的根拠のあるものに限り■■■■■■■■■程度支払うといっていた時代ならば，船舶を別に扱うという理屈もあるいは通ったかもしれないが，請求権問題を何億ドルという巨額の供与により解決することになった今日，その上に船舶を別に請求されてはたまらないというのが日本側の立場である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉会合での日本側の発言として，「請求権として日本側が支払を認め得るものは，戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとし

ても，せいぜい数千万ドルにとどまり」，「なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて７千万ドルまで引き揚げることもできないことはない」，「請求権１本なら甘く見積もって７０００万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてある」などと記録されている（乙Ａ１８８）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的請求金額であり，具体的には，例えば，通し番号１－１８の文書で開示されている「７，０００万ドル」等の金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同様であるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の

不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－９３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９３の文書（文書６６０）は，次の文書等によって構成されている。

(1)　外務省が作成した昭和３０年２月１０日付け「財産請求権問題処理要領(案)」と題する文書

(2)　外務省が作成した昭和３０年２月２４日付け「日韓関係の調整に関する件（特に財産請求権問題に関連）」と題する文書

(3)　外務省が作成した昭和３０年２月２４日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書

(4)　外務省が作成した昭和３０年３月４日付け「請求権問題関係者協議会」と題する文書

(5)　大蔵省理財局長が作成した昭和３０年４月１２日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と題する文書

２　通し番号１－９３の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

①　１ページ（－１－）約６行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２ページ（－２－）３行目から３ページ（－３－）４行目（以下「不開示部分②」という。）

③　５ページ(－５－)約１行分（以下「不開示部分③」という。）

④　５ページ(－５－)８行目から７ページ（－５－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

⑤　８ページ（－６－）２２文字分及び８文字分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　８ページ（－６－）最終行から９ページ（－７－）６行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　９ページ（－７－）左から４行分（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　１８ページ（－１６－）約３行分（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　１９ページから２１ページまで（－１６－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑨」という。）

（乙Ａ２４８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。通し番号１－９３の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との

交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２４）によれば，通し番号１－９３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，昭和３０年２月１０日付け「財産請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　韓国側に一括引き渡すもの

■■■不開示部分①■■■

二　日本人と同一待遇の原則に基づき，個々の証憑書類確認の上，処理するもの

■■■不開示部分②■■■

三　韓国に残置せる～

四　右のほか焼却日銀券（中略）等の問題がある。

ｂ　不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④は，昭和３０年２月２４日付け「日韓関係の調整に関する件（特に財産請求権問題に関連）」と題する文書の抜粋部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

三，要領

前記事情に鑑み，韓国側と非公式に国籍処遇，財産請求権，漁業及び船舶の４問題の大綱につき話合いを行うとともに，かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については，左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分③■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上，■■■不開示部分④■■■して提案する。

■■■不開示部分④■■■

c　不開示部分⑤，不開示部分⑥及び不開示部分⑦

不開示部分⑤，不開示部分⑥及び不開示部分⑦は，昭和３０年２月２４日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分⑤■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上，■■■不開示部分⑤■■■して提案する。

■■■不開示部分⑥■■■

されまた将来供託されるもの

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，ほぼ合意に近づいた船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。

（注）　左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分⑦■■■

d　不開示部分⑧及び不開示部分⑨

不開示部分⑧及び不開示部分⑨は，大蔵省理財局長が作成した昭和３０年４月１２日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と題する文書中にあり，不開示部分⑧の前後の記載は，下記のとおりである。なお，不開示部分⑨は，下記の本文に引き続く部分（総数３ページ）である。

記

先にご協議を受けた表題のことについて当省の意見を次のとおり通知する。

一，財産及び請求権の最終的処理に当たっては，その処理の基本原則を決定することは当然必要であるが，現段階においては原則論には一応触れず，差し当たり韓国側がその支払を受けることにより満足することが期待される財産及び請求権の範囲を具体的に探察することが適当と考えられる。■■■不開示部分⑧■■■その項目の選定に当たっては，貴省ご提示の諸項目のうち，新たな立法等の措置を必要とせず，かつ，いわゆるヴェスティング・デクリーの効力をめぐり双方の間の根本的な理論闘争を惹起するおそれのない項目に限定するべきものと思われる。

二，したがって，このような見地からわが方が提案すべき内容は次のとおりとするが，下記４未払恩給については，韓国人の国籍処遇につき韓国側と了解が成立するまでは，提案を見合わすこととされたい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策として韓国側

に一括引き渡すべきものとされたものの一覧

(ｲ)　不開示部分②

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策として日本人と同一待遇の原則に基づき個々の証憑書類を確認した上で処理すべきものとされたものの一覧

(ｳ)　不開示部分③及び不開示部分⑤

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策であり，具体的には，韓国側の請求の対象に関して，韓国側への引渡し等を検討した特定のものを意味する文言（なお，不開示部分③と不開示部分⑤は，その前後の記載の類似性から同一の文言であると推認することができる。この点は，後記(ｴ)及び(ｵ)で指摘した各不開示部分についても同様である。）

(ｴ)　不開示部分④及び不開示部分⑥

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策として，特定のものにつき韓国側への引渡し等を行う旨

(ｵ)　不開示部分⑤及び不開示部分⑦

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策として，韓国側への引渡し等をすべき特定のものの具体的内容

(ｶ)　不開示部分⑧及び不開示部分⑨

昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策に対する大蔵省理財局の具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，

現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－９４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－９４の文書（文書６８７）は，外務省が作成した「日韓会談における五議題」と題する内部文書であり，日韓会談において協議された問題点について同省内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

①　６ページ（－６－）約１行分及び２行分（以下「不開示部分①」という。）

②　６ページ（－６－）最終行から８ページ（－６－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

③　１９ページ（－１７－）左から４行目から３行目までの約１行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２４９，Ａ２７２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立

場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。通し番号１－９４の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２７２）。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，本文中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

第二　財産請求権問題

一，第２回会談において，昭和２８年１０月９日の財産請求権委員会においてわが方Ｚ２２１代表から，１９５２年４月２９日付け米国国務省書簡の末段「在韓日本財産の没収は４条(a)項の取極の際考慮・・・」の字句があるのと，第１回会談の際Ｚ２３５全権が非公式会談において請求権の相互放棄を示唆したことを引用

して，互譲の精神による政治的歩み寄る途を提議し，請求権の相互放棄を行っても，■■■不開示部分①－１■■■

二，昭和３０年初頭，Ｚ２２４顧問とＺ２２５公使との非公式会談が行われた際，韓国に返還可能の項目に関し，次の３項目にわたる外務省案を作成し，大蔵省に計ったところ，■■■不開示部分①－２■■■

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，特定のものについては支払う用意ある旨提案し，韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，■■■不開示部分②■■■

ｂ　不開示部分③

不開示部分③は，参考資料である「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｄ´の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分③■■■に関する件

二　第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－１５４の文書の一部開示部分には，不開示部分②に相当する部分として，要旨下記のとおり記録されている。

記

二，昭和３０年初頭，Ｚ２２４顧問とＺ２２５公使との非公式会談が行われた際，韓国に返還可能の項目に関し，次の３項目にわたる外

務省案を作成し，大蔵省に計ったところ，■■■不開示部分■■■

(一)　■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　■■■不開示部分■■■

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，

■■■不開示部分■■■

ｂ　通し番号１－９３の文書の一部開示部分には，昭和３０年２月２４日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書（これは，昭和３０年１月から３月のＺ２２４大使とＺ２２５公使との間における日韓関係調整のための非公式会談の際，大蔵省に提示した請求権問題処理要領案であるとの注意書きがある。）が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－９３の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおりであるところ，不開示部分①に関連する部分の記載は，下記のとおりである。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，ほぼ合意に近づいた船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。

（注）　左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

(ｳ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書（当該文書は，そもそも１９５３年（昭和２８年）当時，韓国側が日本側に提示した文書であるが，１９６１年（昭和３６年）３月頃，韓国側に原本が存在しなかったことから，韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ，当該文書には，要旨下記のとおり記録されている（甲１４３の８，１４４［７ページ］）。

記

Ｄ´の部（留保事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

２　第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　不開示部分①－１

日韓会談の財産請求権委員会（昭和２８年１０月９日開催）においてＺ２２１代表が韓国側に提示した請求権問題に関する解決策の一部

ｂ　不開示部分①－２

昭和３０年当時，請求権問題に関する外務省の解決策につき大蔵省と折衝した結果の具体的内容等

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－１５４の文書又は通し番号１－９３の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言と同様のもの（ただし，当該各文書のいずれにおいても不開示とされている部分を除く。）

(ｳ)　不開示部分③

上記ア(ｳ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本側が韓国側に提示した請求権問題に関する具体的解決策又は日本政府部内での請求権問題に関する検討経緯等に係るものであり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針や解決策の具体的内容であるが，このうち，通し番号１－１５４の文書又は通し番号１－９３の文書で開示されている部分については，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして，この部分については，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

他方，その余の部分（特に，通し番号１－１５４の文書及び通し番号１－９３の文書において不開示とされている部分）については，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，上記(ｱ)と同様の理由から，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

エ　したがって，通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報のう

ち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９４の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1) ａ　不開示部分②のうち，下記の文言と同様の部分

記

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，特定のものについては支払う用意ある旨提案し，韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，ほぼ合意に近づいた

船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。

（注）　左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

ｂ　不開示部分③

(2) ａ　不開示部分①－１，不開示部分①－２

ｂ　不開示部分②のうち上記(1) ａの部分を除いた部分

（別紙５）通し番号１－９５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９５の文書（文書６９０）は，外務省アジア局第二課が作成した「Ｚ２４９局長・Ｚ５４課長会談要旨」と題する文書を始めとする政府高官と外国要人との間の会談，折衝記録等の複数の文書によって構成されている。

２　通し番号１－９５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　４１ページ（－４１－）下から２行目から４２ページ（－４２－）上から１行目まで，５１ページ（－５１－）約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも「Draft Statement(１)」と題する同一内容の英文中にあり，請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記録されている。

②　４４ページ（－４４－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，「声明(一)」と題する文書で，上記「Draft Statement(１)」と題する文書の和訳であり，不開示部分①と同一内容である。

③　１６０ページ（－１６０－）約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，昭和２８年１０月１５日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓会談請求権問題について」と題する文書中の記載であり，不開示部分①と同一内容である。

④　１８１ページ（－１８１－）約１行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，不開示部分①と同一内容である。

⑤　１８３ページ（－１８３－）最終行から１８４ページ（－１８４－）１行目まで（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，同年１１月６日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓

会談の件」と題する文書中の記載であり，不開示部分①と同一内容である。（乙Ａ５２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－９５の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ) 通し番号１－９５の文書の不開示部分は，次のとおりである（乙Ａ５２）。

ａ 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，「Draft Statement (1)」と題する文書又は「声明（一）」と題する文書中にあり，英文又は日本文によるものであるが，実質的には同一の内容であり，その前後の記載は，次のとおりである。

(a) 「Draft Statement (1)」と題する文書

記

・・・

One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claimes. The Japanese Government now proposes to effect its solution amicably by, mutual renunciation of claims by both sides. This, we believe, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that this mutual renunciation of claims notwithstanding,■■■不開示部分①■■■

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea a number of the Korean objects of arts it possesses as a mark of its good will

(b) 「声明（一）」と題する文書

（略）

この請求権問題については，日本政府は諸般の状況を考慮し，ここに日韓相互にその請求権を放棄することにより，問題を円満に解決す

ることを提案せんとするものである。かくして初めて本問題は最も公正な解決方法を得られると信じる。■■■不開示部分②■■■また日本政府は韓国側の希望にも頼み，この際政府の所有に係る朝鮮美術品等の若干を，日本側の友好精神の証左として韓国政府に贈与する用意がある。

（以下略）

b　不開示部分③

不開示部分③は，外務大臣が在米大使宛てに送信した昭和２８年１０月１５日付け「日韓会談請求権問題について」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　９日第１回請求権部会において，先方は，桑港平和条約４条(b)項の解釈は米国務省も韓国と同じなりとて，日本には対韓請求権なく韓国のみ一方的に対日請求権を有すると主張し，従来の原則論の蒸し返しとなった。その際我が方より昨年現駐米Ｚ２３５大使とＺ２５０代表との非公式会談において数回にわたりＺ２３５は請求権の相互放棄の得策なることを述べたることに言及し，相互放棄ならば我が方として何とか考えようもあるべきこと，更に■■■不開示部分③■■■政治的歩み寄りの可能性をサウンドした。

二　（以下略）

c　不開示部分④

不開示部分④は，外務大臣が駐英Ｚ２５１大使宛てに送信した昭和２８年１１月６日付け「日韓会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

その後Ｚ２４０大使と話合いの結果，米国は日韓双方の要請に応え

るとの建前にて斡旋に乗り出すこととなったので，近く会談は米側オブザーバーを加え再開となる機運が動きつつある。

ただし，韓国側の態度はいまだ分からず，したがって，その成否も不明である。なお，再開の場合は，日本側は，請求権については相互放棄を原則とする■■■不開示部分④■■■また韓国美術品の若干を返還し，漁業についても日韓双方の満足のいく如き措置を協議する心算なる旨声明し，韓国側は抑留漁夫漁船の返還を声明する建前としている。

d　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，外務大臣が在米Ｚ２５２大使宛てに送信した昭和２８年１１月６日付け「日韓会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　その後Ｚ２４０大使及び軍側首脳部と段々詰合の結果，米国は日韓双方の要請に応えるとの建前にて斡旋に乗り出すこととなり，目下日韓双方に夫々話を行っているので，漸次会談再開の機運が動きつつある。

二　その具体的手順としては，近日中に日韓双方において同意に声明を行い，我が方においては，

(ｲ)　請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分⑤■■■

(ﾛ)　日本のグッドウィルの証左として国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。

(ﾊ)　漁業に就き資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため，日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う。

旨を明らかにし，韓国側においてこれと同時に抑留中の日本漁夫漁船の返還を声明し，夫々会談再開を希望することを明らかにする。

また米国側もこれに答え，同時に会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨声明する。

三　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留中の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を

生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。

恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せておき，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和２８年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたもの又は実質的にみてこれと同旨の内容に係るものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在におい

ても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－９６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９６の文書（文書６９３）は，外務省が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和２８年５月１１日付け「日韓国交正常化交渉報告（六）請求権関係部会第一回会議状況」と題する文書

(2)　昭和２８年５月１９日付け「日韓国交正常化交渉報告（一二）　請求権関係部会第二回会議状況」と題する文書

(3)　昭和２８年６月１１日付け「日韓国交正常化交渉報告（二十二）請求権関係部会第三回会議状況」と題する文書

(4)　昭和２８年６月１８日付け「請求権関係専門家協議会議事要録」と題する文書

２　通し番号１－９６の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　４２ページ（－４２－）２行から３行目までの約１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記録されている。

②　５２ページ（－５２－）８行目から５３ページ（－５３－）２行目まで，５４ページ（－５４－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，請求権問題について政府部内の検討の経過，我が国の見解等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２５０，Ａ２７３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる提案内容等が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－９６の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２７３）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of th

e 28th may,1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｄ´の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分①■■■に関する件

二　第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

三，議事概要

（中略）

(2)　Ｚ５５課長から，韓国側提示のエド・メモアールの諸項目については広範囲であるので全体を報告する段階に入ってはいないがと前置きして，旧陸海軍における韓国出身軍人，軍属の未払給与等，昭和２５年政令第２２号により韓人非居住者の供託状況につき概要次のような説明があった。

■■■不開示部分②■■■

供託済みのものについては，それぞれ名簿があるので，３８度線の有無に関係なく出身地が判明する。（中略）

なお，Ｚ５５課長から，先般の非公式会談の際問題となったＣＰＣ覚書■■■不開示部分②■■■対し，Ｚ２５３代表から，私はＣＰＣ覚書は一般徴用者の分のみを計上しておるものと了解し

ていたと述べ，また，貴方から名簿を出してくれれば照合に都合よく，また，労務者が何処で働いていたかも承知したい趣を述べた。

(ｲ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th may,1953」と題する文書（当該文書は，そもそも１９５３年（昭和２８年）当時，韓国側が日本側に提示した文書であるが，１９６１年（昭和３６年）３月頃，韓国側に原本が存在しなかったことから，韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ，当該文書には，要旨下記のとおり記録されている（甲１４３の８，１４４［７ページ］）。

記

Ｄ´の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

２　第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

上記ア(ｲ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言

(ｲ)　不開示部分②

昭和２８年６月１１日開催の第３回請求権関係部会において，日本側

が説明した<ア>旧陸海軍における韓国出身軍人，軍属の未払給与等及び昭和２５年政令第２２号により韓人非居住者の供託状況の具体的内容並びに<イ>これに先立つ非公式会談で問題となったＣＰＣ覚書に関する日本側の具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本側が韓国側に提示した請求権問題に関する具体的データ又はそれに関する具体的見解であるが，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関す

る日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－９６の文書の不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－９６の文書の不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－９６の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９６の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－９７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－９７の文書（文書７１８）は，外務省が作成した次の内部文書等によって構成されている。

(1)　昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面

(2)　昭和３７年３月８日付け「韓国の地位に関する補足説明（「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」付属）」と題する文書

(3)　昭和３７年３月１４日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要」と題する文書

２　通し番号１－９７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）６行目から９ページ（－４－）６行目まで（なお，－３－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分を含む。以下「不開示部分①」という。）

②　１１ページ（－６－）約１０行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１２ページから１３ページまで（－６－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

④　１８ページから２７ページまで（－１０－に「次ページ以下１０ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

不開示部分①から不開示部分④までは，いずれも上記１(1)の文書内にあり，在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策が記録されている。

⑤　４４ページ（－２７－）３か所（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，上記１(3)の文書内にあり，日本側が請求権として韓国側に提示

した具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ１１０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１１０）。

ａ　不開示部分①から不開示部分③まで

不開示部分①から不開示部分③までは，前提事実（各論）(1)の文書内にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　法的地位問題

法的地位問題は，いかなる範囲の在日韓国人永住権を付与するかが問題の焦点となっている。よって，政治折衝において，この問題を討議することとする。

■■■不開示部分①■■■

(2)　船舶

（中略）

(3)　文化財

後日取り上げることとする。

４　■■■不開示部分②■■■

５　竹島問題

本件は日韓会談の議題ではないが，政府折衝においては，わが方の国際司法裁判所提訴申し入れに韓国側が応訴するよう極力説得に努める。

■■■不開示部分③■■■

ｂ　不開示部分④

不開示部分④は，前提事実（各論）１(2)の文書添付の「１９４８年国連総会決議表決内訳（アンダーラインはサンフランシスコ平和条約署名国）」と題する文書に引き続くものである。

c　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　Ｚ１７局長より，数字を出さないとなると，池田・Ｚ２２３会談で双方から数字を出すと約束したことでもあり，いわばけんかを買うことになり，また，このようなことが第三国に伝わると，韓国側に分のあるような形になりかねない。よって，同じけんか別れするにしても金額としては出し得る最大のものを出しておく方がアメリカが調停に入るような場合にも日本側は十分なことをやっているのだということになるから都合がいい，よって■■■不開示部分⑤■■■という数字を持ち出すことにしたいと述べ，Ｚ１８代表もこれに賛成，皆で小坂大臣の説得に努めた。

３　最後に小坂大臣は池田総理に話して決めてもらおうと述べられた。（後刻総理より■■■不開示部分⑤■■■それも■■■不開示部分⑤■■■に近い数字で交渉してくれとの指示があった。）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(1)の文書を引用した部分があるところ，不開示部分①に相当する部分は，下記のとおりである。なお，当該引用部分には「外務省Ａ案（総額約１億ドル。別添参照。）」と記録されているが，当該文書の引用部分の末尾には上記別添に相当する内容の記載部分はない。（乙１０８［－２４３－以下］）。

記

２　法的地位問題

法的地位問題は，いかなる範囲の在日韓国人永住権を付与するか

が問題の焦点となっている。よって，政治折衝において，この問題を討議することとする。

（ただし，法的地位問題を取り上げるのは，政治折衝が後記３の請求権問題だけについて行われるとの非難を避けるための政治的考慮に基づくものであり，本問題だけにつき早急に結論を出す意図ではない。）

3　請求権問題

(1)　一般請求権

(ｲ)　まず，韓国側の請求の「８項目」に関し（裁判所注：以下，下記に説示する(ﾆ)の部分に至るまで５ページにわたり全部開示されているため，摘示を省略する。）

(ﾆ)　支払方法に付き韓国側から質問があった場合には，贈与分，有償経済協力分ともに日本の生産財による方針であることを明らかにするとともに，双方合わせて大体年額５０００万ドル程度を限度としたい旨説明する。

(2)　船舶

（中略）

(3)　文化財

後日取り上げることとする。

4　経済協力問題

長期低利（償還期限２０年，うち据置５年，金利４％，輸銀及び基金の共同融資）の経済協力２億ドルを最終案とし，差し当たり１．５億ドルから切り出すこととする。対象プロジェクトとしては，現在韓国政府が最優先に取り上げている(ⅰ)発電，(ⅱ)交通，通信，湾岸，(ⅲ)鉱山，(ⅳ)セメント，肥料，(ⅴ)石油精製等のうちから適当なものを選択するものとする。

５　竹島問題

本件は日韓会談の議題ではないが，政治折衝においては，わが方の国際司法裁判所提訴申し入れに韓国側が応訴するよう極力説得に努める。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言と同様のもの

(ｲ)　不開示部分④

在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策

(ｳ)　不開示部分⑤

外務省内で検討した請求権問題に関して韓国側に提示する予定の具体的金額及びその後これに関して池田総理が指示した具体的金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分③まで

不開示部分①から不開示部分③までに記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後にお

ける時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分④

不開示部分④に記録されている情報は，日本政府部内で検討された在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で上記問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ)　不開示部分⑤

不開示部分⑤に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策として韓国側に提示する具体的金額であるが，証拠（乙Ａ１０８）によれば，<ｱ>　昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面では総額として約１億ドルを提示することを予定していたこと（乙Ａ１０８［－２４９－とその前後］），<ｲ>　同月１７日の第５回会談においては，当初韓国側に１億ドルを提示することが想定されていたが，実際には７０００万ドルが提示されたこと（乙Ａ１０８［－２９３－とその前後］）が認められるか

ら，これらの事情を併せ考慮すれば，不開示部分⑤に記録されている情報がいずれも総額で１億ドルを超えないことは容易に推測することができる。

そうであるとすれば，不開示部分⑤に記録されている情報は，その概算が他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，当該部分については，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９７の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分①から不開示部分③まで，不開示部分⑤

(2)　不開示部分④

（別紙５）通し番号１－９９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－９９の文書（文書７２１）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年３月１５日付け「日韓政治折衝第３回会談記録」と題する内部文書であり，１ページから６ページまでの手書き文書と７ページから９ページまでのワープロ文書は同一内容であり，日本の外務大臣と韓国の長官との会談内容を記録したものである。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，財産・請求権問題に関する具体的問題点について，韓国側に説明した日本政府の見解や請求権問題の解決に向けた提案が記録されている。

①　２ページ（－２－）５行目から８行目まで及び７ページ（－７－）下から２行目から８ページ（－８－）２行目まで（以下「不開示部分①」という。）

②　２ページ（－２－）下から２行分及び８ページ（－８－）４行目から５行目までの約１行分（以下「不開示部分②」という。）

③　３ページ（－３－）下から４行分及び８ページ（－８－）１３行目から１６行目までの約４行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２５１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提と

してより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－９９の文書の不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－９９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２５１）。

記

３．韓国側は，貨幣価値変動を考えてほしいと述べたが，交渉が１０年以上もかかっているのは，李承晩政権の頑固な態度によるもので貨幣価値の変動の責任を日本が持つ理由なしとして断っておいた。■■■不開示部分①■■■

４．韓国側に対し，経済協力は，韓国側に実際に役立つように考えているのであって■■■不開示部分②■■■この点を十分に考えてほ

しいと述べたのに対し，韓国側は，自分としては請求権の問題を別にして，credit をもらって帰ったというのでは立場がないことを考えてほしいと述べた。

５．請求権として法的根拠のあるものは少ないのだが，韓国側の考えているような，請求権，無償援助及び経済援助の三本立ては取り得ないわけで，■■■不開示部分③■■■請求権と言えば軍令第３３号で日本の残してきた財産も考えねばならぬと述べたのに対し，（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年3月１５日の会談の概要が下記のとおり記録されている（乙１８８［－５５－］）。

記

韓国側より，請求権の証拠書類の亡失している事情を十分勘案すると日本側が述べた点を多とするとし，貨幣価値の変動を請求権処理に当たって是非考慮してほしいと述べたのに対し，日本側より，交渉が１０年以上もかかっているのは李承晩政権の態度によるものであり，貨幣価値の変動の責任を日本側が負うべき理由はない，ただ，恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えていると述べた。

日本側より，請求権として法的根拠のあるものは少ないが，請求権と無償援助が重なり合ったようなものと有償の経済協力との二本立てを考えている，請求権といえば軍令３３号で処分された在韓日本財産も考えねばならないと述べたところ，韓国側より，在韓日本財産についていわれれば，３６年間の日本の搾取という議論がでてくるが，請求権と無償援助の重なったものに関しよき名称はないか

と質したので，双方これを検討することになった。

ｂ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書が引用されており，これには，経済協力に関し，「長期低利（償還期限２０年，うち据置５年，金利４％，輸銀及び基金の共同融資）の経済協力２億ドルを最終案とし，差し当たり１．５億ドルから切り出すこととする。対象プロジェクトとしては，現在韓国政府が最優先に取り上げている(ⅰ)発電，(ⅱ)交通，通信，湾岸，(ⅲ)鉱山，(ⅳ)セメント，肥料，(ⅴ)石油精製等のうちから適当なものを選択するものとする。」旨が記録されている（乙Ａ１０８）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「ただ，恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えていると述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

日本側が韓国側に述べた経済協力に関する具体的見解（ただし，その前後の記載及び上記ア(ｲ)で認定した本件各文書の一部開示部分に照らすと，当該具体的見解が，通し番号１－１８の文書で要約されるところと同趣旨のもの若しくはこれから推知される内容又は上記ア(ｲ)ｂで説示した経済協力の基本方針と異なるものを含んでいると推認することはできない。）

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「請

求権と無償援助が重なり合ったようなものと有償の経済協力の２本立てを考えている」との文言又はこれと同様のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものである（なお，不開示部分②に係るものは，上記イ(ｲ)で説示したところに照らして，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみるべきである。）から，日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－９９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１００

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１００の文書（文書７２９）は，昭和４０年3月２４日付けで外務省が作成した「日韓外相会談第１回会合記録」等の第１回日韓外相会談に関する内部文書等によって構成されている。

このうち不開示部分は，７ページ（－７－）約３行分であり，上記会談において，外務大臣が発言した請求権問題についての具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ２５２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－１００の文書の不開示部分は，韓国政府に対して行われた発言であり，韓国側公開文書によって明らかとなる内容であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協

力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１００の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２５２）。

記

６　大臣より，請求権問題に関し，■■■不開示部分■■■韓国の対日請求権は船舶，文化財も含み完全に消滅するというものと考えている旨述べた。これに対し，Ｚ２２２大使より，大平・Ｚ２２３了解は，素人が作ったので不完全であり，韓国側ではこれは一般請求権のみを対象としたもので，船舶，文化財の特別請求権は別に残っていると考えているので，この点の調整が必要であると述べた。（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和４０年当時，外務大臣が韓国側に述べた請求権問題についての大平・Ｚ２２３了解を踏まえた具体的な見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本側が韓国側に口頭で述べた請求権問題に関する具体的見解であるが，本件全証拠によっても，その詳細が他の行政文書の一部開示により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また，当該情報は，韓国側に口頭で述べたものにすぎず，韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上に照らすと，当該情報は，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１００の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１０１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１０１の文書（文書１１１６）は，外務省アジア局北東アジア課長が昭和３８年５月２４日付けで作成した「Ｚ２２８文庫の現状」と題する文書等によって構成されており，Ｚ２２８朝鮮総督が山口県山口図書館に寄贈した書籍であるＺ２２８文庫についての概要等が記録されている。

２　通し番号１－１０１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日本国内の大学等に所在する韓国書籍について，「書名」，「冊数」，「所蔵場所」等が一覧表又は目録形式で記録されている。

①　７ページ（－７－）の約８行分

②　１５ページ（－１４－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

③　１７ページから４４ページまで（－１５－に「次ページ以下２８ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

④　５６ページ（－２７－）の２か所

⑤　７２ページ（－４３－）の約８行目

⑥　９７ページから１５２ページまで（－６７－に「次ページ以下５６ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

⑦　１６９ページから１９８ページまで（－８３－に「次ページ以下３０ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ１１１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，

政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該書籍に関する具体的な情報を知り得ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１１１）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本国内の大学等に所在するＺ２２８文庫に係る韓国書籍等の「書名」，「冊数」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内の大学等に所在するＺ２２８文庫に係る韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として

協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０２の文書（文書１１１７）は，賠償庁が作成した昭和２７年付け「文化財等に関する協定要領（案）」と題する内部文書等から構成されており，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過や当時の我が国の解決方針等が記録されている。

①　１６ページ（－１６－）の約３行分

②　１７ページ（－１７－）の約２行分

（乙Ａ２５３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，日本政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，北朝鮮は，このような方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２５３）によれば，通し番号１－１０２の文書の不開示部分は，昭和２８年２月１７日付け「世襲的文化財について」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　先例

戦敗国あるいは領土分離の際の被分離国等が他国（分離地域）を支配していた時期に本国に向け搬出した文化財を返還又は譲渡した先例には左表のごときものがある。この返還の理念的な根拠は，搬出の事情が不当あるいは少なくとも尋常の私法的方法によっていないことを想定したものである。左表によれば，返還文化財の範囲は戦時占領地の場合とそれ以外の場合に大別される２つの原則が看取される。（中略）

ニ　韓国側の主張について

前回の日韓会談において韓国側から提出した請求権協定要綱案には「韓国より運び来たりたる古書籍，美術品，骨董品その他の国宝・・・返還すること」となっている。この場合，「運び来たりたる」と「返還する」という語の意義は明確でないが，韓国側委員の口頭説明によれば，「権利として主張するものでなく，両国の親善に資する財物を日本側が自発的に返還することを希望するもので・・・政治的に考慮してほし

い。」，「運び来たりたる時期や財物取得の形態は問わないが，占領地より持ち運びたる財物の連合国への返還に準じて・・・ほしい。」，「正当の売買によって取得された財物については代価を支払ってもよい。」と述べており，極めて広範囲にわたって占領地様式による返還を受けたい趣旨のものと解される。

（中略）

以上，前回会談における韓国側要求は，極めて不当なものであって，これを合理的なものとして主張するためには，少なくとも搬出の時期を領有時代に限り，その搬出の事情が尋常の私法的手段でなかったものについて韓国側において立証の上，品目を特定して請求すべきであると思われる。なお，この際にも現所有者が国又は公共団体でない場合には，所有者の同意を必要とするであろう。

三　日本側の事情

(一)　韓国側の主張する如く広範囲にわたって韓国所出の文化財を網羅的に調査することは技術的に非常に困難である。

一例を挙げれば，内閣文庫には約２０万冊の韓国関係書籍がある由であるが，このうちどれが韓国版の書籍であるか，渡来の時期，方法等いかんを調査するためには専門家を招聘しても数年間を要する。美術品等についても，重要文化財に指定される程度の有名なもののみにても，その所在，現所有者，渡来の時期，当初取得の方法等を調査するのは容易でない。

(二)　日本にある朝鮮文化財で相当な価値ある程のものの多くは，その渡来の時期も古く，その所有も転々としていて少なくとも現所有者は正当な売買による所有者である。

(三)　文化財保護の見地よりすれば，これらの文化財を韓国に置くよりも日本に置く方遙かに安全であるとして，文化財保護委員会その他関係

者の間には，これが韓国返還に反対の空気が強い。

■■■不開示部分■■■

以上の実情に鑑み返還の場合の実際的な方法としては，韓国側から特定品目についてのリストの提供を受け，それについて調査の上，もし請求が理由あるものなれば返還する■■■不開示部分■■■か，又は一定の予算の範囲内で日本側で適当に選択したものについて，権利としてでなく贈与として提供するかのいずれかによることが適当と思われる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，文化財問題につき，日本政府部内で検討された①日本側から見た具体的問題点やその実情，②韓国文化財を返還する場合の実際的かつ具体的方策の１つであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された文化財問題の具体的問題点や韓国文化財を返還する場合の実際的かつ具体的方策の一部を含む点において，日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１０３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０３の文書（文書１１１８）は，文化財保護委員会が作成した韓国美術品等に関する複数の文書によって構成されており，このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国出土美術品の「品名」，「数量」及び「取得時期」等が一覧表形式で記録されている。

①　１ページ（－１－）（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）（以下「不開示部分②」という。）

③　７ページ（－７－）（以下「不開示部分③」という。）

④　１２ページ（－１２－）（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１３ページから２０ページまで（－１２－に「次ページ以下８ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ２５４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２５４）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国出土美術品の「品名」，「数量」及び「取得時期」等であると推認することができる。

なお，証拠（乙Ａ２５４，Ａ２７４）によれば，通し番号１－１０３の不開示部分④及び不開示部分⑤を含む文書については，その表題が「韓国出土美術品リスト（東京国立博物館所蔵）」とあり，非公式に韓国側に渡す予定のものとされているところ，通し番号１－１５の文書の一部開示部分には，昭和３３年４月１５日に韓国側に提出された文書として「韓国出土美術品リスト（東京国立博物館所蔵）」（乙Ａ２７４［－８７－以下］参照）があることが認められる。そして，上記各文書の題名の同一性及び韓国への提出時期等に照らすと，上記各文書は，同一のものであると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国出土美術品に関する客観的事実にすぎず，このうち不開示部分④及び不開示部分⑤に係るものついては，他の行政文書（通し番号１－１５の文書）の

一部開示により既に公にされているものでもあるから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の美術品に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，不開示部分④及び不開示部分⑤に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０４の文書（文書１１１９）は，外務省が作成した「マイクロフィルム寄贈品目の決定」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されており，このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国文化財である書籍等の「書品」，「編集者」及び「冊数」が記録されている。

①　４ページ（－４－）（以下「不開示部分①」という。）

②　５ページから１５ページまで（－４－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

③　１７ページから４２ページまで（－５－に「次ページ以下２６ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２５５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２５５）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国文化財である書籍等の「書品」，「編集者」及び「冊数」であると推認することができる。

なお，証拠（乙Ａ２５５）によれば，不開示部分③を含む昭和４０年６月１８日付け「Ⅳ　マイクロ・フィルム」と題する文書は，韓国側に提示されたものであると認められる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国文化財である書籍等に関する客観的事実にすぎず，その一部は既に韓国側開示文書に含まれているものと推認されるから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用される

などのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０５の文書（文書１１２０）は，外務省が作成した「日韓文化財引渡し打合せ会」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内での打合せの内容，経過等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも日韓国交正常化交渉における文化財問題に関して，日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険料等の金額等が具体的数値で記録されている。

①　１９ページ（－１９－）「貨物海上保険料率見積書」以下本文３行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２０ページ（－２０－）本文約４行分（以下「不開示部分②」という。）

③　２３ページ（－２３－）左側欄外（以下「不開示部分③」という。）

④　１０５ページ（－１０４－）（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１０６ページ（－１０５－）（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ１１２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討するための資料であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，韓国文化財の輸送を実施する際に生じる費用等が明らかになれば，日朝国交正常化交渉においても，北朝鮮は，

その費用を前提として交渉に臨むことが可能となるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。保険契約の保険料等の算定金額の開示が，どのような支障をもたらすのかが不明なままである。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１１２）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険金額又は保険料額等であって，外務省宛ての昭和４１年４月１４日付け貨物海上保険料率見積書に記録されているもの

(ｲ)　不開示部分③

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険金額，保険料額等であって，文化第一課が昭和４１年４月１５日付けで作成した「韓国への文化財の引渡について」と題する文書に記録されているもの

(ｳ)　不開示部分④及び不開示部分⑤

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる諸費用の金額等であって，「韓国に対する文化財引渡経費（啓発宣伝費）」と題する文書に記録されているもの

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和４１年当時，日韓会談の結果として韓国側に引き渡すこととなった文化財の分量等を前提として，専ら昭和４１年当時の民間会社の見積額やその当時の経済情勢等を踏まえて算出された金額等にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財の輸送に関するものであるとしても，昭和４１年当時と現在とでは経済情勢等が著しく変化していること等，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，その前提とするところがその当時とは著しく異なり，北朝鮮当局が文化財問題（殊に，日本側が北朝鮮側に文化財を引き渡すこととなった場合の費用額等）に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１０６の文書（文書１１２１）は，外務省文化第一課が昭和４１年４月１２日付けで作成した「韓国へのマイクロフィルムの寄贈について」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されており，このうち不開示理由１に係る不開示部分は，５ページから２９ページまで（－４－に「次ページ以下２５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存された韓国書籍の「書名」及び「冊数」等が目録形式で記録されている。

（乙Ａ２５６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前

提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２５６）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国書籍（ただし，韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存されたもの）の「書名」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国書籍（ただし，韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存されたもの）に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号に

いう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１０９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１０９の文書（文書１１２８）は，外務省等が作成した「請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

２　このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①－１　１７５ページ（－１７４－）５行目から６行目までの約１行分（以下「不開示部分①－１」という。）

①－２　１７５ページ１３行目から１７６ページ（－１７５－）１行目まで（以下「不開示部分①－２」という。）

①－３　１７６ページ最終行から１７７ページ（－１７６－）４行目まで（以下「不開示部分①－３」といい，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これらは，いずれも「請求権・経済協力の処理方針」の項にあり，李ライン付近で拿捕された日本漁船に関するわが国の請求権の試算額，上記請求権に関する国内の関係各省の具体的見解等が記録されている。

②　１８６ページから(－１８４－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分)１８８ページ(－１８５－)下から４行目まで，１９２ページから２０３ページまで（－１８８－に「次ページ以下１２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）（以下「不開示部分②」という。）

これは，「大蔵省の申入れと討議の推移」の項にあり，日韓会談における請求権問題に関する大蔵省見解が具体的に記録されている。

③　２３５ページ（－２２０－），２３６ページ（－２２１－），２３７ページ（－２２２－），２３８ページ（－２２３－），２３９ページ（－２２４

－）（以下「不開示部分③」という。）

これは，いずれも「請求権８項目の解消」の項にあり，「請求権問題の合意事項草案」に対する大蔵省見解や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ３７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１０９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３７）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，北東アジア課が作成した１９６５年（昭和４０年）3月１６日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書を引用した部分にあるところ，不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は，次のとおりである。

(ｲ)　李ライン付近で拿捕された日本漁船に関連するわが方の請求権（■■■不開示部分①－１■■■）

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。よってこの際，後述(ﾛ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相殺して請求権を放棄する案が考えられる。

■■■不開示部分①－２■■■

右２案のいずれかに肚を定める要がある。

（中略）

(ﾊ)　ＳＣＡＰの指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ﾛ)と並んでわが方で放棄する。

(ﾆ)　■■■不開示部分①－３■■■

(3)　Ｚ２２３・大平了解の細目については次の問題が残っている。

（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「６　請求権・経済協力問題についての合意」の「(2)　大蔵省の申入れと討議の推移」の「 (ｲ)　大蔵省の申入れ」及び「(ﾛ)　外務大臣試案の提示と大蔵省の立場」に相当する部分であり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

この相違点は詰められないまま外相会談に入ったが，３月２４日（第１回）の会談で韓国側は次の案を提示した

請求権問題解決に関する合意事項

（中略）

大蔵省としては，両国のスタートラインが隔たっているので，李長官の在日中の合意到達などには応じられず，今後，地道な交渉を積み重ねるほかないとて，外相会談２日目の２５日に次の「今後の取り進め方」の方針を外務省に伝えた。

■■■不開示部分②■■■

合意された事項（案）

（１９６５．３．東京で）

（以下略）

ｃ　不開示部分③

不開示部分③は，「(6)　請求権８項目の解消」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓間で合意に近づきつつある「請求権問題解決及び経済協力に関

する合意事項案」には，「請求権の解決」については，「関係協定の成立時に存在する日韓両国及び両国民の財産並びに両国及び両国民の間の請求権に関する問題は，桑港平和条約４条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されたことになる。ただし・・・」と記していたが，■■■不開示部分③■■■Ｚ５６「日韓会談における請求権問題について」には次のとおり記している。

「請求権問題の合意事項草案の文章で全然手がふれられなかったのが請求権事項であった。これが「完全かつ最終的に解決されたことになる。ただし，・・・」とあるが，非常に抽象的な表現で何のことかわからない。イニシアルのことだから「表現上の文章は仕方がない」といわれたけれど，■■■不開示部分③■■■ただし，いわゆる韓国側要求の８項目のものはすべてなくなるとすれば，８項目の第５項に「・・・その他の請求権の弁済を請求する」とあって，■■■不開示部分③■■■

ところが，請求権消滅の項に関し，イニシアル文章作成の最終段階でＺ２３１アジア局長がＺ３１２大使といろいろ話されたが，先方は従来の交渉で当方が「請求権条項については後に修正あるべし」と伝え，先方も同意していたにかかわらず（編者注，３月２８日午後Ｚ５７ホテルでＺ５８審議官，Ｚ５９理財局長らとＺ２２６大使らの会談で，請求権は具体的に権利・義務の関係なのだから，表現に十分注意しなければならないので，一応の文案としておき，追って討議するとしていた）この椎名大臣提案の文面を一字一句変えることはできないと主張してきた。■■■不開示部分③■■■強く主張したので，間に立ってＺ２３１局長が大分困っておられたようであった。たまたま，その時，先方から拿捕した日本漁船について日本側の請求権がないということを加えたい，これをせめて合意議事録でつけてほしいという

話しがあったので，向こうがそうつけるなら，こちらは一緒に８項目の放棄を向こうに書いてもらおうではないか，それで韓国側請求権が全て消滅するようにしようとＺ２３１局長に提案した。」

Ｚ２３１アジア局長の手記「日韓交渉に関する若干の回想」には次のとおり述べられている。

「　韓国側は，日韓交渉の当初から韓国側の対日請求権の内容としていわゆる８項目を掲げ，範囲のはっきりしない膨大な要求を掲げてきており，したがって，請求権問題を一切解決するに当たっては，■■■不開示部分③■■■そこで李長官の帰国を明日に控え（編者注：４月２日夜）送別会の席上にいたＺ２２２大使を別室に呼び出し，右８項目消滅に関する一礼を取り交わすことについて原則的な了解を取り付け，右に基づいて作成した合意事項のドラフトを韓国代表部に送付した（夜１０時頃）。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２２８の文書の一部開示部分には，上記(ｱ)ａで説示した文書が含まれており，その内容のうち，不開示部分①に相当する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ７２）。

記

３．請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は，次のとおりである。

(ｲ)　李ライン付近で拿捕された日本漁船に関連するわが方の請求権（業界の計算では約７２億円）

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。よってこの際，後述(ﾛ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相

殺して請求権を放棄する案が考えられる。

しかし，右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり，むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げにしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも，被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また，従来の国会答弁の趣旨（懸案一括解決に含める）とも異なる結果となる。

右２案のいずれかに肚を定める要がある。

（中略）

(ﾊ)　ＳＣＡＰの指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ﾛ)と並んでわが方で放棄する。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①のうち，

ａ　不開示部分①－１

通し番号１－２２８の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「業界の計算では約７２億円」との文言

ｂ　不開示部分①－２

通し番号１－２２８の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「しかし，右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり，むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げにしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも，被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また，従来の国会答弁の趣旨

（懸案一括解決に含める）とも異なる結果となる。」との文言

c　不開示部分①－３

昭和４０年当時，外務省が検討していた請求権問題に関する残された主な争点とその最終的妥協案の具体的内容

(ｲ)　不開示部分②

昭和４０年３月２０日から同月２７日頃までの間の請求権問題に関する大蔵省見解の具体的内容

(ｳ)　不開示部分③

昭和４０年３月下旬から４月上旬までの間に示された「請求権問題の合意事項草案」に対する大蔵省見解又は個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①－１及び不開示部分①－２に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２２８の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

これに対し，不開示部分①－３に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は，いずれも日本政府部内で検討された請求権問題に関する解決策や対処方針の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

したがって，通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的

又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分①－１，不開示部分①－２

(2)　不開示部分①－３，不開示部分②及び不開示部分③

（別紙５）通し番号１－１１０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１０の文書（文書１１３５）は，外務省等が作成した「朝鮮米軍ニ提供中ノ当社船ニ就テ」と題する文書等の複数の内部文書によって構成され，在朝鮮米軍に提供されていた在韓会社所属船舶５隻の引渡しに関する問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１３５ページ（－１３５－）約６行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，引渡すべき船舶の修繕費用の見積金額が記録されている。

②　１６７ページ（－１３９－）約２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額が記録されている。

（乙Ａ２５７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２５７）により認められる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２５年当時の引き渡すべき船舶の修繕費用の見積金額（なお，一部開示部分には，当該見積金額について，「なお，実施に当たっては，現物につき調査を行い，工事の仕様を決定の上行う必要があり，かつ，それまでは所要金額を正確に見積もることができない」旨の注意書きがある。）

(ｲ)　不開示部分②

昭和２５年当時，船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２５年当時，引き渡すべき船舶の修繕費用の見積額又は引渡しをした船舶の残炭水及び潤滑油代金の請求額の具体的金額にすぎないから，その後の経済情勢の変化等，当該文書の作成後における時の

経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に，その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１１０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１０文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１１の文書（文書１１６５）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年２月１１日から同年４月３日までに開催された「日韓予備交渉文化財関係会合」第１回から第６回までの記録等であり，このうち不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３９ページから４９ページまで（－３８－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分），７０ページから７５ページまで（－５８－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分），８７ページから９５ページまで（－６９－に「次ページ 以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分），９７ページから１０５ページまで（－７０－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，いずれも博物館等の日本国内に所在する韓国出土美術品及び韓国書籍の「品名」及び「数量」等が目録形式で記録されている。

②　５３ページ（－４２－）１か所，５４ページ（－４３－）２か所，５６ページ（－４５－）２か所，５９ページ（－４８－）２か所（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも韓国出土美術品の具体的な品名が記録されている。

（乙Ａ２５８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，

再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財及び書籍の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知り得ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２５８）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のものであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

その当時，日本国内の博物館等に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍の「品名」及び「数量」等（なお，これらは，韓国側又は日本側がそれぞれ相手方に提出した文書に記録されているものである。）

(ｲ)　不開示部分②

韓国出土美術品の具体的な品名

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国

内に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の美術品や古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品や書籍の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１１の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１２の文書（文書１２１７）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月１５日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第７回会合」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，２１ページ（－２１－）約３行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過や特定の請求権金額の見積り，我が国の見解等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２５９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における具体的な金額を含む日本政府高官の「非公式見解」であるところ，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。なお，当該文書は，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第７回会合における日韓両政府の担当官の発言内容等を客観的に記録したものであるところ，下記不開示部分以外の日韓両政府の担当官の発言内容等は，いずれも開示されている（乙Ａ２５９）。

記

２　議事要旨

(9)　次いで，(3)「韓国人被徴用者未収金」の討議に入り，（中略）Ｚ６０主査より，日本側としても更に調べるが，ＳＣＡＰの手紙の写しをいただきたいと重ねて要望したのに対し，Ｚ６１主査より，後刻提出しようと述べ，■■■不開示部分■■■

(ｲ)　通し番号１－１５０の文書（アジア局重要懸案処理月報）の一部開示部分には，昭和３６年１２月分として，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第７回会合における「韓国人被徴用者未収金」の討議内容に

ついて，要旨下記のとおり記録されているが，下記以外に当該事項について日本側担当者が発言した旨は記録されていない（乙Ａ２９４［－１９９－］）。

記

(ニ)　第５項（中略）に関し，韓国側より各小項ごとに概要次のとおりの説明があった。

(3)　「韓国人被徴用者未収金」は，日本に来た被徴用者（軍人軍属を含む。）の俸給，賃金，年金，手当等約２億３７００万円で，人数は不明だが，１９５０年にＳＣＡＰより該当金を預かっているとの書簡を受け取っている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第７回会合において討議された「韓国人被徴用者未収金」に関する日韓両政府の担当官のいずれかの発言内容等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓両政府間の会合で行われた請求権問題に関する討議の際の日韓両政府の担当官の発言内容等であって，上記アで認定したとおり，他の発言部分はいずれも開示されており，本件全証拠によっても，当該会合で「韓国人被徴用者未収金」についてのみ日韓両政府の担当者から北朝鮮との交渉に影響を及ぼすような特段の発言等があったことはうかがわれないことに照らすと，被告において，これに北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものが含まれていると認めるに足りる程度の不開示部分の内容が具体的に主張立証されていないものといわざるを得ない。

したがって，当該情報については，一般的又は類型的にみて，これを公

にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１３の文書（文書１２１８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月２１日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第８回会合」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，１５ページ（－１５－）約４行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２６０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における日本政府高官が発言した「非公式見解」であり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１３の文書の不開示部分は，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，当該文書は，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第８回会合における日韓両政府の担当官の発言内容等を客観的に記録したものであるところ，不開示部分以外の日韓両政府の担当官の発言内容等は，いずれも開示されている（乙Ａ２６０）。

記

(11)　次いで要綱６．の討議に入り，Ｚ６１主査より，本項を下記のごとく修正すると述べた。

「題目：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則。

内容：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利であって，要綱第１項ないし第５項に包含されないものは，韓日会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合には国交が正常化されるときまで，時効は進行しないものとすること。」

さらに，Ｚ６１主査より，修正の趣旨は，（中略）と述べた。

これに対し，Ｚ６２副主査より，韓国側の主張は非常に重要な点であり，かなり異論があるかもしれない。我々としては請求権という戦後処理の問題は全て日韓会談でけりをつけるとの趣旨であり，後でまた何が出るか分からぬというのでは困ると述べ，また，Ｚ４１副主査より，軍令３３号との関係でおかしなことになる，すなわち，日本人が韓国人に１０万円貸し，その韓国人が当該日本人に１万円貸していた場合，１０万円の分は軍令３３号により請求し得ず，１万円の分のみ認められるということになる，と述べたところ，Ｚ６１主査より，本件と３３号は関係ない，韓国側は請求権のあることを認めるといっているわけではなく，請求権が成り立つかどうかを含め，日本なり韓国なりの裁判所で審議される権利を認めてもらいたいということであると述べた。これに対し■■■不開示部分■■■Ｚ６３委員より，今次会談の韓国側請求に私的要求が排除されていればよいが，要綱の多くは私的請求権を含んでおり，この会談は私的請求権を含む問題を処理することを目的としているものであり，韓国側のこの主張により日本側の考え方を基本的に考え直さなければならないかとも考えられると述べた。

(ｲ)　通し番号１－１５０の文書（アジア局重要懸案処理月報）の一部開示部分には，昭和３６年１２月分として，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第７回会合における「韓国人被徴用者未収金」の討議内容について，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ２９４［－２０１－以下］）。

記

(ﾎ)　第６項（中略）に関し，韓国側は，本項に韓国人の日本政府又は日本人に対する権利で要綱第１項ないし第５項に包含されないものは，韓日会談成立後といえども個別的に行使できることを認定するもので，

この場合には国交が正常化されるときまで時効は進行しないものであると説明した。これに対し，日本側は，現在の会談の目的は私的請求権を含む全ての請求権につき戦後処理を行うことにあるものと考えると述べたところ，韓国側Ｚ６１主査は，本項の韓国側主張は，請求権のあることを認めよと言っているのではなく，請求権を認めるか否かを裁判所で審議される権利を認めてほしいという，いわば説明的条項であると補足した。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第８回会合において討議された「韓国人の対日本人又は法人請求」に関する日本側担当官の発言内容であって，韓国側が，韓国人の日本政府又は日本人に対する権利で要綱第１項ないし第５項に包含されないものは，韓日会談成立後といえども個別的に行使できることを認定すると要綱を修正したいとしたことに対する見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓両政府間の会合で行われた請求権問題に関する討議の際の日本側担当官の発言内容であるところ，上記アで認定したとおり，他の発言部分はいずれも開示されており，当該会合で「韓国人の対日本人又は法人請求」に関する韓国側の主張について日本側の担当者から従来の日本側の主張内容と異なる特段の発言がどのような趣旨でされたかは明らかでないし，仮に，これが①私的請求権との分離解決の可能性や②裁判所への請求の可否に触れた発言であったとしても，それらは理論的な可能性を指摘したものにすぎず，現に日本は韓国に対して私的請求権を含めた一括解決を求め，韓国との間では請求権協定を締結して一括解決を図っていることに照らすと，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又

は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１４の文書（文書１２２０）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年２月８日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権小委員会第１０回会合」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）７行目から１５行目まで，同ページ最終行から４ページ（－４－）８行目まで，６ページ（－６－）４行目から５行目まで

これは，いずれも「韓国請求権（要綱５関係）についての日本側の一応の見解」に対する韓国側の質問に対し，当時の大蔵省理財局長が補足説明した内容が具体的に記録されている。

②　１１ページ（－１１－）４行分，１３ページ（－１３－）下から４行目から１４ページまで（－１３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分），１６ページ（－１５－）２行目から３行目まで，１７ページ（－１６－）１２行目から１３行目，１８ページ（－１６－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）から１９ページ（－１７－）９行目まで，１９ページ１２行目から１３行目まで，同ページ１５行目から１６行目まで

これは，いずれも「韓国請求権（要綱５関係）についての日本側の一応の見解」について，当時の大蔵省理財局長が説明した内容や個別の請求権ごとの日本政府からの提案内容が具体的に記録されている。

（乙Ａ２６１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２６１）。

記

２　議事要旨

(2)　次いで，Ｚ６０主査より，要綱５．について，これは日本政府の最終的意思表示ではなく，本小委員会の主査としての一応の見解と了解願いたいと前置して，別添のような説明を行った。(韓国側はこれを文書にして渡されることを希望したが，日本側は，これは事務的レベルの意見であって，政府としての公式の見解ではないという点と，文書にすると余りにもそっけないものになるおそれがある点をあげてこれを断った。）

(3)　日本側は，Ｚ６０主査の説明の途中，随時，韓国側から発せられた質問に答え，次のような補足的説明を行った。

(ｲ)　■■■不開示部分■■■

(ﾛ)　未収金の金額の誤りや，恩給関係国庫負担分の人員等の問題については，専門委員会で詳しい説明をする予定である。

(ﾊ)　■■■不開示部分■■■

(ﾆ)　■■■不開示部分■■■

（中略）

(6)　Ｚ６４委員より軍人軍属の恩給関係に関する日本側説明に飲み込めない部分があると述べたので，Ｚ６２副主査より，軍人恩給は，終戦を境に停止され，それが復活したのは韓国の独立後であった。日本の恩給法の建前からいって，日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので■■■不開示部分■■■支給できないということであると説明した。（以下略）

別添「韓国請求権（要綱５関係）についての日本側の一応の見解」（３７．２．８Ｚ６０主査発言要旨）と題する文書

(1)　日本有価証券

■■■不開示部分■■■

１．登録分

(ｲ)　閉鎖機関，在外会社所有のもの

（中略）

(ﾛ)　逓信部所有のものについては（中略）

(ﾊ)　■■■不開示部分■■■

(2)　日本系通貨

１．日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については（中略）

２．■■■不開示部分■■■動乱中焼却したといわれる分については，日銀行員の立合もなく，確認できないから，請求に応ずることはできない。

（中略）

(4)　被徴用韓人補償金

（中略）

なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みである■■■不開示部分■■■

○　寄託金関係

１．税関に寄託された通貨類

■■■不開示部分■■■

２．鮮銀券と交換した日銀券

■■■不開示部分■■■

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の一般請求権小委員会第１０回会合における説明の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－４６－以下］）。

記

第１０回会合においては，Ｚ６０主査より，要綱５（中略）の各小項目について，これは日本政府の最終的意思表示でなく，本小委員会の主査としての一応の見解であると前置して，要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a) 登録分

(ⅰ) 閉鎖機関，在外会社所有のもの

（中略）

(ⅱ) 逓信部所有のものについては（中略）

(ⅲ) その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく究明し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては，日本側としては，韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 日本系通貨

(a) 日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については（中略）

(b) その他については，現物呈示がなければな応じ難い。なお動乱中焼却したと言われる部分については，日銀行員の立合もなく，確認できないから，請求に応ずることはできない。

(3) 被徴用韓人未収金

双方の納得する金額を基礎として，検討を重ねたい。

(4) 被徴用韓人補償金

（中略）

なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みであるが，前記(3)の未払金として処理されるべきものと考える。

(5) 「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a) 恩給関係

恩給支給の範囲について，日本側としては，必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが，

(ⅰ) 人員の範囲については，恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ⅱ) わが方としては，日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上，平和条約発効に伴い国籍を喪失した時以後の支給には応じられない。したがって，韓国側の主張する２０年間支給の要求には応ずることはできない。

(ⅲ) また，軍人軍属について付言すると，軍人は，日本人の場合と同様に取り扱うほかないが，軍人恩給復活の時期との関係よりして，増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は，いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b) 寄託金関係

(ⅰ) 税関に寄託された通貨類及び(ⅱ)鮮銀券と交換した日銀券

いずれも金額について調整を得た上で考慮したい。

(ⅲ) 旧朝連に寄託し，現在日本政府に差し押さえられているもの。

寄託の経緯，金額についての事実関係は承知していないが，仮に，旧朝連財産に係るものが混在していたとしても，

旧朝連の財産差押えはＳＣＡＰの指令に基づく措置であり，さらに，財産の処分代価は在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから，実質的に韓国人に還元されており，改めて韓国政府の請求に応ずべき筋合いのものではない。

(6)　「生命保険関係」

本件は項目６．と関連があるので，項目６．の項で説明したい。

以上のＺ６０主査の説明に対し，Ｚ６４委員より，軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し，Ｚ６２副主査より，（中略）それが復活したのは韓国の独立後であったところ，日本の恩給法の建前からいって，日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので，日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということであると説明した。これに対し，Ｚ６１主査は，恩給法上の国籍喪失の問題は，本来の日本の国籍法だけでは論ぜられない問題である。日本の国籍法は国籍喪失は個人の意思によるという思想であるから，これをまともにもってくると，この場合にぴったり当てはまらない，日本の恩給法はこういう場合を想定して作られたものではないと述べた。そこで，Ｚ６２副主査より，国際的な例をみると，国籍を失っても支払っている例もあり，支払っていない例もあるようであるが，その場合の支払う支払わないの問題は立法論の問題であり，現行の法律によると支払われないことになっていると述べたところ，Ｚ６１主査は，この規定を適用すること自体が立法の趣旨から外れるのではないか，個人の場合には，恩給受給という既得権を放棄することを承知で国籍を離脱するもので，

本件とは事情が異なるというのが私の即座に感じた考え方であると述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－１８の文書で開示されている説明内容と同一のもの又はこれを敷衍し若しくはこれと同趣旨のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－１８の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざ

るを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１５の文書（文書１２２２）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年２月６日付け「第６次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，３ページ（－３－）約３行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，個別の請求権の支払方法及び計算方法に関する我が方の考え方等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２６２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２６２）によれば，通し番号１－１１５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

議事要旨

(1)　Ｚ４１参事官より，今日は専門委員会についてその進め方，討議すべき問題点等について話し合ってみたいと思う。日本側としては恩給，徴用韓人，有価証券を一応その対象と考えているが，韓国側の考えておられる寄託金の問題もあると思うと述べ，次いでＺ６２次長より次のような説明を行った。

(ｲ)　有価証券の問題に関し，韓国側から渡された調書のうち現物があるものは問題がないが，中身がもう少し明らかでないと日本側としても理論の立てようがないものがある。（中略）

(ﾛ)　被徴用韓人未収金の問題に関し，韓国側提出のＳＣＡＰの書簡の数字に明らかな重複がある。（中略）

(ﾊ)　被徴用者の人数の問題について，韓国側数字の出所となっている雑誌，報告などについても更に詳しく知る必要がある。（中略）

(ﾆ)　■■■不開示部分■■■

(2)　Ｚ２２６代表は以上の日本側説明を了承した上（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実のほか，（別紙５）通し番号１－１１４の「第３　当裁判所の判断」で説示した内容（当該文書では恩給等に関する発言部分が全て不開示とされている。）を総合すれば，通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，専門委員会で審議の対象とすべき事項であって通し番号１－１１４の文書では不開示部分とされている恩給等について，日本側が韓国側の主張根拠の不明な点等を指摘するなどしたものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，そもそも北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとは考え難く，専ら恩給等に関する事項であることを理由に不開示にされたものと推認されるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないというべきであり，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１１６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１６の文書（文書１２２３）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１１月２４日から同１２月１３日までに開催された「一般請求権小委員会臨時小委員会会合」第１回から第４回までの記録であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　５ページ（－５－）１行目から７行目まで，同ページ最終行から６ページ（－６－）３行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも第１回会合記録にあり，「逓信局関係作業」の問題について討議する際，韓国側から提示された１４億円という金額の算出根拠が「決算表」によることについて日本政府高官が説明した内容及び上記作業の具体的方策等が記録されている。

②　１０ページ(－１０－)９行目から１８行目まで，１１ページ（－１０－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分），１２ページ（－１１－）１行目から６行目まで，同ページ１３行目から１５ページまで（－１１－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも第２回会合記録にあり，日本側の保険関係の資料について，郵政省貯金局第２業務課長と韓国銀行参事が各発言した具体的な見解が記録されている。

③　１９ページから２０ページまで（－１４－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，第２回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，

預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

④　２７ページ（－２１－）下から２行目から２８ページ（－２２－）１１行目まで，同ページ１４行目から１６行目まで，同ページ最終行から２９ページ(－２２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)から３０ページ（－２３－）９行目まで（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも第３回会合記録にあり，日本の郵便貯金について，上記資料に基づいて討議した内容で，預金預払総額，月別支払金額，支払総額等の具体的な金額が記録されている。

⑤　３４ページから３９ページまで（－２６－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

これは，いずれも第３回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

⑥　４４ページ（－３１－）１０行目から１２行目まで，４４ページ１５行目から１６行目まで，４５ページ（－３２－）８行目から１３行目まで，４６ページ（－３３－）４行目５文字分，４７ページ（－３４－）２行目から３行目まで，４８ページ（－３５－）５行目から６行目まで，４８ページ１３行目から４９ページ（－３５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）まで，５３ページ（－３９－）下から４行目から５４ページ（－４０－）１１行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，いずれも第４回会合記録にあり，日本側数値と韓国側数値との際について，具体的な金額等の数値を提示して討議した内容が記録されている。

⑦　５６ページから５７ページまで（－４１－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。（以下「不開示部分⑦」という。））

これは，いずれも第４回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額，郵便貯金等に関する請求権の計算方

法等が具体的に記録されている。

（乙Ａ２６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２６３）によれば，通し番号１－１１６の文書の不開示部分

の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３６年１１月２４日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第１回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　議事要旨

(1)　（中略）Ｚ６４代表より，本小委員会は，一般請求権委員会第４回会合の委任により，逓信局関係の作業を取り扱うことになったが，韓国側としては，１９４５年９月１５日現在の決算表を基礎として，日韓双方がもっている数字の突き合わせを行うことと了解している。今後いかに作業を進めたらよいか，名案があれば出していただきたいと述べ，これに対し，Ｚ６５課長は，自分も一般請求権委員会第４回会合の討議の結果をそのように了承している，日本側も既に一応の数字はもっており，今後両者の数字を突き合わせることになるが，日本側数字と一般請求権委員会第４回会合で韓国側が示した１４億という数字との間に相当の開きがあるので，韓国側よりいかなる資料によって算出したものか説明していただきたいと述べた。

(2)　Ｚ６４代表は，韓国側は決算表によったものである。（中略）との説明があった。

(3)　■■■不開示部分①■■■決算表は，月末のものであるが，韓国側は９月の１５日間はどのような方法で計算したのかと尋ねたところ，Ｚ６４代表は，それは８月と９月の決算表により推定したものであると答えた。

(4)　次いで作業の段取りについての話し合いが行われ，Ｚ６４代表

より，１９４５年９月１５日が一応の期日の基準になっているので次回は１９４５年９月１５日現在各項の残高を突き合わせ，どの項目がいくら違うか検討し，また，韓国人分，日本人分の種分けは韓国側としても創氏改名等により原簿，通帳によっても種々困難があり，■■■不開示部分①■■■

Ｚ６５課長より，郵便貯金の原簿は，ソウル，全州，釜山，平壌，咸興の５都市の貯金管理所にあったが，これら原簿は現在韓国政府が保有しているかと質したところ（以下略）

ｂ　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，昭和３６年１１月３０日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第２回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（なお，不開示部分③は，下記の別添(1)の資料（郵便貯金関係資料）である。）。

記

２　議事要旨

(2)　Ｚ６５課長より■■■不開示部分②■■■

Ｚ６４代表は，それは重要な資料になるであ■■■不開示部分②■■■

(3)　■■■不開示部分②■■■Ｚ６４代表は，お互いに責任をもたないメモ程度のものを出し合って作業を進めることにしてはどうかと述べ，結局，試算表作成の目途を１週間くらいとすることを申し合わせた。

(4)　次に，日本側より，別添(1)の資料を提出し，韓国側の質問に答え，次のように説明した。

■■■不開示部分②■■■

(5)　韓国側より，科目別バランスシートがあるかとの質問に対して

は，（中略）

(6)　次に，韓国側より別添(2)の資料を提出し，日本側の質問に答え，次のように説明した。

（中略）

(ホ)　現在韓国においては（中略）

■■■不開示部分③■■■

c　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は，昭和３６年１２月７日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第３回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（なお，不開示部分⑤は，日本側が提出した郵便貯金関係資料である。）。

記

２　議事要旨

(2)　次に，郵便貯金の日本人・韓国人に区別する試算問題に入り，■■■不開示部分④■■■これに対し，Ｚ６４代表者は日本側の趣旨はよく了解したと述べた。

(3)　Ｚ６４代表より，日本側資料２の■■■不開示部分④■■■月別あるいは年別支払額が分かれば，その資料をいただきたい，また，その支払額のうち全払はいくらであるかと尋ねた■■■不開示部分④■■■

Ｚ６６補佐より，郵便貯金に関し，韓国では何らの制限もなく，現在ももとの通帳で受払いが行われているか，またその換算レートはどうかと尋ねたのに対し（中略）

(6)　（中略）Ｚ６６補佐は，時点を９月１５日，３０日のどちらにするかと尋ねたところ，Ｚ６４代表は９月１５日としたいと述べた。（なお，保険，年金関係につき韓国側は別添(2)の資料を提

出した。その際韓国側の預入金総額は約１億５０００万円であると漏らした。）（中略）

(7)　次回では総額の差及び試算について双方の数値を交換し，（韓国側は試案の内容を別添(1)のとおり提出した）検討を行い，場合によっては意見の差はそのまま一般請求権小委員会に報告しても良いとの意見もあり，（中略）

■■■不開示部分⑤■■■

ｄ　不開示部分⑥及び不開示部分⑦

不開示部分⑥及び不開示部分⑦は，昭和３６年１２月１３日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第４回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（なお，不開示部分⑦は，日本側が提出した別添１及び別添２の資料（郵便貯金関係資料）である。）。

記

２　議事要旨

(2)　Ｚ６５課長より，総額について韓国側数値に日本側がどの程度歩み寄れるか推定等の作業をしてみたが，途中で難しいため中止した。双方の計数が合わないのは日計表の不着等のためであり，■■■不開示部分⑥■■■計表類に関し，韓国側は取り寄せられないといわれるのではっきりしたことはいえない，ただ郵便為替残高に関しては，７６１８万円，日本側は■■■不開示部分⑥■■■であり，この開きが非常に大きい，大体貯金と為替は性格が違い，為替は送金であるから，理屈からいってあまり残らないはずであり，韓国側のいうごとく，７０００万円もあるということは常識として考えられない旨述べたところ，Ｚ６７課長は，今資料を持っていないが，昭和１８年１１月の精算月表における為替

残高から見てそうおかしくないだろうと答えた。そこで，日韓双方より，郵便為替に関し，次のごとき数字の照会が行われた。

■■■不開示部分⑥■■■

Ｚ６４代表は，韓国側の総額そのものは正しいと思うが，データをできるだけ日本側に示し，納得してもらえるように努める，為替に関しては韓国人分より，日本人分の方が多いということは比率のときに考えよう，ただ強調したいのは逓信事業が終戦後も継続しており，逓信部が精算したものであるから一応信用していただきたい，７０００万円でないにしても，日本側のいわれるごとく■■■不開示部分⑥■■■でないことも確かであろうと述べたので，Ｚ６５課長より，信頼したいが，内部的会計法規があるので，もっとしっかりした証憑が必要であると述べた。

（中略）

(4)　Ｚ６４代表より，日本側資料２（１１月３０日の第２回会合にて提出）の■■■不開示部分⑥■■■は，口座数の意味であるか，また郵便振替貯金の口数の性格いかんと尋ねたので，郵政省側より，郵便貯金の口数とは口座数であり，振替貯金の口数とは加入者が口座より脱退した件数であると答えた。（中略）

(6)　Ｚ６５課長より，前回の韓国側の要望に応じ，別添１の郵便貯金払済高調書を手交したのに対し，Ｚ６４代表より，日本側は日本人引揚者に１０月１日以降支払った■■■不開示部分⑥■■■の通帳は保管していないといったが，支払を証明した何があるかと尋ねたので，Ｚ６５課長より，通帳は１年，払戻受領書は３年の保有期間であり，最近では朝鮮記号のものがあまりないので，古いところはないが記号番号は分かると答えた。

ここで，Ｚ６４代表より，日本側資料により計算してみると，

■■■不開示部分⑥■■■

（中略）

(9)　次に朝鮮簡易生命保険及び郵便年金の日・韓人の区別問題に移り（中略）Ｚ６６補佐より，責任準備金の日・韓人の比率はどうかと質したのに対し，Ｚ６４代表は分からないと答えた。■■■不開示部分■■■

(10)　（中略）

■■■不開示部分⑦■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１６の文書の不開示部分は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

対日請求要綱２項(1)につき，韓国側が提示した１４億円という金額の算出根拠が「決算表」によることに関して日本政府高官が説明した内容及び逓信局関係の事実確認作業の具体的方策等

(ｲ)　不開示部分②

日本側の保険関係の資料に関する郵政省貯金局第２業務課長及び韓国銀行参事の具体的見解

(ｳ)　不開示部分③

日本側が韓国側に提出した別添(1)の資料（郵便貯金関係資料）であって，具体的には，預金口座数及び預金残高の金額等であり，（別紙７）の第１の２(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

(ｴ)　不開示部分④

日本の郵便貯金について，日本側が韓国側に第２回会合で提出した郵便貯金関係資料に基づいて討議された預金預払総額，月別支払金額，支払総額等の具体的金額

(ｵ)　不開示部分⑤

日本側が韓国側に提出した郵便貯金関係資料であって，具体的には，預金口座数及び預金残高の金額等であり，（別紙７）の第１の２(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

(ｶ)　不開示部分⑥

日韓両政府間で討議された日本側数値及び韓国側数値に係る具体的金額等

(ｷ)　不開示部分⑦

日本側が韓国側に提出した別添１及び別添２の資料（郵便貯金関係資料）であって，具体的には，預金口座数，預金残高の金額及び郵便貯金等に関する請求権の計算方法等であり，（別紙７）の第１の２(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④及び不開示部分⑥

不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④及び不開示部分⑥に記録されている情報は，いずれも日韓両政府間の会合で発言された請求権問題に関する日本側の具体的見解又は日本側の具体的査定額等であり，日本側の発言を記録した韓国側開示文書で既に公にされている可能性はある（なお，当該情報に係る金額等が，後記(ｲ)の不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦に係る日本側提出資料と同一のものである可能性もある。）が，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる

余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ)　不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦

不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦に記録されている情報は，日本側が韓国側に提出した文書に記録されているもので韓国側開示文書で既に公にされていると推認することができるもの（なお，別紙７で認定した金額と同一のものを含む可能性も高い。）であるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　小括

したがって，通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができ

たとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１１６の文書の不開示部分に記録されて

いる情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦

(2)　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④及び不開示部分⑥

（別紙５）通し番号１－１１７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１７の文書（文書１２２４）は，外務省が作成した昭和３７年２月１３日から同月２７日までに開催された「一般請求権徴用者関係等専門委員会会合」第１回から第４回までの記録であり，日韓国交正常化交渉に関する問題について，日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，恩給等に関する請求権の計算方法，我が国の見解等が具体的に記録されている。

①　３ページ（－３－）１１行目（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ１３行目から４ページ（－４－）下から５行目まで（以下「不開示部分②」という。）

③　４ページ下から６行目から７行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④　５ページ（－５－）３行目，６行目，９行目（以下「不開示部分④」という。）

⑤　５ページ下から２行目から６ページ（－６－）１行目まで（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　６ページ１２行目から下から２行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　７ページ（－７－）３行目，９行目から１２行目まで（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　１１ページ（－１０－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　１３ページから１６ページまで（－１１－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　１９ページ（－１４－）１５行目から１６行目まで，１７行目から１８行目まで（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　１９ページ最終行から２０ページ（－１５－）１行目まで，３行目，４行目（以下「不開示部分⑪」という。）

⑫　２９ページ（－２４－）（以下「不開示部分⑫」という。）

⑬　４１ページ（－３５－）３行目から最終行まで（以下「不開示部分⑬」という。）

⑭　４５ページ（－３９－）１２行目から最終行まで（以下「不開示部分⑭」という。）

⑮　５０ページ（－４４－）１２行目まで（以下「不開示部分⑮」という。）

⑯　５１ページ（－４５－）下から６行目から３行目まで（以下「不開示部分⑯」という。）

⑰　５５ページ（－４９－）４行目から７行目まで（以下「不開示部分⑰」という。）

⑱　５７ページ（－５１－）３行目３文字分（以下「不開示部分⑱」という。）

⑲　５９ページ（－５３－）５行目３文字分，１１行目５文字分（以下「不開示部分⑲」という。）

（乙Ａ２６４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２６４）。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは，昭和３７年２月１３日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第１回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　議事要旨

(1)　まずＺ４１参事官より，朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の

資料（別添１）を提出し，先に提出された韓国側の数字（別添２）と相当食い違いのあることを指摘し，厚生省からの説明を求めた。

そこで，厚生省Ｚ６８課長より，韓国側に対し，韓国側提出の数字のうち陸海軍の区別がわかるかと質したが，韓国側よりわからないと答えたので，日本側提出のうち，陸軍関係■■■不開示部分①■■■の数字を次のとおり説明した。

■■■不開示部分②■■■

ついで，厚生省Ｚ６９課長より海軍関係■■■不開示部分③■■■について説明があり，これら軍人軍属の身上台帳は，内地は所管官署がもっており，戦地では派遣台帳をもっていた。朝鮮分については鎮海海兵団に兵籍簿が保管されていた。それらの台帳を整理綜合した数字が，■■■不開示部分④■■■であると述べた。

これに対し，Ｚ６４委員より負傷者数は復員者数の中に含まれているか，また，日本側の■■■不開示部分④■■■と韓国側の３６万とでは大きく違っているが，陸軍には１８万６千人くらいいたのではないか，海軍は韓国側の推定数と■■■不開示部分④■■■違うと質したので，Ｚ６８課長より負傷者は復員者中に含まれている。また，陸軍１８万６千といわれるのは，終戦当時の調査の結果，部隊からの報告で約８万，留守宅からの報告で約１０万という数が出たが，これを合わせたものではないか，これは当然ダブっているものであると答えた。

また，Ｚ６４委員より，軍人軍属の動員されていった地域別の数字がわかるかとの問に対し，日本側は軍人軍属併せて終戦当時■■■不開示部分⑤■■■程度いたと答えた。

これに対し（中略）

Ｚ６８課長より，別の見地から，朝鮮には昭和１３年より特別志願兵制度が実施され，■■■不開示部分⑥■■■韓国側の提出した数字はこの意味でも多すぎることを指摘した。

(2)　恩給制度については，数字の説明に入る前にＺ６４委員が，前回の委員会で日本側が軍人恩給については■■■不開示部分⑦■■■考えられないと言われたがよくわからないと発言したので，Ｚ４１参事官より趣旨を敷衍説明した。ついで，総理府恩給局Ｚ７０審議課長より，日本側が提出の数字（別添３）を読み上げ，人員については厚生省の観測死亡年表を勘案し，金額については■■■不開示部分⑦■■■なお，平和条約発効時までは，本邦に在住していて支払可能な人には支払っており，その金額は２９４万５２９８円であるが，人数は今日はわからない旨説明した。

（以下略）

■■■不開示部分⑧■■■

別添２

■■■不開示部分⑨■■■

b　不開示部分⑩から不開示部分⑫まで

不開示部分⑩から不開示部分⑫までは，昭和３７年２月２１日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第２回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　議事要旨

(1)　まず，Ｚ４１参事官より，軍人軍属に関して前回の会合で韓国側が指摘した資料に対する日本側の検討の結果を発表してもらうと発言があり，厚生省Ｚ６８課長より次のとおり説明した。

「（中略）すなわち，終戦当時，陸軍関係では軍人軍属合わせて内地に約■■■不開示部分⑩■■■がいたが，これらの単なる事務処理のための参考資料として，兵籍，留守宅別に■■■不開示部分⑩■■■の名簿をもっていた。法務省はこの両者の数字は，すなわち■■■不開示部分⑪■■■の数を在内地陸軍軍人軍属として出したのである。海軍関係については■■■不開示部分⑪■■■という数字は正しく，陸海軍合わせて在内地の朝鮮人軍人軍属数は■■■不開示部分⑪■■■というのが真実である。

（中略）

(2)　次いで要綱Ⅳ閉鎖機関及び在外会社関係に移り，Ｚ７１課長よりさきに韓国側から提出のあった韓国側質問事項（別添２）に対する回答（別添３）を提出し，次のとおり説明した。

（中略）

(6)　次いで恩給関係に入り韓国側より別添５のとおり要求数値の提出があり，次のとおり説明があった。すなわち，既裁定分については恩給業務を取り扱っていた郵便局窓口を通じ，恩給金庫の調査とも照合し，得た数値であり，（中略）恩給受給権は生じているが書類の未提出のものも含んでいる。■■■不開示部分⑫■■■これに対し日本側より韓国側の数値には恩給法上の国庫支弁，地方費支弁及び道令，府令による恩給も含んでいるかと質したところ，韓国側より恩給法上の地方費支弁は含まれているが，道令，府令によるものは含まれないと思うが，なお調べてお答えしたい。国庫支弁，地方費支弁の別については既裁定分はわかりかねるが，未裁定分についてはわかるはずである。未裁定の裁定者別で言えば，恩給局長，総督府裁定１対道知事裁定６程度の割合であると述べ，必ずしも要領を得ないのでＺ７０課長より，日本側として

は日韓間の数値の違いが推定の差異によるものか，もしくは対象の違いによるものか承知したいわけであると述べたところ，韓国側より恩給関係については本日の発言を訂正することがあるかもしれない，よく検討してみると述べた。

（以下略）

c　不開示部分⑬及び不開示部分⑭

不開示部分⑬及び不開示部分⑭は，昭和３７年２月２３日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第３回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　議事要旨

(1)　まず日本側より別添資料「集団移入朝鮮人労務者数」を提供し，労働省より次のとおり説明した。

(ｲ)　（中略）

(ﾛ)　集団移入当時の名簿は各事業所で保管しており，移入，転入，帰鮮，逃亡，死亡，負傷，現在数なども各職場で整備されていた。これに対し，年３回各府県を通じて中央で集計され，最後の集計は昭和２０年３月で，その後は終戦時現在数が把握された。したがって，当時中央では集計統計があるだけで，厚生省には個人別名簿は保管されていない。ただし，昭和２１年６月に総司令部の命令で各府県を通じて集めた名簿１７府県分だけはある。その他の道府県については現在調査中である。またその集計とは別に内務省警保局で調査した集計がある。

■■■不開示部分⑬■■■

(2)　更に日本側より韓国側の質問に答え次のような補足説明を行った。

（中略）

(3)(ｲ)　Ｚ４１参事官より，前回会合で韓国側より提出された年金請求明細の積算基礎について質したのに対し，韓国側はこの次に準備して答えると述べた。

(ﾛ)　（中略）

(ﾊ)　韓国側より未収金の重複について質したのに対し，■■■不開示部分⑭■■■

(ﾎ)　（中略）

ｄ　不開示部分⑮から不開示部分⑲まで

不開示部分⑮から不開示部分⑲までは，昭和３７年２月２７日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第４回会合」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　議事要旨

(1)　（中略）

(2)　Ｚ７１課長より，「清算（整理）結了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」（別添１）を提出し，次のように説明した。

(ｲ)　■■■不開示部分⑮■■■

(ﾛ)・(ﾊ)　（中略）

(ﾆ)　本一覧表に掲記してある閉鎖機関及び在外会社のうちには，新会社を設立して清算又は整理を結了した法人も含まれており，さらにこれらの清算又は整理を結了した法人のうちには朝鮮人の株主がいない法人も含まれている。■■■不開示部分⑯■■■

(3)・(4)　（略）

(5)　Ｚ６６事務官より，要綱５．の生命保険の支払準備金に関し，

その残高で個人個人の別は失ったとのことであるが，各社別の残高尻が分かれば，知らせてほしいと述べたころ，Ｚ６４委員より，この問題は要綱６．とともに討議すると言われたはずであると答えたので，更に，Ｚ６６事務官より，韓国側では４３８百万円といわれたが，■■■不開示部分⑰■■■要綱６．で一括して討議することにすればどちらでもいいことであるが，ただ双方の数字がちがうということだけお知らせしておきたいと述べた。

(6)　（中略）

(7)　（中略）

次にＺ６４委員より，日本側の資料には傷病者数が出ていないがどうしたのかと質したので，厚生省側より，朝鮮人としては数値が出ていない，ただし，第二次大戦中，陸軍の動員数７００万，そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は１６万人である，これは死亡者は別である。なお，海軍関係では朝鮮関係として集めた名簿であり，その傷病者数の合計は■■■不開示部分⑱■■■（軍人のみ）となっている。実際問題として朝鮮人は戦地に出ていないので，その傷病率は低かったと答えた。

（中略）

(8)　（中略）

(9)　厚生省側より，先ほど説明した海軍関係傷病者■■■不開示部分⑲■■■は公務に基因しない傷病者も含まれていると述べたところ，Ｚ６１主査より，例を挙げるとどんなものがあるかと質したので，厚生省側より，内地における胃腸病，脳溢血等である旨答えた。

(10)　更に，Ｚ６４委員より，軍人，軍属の数の問題で日本側資料では死亡■■■不開示部分⑲■■■となっているが，死亡者関係の

恩給は資料のどこに含まれているかと尋ねたので，Ｚ７０課長より，平和条約発効まで軍人，軍属に対する手当はできないことになっているから，今まで出した資料には出ていない，朝鮮人軍人，軍属に対する普通恩給は昭和２１年１月分までの４，５か月分，増加恩給は昭和２７年４月の平和条約発効までの分は支払われることになっている。傷病者に対する増加恩給は，日本側で出した資料の中に含まれているが，未裁定分は分からないので計算されていない。なお，国内的には，日本人の軍人恩給は，昭和２８年４月以降，援護法関係では昭和２７年４月以降支払っており，負傷者に対してもそのレートが高くなっている旨説明した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５７の文書の一部開示部分には，不開示部分⑦に相当する部分として，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３７６［－８２－の左葉］）。

記

人員については厚生省の簡易生命年表を勘案し，金額については，昭和２３年に支給額２６倍に増額され，２７年まで在職公務員のベースアップ率に応じて増額されたものを織り込み済みである。なお，平和条約発効時までは，（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ｲ)　不開示部分②

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値等についての日本側の具体的な説明内容であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ｳ)　不開示部分③

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある海軍関係の数値であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ｴ)　不開示部分④

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある軍人軍属の合計数であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ｵ)　不開示部分⑤

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある軍人軍属の合計数であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ｶ)　不開示部分⑥

朝鮮関係軍人軍属数に関する韓国側の資料にある数値に対する疑問の根拠についての具体的説明

(ｷ)　不開示部分⑦

前回の会合における日本側の朝鮮人への軍人恩給の支給に関する発言内容及び日本側の資料の金額についての具体的説明であって，通し番号１－１１７の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言と同一又は同様のもの

(ｸ)　不開示部分⑧

日本側が韓国側に提出した別添１の文書であって朝鮮関係軍人軍属数

に関するものであり，（別紙７）の第１の５(4)の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する表と同一又は類似のもの

(ｹ)　不開示部分⑨

日本側が韓国側に提出した別添３の文書であって朝鮮関係の恩給に係る数字等に関するもの

(ｺ)　不開示部分⑩

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値又は当時軍人軍属に関して有していた名簿の具体的内容

(ｻ)　不開示部分⑪

海軍関係のみ又は陸軍関係及び海軍関係を合わせた朝鮮関係軍人軍属数

(ｼ)　不開示部分⑫

恩給に関する韓国側の発言であって日本側の数値等又は見解の指摘を含むもの

(ｽ)　不開示部分⑬

（別紙７）の第１の５(4)の「移入朝鮮人労務者数（昭和２０年３月末）」と題する集計表と同一のもの

(ｾ)　不開示部分⑭

未収金の重複に関する日本側の具体的回答であって，（別紙７）の第１の５(3)で認定した内容と同旨のもの

(ｿ)　不開示部分⑮

日本側が韓国側に提出した「清算（整理）結了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」に関する日本側の具体的説明

(ﾀ)　不開示部分⑯

日本側が韓国側に提出した「清算（整理）結了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」に関する日本側の具体的説明

(ﾁ)　不開示部分⑰

要綱５．の生命保険の支払準備金に関する日本側の具体的指摘

(ﾂ)　不開示部分⑱

日本側が説明した朝鮮関係軍人軍属の負傷者数に関する数値であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ﾃ)　不開示部分⑲

朝鮮関係軍人軍属のうち海軍関係傷病者数又は日本側の資料にある死亡者数であって，（別紙７）の第１の５(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分⑤まで，不開示部分⑦，不開示部分⑧，不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑱及び不開示部分⑲

不開示部分①から不開示部分⑤まで，不開示部分⑦，不開示部分⑧，不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑱及び不開示部分⑲に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分⑥，不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰

不開示部分⑥，不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰に記録されている情報は，いずれも日韓両政府間の会合で発言された請求権問題に関する日本側の具体的見解又は日本側の具体的査定額等であり，日本側の発言を記録した韓国側開示文書で既に公にされている可能性はある（なお，当該情報に係る金額等が，後記(ｳ)の不開示部分⑨に係る日本側提出資料と同一のものである可能性もある。）が，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ)　不開示部分⑨，不開示部分⑮及び不開示部分⑯

不開示部分⑨，不開示部分⑮及び不開示部分⑯に記録されている情報は，日本側が韓国側に提出した文書に記録されているもので韓国側開示文書で既に公にされていると推認することができるものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，

直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　小括

したがって，通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認

められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１１７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1) ａ　不開示部分①から不開示部分⑤まで，不開示部分⑦，不開示部分⑧，不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑱及び不開示部分⑲

ｂ　不開示部分⑨，不開示部分⑮及び不開示部分⑯

(2)　不開示部分⑥，不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰

（別紙５）通し番号１－１１８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１１８の文書（文書１２３４）は，次の内部文書等によって構成されている。

(1)　外務省アジア局第二課が作成した「国会に於ける在外財産補償に関する政府答弁等」と題する文書

(2)　外務省アジア局が作成した昭和３３年２月１８日付け「日韓関係擬問擬答」と題する文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年２月２日付け「衆議院外務委員会の日韓会談に関する資料要求の件」と題する文書

(4)　大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について」と題する文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年３月２０日付け「旧在韓日本財産の総額に関する国会答弁の件」と題する文書

(6)　外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員（自民党）の質問に対する回答」と題する文書

(7)　「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料（案）」と題する文書

２　通し番号１－１１８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３０ページ（－３０－）５文字分，３１ページ（－３１－）１行目から２行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(4)の文書中にあり，前者は大蔵省が算出した朝鮮地域関係の私有財産額の具体的金額，後者は財産権の評価基準についての具体的な評価がそれぞれ記録されている。

② ３３ページ（－３３－）欄外上の約４行分，３５ページ（－３５－）５行目の５文字分，６行目の５文字分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(5)の文書中にあり，衆議院外務委員会における質問に対して想定した答弁案として具体的な金額が記録されている。

③ ４２ページ（－４２－）５行目から８行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記１(6)の文書中にあり，「在韓日本財産の総額はいくらか。」との質問に対する回答として具体的な金額が記録されている。

④ ４７ページ（－４７－）左から２行目，同ページ最終行から４８ページ（－４８－）２行目まで，４９ページ（－４９－）右から１行目から２行目，同ページ左から２行目から５０ページ（－４９－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び５１ページ（－５０－）左から３行目まで，５２ページ（－５１－），５４ページ（－５３－），５５ページ（－５４－），５６ページ（－５５－）（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも上記１(7)の文書中にあり，「終戦当時の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について」に対する回答として，いずれも個別の請求権の見積りが記録されている。

（乙Ａ２６５）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は国会答弁を予定して作成された資料であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２６５）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(4)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．１４衆　予　Ｚ５３議員（民社）

（問２）戦時中の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について

（本質問は外務大臣に対するものであるが，外務省の答弁に関連

して大蔵大臣に対する質問がされる可能性があると認められるので，その事態に備えて作成したものである。特に右記の（注１）については，大蔵大臣に対する質問となる可能性が大である。）

終戦前朝鮮にあった日本財産については，政府としては，一部国有財産を除き，確実な資料を保持していなかったし，また，韓国政府も北鮮政府も戦後一切公表していないので，これを算定することはできない事情にある。

（注１）（上記答弁に関連して）「在外財産等報告書によって朝鮮地域の私有財産が分かるはずであるが，これを公表されたか。」と質問された場合は，次のとおり答える。

大蔵省が在外財産等報告書によって算出した朝鮮地域関係の私有財産は約■■■不開示部分①■■■となっているが，算出の基礎となった在外財産等報告書は，①終戦直後の混乱期における報告であってその内容について審査を経たものではないこと，②証拠資料の添付が皆無に近いこと，③財産額の評価の基準がまちまちで■■■不開示部分①■■■であること等の理由で客観度又は信憑度の低いものと認められたので，このような在外財産等報告書を基礎として算出された上記私有財産額も客観性又は信憑性の点で疑問があると考える。

（注２）（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(5)の文書中にあり，乙Ａ２６５［－３３－］上部の不開示部分は，決裁者のコメントに相当する部分であり，同［－３５－］の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．３月１７日の衆議院外務委員会において，Ｚ７２議員（社）より，旧在韓日本財産がどのくらいであったかについて政府より資料を提出するよう要求があり，これに対して，Ｚ１７アジア局長よりそのような資料を提出し得るかどうか大蔵省当局とも相談の上，次回（３月２３日，２４日頃の見込み）の委員会で返事したいと答弁した。（その際，Ｚ７２議員は，次回には，大蔵省理財局長にも出席してもらうつもりであると付言していた。）

２．本件については，従来，省内（アジア局，条約局）大蔵省等の打合せにより「交渉中の問題に関連があるので答弁を差し控えたい」との態度をとることに，一応意見が一致していたものであるが，上記Ｚ７２議員の質問につき，改めて，北東アジア課長と大蔵省理財局外債課長との間で打合せを行ったところ，大蔵省側としては，

ｲ)　請求権小委員会における対韓交渉上日本側の立場を著しく不利にする。（韓国側は，レルヴァント・クローズとの関連において，その八項目請求の内容を適宜換算して，日本側の数字を遙かに上回る数字を挙げてくるようになることはほぼ確実である。）

ﾛ)　大蔵省の現在もっている数字■■■■■の大部分（■■■■■以上）は，法人財産を評価したものであり，その評価方法には種々の問題があるので，（個人財産は個人の申告を基礎としたもので，比較的正確だが，全体のうちでは，小部分を占めるにすぎない），このような数字を出せば，単に朝鮮の分に限らず，在外財産問題全体に重大な影響がある。

（以下略）

ｃ　不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）１(6)の文書中にあり，その前

後の記載は，下記のとおりである。

記

１，在韓日本財産の総額はいくらか。

在韓日本財産算定の基礎となるものとしては，１９４５年１２月６日付けの在朝鮮合衆国軍政府法令第３３号による在韓日本財産接収目録が最も適当と考え，かねてより，米国政府に対し，同資料提供方要請しているが，何分にも古い記録であるため，完備したものが得られない状況である。その他の資料としては，終戦後大蔵省において引揚者より提出させた在外財産の報告書があるが，これは個人の申告の金額自体にもおおざっぱな推定が加えられている上，全朝鮮に対する分であるため，韓国に関する分をどのように推定するかにも問題がある等，あまりにも推定の要素が大きすぎる。要するに，在韓日本財産の総額については，政府として引き続き鋭意検討中ではあるが，未だ正確な数字が出されていないというのが現在の状況である。

■■■不開示部分③■■■これは，当時決裂した日韓会談につき国民にその事情を分かりやすく説明するため，前記引揚者の申告を基にして全くの試算としてはじき出した一応の数字にすぎない。

d　不開示部分④

不開示部分④は，前提事実（各論）１(7)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（問）終戦当時の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮）日本財産について。

(1)　日本政府は在朝鮮日本財産の総額をいくらと評価しているか。

(2)　終戦後朝鮮から引き揚げた個人及び法人から在朝鮮私有財産に関する報告書が提出されているので，その内容を明らかにせよ。

(3)　在朝鮮日本財産については米国政府より資料の提示があったと承知しているが，その内容を明らかにせよ。

（答）(1)　終戦当時朝鮮にあった日本財産については，日本政府としては，一部国有財産を除き，確実な資料を所持していなかったし，また，韓国政府も北朝鮮当局も戦後一切公表していないので，遺憾ながらこれについて権威のある評価額を提示することはできない事情にある。このことは終戦当時の混乱状況を回顧すれば真にやむを得なかったところであり，この点については国民全体の十分なる理解を期待したい。

(2)　大蔵省の説明によれば，在外財産等報告書によって算出された朝鮮地域関係私有財産は■■■不開示部分④－１■■■で，そのうち個人財産は■■■不開示部分④－２■■■，法人財産は■■■不開示部分④－３■■■であったとのことである。しかし，同省によれば，右算出の基礎となった報告書は，

(ｲ)　終戦直後の混乱期における報告であってその内容についての審査を経たものではないこと。

(ﾛ)　証拠資料の添付が皆無に近いこと。

(ﾊ)　財産額の評価基準がまちまちで明らかに過大評価と認められる者があること。

等の理由で客観度又は信憑度の低いものと認められ，したがって，これを基礎として算出した上述の金額も客観性又は信憑性の点で疑問が多いとのことである。

また，国有財産については，大蔵省において■■■不開示部分④－４■■■という推定金額を算出しているが，これについても私有財産の場合に似た疑問があるとのことである。

なお，上述の在朝鮮日本財産の南北区分については一切不明と

のことである。

(3)　米国政府よりは，終戦直後連合国最高司令部が日本側関係当局より資料を提出せしめて集計した在朝鮮日本財産評価額として，次の数字の提示があった。

(ｲ)　国有財産は，総額■■■不開示部分④－５■■■

（以下１ページ不開示）

(ﾆ)　個人財産は，■■■不開示部分④－６■■■

以上(ｲ)ないし(ﾆ)を合計すれば，米側評価による在朝鮮日本財産は，■■■不開示部分④－７■■■また，各項目ごとの南北鮮比率の算定方法その他の詳細は，何分終戦当時の混乱期のことでもあり，今になっては必ずしも明確でないが，例えば，法人財産については大企業の場合は約１，５００の大企業の地理的分布等から南鮮に■■■不開示部分④－８■■■北鮮に約３分の２と算定し，他方，中小企業については，南鮮部分に圧倒的に多かったので，■■■不開示部分④－９■■■の比率が算定されたものと見られるとの補足説明があった。

なお，上述の米側提示の数字を当時の１ドル対１５円のレートに逆算して上記 (2)の日本側数字と比較すると，法人財産についてはほぼ一致しているのに反し，政府及び個人財産については日本側数字の方が多く，従って総額においても■■■不開示部分④－１０■■■余り多くなっている。これは，政府及び個人財産，特に個人財産について連合国最高司令部が日本側当局より資料を収集した後になって，新たに在外財産報告書を提出した者があることもその一因ではないかと推測される反面，いずれの数字についても，上述のとおり客観性ないし信憑性の点でかなりの疑問があるので，今になってこれらの数字の食い違いを詮索することは

余り意味がないと考える。

問１　■■■不開示部分④－１１■■■日本が韓国から受け取るべき額を■■■■■■（不開示部分④－１２）としているが，米国の試算■■■不開示部分④－１３■■■及び米韓協定により韓国に移譲された額■■■不開示部分④－１４■■■を１ドル１５円で換算しても相当の差異がある。どう思うか。

答　　１ドル１５円として，米国の推計額は■■■■■■（不開示部分④－１５），米国から韓国に移譲された額は■■■■（不開示部分④－１６）と換算されるが，米国の推計額は信憑性の少ない資料によったものであり，一方，米国から韓国に移譲されたものはその評価方法等について必ずしも明らかでないので，それをそのまま受け取ることはどうかと思われる。

問２　１９５３年１１月の「世界の動き」特集号にのった左記の数字の日本側の額はどのような根拠によったのか。

記

日本が韓国から受け取るべき額　■■■不開示部分④－１７■■■

日本が韓国に支払うべき額　　■■■不開示部分④－１７■■■

差引受取額　　■■■不開示部分④－１７■■■

答　日本が韓国から受け取るべき額の算定に当たっては，外務省が当時入手し得る資料，例えば朝鮮引揚同胞世話会の「在朝鮮日本人個人財産額調」，朝鮮からの引揚者の報告書をできるだけ幅広く参照して，強いて数字に表せばこの程度となろうという腰だめの数字を示したもので，個々の資料から積み上げて推計したといったものではない。

問３　連合国最高司令部の推計によると，在韓日本財産は■■■不開示部分④－１８■■■であるが，１９４８年９月の米韓協定で韓国

に移譲されたものは■■■不開示部分④－１９■■■であって大差があるが，どう説明するか。

答　連合国最高司令部は，日本側関係当局から朝鮮引揚者の在外財産報告書その他の資料を集めて推計したもののようであるが，南北鮮の比率の算定方法をはじめとして推計の方法が明確でない。また，引揚者の在外財産報告書は，評価基準が報告者によってまちまちであり，消極財産の記載がない等の理由から信頼度は低いものと考えられる。

他方，米国から韓国に移譲された日本財産とは，駐韓米軍が１９４５年１２月６日付けのいわゆる軍令３３号を公布して，同年８月９日現在の日本及びその国民の財産を同年９月２５日付けをもって接収したものである。この金額を見るに当たり，米軍が日本財産の管理を始めるまでに相当の期間が経過しており，その間に終戦直後の混乱期があったことを考慮せねばならないであろう。また，評価額の基準についても判然としない。

このような事情から，２つの数字が相当異なっているのはやむを得ないものと思われる。

(ｲ)　１９５３年１１月に外務省情報文化局が発行した「世界の動き」特集号は，一般に市販されている雑誌であるところ，これには要旨下記のとおり記載されている（甲１４４［１５ページ］）。

記

その他にも，帳簿尻の清算などを勘定に入れると日韓相互の請求権は次のようになる。

日本が韓国から受け取るべき額　約１４０億円

日本が韓国に支払うべき額　　約１２０億円

差引受取額　　約　２０億円

そこで，仮に韓国の主張のように，日本は韓国に対し請求すべきものは一銭もなく，請求権の問題というのは専ら韓国が日本から受け取る額の問題にすぎないということであれば，この人の計算に従えば，終戦当時の金で１２０億円を日本が韓国に支払わなければならないことになる。

在韓財産の一切合切をフイにした上に，更にこのような巨額を支払うということは，我が国民の決して納得しないところであろう。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

（別紙７）の第２のア(ｱ)で認定した金額及び「在外財産等報告書」の性格に関する見解と同一又は同趣旨のもの

(ｲ)　不開示部分②

（別紙７）の第２のア(ｱ)で認定した金額と同一又は同程度のもの

(ｳ)　不開示部分③

「在韓日本財産の総額はいくらか。」との質問に対する回答として具体的な金額

(ｴ)　不開示部分④

ａ　不開示部分④－１から不開示部分④－７，不開示部分④－１０

（別紙７）の第２で認定した金額と同一又は同程度のもの（なお，不開示部分④－１０の金額は，その一部開示部分の内容に鑑みれば，上記のその余の不開示部分の内容から容易に推測することができる。）

ｂ　不開示部分④－８及び不開示部分④－９

米国評価による在朝鮮日本財産の南北鮮の比率

ｃ　不開示部分④－１１から不開示部分④－１６，不開示部分④－１８及び不開示部分④－１９

請求権に関する日本側試算と米国試算の各金額等

ｄ　不開示部分④－１７

一般に市販されている書籍で公にされている上記ア(ｲ)で認定した数額と同一のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④－１から不開示部分④－７まで及び不開示部分④－１０

不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④－１から不開示部分④－７及び不開示部分④－１０までに記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分④－８及び不開示部分④－９

不開示部分④－８及び不開示部分④－９に記録されている情報は，米国評価に係るものにすぎないし，しかも，そのうちの一部は当該文書の一部開示部分から容易に推測することができるものであるから，仮にこ

れが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分④－１７

不開示部分④－１７に記録されている情報は，一般に市販されている書籍で公にされているものであるから，上記(ｱ)と同様の理由により，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｴ)　不開示部分③，不開示部分④－１１から不開示部分④－１６，不開示部分④－１８及び不開示部分④－１９

不開示部分③，不開示部分④－１１から不開示部分④－１６，不開示部分④－１８及び不開示部分④－１９に記録されている情報は，いずれも在朝鮮日本財産に関する日本側試算額又は米国側試算額等であり，（別紙７）の第２で認定した金額と同一のものを含んでいる可能性はあるが，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推

測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

したがって，通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，上記ウ(ｱ)及び(ｳ)に掲げたものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不

開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１１８の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分④－１から不開示部分④－７まで及び不開示部分④－１０

イ　不開示部分④－８及び不開示部分④－９

ウ　不開示部分④－１７

(2)　不開示部分③，不開示部分④－１１から不開示部分④－１６，不開示部分④－１８及び不開示部分④－１９

（別紙５）通し番号１－１１９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１１９の文書（文書１２４８）は，外務省アジア局Ｚ２４１局長が作成した昭和３０年１月２１日付け「日韓関係の打開について」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解，個別の請求権問題についての提案等が具体的に記録されている。

①　５ページ（－５－）の約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　８ページ（－８－）の約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１０ページ（－１０－）から１２ページまで（－１０－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ５７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１１９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ５７）。

記

二，いわゆる「請求権問題」

（中略）韓国政府としては右没収日本財産に対する権利を明確にする目的をもって対日平和条約草案に前記(ｂ)項の規定を挿入せしめたものである。右に対し日本側は，第１回会談の際より，同項において日本が承認したのは国際法上適法な処分のみであり，戦時国際法特にヘーグ陸戦法規によれば占領軍は敵国私有財産を最終的かつ包括的に没収し得ず，したがって，前記在韓米軍の布告も最終的に日本財産を没収した趣旨とは解釈できず管理者としての処分にすぎず，原権利者に請求権が残っているものと考えられる旨を主張した。

右日本側立論は，韓国側に衝撃を与え，昭和２７年３月韓国は米国

政府に対し本項の解釈に関する同政府の見解を照合した。右に関し米国務省は同年５月文書をもって「４条(ｂ)項により日本は在韓財産に対する有ゆる（ママ）権利を喪失したものと考える。ただし，右財産処分の事実は４条(ａ)項に規定する特別取極を考慮する際に関連性を有するものと考える（中略）」旨を回答し，同時に同趣旨を日本政府にも参考として通報してきた。

右は韓国側の所論に強みを与えたものであったが，日本側は■■■不開示部分①■■■その後においても従来の法理論を変えず，ただ問題をこじらさぬために法理論にこだわらず個々の財産権につき討議を開始し現実的解決を計るべき旨を主張したが，韓国側はあくまでも原則論を取り上げ，ついに会談決裂となった。

三，会談決裂後の経緯

昭和２８年１０月２１日第３回日韓会談の決裂後も日本側は米国の仲介により会談再開を企図し，米国政府も終始協力し各種のフォーミュラ（会談再開劈頭の日本代表検討中においてＺ２２１発言に言及し右は日本政府の意図にあらずとして間接的に遺憾の意を表すもの）を作成し韓国側に示したが，韓国側の同意を得るに至らなかった。さらに，昭和２９年春に至り，華府においてＺ２３９大使とＺ２３５韓国大使との間に非公式話合いが行われ「Ｚ２２１発言は日本政府の公式意見を反映するものでなく従って撤回（retract）された。日本政府はサンフランシスコ平和条約の規定を遵守する。」旨の声明を日本側がまず発出し，右に引き続いて会談を再開する方式が両大使間で一応合意された。日本政府は日韓双方の請求権問題に関する従来の法理論的立場を「インシスト」することなく実際的解決を計ることとし，■■■不開示部分②■■■諒解を附して本方式に賛成したが，韓国政府はこれに同意せず，仲に入った米国政府より「右の了解事項は韓国側

に反対あるからこれをドロップして声明のみを発出して会談を開き，その会談において米国は仲介者を出席せしめ，日本側の希望せるラインにまとめるよう努力せしめることとしてはどうか」とのサゼスチョンあり，日本側はこれに同意したが，右ラインによるも韓国側の同意を得ることができず話は立ち消えとなった。

（中略）

四，今後の方針

以上の経緯で明らかなごとく日韓会談が決裂し，更にこれが１年余にわたって未だに再開しない直接の原因は請求権問題に対する法理的解釈の相違に集約されている。韓国側が事あるごとに日本は韓国全財産の８割５分の返還を要求していると宣伝するのもここに起因している。■■■不開示部分③■■■

五　竹島問題の処理

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３７７［４－３９～４－４４］）

(b) 昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による

意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されておる実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやり

とりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せておき，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

ｃ　通し番号１－２５９の文書の一部開示部分には，通し番号１－１１９の文書の「今後の方針」部分が誤記等の一部訂正の上で引用されているところ（乙Ａ３７７［４－１３６ページ以下］），その内容は，

不開示部分③に相当する部分であり，要旨下記のとおりである（乙Ａ３７７）。

記

以上の経緯で明らかなごとく日韓会談が決裂し，更にこれが１年余りにわたっていまだに再開しない直接の原因は，請求権問題に対する法理的解釈の相違に集約されている。韓国側がことあるごとに，「日本は韓国全財産の８割５分の返還を要求している」と宣伝するのもここに起因している。請求権問題に対する日本の法理的主張は，元来，第１回会談に当たって先方の過当な主張を相殺中和せしめる戦術上採用されたものであるが，今日この主張は，韓国側のみならず日本のもっとも良き理解者，あっせん者である米国政府をも納得せしめ得ず，いたずらに韓国側の悪宣伝に好餌を与えている。既に韓国側で処分済みの旧日本財産が返還される見通しは全くないのであるから，この法理論も，実益はなく，かえって日本の真意を疑わしめ，日韓会談再開の支障となっているのであるから，日本としても，潔く従来の解釈を改めることが適当である。すなわち，適当の機会に外務大臣の談話として，

「日韓会談を再開して両国の諸懸案を解決し両国永遠の和親関係を樹立することを衷心より希望する。いわゆるＺ２２１発言は，政府の意図を反映するものでなく，したがって撤回する。日本はサンフランシスコ条約の規定を忠実に遵守するものであり，日本財産につき在韓米国軍当局のとった措置を承認する。」

との趣旨を発表し，ただちに日韓会談を再開する，ただしその会談の形式は，従来のごとき四角ばったものとせず，少数による非公式会談により問題の打開を計り，話が大体まとまったところで正式会談を開くことがよい。双方多数が出席する会議では，結局思い切っ

た発言はできず，話は一向に進捗しないこと，従来の例で試験済みである。このような形で会談を再開した場合に，はたして話が片付くやはもとより保証できないが，先方も決して無理はいわない積もりであるといっており，ある程度，成功の可能性もあるのではないかと思われる。また，先方が無理をいった場合には，これを広く国際世論に問うことによって，日本の立場を有利にすることができるのであって，今のように国際的に納得せしめることの困難な議論で頑張っているのよりは，よほど有利である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

請求権問題に関する法理論上の日本側立論に関し，昭和２７年５月に平和条約４条に関する米国政府の見解が示されたことを受けた具体的評価等

(ｲ)　不開示部分②

昭和２８年１０月以降の日韓会談再開に向けての交渉の際に示された日韓会談再開の方式に日本側が賛成するに当たって付した了解の具体的内容（上記ア(ｲ)ａ(b)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－２５９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言とほぼ同一のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断

することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，請求権問題に関する法理上の日本側立論に関する具体的評価ではあるが，これに引き続く部分では上記米国政府の見解が明らかになった後も日本側が従来の法理論を変えなかったことが明らかにされる一方で，不開示部分③では上記ア(ｲ)のとおり当該立論を撤回すべき旨の見解も明らかにされていることに照らすと，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

前記ア及びイで認定した諸点を総合すれば，不開示部分②に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書

が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２５９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，不開示部分③に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとし

ても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１１９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１２０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２０の文書（文書１２５７）は，外務省が作成した昭和３０年２月２４日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，我が国の見解等が具体的に記録されている。

①　５ページから７ページまで（－４－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　８ページ（－５－）

（乙Ａ１１８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ１１８）。

記

三　要領

前記事情に鑑み，韓国側と非公式に国籍処遇，財産請求権，漁業及び船舶の４問題の大綱につき話し合いを行うとともに，かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－９３の文書の一部開示部分には，通し番号１－１２０の文書の「三　要領」部分が引用されており（乙Ａ２４８［－４－以下］），その内容は，別紙５（通し番号１－９３）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであるところ，このうち上記不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ２４８参照）。

記

右のため財産請求権問題については，左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年当時，韓国側と非公式交渉を行うに当たり，外務省が検討した請求権問題に関する我が国の対処方針等の具体的内容であり，通し番号１－９３の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言を含むものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記ア(イ)で認定した文言に相当する部分については，他の行政文書（通し番号１－９３の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，その余の部分は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の具体的対処方針等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠

がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げる部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通

し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２０の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　下記の文言に相当する部分（ただし，下記の不開示部分に相当する部分は除く。）

記

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

(2)　上記(1)に掲げた部分以外のもの

（別紙５）通し番号１－１２１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２１の文書（文書１２５９）は，外務省アジア局が作成した昭和３０年７月２０日付け「在韓日本財産の放棄とＺ２２１発言の撤回について －日韓会談再開の二条件の問題点－」と題する内部文書であり，韓国側から提示された日韓会談再開の２条件である「在韓日本財産に対する請求権を放棄せよとの要求」及び「Ｚ２２１発言の撤回要求」について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の建設的な提案を金額等の数値も挙げて個別具体的に検討した内容，経過，見積り等が記録されている。

①　８ページ（－８－）左から５行目から３行目まで（以下「不開示部分①」という。）

②　１０ページ（－１０－）右から４行目から７行目まで（以下「不開示部分②」という。）

③　１０ページ左から２行目から１３ページまで（－１０－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２６６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２６６）によれば，通し番号１－１２１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　財産，請求権問題

（中略）

(五)　わが方の請求権の主張は，前記ごとく国有財産や公有財産についてでないことは明らかであり，さらに，朝鮮動乱等の不可抗力で滅失した財産についてまでその返還や補償を要求しているわけでないことも明らかにしたものであるが，韓国側はその後いかなる根拠に基づくものか，日本が韓国の全財産の８５％を要求したというよう

な宣伝をこととし，これを日本の韓国再侵略の意図の現れであると繰り返し論難するに至った。

■■■不開示部分①■■■

(六)　日韓間の財産請求権問題に関する米国国務省の見解は（中略）

(七)　本問題につき法律論的見解を戦わせる限り，それは直ちに３６年間の日本の朝鮮統治の功罪論に結びつき，円満な解決を容易に期待し難いのみならず，その都度会談を破局に導くおそれがある。■■■不開示部分②■■■

(八)　昭和２８年１０月の日韓会談の際，日本側から互譲の精神によって会談の円満妥結を図る趣旨をもって，非公式見解として請求権の相互放棄を提案したことがあるが，韓国側の容れるところとならなかった。■■■不開示部分③■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関する韓国側の要求に対し，日本政府部内で検討された日本側の建設的な提案の具体的内容（金額等の数値を含むもの）であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針等の具体的内容であり，本件全証拠によっても，本件全証拠によっても，本件各文書の一部開示部分により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされたものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえ

ないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１２２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２２の文書（文書１２６０）は，外務省が作成した昭和３０年９月１５日付け「日韓関係その後の状況」と題する内部文書であり，政府高官が日韓会談再開のために韓国側代表者との間で非公式で数次にわたり実施された会談等の経緯及び討議された具体的な問題について検討内容等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，３ページ（－３－）の約２行分であり，財産・請求権問題についての解決指針等や個別の請求権問題についての提案が具体的に記録されている。

（乙Ａ２６７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２６７）。

記

日韓会談再開に対する日本の努力

日本政府は，１９５３年１０月日韓会談が決裂して以来，米国政府のあっせんを得て，その再開のために絶えず努力してきた。

しかしながら，韓国政府は日本側が事前に在韓財産に対する請求権の放棄を声明するよう固執し続けたため，米国のあっせんは結実するに至らなかった。

昨年鳩山内閣の成立後韓国政府の対日態度は一時緩和したかに見受けられ，本年１月末以来東京においてＺ２２４大使と韓国代表部Ｚ２２５公使との間に日韓会談再開のための非公式な話合いが数次にわたり行われある程度の進捗を示した。

ところが，２月２５日北鮮政府南日外相より，経済，文化の交流を呼びかける対日声明が発表され，日本側でこれに応ずる用意があるやの報道が一部に行われたため，かねて我が国の対ソ交渉ないし対中共通商関係に神経をとがらせていた韓国政府は，これにいたく刺激され，日本が万一韓国の当面の敵たる北鮮と何らかの関係を結ぶにおいては，現在の

日韓関係すら断絶するとまで言明し，いわゆる日本の容共政策を粉砕するという国民運動まで展開されるに及び，会談再開の機運はまたもや遠のいてしまった。

（中略）

しかしながら，日本政府としては，いわゆる「Ｚ２２１発言」については，つとにこれを取り消す用意があることを明らかにしており，■■■不開示部分■■■との意向を表明してきている。日本側が韓国の全財産の８５％にクレイムをつけているというがごときは，全くの宣伝に出たことか誤解に基づくことである。（中略）

韓国政府がそれにもかかわらず今回のような強硬措置に出たことは，日本政府の全く理解し得ないところである。日本政府は既に韓国政府に対し，その理由，目的及び内容に関し公式に説明を求めているが，いずれにせよ非建設的な報復措置の応酬というがごとき不幸な事態を回避するために極力努力し，今後とも前記の基本方針に沿って当面する案件１つ１つ円満に解決し，もって両国関係が正常化されるような空気を醸成して行く考えであることに変わりない。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－９３の文書の一部開示部分には，通し番号１－１２０の文書（昭和３０年２月２４日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書）の「三　要領」部分が引用されており（乙Ａ２４８［－４－以下］），その内容は，別紙５（通し番号１－９３）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであるところ，このうち上記不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ２４８参照）。

記

右のため財産請求権問題については，左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

b　通し番号１－２５９の文書の一部開示部分には，昭和２８年１０月の第三次日韓会談決裂後の経緯が具体的に記録されているところ（乙Ａ３７７［４－１以下］），この中では，日本側が，米国のあっせんにより，請求権の相互放棄を提案する旨の声明案や（日韓両政府が互譲の精神に従い請求権移管する従来の法理論的見解に固執しないという了解を付した上で財産権問題に関する）平和条約の規定を遵守することを宣言する旨の声明に同意する意向を表明していたこと等が指摘されている（乙Ａ３７７［４－３９ページ以下］参照）。

また，当該文書の一部開示部分には，相互釈放・日韓会談再開交渉に関して，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３７７［４－１７６ページ以下］参照）。

記

５６年（昭和３１年）1月１０日，Ｚ２４１アジア局長は自ら次の「日韓関係打開方策について」を執筆した。

「１　抑留漁夫釈放については，韓国側の案を容れ，大村収容中の終戦前からの居住朝鮮人３５０名を即時に仮釈放する以外に早急なる解決方策なし。

２　李ライン問題解決については，米側のあっせんにより韓国側の態度を打診中なるも，韓国側は，漁業問題を独立して討議することを拒否しており，したがって，全般的日韓会談の一環としての

み，本問題の討議に応ずる考えのようである。

３　全般的日韓会談を再開する場合には，サンフランシスコ平和条約４条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来の解釈を変更し，在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものと考える必要あり。このためには，在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある。

４　右のごとき解釈の変更を行う場合も，韓国側の主張するごとく日本が事前に右事実を声明するごときは避け，会談再開後，右会談の過程において，韓国側の対日請求とにらみ合わせつつ，これを漸次明瞭ならしめる方法をとることとしたい。」

５６年（昭和３１年）１月１１日，重光外務大臣はＺ２４０大使との会談で日韓問題の進め方に関する日本側の考え方をまとめたオーラル・ステートメントを手交し，その中でＺ２２１発言は個人的な見解の表明で公的なものでないこと，請求権問題は米国政府の平和条約第４条の解釈を基礎とする解決を考えていること，また，日本政府は，韓国との問題を平和な手段交渉によって解決することを期していると述べた。

１月１８日のＺ２２４・Ｚ２４０会談で，Ｚ２４０大使は，在韓請求権に対する米国側の見解案を示して，これを日本と相談の上適当の機会に発表したいと述べた。在韓日本財産に対する請求権に対する米国政府の見解は先述のように５２年（昭和２７年）４月２９日付け在米韓国大使宛て書簡（同一趣旨は日本側にも伝えられた）に示されていたが，それにはただ「日本財産権が喪失したことは特別取極の際考慮されるべきである。」としていたのを，Ｚ２４０大使の示した案は，その趣旨を敷衍して，韓国の対日請求に関し，平和条約の起草者は，かかる請求権が既に日本資産の帰属によってあ

る程度満足されたことは明らかであったが，平和条約中に規定するには十分な事実あるいは十分な法律論の分析を欠いていたため問題を日韓間の特別取極に委ねたのであり，日韓特別取極の際は，韓国の対日請求権が日本財産の帰属によってどの程度に消滅しあるいは満足されていると考えられるべきかの範囲の決定問題をも包含されるべきであると説明しているものであった。

１月２５日，在京米大使館Ｚ７３，Ｚ７４両書記官とＺ２４１局長の間で，相互釈放・会談再開の協議が進められた。２月１５日，重光外務大臣はＺ２４０大使に手交した文書で「対韓請求権問題の解決には前記１月１８日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える。」旨述べていた。

ｃ　通し番号１－１２５の文書（外務省アジア局が作成した昭和３１年１２月２５日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）の一部開示部分には，第三次日韓会談中断後の経緯として，別紙５（通し番号１－１２５）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおり記録されているところ，このうち，当時の請求権問題に関する日本側の対処方針等に関する部分は，下記のとおりである（乙Ｂ１２２）。

記

七，右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回と(ﾛ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

右に対し日本側は早くより(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回は差し支えない，(ﾛ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって実

際的解決を計るとのラインで応酬していたが，約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが，その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており，最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし，日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり，大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでは最小１か月を要すとの態度を取っている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実（殊に，通し番号１－１２２の文書の不開示部分の直後に，不開示部分の記録内容を受けて「日本側が韓国の全財産の８５％にクレイムをつけているというがごときは，全くの宣伝に出たことか誤解に基づくことである」とあること）によれば，通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年１０月の日韓会談の決裂以後，日本側が請求権問題に関して表明した意向の内容であり，具体的には従来の請求権問題に関する日本側の主張とは異なり「日本側の対韓請求権は，平和条約により失われたが，その事実を韓国側の対日請求権の査定に当たり考慮すべきである」などの見解により請求権問題に関する日本側の主張を撤回する余地等に関するものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示部分により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとして

も，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１２３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２３の文書（文書１２６１）は，外務省が作成した「第一部日韓全面会談の開催とその決裂」と題する内部文書であり，予備会談の申合せに基づき，昭和２７年２月中旬から同年４月末まで第一次日韓会談が開催され，昭和２８年４月中旬から同年７月末まで第二次日韓会談が開催された経緯及び同年１０月６日から開催された第三次日韓会談がいわゆるＺ２２１発言を契機に決裂した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は，１２ページ（－１２－）左から３行目から１３ページ（－１３－）２行目までであり，第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた個別の請求権問題についての提案が具体的に記録されている。

（乙Ａ１１９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ１１９）。

記

四，日韓会談の開催と決裂

(三)　韓国側の対日態度が最も露骨に示されたのは請求権問題においてであった。（中略）

第一次会談の中絶直後，米国務省から本問題について韓国側の主張を支持することがごとき解釈が下されたので，韓国側の主張は一層強いものとなり，あまつさえ，日本側が会談の席上韓国全財産の８５％の返還を要求したというような全く根拠のないことを主張し，日本の脅威を宣伝する材料に使うに至った。第二次会談においても韓国側の態度には変わりがなく，わが方としては第三次会談において請求権の相互放棄を示唆し，互譲の精神に立って実際的解決を図ろうとしたが，韓国側がわが方請求権の一方的撤回を執拗に要求したところから論議が紛糾し，いわゆるＺ２２１発言なるものが誘発

されることになった。■■■不開示部分■■■韓国側はあくまでわが方に対韓請求権なしという原則論を固執し，相互放棄のラインに歩み寄ろうとしなかったのである。

(四)　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－９３の文書の一部開示部分には，通し番号１－１２０の文書（昭和３０年２月２４日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書）の「三　要領」部分が引用されており（乙Ａ２４８［－４－以下］参照），その内容は，別紙５（通し番号１－９３）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであるところ，このうち上記不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおりである。

記

右のため財産請求権問題については，左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

ｂ　通し番号１－２５９の文書の一部開示部分には，昭和２８年１０月の第三次日韓会談決裂後の経緯が具体的に記録されているところ（乙Ａ３７７［４－１以下］），この中では，日本側が，米国のあっせんにより，請求権の相互放棄を提案する旨の声明案や（日韓両政府が互譲の精神に従い請求権移管する従来の法理論的見解に固執しないという了解を付した上で財産権問題に関する）平和条約の規定を遵守することを宣言する旨の声明に同意する意向を表明していたこと等が指摘

されている（乙Ａ３７７［４－３９ページ以下］参照）。

また，当該文書の一部開示部分には，相互釈放・日韓会談再開交渉に関して，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３７７［４－１７６ページ以下］参照）。

記

５６年（昭和３１年）１月１０日，Ｚ２４１アジア局長は自ら次の「日韓関係打開方策について」を執筆した。

「１　抑留漁夫釈放については，韓国側の案を容れ，大村収容中の終戦前からの居住朝鮮人３５０名を即時に仮釈放する以外に早急なる解決方策なし。

２　李ライン問題解決については，米側のあっせんにより韓国側の態度を打診中なるも，韓国側は，漁業問題を独立して討議することを拒否しており，したがって，全般的日韓会談の一環としてのみ，本問題の討議に応ずる考えのようである。

３　全般的日韓会談を再開する場合には，サンフランシスコ平和条約４条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来の解釈を変更し，在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものと考える必要あり。このためには，在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある。

４　右のごとき解釈の変更を行う場合も，韓国側の主張するごとく日本が事前に右事実を声明するごときは避け，会談再開後，右会談の過程において，韓国側の対日請求とにらみ合わせつつ，これを漸次明瞭ならしめる方法をとることとしたい。」

５６年（昭和３１年）１月１１日，重光外務大臣はＺ２４０大使との会談で日韓問題の進め方に関する日本側の考え方をまとめたオーラル・ステートメントを手交し，その中でＺ２２１発言は個人的

な見解の表明で公的なものでないこと，請求権問題は米国政府の平和条約第４条の解釈を基礎とする解決を考えていること，また，日本政府は，韓国との問題を平和な手段交渉によって解決することを期していると述べた。

１月１８日のＺ２２４・Ｚ２４０会談で，Ｚ２４０大使は，在韓請求権に対する米国側の見解案を示して，これを日本と相談の上適当の機会に発表したいと述べた。在韓日本財産に対する請求権に対する米国政府の見解は先述のように５２年（昭和２７年）４月２９日付け在米韓国大使宛て書簡（同一趣旨は日本側にも伝えられた）に示されていたが，それにはただ「日本財産権が喪失したことは特別取極の際考慮されるべきである。」としていたのを，Ｚ２４０大使の示した案は，その趣旨を敷衍して，韓国の対日請求に関し，平和条約の起草者は，かかる請求権が既に日本資産の帰属によってある程度満足されたことは明らかであったが，平和条約中に規定するには十分な事実あるいは十分な法律論の分析を欠いていたため問題を日韓間の特別取極に委ねたのであり，日韓特別取極の際は，韓国の対日請求権が日本財産の帰属によってどの程度に消滅しあるいは満足されていると考えられるべきかの範囲の決定問題も包含されるべきであると説明しているものであった。

１月２５日，在京米大使館Ｚ７３，Ｚ７４両書記官とＺ２４１局長の間で，相互釈放・会談再開の協議が進められた。２月１５日，重光外務大臣はＺ２４０大使に手交した文書で「対韓請求権問題の解決には前記１月１８日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える。」旨述べていた。

ｃ　通し番号１－１２５の文書（外務省アジア局が作成した昭和３１年１２月２５日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）

の一部開示部分には，第三次日韓会談中断後の経緯として，別紙５（通し番号１－１２５）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおり記録されているところ，このうち，当時の請求権問題に関する日本側の対処方針等に関する部分は，下記のとおりである（乙Ｂ１２２）。

記

七，右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回と(ﾛ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

　右に対し日本側は早くより(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回は差し支えない，(ﾛ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって実際的解決を計るとのラインで応酬していたが，約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが，その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており，最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし，日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり，大蔵省与帯与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでは最小１か月を要すとの態度を取っている。

ｄ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，「第３次会談決裂後第４次会談開始まで（昭和２８年１０月より昭和３３年４月まで）」として，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－１６－以下］）。

記

(1)　第３次会談の決裂後も，幾度か会談再開の動きはあったが，その都度韓国側は，日本側の対韓請求権の放棄と，いわゆる「Ｚ２２１発言」の撤回を主張し，日本側がこれに応じなかったため，いずれも結実するに至らなかった。

　この間，（中略）まず，抑留漁夫と被退去強制韓国人の問題解決のための非公式会談に入った。しかるにその交渉において，釈放後の措置についての意見の相違に突き当たり，これを打開するためには日韓会談の早期再開の必要が生じたところ，韓国側は，会談再開の条件として，いわゆる「Ｚ２２１発言」の撤回と請求権の問題を提案してきた。これらの問題に関し，（昭和）３１年１０月１日，重光外務大臣とＺ２２５公使との会談が行われた際，大臣より，会談再開の条件として，韓国側が抑留漁夫を釈放すべきであると述べたに対し，Ｚ２２５公使は，会談開始前に日本側が，「Ｚ２２１発言」の取消しと従来の会談行き詰まりの根本をなした財産権に関する主張を放棄することが必要であると述べた。よって，大臣よりは，いわゆる「Ｚ２２１発言についてはこれを取り消す用意がある旨，及び財産権については日本側も出来るだけ譲歩して円満妥結を図る方針であるが，この問題は正式会談において解決すべきである旨の返答を行った。

(2)　その後引き続き行われたＺ２４１アジア局長とＺ２２５公使との非公式会談において，正式会談開始前に，韓国側は抑留漁夫を釈放すること，日本側は，「Ｚ２２１発言」を撤回すること及び請求権問題については米国政府の解釈を基礎として対韓請求権の主張を撤回することにつき原則的な意見の一致をみた。また，上記米国政府の解釈は，１９５２年（昭和２７年）４月２９日付け駐米韓国大使

宛て書簡とは別に新たなノートの発出を求めることについても韓国側はこれを了承した。更に続行された交渉においては，日本側は，米国政府の解釈に対しては日本側のみならず韓国側もバインドされるべきことを明らかにすべしと強く主張したが，韓国側は，日本側が請求権の相互放棄の方式による解決を計るものと極度に警戒しこれに反対した。このような韓国側の懸念に対しては，日本側は，韓国側も米国解釈と同意見である旨を議事録に残すとともに，再開される会談においては財産権問題で韓国側が先の会談で提出した案を討議する旨をも議事録に明記することにより韓国側を納得させた。この交渉の途中，韓国側は，新たに，文化財に関する要求を持ち出したが，交渉はほぼ順調に進み，３月末頃には上記のようなラインで問題解決の見通しが得られるまでに至った。

(3)　（中略）ようやく，同年１２月３１日に至って，会談の再開，抑留者の相互釈放，請求権問題，文化財の引渡し等の問題に関する特別取極が成立した。（以下略）

(4)　抑留漁夫問題に絡めた韓国側の要求により，やむなく譲歩を行った対韓請求権にわが方従来の主張は，もともと，膨大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための政治的，防衛的なもので，法理論としても立論に相当無理があるとの非難もあったもので，その上この問題に関する米国の見解表明は更にその主張の維持を困難とし，早晩これに踏み切らざるを得なかったものである。更にまた，たとえ日本側が法理論を貫いたとしても，実質的な取り分もなく，日韓関係全般の大局的見地から見ても，これ以上自説を固執することは得策でないとの見極めに立つものであった。

一方，韓国側の対日請求権についても，１９５７年１２月３１日付け書簡による米国政府の見解によれば，在韓財産に対する日本の

請求権は，平和条約４条(b)項及び在韓米軍政府の指令によって消滅したが，「韓国と日本国との間の特別取極は，韓国内の日本資産を韓国政府が引き取ったことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され，又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなろう」と述べている。したがって，上記米国見解と同意見であることを表明した韓国側としては，必ずしも従来と同様一方的な請求権のみを主張し得ない立場となった。上記非公式会談において，日本側が，韓国側の頑強な抵抗を排して，議事録の１項に，韓国側も米国見解と同意見である旨の一項を残した所以もここに存した。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた個別の請求権問題についての提案であり，具体的には，従来の請求権問題に関する日本側の主張とは異なり「日本側の対韓請求権は，平和条約により失われたが，その事実を韓国側の対日請求権の査定に当たり考慮すべきである」などの提案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示部分により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に

利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１２４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１２４の文書（文書１２８７）は，外務省が作成した「日韓会談議題の問題点」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する具体的な問題について政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

２　通し番号１－１２４の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２０ページ（－１９－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，「(二)財産請求権問題」の項にあり，韓国に対する請求権について試算した具体的金額が記録されている。

②　２３ページ（－２２－）３行目から８行目まで，２４ページ（－２３－）７行目から２６ページまで（－２３－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも「(二)財産請求権問題」の項にあり，同問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試案又は見解が記録されている。

③　３４ページ（－３１－）最終行から３５ページまで（－３１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，「(四)在日朝鮮人の国籍処理問題」の項にあり，韓国と合意し得ると期待された具体的な事項が記録されている。

（乙Ａ５８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実

（各論）のとおりであり，在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお，韓国側との協議を行う上でも，また，北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも，日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるところ，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，韓国との交渉又は今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないし，日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは，交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ５８）。

記

(二)　財産請求権問題

三(ｲ) 韓国はまだ対日要求の総額について明示していないが，昭和２８年４月－７月の会談の際，エード・メモアールの形式をもって，３回にわたり，やや具体的に(一部には計数を入れ）別表のごとき（小計５２億円（終戦時価格））要求項目を例示してきた。これに数字が記載されていない公社債（韓国側では１０５億円としている。）及び朝鮮銀行等閉鎖機関及び在外会社の在日財産（大蔵省の概算では約８０億円）を加算するとその総額は２３７億円となる。

ただし，右計数には，戦没戦傷韓国人軍人軍属，徴用者に対する弔慰金等（別表中の四，五，六の項目）と地金（約２５０噸と称せられている）が除かれている。ほか，正式提示を留保する項目（恩給等雑多な項目）としてあげられている総額約１４０億円も含んでいない。

韓国側提示項目及び金額（推定も含む）

昭和２８年４月－７月会談（単位円）

（表の記載は省略）

■■■不開示部分①■■■

四　（中略）

五　本問題について従来の会談におけるがごとく法律的論議を繰り返す限り，それは直ちにＺ２２１発言の再発となり，円満な解決を期待し難い。■■■不開示部分②■■■

さらに前記米側見解に関連し，重光大臣は本年２月１５日，Ｚ２４０大使に手交せる書き物において，対韓請求権問題を韓国側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の過程において実際的方法により解決する用意があり，また，平和条約４条に関する本年１月１８日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える旨述べるところがあった。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄するにしくはないが，対韓請求権の放棄は直ちに国内補償問題を誘発するところであり，従来は大蔵省からの異論もあって正式には請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかった。従って対韓請求権撤回の時期としては，在外財産問題全般についてある程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

■■■不開示部分②■■■

(三)　漁業問題

（中略）

(四)　在日朝鮮人の国籍処遇問題

一　本件は，平和条約の発効に伴い終戦前から引き続き日本に在住していた朝鮮人の国籍並びにその処遇をいかに取扱うかの問題であり，昭和２６年秋の予備会談以来討議されてきた。

わが方は，将来の韓国人に対する新たな処遇の問題は全て日韓通商航海条約締結の際，相互主義の基に考慮することとし，当面はこれまで日本人であったこれら在日朝鮮人が桑港平和条約の発効によって日本国籍を喪失すべきことに伴い，不当にその利益を侵害されないよう切替措置を講ずることだけを建前としてその交渉を進めた結果，基本的な点につき次のとおりの大体の合意をみるところにまで行っていた。

■■■不開示部分③■■■

二　しかしながら，若干の重要な点で双方の見解は対立したままであった。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６６の文書（昭和３０年１月３１日付け「日韓会談の経緯」と題する文書）の一部開示部分には，在日韓人の国籍処遇問題に関して，要旨下記のとおり記録されており，附属第１４号として「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案（４月４日）」と題する文書（この日韓協定案は，昭和２７年４月４日に日本側が提案したものであり，通し番号１－１５の文書の「資料１１」としても開示されている。乙Ａ２７４［－４０－以下］参照）が添付されている（乙Ａ２７１［－１０－］，乙Ａ２７４）。

記

二　第一回会談の状況と各問題に関する見解の主要対立点

(ﾆ)　在日韓人の国籍処遇問題

本件については，先の予備会談から持ち越された討議を進めた結果，

(1)　韓国は日本に居住する朝鮮人が韓国民であることを確認すること

(2)　在日韓国人に対しては原則として永住許可を認めること

(3)　右永住許可を受けた在日韓人の退去強制を行うときは，両国間の協議を経ること

(4)　在日韓人が既に有する財産権及び既に就いている職業は，一般外国人に禁止された者であっても，特に本人一代限りこれを認めること

(5)　自由意思で帰国する在日韓人に対しては，持帰金及び財産搬

出について一定期間特別取扱いを認めること

等について原則的了解が成立した。（附属第１４号）ただ，右の退去強制につき協議を要する期間及び自由帰還者に対する特別取扱いの期間が未解決のまま残され，また，別途に退去強制の場合の協議の態様を各事由別に定めるための話し合い及び自由帰還者に対する特別取扱いの具体的内容を定めるための話し合いも未了のまま，会談中絶に立ち至った。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本政府部内において試算した韓国に対する請求権の具体的金額

(ｲ)　不開示部分②

請求権問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試案又は見解

(ｳ)　不開示部分③

韓国と合意し得ると期待された具体的な事項であり，具体的には通し番号１－６６の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した内容（昭和２７年４月４日日本側提示に係る在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案を含む。）と同趣旨の事項

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部

内で検討された請求権問題に関する具体的解決策又は具体的見解等であり，本件全証拠によっても，韓国側開示文書によって既に公にされていること又は又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で在日北朝鮮人の国籍処遇問題等として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって，通し番号１－１２４の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分③に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１２４の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①及び不開示部分②に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２４の文書の不開示部分③に記録

されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，当該文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１２５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２５の文書（文書１２９６）は，外務省アジア局が作成した昭和３１年１２月２５日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書であり，韓国に拿捕された日本漁船の乗組員の返還請求問題と退去強制処分となった在日朝鮮人犯罪者の引取り要求問題について，日本政府部内で検討した内容，経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，８ページ（－８－）２行目から５行目までの約３行分であり，財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過，請求権金額の算出に関する日本政府の基本的な考え方等が具体的に記録されている。

（乙Ｂ１２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，本件訴訟に至ってから不開示理由の主張を変更していることも併せ考慮すれば，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ｂ１２２）によれば，通し番号１－１２５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

一，終戦直後いわゆるマッカーサー・ラインが引かれ，日本漁船の就業海域は制限されたが，韓国政府は桑港平和条約発効に備え，昭和２７年１月いわゆる李ラインを設定した。昭和２８年夏第二回日韓会談の中絶頃より韓国側は積極的に李ライン内に入る日本漁船を拿捕するに至り爾来拿捕隻数及び拿捕人員は昭和２８年４７隻（５８５人），２９年３４隻（４５４人），３０年３０隻（４９８人），３１年１５隻（１６６人）となっている。韓国側は拿捕漁船は返還せず人員は6か月ないし１年の刑に服せしめた後帰国せしめていたが，昭和２９年末ころより刑を了えた漁夫も帰国せしめず釜山外国人収容所に収容せしめるに至った。

現在未帰還者は８３３名（１２７隻）であり，その中約６９０名は既に刑を了え外国人収容所に抑留中である。

二，一方約６０万に上る在日朝鮮人中犯罪を犯し刑に処せられた悪質者は好ましからざる外国人として出入国管理令の定めるところにより連

合国占領中より韓国に強制退去せしめられていたが，韓国側は桑港平和条約発効後第１回の日韓会談が中絶した昭和２７年夏頃よりこれの引取りを拒否するに至った。さらに昭和３０年春頃より，一般朝鮮人密入国者の引取りも拒否するに至った。そのため今法務省所管の入国者収容所（大村及び浜松）には１６２３名の朝鮮人が強制退去を待って収容されている。右の中，終戦前より居住する朝鮮人は４７３名，密入国者は１１５０名である。

三，（中略）

四，しかしながら現実に釜山に抑留されている漁夫は，いかにも気の毒であるので，法務省を説得の結果法務省も漸次態度を改め日本人漁夫の救出のためなら現実大村に収容中の者に限り臨時措置として釈放して差し支えなしとの決意を固めただこれが前例となることなく将来は韓国がこの種悪質朝鮮人を引き取ることを明らかにすべしとの考え方を採るに至った。

五，昭和３１年４月２日重光外務大臣はＺ２２５公使と会見，(ｲ)大村にいる終戦前よりの在日朝鮮人は釈放する，(ﾛ)韓国側は釜山外国人収容所の日本人漁夫を釈放帰国せしめる，(ﾊ)韓国側は密入国者を引き取るとの３項目を合意し細目は事務会議で決定することとなったが，右事務会議で，法務省当局は将来この種悪質朝鮮人は韓国側で引き取る旨の保証を要求し，韓国側はこれを拒否ししたため，話合いは中断された。

六，その後外務省において韓国代表部と非公式に話合いの結果，韓国側は漸次将来日韓会談で話し合い成立すればそのラインで悪質韓国人の引取りは同意する旨の意向を表明するに至ったが，その反面右話合いが成立するまでは法務省が大村に悪質朝鮮人を収容せぬことを要求している。これに対し法務省はできるだけ収容を自制することは依存な

きも全然収容せずと約束することは国内法制の建前上及び国内治安の見地上絶対同意し得ずとの態度を取っている。

七，右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回と(ﾛ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

右に対し日本側は早くより(ｲ)Ｚ２２１発言の撤回は差し支えない，(ﾛ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって実際的解決を計るとのラインで応酬していたが，約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが，その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており，最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし，日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり，大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでには最小１か月を要すとの態度を取っている。

八，右の外，韓国側は，今後相当数の在日朝鮮人を引き取る用意あるところ，その際右引取を容易にするため日本側で戦争中の未払給与等を支払われたく，なおその後の貨幣価値の下落をも考慮し応分の割増を支給して差し支えないかとの申出あり，■■■不開示部分■■■いずれにせよこの種具体問題は会談再開後十分の時間を掛けて相談したしとの態度で応酬している。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国の対日請求権に係る金額の算出に関する日本政府の基本的な考え方等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議される余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１２６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１２６の文書（文書１３１３）は，次の内部文書によって構成されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年４月８日付け「韓国側の対日請求内容についての作業日程（案）」と題する文書

(2)　大蔵省国有財産局管理課が作成した昭和４０年４月６日付け「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」と題する文書

(3)　外務省作成の昭和４０年４月１２日付け「各省打合会議メモ」と題する文書

(4)　外務省作成の昭和４０年４月１３日付け「経済協力関係打合せメモ」と題する文書

(5)　大蔵省作成の昭和４０年４月１２日付け「要望事項」と題する文書

２　通し番号１－１２６の文書の不開示部分は，次の部分にあり，上記(3)及び(4)の文書中にあり，いずれも，財産・請求権問題に関し，朝鮮簡保特別会計預かり金，残余財産朝鮮人分，未払額，有価証券，在外資産等の試算金額が具体的に記録されている。

①　１０ページ（－１０－）（以下「不開示部分①」という。）

②　１１ページ（－１１－）（以下「不開示部分②」という。）

③　１３ページ（－１３－）（以下「不開示部分③」という。）

④　２１ページ（－２１－）（以下「不開示部分④」という。）

⑤　２６ページ（－２６－）（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ２６８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２６８）により認められる不開示部分の前後の記載の内容によれば，通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

朝鮮簡保特別会計預り金の金額

(ｲ)　不開示部分②

閉鎖機関及び在外会社の処理に関し，<ｱ>引当財産を留保したもの，<ｲ>残財産の朝鮮人分，<ｳ>朝鮮人分債務（日本中の会社）の各金額

(ｳ)　不開示部分③

国債のうち登録分に係る未払額

(ｴ)　不開示部分④

保管有価証券の金額

(ｵ)　不開示部分⑤

在外会社に関し，<ｱ>供託された引当財産，<ｲ>在日朝鮮人分株主権等に係るもの，<ｳ>韓国人未払貸金の各金額

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する試算額であり，（別紙７）で認定した金額と同一又は同程度のものを含んでいる可能性が否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１２７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１２７の文書（文書１３１４）は，次の内部文書等によって構成されており，財産・請求権問題に関しての日本政府の見解及び対処方針の検討過程並びに昭和４０年６月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和４０年４月１７日付け「処理方針」と題する文書

(2)　外務省条約局が作成した昭和４０年４月１９日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書（２通）

(3)　外務省条約局が作成した昭和４０年４月２０日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書

(4)　外務省条約局が作成した昭和４０年４月２４日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力のための日本国と大韓民国との間の協定（案）」と題する文書

２　通し番号１－１２７の文書の不開示部分は，次の部分であり，いずれも同一内容が記載されており，具体的には，政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権のうち，朝鮮総督府所管の簡保，供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

①　２８ページ（－２８－）の７行分（以下「不開示部分①」という。）

②　８７ページ(－８７－)の約７行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１０１ページ（－１０１－）７行目から１０２ページ（－１０２－）５行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④　１０８ページ（－１０８－）９行目から１０９ページ（－１０９－）５行目まで（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１１８ページ（－１１８－）８行目から１１９ページ（－１１９－）５行目まで（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ２７５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２７５）。

ａ　不開示部分①以前に綴られている文書

不開示部分①を含む文書の前には，次の文書等が綴られている。

(a)　昭和４０年４月１７日付け「処理方針」と題する文書

当該文書の概要は，下記のとおりである。

記

一　請求権解決の対象

(一)　地域的範囲

(二)　人的範囲

(三)　時間的範囲

二　請求権解決の処理

三　総督府事業の承継問題

（方針）

総督府の行政事務及び事業は朝鮮側が全て引き継いだこととし，簡保，郵貯等の朝鮮人分は日本国政府としては今後一切関知しないとの立場をとる。

（問題点）

１　特別会計として日銀に存在する総督府財産を国内措置として処理し得るかどうかの問題があること。

２　朝鮮側承継者が大韓民国政府であるとの立場をとってよいかどうかの問題があること。

四　海底電線の処理

(b)　昭和４０年４月１９日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書

当該文書の概要は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

(二)　人的範囲

(三)　時間的範囲

二　解決請求権の処理

三　解決請求権の帰属

四　総督府事業の承継問題

総督府の行政事務及び事業は大韓民国政府が引き継いだこととし，簡保，郵貯，供託事務等の朝鮮関係分は日本国政府としては今後一切関知しないとの立場をとる。

五　海底電線の処理

b　不開示部分①

不開示部分①は，昭和４０年４月２０日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

（中略）

(二)　人的範囲

（中略）

(三)　時間的範囲

（中略）

二　解決請求権の処理

（中略）

三　解決請求権の帰属

（中略）

■■■不開示部分①■■■

五　海底電線の処理

（中略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和４０年４月２７日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

（中略）

(二)　人的範囲

（中略）

(三)　時間的範囲

（中略）

二　解決請求権の処理

（中略）

三　解決請求権の帰属

（中略）

四　■■■不開示部分②■■■

五　海底電線の処理

（中略）

（六　平和条約第４条（b）の確認

（以下略）

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和４０年４月２８日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

（中略）

(二)　人的範囲

（中略）

(三)　時間的範囲

（中略）

二　解決請求権の処理

（中略）

三　解決請求権の帰属

（中略）

四　■■■不開示部分③■■■

五　海底電線の処理

（中略）

（六　平和条約第４条（ｂ）の確認

（以下略）

d　不開示部分④

不開示部分④は，昭和４０年４月２８日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書（右下に「各省に提示し，検討依頼」と手書きされているもの）中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

（中略）

(二)　人的範囲

（中略）

(三)　時間的範囲

（中略）

二　解決請求権の処理

（中略）

三　解決請求権の帰属

（中略）

四　■■■不開示部分④■■■

（五　海底電線の処理）

（中略）

（六　平和条約第４条（ｂ）の確認）

（以下略）

ｅ　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，昭和４０年５月１日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一)　地域的範囲

（中略）

(二)　人的範囲

（中略）

(三)　時間的範囲

（中略）

二　解決請求権の処理

（中略）

一　解決請求権の帰属

（中略）

四　■■■不開示部分⑤■■■

（五　海底電線の処理

（中略）

（六　平和条約第４条（ｂ）の確認

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１２８の文書の一部開示部分には，昭和４０年５月１日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書が引用されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－１２８の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおりであるところ，このうち不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ１２３［－１７０－］参照）。

記

四　総督府所管の簡保等

総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも同一の内容であるところ，

日本政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保，供託及び地方債等についての具体的な対処方針であり，通し番号１－１２８の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言を含むものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分は，他の行政文書（通し番号１－１２８の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

その余の部分については，日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は

推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分については，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，当該文言部分については，仮にこれが一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（上記文言部分以外の部分）については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分以外の部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３

号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分以外の部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２７の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　「総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分

(2)　上記文言部分以外の部分

（別紙５）通し番号１－１２８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１２８の文書（文書１３１６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録　総説十二」と題する内部文書中の「ⅩⅢ　条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する項目の「３．請求権及び経済協力問題」，「４．在日韓国人の法的地位問題」，「５．文化財問題」と題する部分及び目次部分であり，上記各問題の概要，討議の経緯，日韓双方の主張の内容及び将来的な課題等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１７０ページ（－１７０－）約４行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保，供託及び地方債等について日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

②　１７４ページから１７６ページまで（－１７３－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，請求権協定の日本政府案の作成過程でされた議論の概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が変遷した経緯等が記録されている。

③　２８４ページ（－２８１－）約６行分，２８５ページ（－２８２－）３行分，２８８ページから２９０ページまで（－２８４－に「次ページ以下３ページ不開示」），２９１ページ（－２８５－）２行分，２９２ページ（－２８６－）５行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，いずれも，文化財問題に関し，韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等が記録されている。

（乙Ａ１２３）

第２　当事者の主張の要旨

1　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①及び不開示部分②について

通し番号１－１２８の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　不開示部分③について

通し番号１－１２８の文書の不開示部分③に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ，現在，北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば，文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し，再度，懸案事項として問題となる可能性があり，同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書

による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１２３，Ａ２７５）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１２８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，外務省条約局が昭和４０年５月１日付けで作成した「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する書面にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

四　総督府所管の簡保等

総督府所管の簡保，供託事務，地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「（Ｂ）請求権の消滅事項問題」の「(1)　関係各省との協議」の項にあり，その直前には，<ｱ>　外務省は，４月２８日付けで基本方針案と協定案を作り，それを総理府（恩給局，審議室），大蔵省（理財局外債課），法務省（民事局第４課），郵政省（貯金局，簡易保険局），水産庁（総務課），厚生省（援護局），労働省（国際労働課），文部省（著作権課）に配付してこれらの意見を

基に修補し，５月１日，４日に法制局で審議を行い，その後更に法制局，大蔵省（外債課，主計局法規課），法務省（民事局第４課）について意見を求めたのち，５月７日のＺ５８審議官の下の省内会議の検討を経て，下記の日本側原案を作成したこと（乙Ａ１２３［－１６１－～－１６３－］），<イ>　５月１日の法制局審議には，法制局長官が出席していたこと（同［－１７２－及び－１７３－］），<ウ>　上記<イ>の点について，Ｚ７５審議官は「日韓条約の関係で法制局の審議の際（５月１日），法制局長官が出たのはこの第２条の審議だけである。その理由は第１に，第２条に関して国内立法を必要とする可能性があったことと，もう一つは，これに関する省が多くあったからである。自分たちの考えとしては，国内立法を必要とすることになれば法制局を原局としてやってもらわねばならない。それには最初から法制局を引きずり込んでおいて最後は向こうに押しつけようと思っていた。こちらは once for all で全部の請求権をつぶそうと考えだったから，つけおとしがあってはいけない。権利のあるものは日本の国法上の権利だから日本の法律をよく知っている法制局のようなところでないとわからないという意味もあった。」と述べたこと（同［－１７３－］）が記録されており，不開示部分②の直後には，<エ>　その後，大蔵省，外務省条約局でも検討を繰り返し，法制局を加えて審議し，５月２４日に第２条案を作成したところ，Ｚ７５審議官は「ここで処分権の考え方がいわゆるこちらは文句をいわないという考え方に変わっている。契機になったのは，どうも１９日の法制局審議のようだ」と述べたこと（同［－１７４－及び－１７６－］），<オ>　５月２４日の案をもとに各省関係官の会議を開いて案文の可否と個別立法についての各省の意見を加えて補正し，５月３１日に韓国側に提示された協定案の第２条となったこと（同［－１７６－］）が記録されている。

記

第２条（案）

１　両締結国は，この協定の署名の日に両締結国及びその国民の間に存在するすべての財産，権利及び利益並びに請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたものとみなすことに合意をする。

２　いずれの一方の締結国も，他方の締結国の有効な支配の下にある領域における施政当局がその管轄の下にある当該一方の締結国及びその国民の財産，権利及び利益についてこの協定の署名の日までに執った措置の効力を承認し，その措置の対象となった財産，権利及び利益についてのすべての請求権を放棄する。

３　この条のいかなる規定も，１９４５年９月２日の後この協定の署名の日までに成立した契約その他の法律関係により取得された財産，権利及び利益並びに請求権に影響を及ぼすものと解してはならない。

（合意議事録で確認する事項）

(1)　請求８項目の消滅

(2)　だ捕漁船請求権の消滅

c　不開示部分③

不開示部分③の前後の記載は，下記のとおりである。

記

韓国側の要求している品目のうち東京国立博物館所蔵のものについては，東京国立博物館から文化財保護委員会事務局あてに提出されたリストがあり，それが１９６３年６月に文化財保護委員会事務局Ｚ３８美術工芸課長からＺ３１文化事業部長に対し渡されていた。■■■

不開示部分③■■■

また，「返還請求韓国文化財目録」の中にある山口市のＺ２２８文庫の書籍については，６３年５月２４日にＺ２８北東アジア課長が出張して調査しその目録を入手していた。（これについては，その後６４年４月７日にＺ２８北東アジア課長は上京中のＺ７６山口県知事と会談してＺ７６知事からその贈与にできる限り協力する旨回答を得ており，その後外務省は６５年４月５日～８日，Ｚ３４文学博士とＺ３２事務官とともに山口県に出張させてＺ２２８文庫本の学術的調査をし，「Ｚ２２８文庫朝鮮本調査報告」を作成しており，一方，同年３月２５日Ｚ７７山口県副知事は外務省を来訪，Ｚ３１文化事業部長と会談して，Ｚ３１文化事業部長からＺ２２８文庫中の県有のものの一部の贈与について協力を依頼したところ，同夜Ｚ７６知事から諒承する旨電話で回答があった旨伝えられていた。）

６３年７月２３日，外務省は次の引渡品目第一次試案を作成した。

■■■不開示部分③■■■

東京国立博物館所蔵のものに関する引渡品目について，６４年２月６日文化財保護委員会事務局，東京博物館と外務省側との会議が開かれた際に，引渡品目の提示は外務省としては他の会談の進め方と関連している事情について説明し，また「提出する案は最終案に近いものを準備し，その案が合理的なものであることにつき政府内の上層部にもよく理解させる努力が必要であろう。■■■不開示部分③■■■

続いて文化保護委員会事務局側から改めてＣ案について説明し，

「韓国側請求目録中

(1)　朝鮮総督府により搬出されたもの

３　ζ×噴出土品

(2)　総監及び総督等により搬出されたもの

１　伊藤博文高麗陶磁１０３点のうち８５点

(3)　日本国有のもの

１　ι所在墳墓その他遺蹟から出土したもの２８０点のうち約１６０点

２　高麗時代墳墓その他遺蹟から出土したもの１８４点のうち約８０点

(5)　個人所有のもの

４　石造美術品

(ｲ)　石造多羅菩薩座像，(ﾛ)獅子

なお，(1)の１δ塚出土品については，以前，韓国側にそのリストを渡しているが，古代考古学研究のため好資料であり，韓国に類似したものがあるので，関係者は絶対に渡すことを望まないものである」と付説した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　請求権協定の試案の変遷等の状況

通し番号１－１２７の文書の一部開示部分には，昭和４０年６月に日韓間で締結された請求権協定及びこれに関連する交換公文等に関し，昭和４０年４月頃から同年６月までの間に日本政府部内で検討された当該協定等の試案の変遷（韓国側の案も含む。）が内閣法制局での討議（乙Ａ２７５［－１３３－以下］）及び各省会議（同［－２０３－以下］）の模様や大蔵省その他の省庁の具体的見解（同［－１７５－以下］，［－２１９－以下］）等も含めて記録されている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保，供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針

(ｲ)　不開示部分②

請求権協定の日本政府案の作成過程でされた議論の概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が変遷した経緯等

(ｳ)　不開示部分③

文化財問題に関し，韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針又は見解等の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，日本政府部内で検討された日

本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１２８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１２９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１２９の文書（文書１３４８）は，外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており，韓国が主張した対日請求権のうち，朝鮮総督府の債務，在韓日本人の日本への送金，韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目の概要並びにそれに対する日本政府の見解及び対処方針が記録されている。

(1)　昭和３６年２月１１日付け「韓国請求権検討参考資料（未定稿）」と題する文書

(2)　昭和３６年２月１３日付け「韓国請求要綱参考資料（未定稿）」と題する文書

(3)　昭和３６年２月２２日付け「韓国請求要綱参考資料（未定稿）」と題する文書

(4)　昭和３６年４月１０日付け「韓国請求要綱参考資料（未定稿）」と題する文書

２　通し番号１－１２９の文書のうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　８ページ（－８－）約２か所，９ページ（－９－）４か所，１０ページ（－１０－）２か所，１１ページ（－１１－）１か所，１３ページ（－１３－）２か所，１４ページ（－１４－）約６行分，１５ページ（－１５－）１か所，１６ページ（－１６－）２か所及び２行分，１７ページ（－１６－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分），１９ページ（－１８－）約３行分，２０ページ（－１９－）３行分，２１ページ（－２０－）１行分，２６ページ（－２５－）４か所，２９ページ（－２８－）約１ページ分，３０ページ（－２９－）約１ページ分，３１ページ（－３０－）約７行分及び１か所，３２ページ（－３１－）３行分，３３ページ（－３２－）約

２行分及び２か所（以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これらは，いずれも，朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

② ３５ページ（－３４－）２か所，３６ページ（－３５－）１か所（以下「不開示部分②」という。）

これらは，いずれも，在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で試算された具体的な金額が記録されている。

③ ４６ページ（－４５－）下半分部分，４８ページ（－４７－）約７行分，４９ページ（－４８－）１か所，５０ページ（－４９－）６行分，５２ページ（－５１－）４か所，５４ページ（－５３－）１か所及び下半分部分(ただし，下半分部分のうちの一番左の列には情報公開法５条２号による不開示部分があるが，これらは本件訴訟の対象外である。)，５６ページ（－５５－）４行分，５７ページ（－５６－）８行分及び３か所，５８ページ（－５７－）７か所（ただし，「五，(１)」及び「同(２)」の右側本文中の不開示部分は同号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。）（以下，これらを併せて「不開示部分③」という。）

これらは，いずれも，韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

④ ６０ページ（－５９－）５行分，６２及び６３ページ（－６０－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分），６４ページ（－６１－）１５行分，６６ページ（－６３－）８行分及び２か所，６７ページ（－６４－）２か所，６８ページ（－６５－）上段１１行分，下段９行分，７１ページ（－６８－）上段５行分，中段４行分，７２ページ（－６９－）３か所，７３ページ（－７０－）２か所，７６ページ（－７３－）表中１５か所及び１か所（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これらは，いずれも，韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で

試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

⑤　７８ページ（－７５－）下半分部分（以下「不開示部分⑤」という。）

これらは，円系通貨（日本円を基軸として，日本円と連動させた通貨）の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案が記録されている。

⑥　９０ページ（－８７－）１か所，９４ページ（－９１－）１か所（以下「不開示部分⑥」という。）

これらは，いずれも，財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府に関しての日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

（乙Ａ２７６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２７６）により認められる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分の概要

ａ　不開示部分①

朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

ｂ　不開示部分②

在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で試算された具体的な金額

ｃ　不開示部分③

韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

ｄ　不開示部分④

韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

ｅ　不開示部分⑤

円系通貨（日本円を基軸として，日本円と連動させた通貨）の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案

ｆ　不開示部分⑥

財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府に関しての日本政府の具体的な交渉戦略

(ｲ)　(ｱ) ａの不開示部分①のうち後記イで国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができないとしたもの（なお，ページ数は，乙Ａ２７６によるもの）

ａ　８ページ１０行目

郵政省調べ（２８年９月作成資料）による終戦時の朝鮮内郵便貯金残高（当該金額は，（別紙７）の第１の２(1)で認定した金額又はこれを前提に計算し得る金額と同程度のものであると推認することができる。）

ｂ　９ページ７行目

２４年６月の管理局渉外負債調べによる振替貯金の総額（当該金額は，（別紙７）の第１の２(1)で認定した金額又はこれを前提に計算し得る金額と同程度のものであると推認することができる。）

ｃ　２５ページ１行目

韓国側非公式資料（対日銀行為替清算試論）による韓国側主張に係る韓国内銀行から日本人が引き出した預金額

ｄ　３４ページ１０行目

韓国側非公式資料（対日銀行為替清算試論）による韓国側主張に係る送金額

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　上記ア(ｲ)に掲げた不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの（特に，上記ア(ｲ) ｃ及び

ｄの韓国側主張の金額については，韓国側開示文書で既に公にされているものであるとも推認することができる。）であるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ) その余の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額や日本側の対処方針・交渉戦略等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ 小括

したがって，通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示

情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１２９の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1)ア　８ページ１０行目

イ　９ページ７行目

ウ　２５ページ１行目

エ　３４ページ１０行目（なお，上記アからエまでのページ数は，乙Ａ２７６によるもの）

(2)　上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

（別紙５）通し番号１－１３０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１３０の文書（文書１３４９）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年２月６日付け「請求権に関する一般的問題点（第１稿）」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関して請求の法的根拠及び法律関係に焦点を当てた政府部内での想定問答が記録されている。

２　通し番号１－１３０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

②　９ページ（－８－）１行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

③　１６ページ（－１５－）下から約８行分及び１７ページ（－１５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，日本の在北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が具体的に記録されている。

（乙Ａ１２４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１２４）によれば，通し番号１－１３０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１．韓国は，日本に対し，賠償の支払を要求したことがあるか。もし韓国が日本に対し賠償を要求するとすれば，その法的根拠は何か。そのような法的根拠ないしそれに基づく韓国の賠償要求をどう考えるか。

(1)　韓国は正式に「賠償」を要求したことはないが，韓国の日本に対する請求権は，「賠償的性質」を有する旨の発言を行ったことがあるか。

(2)　いわゆる「戦時賠償」には，戦争状態の存在が前提となるが，日韓間には戦争状態が存在したことはないから，韓国の賠償要求は認めることはできない。

（注１）「損害賠償」は請求権の問題として考える（後記　　参照）

■■■不開示部分①■■■

２．韓国に対する日本の請求権は消滅しているか。消滅しているとすれば，それはいつ，何によって消滅したのか。

（中略）

５．桑港条約４条ｂ項には，「日本国は，－合衆国軍政府により，又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。」旨規定されているが，この規定は軍令第３３号との関連においていかに解すべきか。

(1)　次の２つの考え方が可能である。

(ｲ)　４条ｂ項は，軍令第３３号自体の有効性を承認する趣旨であると解する。この解釈を採る場合は，軍令第３３号によって処理されるべきはずであったが現実に処理されていないものについても韓国側の請求権が成立する。

(ﾛ)　４条ｂ項は，軍令第３３号により現実に行われた処理の効果のみを認める趣旨であると解する。この解釈を採る場合には，現実に処理が行わなかったものについては，韓国の請求権を認める必要はないことになる。

(2)　今後の請求権問題交渉の結果として，前記４(1)(ﾊ)の軍令第３３

号に基づく請求権について，日本側より韓国側に対して何らかの支払をなすには，上記(1)(ｲ)の解釈を前提とせざるを得ない。しかし，その場合は，船舶問題において置水船に対する韓国の請求権を否認することが困難となる。

■■■不開示部分②■■■

６．韓国の対日請求権は，韓国の管轄権が現実に及んでいる地域（南鮮）に関してのみ認めるべきではないか。南鮮に関してのみ対日請求権を認めた場合，北鮮の対日請求権はいかに処理さるべきか。

（中略）

１０．在北鮮日本財産に対する日本の請求権は消滅しているか。

(1)　軍令第３３号によって処理されたのは，米軍占領下の朝鮮にあった日本財産のみであるから日本が桑港条約４条ｂ項によって効力を承したのは在南鮮日本財産の処理のみであって，在北鮮日本財産の処理はこれに含まれない。■■■不開示部分③■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針

(ｲ)　不開示部分②

請求権問題について，平和条約４条(ｂ)項の規定と軍令第３３号との関連性に関する見解を前提とした日本政府の具体的な交渉戦略

(ｳ)　不開示部分③

日本の在北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具

体的な提案が具体的に記録されている。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針等の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている

情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１３１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３１の文書（文書１３５０）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年２月７日から同年３月１３日までに開催された第１回から第５回までの「請求権問題に関する大蔵省との打合会」の議事内容等を記録した内部文書によって構成されており，上記各打合会において財産・請求権問題に関して政府内部で協議，検討した経過等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び交渉の順序又は段取りについて具体的な交渉戦略を検討した過程が記録されている。

①　１３ページ（－１３－）最終行から１４ページ（－１４－）１１行目まで（以下「不開示部分①」という。）

②　２６ページ（－２６－）約１２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　３８ページ（－３８－）上段２行分，下段２行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２７７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公

にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２７７）によれば，通し番号１－１３１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３６年２月７日付け「請求権問題に関する大蔵省との打合会（第１回）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

３　議事要旨

(1)　法令３３号の時期的範囲について（地域的範囲の問題にも関連）

（中略）

(2)　法令３３号の地域的範囲について

（中略）

(3)　対韓請求権の消滅について

（中略）

(4)　アメリカ解釈のレルヴァント・クローズについて

（中略）

(5)　交渉の順位について

■■■不開示部分①■■■

(6)　法令３３号の字句の問題について

（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「請求権問題に関する外務・大蔵打合会（第１回）議事要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　法令３３号の時期的範囲について（地域的範囲の問題にも関連）

（中略）

(2)　法令３３号の地域的範囲について

（中略）

(3)　対韓請求権の消滅について

（中略）

(4)　アメリカ解釈のレルヴァント・クローズについて

（中略）

(5)　旧朝鮮総督府の承継問題について

（中略）

(6)　法令３３号の字句の問題について

（中略）

(7)　交渉の順位について

■■■不開示部分②■■■

c　不開示部分③

不開示部分③は，「請求権問題に関する大蔵省との打合会（第３回）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．議事要旨

前回に引き続き，韓国側請求要綱の実体に関し，第３項（内地送金関係資料別添）及び第５項のうち日本銀行券に関する大蔵省側の説明を聞いた後，次のような事項について意見の交換を行い，次回は２７日(月曜日）午前１０時より開催することを申し合わせた。

(ｲ)　今後の会談の進め方について，Ｚ４１参事官より，今後の会談においては，■■■不開示部分③■■■韓国側請求要綱の順序に従って第１項（地金銀）より各項目についてわが方より疑問点を韓国側に質問し，これに対する韓国側の具体的説明を聞いた上で，わが方の見解を述べることが適当と思われる。そうすると法律論に入らざるを得ないが，法律論に入っても双方の見解が余りに隔たっているので，法律論によって問題の解決を見出すことは不可能と思われるので，■■■不開示部分③■■■今後会談を進めるためには，この段階で法律論をやって言い難いことも言うという過程を経ることはやむを得ない。ただし，この場合，前もって非公式会談等で，わが方としてはわが方の立場もあり，法律論に入れば言い難いことも言わざるを得ないが，それにもかかわらず，韓国側が法律論に入ることを希望するのなら，わが方としてもこれに応ずるものである旨念を押した上で，受けて立つという体勢

で法律論の討議に入るべきである旨述べたところ，大蔵省側はこれに同意し，今後正式会談に入る前にＺ７８理財局長と先方主査との間で非公式会談を行い，そういう趣旨で打ち合わせすることになるものと思う旨述べた。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３１の文書に記録されている情報は，いずれも，大蔵省と外務省との間で議論された請求権問題に関する交渉の順序又は段取り等に関する見解の具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３１の文書に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針の具体的内容であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３１

の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１３２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３２の文書（文書１３５５）は，外務省条約局法規課が昭和３６年９月１日付けで内部文書として作成した請求権問題の討議用資料（総数３２ページ）であり，韓国が主張した対日請求権のうち，朝鮮総督府の債務，在韓日本人の日本への送金，韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目に関しての日本政府の見解，具体的な対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（甲６１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１３２の文書に記録されている情報は，昭和３６年当時，外務省内で検討された請求権問題に関する対処方針及び提案等の具体的内容（これには，韓国が主張した対日請求権のうち，朝鮮総督府の債務，在韓日本人の日本への送金，韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目に関しての日本政府の見解も含まれる。）であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１３２の文書に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針等の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である（なお，付言するに，証拠（乙Ａ２７８，Ａ２８０，２８１，２８２）によれば，昭和３６年９月当時に作成された日本政府部内における請求権問題の討議状況やその討議用資料等が一部開示されているし，例えば，通し番号１－１２９の文書（昭和３６年２月１１日付け「韓国請求権検討参考資料（未定稿）」と題する文書。乙Ａ２７６）のように，日本政府部内における請求権問題の検討資料であっても一部開示がされていることに照らすと，通し番号１－１３２の文書についても，少なくとも前提事実（各論）で指摘した検討項目やそこで指摘された前提事情で他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のもの等の部分開示が検討されるべきである。）。

（別紙５）通し番号１－１３３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３３の文書（文書１３５６）は，外務省アジア局が作成した昭和３６年９月４日付け「日韓請求権問題」及びその添付文書である別添１「非公式資料」及び別添２「日韓請求権問題試案」と題する内部文書によって構成されており，財産・請求権問題に関して政府部内で想定した問題の概要及び同問題に対する具体的な対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）２か所及び最終行，２ページ（－２－）上段３行分及び下段８行分，３ページ（－２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項目又は金額が具体的に記録されている。

②－１　７ページ（－６－）約１１行分（以下「不開示部分②－１」という。）

②－２　８ページ（－７－）約２行分（以下「不開示部分②－２」という。）

②－３　９ページ（－８－）約４行分（以下，「不開示部分②－３」といい，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これらは，いずれも，財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記録されている。

③　１５ページから２３ページまで（－１３－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，上記「別添２『日韓請求権問題試案』」に相当する部分であり，

財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記録されている。

（乙Ａ２７８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１３３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２７８）。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，昭和３６年９月４日付け「日韓請求権問題」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．韓国請求権の内容は別添「韓国の対日請求要綱」（別添(1)）のとおりで，昭和２８年当時大蔵省理財局外債課で，韓国側要求中

ａ　韓国人戦傷病者戦没者に対する弔慰金

ｂ　韓国人被徴用労務者に対する諸支払，弔慰金等

ｃ　その他若干の項目

を除いたものにつき推定した金額は■■■不開示部分①－１■■■円余りとなる。

２．日本が全朝鮮に残置した企業財産及び個人財産は，昭和２８年大蔵省理財局外債課で推定したところによると■■■不開示部分①－２■■■円であり，同課では■■■不開示部分①－３■■■と見込んでいる。

３．大蔵省理財局では昭和３０年４月１２日，Vesting decree の効力についての法律論に無関係，かつ新たな立法等の措置を必要としない項目として，

■■■不開示部分①－４■■■

４．韓国請求権については，我が方では３つの法律問題を考慮している。すなわち，

(1)　韓国は，全朝鮮を支配せず，朝鮮には北鮮（朝鮮人民共和国政

府）なるauthorityが存在する。韓国政府は全朝鮮のため請求権を主張し得ない。

(2)　平和条約４条で日本は，在韓米軍司令部の法令第３３号，すなわち Vesting decree の効力を認め，したがって日本は韓国に対し請求権を主張しない。ただし，Vesting decree は南鮮のみ効力があったもので，当時南鮮になかったものには効力が及ばす，更に効力が及んだものでも１９４８年9月１１日の米韓協定で，米軍から韓国に移されなかった請求権については，これを認めない。

(3)　日本は，Vesting decreeの効力を認め対韓請求権は存在しないとするが，平和条約４条(a)項により，日本の放棄した請求権は韓国の請求権についての特別取極に当たり考慮に入れられるべきものである（１９５７年１２月３１日のいわゆるU.S.メモランダムによる解釈）。

５．上記４．日本側法律問題についての立場に対する韓国側の主張は，

（中略）

■■■不開示部分②－１■■■

７．韓国請求権問題の解決策としては，我が方としては，前記４の法律問題についての立場を堅持せざるを得ない。この立場に立って請求権各項目を検討すると，先方の「要綱」５に出てくる■■■不開示部分②－２■■■個人の郵便貯金，郵便年金，公社債等はこれに属させることも可能であろう。韓国政府所有の公社債，日銀券（焼却日銀券をも含み得べし）等は請求権を認めた上でＵＢメモランダムの解釈でドロップさせることを考えるべきでなかろうか（中略）

以上の考え方を「請求要綱」各項目に従い書いてみると「日韓請求権問題試案」（別添(2)）となる。

８．ここで問題になるのは，純然たる個人債権のうち(ｲ)戦争による被徴用者の被害に対する補償と(ﾛ)韓国人の対日本政府請求恩給関係である。■■■不開示部分②－３■■■ただし，韓国政府としてはいつまでも日本政府の保護で生活を立てる国民の居ることは避けたいようである。そこで１名１００ドルの補償という要求を出したりするのであろう。もっとも現行法と同じ保護を与えるときは，その範囲をいかにとるか（恩給受領者の範囲は警官，教師のごときを入れるか入れないかで大きく変わり得る。）によって，最終支払を完了するまでに相当膨大な金額に達する可能性あり，大蔵省に試算してもらう必要がある。その試算の結果によっては，一定額で打ち切る方式も考えねばならないと思われる。

ｂ　不開示部分③

不開示部分③は，「別添２　日韓請求権問題試案」と題する文書中にあり，その全部に相当する。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－１３５の文書の一部開示部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ２８０）。

記

２．次いで，Ｚ４１参事官より，請求権問題は理財局長が主査であり，外務省担当官としては局長の指示により作業すべきであるが，未だ従来の経緯につき十分諒承されていないかもしれないので申し上げるとして，今後の進め方の概要につき，次のとおり述べた。

（中略）

その後，Ｚ４１参事官より全くＺ４１個人の試案であるとして別添「日韓請求権問題試案」を提出し，同試案が韓国側に対する general response の第１段階として提出すべき一番しぶい線であり，

今後情勢のいかんによって種々の考慮から請求権金額を大きくする必要がある場合，本誌案以外の考え方をせねばならなくなり得ることをお断り申し上げると特に強調した。

３．Ｚ４１試案の説明に際し，注目すべき点，次のとおり。

(ｲ)　試案の基調は個人的請求権は個人ベースにより返還するという建前であり，そのほかは認めないということである。

(ﾛ)　恩給支払（韓国側請求８項目中第５項の５）は日本側としても適当方法により支払わねばならないと考えられるが，昭和３０年４月大蔵省理財局長が外務省に提出した支払提案項目概要によると一般朝鮮人公務員２２４０人に対し，約■■■不開示部分■■■円の未払恩給があるとされているが，韓国側は現在日本より恩給を受けるべきものの団体があり，同団体には約５万人の参加者があるとしており，対象人数の確定が先ず問題となろう。支払方法に関してもランプサム方式か若しくは日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式かの問題があるが，韓国側としては日本政府の禄を食む朝鮮人が長く存続することはたまらないとして個人ベースには反対している（これに関連し，Ｚ６２次長より台湾の例につき質問がされ，以下中略）。

(ﾊ)　戦争による被徴用者の被害の補償（８項目中第５項の４）に関して，韓国側は被徴用者数を第二次会談において１０万とし，また，第五次会談においてＺ７９次長より韓国側のいう被徴用者とは日本に連れてきたものだけであるかとの問に対し，しかりと回答した経緯があるが，現在韓国側はかつて日本側厚生省が算定した被徴用者１１０万なる数字を重視している模様である。したがって，まず第一に被徴用者数を改めて推定し，技術的に極めて困難ではあろうが，戦傷病者，戦没者留守家族援護法等の日本の国

内法を適用した場合どの程度の金額になるか算定してみる必要がある。韓国側は第二次大戦中インドネシアへ抑留されたオランダ人に対する補償（約１０万人につき１０００万ドル）の例を引用し，１人当たり１００ドルを一律に要求してくる可能性がある（１０００ドルとか１５００ドルとの金額を上げたりしているので。）。これに対する態度も検討してみる必要があろう。早急に厚生省等に問い合わせ作業を開始する。

４．Ｚ４１試案検討の後，Ｚ６３外債課長から，（中略）特に日本側の方針として個人的債権を認めるということであれば，個々人につき資料を求めざるを得ない。（以下略）

ｂ　通し番号１－１３６の文書の一部開示部分のうち，昭和３６年９月１４日付け「日韓請求権解決方式について」と題する文書には，韓国の対日請求にも(ｲ)請求に応ずるを妥当とするもの，(ﾛ)応否いずれにも理屈の立つものがあるとして，具体的に上記(ｲ)に当たるものを明らかにしているところ，その具体的内容は，（別紙５）通し番号１－１３６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりである（なお，ここでは，特に「大蔵省にも問題のないもの」として，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が指摘されている。）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３３の文書の不開示部分は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項目又は金額であ

り，具体的には次のとおりである。

ａ　不開示部分①－１

昭和２８年当時，大蔵省理財局外債課が韓国側の要求中<ｱ>韓国人戦傷病者戦没者に対する弔慰金，<ｲ>韓国人被徴用労務者に対する諸支払，弔慰金等，<ｳ>その他若干の項目を除いたものにつき推定した金額

ｂ　不開示部分①－２

昭和２８年当時，大蔵省理財局外債課が推定した全朝鮮に残置された日本の企業及び個人の財産の総額

ｃ　不開示部分①－３

昭和２８年当時における全朝鮮に残置された日本の企業及び個人の財産についての大蔵省理財局外債課の具体的見解

ｄ　不開示部分①－４

昭和３０年４月１２日，大蔵省理財局が Vesting decree の効力についての法律論に無関係，かつ新たな立法等の措置を必要としないと考えた具体的項目（通し番号１－９３の文書（乙Ａ２４８）の不開示部分と同じ）

(ｲ)　不開示部分②

財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針であり，このうち不開示部分②－２及び不開示部分②－３に係るものについては，具体的には次のとおりである。

ａ　不開示部分②－２

韓国の対日請求権に関する日本側の具体的な見解や韓国の対日請求要綱５項にある特定の項目であり，通し番号１－１３５の文書の一部開示部分で指摘されている「個人的請求権は個人ベースにより返還す

るという建前であり，そのほかは認めない」という趣旨や通し番号１－１３５の文書及び通し番号１－１３６の文書の一部開示部分で指摘されている「恩給支払」，「戦争による被徴用者の被害の補償」等の項目を述べたもの

ｂ　不開示部分②－３

(ｲ)戦争による被徴用者の被害に対する補償と(ﾛ)韓国人の対日本政府請求恩給関係に関する日本側の具体的見解であり，通し番号１－１３５の文書で指摘された「支払方法に関してはランプサム方式か若しくは日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式かの問題がある」との問題意識を踏まえて「日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式」の説明

(ｳ)　不開示部分③

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針及び日本側の具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３３の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②－１及び不開示部分③

不開示部分①，不開示部分②－１及び不開示部分③に記録されている情報は，請求権問題に関して日本政府部内で韓国の対日請求権又はこれに関連する事項について試算された具体的金額若しくはこれらの点についての具体的見解等であり（もっとも，このうち不開示部分③に係るものについては，通し番号１－１３７の文書中に同一題名の文書が一部開示されており（乙Ａ２８２），これと同趣旨の内容が含まれている可能性も否定することができない。），本件全証拠によっても，これが他の

行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②－２及び不開示部分②－３

不開示部分②－２及び不開示部分②－３に記録されている情報は，上記イで説示したとおり通し番号１－１３５の文書又は通し番号１－１３６の文書の一部開示部分から容易に推測できるもの又は当該文書の一部開示により既に公にされている見解と同趣旨のものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　小括

したがって，通し番号１－１３３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものは，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１３３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３３の文書の不開示部分①，②－１及び不開示部分③に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１３３の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に掲げるものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げるもの）は，適法である。

(1)　不開示部分②－２，不開示部分②－３

(2)　不開示部分①，不開示部分②－１，不開示部分③

（別紙５）通し番号１－１３４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１３４の文書（文書１３５８）は，昭和３６年９月５日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており，第五次日韓会談において韓国が主張した対日請求権８項目についての討議記録及び討議の概要並びに政府部内で試算された韓国の対日請求権の具体的な金額が記録されている。

(1)　「第５次日韓会談における韓国請求権８項目の討議抄録」と題する書面

(2)　「第５次請求権記録」と題する書面

(3)　「第５次請求権概算」と題する文書

２　通し番号１－１３４の文書の不開示部分は，上記１(3)の文書中にある次の部分であり，いずれも，韓国が主張した対日請求権８項目それぞれについての政府部内での試算額や試算方法が具体的に記録されている。

①　３７ページ（－３７－）上段６行分，下段１１行分ほか２か所

②　３８ページ（－３８－）２か所

③　３９ページ（－３９－）上段９行分，下段５行分

④　４０ページ（－３９－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び４１ページ（－４０－）各３行分ほか３か所

⑤　４２ページ（－４１－）３か所

⑥　４３ページ（－４２－）１１行目，１３行目及び欄外の３か所

⑦　４４ページ（－４３－）１０行分

⑧　４５ページ（－４４－）８行分

⑨　４６ページ（－４５－）４行分ほか３か所

⑩　４７ページ（－４６－）４行分

⑪　４９ページ（－４７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部

分）

（乙Ａ２７９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その前後の記載の内容等（末尾記載の証拠で認定することができるもの）も併せ考慮すると，次のものを除き，韓国が主張した対日請求権８項目それぞれについての日本政府部内での試算額又は試算方法の具体的内容であると推認することができる（乙Ａ２７９）。

そして，次の不開示部分については，その前後の記載から，次のとおり推認することができる（なお，ページ数は，乙Ａ２７９によるもの）。

ａ　３７ページ

「Ｋ側主張■■■不開示部分■■■」は，郵便貯金，振替貯金，為替貯金に関する韓国側の主張金額である。

ｂ　４１ページ

「韓国側　■■■不開示部分■■■円」は，対日請求要綱３に関する韓国側の主張金額である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５７の文書の一部開示部分には，郵便貯金，振替貯金，郵便為替等に関する韓国側の主張金額が記録されている（乙Ａ３７６［－１４－の左側（１８ページ）］）。

請求金額	円
郵便貯金	1,019,633,809.377
振替貯金	111,054,064.022
郵便為替	67,037,869.758
合　　計	1,197,725,743.107

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　上記ア(ｱ)で掲げた不開示部分（３７ページ及び４１ページのもの）

上記ア(ｱ)で掲げた不開示部分（３７ページ及び４１ページのもの）に記録されている情報は，韓国側主張の金額であり，他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等が協議の対象となり得る余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　上記以外の不開示部分

その余の不開示部分に記録されている情報は，いずれも日本政府部内で検討された請求権問題に関して韓国側の対日請求項目に対する日本側の具体的試算額又は試算方法であり，本件全証拠によっても，これが韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　小括

したがって，通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げた部分については，被告において，一般的

又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（後記２(2)に掲げた部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－１３４の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に係る部分）は，適法である。

(1)ア　３７ページの「K側主張■■■不開示部分■■■」

イ　４１ページの「韓国側　■■■不開示部分■■■円」（なお，上記ア及びイのページ数は，乙Ａ２７９によるもの）

(2)　上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

（別紙５）通し番号１－１３５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３５の文書（文書１３５９）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年９月８日付け「日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会要録」と題する内部文書であり，第六次日韓会談における財産・請求権問題の進め方についての外務，大蔵両省代表者による打合せの要旨が記録されている。

このうち不開示部分は，１３ページ（－１３－）の１か所であり，一般朝鮮人公務員に対する未払恩給について政府部内で具体的に試算した金額が記録されている。

（乙Ａ２８０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２８０）によれば，通し番号１－１３５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

３．Ｚ４１試案の説明に際し，注目すべき点，次のとおり。

(ｲ)　試案の基調は個人的請求権は個人ベースにより返還するという建前であり，そのほかは認めないということである。

(ﾛ)　恩給支払（韓国側請求８項目中第５項の５）は日本側としても適当方法により支払わねばならないと考えられるが，昭和３０年４月大蔵省理財局長が外務省に提出した支払提案項目概要によると一般朝鮮人公務員２２４０人に対し，約■■■不開示部分■■■円の未払恩給があるとされているが，韓国側は現在日本より恩給を受けるべきものの団体があり，同団体には約５万人の参加者があるとしており，対象人数の確定が先ず問題となろう。（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年当時，大蔵省理財局が算定した一般朝鮮人公務員２２４０人に対する未払恩給の総額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は，日本政府部内で韓国の対日請求権の算定基礎として調査された数額であり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１３６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１３６の文書（文書１３６０）は，外務省が作成した次の文書によって構成されており，東南アジア諸国に対する賠償額と対比しながら日韓間の特殊な関係を勘案した上で財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容が記録されている。

(1)　昭和３６年９月１４日付け「日韓請求権解決方策について」と題する文書

(2)　昭和３６年９月１４日付け「日韓請求権解決方式について」と題する文書

２　通し番号１－１３６の文書のうち不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び５ページ（－３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，財産・請求権問題の解決のため，日韓関係の特殊事情を勘案した上で作成された具体的な計画案とその規模が具体的金額をもって記録されている。

②　８ページ（－６－）１か所，９ページ（－７－）２行分ほか２か所，１４ページ（－１２－）２か所（以下これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権に関して政府部内で試算した具体的金額及び韓国側に提示することが検討されていた具体的金額等の請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと，これらを解決する経済協力の組合せが記録されている。

（乙Ａ２８１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２８１）によれば，通し番号１－１３６の文書の不開示部分は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後には，東南アジア諸国（ビルマ，フィリピン，インドネシア，ヴェトナム，カンボジア，ラオス）との賠償等の先例が記録されている。

ｂ　不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前

後の記載は，下記のとおりである。

記

２．韓国請求権には例えば「朝鮮銀行を通じて搬出した地金地銀」のごとき応ずべき理由の全くないもの，また，例えば朝鮮に本店のあった法人の在日財産のごとく５分５分の理屈が立っても応ぜられないものもあるが，これらはここでは論外として，(ｲ)請求に応ずるを妥当とするもの，(ﾛ)応否いずれにも理屈の立つものとがある。もとより relevant clause があり，(ｲ)も(ﾛ)もこれにより拒否も可能であろうが，また，拒否の程度に手心を加え得るであろう。経済援助中無償援助として考えられるものをこの(ﾛ)にまわすのが実際的ではなかろうか。もっとも会談の事務レベルでは(ﾛ)は全然出さず，政治的解決の段階で最後に出すべきことはいうまでもない。

３．韓国請求権を以上の考え方で整理してみると次のごとくなるであろう。

(ｲ)　応ずるのが妥当とするもの

A　大蔵省にも問題のないもの

(ⅰ)　引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金

■■■不開示部分②■■■　円

(ⅱ)　軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与

■■■不開示部分②■■■

(ⅲ)　帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分

■■■不開示部分②■■■　円

(ⅳ)　昭和２７年４月までの未払恩給

■■■不開示部分②■■■　円

B　その他

(ⅰ)　郵便貯金

（中略）

(ⅱ) 簡易保険，郵便年金

郵便貯金と同じ方法による。

(ⅲ) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

（中略）

(ⅳ) 韓国人の対日本政府恩給関係その他

（中略）

(ⅴ) ８月９日以後の内地送金

（中略）

(ⅵ) 閉鎖機関，在外会社関係

（中略）

(ﾛ) 返還につき relevant clause はあるが妥協を考慮し得るもの

(ⅰ) 朝鮮銀行関係

（中略）

(ⅱ) 郵便貯金，簡易保険年金

（中略）

(ⅲ) 日銀券

（中略）

(ⅳ) 国債

（中略）

(ⅴ) 果実

（中略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ) 不開示部分①

外務省が検討した財産・請求権問題の解決のため日韓関係の特殊事情を勘案した上での具体的な計画案とその規模（具体的金額を含む。）

(ｲ)　不開示部分②

請求権問題に関し，外務省が「大蔵省にも問題のないもの」として韓国の請求に応ずるのが妥当なものと考えた「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」について試算された具体的金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の具体的解決策又は韓国側の請求に係る事項ついての具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１３７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１３７の文書（文書１３６１）は，次の内部文書によって構成されており，第五次日韓会談において韓国側が主張した対日請求権８項目についての日本側の対処方針が記録されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年９月２６日付け「日韓請求権問題試案」と題する文書

(2)　外務省条約局法規課が作成した昭和３６年９月１２日付け「『日韓請求権問題試案』に対するコメント」と題する文書

２　通し番号１－１３７の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国の主張する対日請求権８項目に関して支払を行う条件及び支払の規模に関する日本政府の具体的な見解，計算方法に関する我が方の考え方が記録されている。

①　３ページ（－３－）約９行分（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

③　６ページ（－６－）約２行分（以下「不開示部分③」という。）

④　７ページ（－７－）約３行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１０ページ（－１０－）約３行分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　１４ページ（－１４－）約２行分（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　１５ページ（－１５－）約１行分（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　１６ページ（－１６－）２行分及び３行分（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　１７ページ（－１７－）約３行分（以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　２３ページ（－２３－）約２行分（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　２７ページ（－２７－）約４行分（以下「不開示部分⑪」という。）

⑫　３１ページ（－３１－）約４行分（以下「不開示部分⑫」という。）

⑬　３２ページ（－３２－）約４行分及び約１行分（以下「不開示部分⑬」という。）

（乙Ａ２８２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２８２）によれば，通し番号１－１３７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは，前提事実（各論）１(1)の書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済

(1)　逓信局関係

(a)　郵便貯金，振替貯金，郵便為替

(ｲ)　郵貯，振貯等は，総督府逓信局が独立して行っていた業務でない。したがって，在総督府逓信局貯金原簿をＶ・Ｄによって取得したが，同原簿上の現在高（あるいは，少なくとも大蔵省預金部の預入高）に対する権利主張の根拠になり得るかには大いに疑問がある。債権の所在（situs）に関する一般原則に基づいてかかる主張を否認する理由はあるものと考えられる。

(ﾛ)　還元融資を考慮する点は，少なくとも法律上の relevance を主張する根拠に乏しいと考える。また，Ｚ２２１発言を含む従来の経緯から考えても実際上も問題があろう。

(ﾊ)　以上の点を別とすれば，Ｖ・Ｄの影響を受け得ない■■■不開示部分①■■■したがって，これらについては，■■■不開示部分①■■■

(ﾆ)　ただし，■■■不開示部分①■■■右韓国人名義貯金残高に見合う金額が同逓信局郵貯，振貯関係現金（各地郵便局分も含む。）としてＶ・Ｄの対象となった事実 relevant を主張する問題がある。（中略）

(ホ)　本項に関しては，韓国政府による業務承継が行われている可能性が大きい。■■■不開示部分②■■■国家承継方式によって大蔵省預金部預入分を返還すると同時に一切の処理を韓国側に移転する方法も，この観点から実際的解決として検討に値するものと思われる。

(b)　国債及び貯蓄債券等

(イ)　■■■不開示部分③■■■

(ロ)　ただし，国債の中，登録債は元来証券が発行されず，登録簿に登録して債権を表示するものであるから，Ｖ・Ｄによって総督府所有分を取得することは不可能であろう。これに反して証券国債は，証券自体が物権的性格を帯びていることに鑑み，有体財産と同一に扱うべきかとも考えられる。

(ハ)　貯蓄債券についてもおおむね同様であって，少なくとも無記名のものについては，有体財産と同一に扱う理由はあろう。

(c)　朝鮮簡易保険及び郵便年金関係

(イ)　簡保，年金は(a)と異なり，総督府が独立して営業していたものである。この場合には(a)のごとき立論によってＶ・Ｄの効果を否認することが不可能と考えられる。■■■不開示部分④■■■

(ロ)　大蔵省預金部預入分は，それ自体としてはＶ・Ｄの対象となっていないから個人請求方式による解決の場合には返還要求に応ずる必要はない。

（中略）

(2)　１９４５年８月９日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額

■■■不開示部分⑤■■■

（中略）

5　韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債，公債，日本銀行券，被徴用韓人の未収金，補償金及びその他の請求権の弁済。

(1)　日本有価証券

(ｲ)　Ｖ・Ｄによって取得したものを含まない限り，■■■不開示部分⑥■■■（ただし，後述要綱６その他とダブっているものは除く。）

(ﾛ)　Ｖ・Ｄによって取得したものについては，原則論として債権所在地（situs）の問題が生ずること他の場合のＶ・Ｄの効果と同様である。（中略）

(2)　日本系通貨

(ｲ)　■■■不開示部分⑦■■■ただし，他とダブるものは除き，また，純然たる日本系通貨に限る（儲備券，満銀券などはこれに入らない。）。

（中略）

(3)　被徴用韓人未収金（及び税関預かり金）

■■■不開示部分⑧■■■

(4)　戦争による被徴用者の被害に対する補償

■■■不開示部分⑧■■■

(5)　日本政府恩給関係

(ｲ)　■■■不開示部分⑨■■■

(ﾛ)　■■■不開示部分⑨■■■特に人的範囲について根拠法別に見て恩給法に基づくものに限る場合とそれ以外の条例等に基づくものを含む場合，時間的範囲について平和条約発効時までに限る場合（cf.恩給法９条１項３号）とそれ以後を含む場

合にわけ，その組み合わせから生ずる各 variations につき，生じ得る問題点及び具体的金額を研究することが望ましい。

b　不開示部分⑩から不開示部分⑬まで

不開示部分⑩から不開示部分⑬までは，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　要綱２について

(1)　逓信局関係

(ｲ)　■■■不開示部分⑩■■■との試案のラインには原則として同意見。

(ﾛ)　（略）

(ﾊ)　本来日本人所有分であって，Ｖ・Ｄによって韓国が取得したと主張しているものについては，問題となる債権の種類によって具体的に考察する必要がある。

(a)　（中略）

(e)　布告第３号による凍結分は，凍結された支払資金自体が後にＶ・Ｄにより帰属の対象となったとの根拠から二重払いを避けるため Relevant 論を適用すべきか否かが一応問題となるが，実際には，要綱３の場合と同様（全く逆のケース）帳簿上の送金付替が行われたのみで現金決済が行われていないとすれば二重払いのおそれはないと思われる。■■■不開示部分⑪■■■

（中略）

５　要綱５について

（中略）

(5)　日本政府恩給

(ｲ)　原則として試案のラインに同意見

(ﾛ)　■■■不開示部分⑫■■■

(ﾊ)　支払の時間的範囲は，講和発効時までと限る根拠はない。個人請求による限り，■■■不開示部分⑬■■■と考える。その場合 base up その他日本人に対して当てられた措置は■■■不開示部分⑬■■■（一般的には終戦後公務員給与の base up の都度，同一比率による base up を行ってきている。なお，一括払いの方式をとる場合は，計算の基礎としての平均余命及びその算定方式が具体的に問題になろう。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。韓国の主張する対日請求権８項目に関して支払を行う条件及び支払の規模に関する日本政府の具体的な見解，計算方法に関する我が方の考え方

(ｱ)　不開示部分①

１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(a)郵便貯金，振替貯金，郵便為替について，外務省が検討したＶ・Ｄの影響を受け得ないものに関する支払を行う条件及び支払の規模等に係る具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(a)郵便貯金，振替貯金，郵便為替について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｳ)　不開示部分③

１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(b)国債及び貯蓄債券等について外務省が検討した支払を

行う条件等に係る具体的見解

(ｴ)　不開示部分④

１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(c)朝鮮簡易保険及び郵便年金関係について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｵ)　不開示部分⑤

１９４５年８月９日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｶ)　不開示部分⑥

日本有価証券のうちＶ・Ｄによって取得したもの以外のものについて外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｷ)　不開示部分⑦

日本系通貨について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｸ)　不開示部分⑧

被徴用韓人未収金（及び税関預り金）及び戦争による被徴用者の被害に対する補償について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｹ)　不開示部分⑨

日本政府恩給関係について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ｺ)　不開示部分⑩

前提事実（各論）１(1)の文書に記録されている１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の試案の骨子

(ｻ)　不開示部分⑪

１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(c)朝鮮簡易保険及び郵便年金関係のうち，軍政法令第３号によって凍結された韓国受取金（対外金融取引停止の結果，整理のできなかった決済関係の受取金）について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(シ)　不開示部分⑫

日本政府恩給関係について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ス)　不開示部分⑬

日本政府恩給関係につき個人請求による場合の支払を行う条件及び支払の規模又は計算方法等等に係る外務省の具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１３８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１３８の文書（文書１３６３）は，大蔵省理財局が作成した昭和３６年１０月２６日付け「韓国の対日請求権について」と題する内部文書であり，在韓日本資産を韓国に引き渡した米軍令３３号及び日韓間の特別取極についての日韓双方の解釈の概要と，韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　４ページ（－４－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，日本が終戦時保有していた対韓請求権について政府部内で試算した具体的金額が記録されている。

②　１０ページ（－１０－）１０行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国が第五次日韓会談において主張した対日請求権８項目について政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

（乙Ａ２８３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２８３）により認定できる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本の対韓請求権の終戦時価格であって在外財産報告書の集計に係るもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和３６年当時，韓国の対日請求権８項目についてその時点までに明らかにされた韓国の主張等に基づき試算した概数としての金額及びその項目ごとの内訳金額

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，請求権問題に関して，日本政府部内で検討された日本の対韓請求権の具体的試算額又は韓国の対日請求権の具体的試算額であり，本件全証拠によっても，これが韓国側開示文書で公にされてい

ること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１３８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４０の文書（文書１３６６）は，外務省が作成した昭和３６年１１月７日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する内部文書であり，朴正熙最高会議議長来日の際に行われることが想定された請求権問題の議論についての対処方針が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，請求権問題に関する交渉において韓国政府の主張する要求に対する日本政府の対応策として政府部内で検討された日本側が韓国側に支払う具体的な金額又は対韓経済協力に関して供与する円借款の具体的金額が記録されている。

①　３ページ（－３－）４か所

②　４ページ（－４－）２か所

③　５ページ（－５－）１か所

④　６ページ（－６－）１か所

（乙Ａ２８５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば，日朝国交正常化交渉において，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利

益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２８５）。

記

日韓会談の諸懸案中，請求権問題は，韓国側が特に重視している関係上，朴正熙最高会議議長来日の機会に，先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので，おおむね下記の方針により対処することとしたい。

１　先に来日したＺ２２２経済企画院長は，先方の要求する線として８億ドルを主張したが，韓国側は最近においては５億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方，我が国戦後の賠償の側に徴すれば，ヴェトナムを除いては，ビルマに対する２億ドルが最低であり，しかも現にこれの増

額が問題になっている。

したがって，日韓請求権問題の解決に当たっては，両国間の過去，現在の特殊かつ密接な関係に照らし，究極的には，請求権の処理（無償経済援助を含む）として■■■ドル，いわゆる経済協力として■■■ドル，計■■■ドル程度にて収束するのが妥当であろうと考えられるが，朴議長との会談においては， 下記のラインにより大体■■■ドルくらいの数字を示すことといたしたい。

2 (1)　請求権の処理については，その基礎となる各項目の数字，金額等につき，いまだ事務的検討を終わっていないので，明確な結論を出し得る段階に至っていないわけであるが，適当な名目による無償贈与を含めて大体■■■■■■ドル程度の金額を妥当と考える。

（すなわち，事務的検討の結果，■■■■■■ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが，説明困難の場合にはその部分だけは無償援助を考えたい。）

(2)　上記請求権の処理に加え，いわゆる経済協力として，対インド円借款とほぼ同条件において，■■■不開示部分■■■の借款を供与する。

3　なお，現在日韓オープンアカウントには４５７２万ドル余のいわゆる焦付債権があり，これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが，韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む）の金額の増加を望むならば，韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で，いわゆる請求権の金額を■■■■■■ドル増額することも一つの考え方であろう。

4　請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

５　請求権問題につき，今次会談において何らかの合意をみた場合には，その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年１月１６日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書がそれぞれ引用されているところ，その要旨は，（別紙５）通し番号１－２６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したとおりであり，「先方に支払うもの１億ドル，長期低利の経済協力２億ドルの線から出発し，前者１．５億ドルないし２億ドル，後者２億ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として，無償経済援助１億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助２億ドルを軸とする解決案が明らかにされている（乙Ａ１０８［－２０３－以下］参照）。

ｂ　通し番号３－４１の文書の一部開示部分には，昭和３７年１１月１０日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ，その内容は，（別紙５）通し番号１－２６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したとおりであり，無償２．５対借款１．５程度の解決案やこれにオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして無償３対借款１．５まで譲歩する余地を示す解決案が明らかにされている（乙Ｂ７７参照）。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年１１月当時，請求権問題の解決策として外務省が検討していた請求権の処理及び経済協力として韓国側に提供するものの具体的金額であると推認することができる。

そして，当該具体的金額については，上記ア(ｲ)で認定したとおり，他の行政文書の一部開示により，昭和３７年１月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされているところ，本件全証拠によっても，昭和３６年１１月当時に請求権解決のための具体的な支払額又は経済協力の具体的金額としてこれと異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに照らすと，少なくとも上記ア(ｲ)で認定した他の行政文書の一部開示により既に公にされている金額と著しく異なるものではないと推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策としての請求権解決のための具体的支払額又は経済協力の具体的金額等であるが，他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

エ　以上によれば，通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用

されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１４１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４１の文書（文書１３６７）は，外務省が作成した「韓国の対日請求権について(Ⅰ)～(Ⅲ)」と各題する内部文書であり，韓国が主張した対日請求権のうち，朝鮮銀行を通じて韓国から搬出された地金・地銀，朝鮮総督府の債務，在韓日本人の日本への送金，韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権等の対日請求権各項目に関しての日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）４か所，２ページ（－１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，朝鮮銀行を通じて韓国から搬出された地金・地銀関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

②　３ページ（－２－）７か所，４ページ（－３－）中段約１行分，下段約２行分ほか４か所，５ページ（－４－）最終行ほか３か所，６ページ（－５－）２か所，７ページ（－６－）約２行分（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも，朝鮮総督府の債務関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

③　１１ページ（－１０－）中段約３行分，最終行ほか２か所，１２ページ（－１１－）８か所，１３ページ（－１２－）３か所，１４ページ（－１３－）約５行分ほか３か所，１５ページ（－１４－）７か所，１６ページ（－１５－）１か所（以下，これらを併せて「不開示部分③」という。）

これは，いずれも，韓国人の対日債権関連の請求権に関する日本政府の見

解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

④　１８ページ（－１７－）５か所，１９ページ（－１８－）５か所，２０ページ（－１９－）１０か所（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権各項目について返還の要否及び支払う金額として試算した具体的金額の案が記録されている。

⑤　２２ページ（－２１－）約２行分ほか２か所，２３ページ（－２２－）１行分ほか１か所，２４ページ（－２３－）３か所，２６ページ（－２５－）３か所（以下，これらを併せて「不開示部分⑤」という。）

これは，いずれも，財産・請求権問題における韓国の対日請求権について政府部内で試算した具体的な項目又は金額及び日本政府の対処方針が記録されている。

（乙Ａ２８６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２８６）。

ａ　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③は，「韓国の対日請求権について(Ⅰ)」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還

(ｲ)　搬出された地金（■■■トン）地銀（■■■トン）は，（中略）返還を請求される理由はない。

(ﾛ)　地銀中，鮮銀大阪支店に預託されていた■■■トン余（時価にして■■■■■■円）は，（中略）要綱４の問題である。

(ﾊ)（略）

■■■不開示部分①■■■

２　１９４５年８月９日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済

(1)　逓信局関係

(a)　郵便貯金，振替貯金，郵便為替

(ｲ)　韓国人名義の郵便貯金は，通帳の提出と記名人と所持人とが同一であること■■■不開示部分②－１■■■。（２０年８月現在の朝鮮内貯金額■■■不開示部分②－２■■■円の■■％が朝鮮人とすれば■■■不開示部分②－３■■■円。その■■％が韓国人として■■■不開示部分②－４■■■円となる。）ただし，通帳の提示は，動乱があったほか，１６年余も経過しているので，ほとんど不可能であろう。なお韓国側は，この関係の受取勘定を■■■不開示部分②－５■■■円としている。

(ﾛ)　国家承継理論を採って（中略）過超金額は郵便局調査によれば■■■不開示部分②－６■■■円となる。

(b)　国債及び貯蓄債券等

■■■不開示部分②－７■■■貯蓄債権■■■不開示部分②－８■■■円余。また日銀調査として■■■不開示部分②－９■■■円の登録国債が朝鮮総督名で存在するともいう。

(c)　朝鮮簡易保険及び郵便年金関係

これらは郵便貯金と異なり総督府が独立して営業していた。■■■不開示部分②－１０■■■韓国側はこの関係受取金を■■■不開示部分②－１１■■■円と計算している。わが方には，朝鮮人分の準備金■■■不開示部分②－１２■■■円との計算が一応ある。この■■％としても■■■不開示部分②－１３■■■円となる。

（中略）

(e)　（中略）

帳簿上の送金付替が行われたのみで現金決済が行われなかっ

たものなので，二重払いのおそれはまずない。ただし金額は不明。■■■不開示部分②－１４■■■

(2)　１９４５年８月９日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額

１９４５年１２月６日以後許可を得ずに引き出した預金額があれば■■■不開示部分②－１５■■■

(3)　朝鮮から収入された国庫金中の裏付け資金のない歳出による韓国受取金関係

（中略）

(ハ)　ただし，単純な支出分の返還であれば，■■■不開示部分②－１６■■■金額不詳。

（中略）

５　韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債，公債，日本銀行券，被徴用韓人の未収金，補償金及びその他の請求権の弁済

(1)　日本有価証券

(イ)　■■■不開示部分③－１■■■（金額は不明であるが，登録国債■■■不開示部分③－２■■■円，非登録公社債■■■不開示部分③－３■■■円の数字あり）

（中略）

(2)　日本系通貨

(イ)　■■■不開示部分③－４■■■

(ロ)　焼却日銀券等は，満銀券，儲備銀券（軍票もＳＣＡＰが無効とした）等を除き■■■不開示部分③－５■■■

(3)　被徴用韓人未収金（及び税関預かり金）

(イ)　引揚朝鮮人の税関保護預かり金は，■■■不開示部分③－６

■■■仕分けない前の金額としては■■■不開示部分③－７■■■

(ﾛ)　軍人・軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与中■■■不開示部分③－８■■■全体として，軍人・軍属の分■■■不開示部分③－９■■■円，徴用労務者の分■■■不開示部分③－１０■■■円。

(ﾊ)　帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金■■■不開示部分③－１１■■■朝鮮人全体として■■■不開示部分③－１２■■■円。

(4)　戦争による被徴用者の被害に対する補償

(ｲ)　■■■不開示部分③－１３■■■もっとも日本人徴用労務者に対しては極めて限られた場合についてのみ給付あり（現在約１００００人が対象）したがって，韓国人の場合，その満足は得られないであろう。

(ﾛ)　韓国側は（中略）主張している。仮にこれに同意し，１人当たり１００ドルとしても，１１０百万ドルとなる。ただし，この１１０万人には南北鮮を含んでいるので，これを■■%が韓国人とすれば■■■不開示部分③－１４■■■ドルとなる。(中略)

(5)　韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(ｲ)　恩給法の規定では，恩給は受領権者が日本国民であることを必要としているが，■■■不開示部分③－１５■■■しかるときは，既裁定分に未裁定分推計人数を合し，全員失権までとして，総計■■■不開示部分③－１６■■■円となる。そのうち韓国人分■■■不開示部分③－１７■■■とみれば，約■■■不開示部分③－１８■■■となる。もっとも，韓国側は，韓国政府に一時払いを要求（受領権者には韓国政府が支払うと主

張）するから，■■■不開示部分③－１９■■■大体１９９０年代までに■■■不開示部分③－２０■■■となるべき金額■■■不開示部分③－２１■■■したがって■■■不開示部分③－２２■■■は概ね■■■不開示部分③－２３■■■円程度であろう。

(ﾛ)　（中略）

(6)　韓国人の対日本人又は法人請求

韓国側の説明を聞いていないが，古い数字で■■■不開示部分③－２４■■■円というのがある。右は直接交渉ひいては民事裁判の問題であるが，これを認めるときは，日本人の日本政府に対する補償請求の問題を引き起こすおそれあり，政治的解決の必要あるべし。

（以下略）

b　不開示部分④

不開示部分④は，「韓国の対日請求権についてⅡ」と題する文書中にあり，不開示部分の前後の記載として韓国の対日請求権の各項目等が開示されている。

c　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，「韓国一般請求権について(Ⅲ)」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　それにもかかわらず，一応の試算をしてみると別紙のごとく，■■■不開示部分⑤－１■■■円を若干上回る程度すなわち■■■不開示部分⑤－２■■■ドル弱となる。しかも，この金額になるのには■■■不開示部分⑤－３■■■

３　■■■不開示部分⑤－４■■■ドルを幾分上回る程度にとどまる

だろうと推算されるのには（中略）３つの点が大きく作用している。

４　（中略）

(1)　第１の点

一応，容認するものとした請求権のうち恩給関係は，貨幣価値の変動の影響を受けているが，他は金約款のごときものの付いていない国債，郵便貯金，未払賃金，給与，あるいは焼却日銀券とかいう種類のもので貨幣価値変動の影響を受けないものである。

ただし，韓国側は貨幣価値変動の影響を主張する可能性はある。例えば，恩給関係を除いた金額■■■不開示部分⑤－５■■■円については１ドル３６０円とせず，５０円とか１５円とかあるいは４円とかの換算率採用を強く主張するかもしれない。５０円をとれば■■■不開示部分⑤－６■■■ドル強となり，１５円を取れば■■■不開示部分⑤－７■■■ドル強となる。（中略）

５　韓国側請求要綱第１には，利子等の果実の返済の項目がある。前記■■■不開示部分⑤－８■■■円より恩給関係を除いた■■■不開示部分⑤－９■■■円について年利６分とすれば，１６年間では，複利で■■■不開示部分⑤－１０■■■円強となる。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①等関係

(a)　通し番号１－２５７の文書の一部開示部分には，韓国の対日請求八項目の第１項に係る地金銀について，「要求数量は，地金２４９，６３３，１９８．６１グラム，地銀６７，５４１，７７１．２グラムであり，この数量の根拠は，朝鮮銀行の帳簿に基づいたものである。」と記録されている。また，当該文書の一部開示部分には，韓国の対日請求８項目に係る項目ごとの韓国側が主張する具体的金額

も記録されている（乙Ａ３７６）。

(b)　通し番号１－２５７の文書の一部開示部分には，「鮮銀大阪支店寄託の地銀（約２０トン，２億円）の返還が必要となる」旨記録されている（乙Ａ８２［－３８－の右葉（７２）］）。

ｂ　不開示部分②－５及び不開示部分②－１１関係

通し番号１－２５７の文書の一部開示部分には，韓国側の請求金額として，次のとおり記録されている（乙Ａ３７６）。

(a)　韓国の対日請求要綱第２項の逓信局関係（郵便貯金振替貯金郵便為替等）については，請求額合計１１億９７７２万５７４３円（１円未満切り捨て）とあるほか，日韓会談における韓国の対日請求８項目に関する討議記録の１８ページから２０ページまでのとおりである（乙Ａ３７６［－１４－及び－１５－］）。

(b)　韓国の対日請求要綱第２項の逓信局関係（朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係）については，請求金額１億３５４４万４４４５円５１銭とあるほか，日韓会談における韓国の対日請求８項目に関する討議記録の３９ページから４０ページまでのとおりである（乙Ａ３７６［－２６－及び－２７－］）。

ｃ　不開示部分③－１５関係

通し番号１－６９の文書中には，通し番号１－２０７の文書（昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書）を引用した部分があり，その内容は，別紙５（通し番号１－６９）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)ｅで認定したとおりであるところ（乙Ａ１０８［－２１１－以下］参照），このうち，不開示部分③－１５に関連する部分は，要旨下記のとおりである。

記

我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅

事由としているので，韓国人に対する恩給の支払は，これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く予想していない法律なので，国際先例をも勘案し，韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録された情報は，次のものを除き，韓国の対日債権関連の請求権に関する日本政府の具体的見解及び政府部内で試算した具体的金額等であると推認することができる。

他方，次のものについては，以下に説示するとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①のうち１枚目にある４か所

韓国の対日請求に係る地金銀の重量又はその時価であって，通し番号１－２５７の文書又は通し番号１－２５１の文書で開示されているものと同程度のもの

(ｲ)　不開示部分②－５

韓国側が主張する受取勘定の金額であって，通し番号１－２５７の文書で開示されているものと同程度のもの

(ｳ)　不開示部分②－１１

韓国側が主張する関係受取金の金額であって，通し番号１－２５７の文書で開示されているものと同程度のもの

(ｴ)　不開示部分③－１５

通し番号１－６９の文書で開示されているところと同様の理由により容認する趣旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　上記情報のうち，次に掲げるものついては，他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又は他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの等から容易に推測することができるためこれと同視し得るものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ａ　不開示部分①のうち１枚目にある４か所

これは，通し番号１－２５７の文書又は通し番号１－２５１の文書等の一部開示部分により既に公にされている。

ｂ　不開示部分②－５，不開示部分②－１１

これは，韓国側の主張に係る金額であり，通し番号１－２５７の文書等の一部開示部分により既に公にされている。

ｃ　不開示部分③－１５

これは，その内容を上記ア(ｱ)ａで認定した不開示部分の前後の記載及び通し番号１－６９の文書の一部不開示部分で公にされている情報から容易に推測することができる。

(ｲ)　上記(ｱ)で掲げたもの以外のものは，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解又は具体的試算額等であり，（別紙７）で認

定した金額と同一又は同程度の金額等が含まれている可能性は否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４１の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　乙Ａ２８６の

ａ　１ページ（－１－）の４箇所（不開示部分①）

ｂ　３ページ（－２－）の一番下のもの（不開示部分②－５）

ｃ　４ページ（－３－）の一番下のもの（不開示部分②－１０）

ｄ　１４ページ（－１３－）の下から２か所目（不開示部分③－１５）

(2)　上記(1)に掲げた部分以外のもの

（別紙５）通し番号１－１４２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４２の文書（文書１３６８）は，外務省が作成した昭和３６年１１月１５日付け「第１７８回外交政策企画委員会記録」と題する内部文書であって，第六次日韓会談に備えて外務省内部で「日韓国交正常化交渉」を議題として開催された日韓会談の経緯及び韓国の対日請求権８項目に関する意見交換会の記録である。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　８ページ（－８－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

対日８項目請求に対して韓国側に提示することが政府部内で検討されていた具体的な金額が記録されている。

②　９ページ（－９－）１７行分（以下「不開示部分②」という。）

対日８項目請求について政府部内で検討されていた具体的な支払の実施方法が記録されている。

（乙Ａ２８７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２８７）。

記

○Ｚ４１「日韓交渉は，（中略）

今度の第６次会談においては，わが方は第５次会談の継続であるから，請求権項目の中第５次会談で討議しなかった３項目の検討から始めればよいとの考え方であったが，韓国側は，全項目につきもう一度やり直すことを主張している。

韓国側の持ち出している対日請求権８項目の内容は次のとおりである。

（中略）

以上の各項目につきわが方としては次のような態度をとってきた。

（中略）

以上各項目についき日本側としても認められるかもしれないと思われるものを合算してみると，最も甘い案によっても■■■不開示部分①■■■ドル以下である。もっとも，詳しい資料などはまだ韓国側から入手してないので乱暴な数字であることをご承知おき願いたい。」

■■■不開示部分②■■■

○Ｚ８０「韓国政府は在日北鮮系人に対しても保護権を主張している。だから北鮮人の分も支払えと主張するであろう。」

○Ｚ４１「しかしわれわれとしては北鮮にもauthorityがあるという事実は無視できないという立場に立っている。その立場に立って国会にも説明してきている以上，北鮮人の分まで支払うことはできない。」

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部不開示部分には，昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり，その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２４３－以下］）。

記

(ﾊ)　次に，各項目ごとに，上記(ﾛ)の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし，それとともに，総額についてのわが方の数字を示す。（中略）総額として示す数字は，外務省Ａ案（総額約１億ドル，別添参照）を使用することとする。

外務省Ａ案を使用する理由は，同案は日本の国会や国民に対して

説明し得る合理的根拠をもった最高の額で，これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。（中略）したがって，最初からこのような案を出し，韓国側に対し，これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し，韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される（（中略）また，池田総理も，テレビ対談等において，外務省Ａ案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明されている。）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３６年１１月当時，外務省が検討していた韓国の対日請求権について最も甘く査定した場合の具体的金額（この点，通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月当時，外務省の査定した具体的金額として総額１億ドルとの金額が開示されているところ，本件全証拠を精査しても，昭和３６年１１月当時，これと大きく異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められない。したがって，不開示部分①に係る具体的金額は，少なくとも通し番号１－６９の文書の一部開示により既に公にされている金額を超えない金額であると推認することができる。）

(ｲ)　不開示部分②

昭和３６年１１月当時，外交政策企画委員会において議論された韓国の対日請求に対して北鮮分を含めて支払をするかなどの支払の具体的実施方法

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４２の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求に対する具体的査定額であるが，他の行政文書の一部開示により既に公にされている査定額を超えないものであると推認できることに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

これに対し，不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する支払の具体的方法であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議される余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４２の文書の不開示部分②に記録されてい

る情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１４２の文書の不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４２の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４２の文書の不開示部分に記録されている情報であって不開示部分①に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（不開示部分②に係る部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４３の文書（文書１３７０）は，外務省アジア局が作成した昭和３６年１２月４日付け「一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について」と題する内部文書であり，財産・請求権問題に対応するための小委員の討議の進め方について検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は，６ページから８ページまで（－５－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目について政府部内で試算した具体的な項目若しくは金額及び各試算方法が記録されている。

（乙Ａ２８８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２８８）により認められる不開示部分の直前の記載によれば，通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，政府部内において韓国の対日請求権の各項目について試算した金額及び各試算方法等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で試算された金額部分及び各試算方法の詳細に係るものであり，他の行政文書の一部開示により既に公にされている韓国側が主張する韓国の対日請求権の項目名又は韓国側の主張金額等が含まれている可能性を否定することはできないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている

情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４４の文書（文書１３７１）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月７日付け「対韓経済協力について」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉において議論された対韓経済協力の実施に関する方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額，借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記録されている。

①　４ページ（－４－）２か所

②　５ページ（－５－）２か所

（乙Ｂ２８９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続して中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にす

るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不快情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に一部追加開示された部分には，借款の供与実施機関名（日本輸出入銀行と海外経済協力基金）が記録されているにすぎず，外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったことが明らかであったし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる（乙Ｂ２８９）。

記

２．金額，金利，返済期間について

経済協力部より，輸銀から本件借款を引き出すことは困難で，結局海外経済開発基金を利用しなければならない。基金は現在１０４億あり，来年は１００億増加する見込みであると説明があった。

これに対し，Ｚ１７局長は，来年は１００億増し，次年度から２００億ずつ増すとすれば基金から毎年■■■不開示部分①■■■ドル宛払うことは可能だと思う。大体請求権■■■不開示部分①■■■経済

協力■■■不開示部分②■■■とすれば，この■■■不開示部分②■■■を５年以上に払えば良いと思う。返済期間としては７年据え置き，１０年ないし１５年間返済ぐらいでなければ適当でないと思う。また，経済協力分については今後５年間について決めると同時にその後もその時の状況に応じて考慮する余地があるというような形式にした方が韓国側は喜ぶだろうと述べた。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年１月１６日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書がそれぞれ引用されているところ，その要旨は，（別紙５）通し番号１－２６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したとおりであり，「先方に支払うもの１億ドル，長期低利の経済協力２億ドルの線から出発し，前者１．５億ドルないし２億ドル，後者２億ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として，無償経済援助１億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助２億ドルを軸とする解決案が明らかにされている（乙Ａ１０８［－２０３－以下］参照）。

ｂ　通し番号３－４１の文書の一部開示部分には，昭和３７年１１月１０日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ，その内容は，（別紙５）通し番号１－２６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したとおりであり，無償２．５対借款１．５程度の解決案やこれにオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして無償３対借款１．５まで譲歩する余地を示す解決案が明らかにされている（乙Ｂ７７参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年１２月当時，対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的金額（基金からの借款金額等や請求権処理及び経済協力の内訳を含む。）であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的金額（基金からの借款金額等や請求権処理及び経済協力の内訳を含む。）であるが，上記アで認定したとおり，他の行政文書の一部開示により，昭和３７年１月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされており，本件全証拠によっても，昭和３６年１２月当時にこの金額と大きく異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに鑑みると，通し番号１－１４４の文書中の上記具体的金額等はこれを容易に推測することができるというべきである。そうすると，その余の部分も，他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

エ　以上によれば，通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに

当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１４５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１４５の文書（文書１３７３）は，次の内部文書等によって構成されており，韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目について，韓国側が要求する金額，政府部内で試算した金額及び韓国の対日請求権各項目に対する日本政府の対処方針が記録されている。

(1)　外務省アジア局が作成した昭和３６年１２月２２日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額と日本側主張」と題する文書（同日付け「一般請求権韓国側請求に対する日本側主張（打合会資料）」と題する文書を含む。）

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３６年１２月２２日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額(一般請求権小委員会において提示せるもの）」と題する文書（昭和３６年１２月２７日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と題する文書を含む。）

２　通し番号１－１４５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）２か所，２ページ（－２－）２か所，３ページ（－３－）３か所，５ページ（－５－）２か所，６ページ（－６－）６か所（なお，１３行目「としている。」との前部にもマスキングが施されているが，同部分に記載はなく，不開示部分には含まれない。），７ページ（－７－）９か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

②　１０ページから１１ページまで（－９－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分（「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」）中の最初の２ページ。（以下「不開示部分②」とい

う。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

③　１２ページから１５ページまで（－９－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分（「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」）中の３ページから６ページまで。以下「不開示部分③」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で査定した具体的な項目又は金額及び試算方法が一覧表形式で記録されている。

（乙Ａ２９０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２９０）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４５の文書の不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，当該文書には韓国側の請求に係る項目ごとに韓国側主張と日本側主張に分けて金額等が記録されているところ，不開示部分①は，いずれも日本側主張に係るものである。

(ｲ)　通し番号１－１４５の文書の不開示部分②及び不開示部分③は，前提事実（各論）１(2)の文書に含まれる「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と題する文書に相当する部分であり，前提事実（各論）１(2)の文書の１枚目には，下記のとおり記録されている。

記

一般請求権小委員会は昨日第８回会合を終え，韓国側請求主要部分についてその根拠，金額について説明があったところ，概要次のとおり報告申し上げる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

次の各情報（不開示部分②及び不開示部分③は，前提事実（各論）１(2)の文書に含まれる「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と題する文書に相当する部分であるところ，当該文書の表題が前提事実（各論）１(1)とほぼ同様であること等に照らすと，次の情報が記録されているものと推認することができる。）

ａ　前提事実（各論）１(1)と同様の形式による韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等

ｂ　不開示部分②のうちａ以外の部分には，外務省において韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目ごとに試算した具体的な金額

ｃ　不開示部分③のうちａ以外の部分には，外務省において韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目ごとに査定した金額及び試算方法であって一覧表の形式で整理されたもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　まず，不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報のうち，上記イ(ｲ)ａに係るものについては，韓国開示文書において公にされているものと推認することができるから，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足

りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ)　次に，不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(ｲ)ｂ及びｃに係るものについては，日本政府部内で検討された請求権問題に関して韓国側の請求項目ごとに試算された具体的金額等であり，本件全証拠によっても，これが韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(ｲ)ｂ及びｃに係るものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報のうち，上記イ(ｲ)ａに係るものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(ｲ)ｂ及びｃに係るものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(ｲ)ｂ及びｃに係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４５の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分②及び不開示部分③のうち，韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等

(2) ａ　不開示部分①

ｂ　不開示部分②のうち上記(1)に相当する部分以外

ｃ　不開示部分③のうち上記(1)に相当する部分以外

（別紙５）通し番号１－１４６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１４６の文書（文書１３９７）は，外務省が作成した昭和４０年６月１７日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」と題する内部文書等によって構成されており，昭和４０年６月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案等が記録されている。

２　通し番号１－１４６の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，８０ページから１５４ページまで（－７９－に「次ページ以下７５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等が，和文，英文及びハングル文字で記録されている。

（乙Ａ２９１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続して中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮

と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ２９１）により認められる不開示部分の直前の記載によれば，通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和４０年当時，「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等（それぞれ和文，英文及びハングル文字がある。）であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された日韓経済協力に関する具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において経済協力関係が取り上げられる予定である以

上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が経済協力関係に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１４７の文書（文書１４０８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書により構成されており，第１回から第３回までの「第５次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省代表打合会議」等において協議された日韓会談の韓国側代表に対する印象，在日朝鮮人問題，漁業問題，文化財問題，財産・請求権問題，船舶問題といった日韓会談において議論されていた各問題についての日本政府の見解及び対処方針の検討過程が記録されている。

(1)　昭和３５年９月１２日付け「第５次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第１回各省代表打合会議概要」と題する文書

(2)　昭和３５年９月１９日付け「第５次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第２回各省代表打合会議概要」と題する文書

(3)　昭和３５年１０月６日付け「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」と題する文書

(4)　昭和３５年１０月１４日付け「第５次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第３回各省代表打合会議概要」と題する文書

２　通し番号１－１４７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　５ページ（－５－）約３行分，６ページ（－６－）約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

②　２２ページ（－２２－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，財産・請求権問題についての日韓間での議論における日本政府の

具体的な交渉戦略案として検討された内容が記録されている。

③　３３ページ（－３３－）約２行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

（乙Ａ１２７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１２７）によれば，通し番号１－１４７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３５年９月１２日付け「第５次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第１回各省代表打合会議概要」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

５．請求権問題

Ｚ７９理財局次長より，本問題は処理の仕方によっては国内補償等の問題，台湾との関係等難しい問題を惹起しやすい。日本側としても，■■■不開示部分①■■■韓国側がそれ以上の請求権の主張，例えば，既に清算を終わっている朝鮮銀行についてこれを朝鮮の財産だったと言い出したら，際限がない。もし，先方がこういう態度をとるなら日本側の債権も主張せざるを得なくなり，解決は著しく困難になる。結局のところ，双方の請求権を並べてみれば，日本側の請求権の方が多いのだろうが，もし先方が対日請求権を放棄するというのならば，すなわち実質的に相互放棄を前提とするならば，■■■不開示部分①■■■この解決方法が日本側としてこれまでも考えていた方法であったと了解している，と述べた。

Ｚ１７局長より，相互放棄という言葉を使うと，南北鮮の関係，他の国との関係，国内補償の問題等が起こるが，他方，うやむやにしておくと，後腐れが残ると述べ，Ｚ７９次長より，将来の特別取極の対象とするという日華条約方式を採り，事実上将来いつまでも触れないことにしてはいかんと述べ，Ｚ１７局長も日華条約方式は一方式であり，いずれにしろこのようにして請求権には直接触れな

いでおいて別途に色をつけ，お祝いの印として船舶や文化財を贈与したり，経済援助をしたりするのがよかろうと述べた。

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３５年１０月６日付け「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．アジア局側より，文化財に問題については私有のものをどうするかというような問題がある。また，請求権については■■■不開示部分②■■■この点大蔵省方面とも大まかな線で了解を取り付けている旨を述べた。

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３５年１０月１４日付け「第５次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第３回各省代表打合会議概要」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．一般請求権問題

Ｚ７８理財局長より，会談に臨む日本側態度を決定するに当たり，韓国新政府とどこまで正面から取り組んでいいのかということがまず問題になる。（中略）

次いで，Ｚ７９理財局次長より，請求権問題をいろいろ検討したところ，■■■不開示部分③■■■これもつきつめていくと北鮮との関係や台湾，中共への影響も考えられてうかつには進められず，結局のところ，請求権問題には一切触れないでいくか，それとも北鮮の問題なども割り切った上で，全面的に覚悟するか，いずれかを選ばざるを得ず，中途半端な途はないのではないかと考えるに至っ

た，との説明があった。

Ｚ１７局長より，もし請求権委員会を開いて事務的な話し合いを始めることになったら，どのような内容になろうかと質問したのに対し，Ｚ７９次長は，こちらから進んで言うことはない，先方が前と同じ主張をするかどうかを聞くことになろうが，その際先方がヴェスティング・デクリーに関連した議論をしたならば，このような先方の要望には応じられないとの肝構えでいくほかはなかろう。他方，もし先方が問題を絞ってヴェスティング・デクリーなどについては議論せず，未払給与や徴用労務者給与等だけを取り上げてくれば事務的に話し合う余地もできる。しかし，その場合も，単に未払金だけならば割合に簡単だが，貨幣価値の変動とか慰労金，見舞金の支払とかを取り上げるようだとうかつには応ぜられなくなる。

慰労金支払は一応もっともな主張ともいえるが，これを払うとなると台湾や中国山東省からの徴用労務者にも波及するなどの問題や北朝鮮関係をどう処理するかの問題も起こる。結局，ラムプ・サムで全部片付けるという考えが出るかもしれないが，その場合でも依然北鮮の問題が残る，との説明が行われた。

Ｚ１７局長より，最終的には政治的解決をすることになるにしても，初めから請求権の議論を全然しないわけにもいかないから，とにかく一応委員会を開いて議論をし，「数字で話を決めるのは不可能だ」ということを先方に納得させる必要があろうと述べ，Ｚ７９次長は一番無難なところで戦死者の数でも話し合えば多少時間はつなげると述べた。（朝鮮人軍人軍属の戦死者は日本側では２万数千人だといい，韓国側は戦傷病死者を含め７万人だといっている。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時，請求権問題に関し

て外務省その他の関係省庁が検討した日本側の解決策又は交渉戦略案の具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的解決策又は交渉戦略案等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１４８の文書（文書１４１０）は，外務省条約局法規課が作成した次の内部文書によって構成されており，いずれも，戦後の南北朝鮮関係，韓国の法的地位，財産・請求権問題及び在日韓国人の処遇問題について日本側の対処方針を検討した内容が記録されている。

(1)　昭和３５年１２月１日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」と題する文書

(2)　昭和３５年１２月６日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と題する文書

２　通し番号１－１４８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題について日本側の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

①　１５ページ（－１５－）２か所

②　１６ページ（－１５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ２９２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１４８の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる（乙Ａ２９２）。

記

２　財産及び請求権問題

（中略）

（参考）

請求権処理のフォーミュラとしては■■■不開示部分■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式をとり，その他の財産及び請求権については，(1)大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式　軍令第３３号の関係もあり表現方法には若干問

題があるべし）と (2)国連による朝鮮の統一が達せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２４３の文書は，前提事実（各論）１(1)の文書と同一であるところ，その一部開示部分には，不開示部分に相当する部分として，要旨下記のとおり記録されている。

記

２　財産及び請求権問題

（中略）

（参考）

請求権処理のフォーミュラとしては日本政府の債務中■■■不開示部分■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式をとり，■■■■■財産及び請求権については，(1)大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式　軍令第３３号の関係もあり表現方法には若干問題があるべし）と (2)国連による朝鮮の統一が達成せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時，請求権問題に関して外務省が検討した日本側の対処方針及びその解決策としての日本側の提案の具体的内容であると推認することができる。

ｳ　そうであるとすれば，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の

一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないこと（なお，上記ア(ｲ)で認定したとおり，通し番号１－２４３の文書では，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に相当する部分の一部が開示されているが，当該部分は，その余の不開示部分の内容を推認するに足りるものではない。）に照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１４９の文書（文書１４１１）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており，第五次日韓予備会談の第４回本会議に備えての日本代表団の打合せ会議における，当時の日韓国交正常化交渉における懸案事項であった漁業問題や財産・請求権問題についての対処方針に関しての議論の記録が記録されている。

(1)　昭和３６年１月２５日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」と題する文書

(2)　昭和３６年１月３１日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する文書

(3)　昭和３６年１月３０日付け「当面の日韓会談交渉要領」と題する文書

(4)　昭和３６年２月８日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する文書

２　通し番号１－１４９の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，対日請求権に基づく韓国側の要求に対する日本政府の具体的な交渉戦略や請求権の名目でわが国として支払うことができる具体的な項目の名称と，その支払先が記録されている。

①　３ページ（－３－）上段約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）下段約２行分から４ページ（－４－）１行分まで（以下「不開示部分②」という。）

③　４４ページ（－４４－）約２行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２９３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２９３）によれば，通し番号１－１４９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，昭和３６年１月２５日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

３　Ｚ７８代表より次のような発言があった。

「最近の韓国の政情，特に現政府の力や一般韓国人の対日感情等をみていると，仮に協定ができたとしてもそれから先一体どうなるのかという疑問が起こり，そのような中で一体どこまで日韓会談を進めていいのかよくわからなくなる。韓国政情の判断については，外務省がどのように判断しているか伺いたい旨，昨年もお願いをしてあるのだが，まだお答えいただいていない。

請求権問題について言えば■■■不開示部分①■■■極めて困難な問題にぶつかるわけである。その他の項目は，いずれも韓国側が１９４５年１２月ではなく８月にまでさかのぼることを要求しているのであり，日本側としてはこれを全部否定せざるを得ない。そうなると再びＺ２２１発言の再発，ひいては会談の決裂ということにすらならないとは限らない。言い換えれば■■■不開示部分②■■■

また，経済協力の話については現在の韓国側の事情を考えると，今そのようなことをすべきではないと思う。将来のことはその時の情勢で決めるべきである。

(ｲ)　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３６年２月８日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｚ２４１局長より「米国の解釈」とか Vesting Decree とかを論ずれば相当の論議になること必至なので，差し当たりはこういう全体の問題は最終的調整の時期まで留保した上で，韓国側要求の５項目のクレイム自体の合理性，非合理性を論議してはどうだろうか。根本問題にかかわ

りなく，そのこと自体でもすでに非合理的なものもあるのではなかろうかと述べた。

これに対しＺ７９理財局次長は，根本問題に関連のないものは■■■不開示部分③■■■それすらもすぐに現在南北鮮いずれにいるかという問題にぶつかるわけである。他の大部分の問題は８月９日という日付の関係で Vesting Decree にひっかかってくると述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年当時，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の要求に対する日本側の交渉戦略の具体的内容又は請求権の名目で日本側として支払うことができる具体的な項目の名称及びその支払先であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の交渉戦略の具体的内容や日本側が請求権名目で支払を検討した項目及びその支払先等であり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１４９－２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１４９－２の文書（文書１４１８）は，昭和３６年８月２９日付けで外務省北東アジア課が作成した記録用の内部文書で，昭和３６年８月２９日午後２時から外務省７０７号室において開催された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打合せ会」を行った際の具体的な協議内容が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，一般的請求権問題について，大蔵省のＺ６３外債課長が発言した内容が記載された部分で，請求権問題をいかなる形で収束するかについて政府部内で検討された忌憚のない意見が記録されている。

①　１３ページ（－１３－）の上から３行目の約１行分

②　１３ページ（－１３－）の上から６行目から７行目までの約１行分

（乙Ａ５９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，内部の打合せ会における発言として公開されることが予定されていないものであるから，これを公にすれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあるし，韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，北朝鮮は，当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であるから，我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があるほか，韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，通し番号１－１４９－２の文書の作成時から４８年が経過していることを考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ５９）によれば，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

［一般請求権問題］

Ｚ４１参事官より，８項目の事実関係の説明を聞く部分は１割程度残っており，その後各項目につき，日本側の事務的レベルの態度を開陳する予定であったので，再開後も当初はこれに費やされよう。しかし，その後はベスティングデクリー及び米国見解の解釈問題等委員会レベルでは解決のつかない問題があるため，その解決を本会議に上程することが適当かと考えるとの意見が述べられ，他方Ｚ６３外債課長より請求権問題をいかなる形で収拾するかについて見通しが立てにくい。■■■不開示部分①■■■法律的に詰めれば極めて煩雑になり，韓国側はそのようなばかげたことをせず，意識的なことならよいというのかどうか，また，■■■不開示部分②■■■韓国側の出方がわからず，へたすると決裂という事態もあり得るのではないかと述べた。Ｚ１７局長より本問題については国会等の関係から事務的に十分説明のつくものにしておく必要があるが，実際問題として

物価指数の問題を除けば米国解釈及びベスティングデクリーにより請求権はかなり小さなものになろうと述べ，Ｚ３１８条約局参事官より，結局請求権でいくら，経済協力でいくらと先ず決め，その後に適当な説明を創るということになるのではないかとの意見が述べられた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年当時，日本政府部内で検討された請求権問題を収束させる形式に関する具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の

不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１４９－２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１５０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５０の文書（文書１４２６）は，外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書のうち昭和３６年１月分から３月分まで，５月分から１２月分までの各韓国関連部分の抜粋により構成され，第五次日韓会談の予備会談において焦点となった漁業問題，在日韓国人の処遇問題及び財産・請求権問題等についての会談の記録及び以後の会談における日本側の対処方針が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，対日請求権に基づく韓国側の要求に対する支払についての日本政府の具体的な解決策，方針，請求権の名目でわが国として支払うことが可能か検討されていた具体的な項目の名称及びその支払先が記録されている。

①　１０９ページ（－１０９－）約２行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１４７ページ（－１４７－）約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１６４ページ（－１６４－）約４行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２９４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公

にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２９４）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３６年５月分の「北東アジア課関係」の第５次日韓全面会談予備会談の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(4)　一般請求権小委員会

(C)　韓国の対日請求８項目の討議

(ﾎ)　第１３回会合においては，（中略）

次いで要綱５．(3)「被徴用韓人未収金」の問題に入り，

■■■不開示部分①■■■韓国側は，韓国政府が一括支払を

受け，各個人に対する支払は韓国側の国内措置でやりたいとの意向を表明した。

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３６年９月分の「北東アジア課」の９月７日の小坂大臣・Ｚ２２２院長第２回会談の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(3)　９月７日の小坂大臣・Ｚ２２２院長第２回会談においては，小坂大臣より（同日朝池田総理と打ち合わせたところに基づき）請求権については，いまだ韓国側から十分の資料の提出がないので，正確なことはわからないが，日本側としては認め得るものは極めて少額にすぎないと思われる。しかし，それだけでは韓国側が満足しないことは承知しており，また日本として韓国の経済建設が順調に進捗することを希望するので，日本が韓国の経済５カ年計画に協力するという観点からものを考え，請求権と経済協力■■■不開示部分②■■■との２本立てで問題を解決したい。よって５カ年計画，特にその外資導入計画につき韓国側の説明をききたいと述べた。

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３６年１１月分の「北東アジア課関係」の朴議長の来日の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

池田総理・朴議長会談の概要は次のとおりである。（会議の大部分は２人だけで行われたが，韓国側の希望により，外部には通訳が立ち会った旨説明した。）

（ｉ） 請求権問題に関し，朴議長が，大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は，Vesting Decreeの効力発生時期や地域的範囲の問題，更に，平和条約第４条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。■■■不開示部分③■■■結局，今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。

（ii） 次いで，経済協力の問題に関し，（以下略）

(ｲ) 本件各文書の一部開示

ａ 通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第５次会談の一般請求権小委員会会合における韓国の対日請求要綱８項目の討議の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－３６－］）。

記

第５項（中略）

(3) 「被徴用韓人未収金」に関し，日本側は繰り返し本件の個人ベースによる解決を示唆したが，韓国側は，韓国政府が一括支払を受け，各個人に対する支払は韓国側の国内措置でやりたいとの意向を表明した。

ｂ 通し番号１－５９の文書の一部開示部分には，昭和３６年９月７日付け「小坂大臣，Ｚ２２２経済企画院院長第２回会談要旨」と題する文書があり，その内容は，要旨下記のとおりである（乙Ａ２０）。

記

１．小坂大臣より，請求権については更に検討しなければ正確にはわからないが，日本側として認め得るものは極めて少額にすぎないと思う。しかしそれだけでは韓国側が満足されないことは承知してお

り，また，日本として韓国の経済建設が順調に進捗することを希望しているので，日本が韓国の経済５カ年計画に協力するという観点からものを考え，請求権とこのような経済協力（無償援助と通常の経済協力の双方を含む。）との二本立てで問題を解決したいと思う。よって５カ年計画特にその外資導入計画等につき韓国側の説明を聞き，その上で相談を進めることにしたい，と述べた。

２．（以下略）

ｃ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，池田総理・朴議長会談の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－３７－］）。

記

（ｉ）　朴議長が，請求権の大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し，池田総理より，請求権問題は，Vesting Decree の効力発生時期や地域的範囲の問題，更に，平和条約第４条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ，朴議長は，要するに法律上の根拠があるものを認めてくれというのであると述べた。そこで，池田総理より，個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ，結局，請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。（なお，その際，朴議長は請求権といわないで何か別の名義がないものかとの趣旨を付言したが，後日，韓国側は，この朴議長の発言をもって，「請求権」という名目を避けつつ本問題を解決してはどうかとの意思表示であった説明した。）

（ⅱ）　次いで，経済協力の問題に関し，（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することが

できる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「日本側は繰り返し本件の個人ベースによる解決を示唆したが，」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－５９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「（無償援助と通常の経済協力の双方を含む。）」との文言又はこれと同様のもの

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した「そこで，池田総理より，個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ，」との文言又はこれと同様のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５１の文書（文書１４２７）は，外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書の昭和３７年１月分から９月分までの各北東アジア課関連部分の抜粋により構成され，第六次日韓会談の予備交渉において焦点となった漁業問題，在日韓国人の処遇問題，財産・請求権問題についての交渉の概要，各問題に対する日本政府の具体的な見解，解決策及び対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１２ページ（－１２－）１１行目から１７行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の返還要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記録されている。

②　１２ページ（－１２－）最終行から１３ページ（－１３－）２行目まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の現物分についての返還要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記録されている。

③　１３ページ（－１３－）最終行（以下「不開示部分③」という。）

これは，被徴用韓人未収金の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策が記録されている。

④　１５ページ（－１５－）上段約２行分，下段約２行分，約３行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，未払恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策及び対処方針が記録されている。

⑤　１７ページ（－１７－）約２行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，軍人恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な見解が記録されている。

⑥　４５ページ（－４５－）約２行分，５４ページ（－５４－）約４行分，５５ページ（－５５－）約２行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，いずれも，小坂外務大臣が韓国のＺ２５５外務部長との第３回会談において，請求権，無償援助，経済協力の３本建てを考えているとの韓国側からの提案に対し，日本側が政府案として提示した具体的な内容が記録されている。

⑦　８７ページ（－８７－）約２行分ほか１か所，８８ページ（－８８－）約３行分，９１ページ（－９１－）４か所，９３ページ（－９３－）約２行分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは，いずれも，第六次日韓会談における第１回会合において，Ｚ１８代表が請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について発言した際に提示した具体的な解決策及びＺ１７局長がＺ１８代表の発言を補足して非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

⑧　９８ページ（－９８－）約３行分（以下「不開示部分⑧」という。）

これは，第六次日韓会談第２回会合における韓国のＺ２３６代表の発言中にあり，同発言で引き合いに出されたＺ１８代表の発言部分が記録されている。

⑨　１０４ページ（－１０４－）２か所（以下「不開示部分⑨」という。）

これは，第六次日韓会談第２回会合におけるＺ１７局長の発言中にあり，いずれも，同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

⑩　１０７ページ（－１０７－）約２行分（以下「不開示部分⑩」という。）

これは，第六次日韓会談第３回会合におけるＺ１７局長の発言中にあり，韓国側が日本側の提案を受け入れない場合における日本側の対応策が具体的

に記録されている。

⑪　１１８ページ（－１１８－）２か所，１１９ページ（－１１９－）約２行分（以下「不開示部分⑪」という。）

第六次日韓会談第２回会合におけるＺ１７局長の発言中にあり，いずれも，同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ２９５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと，これらを解決する経済協力の組合せが記録されているかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２９５）。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑤まで

不開示部分①から不開示部分⑤までは，昭和３７年２月分の「北東アジア課」の第六次日韓全面会談の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(4)　一般請求権小委員会

(ﾛ)　第１０回会合においては，Ｚ６０主査より，要綱５（中略）の各小項目について，これは日本政府の最終的意思表示でなく，本小委員会の主査としての一応の見解であると前置して，要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a)　登録分

（中略）

(iii)その他の法人，個人の所有するものについては，■■■

不開示部分①■■■

(b)　現物分

現物のものについては，日本側としては，■■■不開示部分②■■■

(2) 日本系通貨

（中略）

(3) 被徴用韓人未収金

■■■不開示部分③■■■検討を重ねたい。

(4) 被徴用韓人補償金

（中略）

(5) 未払恩給

(a) 恩給関係

(ⅰ) 人員の範囲については，恩給の支払について■■■不開示部分④■■■は応じられない。

(ⅱ) （中略）

(ⅲ) また，軍人軍属について付言すると，軍人は，日本人の場合と同様に取り扱うほかないが，軍人恩給復活の時期との関係よりして■■■不開示部分④■■■支給の余地はない。軍属は，■■■不開示部分④■■■考慮できない。

（中略）」

以上のＺ６０主査の説明に対し，Ｚ６１主査は，これに対する韓国側意見は追って申し述べると述べ，次いで，Ｚ６４委員より，軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し，Ｚ６２副主査より，軍人恩給は，終戦を境に停止され，それが復活したのは韓国の独立後であったところ，日本の恩給法の建前からいって，日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので，■■■不開示部分⑤■■■支給できないということであると説明した。（以下略）

b 不開示部分⑥

不開示部分⑥は，昭和３７年３月分の「北東アジア課」の日韓政治折衝の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２月２１日の池田総理・Ｚ２２３中央情報部長の会談において大要合意を見た日韓政治折衝に関し，３月５日Ｚ１７局長，Ｚ２４３参事官の間で，１２日より，東京において，両国外務大臣間でこれを行うことに意見の一致を見た結果，崔外務部長官は１０日来日し，５回にわたり小坂外務大臣と会談し，１９日帰国した。（中略）

(1)　会議概要

（中略）

(ホ)　第３回会談（１５日）において，一般請求権問題の解決方式につき意見が交換され，韓国側は，請求権，無償援助，経済協力の３本建てを考えているのに対し，日本側より，請求権というと少額たらざるを得ず，■■■不開示部分⑥■■■ので，経済協力につき韓国側において真剣に検討してほしいと要望した。これに対し，韓国側より，請求権の代わりにクレジットをもらって帰るわけにはいかないと述べた。

c　不開示部分⑦から不開示部分⑪まで

不開示部分⑦から不開示部分⑪までは，昭和３７年８月分の「北東アジア課」の第六次日韓全面会談（３７年８月，９月分）の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　第１回会合（８月２１日）

まず，Ｚ１８・Ｚ２３６両首席代表より簡単な挨拶があった後，Ｚ１８代表より，請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに，このような討議の結果，日本側が到達した結論は，去る３月の外相会談の第１日に，小坂外務大臣より発言したところで明らかであり，ここで繰

り返すことは避けるが，要するに，平和条約第４条の規定から明らかなように，請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ，かつ，請求権と称する以上，法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり，しかもその立証責任は請求する側にあり，加うるに，いわゆる「米国解釈」により，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので，これらいくつかの要素を総合して考えるならば，■■■不開示部分⑦－１■■■戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても，■■■不開示部分⑦－２■■■にとどまり，韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果，日本側が到達した結論を一言にして申せば，■■■不開示部分⑦－３■■■しかしながら，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば，相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。（中略）」

次いで，Ｚ１７局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようとい

う点である。３月の外相会談で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は■■■不開示部分⑦－４■■■を非公式に提示した。（日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが，韓国側は興味を示さなかった。）その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかと言われたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろ膨らませて■■■不開示部分⑦－５■■■まで引き上げることもできないことはないが，２本立てとなれば，その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分⑦－６■■■とのことである。しかもこの■■■不開示部分⑦－７■■■でも，例えば，恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく，まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。（中略）」

これに対し，Ｚ２３６代表は次のように述べた。

「韓国としては，１０年前から請求権として要求し国民にもそう説明してきたので，現軍事政権になって急にこれを放棄しろと言われてもできず，あくまで請求権という文字を使わざるを得ない。他方，法的根拠に関する日韓間の意見の食い違っているという事情があるので，自分が昨年１０月来日したときには「請求権だけで解決せよ」という訓令だったのを，本国政府に「なんとか譲歩してくれ」と要請し，その結果として請求権と無償援助の２本立てという方式ができたわけである。しかるに，今日，日本側からまた新しい方式が示されたとなると問題の解決は極めて難しくな

る。」

このＺ２３６代表の発言に対し，Ｚ１７局長より次のとおり述べた。

「Ｚ２３６代表のいわれるような２本立て方式について■■■不開示部分⑦－８■■■昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果，外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し，また，外務省の膨らませた数字も請求権１本ということで可能なので，無償援助との２本立てということになれば，外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

(2)　第２回会合（８月２４日）

まずＺ２３６代表より，第１回会合において日本側より発言した請求権問題の解決方式に関する考え方に対する韓国側の見解を要旨次のとおり発言した。

「韓国の対日請求要綱が法的根拠に基礎をおき，関係証拠又は合理的な方法により算出されたものだということは再言を要しない。（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権をもっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことである。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが，■■■不開示部分⑧■■■意外だといわざるを得ない。」（中略）

次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提

示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって■■■不開示部分⑨■■■であることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助１本立てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり，■■■不開示部分⑨■■■よりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

（中略）

(3)　第３回会合（８月２９日）

（中略）

これに対し，Ｚ１７局長より，韓国側として日本側提案を受けられないならば，むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい，ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない，■■■不開示部分⑩■■■これに対し，Ｚ２４３参事官が，日本国債の現物もあると述べたのに対し，Ｚ１７局長は，たとえ国債の現物があっても，それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり，この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

(6)　第６回会合（９月１３日）

（中略）

Ｚ２４３参事官は，韓国側は金額で１億ドル下がった上，形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに，日本側は金額で■■■不開示部分⑪－１■■■上がっただけで，内容では歩み寄っていないと述べたのに対し，Ｚ１７局長より，韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが，日本側が法的根拠のある請求と認め得るものは■■■不開示部分⑪－２■■■であり，これを１．５億ドルに上げたのは大譲歩であり，しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず，もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである，何れにせよ，先にＺ２３６代表のいわれた５億ドル対２億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから，その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

Ｚ２３６代表より，非公式に伺いたいが，もし韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，そのような数字では全然上げなくてもよいところだが，それではあなた方に悪いから，１．７億ドルと申し上げよう，これは■■■不開示部分⑪－３■■■と答えた。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の開示部分

ａ　第六次会談の一般請求権小委員会第１０回会合

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次会談の一般請求権小委員会第１０回会合における説明の概要が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－１１４の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)で認定したところであるところ，上記不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ１８８［－４６－以下］参照）。

記

第１０回会合において，Ｚ６０主査より，要綱５（中略）の各小項目について，これは日本政府の最終的意思表示ではなく，本小委員会の主査としての一応の見解であると前置して，要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a) 登録分

（中略）

(iii)その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく究明し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては，日本側としては，韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 日本系通貨

（中略）

(3) 韓国人被徴用者未収金

双方の納得する金額を基礎として，検討を重ねたい。

(4) 被徴用者に対する補償金

（中略）

(5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(a) 恩給関係

（中略）

（ｉ） 人員の範囲については，恩給の支払について国の負担と

なっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ⅱ)　（中略）

(ⅲ)　また，軍人軍属について付言すると，軍人は，日本人の場合と同様に取り扱うほかないが，軍人恩給復活の時期との関係よりして，増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は，いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

（中略）」

以上のＺ６０主査の説明に対し，Ｚ６４委員より，軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し，Ｚ６２副主査より，軍人恩給は，終戦を境に停止され，それが復活したのは韓国の独立後であったところ，日本の恩給法の建前からいって，日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので，日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということであると説明した。（以下略）

b　小坂外務大臣と崔長官の第３回会談（昭和３７年３月１５日）

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，小坂外務大臣と崔長官の第３回会談（昭和３７年３月１５日）の概要として，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２６２－以下］）。

記

第３回会談（１５日）で，一般請求権問題の解決方式について意見が交換され，韓国側は，請求権，無償援助，経済協力の３本建てを考えているのに対し，日本側から「『請求権』とすると少額にならざるを得ないので，請求権と無償援助と重なり合ったものと経済協力２本建てを考えている。」と述べたのに対し，韓国側は「請求権の代わりにクレジットをもらって帰るわけにはいかない」と述べたが，請求権

と無償援助の重なったものの名称について双方で考えることに合意した。（以下略）

c　第六次日韓会談の日韓予備交渉第１回会合（８月２１日）

(a)　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第１回会合（８月２１日）における説明の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－５９－以下］）。

記

まずＺ１８代表より，請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに，このような討議の結果，日本側が到達した結論は，去る３月の外相会談の第１日に，小坂外務大臣より発言したところで明らかであり，ここで繰り返すことは避けるが，要するに，平和条約第４条の規定から明らかなように，請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ，かつ，請求権と称する以上，法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり，しかもその立証責任は請求する側にあり，加うるに，いわゆる「米国解釈」により，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので，これらいくつかの要素を総合して考えるならば，請求権として日本側が支払を認め得るものは，戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても，せいぜい数千万ドルにとどまり，韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たり

があるのである。

（中略）

このような検討の結果，日本側が到達した結論を一言にして申せば，請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払い得ない，しかしながら，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば，相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。（中略）」

次いで，Ｚ１７アジア局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談の折，全く非公式な形で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は７千万ドルを提示した。その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろふくらませて７千万ドルまで引き上げることもできないことはないが，２本立てとなれば，その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで，■■■不開示部分■■■しかも，■■■不開示部分■■■例えば，恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく，まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず，国会等への説明は極めて困難と思われる。（中略）」

(b)　通し番号１－９１の文書の一部開示部分には，昭和３７年８月２１日付け「日韓予備交渉第１回会合記録」があるところ（乙Ａ２４７［－１－以下］），その内容は，別紙５（通し番号１－９１）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるが，通し番号１－１５１の文書の不開示部分⑦に相当する部分（ただし，上記(a)で説示した部分を除く。）は，下記のとおりである（乙Ａ２９５［－９４－］）。

記

このＺ２３６代表の発言に対し，Ｚ１７局長より次のとおり述べた。

「Ｚ２３６代表のいわれるような２本立て方式について非公式にお話ししたことがあるのは事実である。しかし，昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果，外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し，また，外務省の膨らませた数字も請求権１本ということで可能なので，無償援助との２本立てということになれば，外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

ｄ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（８月２４日）

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（８月２４日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６３－以下］）。

記

まず，Ｚ２３６代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権を

もっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことである。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが，韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは，意外だといわざるを得ない。

（中略）

次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって７０００万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助一本立てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり，７０００万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

ｅ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第３回会合（８月２９日）

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第３回会合（８月２９日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６８－以下］）。

記

これに対し，Ｚ１７局長より，韓国側として日本側提案を受けられないならば，むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい，

ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない，そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。これに対し，Ｚ２４３参事官が，日本国債の現物もあると述べたに対し，Ｚ１７局長は，たとえ国債の現物があっても，それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う，請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり，この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

ｆ　第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）

(a)　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－７０－以下］）。

記

Ｚ２４３参事官は，韓国側は金額で１億ドル下がった上，形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに，日本側は金額で０．８億ドル上がっただけで，内容では歩み寄っていないと述べたのに対し，Ｚ１７局長より，韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが，日本側が法的根拠のある請求と認め得るものはせいぜい０．７億ドルであり，これを１．５億ドルに上げたのは大譲歩であり，しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず，もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである，何れにせよ，先にＺ２３６代表のいわれた５億ドル対２億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから，その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

Ｚ２３６代表より，非公式に伺いたいが，もし韓国側が正式に

５億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，そのような数字では全然上げなくてもよいところだが，それではあなた方に悪いから，１．７億ドルと申し上げようと答えた。

(b)　通し番号１－９１の文書の一部開示部分には，昭和３７年９月１３日付け「日韓予備交渉第６回会合記録」があるところ（乙Ａ２４７［－６７－以下］），その内容は，別紙５（通し番号１－９１）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるが，通し番号１－１５１の文書の不開示部分⑪－２に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ２４７参照）。

記

Ｚ２３６代表より，非公式に伺いたいが，もし韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，そのような数字では全然上げなくてもよいところだが，それではあなた方に悪いから，１．７億ドルと申し上げよう，これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■であると答えた。

(c)　通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第６回会合（９月１３日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ８３［－６０－］）。

記

しかし，その後第６回（裁判所注：昭和３７年９月１３日）にはＺ２３６大使が受けている訓令では「韓国側は１億ドル下がったなら日本側にもその半分の０．５億ドル上がって欲しい」内容になっていると述べ，非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらとするか」と質したのに対し，

Ｚ１７アジア局長は「■■■不開示部分■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字である。」と答えていた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分⑤まで

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した文言と同一のもの

(ｲ)　不開示部分⑥

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「請求権と無償援助と重なり合ったものと経済協力２本建てを考えている」との文言又はこれと同様のもの

(ｳ)　不開示部分⑦

通し番号１－１８又は通し番号１－９１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した次の各文言又はこれと同様のもの（ただし，不開示部分⑦－６及び不開示部分⑦－７を除く。これらの内容については，次のとおりである。）

ａ　不開示部分⑦－１

「請求権として日本側が支払を認め得るものは，」との文言

ｂ　不開示部分⑦－２

「せいぜい数千万ドル」との文言

ｃ　不開示部分⑦－３

「請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない，」との文言

ｄ　不開示部分⑦－４

「７千万ドル」との文言

ｅ　不開示部分⑦－５

「７千万ドル」との文言

ｆ　不開示部分⑦－６及び不開示部分⑦－７

遅くとも昭和３６年までに，大蔵省が試算した韓国側に支払うべき請求権についての具体的金額等

ｇ　不開示部分⑦－８

「非公式にお話ししたことがあるのは事実である。しかし，」との文言

(ｴ)　不開示部分⑧

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｄで認定した「韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは，」との文言又はこれと同様のもの

(ｵ)　不開示部分⑨

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｄで認定した「７０００万ドルくらい」及び「７０００万ドル」との各文言

(ｶ)　不開示部分⑩

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｅで認定した「そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(ｷ)　不開示部分⑪

ａ　不開示部分⑪－１及び不開示部分⑪－２

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｆで認定した「０．８億ドル」及び「せいぜい０．７億ドル」との各文言

ｂ　不開示部分⑪－３

Ｚ１７局長が述べた１．７億ドルという金額の根拠であり，「外相

会談の際の・・・に・・・足した数字である」との文言が含まれるもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分⑦－６及び不開示部分⑦－７に記録されている情報は，大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等であるが，昭和３７年当時，日韓両政府間の交渉で現に示されたものであり（したがって，日本側が提示した請求権に関する査定額であることから，韓国側開示文書に記録され，これが既に公にされている可能性が高い。），他方で，当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額（７千万ドル）が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると，請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分⑪－３に記録されている情報は，昭和３７年当時，Ｚ１７局長が韓国側に提示した１．７億ドルの根拠であり，これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるところ，同年当時の日本側の検討金額は他の行政文書の一部開示により既に公にされていること（例えば，昭和３７年３月当時のものとして同月７日付け「日

韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書（乙Ａ１０８［－２４３－以下］を参照。）など，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　その余の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，特に上記ウ(ｳ)で掲げた部分については，仮にこれらが一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範

囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１５２の文書（文書１４３１）は，次の内部文書等によって構成されており，日韓国交正常化交渉において議論されていた在日韓国人の処遇に関する問題及び漁業問題に関してＺ２４１アジア局長とＺ２２５公使との間の会談記録である。

(1)　外務省アジア局第五課が作成した昭和３１年3月２０日付け「Ｚ２２５公使内話の件」と題する文書

(2)　外務省アジア局第五課が作成した昭和３１年7月7日付け「Ｚ２２５韓國公使と会談の件」と題する文書

(3)　外務省アジア局第一課が作成した昭和３１年8月２０日付け「日韓問題に関しＺ２２５公使と会談の件」

(4)　外務省アジア局第一課が作成した昭和３１年１２月４日付け「Ｚ２２５公使と会談の件」と題する文書

２　通し番号１－１５２の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，９６ページ（－９６－）約４行分であり，Ｚ２４１アジア局長とＺ２２５公使の会談における在日韓国人の持ち帰り財産についてのＺ２２５公使の要望に対してＺ２４１アジア局長が発言した具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ２９６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５２の文書の不開示部分は，昭和３１年１２月１５日付け「Ｚ２２５公使と会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２９６）。

記

Ｚ２２５　国籍処遇の問題には (1)強制退去基準の問題と(2)自由出国者の処遇の問題とがある。前回の日韓会談の時のお話では自由退去者に対し持ち帰り財産に非常な制限があった。これは困る。今度は我々の方でもできるだけ多勢の者を韓国へ帰そうと思っている。それには

できるだけ財産を持ち帰らせてもらいたい。

Ｚ２６３　できるだけ多勢帰ってもらうことには賛成である。あらゆる便宜を図りたい。

■■■不開示部分■■■これらの退去基準を決めることは結構であるが，しかし，１週間や１０日で話が決まるかどうか疑問がある。これとは切り離して抑留者釈放を早急に実現してはどうか。

Ｚ２２５　他の二つの方法について日本側が同調できないとすれば，どうしてもこの第三の方法を考えなければならない。１週間に２回でも３回でも協議してクリスマスまでに決めたい。

(ｲ)　通し番号１－２５９の文書の一部開示部分には，Ｚ２４１アジア局長とＺ２２５公使が相互釈放に関して会談した経緯が記録されているところ，その要旨は，下記のとおりである（乙Ａ３７７［－１８６－以下］参照）。

記

１９５６年（昭和３１年）１０月に入ってＺ２４１アジア局長はＺ２２５公使との間で話を進めた。Ｚ２４１局長は専らＺ２３８・Ｚ２４４了解のラインに沿って話し合いを釈放問題に限定しようとするのに対し，韓国側は，Ｚ２４１局長の提案を受け入れる条件として会談再開以前に請求権撤回の表明を求めるとともに，①日韓会談開始前に大村収容所に刑罰法令違反者を収容しないこと，②不法入国者中で日本に特別在留許可されたものの中から数人（いずれも李承晩政権の反対者）を韓国側に引き渡すことを内容とする案を提示してきた。

１２月１１日の会談でＺ２４１局長から日韓両政府の抑留者相互釈放を内容とする案を示した（なお，上記①案は１２月１８日の閣議で韓国の要求を入れることを決めたが，その後１９５７年（昭和３２年）１月に入ってから，入国管理局からの要求により「日韓会談が始まって３か

月を経ても妥結されないときは日本政府はその収容を再開する権利を留保するものである」旨韓国側に伝えた。）。

しかし，Ｚ２２５公使からこの案に対する修正意見が多く出て１２月２４日の会談でＺ２４１局長は，一定の修正（韓国が受け入れるべき者を日本政府による韓国人密入国者とし，日本側が釈放する者を入国者収容所に収容中の韓国人で密入国者以外の者とする。釈放者のうち生活指導の措置を講ずる必要がある者につき，なおおおむね３か月の間に釈放を完了する。附属了解に両国政府は法規の根拠なくお互いに相手国の国民を逮捕抑留せざることを約することを追加する。）を行い，これがＺ２４１個人としての考えられる日本側の最終案であるとして法務省と協議した後に，更にＺ２２５公使に連絡することを約した。しかし，１２月２９日にＺ２２５公使は次の修正意見を提出した。

「(ｲ)（中略）

(ﾆ)　帰国韓国人に金を渡すこと。」

これに対し，Ｚ２４１アジア局長は，「（中略）(ﾆ)は抑留者と直接関係がない，また，日本人との均衡上からも出国韓国人にだけ金を渡すことの理屈がつけられない。再開後の日韓会談でゆっくり討議すべき性質のものである。」と語り，抑留者以外にまで問題を広げる不明確な態度を難詰して相互釈放交渉について先に示した案への正式回答を求め，日本側の最終案で妥結する意思がないのであれば，非公式交渉は中止して日韓双方の主張を公表しつつ交渉を行うこととしたい考えを明らかにした。

これに対し，１９５７年（昭和３２年）１月１８日，韓国政府からの回答として，(ｲ)抑留者の相互釈放については，将来話の付くまで日本側で大村に新たに収容しないというラインで無条件で実施して差し支えないこと，(ﾛ)これと同時に日韓全面会談再開について打合せを行うこ

と，(ハ)その前提としてＺ２２１発言の撤回と対韓請求権の放棄をあげ，特に在日韓国古美術品引渡しについて日本側の考慮を求めてきた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３２年１２月１５日のＺ２４１局長とＺ２２５公使の会談において，Ｚ２２５公使が要望した在日韓国人の持ち帰り財産についてＺ２４１アジア局長が発言した具体的見解であるとまでは推認することができるが，上記ア(ア)で認定したその前後の記載の内容から，当該具体的見解の内容を正確に推認することはできない。

ウ　そして，通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている情報が，被告主張に係るＺ２２５公使が要望した在日韓国人の持ち帰り財産についてＺ２４１アジア局長が発言した具体的見解であったとしても，上記ア(イ)で認定した日韓両政府間における相互釈放に関する非公式交渉の経緯に照らして，当該情報に係る具体的見解が当該非公式交渉で考慮されたことはうかがわれない（むしろ，Ｚ２４１アジア局長は，その後にＺ２２５公使から要望された帰国韓国人に対して金を渡すとの修正案を明示的に拒絶している。）から，上記情報に係る事項が日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものとは考え難い。また，この点をおき，仮に上記情報に係る事項が現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても，本件全証拠によっても，その前提となる在日韓国人の持ち帰り財産の取扱いも当時と現在とで同じであると認めるに足りる的確な証拠がないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後におけ

る時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５３の文書（文書１４９３）は，外務省が作成した昭和３９年２月１４日付け「日韓漁業協定の問題点」と題する内部文書であり，日韓漁業協定締結に際して日本，韓国双方の各主張及び韓国の主張に対する日本政府の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，６ページ（－６－）の約２行分であり，漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上での日本政府の具体的な問題意識又は見解が記録されている。

（乙Ａ２９７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることに

より北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ２９７）によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１５３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

記

Ⅲ　専管水域の問題

(1)　１２マイルを明示するかどうかの問題

（中略）

(2)　基線を表す場合，領海の基線とするか，専管水域の基線とするかの問題

これまで日本側では，■■■不開示部分■■■協定署名と同時に韓国側にあらかじめ合意された領海の基線を宣言公布させ，協定上は「韓国の管轄する領海の測定のために適用される基線から測定して１２カイリの範囲」で認める旨を規定することを考えていた。

しかし，それを漁業水域の基線ということにする場合には若干問題が出てくる。

なお，国際先例としては，英諸協定，ソ諸協定では「領海の基線から測定して」ということになっているが，英・アイスランド協定では「１９５８年6月３０日のアイスランド規則第７０号に定められ・・・」となっており，その基線はアイスランド政府の設定した漁業水域の基線ということになっている。

(3)　日本側にも専管水域を設定するかどうかの問題

（中略）

(4)　基線中に済州島を含めるかどうかの問題（以下省略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上での日本政府の具体的な問題意識又は見解であると推認することができる。

ウ　しかしながら，証拠（乙Ａ８２，Ａ１８７）によれば，例えば，通し番号１－１７の文書の一部開示部分（乙Ａ１８７）では，昭和３８年７月から昭和３９年４月までの漁業問題に関する日韓両政府間の交渉経緯が日韓両政府の提案内容も含めて具体的に明らかにされており，また，通し番号１－２５１の文書の一部開示部分（乙Ａ８２）では，漁業問題に関する日本政府の具体的検討内容が明らかにされていると認められるところ，本件全証拠によっても，通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている情報が，これらの文書に記録されている交渉経緯からうかがわれる問題意識又は見解と異なるものであることをうかがわせる事情は認められない。

以上によれば，被告は，通し番号１－１５３の文書に記録されている情報につき，上記一部開示部分に記録されている情報と比較してもなお北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていることを基礎付ける具体的事情を主張しているとはいえず，また，本件全証拠によっても，この点を認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。

したがって，通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるということはできない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されてい

る情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５４の文書（文書１５１８）は，外務省アジア局が作成した昭和３２年３月１８日付け「関係省打合資料」と題する内部文書であり，日韓会談で議論の対象となった基本関係樹立問題，財産・請求権問題，漁業問題，船舶問題，在日韓国人の処遇問題，抑留漁民問題及び文化財問題の概要，日韓間での議論の経緯及び各問題について日本政府内部で検討した具体的な経過，見解等が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　７ページ（－７－）中段約２行分，左段約５行分，８ページ（－８－）約１ページ分，９ページ（－８－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記録されている。

②　１１ページ（－１０－）約１ページ分（以下「不開示部分②」という。）

これは，対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記録されている。

③　２０ページ（－１９－）約１行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，対日請求権に基づいて韓国が要求する特定項目について政府内部で試算した具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ２９８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額の見積りのほか，請求権問題の解決に向けた提案であるかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２９８）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「第二　財産請求権問題」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一，第２回会談において，昭和２８年１０月９日の財産請求権委員会においてわが方Ｚ２２１代表から，１９５２年４月２９日付け米国務省書簡の末段「在韓日本財産の没収は４条(a)項の取極の際考慮・・・」の字句があるのと，第１回会談の際Ｚ２３５全権が非公式会談において請求権の相互放棄を示唆したことを引用して，互譲の精神による政治的歩み寄る途を提議し，請求権の相互放棄を行っても■■■不開示部分①－１■■■旨述べた。

二，昭和３０年初頭，Ｚ２２４顧問とＺ２２５公使との非公式会談が行われた際，韓国に返還可能の項目に関し，次の３項目にわたる外務省案を作成し，大蔵省に計ったところ，■■■不開示部分①－２■■■

(一)　■■■不開示部分①－３■■■韓国側の要求が過当ならざる場合は，平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二)　■■■不開示部分①－４■■■

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，

■■■不開示部分①－５■■■（以下省略）

b　不開示部分②

不開示部分②は，参考資料である「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（昭和２７．３．６日本側提案）」と題する文書中の第３項全部である。

c　不開示部分③

不開示部分③は，参考資料である「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on

talking of the 28th May, 1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｄ′の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分③■■■に関する件

二　第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

(ｲ)　本件各文書の一部開示

ａ　通し番号１－９４の文書の一部開示部分には，不開示部分①－３に相当する部分として，「請求権放棄を方針とするも，特定のものについては支払う用意ある旨提案し」と記録されている（乙Ａ２７２）。

ｂ　通し番号１－９３の文書の一部開示部分には，昭和３０年２月２４日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書（これは，昭和３０年１月から３月のＺ２２４大使とＺ２２５公使との間における日韓関係調整のための非公式会談の際，大蔵省に提示した請求権問題処理要領案であるとの注意書がある。）が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－９３の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるところ，不開示部分①に関連する部分の記載は，下記のとおりである（乙Ａ２４８［－６－以下］参照）。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

(一)　請求権の相互放棄を方針とするも，■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第４条(b)項を再確認し，米軍政府のヴェスティング・ディクリーの効力を承認する。

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，ほぼ合意に近づいた船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。

（注）　左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

c　通し番号１－１５の文書の一部開示部分には，「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（昭和２７年３月６日日本側提案）」と題する文書が記録されており，その３項の内容は，下記のとおりである（乙Ａ２７４［－２５－以下参照］）。

記

３(一)　日本国は，日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を，大韓民国に，別に定めるところに従い譲渡する。

(二)　日本国は，日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を，朝鮮事業公債法に基づき発行された公債等，当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引き渡された場合に限り，大韓民国に譲渡する。

(三)　第(一)項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第(二)項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法については，別途協議するものとする。

(四)　日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び

第(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については，前記１の日本国民の財産の取扱いに準じて取り扱われるものとする。

(ｳ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th May,1953」と題する文書（当該文書は，そもそも１９５３年（昭和２８年）当時，韓国側が日本側に提示した文書であるが，１９６１年（昭和３６年）３月頃，韓国側に原本が存在しなかったことから，韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ，当該文書には，要旨下記のとおり記録されている（甲１４３の８，１４４［７ページ］）。

記

Ｄ′の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

２　第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　不開示部分①－１

日韓会談の財産請求権委員会（昭和２８年１０月９日開催）においてＺ２２１代表が韓国側に提示した請求権問題に関する解決策の一部

ｂ　不開示部分①－２

昭和３０年当時，請求権問題に関する外務省の解決策につき大蔵省と折衝した結果の具体的内容等

ｃ　不開示部分①－３

通し番号１－９４の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「請求権放棄を方針とするも，特定のものについては支払う用意ある旨提案し」との文言

ｄ　不開示部分①－４

通し番号１－９３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。■■■不開示部分■■■されまた将来供託されるもの」との文言のほか，昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策として，特定のものにつき韓国側への引渡し等を行う旨及び当該特定のものの具体的内容

ｅ　不開示部分①－５

通し番号１－９３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「ほぼ合意に近づいた船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。（注）左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。」との文言と同一又は同様のもののほか，昭和３０年当時，外務省が検討した請求権問題の解決策の具体的内容

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－１５の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した文言

(ｳ)　不開示部分③

上記ア(ｳ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「（日本恩給

局によれば約５億円）」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうか又は仮にこれが認められるとした場合の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無については，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針や解決策の具体的内容であるが，このうち，通し番号１－９３の文書又は通し番号１－９４の文書で開示されている部分については，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって，不開示部分①のうち通し番号１－９３の文書又は通し番号１－９４の文書で開示されている部分と同一の部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，

当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

b　他方，その余の部分については，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって，その余の部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

c　そして，通し番号１－１５４の文書の不開示部分①に記録されている情報から通し番号１－９３の文書又は通し番号１－９４の文書で開示されている部分と同一の部分を除いた部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，前記の不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその

濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって，不開示部分②に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ｳ) 不開示部分③に記録されている情報は，韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて

国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号１－１５４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，通し番号１－１５４の文書の不開示部分①に記録されている情報から通し番号１－９３の文書又は通し番号１－９４の文書で開示されている部分と同一の部分を除いた部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５４の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①のうち

(ｱ)　７ページ（－７－）左から３行目から２行目まで（不開示部分①－３）

(ｲ)　８ページ（－８－）の「（二）」の部分（不開示部分①－４）中，下記文言と同一又は同様の部分（ただし，下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。）

記

(二)　前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上，■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(ｳ)　８ページ（－８－）の「（三）」の部分（不開示部分①－５）中，下記文言と同一又は同様の部分（ただし，下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。）

記

(三)　別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与，ほぼ合意に近づいた船舶（２４隻約５９００トン）の贈与を考慮する。

（注）　左記項目について韓国側より要求ある場合には，韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

イ　不開示部分②

ウ　不開示部分③

(2)　不開示部分①のうち上記(1)ア以外の部分

（別紙５）通し番号１－１５５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１５５の文書（文書１５１９）は，次の内部文書によって構成されており，外務省，大蔵省，農林省，文部省，法務省，法制局の次官等による韓国の対日請求権に関する協議の議事要旨が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和３２年付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書

(2)　外務省アジア局第一課が作成した昭和３２年７月１日付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書

２　通し番号１－１５５の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権の比較及び相殺に関する日本政府の具体的な見解及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

①　２７ページ（－２７－）約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２８ページ（－２８－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

③　３５ページ（－３５－）後ろから２行目から３６ページ（－３６－）２行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④　６１ページ（－６１－）約２行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　６４ページ（－６４－）約２行分（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ２９９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１５５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２９９）。

ａ　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③は，昭和３２年付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

法制局次長　相互放棄を主張し得る余地はいかん。

アジア局長　いえないと思う。

法制局次長　「米国の解釈」は相互放棄になるということは言っていない。したがって，「相互放棄を意味しない」と述べても，それにかかわらず，米国の見解を基礎として強く交渉する余地はあるようだ。

Ｚ１５５　向こうの請求権を零に値切ることもできないことはない。理論上は可能であろう。

法制局次長　先方に言わせ放したらよいわけである。

Ｚ１５５理財局長　日本側の請求権と先方の請求権を比較考量した上で，■■■不開示部分①■■■というのであるが，外務省の見解を文書でもらいたい。この解釈はある程度相殺にする。■■■不開示部分②■■■解して良いか。

Ｚ２３７次官　実質的には相互放棄に近いものを主張することにする。その道は封ぜられてはいない。どこまで先方の要求を落とせるかが問題である。

（中略）

法制局次長　米国の見解を見ると，日本の請求権は真っ向から見ていない。考慮するということになっている。この見解の中で相互放棄になるとは言っていないので，それだけを言っただけである。我が方の将来のやり方としては，我が方の請求権がなくなったということも考慮して，向こうの請求権が零になることもあり得るということで良いのか。

Ｚ２３７次官　字面としてはそのとおりである。実際の会談としては我が方として何もやらないというわけにはいかない。

理財局長　米国の見解に基づき比較考量されるものは米の解釈による■■■不開示部分③■■■

大蔵次官　相互放棄を意味しないという点は実質的には重大な示唆である。前段の部分が無意味になるおそれがある。「直ちに財産請求権の放棄にはならない。」と書いたらいかがと思う。このままならば文章そのものとしては前段を何ら変更するものではなく前段が言っていないことを言っていると解してよいか。

Ｚ２３７次官　字句上はそれで良いだろう。

（以下省略）

ｂ　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は，昭和３２年７月１日付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

三，次いで議事録（4)の請求権の部分の討議に入ったが，（中略）条約局長より，財産請求権の相互放棄とは，双方の請求権の個々の内容を厳密に計算した上でそれが同額になるから相殺するというのではなく，請求権の個々の内容を検討せずして，双方が一度にぱっと請求権を棄てることを意味するに非ずやと指摘したが，なお，理財局長より，この部分については，今後長く後を引く問題でもあり，はっきりさせておく必要がある。この点は日本側の請求権と韓国側の請求権とを比較考量した上で，相殺を行い，■■■不開示部分④■■■いう意味なりや，この点についての外務省の見解を書き物にしていただきたい旨発言あり。（中略）また法制局次長より，法律解釈としては「米国の見解」は請求権の相互放棄になるとは言っていないので，日本代表はただそれだけのことを言ったに過ぎないので，実際の交渉に当たっては，わが方の請求権がなくなったことも考慮した上で，先方の請求権が零になるということもあり得ると解

して良いかと質問あり。これに対しＺ２３７次官より字句面上そのとおりであるが，実際の会談においては我が方として■■■不開示部分⑤■■■と答弁があった。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④

昭和３２年当時の関係各省次官会議において，理財局長が発言した請求権問題の解決策としての「米国解釈」に関する具体的見解

(ｲ)　不開示部分⑤

昭和３２年当時の関係各省次官会議において，Ｚ２３７次官が発言した「（実際の会談としては我が方として）何もやらないというわけにはいかない」との答弁（前記アａで認定した不開示部分③の直前の発言部分参照）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分④まで

不開示部分①から不開示部分④までは，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は

類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ)　不開示部分⑤

不開示部分⑤に記録されている情報は，当該文書の他の部分で開示されて既に公にされているものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①から不開示部分④までに係る部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分⑤に係る部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交

涉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①から不開示部分④までに係る部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①から不開示部分④までに係る部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５５の文書の不開示部分に記録されている情報であって不開示部分⑤に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（不開示部分①から不開示部分④まで）は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１５６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５６の文書（文書１５３１）は，外務省が昭和３３年付けで作成した「一月六日次官会議における次官説明要旨」と題する内部文書であり，財産・請求権問題，在日韓国人の退去強制処分及び文化財の引渡しのそれぞれに関する韓国の要求の概要及びそれに対する日本側の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，１０ページ（－１０－）最終行から１１ページ（－１１－）２行目までであり，韓国の対日請求権に係る支払に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ３００）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５６の文書の不開示部分は，「五　取極文書の種類及び内容の要点」の項にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３００）。

記

（注）「米国の見解の表明」とは，一言でいえば，日本側の在韓財産に対する請求権は平和条約第４条(b)項に基づき消滅したが同条(a)項に規定する日韓財産請求権問題を主題とする特別取極の締結に当たって，右の事実が考慮に入れ得るべきことを規定している。日本側は別に口上書で「米国の見解の表明」を基礎として請求権の主張を撤回しているので韓国側の請求権のみが存在し，その請求権に基づく要求に対し日本は誠意をもって討議することを約束している。「米国の見解の表明」は日韓両請求権の相殺というところまでは明白に述べていないので，日本側としては韓国側の莫大な要求に対しては米国の見解の趣旨を援用して実際上対抗できる訳である■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５９の文書の一部開示部分には，通し番号１－１５６の文書を一部引用する部分があるところ，不開示部分に相当する部分には，下記のとおり記載されている（乙Ａ３７７の右肩に「４－２９１」とあるページ参照）。

記

この「米国の見解」について前記１月６日の次官会議で「『米国の見解の表明』は日韓両請求権の相殺というところまでは明白に述べていないので，日本側としては韓国側の莫大な要求に対しては，米国の見解の趣旨を援用して実際上対抗できるわけであるが，韓国が分離国家として合理的に要求できるものについては日本は支払をなす必要がある」と説明された。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３３年当時，日本政府部内で検討された請求権問題に係る「米国の見解の表明」に関する具体的見解であり，具体的には通し番号１－２５９の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「が，韓国が分離国家として合理的に要求できるものについては日本は支払をなす必要がある」との文言又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２５９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議される余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報

が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５７の文書（文書１５３８）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３３年７月２日付けで作成した「日韓会談交渉方針」と題する内部文書であり，第四次日韓会談において議論の対象となった財産・請求権問題，船舶問題，漁業問題及び在日韓国人の処遇に関する問題についての日本側の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な各項目について日本側の具体的な対処方針及び政府部内で試算した各請求権の具体的な項目又は金額が記録されている。

①　３ページ（－３－）約３行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１０ページ（－１０－）右段約２行分，中段以後７行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１１ページ及び１２ページ（－１０－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

④　１３ページ（－１１－）約２行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１５ページ（－１３－）約２行分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　１９ページ（－１７－）３か所（表の上段全部，中段（「処理方針」欄）１か所，下段（「金額及び摘要」欄）１か所。以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　２０ページ（－１８－）下段全部（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　２１ページ（－１９－）から２８ページ（－２６－）までの各表の中段及び下段の全部（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　２９ページ（－２７－）２か所（表の中段全部及び欄外。以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　３０ページ（－２８－）の表の下段（金額）２か所（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　３１ページ（－２９－）の表の下段（金額）２か所（以下「不開示部分⑪」という。）

（乙Ａ３０１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３０１）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「二，請求権問題」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(一)　財産権問題の交渉は平和条約の第４条の範囲に限定する。よってそれ以外の債権（例えば，わが方の貿易上の焦付債権等）は論議の対象とせず。

(二)　軍令第３３号及び１９４８年の米韓財産取極の効力は現実に南鮮にあり，既に処理を了したものに限る。したがって現実に南鮮以外にあり，又は何らかの理由により処理未了のものにはその効力は及ばないと見るべきである。

(三)　以上より結論して韓国の請求権に関する提案中，（１９５２年２月２１日提出）中■■■不開示部分①■■■（説明資料その一）

ｂ　不開示部分②から不開示部分④まで

不開示部分②から不開示部分④までは，「説明資料その一（請求権について）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　請求権については，■■■不開示部分②■■■更に検討を加えた結果次のとおり。

１　■■■不開示部分②■■■

■■■不開示部分③■■■

■■■不開示部分④■■■

(3)　本試算額は韓国側要求を国際法上の原則に基づいて検討した結果，有効と認められるものを列挙した。したがって，在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし，また，韓国が当然に負うべき地方的債務の額も，計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4)　第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格３３７億と推定される。（別紙二参照）。

c　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，「説明資料その二（文化財について）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（注）

１　右のほか適当なものがあれば若干の国有の韓国に関係ある図書の贈与も考慮する。

２　■■■不開示部分⑤■■■

d　不開示部分⑥から不開示部分⑨まで

不開示部分⑥から不開示部分⑨までは，「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書中にある。

e　不開示部分⑩及び不開示部分⑪

不開示部分⑩及び不開示部分⑪は，「別紙二　韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書中にあり，当該不開示部分に関する記載は，次のとおりである。

(a)　不開示部分⑩は，次の２か所である。

(1)　閉鎖機関在日財産推定　■■■不開示部分⑩■■■（大蔵省資料）

(2)　在外会社在日財産推定　■■■不開示部分⑩■■■（大蔵省資料）

(b)　不開示部分⑪は次の２か所である。なお，このうち後者に関しては，中段部分には「韓国において交換回収し，ＳＣＡＰ要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算」と記載されている。

昭和２６年政令によって清算建物売却代金■■■不開示部分⑪■■■（元特殊整理人による。）

(2)　計■■■不開示部分⑪■■■（大蔵省資料による）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分（不開示部分②関係）

通し番号１－１７４の文書の一部開示部分には，「説明資料その一（請求権について）」と題する文書があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１７４の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)ａで認定したとおりであるが，不開示部分に関連する部分は，下記のとおりである（乙Ａ３２９）。

記

一　請求権については別紙一のごとく■■■不開示部分■■■を有効な請求額として認める案もあるが，本案は甘きに失するので，更に検討を加えた結果次のとおり。

１　■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日請求権に対する日本側の対処方針等

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分④まで

韓国の対日請求権に対する日本側の対処方針等であって通し番号１－１７４の文書の一部開示部分を含むもの

(ｳ)　不開示部分⑤

文化財問題に関する日本側の対処方針等

(ｴ)　不開示部分⑥から不開示部分⑪まで

韓国の対日請求権として掲げられた個別具体的な項目に関する日本側の処理方針又は具体的試算額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－１７４の文書の一部開示により既に公にされている不開示部分②の一部を除き，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針又は具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

他方，不開示部分②に記録されている情報であって通し番号１－１７４の文書の一部開示により既に公にされているものは，当該文書の他の部分で開示されて既に公にされているものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，

当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上

記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５７の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分②のうち，「別紙一のごとく■■■不開示部分■■■を有効な請求額として認める案もあるが，本案は甘きに失するので」との部分

(2)　上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

（別紙５）通し番号１－１５８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１５８の文書（文書１５５６）は，昭和３５年１月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和３４．１１～１２の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり，在日韓国人の処遇問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産・請求権問題に関する日韓間の協議の経緯及び日韓双方の見解の変遷経過が記録されている。

２　通し番号１－１５８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも戦後の朝鮮半島への帰還者に対して日本が支払を行うか否か検討していた補償金についての日本政府の具体的な見解及び政府部内での検討の経過等が記録されている。

①　１１５ページから１１７ページまで（－１１４－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

②　１２０ページ（－１１７－）冒頭３行目から１５２ページまで（－１１７に「次ページ以下３２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

③　１５６ページから１５８ページまで（－１２０－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

④　１５９ページ（－１２１－）１１行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１６４ページから１８０ページまで（－１２５－に「次ページ以下１７ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ１３６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１５８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１３６）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，別添文書（２７）及び別添文書（２８）であるところ，別添文書（２７）及び別添文書（２８）については，本文にお

いて要旨下記のとおり記録されている。

記

二　補償金問題に関する経緯

(1)　本件は米国を仲介とする三角方式により何とか解決する以外に道がなくなったので，Ｚ２３２大使は１１月末より，自らあっせんに乗り出した。よって，当省としては，藤山大臣によりＺ２３２大使に対し，別添（２７）（２８）のごとき，口頭陳述と同補足説明を行い，Ｚ２３２大使がこれをＺ２２７大使に伝えるとともに時間的ギャップを埋めるため米国が何らかの援助をするという案を作成した。

b　不開示部分②

不開示部分②は，別添（３０）から別添（３４）までであるところ，別添（３０）から別添（３４）までについては，本文において要旨「藤山外相は１２月８日の閣議終了後，総理，蔵相，官房長官に対し，別添（３０）のとおり説明し，１２月１９日，別添（３３）のごとき当省試案を作成し，米側とも更に協議した上，１２月２８日夜別添（３４）のごとき案を得たので，別添（３５）のごとき説明書とともに１２月２９日藤山大臣より岸総理の了解を求めた。」と記録されている。

なお，別添（３０）の文書（「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する藤山大臣の総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対する説明（昭和３４．１２．８日）」と題する文書）の不開示部分の直前の記載は，下記のとおりである。

記

１　当初，韓国側は，韓国へ帰還する在日朝鮮人に対し，日本政府が「補償金」を支払うべきこと及びこれを共同声明で発表すべきこと

を要求したが，「補償金」というようなものは支払うべき筋合いではないし，また，北鮮帰還に対する関係もあるので，わが方は終始これを峻拒した。

2　次いで，韓国側は，韓国へ帰還する在日朝鮮人の韓国における再定着を援助するために，日本政府が「一定の金額」を支出することを秘密文書でもよいから韓国政府に対して約束してもらいたいと提案したが，わが方はやはり北鮮帰還に対する関係から■■■不開示部分②■■■

c　不開示部分③

不開示部分③は，別添（３５）（昭和３４年１２月２８日付け「日韓問題について」と題する文書）中にあり，その一部開示部分の内容は，（別紙５）通し番号２－５９の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条３号の該当性について）(1)ア(ｳ)で認定したとおりである。

d　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は，別添（３６）（「補償金問題に関する日韓間話合いの経緯」と題する文書）の第１項及び第９項以下に引き続く部分並びに別添（３７）であり，別添（３６）については，遅くとも昭和３４年９月頃から昭和３５年１月頃までの補償金問題に関する日韓双方の発言要旨が時系列順に記録されており，別添（３７）については，日米間の話し合いの経緯が記録されている。

(ｲ)　本件各文書の一部開示文書

a　不開示部分①不開示部分②及び不開示部分③関係

(a)　通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ４２［－１８１－以下］）。

記

(5)　（中略）米国側とも相談の結果，

(ｲ)　わが方としては，藤山大臣からＺ２３２大使に対し日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して，正式に両国の国交が樹立された暁には，日本政府は韓国国民の福祉に寄与する目的をもって一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である趣旨の口頭陳述を行い，

(ﾛ)　一方，米国側としては，わが方が右対韓援助を行う時までの時間的ギャップをカバーするために，北朝鮮からの避難民に対すると同様，日本から帰還する朝鮮人の再定着を助けるため米国の一般的対韓援助計画の一部として適当な金額を，例えば住宅建設のため支出するということにするほかはないとの結論に達した。なお，本件援助は建前として直接には韓国帰還に関連せしめないが，実際問題としてその金額は帰還者の数を考慮して決めることとし，わが方援助の大体の目途としては一家族（大体５人）当たり１５００ドル，したがって，もし３０００家族（１万５０００人）が帰れば合計約５００万ドルという見当であった。

１２月８日，藤山大臣は同日の閣議後，総理，蔵相及び官房長官に対し上記の趣旨を説明してその原則的了解を求め，他方Ｚ２３２大使は，これをＺ２２７大使に伝達した。

(6)　ここにおいて１２月９日から１１日までの間，日米間において，また外務，大蔵両省間において，上記口頭陳述案について検討を続けたが，「日本側から補償の金額を言及する表現の仕方」には大蔵省が強く反対し，他方「米側だけが金額を指示する表現の仕方」には米側が同意せず交渉は難航した。

その後，紆余曲折あり，米国側とも更に協議を重ねた結果，１

２月２８日下記のごとき最終案を得，１２月２９日，藤山大臣は岸総理と同案について話し合われた結果，総理も遂に同意され，蔵相にははからず総理と外相との責任においてやることに話がまとまった。

（藤山大臣からＺ２３２米国大使に対する口頭陳述）

日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して，正式に両国の国交が樹立された暁には，日本国政府は，韓国国民の社会福祉に寄与する目的をもって，一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である。

その実際の総額は，外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額を基礎として，日本国政府が算定することとなるであろう。

以上のことは，次のことを条件とする。

(1)　現在既に「刑」を終えて釜山に抑留されている全ての日本人漁夫及び１９６０年　月　日までに「刑」を終える全ての日本人漁夫を，韓国政府が１９６０年　月　日に日本へ送還すること。

(2)　同日以後「刑」を終える全ての日本人漁夫を，それぞれの「刑」が終わり次第，韓国政府がその都度直ちに日本へ送還すること

（Ｚ２３２大使の質問に対する藤山大臣の答え）

１．「外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額」というのは，韓人帰国者の標準１家族（５，６名）当たり１５００ドルということになるであろう。

２．「韓人帰国者」というのは，太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で，大韓民国に帰国する者

をいう。）

３．カバーされる期間は，特定の２年間である。

４．万一韓国側のいずれかの方面又はソースが，本件を発表したり，漏洩したり，ヒントした場合には日本側は，これを全面的に否定し，本件は御破算となる。

(b)　通し番号１－１７９の文書の一部開示部分は，（別紙５）通し番号１－１７９の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであり，このうち，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する口頭陳述（案）（昭和３４．１２．１０）」と題する文書及び昭和３４年１２月９日時点の「藤山大臣からＺ２３２大使に対する補足口頭説明（案）」には，上記(ａ)中の「（藤山大臣からＺ２３２米国大使に対する口頭陳述）」及び「（Ｚ２３２大使の質問に対する藤山大臣の答え）」と同旨の記載がある（乙Ａ３１７［－１８－］）。

ｂ　不開示部分④関係

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，要旨下記のとおり記録されている。なお，下記のうち「上記法的地位委員会第３回会合での集団帰国に関する韓国側提案」とあるのは，不開示部分④の直後に記録された第２項の発言を指すものと認められる（乙Ａ４２［－１０１－及び－１０２－］）。

記

(6)　上記法的地位委員会第３回会合での集団帰国に関する韓国側提案は全く新しい提案であるが，これよりさきＺ１７局長は９月９日のＺ２２７大使との私的会談で，この問題について話し合いを行い，「日本側としては補償金を支払うがごときことはできないが，韓国帰還と直接関連する形ではなく，例えば住宅の建設のごとき間接的に帰還者の resettlement の援助になる事業に対しては，韓，日，

米が３分の１ずつ金を contribute する。ただし，日本は日韓会談がまとまり，国交を正常化してからでないと支払わないから，それまでは米側で日本の分を立て替え支払うという構想」を同局長の私見として述べた。

c　不開示部分⑤関係

(a)　通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，昭和３４年９月から昭和３５年１月までのアジア局重要懸案処理月報があり，その中には，通し番号１－１５８の文書の一部開示部分にある発言及び上記ｂの発言のような補償金問題に関連する日韓双方の各種会合等における発言の要旨が記録されている（乙Ａ４２［－９３－～－２０８－］）。

(b)　通し番号１－１７８の文書の一部開示部分には，昭和３４年９月から昭和３５年１月頃までの日米間で行われた会談・会合の具体的内容が記録されており，この中には補償金問題に関するものも多数含まれている（例えば，昭和３４年９月１２日付け文書（乙Ｂ１４３［－１０２－以下］），同月３０日付け文書（同［－１２９－以下］），同年１０月７日付け文書（同［－１４４－以下］），同月１７日付け文書（同［－１５６－以下］），同年１１月１０日付け文書（同［－１７７－以下］），同月１９日付け文書（同［－１８６－以下］），同月２１日付け文書（同［－１９０－以下］），同月２４日付け文書（同［－１９７－以下］），同年１２月２日付け文書（同［－２０１－以下］），同年８月１７日付け文書（同［－２３８－以下］），同年１０月２８日付け文書（同［－２５９－以下］），同年１２月８日付け文書（同［－２６７－以下］），同月３０日の在京米大使館書記官とＺ８１審議官の会談要旨（同［－２７４－以下］）参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

藤山外務大臣が米国大使館Ｚ２３２大使に対して説明した口頭陳述及び同補足説明の具体的内容であり，具体的には通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定したところと同旨のもの

(ｲ)　不開示部分②

ａ　別添３０

昭和３４年１２月８日に藤山外務大臣が総理大臣等に説明した具体的内容であり，通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａ(a)で認定したところ（特に(5)部分）と同旨のもの

ｂ　別添３１から別添３３まで

外務省及び大蔵省間で検討された口頭陳述等の案の具体的内容であり，通し番号１－１７８の文書で開示されているものと同様のもの

ｃ　別添３４

別添３３の案を前提に米国側と協議して得た成案であり，通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａ(a)で認定したところ（特に(6)部分）と同旨のもの

(ｳ)　不開示部分③

通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａ(a)で認定した日米間で合意された案（特に(6)部分）について説明したもの

(ｴ)　不開示部分④

通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定したＺ１７局長の私見と同旨のもの

(ｵ)　不開示部分⑤

ａ　別添（３６）

昭和３４年１１月下旬以降昭和３５年１月までの補償金問題に関する日韓間の話し合いの経緯の具体的内容であり，前記ア(ｲ)ｃ(a)で認定した文書の要旨をとりまとめたもの（なお，当該情報には，これと異なる趣旨のものが含まれていると推認することはできない。）

ｂ　別添（３７）

遅くとも昭和３４年９月頃から昭和３５年１月頃までの補償金問題に関する日米間の話し合いの経緯の具体的内容であり，前記ア(ｲ)ｃ(b)で認定した各文書の要旨をとりまとめたもの（なお，当該情報には，これと異なる趣旨のものが含まれていると推認することはできない。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，<ｱ>他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のもの若しくは<ｲ>これと同趣旨をいうもの又は<ｳ>他の行政文書の一部開示により既に公にされているものの要旨を取りまとめたものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人に対する補償金問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，

仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１５９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１５９の文書（文書１５５７）は，外務省が作成した１９４８年（昭和２３年）６月付け「JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS」（日本の対外債務）と題する内部文書であり，戦後日本から分離した韓国，台湾，樺太，広東，南洋諸島に対する日本の負債及びそれらの地域における日本の資産の概要と政府内部での試算額が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１３ページ（－１３－）下段から１４ページ（－１３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１５ページ（－１４－）ページ上段まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要が具体的な数値をもって記録されている。

②　１７ページ（－１６－）２か所（以下「不開示部分②」という。）

これは，「ANNEX（添付）Japanese Liabilities in its Former Possessions(日本の在外資産)」と題する一覧表の Korea（韓国）及び Total（総計）の各欄に日本の在韓資産の概要が具体的な試算額をもって記録されている。

（乙Ａ３０２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，請求権問題と密接に関連する日

本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３０２）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要（具体的数値を含む。）

(ｲ)　不開示部分②

「ANNEX（添付）Japanese Liabilities in its Former Possessions (日本の在外資産)」と題する一覧表の Korea（韓国）及び Total（総計）の各欄にある日本の在韓資産の概要としての具体的試算額

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された昭和２３年６月当時の文書に記録された日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要又は日本の在韓資産の概要としての具体的数値であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている

情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１５９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６０の文書（文書１５５８）は，大蔵省管理局管理課が作成した昭和２４年１月２４日付け「円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について」と題する内部文書であり，第二次世界大戦前，朝鮮及び台湾など日本の領土となっていた地域において発行されていた各種円系通貨に関し，円系通貨が発行されていた地域におけるインフレ発生の責任及び円系通貨の所持者に対する責任について検討された内容が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国において発行されていた円系通貨及び日銀券の発行推定高・流通額の具体的金額が記録されている。

①　２２ページ（－２２－）の表の冒頭１か所及び２３ページ（－２３－）の表のうち１か所（以下「不開示部分①」という。）

②　２８ページ（－２８－）の２か所，２９ページ（－２９－）の３行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ３０３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の一項目として検討されていた，韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任又は所持者に対する責任の存否ないし関連の有無という問題に関する政府部内の検討過程，対処方針及び具体的な試算額に関するものであるところ，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形

成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，請求権問題と密接に関連する日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１６０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３０３）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「円系通貨の発行推定高並びに流通推定高」と題する表中にあり，同表には，日銀調査による昭和２０年８月末日現在の発行推定高（ただし，南発券のうち磅券については，昭和１９年１２月末現在のもの），引揚邦人持帰高その他，差引流通推定高等の具

体的数額が記録されている。

不開示部分①は，そのうちの１つと総額部分である。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「日銀券在外流通推定高調（昭和２３年１２月調）」と題する表中にあり，不開示部分②は，旧領土地域（この項には，台湾，沖縄，樺太，南洋郡島その他１つが掲げられている。）のうち当該「その他１つ」の項目名及びこれについての金額欄並びに旧領土地域における合計についての金額欄，同表の注一の具体的記載部分である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国において発行されていた円系通貨の発行推定高・流通額の具体的金額

(ｲ)　不開示部分②

韓国における日銀券在外流通推定高の具体的金額及びこれに関する注釈

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公に

すれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６１の文書（文書１５５９）は，大蔵省が作成した昭和２４年３月付け「朝鮮における債務の処理について」と題する内部文書であり，第二次世界大戦終戦時に日本が朝鮮に対して負っていた債務について政府部内で検討した試算額及び債務の処理方法が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページから６ページまで（－２－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，日本の朝鮮に対する負債を調査した結果が個別具体的な特定の債務ごとに具体的金額として記録されている。

②　１１ページから１４ページまで（－６－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１５ページ（－７－）１行目，１５ページ（－７－）５行目及び６行目，１５ページ（－７－）最後から２行目から１７ページまで（－７－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分），２１ページから２７ページまで（－１０－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び２８ページ（－１１－）８行分，２９ページ（－１２－）１０行分から３２ページまで（－１２－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも，日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策について政府内部で検討した内容が，個別具体的に特定の債務ごとに記録されている。

（乙Ａ３０４）

第２　当事者の主張の要旨

1　被告の主張の要旨

通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，請求権問題と密接に関連する日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３０４）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

終戦時における調べに基づく日本が朝鮮において負っていた関係債務の一覧表

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，いずれも当該文書の本文であり，当該論点に関する一部開示部分には学説又は条約上の先例が記録されていることから，これらの学説又は条約上の先例等を踏まえて日本政府部内で検討された日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策の具体的内容である。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で調査・検討された日本の朝鮮に対する債務の具体的金額又は日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６１

の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１６２の文書（文書１５６０）は，外務省条約局条約課が作成した次の内部文書によって構成されており，イタリア平和条約，ヴェルサイユ条約，サン・ジェルマン条約等の先例を勘案した上で，日本から割譲される地域に存在する日本の財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解が記録されている。

(1)　昭和２６年１月に「講和資料第二十二号」として編集した昭和２３年５月２５日付け「割譲地域にある譲渡国の財産，権利，利益の取扱について 」と題する文書

(2)　昭和２６年１月に「講和資料第二十五号」として編集した昭和２４年３月１０日付け「在外財産並に渉外負債の処理に関する原則」と題する文書

２　通し番号１－１６２の文書のうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも上記先例との比較において日本の割譲地に存在する日本の財産及び権利の取扱について日本政府内部で検討し又は予測した具体的な対策及び見解が記録されている。

①　３ページ（－３－）右葉約７行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）左葉９行分（以下「不開示部分②」という。）

③　４ページ（－４－）右葉４行分及び２行分（以下「不開示部分③」という。）

④　５ページ（－５－）左葉約２行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　６ページ（－６－）右葉８行分，左葉４行分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　７ページ（－７－）右葉５行分及び左葉全部（以下「不開示部分⑥」という。）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３０５）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で条約上の先例との比較において検討し

又は予測した日本が保有する次の各財産等の取扱いについての具体的対策及び具体的見解であると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

譲渡国の国有及び準国有の財産に関するもの

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分①のような取扱いの対象となる財産の範囲に関するもの

(ｳ)　不開示部分③

海底電線に関するもの

(ｴ)　不開示部分④及び不開示部分⑤

譲渡国の私人の財産に関するもの

(ｵ)　不開示部分⑥

譲渡国の私法人の財産に関するもの

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題と関連する日本の割譲対象地域における各種財産等の取扱いに関する具体的対策及び具体的見解であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１６３の文書（文書１５６２）は，外務省条約局法規課が昭和２６年９月付けで作成した次の内部文書によって構成されており，個人の研究報告という体裁でサンフランシスコ平和条約に基づく日本の在外財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解及び予測が記録されている。

(1)　「平和條約第四條について（上）（未定稿）」と題する文書

(2)　「平和條約第四條について（下）（未定稿）」と題する文書

２　通し番号１－１６３の文書のうち，不開示部分は，５４ページ（－５４－）約２行分であり，韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が具体的に記録されている。

（乙Ａ３０６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３０６）によれば，通し番号１－１６３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

(8)　財産権の移転が没収を意味するものでないことは，米韓協定そのものによっても証明することができる。（中略）

そういうわけであるから，韓国は日本に対して賠償請求権というものを持つはずがない。戦争損害がないのに賠償請求権というのもおかしなことである。しかし，韓国民は，日本国又は日本国民に対して，何らかの請求権を持つ。それと同じ程度に日本国民は韓国民に対して請求権を有するのではあるが，ともかくそういう意味では，韓国民には対日請求権がないではない■■■不開示部分■■■。かような韓国民の対日請求権の担保として，韓国所在の日本資産を管理するというのが「韓国の人民の利益のために」という語の意味であると考えられる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権の内容であると推認することができる。

ウ　しかしながら，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報は，当該文書の形式から明らかなとおり，サンフランシスコ平和条約４条に関する理論的研究を行った論稿で指摘された外務省職員の見解であり，文脈上，韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が存在し得ることの理論的可能性を指摘したものにすぎないことが明らかであり，直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものとはいえない（この点，通し番号１－１６３の文書の一部開示部分には，例えば，朝鮮人が日本政府に対して恩給請求権を有する旨の見解部分がある（乙Ａ３０６［－２５－］参照）。このような見解部分は，本件各文書の他の文書ではたびたび不開示とされているところであり，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報によって北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとすれば，上記見解部分によっても同様に北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると考えられるが，外務大臣は上記見解部分について上記おそれがないと判断して開示している以上，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録された情報についても同様に考えることができる。）。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１６４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６４の文書（文書１５６６）は，外務省が昭和２７年２月６日付けで作成した「請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について」と題する内部文書（総数５ページ）であり，日韓間の請求権問題において，北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

（甲７５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６４の文書に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考

慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間の請求権問題において，北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針であると推認することができる。

イ　しかしながら，証拠（乙Ａ８２，Ａ２１６，Ａ３０７，Ａ３６５，Ａ３６６）によれば，請求権問題と北朝鮮地域との関係について，本件各文書の一部開示部分には，例えば，①通し番号１－１６４の文書と同時期のものとして，昭和２６年１１月８日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙Ａ３６５），昭和２７年１１月２６日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約４条ｂ項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙Ａ２１６），同年２月７日付け「第二条による分離地域に係る請求権の処理方法」と題する文書（乙Ａ３０７），②これらと異なる時期のものとして，昭和３５年１０月当時の「大韓民国管轄権の限界」と題する各文書（乙Ａ３６６），昭和３６年１１月６日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する文書（乙Ａ８２［－３０－］）等のような日本政府部内の検討内容を明らかにしたものが多数存在しており，そこでは日本の具体的対処方針又は見解等が明らかにされている。被告は，これらとの比較において，通し番号１－１６４の文書の不開示部分に記録されている情報が，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的事情を主張しておらず，また，これらの

具体的事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１６４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１６４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１６５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１６５の文書（文書１５６７）は，大蔵省が作成した次の内部文書によって構成されており，日本の在韓財産の法的地位及び財産・請求権問題の処理の相手方となる主体を検討した内容が記録されている。

(1)　１９５２年（昭和２７年）２月６日付け「平和条約第四条（ｂ）項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する文書

(2)　昭和２７年２月７日付け「第二条による分離地域に係る請求権の処理方法」と題する文書

２　通し番号１－１６５の文書のうち，不開示部分は，２２ページ（－２２－）４行分であり，財産・請求権問題について，北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針が記録されている。

（乙Ａ３０７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法

５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１６５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３０７）。

記

四　一方大韓民国政府と取極めながら，他方北鮮政権とも取極を行うことは，矛盾又は不都合を生じないか。

(ｲ)　南鮮につき，大韓民国政府と，他方北鮮につき北鮮政府とそれぞれ取極を行うことは，理論上矛盾しないことは前言した。

(ﾛ)　しかしながら，大韓民国政府との間に，形式的にせよ南北一体として取極を結ぶことは勿論可能であるし，後に北鮮政府を法律上の政府として承認する必要が生じたとしても，大韓民国政府との協定又はそれに基づく処分の効力が否定されることは，少なくとも法理上はあり得ない。新政府の承認は，前政府の権利義務の一切を承継することを前提要件とするのが原則であるからである。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産・請求権問題について，北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針であると推認することができる。

ウ　しかしながら，証拠（乙Ａ２１６，Ａ３６５）によれば，本件各文書の一部開示部分には，請求権問題に関して韓国との取極をしながら北朝鮮と取極をすることの矛盾・不都合に直接言及したものは存在しないものの，例えば，昭和２６年１１月８日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙Ａ３６５），昭和２７年１１月２６日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第４条ｂ項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙Ａ２１６），昭和２８年1月１８日付け「韓国のステイタスと我が国の立場」と題する文書（乙Ａ２１７）のように，財産・請求権問題について，北朝鮮との関係に留意した上で検討された日本側の具体的対処方針を明らかにするものが多数存在している。被告は，これらとの比較において，通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている情報が，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的事情を主張しておらず，また，これらの具体的事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証

拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１６６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６６の文書（文書１５６８）は，外務省が作成した昭和２７年２月１１日付け「朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について」と題する内部文書であり，朝鮮動乱（朝鮮戦争）により回収することが困難になった日本の対韓債権の処理について検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国及び北朝鮮双方が朝鮮戦争の当事者であるという性質を勘案した上で，対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した内容が記録されている。

①　１ページ（－１－）２か所約１２行分

②　８ページ（－８－）約１４行分

③　９ページ（－９－）約２０行分

（乙Ａ３０８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするお

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３０８）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１６６の文書は，朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について理論的な検討をしたものであり，その不開示部分に記録されている情報は，韓国及び北朝鮮双方が朝鮮戦争の当事者であるという性質を勘案した上で，対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した具体的内容であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無に関する具体的見解であって，請求権問題に関連するものであるところ，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地

がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６７の文書（文書１５６９）は，外務省が作成した昭和２７年付け「日本銀行の対韓国債権債務一覧」と題する文書等から構成される内部文書であり，日本銀行の対韓債権及び債務の一覧等が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日本銀行の対韓債権及び債務の概要について，個別具体的な特定の債権，債務の内容，試算した具体的金額，各債権債務の存否等を調査した結果及びその対処方針を検討した内容並びに韓国だけでなく，朝鮮半島全体にも関係する情報が記録されている。

①　１ページ（－１－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

②　２ページ（－２－）約１５行分，３ページから１８ページまで（－２－に「次ページ以下１６ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ３０９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１６７の文書の不開示部分①の前後の記載は，次のとおりである。なお，不開示部分②は，日本銀行の対韓国債権債務一覧等である（乙Ａ３０９）。

記

一　焼棄済日銀券の問題に関しては次のとおりの説明があった。

２０年１２月在鮮米軍政庁朝鮮銀行総裁Ｚ２５６からの書簡により在鮮日銀券を焼棄することとなり，２１年４月及び２２年１１月の２回にわたり，Ｇ．Ｈ．Ｑ．，日銀，在鮮米軍代表及び鮮銀代表立会の下に■■■不開示部分①■■■焼棄処分した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

本件各文書の一部開示部分に記録されている焼却日銀券の総額については，別紙７の第１の５(6)のとおりである。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することが

できる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２１年４月及び昭和２２年１１月の２回にわたり焼却された日本銀行券の総額であり，本件各文書の一部開示部分で開示されている数額

(ｲ)　不開示部分②

昭和２７年当時，外務省において調査・検討された日本銀行の対韓債権及び債務の概要（個別具体的な特定の債権，債務の内容，試算した具体的金額，各債権債務の存否等）及びこれらに関する対処方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１６７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報のうち，特に日本銀行の韓国に対する個別具体的な特定の債権債務の内容に関する部分には，他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものが含ま

れている可能性も否定できないものの，その余の部分も含めた全体について，本件全証拠によっても，上記の点を的確に認めるに足りる証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

したがって，通し番号１－１６７の文書の不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１６７の文書の不開示部分②に記録されている情報

については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６７の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６７の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６８の文書（文書１５７１）は，外務省が作成した「日本側対韓請求権」と題する内部文書（総数１８ページ）であり，日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権について個別具体的な特定の項目及びその具体的な試算額並びに試算過程が主として一覧表形式で記録されている。

（甲７５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮

との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－１６８の文書に記録されている情報は，日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権について主として一覧表形式で整理された個別具体的な特定の項目及びその具体的試算額並びにその試算過程であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１６８の文書に記録されている情報は，日本政府部内で請求権問題に関して検討・試算された日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権の具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１６８の文書に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６８の文書に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当

するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６８の文書に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６８の文書に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１６９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１６９の文書（文書１５７２）は，「韓国の対日賠償要求について」と題する内部文書であり，韓国政府による日本に対する賠償要求の根拠，内容の概要及び要求に対する日本政府の見解や対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の個別具体的な複数の特定項目について，賠償要求の根拠及び内容，これに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

①　１８ページ（－１７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　２２ページから４４ページまで（－２０－に「次ページ以下２３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び４５ページ（－２１－）３行分

③　４７ページ（－２３－）最終行及び４８ページ（－２３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

④　５０ページ（－２５－）約９行分及び５１ページから７８ページまで（－２５－に「次ページ以下２８ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ３１０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３１０）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の個別具体的な複数の特定項目についての賠償要求の根拠及び内容並びにこれに対する日本政府の具体的見解及び対処方針であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解及び対処方針等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１６９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１７０の文書（文書１５９４）は，外務省アジア局第一課が作成した次の内部文書によって構成されており，各内容はほぼ同一であり，サンフランシスコ平和条約４条の解釈に関する日韓双方の主張及び韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記録されている。

(1)　昭和３２年３月付けの「財産請求権問題」と題する文書

(2)　昭和３２年３月付けの「財産請求権問題（訂正版）」と題する書面

２　通し番号１－１７０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　５ページ（－５－）９行分，２４ページ（－２４－）９行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，日韓会談を再開に導くため，対韓請求権について法律論の観点から再検討した過程及びそれを踏まえて政府が予測した日韓国交正常化交渉の見通し等が記録されている。

②　１７ページ（－１７－）約１行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，政府部内で試算した韓国の対日請求権の個別具体的な特定の項目及びその金額が記録されている。

（乙Ａ３１１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号１－１７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が

国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する再反論

通し番号１－１７０の文書が他の文書と比較した場合において，その周辺部分の体裁が類似しているとしても，その記載内容が同一であるとは限らず，また，韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

そもそも，個々の文書の価値や重要性は，それぞれ当該文書を保有する各国政府ごとに判断されるものであり，他国が開示した文書であっても，日本政府に係る文書を開示することには，独自の意味あいを持ち得る。とりわけ，仮に，原告らが主張するように，当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示されたものであったとしても，我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば，同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか，当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずであるし，不開示部分①には不開示部分②と異なる情報が記録されている以上，上記(1)のとおり不開示情報に該当することは明らかである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　<ｱ>　通し番号１－１５の文書の５５枚目約１行分（乙Ａ１８５）及び通し番号１－１７０の文書の１７枚目約１行分は，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of the 28th May,1953」との表題がついた文書中の「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目であり，<ｲ>　既に韓国で開示されている日韓会談関連文書中に存在する「一般請求権

小委員会関係文書送付の件」と題する文書（甲１４３の８の１，２枚目）には，「韓国側が日本語で作成して Aide-Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書を３度にわたって日本側に提示したと記載されており，その原本が韓国側で発見できなかったので，その写本（原本は，韓国側が作成した文書であるから，手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている）を日本から受け取った」との記載があるところ，<ウ> 韓国で開示された文書（日本側から受け取った写本），通し番号１－１５の文書の不開示部分を含む文書（甲１４３の９）及び通し番号１－１７０の文書の不開示部分を含む文書（甲１４３の１０）を対照すれば同一の内容となっていることに照らすと，これらの文書が全く同一の文書であることが明白である。

以上によれば，通し番号１－１７０の文書の不開示部分②には，「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）」と記録されていることが明らかであり，これは既に公開されている情報（甲１４３の８の７枚目下段）であるといわざるを得ない。

(2) 被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による具体的数値の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３ 当裁判所の判断

１ 不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３１１）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「財産・請求権問題」と題する項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(4)　右のごとく両国の主張は平和条約第４条(b)項の法律解釈をめぐり根本的に対立しており，爾来韓国は，日韓会談再開のための前提条件として日本が在韓財産に対する請求権を放棄することを執拗に繰り返している。

■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ on talking of the 28th May,1953」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｄ＇の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一．韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分②■■■に関する件

二．第三国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法に関する件

三ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

(ｲ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「ＡＩＤＥ－ＭＥＭＯＩＲＥ　on talking of

the 28th May,1953」と題する文書があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１５の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｳ)で説示したとおりであるところ，このうち，不開示部分に相当する部分は，要旨下記のとおりである（甲１４３の８，１４４［７ページ］参照）。

記

Ｄ＇の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

１　韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約５億円）に関する件

２　第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

３ａ　日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日韓会談を再開に導くため，対韓請求権について法律論の観点から再検討した過程及びそれを踏まえた政府が予測した日韓国交正常化交渉の見通し等

(ｲ)　不開示部分②

韓国側開示文書で公にされている「（日本恩給局によれば約５億円）」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７０の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断

することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解等に係るものであり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得な

い。）。

エ　したがって，通し番号１－１７０の文書の不開示部分①に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分②に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１７０の文書の不開示部分①に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７０の文書の不開示部分①に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７０の文書の不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分①に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７１の文書（文書１５９５）は，外務省アジア局第一課が昭和３２年１０月１０日及び同年１２月５日にそれぞれ作成した対韓国債務の処理試案をまとめた総数１２ページの内部文書である。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて政府部内で試算した金額，試算方法及び日本側の対処方針が一覧表形式で記録されている。

①　１ページから５ページまで（－１－に「前５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②　６ページ（－１－）３か所（表の上段全部，中段（「処理方針」欄）１か所，下段（「金額及び摘要」欄）１か所）

③　７ページ（－２－）２か所（表の中段１か所，下段全部）

④　８ページ（－３－）１か所(表の中段及び下段全部)

⑤　９ページ（－４－）１か所（表の中段及び下段全部）

⑥　１０ページ（－５－）１か所（表の中段及び下段全部）

⑦　１１ページ（－６－）１か所（表の中段及び下段全部）

⑧　１２ページ（－７－）２か所（表の中段及び下段全部，表の左欄外）

(乙Ａ３２７)

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実(各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３２７）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて試算された具体的金額及びその試算方法並びに日本側の対処方針であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で請求権問題に関して検討された日本の対韓債務の具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在において

も日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７２の文書（文書１５９７）は，外務省が作成した昭和３２年１２月７日付け「韓国側対日請求権問題に関する件」と題する内部文書であり，韓国の主張する対日請求権について政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）約２行分，２ページ（－２－）２行分，３ページ（－３－）約７行分，４ページ（－４－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも，韓国が主張する対日請求権について，個別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した具体的な金額又は日本側の対処方針等が記録されている。

②　５ページから８ページまで（－４－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，いずれも，韓国の主張する対日請求権について，個別具体的な特定項目ごとに，その内容，政府部内で試算した具体的金額及び日本側の対処方針を一覧表にしたリストが記録されている。

③　１０ページ（－６－）２か所（表の上段全部，中段（「処理方針」欄）及び下段（「金額及び摘要」欄）１か所），１１ページ（－７－）１か所（表の中段及び下段全部），１２ページ（－８－）１か所（表の中段及び下段全部），１３ページ（－９－）１か所（表の中段及び下段全部），１４ページ（－１０－）１か所（表の中段及び下段全部），１５ページ（－１１－）１か所（表の中段及び下段全部），１６ページ（－１２－）１か所（表の中段及び下段の一部），１７ページ（－１３－）１か所（表の中段及び下段全

部）及び１８ページ（－１４－）２か所（表の中段及び表の左欄外）（以下「不開示部分③」という。）

これらは，別紙二（昭和３２年１２月５日付け「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書）中にあり，実質的には通し番号１－１７１の文書と同一の内容が記録されている。

（乙Ａ３１２，Ａ３２８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３１２，Ａ３２８）によれば，通し番号１－１７２の文書の不開示部分①の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

今日までの日韓交渉において，日本側は，「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第４条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」に関し，韓国側の合意を取り付けるよう努力してきたが，左記の理由により，わが方が右の「見解の表明」の“relevant”条項，すなわち「しかしながら，日本国が平和条約第４条(b)において有効と認めたこれらの資産の処理は，合衆国の見解によれば，平和条約第４条(a)に規定されている取極の考慮において直接関係をもつものである。」■■■不開示部分①■■■

記

一　第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は総計３３７億円であると計算（推定を含む。）される。（別紙一参照）

二　国際法上の原則に照らし外務省として韓国側に相当有利と認めるラインで前記対日請求権の各項目を整理計算した結果の合計は，■■■不開示部分①■■■

三　前記の米国政府の「見解の表明」の中の“relevant”条項を韓国側に認めさせることによって前記二の韓国の有効な対日請求権が減額される限度は，次のとおりである。

(ｲ)　韓国の請求権の全体と我が国が放棄した請求権の全体とを相殺する場合は，わが方の放棄した請求権を「いかなる限度まで」（注）相殺に用いるかによってゼロから韓国の有効な対日請求権の全額ま

での間となる。

■■■不開示部分①■■■

(ﾛ)　■■■不開示部分①■■■

(ﾊ)　■■■不開示部分①■■■

（中略）

四　他方，我が国は戦後のオープン勘定貸越残高として■■■不開示部分①■■■を対韓請求権として有している。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国が主張する対日請求権の個別具体的な特定項目ごとに日本政府部内で試算した具体的金額又は日本側の対処方針等

(ｲ)　不開示部分②

別紙一中にあり，韓国の主張する対日請求権について，個別具体的な特定項目ごとに一覧表として整理された<ｱ>第一次及び第二次日韓会談で韓国側が主張した金額，<ｲ>日本政府部内で試算した具体的金額及び日本側の対処方針

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１７１の文書の不開示部分と同一である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部

内で請求権問題に関して検討された日本の対韓債務の具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分③

この点については，（別紙５）通し番号１－１７１の「第３　当裁判所の判断」で説示したとおりである。

エ　したがって，通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１７３の文書（文書１５９８）は，次の内部文書によって構成されており，米軍令及びサンフランシスコ平和条約との関係における財産・請求権問題の概要及び韓国の対日請求権に対する日本政府の対処方針について各検討した内容が記録されている。

(1)　外務省条約局が作成した昭和３３年３月２５日付け「日韓会談請求権問題の問題点（案）」と題する文書

(2)　外務省条約局が作成した昭和３３年３月３１日付け「財産権問題に関する基本方針案」と題する文書

(3)　外務省条約局第一課が作成した昭和３３年３月２５日付け「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」と題する文書

２　通し番号１－１７３の文書のうち，不開示部分は，５ページ（－５－）５行分であり，韓国の対日請求権のうち，日本政府部内において当時は容認できるものとされた事項等が記録されている。

（乙Ａ３１３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公

にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３１３）によれば，通し番号１－１７３の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

四　以上より結論して韓国の請求権に関する提案中（１９５２年２月２１日提出）わが方において (1)容認し得るもの，(2)容認し得ざるもの，及び (3)研究を要するものに細別すれば左のとおりとなる。

■■■不開示部分■■■

(2)　容認し得ざるもの

（略）

(3)　研究を要するもの

（略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７３の文書の

不開示部分に記録されている情報は，昭和３３年当時，韓国の対日請求権のうち日本政府部内において容認できるものとされた事項等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７４の文書（文書１５９９）は，大蔵省が作成した昭和３３年１１月１７日付け「日韓財産請求権問題の処理にあたり検討を要する問題点」と題する内部文書であり，米軍令３３条，「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政および財産に関する最初の取極」及びサンフランシスコ平和条約４条との関連における財産・請求権問題の対応を検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について，韓国が主張している内容，政府内部で試算した具体的金額，日本側の対処方針等が一覧表形式で記録されている。

①　４ページ（－４－）６行目以後約２０行分ほか１か所，５ページ及び６ページ（－４－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

②　９ページ（－７－）２か所（右側ページの上段全部及び中段及び下段の一部，左側ページの下段全部），１０ページ（－８－）２か所(右側ページの中段及び下段の一部，左側ページの中段及び下段全部)，１１ページ（－９－）１か所（中段及び下段全部），１２ページ（－１０－）２か所（右側ページの中段及び下段の一部，左側ページの中段及び下段全部），１３ページ（－１１－）１か所（右側ページの中段及び下段の一部）及び１４ページ（－１２－）３か所（右側ページの中段及び下段全部，左側ページの中段の全部及び左欄外。以下「不開示部分②」という。）

③　１５ページから２６ページまで（－１２－に「次ページ以下１２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ３１４，Ａ３２９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３２９）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「説明資料その一（請求権について）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　請求権については別紙一のごとく■■■不開示部分①■■■を有効な請求額として認める案もあるが，本案は甘きに失するので，更に検討を加えた結果次のとおり。

１　■■■不開示部分①■■■

■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，別紙一「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書中にあり，開示されている内容は，通し番号１－１７１の文書（乙Ａ３２７）と同一である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－１５７の文書の一部開示部分には，「説明資料その一（請求権について）」と題する文書があり，その内容は，（別紙５）通し番号１－１５７の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)ｂで認定したとおりであるが，不開示部分①に関連する部分は，下記のとおりである（乙Ａ３０１）。

記

一　請求権については，■■■不開示部分■■■更に検討を加えた結果次のとおり。

１　■■■不開示部分■■■

■■■不開示部分■■■

(3)　本試算額は韓国側要求を国際法上の原則に基づいて検討した結果，有効と認められるものを列挙した。したがって，在

韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし，また，韓国が当然に負うべき地方的債務の額も，計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4)　第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格３３７億と推定される。（別紙二参照）。

ｂ　不開示部分③関係

通し番号１－１５７の文書の一部開示部分には，別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書（全１０ページ）がある（乙Ａ３０１。ただし，その一部には通し番号１－１５７の文書の不開示部分がある。）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－１５７の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した文言を含むほか，韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について一覧表の形式で整理された韓国が主張している内容，政府内部で試算した具体的金額及び日本側の対処方針等

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－１７１の文書の不開示部分と同一である。

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１５７の文書中の別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書（全１０ページ）ほか２ページであり，韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について一覧表の形式で整理された韓国が主張している内容，政府内部で試算した具体的金額及び日

本側の対処方針等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分③

不開示部分①及び不開示部分③のうち，通し番号１－１５７の文書で開示されているものと同一の部分については，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

その余の部分については，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②

この点については，（別紙５）通し番号１－１７１の「第３　当裁判所の判断」で説示したとおりである。

エ　したがって，通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７４の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①のうち，下記の文言と同一の部分

記

(3)　本試算額は韓国側要求を国際法上の原則に基づいて検討した結果，有効と認められるものを列挙した。したがって，在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし，また，韓国が当然に負うべき地方的債務の額も，計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4)　第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格３３７億と推定される。（別紙二参照）。

イ　不開示部分③のうち，通し番号１－１５７の文書で開示されている別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書（全１０ページ）と同一の部分（ただし，通し番号１－１５７の文書の不開示部分を除く。）

(2)ア　不開示部分①のうち，上記(1)ア以外の部分

イ　不開示部分②

ウ　不開示部分③のうち，上記(1)イ以外の部分

（別紙５）通し番号１－１７５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７５の文書（文書１６００）は，外務省アジア局総務参事官室が作成した昭和３４年１月３１日付け「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり，韓国のほか米国，英国，デンマーク，オーストリア，ポルトガル，イタリア，アイルランド，ギリシャ，インド，パキスタン等の諸外国の対日請求権の概要及び政府部内での試算と対処方針が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　７１ページ（－７１－）５行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果又は見解や請求権問題の解決に当たって日本政府が認識した条約解釈上の問題点が記録されている。

②　７６ページ（－７６－）５行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積りが記録されている。

③　８１ページ（－８１－）１か所（以下「不開示部分③」という。）

これは，韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積りが記録されている。

（乙Ａ１３８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実

（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１３８）。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，「（Ｅ）その他の請求権」，「三，日韓請求権問題」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　日韓請求権問題の経緯の概要

(一)　朝鮮の分離，独立に伴う日韓両国間の財産請求権問題は，平和条約第４条ａ項により日韓両国政府の特別取極の主題とすると規定されている。（中略）

(二)　以後韓国は，日韓全面会談再開のための条件として在韓財産に対するわが方請求権の放棄をあげるに至り，双方が当初の法律論を固執する限り，解決は困難とみられるに至った。

（中略）

右平和条約第４条についての米国政府の見解は，要するに日本の在韓財産に対する請求権は第４条ｂ項によって消滅したが，第４条ａ項に基づく韓国の対日請求権を解決するための取極めを行うに当たって，右の事実が勘案せられるべきであるとの解釈を示したものである。

(三)　■■■不開示部分①■■■

したがって，昭和３１年１０月以降，Ｚ２４１アジア局長とＺ２２５公使との間に行われた抑留者相互釈放交渉の際，先方は日韓全面会談再開のための前提条件としてわが方の対韓請求権の放棄を明確にすることを要求してきたので，Ｚ２４１局長から本請求権問題解決のため米国政府見解を基礎とする意向を示し，翌３２年１月末以降開始された抑留者相互釈放と平行して行われた日韓全面会談再開のための交渉においては双方の間で本請求権問題については米国政府見解を基礎として解決を図るとの基本方針の下に折衝が進められるに至った。

（中略）

(四)　（中略）

その要求総額について韓国は明示していないが，第二次会談の際提示した項目について終戦時価格をもって試算すると次のとおりである。

■■■不開示部分②■■■

b　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３４年４月２０日付け「懸案対日請求権問題の現状」と題する文書中の「その他」，「韓国」の欄にあり，その前後には「平和条約４条(a)関係。■■■不開示部分③■■■日韓会談が全面的に難航の結果近く具体的に検討される見込みなし。」と記録されている。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

サンフランシスコ平和条約４条に関する米国解釈を踏まえて日本の従来の法律的主張を再検討し，それを踏まえて日本政府部内で検討された請求権問題の解決策については，本件各文書の一部開示部分中にも次のように具体的に記録されている。

a　通し番号１－２５９の文書で引用されている昭和３１年１月１０日付け「日韓関係打開方策について」と題する文書

全般的日韓会談を再開する場合には，サンフランシスコ平和条約第４条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来の解釈を変更し，在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものと考える必要あり。このためには，在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある（乙Ａ３７７［４－１７６ページ以下］）。

b　通し番号１－１２５の文書（外務省アジア局が作成した昭和３１年１２月２５日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）

約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑

港平和条約により対韓財産請求権は失ったが，その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入るべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており，最近に至り韓国側も右案に賛成して来ている（乙Ｂ１２２［－７－］）。

ｃ　通し番号１－１８の文書中の「第３次会談決裂後第４次会談開始まで（昭和２８年１０月より昭和３３年４月まで）」との部分

(a)　（昭和３１年１０月１日に）行われたＺ２４１アジア局長とＺ２２５公使との非公式会談において，正式会談開始前に，韓国側は抑留漁夫を釈放すること，日本側は，「Ｚ２２１発言」を撤回すること及び請求権問題については米国政府の解釈を基礎として対韓請求権の主張を撤回することにつき原則的な意見の一致をみた。また，上記米国政府の解釈は，１９５２年（昭和２７年）４月２９日付け駐米韓国大使宛て書簡とは別に新たなノートの発出を求めることについても韓国側はこれを了承した。更に続行された交渉においては，日本側は，米国政府の解釈に対しては日本側のみならず韓国側もバインドされるべきことを明らかにすべしと強く主張したが，韓国側は，日本側が請求権の相互放棄の方式による解決を図るものと極度に警戒しこれに反対した。このような韓国側の懸念に対して，日本側は，韓国側も米国解釈と同意見である旨を議事録に残すとともに，再開される会談においては財産権問題で韓国側が先の会談で提出した案を討議する旨をも議事録に明記することにより韓国側を納得させた。この交渉の途中，韓国側は，新たに，文化財に関する要求を持ち出したが，交渉はほぼ順調に進み，３月末頃には上記のようなラインで問題解決の見通しが得られるまでに至った。

(b)　抑留漁夫釈放問題に絡めた韓国側の要求により，やむなく譲歩を行った対韓請求権に関するわが方従来の主張は，もともと，膨大と

予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための政治的，防衛的なもので，法理論としても立論に相当無理があるとの非難もあったもので，その上この問題に関する米国の見解表明は更にその主張の維持を困難とし，早晩これに踏み切らざるを得なかったものである。更にまた，たとえ日本側が法理論を貫いたとしても，実質的な取り分もなく，日韓関係全般の大局的見地から見ても，これ以上自説に固執することは得策でないとの見極めに立つものであった。

一方，韓国側の対日請求権についても，１９５７年（昭和３２年１２月３１日付け書簡（中略）による米国政府の見解によれば，在韓財産に対する日本の請求権は，平和条約第４条ｂ項及び在韓米軍政府の指令によって消滅したが，「韓国と日本国との間の特別取極は，韓国内の日本資産を韓国政府が引き取ったことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され，又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなろう」と述べている。したがって，上記米国見解と同意見であることを表明した韓国側としては，必ずしも従来と同様一方的な請求権のみを主張し得ない立場となった。上記非公式会談において，日本側が，韓国側の頑強な抵抗を排して，議事録の１項に，韓国側も米国見解と同意見である旨の一項を残した所以もここに存した（以上につき，乙Ａ１８８［－１６－以下］）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３４年当時，財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果又は見解や請求権問題の

解決に当たって日本政府が認識した条約解釈上の問題点

(イ)　不開示部分②及び不開示部分③

韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積り

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ア)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報については，上記ア(イ)で説示したとおり，被告が当該情報の内容として主張する点についての日本政府の具体的見解又は対処方針等であって他の行政文書の一部開示により既に公にされているものが多数存在している。被告は，これらとの比較において，当該情報が，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的事情を主張しておらず，また，これらの具体的事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって，当該情報は，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ)　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的査定額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被

告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７５の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分①

(2)　不開示部分②及び不開示部分③

（別紙５）通し番号１－１７６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７６の文書（文書１６０２）は，外務省が作成した昭和３５年１０月２１日付け「大韓民国と請求権問題を処理する場合の問題点（未定稿）」と題する内部文書であり，サンフランシスコ平和条約第４条（ａ）の「現に朝鮮地域の施政を行っている当局」という文言と北朝鮮との関係における財産・請求権問題の問題点について日本政府内部で検討した見解及び対処方針が記録されている。

このうち，不開示部分は，５ページ（－５－）約６行分であり，韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権について日本政府内部で検討した具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ３１５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３１５）によれば，通し番号１－１７６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

２　韓国及び韓国政府の承認の態様による請求権処理方式の差異

Ａ　日韓双方が請求権を主張する場合

(a)　大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認め，かつ，同国政府が全域にわたり管轄権を有するとする場合

（略）

(b)　大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認めながらも，同国政府の管轄権は３８°線以南に事実上限定されているものとする場合

（略）

(c)　大韓民国のみを同半島に成立している唯一の国家として承認しつつ，その領域を朝鮮全域と必ずしもみなさず，法律上も同国政府の管轄権は現実の施政地域についてのみ及ぶものと認め，残りの半島の部分の法的地位は不明確のままにしておく場合

日本は南鮮に対する請求権のみ主張する。韓国は南鮮の日本に対する請求権のみ主張する。

残りの北鮮部分の相互の請求権は全く触れない。■■■不開示部分■■■

B　日韓相互に請求権を放棄する場合

（中略）

(c)の場合

日本は南鮮に対する請求権のみ放棄し，北鮮部分については触れない。

韓国は，南鮮の対日請求権のみ放棄し，北鮮の部分については触れない。

もちろんこの場合に，北鮮と将来何らかの取極をするときにも相互放棄にしないと，前述のA(c)の場合に準じた困難が生ずる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権について日本政府内部で検討した具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，例えば，通し番号１－５１の文書（「日韓請求権問題の種々相」と題する文書）や通し番号１－２５１の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙Ａ２１６，Ａ８２［－２６－以下］）等と類似するものである可能性はあるが，本件全証拠によっても，これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく，韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後

における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１７７の文書（文書１６０５）は，次の内部文書等によって構成されており，日韓漁業協力の意義，目的，実施方法及び必要性について日本政府の見解が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和３８年４月１２日付け「日韓漁業協力に関する日本側の考え方」と題する文書

(2)　外務省が作成した昭和３８年５月２７日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度」と題する文書

(3)　外務省が作成した昭和３８年５月３１日付け「日韓漁業協力について」と題する文書

(4)　外務省が作成した昭和３８年６月付け「日韓漁業協力の必要性について」と題する文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年６月１日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本方針（案）」と題する文書

(6)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年６月３日付け「日韓漁業協力に関する日本側Ｚ４１主査の発言（案）」と題する文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年７月２３日付け「日韓漁業協力問題の処理方針（案）」と題する文書

２　通し番号１－１７７の文書のうち，不開示部分は，３９ページ（－３９－）最終行及び４０ページから４８ページまで（－３９－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，上記１(7)の文書中にあり，日韓漁業協力問題における懸案事項であった韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定に関し，韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略等が記録されている。

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３１６）によれば，通し番号１－１７７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

日韓漁業協定が１２カイリの専管水域を基礎とした日本側で合理的と認められる形で締結されることとなった場合，同協定が韓国の零細漁民の利益を何ら損なうものではなく，逆に，その生活向上に資するものであることをこれら漁民に納得させるため，同漁業協定と平行して実施されるべき日韓漁業協力に関し，別添の韓国側案のごとき諸項目について明示的な取極めを行いたいという韓国側の強い希望を満たすため，日韓漁業協力問題を次のような方針で処理することとしたい。（なお，水産物の輸入問題に関しては，別途処理することとする。）

(1)　基本的には，漁業協力は経済協力の一環であるから，大平・Ｚ２２３合意（通常の民間商業借款を含む。）の枠内で賄うべきものであって，その追加としてこれを考えることはできないとの態度を堅持する。

(2)　■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，外務省が漁業協力問題に関して検討した韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定についての日本側の具体的交渉戦略等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された漁業協力問題（これは経済協力問題の一環を成すものである。）に関する日本側の具体的交渉戦略であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関す

る日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１７８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１７８の文書（文書１６１８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており，日韓会談において議論された漁船拿捕問題，在日朝鮮人の法的地位問題，在日朝鮮人の帰還及び補償問題に対する対応について日米間で協議した経緯及び内容が記録されている。

(1)　昭和３４年２月１９日付け「北鮮帰還問題に関する件」と題する文書

(2)　昭和３４年２月から同年１２月までに作成された日韓会談に関して米国大使館書記官及び同公使との非公式会談の記録が記載された文書

２　通し番号１－１７８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２０２ページ（－２０２－）約４行分，２０３ページ（－２０３－）約１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年１２月１２日付け「日韓会談に関し●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり，韓国に対して在日韓国人を韓国内に定住させることを奨励することについて，同書記官から提示された具体的な対策案が記録されている。

②　２７０ページ（－２７０－）約９行分，２７１ページ（－２７０－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分），２７２ページ（－２７１－）７行分（以下これらを併せて「不開示部分②」という。）なお，－２７１－の不開示部分１か所は，情報公開法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。）

これは，いずれも，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年１２月８日付け「●●Ｚ８１会談記録」と題する文書中にあり，韓国に対する財政援助について日本政府が試算した具体的な金額を明示した方策が記録さ

れ

ている。

③　２７６ページ（－２７５－）最終行から２７７ページ（－２７６－）１行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年１２月３０日付け「Ｚ８１●●会談要旨」と題する文書中にあり，韓国に対する財政支援の金額について，日本政府が案として提示した具体的な金額が記録されている。

④　３００ページ（－２９９－）約３行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年８月１５日付け「日韓問題に関するＺ２５７代表とＺ２３２大使との会談要領」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する韓国政府の対応及び日本政府に対する要求とこれに対する日本政府の見解が具体的に記録されている。

⑤　３１１ページ（－３１０－）約７行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年８月２８日付け「Ｚ２５７・Ｚ２３２大使会談録」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の支援策案が具体的に記録されている。

⑥　３４４ページ（－３４３－）最終行及び３４５ページから３４８ページまで（－３４３－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年９月１１日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の対策について，これに対する韓国政府の要求を踏まえて，米国政府と協議した内容が記録され

ている。

⑦　３６３ページ（－３５８－）４行分並びに３６４ページ及び３６５ページ（－３５８－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑦」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年１０月１９日付け「Ｚ１７●●会談に関する件」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の財政支援について，具体的金額を明示して説明した内容が記録されている。

⑧　３８６ページ（－３７９－）約７行分（以下「不開示部分⑧」という。）

これは，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３４年１１月１３日付け「日韓会談及び朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する補償金に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

（乙Ｂ１４３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ１４３）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３４年１２月１２日付け「日韓会談に関し●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．●●は，先週末Ｚ２３２大使はＺ２２７大使及び藤山外相と会談したが，日本が韓国に対し文書による assurance を行うことはできないことが明らかになったので，米国が日本から assurance をもらい米国はこれを極秘にして韓国に対し，在日韓人の韓国内 resettlement を奨励すること，その際，米国は韓国に対して所要の aid を行う用意のあることを明らかにする，以上のラインでＺ２２７大使の説得に努めた結果，Ｚ２２７は１２月１日一時帰国し，李大統領と相談することとなった。そのことは日本側でも

御承知のことと思うと述べたので，Ｚ２４１より日本が米国に与うる assurance について米側では具体的に何か案があるのかと尋ねたところ，■■■不開示部分①■■■米国としては昨日今次あっせんの基本線につき国務省に請訓したばかりであり，現在まだ具体案の持ち合わせはなく，また，そういうような具体的な表現を要求することにするかしないか，文書にするかしないか等についても決まってはいないと述べた。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３４年１２月８日付け「●●Ｚ８１会談記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．昨日の会談で，Ｚ２３２大使がＺ２２７大使に対して「日韓交渉を促進するため，自分が側面から言うことがあるか」と尋ねたところ，Ｚ２２７は「Ｚ１７局長は南鮮に帰る一家族（５～６人）当たり１５００ドルにて家が建つと言っているが，これは田舎の家のことであって都会では不足である。この旨日本側に伝えてくれ。」といったので，Ｚ２３２大使は「私見だが，それだけもらえればラッキーで満足すべきだろう。しかし，金額のことは自分のビジネスではないから，必要なら直接日本側に言いなさい。」と答えた。

３．更にＺ２３２大使はＺ２２７大使に対し「フィナンシアル・セットルメントについて，もしこれが漏洩したり，韓国側が何かヒントするようなことを言った場合には，日米両国はこういう事実なしと flatly に否定し，全てを御破算にするから御承知ありたい」と述べたところ，Ｚ２２７は「承知した」と答えた。

４．■■■不開示部分②■■■

５．藤山大臣よりＺ２３２大使宛てオーラルステートメントの内容に

つき，●●は，前記の具体的金額の言及のほかに，今次ディールは，「刑」を了した釜山抑留漁夫の即時送還の実施，今後「刑」を了するもののオートマティックな送還の確約が前提条件である旨も明示さるべきである。何となればもしこの条件がうやむやになるようでは日本側として韓国に金を払う意味はなくなるからである，と述べた上，オーラルステートメント日本側原案に次の文言を付することをサジェストした。

（以下略）

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３４年１２月３０日付け「Ｚ８１●●会談要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．まず●●より，月曜日（２８日）にソウルの米大使館からの連絡によれば，同日韓国のＺ２３５大使代理（Ｚ２５８次官）と米大使館員との会談において，韓国側は，日本が支払うべき金額と同額を米国が立て替え，したがってまた，これは米国の一般対韓援助計画の枠外でそれだけ増額になるものと信じていた。これは，東京における累次のＺ１７・Ｚ２２７会談でＺ２２７大使がＺ１７局長から聞いた話を報告したところに基づくと述べた趣である。その後，東京の米大使館から，ソウルの米大使館に連絡した後，同大使館は，Ｚ２５８次官に対して，米国の立場を詳しく説明したが，そのときの話では，Ｚ２５８次官は，Ｚ２２７大使の報告によって，米国が上記の立替を行うものと信じていたので，これから韓国側が本問題をリアプレイズしてその態度を変更することは困難なのではないかと思う。すべては韓国側の反応にかかっているが，見通しは悲観的である。Ｚ２２７大使は，今度は本気でまとめるつもりであったが，

幾分不注意であったと思う，と述べ，更にＺ１７・Ｚ２２７会談は，■■■不開示部分③■■■仮定に基づいてなされていたようだが，その仮定は間違いである。Ｚ１７局長は韓国側に対して同情的なコメントをされたのではないかと述べた。

これに対して，（以下略）

ｄ　不開示部分④

不開示部分④は，昭和３４年８月１５日付け「日韓問題に関するＺ２５７代表とＺ２３２大使との会談要領」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｚ２３２大使　実はＺ８３代表は自分（Ｚ２３２大使）が日韓の間に入って助けてほしいと頼んできたが，自分は（中略）今度の会談にとってよい空気を作り，それを円滑に進めるために２つのことが必要であると考えている。１つは釜山と大村との相互送還を早くやること，２は南鮮に帰りたいという者の帰還を早くやること（このことは日本側にもプッシュしたいと思っていることだが）である。北鮮帰還の第一船は，１１月に出るということで，それまでまだ大分時間があるのだから，その前に韓国側としては南鮮へ帰りたい者は受け取るということをプライドを持って早急にやるべきである。■■■不開示部分④■■■ただし，自分は彼らが南鮮に帰ってからの生活補助という意味で住宅の建設等のため，金を出してもらうよう日本側に勧めてみる考えでいる。（以下略）

ｅ　不開示部分⑤

不開示部分⑤は，昭和３４年８月２８日付け「Ｚ２５７・Ｚ２３２大使会談録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとお

りである。

記

4　Ｚ２３２大使より，明日からの会合をどう運ぶつもりであるかと聞いたので，Ｚ２５７代表より，前述の情勢に鑑み，明日の連絡会議はせいぜい双方の抑留者のリストを交換するくらいなことで終わるだろう。したがって，月曜日の法的地位委員会においても双方委員の顔合わせ程度に止まるであろう。その程度のことではおそらく来週中には situation は much worse になりはしないかということを恐れるので，その場合にはまた貴大使にも考えてもらいたいと述べたのに対し，Ｚ２３２大使は，ともかくも会談が決裂しないようにつないでいくよう努力してほしいと言っていた。

5　■■■不開示部分⑤■■■日本に残る者については，かつては日本人であった韓国人である事実にも鑑みて，reasonable な彼らの要求はきいてやるように大臣に進言しようと思っていると答えておいた。

ｆ　不開示部分⑥

不開示部分⑥は，昭和３４年９月１１日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

2　数日前，自分（Ｚ２３２大使）が両者と会った際には，韓国側は，法的地位の委員会において韓国居留民の待遇問題が解決されることが前提条件であり，南鮮帰還はそれが片付いてから後の話であると強く主張していた。（中略）その際，両名は南鮮送還に関する問題は財産の持ち帰りで韓国側は帰還者の有する全ての財産の持ち帰りが実現することを必要と考えている旨述べたので，自分から，在日

朝鮮人の中には不法な方法で巨額の財産を取得したものがあるが，かかる不法財産についても全額持ち帰りを主張するのかと問うたところ，彼らはそれは合法的に取得したものだけの話であると弁解した。

■■■不開示部分⑥■■■

g　不開示部分⑦

不開示部分⑦は，昭和３４年１０月１９日付け「Ｚ１７●●会談に関する件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　Ｚ１７局長より先般１４日のＺ２５７，Ｚ１７，Ｚ８２，Ｚ８３，Ｚ２２７，Ｚ８４の六者会談に触れ，補償金の問題が議論されたが，先方は右は日本側の志いかんによるものと述べ，具体案を提示しなかったが，一定の補償金さえもらえば，先年の朝鮮事変の際の例にも鑑み，朝鮮側としては，避難民等の処置については経験と自信があるような口ぶりであった。■■■不開示部分⑦■■■

h　不開示部分⑧

不開示部分⑧は，昭和３４年１１月１３日付け「日韓会談及朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　日韓会談　南鮮帰還及び残留朝鮮人の処遇に関する共同宣言案なるものが韓国側から提案されたことはご承知のとおりであるが，右案には難点が２つある。そのうちの財産持ち帰りに制限を課されないという点は，帰還の際，全部持ち帰ることはできなくとも事後に送金その他の方法により実質的には全部持ち帰ったと同様

の効果をあげることは何とか解決方法もあろうかと思われるが，■■■不開示部分⑧■■■今回韓国側がかくのごとき提案を行った底意はこれによって北鮮帰還者をなるべく多数南鮮に引き付けたい点にあるかと察せられるが，もし韓国が真剣に北鮮帰還者の数を少なくしたいならば韓国政府自ら南鮮帰還者に対しては北鮮帰還者よりもはるかに優れた待遇が与えられ，南鮮帰還が魅力あることを徹底させるべきで，右阻止計画に日本を引き入れて片棒を担がせようとするには余りに虫が良すぎる。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき，昭和３４年１２月当時の日本，韓国，米国間の交渉等の概要が記録されており，<ｱ>　日米間の協議により，米国側としては，日本が対韓援助を行うときまでの時間的なギャップをカバーするため，北朝鮮からの避難民に対するのと同様，日本から帰還する朝鮮人の再定着を助けるため米国の一般的対韓援助計画の一部として適当な金額を，例えば，住宅建設のため支出するということにするほかないことになったこと，<ｲ>　我が国の援助の大体の目途が，一家族（大体５人）当たり１５００ドルで，３０００家族（１万５０００人）が帰れば，合計約５００万ドルという見当であったこと等が明らかにされている（乙Ａ４２［－１８０－以下］）。

ｂ　不開示部分④及び不開示部分⑤

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき，昭和３４年８月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており，<ｱ>　韓国側から，日韓全面会談の無条件再開の申出とともに抑留者の相互送還の申出があったこ

と，<イ>　これに対し，日本側は，日韓間代の再開前に支障なく実行されること等を要望したこと，<ウ>　第四次日韓会談の再開に伴い，韓国側から，在日韓人問題を解決するために法的地位委員会の業務を遅滞なく開始することの提案があり，日本側としては，米国側の要請もあり，相互送還問題を日韓会談と切り離して話し合うべく日韓両政府が非公式会談で調整を行ったこと等が明らかにされている（乙Ａ４２［－７２－以下］）。

ｃ　不開示部分⑥

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき，昭和３４年９月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており，<ア>　法的地位委員会第３回会合（９月１１日開催）において，韓国側から，「韓国政府は韓国への集団帰還を一定条件の下に一定期間実施する用意がある。一定条件とは日本側が適当な補償金を支払うこと，持ち帰り財産，荷物等に制限をつけないこと等である」との提案があったこと，<イ>　米国側も，補償金問題について重大な関心を有しており，日韓双方において具体的な案が策定され相談があれば熱心に研究する用意があるとの意向を示していたこと（これに関してその時点における米国側の具体的提案も明記されている。），<ウ>　日本側からは，Ｚ１７局長の私見が韓国側に明らかにされたほか，「最も可能性ある方式としては，韓国の経済復興あるいは国土建設ないし韓国民の福祉厚生のための援助又は贈与ということが考えられるが，いずれにせよ帰還とは関係のない形にするのでなければ国内的に説明がつかない」との意向を示したこと等が明らかにされている（乙Ａ４２［－９３－以下］）。

ｄ　不開示部分⑦

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，抑留者相互送還問題

等（韓国帰国者補償金問題）につき，昭和３４年１０月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており，<ア>　同月１４日韓国側の要請により，６者会談が行われ，補償金の問題が議論されたところ，日本側から，本件は韓国帰還問題と実際的には関係があるにしても表面的には全然別個の問題として取り扱われ，支出の根拠も全く別個のものとなる旨の従来の考え方を重ねて説明し，補償金額その他の条件について韓国側より提示するよう要求したこと，<イ>　これに対し，韓国側は何ら具体案を提示しなかったこと等が明らかにされている（乙Ａ４２［－１１７－以下］）。

ｅ　不開示部分⑧

通し番号２－４９の文書の一部開示部分には，抑留者相互送還問題等（韓国帰国者補償金問題）につき，昭和３４年１１月当時の日韓両政府間の交渉等の概要が記録されており，<ア>　Ｚ２７９大使が同月１２日在京米大使館Ｚ２８０公使の来訪を求め，補償金問題についてのいきさつを説明するなどして米国側の了解を求めたこと，<イ>　上記の際，Ｚ２７９大使が米国側に対して要旨「韓国人帰還者の定着を援助する意味で日本政府が何らかの財政的援助を行うとしても，表向きにこれを韓国人の南鮮帰還と結びつけることはできない。また，その実施時期についても日本側としては少なくとも日韓間に正常な国交関係が樹立された後でなければいけない。」と発言したこと等が明らかにされている（乙Ａ４２［－１３９－以下。特に－１６２－及びその前後参照］）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報は，抑留者相互送還問題のうち韓国帰国者補償金問題に関して，日米間の協議で明らかにされた韓国側の要求に対する日本側の具体的対策案又は具体的見解等であると推認することができ

る。

ウ　しかしながら，通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前記ア(ｲ)で認定したとおり，昭和３４年８月から同年１２月までの間に行われた抑留者相互送還問題（韓国帰国者補償金問題を含む。）に関する日本，韓国及び米国間の交渉等の概要（これには，日本側が検討していた補償金の具体的概算額等も含まれている。）が，他の行政文書（通し番号２－４９の文書）の一部開示により既に明らかにされていることに照らすと，当該情報はこれと同一又は同趣旨のものであると推認することができるから，仮に上記の点が経済協力等として日朝国交正常化交渉において協議される余地があったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７８の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１７９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１７９の文書（文書１６１９）は，補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する口頭陳述（案）」と題する文書（日本語及び英語）又は「藤山大臣からＺ２３２大使に対する補足口頭説明（案）」と題する文書（日本語及び英語）等によって構成されており，朝鮮半島への帰還者に対する補償金に関する日米間の話し合いの経緯及び日本から米国に対して説明された補償金問題に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち，不開示部分は，以下のとおりである。

①　１ページから１７ページまで（－１－に「前１７ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，朝鮮半島帰還者への補償金問題について，日米両国政府間において協議された経緯及び内容が具体的に記録されている。

②　２０ページ（－３－）約２行分及び２１ページ（－４－）約２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する（補足口頭説明）（案）（Ａ案）」と題する文書（２０ページ）及び同文書を英訳した文書（２１ページ）にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

③　２２ページ（－５－）約３行分及び２３ページ（－６－）約３行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する（補足口頭説明）（案）（Ｂ案）」と題する文書（２２ページ）及び同文書を英訳した文書（２３ページ）にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予

定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

④　２４ページ（－７－）１か所及び２６ページ（－９－）１か所（以下「不開示部分④」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する口頭陳述（案）（昭和３４．１２．９）」と題する文書（２４ページから２５ページまで）及び同文書を英訳した文書（２６ページから２７ページまで）にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対して日本政府が予定していた財政支援の総額が具体的金額をもって明示されている。

⑤　３１ページ（－１４－）約２行分及び３２ページ（－１５－）約２行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する補足口頭説明（案）（第一案）」と題する文書（３１ページ）及び同文書を英訳した文書（３２ページ）にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

⑥　３３ページ（－１６－）約２行分及び３４ページ(－１７－)約２行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する補足口頭説明（案）（第二案）」と題する文書（３３ページ）及び同文書を英訳した文書（３４ページ）にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

⑦　３５ページ（－１８－）約１行分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは，「藤山大臣からＺ２３２大使に対する口頭陳述（案）（昭和３４．１２．１０）」と題する文書にあり，韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

（乙Ａ３１７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。朝鮮半島への帰還者支援の問題は，もはや日朝間においても解決済みで存在しないし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１７９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３１７）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書であり，全部不開示である。

ｂ　不開示部分②，不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑥

不開示部分②，不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑥は，いずれも「藤山大臣からＺ２３２大使に対する（補足口頭説明）」に関するものであり，このうち日本語のものの不開示部分の直前には，要旨「この金額は，・・・韓人で，日本国から韓国に帰還する者の数に比例するものとし，■■■不開示部分■■■」と記録されている。

ｃ　不開示部分④及び不開示部分⑦

不開示部分④及び不開示部分⑦は，いずれも「藤山大臣からＺ２３２大使に対する口頭陳述（案）」に関するものであり，その前後の記載は，要旨下記のとおりである。

(a)　不開示部分④

この金額は，■■■不開示部分④■■■日本国政府がその実際の金額を決定するに当たっては，太平洋戦争の戦闘終止以前から引き続き日本国に居住している韓人で，特定の２か年の間に日本国から韓国に帰還する者の数が実際上主な目安とされる。

(b)　不開示部分⑦

実際問題として，この金額は，太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で，特定の２か年の間に日本国から韓国に帰還する者の数を基礎として日本国政府が決定するものとし，■■■不開示部分⑦■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－１７８の文書の一部開示部分には，昭和３４年８月か

ら昭和３５年１月頃までの日米間で行われた会談・会合の具体的内容が記録されており，この中には補償金問題に関するものも多数含まれている（例えば，昭和３４年9月１２日付け文書（乙Ｂ１４３［－１０２－以下］），同月３０日付け文書（同［－１２９－以下］），同年１０月7日付け文書（同［－１４４－以下］），同月１７日付け文書（同［－１５６－以下］），同年１１月１０日付け文書（同［－１７７－以下］），同月１９日付け文書（同［－１８６－以下］），同月２１日付け文書（同［－１９０－以下］），同月２４日付け文書（同［－１９７－以下］），同年１２月2日付け文書（同［－２０１－以下］），同年8月１７日付け文書（同［－２３８－以下］），同年１０月２８日付け文書（同［－２５９－以下］），同年１２月8日付け文書（同［－２６７－以下］），同月３０日の在京米大使館書記官とＺ８１審議官の会談要旨（同［－２７４－以下］）参照）。

ｂ　不開示部分②から不開示部分⑦まで関係

通し番号２－４９の文書の一部開示部分の内容は，（別紙５）通し番号１－１５８の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｲ)ａ(a)で認定したとおりであるところ，不開示部分②から不開示部分⑦までに関連する部分は，下記のとおりである（乙Ａ４２［－１８１－以下］参照）。

記

（藤山大臣からＺ２３２米国大使に対する口頭陳述）

日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して，正式に両国の国交が樹立された暁には，日本国政府は，韓国国民の社会福祉に寄与する目的をもって，一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である。

その実際の総額は，外務省と米国大使館との話し合いにおいて

言及された金額を基礎として，日本国政府が算定することとなるであろう。

以上のことは，次のことを条件とする。

（中略）

（Ｚ２３２大使の質問に対する藤山大臣の答え）

１．「外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額」というのは，韓人帰国者の標準１家族（５，６名）当たり１５００ドルということになるであろう。

２．「韓人帰国者」というのは，太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で，大韓民国に帰国する者をいう。）

３．カバーされる期間は，特定の２年間である。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

朝鮮半島帰還者への補償金問題について，昭和３４年当時，日米両国政府間において協議された経緯及び内容

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分⑦まで

いずれも韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額（財政支援の総額も含む。）であり，具体的には通し番号２－４９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で説示した文言と同趣旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，昭和３４年当時に日米両国政府間で協議された経緯及び内容であるが，その概要は，通し番号１－１５８の文書（乙Ａ１３６）及び通し番号２－４９の文書（乙Ａ４２）等の一部開示部分により既に公にされているほか，通し番号１－１７８の文書で日米間で行われた会談・会合の具体的内容も既に明らかにされている。そうすると，被告は，これに北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りる程度の不開示部分の内容を具体的に主張立証していないものといわざるを得ない。

したがって，当該情報については，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分⑦まで

不開示部分②から不開示部分⑦までに記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，

北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１７９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１８０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８０の文書（文書１６２４）は，外務省が作成した昭和２６年１０月８日付け「平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり，韓国との間の国交正常化交渉において，将来的に発生することが予想された韓国の対日請求権，韓国の在日財産，日本の対韓請求権，日本の在韓財産及び在日韓国人の処遇等の各問題点についての日本政府見解及び対処方針が記録されている。

２　通し番号１－１８０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ及び２ページ（－１－に「前２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）並びに３ページ（－１－）右段５行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，財産・請求権問題における韓国の対日請求権，韓国の在日財産，日本の対韓請求権及び日本の在韓財産の処理に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

②　３ページ（－１－）左段２行分，４ページ（－２－）右段３行分（以下「不開示部分②」という。なお，４ページ（－２－）中段の２行分の不開示部分は不開示理由２によるものである。）

これは，在日韓国人の処遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な見解が記録されている。

③　５ページ（－３－）約３行分，６ページ（－４－）４行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，殊に不開示部分②に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた在日韓国人の処遇問題に関しての日本政府の具体的な対処方針であり，サンフランシスコ平和条約に基づき生じる日本と朝鮮との間の諸問題についての整理であるから，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１４４）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

次の点に関する日本政府の具体的見解

ａ　日本に対する朝鮮側の請求権（債権を含む。平和条約４条ａ関係）

ｂ　朝鮮の在日財産（船舶問題を含む。平和条約４条ａ関係）

ｃ　朝鮮に対する請求権（債権を含む。平和条約４条ａ関係）

(ｲ)　不開示部分②

在日韓国人の処遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な見解

(ｳ)　不開示部分③

日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題等に関する具体的見解又は交渉戦略等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１８１の文書（文書１６２６）は，外務省が昭和２６年１０月１８日付けで作成した「日韓交渉に関する資料」と題する内部文書であり，在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響及び日韓国交正常化交渉において在日朝鮮人問題以外に議題となり得る案件に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　６ページ（－６－）２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響の一つである「国内における財産取得」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

②　８ページから１０ページまで（－７－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１１ページ（－８－）右段５行分，１１ページ（－８－）最終行から１２ページ（－９－）２行目まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響の一つである「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ３１８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。在日朝鮮人の国籍問題は，もはや日朝間においても解決済みで存在しないし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３１８）によれば，通し番号１－１８１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２６年１０月１８日付け「国内朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の諸影響」と題する書面中の「（五）　国内における財産取得」の「(ｲ)　「外国人の財産取得に関する政令」関係」の項にある。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「日韓交渉において国籍問題以外に議題となり得ることを予想される諸案件」

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合，「国内における財産取得」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合，「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的見解及び対処方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関連する事項についての具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８２の文書（文書１６２７）は，外務省が作成した次の内部文書によって構成されており，日韓会談に臨むに当たって政府内部で検討された個別事項についての具体的な方針が記録されている。

(1)　昭和２６年１０月２９日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する文書

(2)　昭和２６年１０月３１日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する文書

(3)　昭和２６年１０月３０日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する文書

２　通し番号１－１８２の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，財産・請求権問題に関する個別事項についての日本政府の具体的な方針，見解及び交渉戦略が記録されている。

①　４ページ（－４－）約３行分（以下「不開示部分①」という。）

②　７ページ（－７－）２か所（以下「不開示部分②」という。）

③　８ページ（－８－）約２行分（以下「不開示部分③」という。）

④　１１ページ（－１１－）約４行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　１２ページ（－１２－）３行分（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ｂ１４５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に追加開示された部分に記載されていた情報は，韓国の復興再建や文化財返還に協力することであり，外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ１４５）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(三)　右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが，特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(イ)　（略）

(ロ)　我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み，韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。■■■不開示部分①■■■

b　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(三)　右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが，特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(イ)　（略）

(ロ)　韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については■■■不開示部分②■■■（行政上の実際的制約より純理的，抜本的な措置を施し得ない。）

(ハ)　■■■不開示部分②■■■我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み，韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。■■■不開示部分③■■■

c　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

二　今般の会談中において韓国側より総司令部の指令に基づく船舶の引渡しの実施について協議することを議題としたいと提議したが，右船舶の引渡については我が方にも他の指令の関係から請求権を持

っているものもあったので，■■■不開示部分④■■■

右船舶の問題は元来占領管理の措置として執られた指令についての未決懸案に関するものであり，右は日韓間の他の懸案とは切離し，この際何とか結論を出す方針を採りたいと思う。

三　今般の会談の結末としては，国籍問題については，平和条約に関する国内の政治上の関係もあり，法的の最終的措置を取り得ないわけであるから，単に協議し意見の交換をするに止め，国籍決定の結果当然と考えられるべき我が国内における朝鮮人の待遇については，通商航海条約等による外国人の待遇一般に関する事項なりとして，懸案一般を討議協定する時までその決定を延期する方針をとりたし。

■■■不開示部分⑤■■■

今般の会談の他の議題たる将来の交渉案件の議題並びにその交渉の時期方法等に関しては，なるべく別紙第一の諸案件の範囲にて取りまとめたく，交渉の時期は来年早々（中略）とすることを先方に伝えることといたしたい。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①から不開示部分③まで関係

通し番号１－２４１の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(2)の文書があるところ，不開示部分①から不開示部分③までに相当する部分は，下記のとおりである（なお，不開示部分①及び不開示部分③は，上記(ｱ)で認定したその前後の記載に照らして，同一内容が記録されているものと推認することができる。）（乙Ａ３６５）。

記

(三)　右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが，特に注意すべき諸点は左のとおりである。

(ｲ)　（略）

(ﾛ)　韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については相当大幅に彼の希望を容れること。（行政上の実際的制約により純理的，抜本的な措置を施し得ない。）

(ﾊ)　右(ﾛ)とバーゲンして，我が方の有した在鮮財産の膨大なるに鑑み，韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。例外的な事情により認むべき対日請求についてのみ将来の交渉方法を規定すること。

ｂ　不開示部分④及び不開示部分⑤関係

通し番号３－１７の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(3)の文書が引用されているところ，不開示部分④及び不開示部分⑤に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ５５［－２１８－以下］）。

記

二　（中略）請求権を持っているものもあったので，それ等彼我の関係を一轄して協議することが我が方にも有利と思われたので，今般の会談にて協議の上，別に日韓両国間のみで話をする船舶問題を協議する会談を設けたのである。

右船舶の問題は，（中略）

三　（中略）延期する方針をとりたし。

その重なる理由は，我が方としては，在留朝鮮人の待遇に関する寛大なる取扱いと，韓国側の我が国及び我が国民に対する請求権とを相殺するよう将来一轄して取引したきためである。

今般の（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することが

できる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分③

通し番号１－２４１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「例外的な事情により認むべき対日請求についてのみ将来の交渉方法を規定すること。」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－２４１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「相当大幅に彼の希望を容れること」及び「右(ﾛ)とバーゲンして，」との文言又はこれと同様のもの

(ｳ)　不開示部分④

通し番号３－１７の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「それ等彼我の関係を一轄して協議することが我が方にも有利と思われたので，今般の会談にて協議の上，別に日韓両国間のみで話をする船舶問題を協議する会談を設けたのである。」との文言又はこれと同様のもの

(ｴ)　不開示部分⑤

通し番号３－１７の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「その重なる理由は，我が方としては，在留朝鮮人の待遇に関する寛大なる取扱いと，韓国側の我が国及び我が国民に対する請求権とを相殺するよう将来一轄して取引したきためである。」との文言又はこれと同様のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２４１の文書又は同３－１７の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議される余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事

情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１８３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１８３の文書（文書１６２８）は，外務省が昭和２６年１１月２日付けで作成した「在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアヂェンダ作成に関する接衝要領案」と題する内部文書であり，韓国が日韓会談のアジェンダ（協議項目）の設定に関する交渉を求めていることに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

このうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国からの財産・請求権問題のアジェンダ設定のための交渉の申入れに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

①　２ページ（－２－）中段約５行分，左段約３行分

②　３ページ（－３－）１３行目から４ページ（－４－）２行目まで

（乙Ａ３１９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３１９）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年当時，法的地位問題以外の諸懸案のアジェンダの作成に関して日本側が検討した対処方針及び具体的見解であると推認することができる。

しかしながら，被告は，当該情報が，財産権問題等に関する個々具体的な内容に言及したものを含むものであるとまでは主張しておらず，また，上記のようなアジェンダの作成に関して実際の日韓間の交渉経緯に現れた交渉戦略等以外のものを含むものであるとも主張していないし，本件全証拠によっても，これらの点を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている情報は，そもそも北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものを含むものとはいえないから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず，他に，当該文書の作成後における時

の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１８４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１８４の文書（文書１６２９）は，外務省が作成した昭和２６年１１月２５日付け「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉に関する問題全般についての日本政府の見解が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）中段約３行分，左段約２行分，２ページ（－２－）１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

②　５ページ（－５－）７行分並びに６ページ及び７ページ（－５－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分（以下「不開示部分②」という。））

これは，日韓会談における財産・請求権問題に対する韓国側の基本的態度から予想される主張及びこれに対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

（乙Ｂ１４６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に追加開示された部分に記録されている情報は，韓国との復興・文化協力の規定化であり，外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったことが判明したし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ１４６）。

記

一　わが方の基本条約案作成の可否について

今次会談中において（中略）応酬している。

しかし，会議の主動を制する見地より見て，■■■不開示部分①■■■むしろ彼に先んじて，わが方条約案（要綱にても可）を作成し先方に提起するを得策としないか，■■■不開示部分①■■■

二　基本条約の内容（中略）の決定について

（略）

三　漁業交渉について

韓国側は（中略）

この見地からすれば平和条約実施前に本格的交渉を成立さす肚固めをなすも一案であり，前述の交渉上の窮屈は覚悟の上でマッカーサーライン撤廃時まで本格的協定をなさぬ方法といずれを執るか速やかに決定の要がある。

■■■不開示部分②■■■（７行分及び２ページ分）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２４１の文書の一部開示部分には，通し番号１－１８４の文書があり，不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙３６５［－１１－以下］）。

記

一　わが方の基本条約案作成の可否について

今次会談中において（中略）応酬している。

しかし，会議の主動を制する見地より見て，特に，右条約中に終戦時前に起因する日韓双方の諸請求権の一括相互放棄というがごとき大局的規定を挿入することを予想すれば，むしろ彼に先んじて，わが方条約案（要綱にても可）を作成し先方に提起するを得策としないか，韓国側は国際交渉，条約締結等に不慣れであるので，わが方でよく準備せられた草案を提示すれば，相当交渉をリードできるものと思われる。

二　基本条約の内容（中略）の決定について

（略）

三　漁業交渉について

韓国側は（中略）

この見地からすれば平和条約実施前に本格的交渉を成立さす肚固めをなすも一案であり，前述の交渉上の窮屈は覚悟の上でマッカーサーライン撤廃時まで本格的協定をなさぬ方法といずれを執るか速やかに決定の要がある。

四　交渉の準備（特に請求権関係）について

(一)　韓国側は交渉に臨む基本的態度として，日本による４０年の朝鮮統治が搾取的植民政治であったとの建前をもって来るべきことは，今次交渉におけるＺ２３５代表のオープニング・ステートメントによっても予見されるところである。我が方としては，原則論としてかかる態度を論破する要があり，必要あれば，いつにても韓国側及び世界の曲解ないし誤解を解く用に資するため，日本の朝鮮統治下における韓国人の経済生活，文化生活の向上の実際面を具体的に説示した一般的なステートメントを準備し置く要があり，適当なる諸点については，他の外国のコローニアリズムとの比較を示すことも必要であろう。

(二)　（裁判所注：以下約１ページ半続くが，後記に最後の部分を摘示して途中を省略する。）

もっとも，本件請求権処理問題は，法理論は別として事実上は韓国側から新たに我が方在鮮財産の返還を得る希望はまずなく，従って我が方においても先方の請求に応ぜず引き延ばし置くことにより事実上は一括相殺に落ち着くことが予見される。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも通し番号１－２４１の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議される余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８４の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１８５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８５の文書（文書１６３２）は，外務省アジア局第二課が作成した次の文書等によって構成されており，日韓会談における財産・請求権問題，漁業問題，船舶問題及び国籍問題について，政府部内で協議した経緯及び内容，将来的な展望及び各問題に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

(1)　昭和２７年付け「日韓交渉の現状」と題する文書

(2)　「日韓会談に関する共同声明」と題する文書

(3)　昭和２７年１月６日付け「日韓交渉處理要領案」と題する文書

２　通し番号１－１８５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　６ページ（－６－）１か所，８ページ（－８－）右段２行分，左段約５行分，９ページ（－９－）右段３行分，中段５行分，１１ページ（－１１－）中段約２行分，左段約６行分，１２ページ（－１１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，「日韓交渉處理要領案」と題する文書中にあり，日韓会談における交渉戦略，財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応を予測した上での，これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

②　１４ページ（－１３－）約３行分

これは，「日韓交渉處理要領案」と題する文書中にあり，日韓会談における漁業問題についての議論において，韓国側の態度が強硬となることを予想した上で，これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ１４８）

第２　当事者の主張の要旨

1　被告の主張の要旨

通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１４８）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年当時，外務省が，日韓会談を開始するに当たり，財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応や日韓会談における漁業問題についての議論において韓国側の態度が強硬となること

を予測した上で検討したこれに対する具体的な交渉戦略及び対処方針等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題等に関する具体的な交渉戦略及び対処方針であり，日本政府が同種の問題に関して外国等と交渉する際に上記のような状況でどのような交渉戦略又は対処方針を採るかを推測する資料となり得るものであるところ，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８６の文書（文書１６３３）は，次の内部文書等によって構成されており，第一次日韓会談の議題及びその内容並びに同会談において問題となり得る案件の予想，同各案件に対する政府見解が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和２７年１月３１日付け「日韓会談についての省内打合せ事項」と題する文書

(2)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月２日付け「第一回公式会議における首席代表挨拶要領（案）」と題する文書

(3)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月２日付け「日韓第一回公式会議（二月十五日の予定）議題」と題する文書

(4)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月２日付け「第二回公式会議（二月十六日の予定）議題」と題する文書

(5)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月付け「問題となり得る諸点」と題する文書

(6)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月６日付け「日韓会談省内打合会決定事項」と題する文書

２　通し番号１－１８６の文書のうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１４ページ（－１４－）４行目から１５ページ（－１５－）９行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(5)の文書中にあり，「朝鮮」という用語を使用することの問題について，韓国政府の対応を予測した上での日本政府の具体的な見解及び交渉戦略が記録されている。

②　２５ページ（－２５－），２６ページ（－２６－）及び２７ページから２８ページまで（－２６－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当

該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，財産・請求権問題について，韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ３２０，Ａ３３０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３２０，Ａ３３０）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２７年２月付け「問題となり得る諸点（その一）」と題する文書（裁判所注：「（その一）」との部分は見え消しになっている。）中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　朝鮮の独立の時期の問題

（中略）

国連の前記決議は法律的に日本を拘束するものでないことはいうまでもない。

■■■不開示部分①■■■

三　大韓民国政府のステータス

（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，昭和２７年２月６日付け「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　最初の段階において，請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ，各項目の正当性について先方の説明を求める。

■■■不開示部分②■■■

なお，右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。

（右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。）

二　（略）

三　請求権に関する先方見解の各項目，範囲，論拠等が相当合理的■■■■不開示部分②■■■

(イ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２４１の文書の一部開示部分には，「問題となり得る諸点（その一）」と題する文書があり，不開示部分①に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ３６５［－１５５－以下］）。

記

一　朝鮮の独立の時期の問題

（中略）

国連の前記決議は法律的に日本を拘束するものでないことは言うまでもない。

二　「朝鮮」の用語について

平和条約第２条(a)項にいわゆる朝鮮の語は大韓民国を指すかどうかの問題については，平和条約は大韓民国及び北鮮の人民共和国のいずれを意味するかに関して言及していないというの外はない。

朝鮮の用語を嫌い韓国に代置させようとする先方の希望は，必ずしも却けるには及ばぬか，韓国という場合は「朝鮮の地域」という程の意味合いならば可なるも，「大韓民国そのもの」の意味なるにおいては問題なしとしない。何となれば，我々が「朝鮮」という場合は南北両鮮の境界を撤した「全鮮」の観念であって，必ずしも南鮮だけに極限された現実の形の大韓民国のみを指すものではないからである。このことは別に我方から言い出す必要はないが，念頭に置くべきである。すなわち，大韓民国が北鮮に対し現実に支配権と管轄権を有していない現実の事態はこれを交渉の駆け引きに当たり随時利用すべきである。

例えば，請求権処理の問題にしても，日本としては，朝鮮を南北一体として大韓民国政府と取極め得ることは疑いを容れぬが，その適用範囲を韓国政府の実効的支配が及んでいると考えられる南鮮に限定することも可能であるし，北鮮政権を「当局」とみなして取極を結ぶことも条約上禁止されていないと解される。

三　大韓民国政府のステータス

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－２４１の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した文言と同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

財産・請求権問題に関する韓国との交渉の進め方について，日本政府が検討した具体的交渉戦略及び対処方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８６の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－２４１の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に日朝国交正常化交渉で上記情報に係る事項が協議の対象となり得る余地があったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを

公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１８６の文書の不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に

該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１８６の文書の不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８６の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８６の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８７の文書（文書１６３４）は，次の内部文書等によって構成されており，第一次日韓会談日本代表団の打合せ会の議事次第及び記録等が記録されている。

(1)　外務省アジア局が作成した昭和２７年２月７日付け「日韓会談準備について」と題する文書

(2)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２７年２月８日付け「日韓会談日本側代表団第一回打合会次第」と題する文書

２　通し番号１－１８７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３０ページ（－３０－）３行分，３１ページから３４ページまで（－３０－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，昭和２７年２月６日付け「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり，財産・請求権問題について，韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記録されている。

②　５６ページ（－５２－）約６行分，５７ページ（－５２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分），５８ページ（－５３－）８行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，昭和２７年２月１４日付け「日韓会談省内打合会」と題する文書中にあり，船舶問題及び請求権処理問題について，韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上での日本政府の具体的な見解，交渉戦略及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ３２１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３２１）によれば，通し番号１－１８７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２７年２月６日付け「請求権問題に関する初

期の交渉要領案」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　最初の段階において，請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ，各項目の正当性について先方の説明を求める。

■■■不開示部分①■■■

なお，右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。

（右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。）

二　（略）

三　請求権に関する先方見解の各項目，範囲，論拠等が相当合理的■■■不開示部分①■■■

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和２７年２月１４日付け「日韓会談省内打合会」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(五)　船舶問題

Ｚ１９部長　昨日大蔵省の省議があったが，その意見は強硬であって，しばらく成り行きを見たい。ＳＣＡＰＩＮを実施しなかったことは，他に先例もあることであるし，ＣＰＣはいずれ消滅するが，その後を引き受けるＥＳＳは，大蔵省に同情的であるから都合がよいとのことであった由である。しかるに，韓国側は，これ以上待てない，日本側で更に引き延ばすようなら考えがある，本件についてはタイム・リミットを付けよとの意見である。Ｚ１９としては，本交渉に分科委員会を作って話を続けるように進めているが，先方は今度の本会談で話が振り出し

に戻るのは困ると言っている。

Ｚ８５参事官　本会議に組み入れることは，初めからやり直す意味ではないから，この点を説明してもう少し続けては？

Ｚ２３７参事官　この問題も他の問題と関連させる必要がある。

■■■不開示部分②■■■

Ｚ２３７参事官　Ｚ８６理財局長をアジア局長の許へ呼んで三者鼎談で話してみよう。

Ｚ８５参事官　ＤＳは，日本側にも多少のモラル・オブリゲーションはあるだろう。また，ＳＣＡＰＩＮを履行しなかったことについて船舶問題が１度片付いた後で韓国側が蒸し返して何か言ってくるような後腐れを残さないようにしておいた方がよいとの意見がある。

■■■不開示部分②■■■

(八)　漁業協定

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

財産・請求権問題に関する韓国との交渉の進め方について，日本政府が検討した具体的交渉戦略及び対処方針

(ｲ)　不開示部分②

船舶問題及び請求権処理問題について，韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上での日本政府の具体的な見解，交渉戦略及び対処方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題又は船舶問題等に関する日本側の具体的交渉戦略等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１８８の文書（文書１６３５）は，外務省作成の「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」と題する文書等により構成されており，昭和２７年３月４日に開催された日韓会談日本側代表団第２回打合せ会の議事要録等であって，日韓会談における懸案事項となっていた国籍処遇問題，船舶問題，基本関係問題，漁業問題，財産・請求権問題について，韓国側の各主張及び提案に対する日本政府の主張，対処方針及び交渉戦略を政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　７ページから１５ページまで（－６－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，日韓両国間における財産・請求権の処理に関する協定の基本要綱の日本側提案であり，財産・請求権問題についての日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

②　２４ページ（－１５－）中段約５行分，左段約２行分，２５ページから３５ページまで（－１５－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，財産・請求権問題に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針を検討した経過及び内容が記録されている。

（乙Ａ３２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３２２）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２７年３月４日開催予定の「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」と題する文書に添付されているものであり，日韓会談日本側代表団第２回打合せ会配布書類目録（２ページ（－２－）には，<ｱ>韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案，<ｲ>

在韓日本私有財産に関する日本政府の主張，<ウ>日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）が掲げられているところ，不開示部分①の直前には，<ア>「韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案」と題する文書，<イ>「在韓日本私有財産に関する日本政府の主張」と題する文書が綴られている。

b　不開示部分②

不開示部分②は，昭和２７年３月８日付け「日韓会談日本側代表団第二回打合会」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

四　各委員会交渉経過報告要旨

（中略）

(五)　請求権問題

Ｚ２３７委員より，（中略）韓国は従来の日韓関係より賠償に近い要求をし得る地位にあるなどの主張をしている。これに対する我が方主張のやまは，平和条約４条(b)の効力論であって，米軍の処分は陸戦法規に許された範囲内のもので，ヴェストというのは普通法上の二重所有権の観念に基づく legal ownership を帰属させたものである。私有財産権尊重の法理については，第一，第二大戦後には若干これと矛盾するかの先例も生じているが，包括的没収の先例はない。連合国関係については，条約上日本が同意したことに基づくものである。世界人権宣言にも私有財産尊重の原則が掲げてあり，平和条約もこれによって解釈される。■■■不開示部分②■■■なお，本件については次のとおり質疑応答があった。

(六)　請求権問題日本側要綱案に関する質疑応答

■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

「日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」の具体的内容等

(ｲ)　不開示部分②

財産・請求権問題に対する日本政府の具体的交渉戦略及び対処方針を検討した経過及び内容

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，昭和２７年３月４日時点の「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」であるところ，証拠（乙Ａ２４９［－７－以下］，Ａ２７１［－６０－以下］，Ａ２７４［－２５－及びその次ページ］等）によれば，同月６日提案に係る「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）」は，「請求権問題に関する日本側提案の説明（要旨）」とともに，本件各文書の一部開示部分により既に公にされていることが認められ，他方，本件全証拠によっても，同月４日時点の上記案が同月６日に提案されたものと全く異なるものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば，不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって，通し番号１－１８８の文書の不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①に記録されている情報については，被告にお

いて，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－１８８の文書の不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１８８の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８８の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１８９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１８９の文書（文書１６３６）は，外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会議事要録」と題する内部文書であり，昭和２７年３月１３日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録で，日韓会談における懸案事項となっていた財産・請求権問題，漁業問題及び在日韓国人の処遇問題等について対処方針を検討した内容が記録されている。

２　通し番号１－１８９の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，２１ページ（－２１－）４行目から２４ページまで（－２１－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，「請求権委員会経過報告」の項にあり，韓国の対日請求権に関する要求に対し，日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針や請求権問題についての日本側の解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点が記録されている。

（乙Ａ１４９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１８９の文書の不開示部分は，別紙（一）の「請求権委員会経過報告」と題する部分中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ１４９）。

記

今日まで６回の正式委員会を開き，この間数回にわたって，非公式会談ないし私的会談を行ったが，現況左のとおりである。

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第一次日韓会談の概要が記録されているところ，第６回委員会会合直後頃までの経過については，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－４－以下］）。

記

昭和２７年２月２０日の第１回委員会では，韓国側から挨拶の後「韓日間財産及び請求権協定要綱」が提示され，第２回から第４回までの各委員会では，韓国側が，関係法令集を摘示して上記提案の理論的根拠について各項目別に説明した上，日本側の質問に答え，更にその内容を明らかにした。

韓国側の上記主張に対し，日本側は，同年３月６日の第５回委員会において，「日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」を提示し，その提案理由及び内容について説明を行った。

日本側の上記提案及び説明に対し，韓国側は，同月１０日の第６回委員会において，「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」を開陳したが，その趣旨は，軍令第３３号に没収的効果ありとする論拠に立って，日本の在韓財産に対する請求権は存在せず，平和条約４条ａ項にいう特別取極の対象となるものは，韓国側の一方的対日請求権のみである，とするものであった。

よって，日本側から，この韓国側異見に対するわが方所見は別の機会に述べることとし，それよりもまず日本側提案について質問を行うよう韓国側を説いたが，韓国側は，日本側提案の根本精神が韓国側の見解と余りにもかけ離れているため，このままでは討議を進め得ないとして，質問に入ることを拒否した。局面打開のため，第６回委員会の前後，双方代表間に数次の非公式会談を行ったが，先方は議論が在韓日本財産そのものに触れることすらタブーであると称し，討議に入ることを拒否し続けたため，公式討議は停滞の状態に入った。

ｂ　通し番号１－６６の文書の一部開示部分には，第一次日韓会談当時のサンフランシスコ平和条約４条(b)項の日本側解釈等が要旨下記のとおり記録されているところ（乙Ａ２７１［－６－以下］），このよ

うな内容は，本件各文書中の他の行政文書でも明らかにされているところである（乙Ａ２７１，Ａ８２等）。

記

日本側は，平和条約４条(b)項の「承認」というのは国際法上適法と認められる処分のみを承認するものであるとの見解に立ち，国際法特にヘーグの陸戦法規等において占領軍に認められている処分の範囲内においてのみこれを認めたものであるとした。また，在韓米軍政庁は敵国私有財産を直接かつ包括的に没収し得るものではなく，占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るが，特定のものを除き，処分された財産の対価及び果実に対して正当な所有者たる原権利者が請求権を有することは当然であるとした。それは大陸系の法理論によれば，所有権の移転は原権利者に何らの請求権をも与えない最終的移転と考えられているといえども，いわゆる二重所有権の理論から構成されたコモンローの理論により vest され，own されることによって ownership は失われるが，equitable ownership は残ると解釈すべきであるという点を立論の根拠とした。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年３月１３日開催の外務省内の打合せ会においてＺ２３７参事官が報告した請求権委員会の経過等（なお，証拠（乙Ａ１４９）により認められる他の委員会の報告では，各委員会での双方の主張内容を総括した上，今後の見通し等が述べられていることから，上記の請求権委員会の経過等についても同様の構成で述べられているものと推認することができる。）であり，この中で述べられた今後の見通し等の部分に韓国の対日請求権に関する要求に対して日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針や請求権問題についての日本側解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点

が含まれているとしても，具体的内容は，他の行政文書の一部開示により既に公にされている上記ア(イ)で認定したところと同旨のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号

の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１８９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９０の文書（文書１６４０）は，外務省アジア局第二課が昭和２７年４月１５日付けで作成した「日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置について」と題する内部文書であり，日韓会談が停滞状態を続け，又は打ち切られ，他方でサンフランシスコ平和条約が効力を発するようになった場合における，韓国又は在日韓国人との関係で日本政府が採るべき行政措置を政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち，不開示部分は，２ページ（－２－）右段１行分，中段４行分であり，上記の場合を想定して，財産・請求権問題に関し，日本政府が採るべき具体的な対処方針を検討した内容が記録されている。

（乙Ａ３２３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３２３）によれば，通し番号１－１９０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　今次日韓会談が停滞状態を続けあるいは不幸にして打ち切られて，他方桑港平和条約が効力を発するようになった場合，対韓国又は韓人の関係において，日本政府として採るべき行政的措置が若干あるが，いかなる措置を採るかということ自体が，今後の日韓外交関係に影響を及ぼすことも当然であるから，この点を考慮して，採るべき措置を決定しなければならない。すなわち，あるいは，会談を円満に，かつ，わが方に有利に終結せしめるための措置もあるであろうし，会談が決裂した場合においても，韓国側からその再開を懇請して来るように導くための措置もあろう。

二　現在，右のごとき措置が考えられるのは，事項的には次のとおりである。

(一)　駐日韓国代表部の地位

(二)　在日韓人の国籍処遇に関する事項

(三)　ＳＯＡＰ韓国間の暫定協定

(四)　漁業関係の事項

■■■不開示部分■■■

(六)　船舶返還請求に関する事項

(七)　航空機乗り入れ，海底電線処理，その他雑件

右の(一)，(二)，(三)及び(四)については，別添文書に詳記されているとおりである。

■■■不開示部分■■■

(六)の問題は，昨年からの会談において討議され，（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時，日韓会談が停滞状態を続け，又は打ち切られ，他方でサンフランシスコ平和条約が効力を発するようになった場合において，外務省が検討した財産・請求権問題に関して日本政府が採るべき具体的対処方針であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的対処方針であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１９１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１９１の文書（文書１６４３）は，次の内部文書によって構成されており，第一次日韓会談おける日本政府の対処方針及び交渉戦略を検討した内容が記録されている。

(1)　外務省が昭和２７年４月１１日付けで作成した「日韓会談今後の対処方針（案）」と題する文書

(2)　外務省アジア局第二課が同年５月９日付けで作成した「日韓会談の現況と対処方針について」と題する文書

２　通し番号１－１９１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，１２ページ（－１２－）２行目から１３ページ（－１３－）１行目までであり，財産・請求権問題の解決方法に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容が記録されている。

（乙Ａ３２４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９１の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３２４）。

記

三　現段階におけるわが方の対処方針としては，会談を再開せず，当分の間，冷却期間を与える必要があり，したがって，前記書簡には何らの反応も示さないことが適当であると思料されるが，その理由は左記のとおりである。

(ｲ)　現在，会談を再開すれば，Ｚ２３５大使をして米国側に対する働きかけを行わしめ，米国側の介入によって，自国側に有利に会談を導かんとする韓国側の術策に乗せられるおそれがあること。

(ﾛ)　韓国においては６月末頃に大統領選挙が行われ，李承晩大統領等が選挙運動に日韓会談を利用することも当然推察されるが，かかる動きに巻き込まれるのは避けるべきであること。

■■■不開示部分■■■

(ニ)　現在の中絶状態によってわが国が不利を被るがごとき点は特になく，むしろ，妥結の見込みなき会談を再開することは外務省として人的，物的にも無駄なことであること。

(イ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第一次日韓会談中断後第二次日韓会談再開までの経緯として，要旨次の点が記録されている（乙Ａ１８８［－１０－］）。

記

第一次会談中断後，日本側では，会談再開に備えて，請求権問題に対する対処策立案の必要に迫られたので，請求権相互放棄を骨子とする外務省案をもって，大蔵省当局と折衝を重ねたが，同省は従来の法理論をもって譲り得る最後の線であるとし，また請求権の放棄は直ちに国内補償問題に波及するとして強硬に反対し，その同意は得られなかった。

第一次会談中絶後，次のような動きがあった。

(イ)　４月２９日付け米国務省より駐米韓国大使宛て書簡（資料１２）が発出されたが，同書簡によれば，平和条約４条ｂ項に関する米国政府の見解は，日本側法理論より，韓国側解釈に近いものであることが明白となった。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年４月２８日のサンフランシスコ平和条約発効後である同年５月８日，韓国側から，日韓会談再開を申し入れる書簡が外務大臣宛に提示されたことに対し，外務省が検討した「当該書簡に何らの反応を示さない」との対処方針の具体的理由であると推認することができる。

そして，被告は，当該情報の具体的内容が財産・請求権問題の解決方法

に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容である旨主張するところ，上記ア(ｱ)で認定したその他の理由の具体的内容及び上記ア(ｲ)で認定した本件各文書の一部開示部分に鑑みると，当該情報は，上記ア(ｲ)で認定した事情やこれらの事情が容易に推測できるもの等を指摘するものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のものと評価することができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１９２の文書（文書１６７１）は，外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており，日韓会談の中断期間において懸案事項となっていた財産・請求権問題，漁業問題，Ｚ２２１発言問題等の諸問題に関しての日本のＺ２２４大使と韓国のＺ２２５公使との間での非公式会談の内容が記録されている。

(1)　昭和３０年１月付け「日韓会談再開に関する件」と題する文書

(2)　昭和３０年１月２９日に開催されたＺ２２４大使とＺ２２５公使との会談内容を記した「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）」と題する文書

(3)　昭和３０年１月２７日付けの「（３０，１，２７　Ｚ２２４大使起案　条ア局長と共に）」との書き出しの文書

２　通し番号１－１９２の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１２ページ（－１２－）約１行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

②　１８ページ（－１８－）６行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実

（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ６３）によれば，通し番号１－１９２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（なお，乙Ａ６３のうち－７－（左肩のページ数は５）から－１０－（左肩のページ数は８）までは，－７－

（５），－９－（７），－８－（６），－１０－（８）正確な順序である。）。

記

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると，日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出す積もりはない。恩給，俸給とか，日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。漁業については，韓国漁民を保護する方針で濫獲を防ぎ，共に恩恵を分かつ考え方で解決したい。現在の如く李ラインという広大な区域を公海に設け，日本の漁船を捕らえて行き帰してくれないような事態は１日も早く解決したい。

（Ｚ２２５）李ラインではなくて平和ラインである。

（Ｚ２２４）■■■不開示部分①■■■事実上共存共栄の漁業が出来るようにすべきである。

（Ｚ２２５）３カイリを考えおらるるや？

（Ｚ２２４）必ずしも３カイリとはいわぬ。

（Ｚ２２５）具体的に話し合えば困難なかるべし。

（以下略）

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一，Ｚ２２１声明は新内閣が大韓民国を兄弟と思う根本方針に齟齬するをもって始めより無かりしものと見なす。

二，請求権の相互放棄

■■■不開示部分②■■■

なお，宝物は，日本の国有となり居るものの中より相当数独立祝賀品として寄贈す。

三　漁業問題は韓国漁民保護の見地より漁業資源保全のため協力の措置を講ず。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解（なお，その範囲に関して，日韓双方から３海里に限定するか否かについての発言があったことは既に公にされている。）

(ｲ)　不開示部分②

財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に関する日本政府の具体的な見解であり，昭和３０年１月２９日に開催さ

れたＺ２２４大使とＺ２２５公使との会談において，Ｚ２２４大使が発言した「日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり」の具体的内容に係るもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本側が韓国側に口頭で提案した漁業問題の具体的解決策であり，上記イ(ｱ)で説示したところに照らすと，その内容の方向性の概要は推知できないわけではないが，本件全証拠によっても，その詳細が本件各文書の一部開示部分により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また，当該情報は，韓国側に口頭で提案されたものにすぎず，韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠もない。

以上に照らすと，当該情報は，日朝国交正常化交渉の直接の議題とはされていないものの，今後北朝鮮との間で漁業問題が交渉される余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の具体的解決案であり，上記イ(ｲ)で説示したところに照らすと，その内容の方向性は明らかであってもその詳細はなお公にされてい

ないといえるし，その詳細が本件各文書の一部開示部分又は韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１９３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９３の文書（文書１６７４）は，外務省が作成した昭和３０年１２月８日付け「対韓請求権問題の処理について」と題する内部文書であり，在韓日本資産に対する請求権問題の処理に関する日韓双方の主張及び米国の見解，国内補償問題に関する日本政府の見解が記録されている。

このうち，不開示部分は，３ページ（－３－）約３行分であり，在外財産補償問題について，日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ３２５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３２５）。

記

三　国内補償の問題

(ｲ)　在外財産補償の全般的問題との関連

元来日本側としては，日韓双方の請求権の相殺■■■不開示部分■■■により本件の解決を図る内意を有していたのであるが，たとえ請求権の相互放棄にせよ国民の財産の放棄を条約上正式に認めるときは，ひとり在韓財産のみならず広く在外財産の所有者に対する補償の全般的問題に波及を来すべきは必定であるので，本件請求権問題の端的な解決策に進み得なかった次第である。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　昭和２８年から２９年までの間に日韓間でやりとりされた声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との

意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３７７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し，日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これ

を受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，サンフランシスコ平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において，「日本側の在韓財産（この

場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」（昭和３０年１月２９日開催）において次のようなやりとりが記載されていること（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３１年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文

書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年１２月当時，日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的提案であるところ，上記ア(イ)ａ(a)又は(b)に係る日本側の見解と同趣旨のものであって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記ア(イ)ａ(a)又は(b)のように「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの」と同趣旨のものであり，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北

朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１９４の文書（文書１６７５）は，次の内部文書等及びこれらに関連する複数の公電によって構成されており，日韓会談の中断時期である昭和２９年において懸案事項となっていた財産・請求権問題，Ｚ２２１発言問題を中心とした諸問題に関しての概要，日本政府の見解及び米国との議論の記録並びにそれまでの日韓会談の経過に関する概要及び日本政府の見解等が記録されている。

(1)　外務省アジア局第二課がＺ２２１代表の発言に関して昭和２９年１月２１日から２月１３日までに作成した「Ｚ２２１発言に関する件」等と題する文書

(2)　外務省アジア局が作成した昭和２９年２月８日付け「日韓関係一件」と題する文書

(3)　在米大使宛てに送付された同年４月９日付けの外務省アジア局作成に係る「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書

２　通し番号１－１９４の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３１ページ（－３１－）約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，昭和２９年２月８日付け「日韓関係一件」と題する文書中にあり，米国大使館Ｚ２５９参事官が，請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針を確認した内容が記録されている。

②　１３７ページ（－１２８－）約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，在米Ｚ２３９大使が，昭和２９年６月３日付けで岡崎外務大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中にあり，韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求

権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

③　２２８ページ（－１９９－）約２行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，昭和２９年４月９日付け「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり，請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

④　２４４ページ（－２１５－）３行分，２４８ページ（－２１９－）１８行目から２４９ページ（－２２０－）２行目まで（以下「不開示部分④」という。）

これは，１９５３年（昭和２８年）１１月付けの「Draft Statement (１)」と題する各英文書中にあり，韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ６４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ６４）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２９年２月８日付け「日韓関係一件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

これに対し，Ｚ８７より，私見として，この案文自体は差し支えないものと思うが，わが方としては会議を開きたる以上，その成功につき見通しを得たく（殊に漁業権及び請求権の問題），この気持ちに変わりなしと述べた。

Ｚ２５９は，請求権は相互に放棄し，■■■不開示部分①■■■若干の美術品を韓国に与えるという日本側の考えはそのままなりやと問いたるにつきＺ８７より，そのとおりなりと述べた。

（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，在米Ｚ２３９大使が昭和２９年６月３日付けで岡

崎外務大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Government, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previous legalistic views in regard to the question of claims.■■■不開示部分②■■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession,

c　不開示部分③

不開示部分③は，昭和２９年４月９日付け「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

六　かくする間に，１０月末Ｚ２４０大使より岡崎大臣に対し，米国は日韓会談にオブザーバーを派遣し，あっせんする用意ありと伝え，その後大臣，Ｚ２４０大使話し合いの結果，１１月初旬左のごとき手順が決定した。

すなわち，近日中に日韓双方において同時に声明を行い，わが方においては，

(ｲ)　請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分③■■■

(ﾛ)　日本のグッドウィルの証左として，国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。

(ﾊ)　漁業につき資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため，日

韓双方の満足の行くごとき措置につき話し合う。

旨を明らかにする。（別紙(三)岡崎大臣はこれを１１月４日Ｚ２４０大使に提示。）

韓国側においては右と同時に，日本の提案に満足し，抑留中の漁船，漁夫の返還を声明，それぞれ会談再開を希望することを明らかにする。

米国側もこれに応え，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨同時に声明する。

（以下略）

ｄ　不開示部分④

不開示部分④は，「Draft Statement　(1)」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（－２１５－のもの）

・・・

One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claims. The Japanese Government now proposes to effect its solution amicably by mutual renunciation of claims by both sides. This, we believe, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that this mutual renunciation of claims ■■■不開示部分④■■■

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea a number of the Korean objects of arts it possesses as a mark of its good will.　・・・

（－２１９－のもの）

・・・

One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claims. The Japanese Government now proposes that the problem be dealt with amicably on the basis of mutual renunciation of claims by both sides. This, it is believed, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that the mutual renunciation of claims ■■■不開示部分④■■■

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea as a mark of its good will a number of the Korean art objects in Japan's possession. ・・・

(ｲ) 本件各文書の一部開示部分等

ａ 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，① 日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，② 韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③ 米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３７７［４－３９～４－４４］）

(b) 昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し，日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による

意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，サンフランシスコ平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」（昭和３０年１月２９日開催）において次のよう

なやりとりが記載されていること（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３１年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分③及び不開示部分④

昭和２８年１１月当時又は昭和２９年２月当時，日本が提案していた請求権相互放棄に関する具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和２９年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(b)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば，上記回答の案文は，米国に提示された後，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている情報は，「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであって，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの又はこれと同趣旨のもの」であり，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北

朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９５の文書（文書１６８４）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年９月１５日付け「Ｚ２６０国務次官補代理の内話に関する件」と題する内部文書であり，Ｚ２６０国務次官補代理と外務省アジア局長との間で行われた日韓会談に関する内話の概要が記録されている。

このうち不開示部分は，３ページ（－３－）５行目から１２行目までの約７行分であり，日本政府が経済協力として韓国側に対して供与する金額につき，韓国側から要求された具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針が記録されている。

（乙Ｂ１５４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ１５４）。

記

今般，韓国を訪問したＺ２６０国務次官補代理は，帰国の途次再び本邦に立ち寄り，（中略）外務省にアジア局長を来訪，韓国情勢，韓国政府の日韓会談に関する考え方等に関し次のとおり内話した。

（中略）

１・２　（略）

３　韓国政府は，対野党の関係からＺ２２３のイメージが残っているいわゆる大平・Ｚ２２３了承線の６億ドルの数字はどうしても具合が悪い，これを supersede し，これに replace するものが出て来なければならず，■■■不開示部分■■■これは何もＺ２２３・大平了承線の実質的な変更を意味するものではなく，韓国政府が野党を納得させるための体裁が整えられればよいのであり，例えば，別途話し合われている漁業借款７０００万ドルをもこれに含めるようなことで違ったアピアランスもできるのではないかと考えられている。

４　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１９６の文書の一部開示部分には，昭和３９年９月１８

日の日韓問題に関するＺ２６０国務次官補代理の談話が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－１９６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アのとおりであるところ，不開示部分に関連するものとしては，韓国側が，日本側から６億ドルプラス７０００万ドル（漁業借款）を得た上，残余を米国から開発借款として得たいと要求したこと等が明らかにされている（乙Ａ３３１参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年９月当時，米国政府高官が日本側に述べた韓国側の要求に係る日本の対韓経済協力の具体的金額及びこれに関する具体的見解であると推認することができる。

そして，被告主張のように当該情報に韓国の要求に対する日本政府の具体的所見又は具体的対処方針とみる余地があるものが含まれているとしても，それは，当時の米国政府高官が認識していた日本側の所見又は対処方針であり，文脈上触れられたものにすぎないから，これをもって，韓国の要求に対する日本政府の具体的所見又は具体的対処方針を明らかにしたものということはできない（以上の説示に反する被告の主張は採用することができない。）。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９６の文書（文書１６８７）は，在米Ｚ２６１大使から外務大臣宛てに発信された昭和３９年２月２７日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文書等によって構成され，日韓会談に関して日米間で行われた会談の設定過程及び概要並びに日韓国交正常化交渉についての米国政府及び日本政府の各見解が記録されている。

このうち，不開示部分は，１８ページ（－１８－）４行目，８行目及び１５行目の３か所で，在米Ｚ２６１大使から外務大臣宛てに発電された昭和３９年９月１８日付け「日韓問題に対するＺ２６０国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり，３か所とも同一内容で，韓国との交渉過程において，韓国政府が経済協力として要求した具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ３３１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格

を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国が経済協力として要求した具体的金額は，日本の外交戦術とは無関係の情報であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号１－１９６の文書の不開示部分は，在米Ｚ２６１大使の外務大臣に対する昭和３９年9月１８日付け「日韓問題に対するＺ２６０国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３１）。

記

（中略）

４．緊急援助の２０００万ドルについては，これが１億ドルの輸銀クレジットの内数であるか否かは問題ではないので韓国内の政情をもかん案して日本側からこの点に言及されないことを希望する。

以上がチョン国務総理がＺ２６０に日本側に伝達方を特に依頼した諸点である。■■■不開示部分■■■の点についてはチョン国務総理としては６億ドルという請求権関係の金額は解決済みと考え，これについての交渉を蒸し返すことは考えておらず（この点を特に強調した），ただ国交正常化に当たって長期的な見通しとして，■■■不開示部分■■■がアヴイラブルであるということを野党側に示すため日本側から６億ドルプラス７０００万ドル（漁業借款）を得，残余は米

国から開発借款を得て日米韓３国の共同の事業とすることを誇示したい考えのようである。また野党側の攻撃を避けるため，オオヒラ・Ｚ２２３会談の結果として出てきた６億ドルの数字を何とかカモフラージュしたい気持ちが強いと見受けられた。（■■■不開示部分■■■という数字の根拠及び日米韓３国の共同の事業という考え方をいかにしてフォーマライズし得るかとの当方の質問に対しては貴電／（２）中段の説明のみで後者の質問についてはなんら応えるところがなかった。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年９月当時，韓国との交渉過程において韓国政府が経済協力として要求した具体的金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，経済協力に関する韓国側の一方的な要求金額にすぎず，本件全証拠によっても，これについて日本側の判断が反映されたものであることはうかがわれないことに照らすと，韓国において韓国側開示文書が既に公にされていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－１９７の文書（文書１６８８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年２月２８日付け「日韓会談に関する件」と題する電信案等によって構成され，いずれも，在米Ｚ２６１大使宛てに，日韓会談の進捗状況及び日韓国交正常化交渉に関する米国側の所見等を報告した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，３４ページ（－３４－）２行目から１２行目までの約１０行分であり，昭和３９年９月１６日付け「Ｚ２３１アジア局長とＺ２６０国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり，日本の対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の見解が記録されている。

（乙Ａ３３２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格

を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国が経済協力として要求した具体的金額は，日本の外交戦術とは無関係の情報であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９７の文書の不開示部分は，昭和３９年９月１６日付け「Ｚ２３１アジア局長とＺ２６０国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３３２）。

記

１　今般，韓国を訪問したＺ２６０国務次官補代理は，帰国の途次再び来京し，Ｚ２６２公使と同道，アジア局長を来訪，滞韓中朴大統領，丁国務総理，李外務部長官等と長時間日韓問題に関し話し合った結果ということにて次の２点を主として内話した。

(1)　（略）

(2)　韓国政府は対野党の関係からＺ２２３のイメージが残っている，いわゆる大平・Ｚ２２３了承線の５億ドル（他に民間ベースの借款あり）の数字ではどうしても具合が悪く，これを supersede し，これに replace するものが出て来なければならず，■■■不開示部分■■■これは必ずしもＺ２２３・大平了承線の実質的変更を意味するものではなく，韓国政府として野党を納得させるための

体裁が整えられればよいのであり，例えば，別途漁業交渉の一環として考えられている漁業借款７０００万ドルをもこれに含めるようなことで違ったアピアランスもできるのではないかと考えられている。

２　これに対し，アジア局長より，とりあえずの感触として，

(1)　（中略）

(2)　大平・Ｚ２２３了承線の数字を今さらいじくることは問題にならない。元来日本の膨大な在韓資産が韓国にそのまま引き渡されていることであり，前述のＺ２２３・大平了解の金額ですら韓国にやり過ぎであったとの意見も国内に行われているのが実情である旨述べた上，上記(1)及び(2)のごとき考え方は会談再開のいかなるチャンスをも torpedo するものである旨強調しておいた。

３　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１９６の文書の一部開示部分には，昭和３９年９月１８日の日韓問題に関するＺ２６０国務次官補代理の談話が記録されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－１９６の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アのとおりであるところ，不開示部分に関連するものとしては，韓国側が，日本側から６億ドルプラス７０００万ドル（漁業借款）を得た上，残余を米国から開発借款として得たいと要求したこと等が明らかにされている（乙Ａ３３１参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年９月当時，米国政府高官が日本側に述べた韓国側の要求に係る日本の対韓経済協力の具体的金額及びこれに関する具体的見解であると推認することができる。

これに対し，被告は，当該情報には韓国の要求に対する日本政府の具体

的な所見及び対処方針が含まれている旨主張するが，上記ア(ｱ)で認定したとおり，当該不開示部分は，Ｚ２６０国務次官補代理がアジア局長に対して発言した内容をまとめた部分であることが明らかであるから，この部分に日本政府の具体的な所見及び対処方針が含まれているとするのは不自然であり，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，対韓経済協力問題に関し，米国政府高官が日本側に述べた韓国側の主張内容等（しかもその韓国側の主張内容の一部は，他の行政文書（通し番号１－１９６の文書）の一部開示により既に公にされている。）にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，韓国において韓国側開示文書が既に公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－１９８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１９８の文書（文書１７０１）は，外務省アジア局第二課が作成した次の内部文書等によって構成されており，日本側首席代表Ｚ２２１と韓国側首席代表Ｚ２２５公使の非公式会談の内容並びに昭和２８年１０月６日から開始された第三次日韓会談の要旨及び第三次日韓会談の対処方針等が記録されている。

(1)　昭和２８年7月２２日付け「日韓会談に関するＺ２２１・Ｚ２２５非公式会談要旨」と題する文書

(2)　昭和２８年１０月7日付け「Ｚ２２１・Ｚ２２５会談」と題する文書

２　通し番号１－１９８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

①　１５ページ（－１５－）４行目から末行まで

②　１６ページ（－１５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ３３３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９８の文書の不開示部分は，昭和２８年7月１３日付け「日韓会談処理方針案」と題する書面中にあり，その前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３３）。

記

三　よって，近日中に本会議を開催し，我が方から左のとおり提案することとしてはいかん。

(1)　いわゆる基本条約問題は，相互に大使館を開設する公文を交換して正式の国交をなるべく速やかに開くこと。

(2)　爾余の諸問題は，通常の外交交渉としてなるべく速やかに解決する旨の公文を交換すること。

(3)　国籍処遇問題，請求権問題，漁業問題については政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）を設置し，現在の各部会の作業を続行せしめること。

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－３４の文書の一部開示部分には，昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」と題する文書及び同日付け「説明資料その二　日韓間財産，請求権問題処理要領案」と題する文書があり，昭和２８年６月当時における日本側の請求権問題の具体的解決策（日韓双方が相互に放棄することを原則とし，一定の財産や請求権をその例外とする旨のもの）が記録されている（乙Ａ２０２）。

ｂ　通し番号１－３５の文書の一部開示部分には，昭和２８年７月９日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する文書（同日付け日韓交渉処理方針（甲案）及び同日付け日韓交渉処理方針（乙案）が添付されている。）があり，同日当時における日本側の請求権問題の具体的解決策（日韓双方が相互に放棄することを原則とする旨のもの）が記録されている（乙Ａ２０３）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針又は個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的対処方針等であり，上記ア(ｲ)で認定したこれとほぼ同時に作成された他の行政文書の一部開示により既に公にされている請求権問題に関する具体的

対処方針又は解決策と同趣旨のものである可能性が否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－１９９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－１９９の文書（文書１７０６）は，外務省アジア局が作成した次の内部文書によって構成されており，日韓会談が中断されていた昭和２９年５月から同年１２月までの間にＺ２４１外務省アジア局長とＺ２４２駐日韓国代表部参事官との間で複数回行われた日韓問題に関する会談の要旨が記録されている。

(1)　昭和２９年５月１３日付け「日韓問題に関しＺ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(2)　昭和２９年７月９日付け「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(3)　昭和２９年８月３１日付け「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(4)　昭和２９年９月１４日付け「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(5)　昭和２９年９月２２日付け「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(6)　昭和２９年１０月２２日付け「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(7)　昭和２９年１０月２９日付け「Ｚ２４２参事官と会談要領」と題する文書

(8)　昭和２９年１０月３０日付けの各「Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

(9)　昭和２９年１２月２４日付け「韓国代表部Ｚ２４２参事官と会談の件」と題する文書

２　通し番号１－１９９の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

①　３７ページ（－３７－）５行目約１行分（以下「不開示部分①」という。）

② ５０ページ（－５０－）３行目から４行目までの約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③ ６３ページ（－６３－）６行目から７行目までの約２行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ３３４）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２ 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号１－１９９の文書の不開示部分は，韓国政府に対して行われた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３ 当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－１９９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３４）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(5)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

二　Ｚ２４２より，日韓会談再開に関する日本の条件いかんと述べたので，Ｚ２４１より，既に何回も説明したとおり，日本は会談再開を条件としてＺ２２１発言撤回の用意あり，また平和条約遵守云々についてもこれの発表に異議なき旨米側を通じて韓国側に連絡済みのことと思う。ただし，請求権の問題については，会談再開前に実質的に我ら意見の調整を図っておく必要ありと考えている。その骨子は相互放棄で■■■不開示部分①■■■また，いわゆる宝物についてもその一部は present として韓国に提供する用意あり，右我らの考え方は米国を通じて十分韓国側に伝わっているはずなり。（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(6)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（Ｚ２４２）約半月京城に帰って日韓会談再開につき本国政府と協議したので，その結果をお知らせしたい。韓国政府は日韓会談を再開したい希望であるが，その前提として，(ｲ)日本政府がＺ２２

１発言を撤回すること，(ﾛ)在韓旧日本財産に対する請求権を放棄する旨を明らかにすることの２点を必要と考えている。

（Ｚ２６３）請求権放棄を会談再開前に声明せよとの趣旨なりや。

（Ｚ２４２）声明の形をとるや否やは別とし，会談再開前に右趣旨を明らかにされたいとの考えである。

（Ｚ２６３）右声明の裏において在日韓国財産につき事前にどれとどれとは返すという話し合いを行うことを予定されおるや。

（Ｚ２４２）予定しおらず，韓国側請求権の問題は会談再開後に交渉し，妥結点に達せしめる積もりなり。

（Ｚ２６３）従来米国側を通じ話し合ったLineは「平和条約の規定を遵守す」との声明を出すも，その裏において日韓ともに請求権に関する法理論は固執せず■■■不開示部分②■■■との了解を行うとのアイディアなり。今回の韓国側提案は右ラインを著しく逸脱しており，いわば日本はその有する武器を予め捨てて会談に臨み素手で韓国側の請求権問題と取り組まざるを得ず，実質上極めて不利なるのみならず，外部に対しても日本の一方的譲歩となり，世論を激化すべし。自分の考えとしては到底問題とならず，韓国側はもっとその態度をソフトとなし得ざるや？

c　不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）１(7)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（Ｚ２４１）先般お話のありたる会談再開問題についてのお返事をいたしたし，日本政府は一貫して日韓会談を再開し，懸案の解決を行いたき考えを有することご承知のとおりなり。しかし韓国側申出の２条件中第１のＺ２２１発言撤回は差し支えなきも，第２の

請求権放棄の声明は遺憾ながら承諾し得ずとの結論なり。日本側としては先般Ｚ２３９Ｚ２３５両大使間で話し合ったライン，すなわち「日本は桑港条約の規定を遵守す」との声明を出すも，その裏で日本が韓国に渡すものは■■■不開示部分③■■■宝物の一部なりとの了解を行うとのラインを提案するものなり。もし右フォーミュラが韓国政府にとり受諾不能なりとの事情あれば第２の altertative としてまず請求権処理の実質について日韓間に非公式極秘の打合せを行い，その目途の付いた際，改めて会談再開の形式について協議する方法を考慮しても可なり。

（Ｚ２４２）（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　昭和２８年から２９年までの間に日韓間でやりとりされた声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が

受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３７７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し，日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４

－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，サンフランシスコ平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１アジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」（昭和３０年１月２９日開催）において次のようなやりとりが記載されていること（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを

相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３１年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２９年当時，日本が韓国側に対して米国を通じて提案した請求権問題の具体的解決策であるところ，上記ア(ｲ)ａ(b)に係る日本側の見解と同趣旨のものであって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものと推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記ア(ｲ)ａ(b)のように「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの」と同趣旨のものであり，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－１９９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２００

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２００の文書（文書１７３５）は，大蔵省理財局が作成した昭和３７年１月８日付け「日韓会談請求権関係の審議について」と題する内部文書であり，韓国の対日請求権８項目のうち韓国が具体的内容を説明した６項目の概要及びそれらに対する日本政府の見解が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国の対日請求権８項目中の特定項目に係る金銭請求について日本政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

①　３ページ（－３－）３行目約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）１３行目及び１５行目の各約１行分（以下「不開示部分②」という。）

③　７ページ（－７－）５行目から６行目までの約２行分及び１１行目から１２行目までの約２行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ３３５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２００の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２００の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３５）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，本文中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

５　以上のように韓国側の第６項目までの請求趣旨は一応これを聴取したが，現在の段階でわが方として積算できる金額は，■■■不開示部分①■■■であって，なお，理論的にも計数的にも検討すべき点が余りにも多い。

（以下略）

ｂ　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，別添文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

○　要綱２（日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済請求）

韓国側は従来の請求項目のうち逓信局関係の項目のみを取り上げ，

(ⅰ)　郵便貯金，振替貯金，郵便為替（韓国主張額１１９７百万円，■■■不開示部分②■■■）

(ⅱ)　朝鮮簡易生命保険及び郵便年金（韓国主張額１３５百万円，■■■不開示部分②■■■）

(ⅲ)　海外に居住した韓国人持帰り郵便貯金等（韓国主張額７０百万円）

(ⅳ)　韓国郵便局の立替払金（韓国主張額４５百万円）

などについて個人請求権の弁済を求める形での請求を行っているが，

（以下略）

○　要綱５（韓国人の日本政府及び日本人に対する請求）

(ⅰ)　日本有価証券（略）

(ⅱ)　日本系通貨（韓国主張額１５２５百万円，■■■不開示部分③■■■）

(ⅲ)　被徴用韓国人の未収給与（略）

(ⅳ)　同上に対する補償金（略）

(ⅴ)　韓国人に対する未払恩給等（略）

(ⅵ)　私営保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金（韓国主張額４５８百万円，■■■不開示部分③■■■）

等の返還ないし支払を請求してきている。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，通し番号１－２００の文書の引用部分があるところ，不開示部分①に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ１０８［－１２１－］）。

記

現在の段階でわが方として積算できる金額は，終戦時価格１８億４５００万円であって，なお，理論的に計数的にも検討すべき点が余りにも多い。

(ｳ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書では，韓国の対日請求権についての日本側の主張金額が明らかにされており，その内容は，別紙７のとおりであるところ，不開示部分に関する内容は，次のとおりである。

ａ　郵便貯金，郵便為替及び振替貯金関係

これらの総額１３億０１６６万３０００円から日本人に対する支払額９億５３３６万３０００円を差し引きした金額３億４７８０万００００円を基礎として算定した金額

ｂ　朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

１２４百万円（124,539,377.132）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２００の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日請求権８項目のうち要綱６までのものについて，日本政府部内で試算した具体的な金額であり，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「終戦時価格１８億４５００万円」との文言

(ｲ)　不開示部分②

韓国の対日請求権８項目のうち要綱２のうち(ⅰ)郵便貯金，振替貯金，郵便為替と(ⅱ)朝鮮簡易生命保険及び郵便年金について，日本政府部内で試算した具体的な金額であり，具体的には韓国側開示文書で公にされている上記ア(ｳ)で認定した各金額

(ｳ)　不開示部分③

韓国の対日請求権８項目のうち要綱５のうち(ⅱ)日本系通貨及び(vi)私営保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金について，日本政府部内で試算した具体的な金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２００の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうか又は仮にこれが認められるとした場合の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無については，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって，不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の

主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する具体的試算額等であるが，韓国側開示文書により既に公にされているものであるから，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

(ｳ)　不開示部分③

ａ　不開示部分③に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余

地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって，不開示部分③に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

b　そして，前記の不開示部分の内容等に照らすと，不開示部分③に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号１－２００の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分③に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２００の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分③に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２０１の文書（文書１７３６）は，次の文書等によって構成されており，財産・請求権問題における韓国側との交渉において問題となり得る事項の概要及び日本政府の対処方針等が記録されている。

(1)　大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した昭和３７年１月１０日付け「日韓会談の請求権問題処理にあたつての問題点」と題する文書

(2)　大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した昭和３７年１月１０日付け「韓国側対日請求額および大蔵省，外務省試算額」と題する一覧表形式の文書

(3)　昭和３７年１月９日付け「韓国側対日請求額及び同査定（案）」と題する一覧表形式の文書

(4)　「韓国側請求権（８項目）に関する韓国主張額と日本側調査額」と題する文書

２　通し番号１－２０１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページ（－２－）１０行目から１３行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(1)の文書中にあり，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対処方針が記録されている。

②　８ページ（－８－）から１５ページ（－１５－）まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(2)の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄を除いた部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算

方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

③　１７ページ（－１７－）から１９ページ（－１９－）まで（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記１(3)の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部を除いた部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

④　２０ページ（－２０－）から２６ページ（－２６－）まで（以下「不開示部分④」という。）

これは，上記１(3)の文書のうち「韓国側請求要項」欄及び表題部分を除いた部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

⑤　２７ページ（－２７－）から３９ページ（－３７－）まで（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，上記１(4)の文書中にあり，「韓国主張額」，「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分を除いた部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

⑥　４０ページから４１ページまで（－３７－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

⑦　４２ページ（－３８－）の「韓国側主張額」を除いたその余の部分及び４３及び４４ページ（－３８－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載され

た当該ページ部分。以下，これらを併せて「不開示部分⑦」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

⑧　４６ページ（－４０－）３か所，５５ページ（－４９－）２か所，５６ページ（－５０－）１か所，５７ページ（－５１－）１か所，５８ページ（－５２－）１か所（以下，不開示部分１か所ごとに「不開示部分⑧－１」等といい，これらを併せて「不開示部分⑧」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額，その試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

⑨　５２ページ（－４６－）１０行目から１１行目の２行分（以下「不開示部分⑨」という。）

これは，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対処方針が記録されている。

（乙Ａ３３６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって，不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず，また，韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない上，仮に，原告らが主張するように，当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても，我が国が国交正常化交渉を行う北朝鮮からすれば，同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか，当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるところ，

現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

(1)　この点，韓国で公開された韓日会談関連文書中の日本語で作成された資料（２７巻の２５８枚目。甲１４３の６）は，日韓会談中に日本から公開された資料であり，「朝鮮関係軍人軍属数」として，通し番号１－４の文書の上記不開示部分及び通し番号１－２０５の文書の上記不開示部分である表と同じ表が記載され，同表の下部の注記には「注１．　本計数は全朝鮮分であり，南北鮮の区別を行っていない。」「２．　本計数には日本在住者を含む。」と記録されているところ，その数値及び注記の内容は，通し番号１－２０１の文書（文書１７３６）の３３枚目の表（甲１４３の７，乙Ａ３３６）に「軍人軍属（３７年２月厚生省調）」として「軍人」「軍属」の区別の下に記載された「復員」数及び「死亡」数及び注記と同一である。

　また，通し番号１－２０１の文書の上記表の数値は，厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」（甲１４３の２）記載の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

(2)　被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による具体的数値の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式に

よることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２０１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３６）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　日韓会談の請求権処理に当たって，韓国側が支払を請求し，日本側がその支払に応じ得るものは，十分に「法的根拠」のある請求に限られるということは，昨年１１月の池田総理・朴議長会談においても確認せられ，その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。

２　そこで，十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認め得るものはどのくらいの金額に達するかを計算する必要があるわけであるが，その計算に当たっては主として次のような重要な困難がある。

(1)　事実関係の確認が極めて困難であること。

この点は今後に予定されている韓国側との資料の突き合わせや日本側の古い資料の再調査等によりかなり明らかになる点も期待されるが，朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり，例えば軍人軍属，徴用労務者の総数，死亡者数，負

傷者数及びその程度，終戦時の状況等は大幅な推定を余儀なくせられ，推定の仕方いかんにより金額の増減が著しい。

(2)　「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。

■■■不開示部分①■■■我が国の恩給法によれば受給権者は日本国民に限られているので，韓国人に対する恩給支払はこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切ることにすべきか，もしくは，国籍のいかんにかかわらず，政策的配慮のもとに，終身（ないしは少なくとも相当長期間）支払うのがよいか（国際先例にもそのように取り扱ったものが多い），この辺は慎重な考慮を要する問題であり，法制上の検討もあげて今後に委ねられている実情である。

（以下略）

b　不開示部分②

前提事実（各論）１(2)の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部が開示されているところ，不開示部分②は，「大蔵省案」欄中の「試算額」欄及び「試算の根拠」欄，「外務省案」欄中の「試算額」欄及び「注」欄の具体的記録部分である。

c　不開示部分③及び不開示部分④

前提事実（各論）１(3)の文書は，<ｱ>表紙，<ｲ>韓国側請求額とＡ案・Ｂ案を対比した一覧表，<ｳ>韓国側請求事項につき，日本側見解，法律上の問題点，請求権容認額，見通し及び問題点を整理した一覧表で構成されている。

このうち，<ｲ>韓国側請求額とＡ案・Ｂ案を対比した一覧表については，最初の４枚分の表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部は開示されており，「Ａ

案（36.11.9　大蔵省理財局）」欄及び「Ｂ案（37.1.9　外務省アジア局）」欄の具体的記録部分が不開示部分③とされている。

次に，<ｳ>韓国側請求事項につき，日本側見解，法律上の問題点，請求権容認額，見通し及び問題点を整理した一覧表については，「韓国側請求要項」欄が開示されており，「日本側見解」欄，「法律上問題点」欄，「請求権容認額」欄，「見通し及び問題点」欄及び「備考」欄の具体的記録部分が不開示部分④とされている。

ｄ　不開示部分⑤，不開示部分⑥及び不開示部分⑦

前提事実（各論）１(4)の文書は，<ｱ>「韓国側請求権（８項目）に関する韓国主張額と日本側調査額」のほか，<ｲ>「韓国側対日請求額及び大蔵省，外務省試算額」，<ｳ>「韓国請求権金額試算に関する外務大蔵両案の比較検討について（37.1.12　理外）」が整理されている。

このうち，<ｱ>及び<ｲ>については，「韓国主張額」，「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分が開示されており，請求項目ごとに「韓国側請求額」欄に対応する「日本側調査額」欄に記載された部分又は「大蔵省試算額」・「外務省試算額」に相当する部分が不開示部分⑤又は不開示部分⑦とされている。

不開示部分⑥は，前提事実（各論）１(4)の文書の上記<ｳ>の部分であり，全部不開示とされている。

ｅ　不開示部分⑧及び不開示部分⑨

不開示部分⑧及び不開示部分⑨は，韓国側の請求項目ごとに韓国側の見解等と日本側の見解等を整理した文書中にあり，いずれも日本側の見解等を記録した部分にあるところ，その前後の記載は，次のとおりである。

(a)　不開示部分⑧－１

不開示部分⑧－１は，韓国の対日請求要綱第２項の郵便貯金，振替貯金，為替貯金に関して，韓国側の見解等としてこれらの各金額のうち韓国人分の各金額を記載した欄に対応する部分である（これに対応する最も右側の欄に「第６次会談第４回小委員会及び５回にわたる臨時小委員会における討議要旨」と記録されている。）。

(b)　不開示部分⑧－２

不開示部分⑧－２は，韓国の対日請求要綱第２項の簡易生命保険及び郵便年金関係に関する部分にあり，「１９４５年１１月３０日現在総額■■■不開示部分⑧－２■■■」と記録されている。

(c)　不開示部分⑧－３

不開示部分⑧－３は，韓国の対日請求要綱第２項の海外為替貯金及び債権に関する部分であり，「←日本側に資料のあるものとしては■■■不開示部分⑧－３■■■韓国側で通帳の記号番号などが分かれば調査ができる。」と記録されている。

(d)　不開示部分⑨

不開示部分⑨は，韓国の対日請求要綱第５項の日本有価証券に関する部分にあり，「現物分」欄の記載が全部不開示とされている（これに対応する最も右側の欄に「第６次会談第７回ないし第１０回小委員会における討議要旨」と記録されている。）

(e)　不開示部分⑧－４及び不開示部分⑧－５

不開示部分⑧－４及び不開示部分⑧－５は，韓国の対日請求要綱第５項の戦争による被徴用者の被害に対する補償に関する部分にあり，下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄に「第６次会談第７回ないし第１０回小委員会及び４回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。）。

記

なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みであるが，■■■不開示部分⑧－４■■■。

また，日本側は「朝鮮関係軍人軍属数」及び朝鮮労務者関係の各種資料を提出して所要の説明を行ったが，そのうち主要な数字は次のとおりである。

軍人，軍属数

■■■不開示部分⑧－５■■■

(f)　不開示部分⑧－６

不開示部分⑧－６は，韓国の対日請求要綱第５項の韓国人の対日本政府請求恩給関係その他に関する部分中の「恩給関係」の項にあり，下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄に「第６次会談第８回ないし第１１回小委員会及び４回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。）。

記

また，日本側は，昭和２０年８月以降同２７年４月分までの「朝鮮関係恩給計数」を提出し，所要の説明を行ったが，その合計数字は次のとおりである。（なお，■■■不開示部分⑧－６■■■

恩給局長裁定分　　■■■不開示部分⑧－６■■■

朝鮮総督，道知事裁定分■■■不開示部分⑧－６■■■

計　　■■■不開示部分⑧－６■■■

(g)　不開示部分⑧－７

不開示部分⑧－７は，韓国の対日請求要綱第５項の韓国人の対日本政府請求恩給関係その他に関する部分中の「供託金関係」の項にあり，下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄

に「第６次会談第８回ないし第１１回小委員会及び４回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。）。

記

また，日本側は，引揚朝鮮人の保管物件に関し，■■■不開示部分⑧－７■■■を提出した。

(h)　不開示部分⑧－８

不開示部分⑧－８は，韓国の対日請求要綱第５項の韓国人の対日本人又は法人請求に関する部分にあり，「本件は，要綱６と関連があるので，要綱６の項で説明したい。ただ，日本側の計算では南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては，韓国側要求金額の■■■不開示部分⑧－１０■■■ある。」と記録されている（これに対応する最も右側の欄に「第６次会談第８回ないし第１０回小委員会及び４回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。）。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－６９の文書中で引用されている通し番号１－２０７の文書は，前提事実（各論）１(1)の文書と近接する時期に外務省によって作成された文書であり，その内容は，（別紙５）通し番号１－６９の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)ｅで認定したとおりであるところ，ここでは，韓国の対日請求権につき，日本側が十分に法的根拠のある請求として認められないと考える事情として，<ｱ>事実関係の確認が極めて困難であること，<ｲ>関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと（その一例として恩給法の例が指摘されている。），<ｳ>請求権処理にあたって対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別

は概括的ならざるを得ないこと，<ｴ>平和条約４条に関する「米国解釈」をいかに適用するかということの４点が指摘されている。

上記のうち<ｱ>，<ｲ>及び<ｴ>の点は，前提事実（各論）１(1)の文書でも同様に指摘されているところ，不開示部分①の直後の部分では，上記(ｱ)ａのとおり，上記<ｳ>の点とほぼ同様の表現を用いて恩給法の例が指摘されている（乙Ａ１０８［－２１１－以下］参照）。

ｂ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の一般請求権小委員会第１０回会合（昭和３７年２月８日開催）においてＺ６０主査が説明した韓国の対日請求要綱第５項についての本小委員会の主査としての一応の見解の概要につき，不開示部分⑧に相当する部分として，次のとおり記録されている。

(a)　不開示部分⑨

日本有価証券の「現物分」として，「現物のものについては，日本側としては，韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。」と記録されている。なお，その直前にある「登録分」の記載内容は，不開示部分⑨の直前にある「登録分」の記載内容とおおむね同一である。

(b)　不開示部分⑧－４に相当する部分

戦争による被徴用者の被害に対する補償として，「なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みであるが，前記(3)の未払金（裁判所注：「韓国人被徴用者未収金」を意味する。）として処理されるべきものと考える。」と記録されている。

ｃ　不開示部分⑧－５関係

日本側が韓国側に提出した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」の内容は，別紙７の第１の５(4)で認定したとおりである（甲１４３

の１，乙Ａ１０８［－１３１－］参照）。

ｄ　不開示部分⑧－６関係

日本側が韓国側に提出した「朝鮮人関係文官恩給計数」の内容は，別紙７の第１の５(4)で認定したとおりである（甲１４３の１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

同時期に作成された他の行政文書（通し番号１－２０７の文書）で開示されているものと同様の上記(ｲ)ａで指摘した「関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていない」との文言と同旨のもの

(ｲ)　不開示部分②から不開示部分⑦まで

韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省が検討した試算額，その試算方法及び対処方針等

(ｳ)　不開示部分⑧

韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省が検討した試算額，その試算方法及び対処方針等（ただし，次に掲げる部分については，具体的には次のとおりである。）

ａ　不開示部分⑧－４

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂ(b)で認定した「韓国人被徴用者未収金として処理されるべきものと考える。」との文言と同趣旨のもの

ｂ　不開示部分⑧－５

別紙７の第１の５(4)で認定した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」の数値等と同一のもの

ｃ　不開示部分⑧－６

別紙７の第１の５(4)で認定した日本側提出に係る「朝鮮人関係文官恩給計数」の存在を指摘する旨及びそれに掲げられた数値と同一又は同程度のもの

(ｴ)　不開示部分⑨

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂ(a)で認定した「現物のものについては，日本側としては，韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。」との文言と同趣旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分⑧－４から不開示部分⑧－６まで及び不開示部分⑨

不開示部分⑧－４から不開示部分⑧－６まで及び不開示部分⑨に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で

協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分②から不開示部分⑧まで（ただし，不開示部分⑧については，上記(ｲ)で説示した部分を除く。）

不開示部分②から不開示部分⑧まで（ただし，不開示部分⑧については，上記(ｲ)で説示した部分を除く。）までに記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又は具体的対処方針等であり，（別紙７）で説示した金額と同旨のもの等を含んでいる可能性が高いものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３項）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用

することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０１の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①

イ　不開示部分⑧のうち，次の部分

(ｱ)　５５ページ（－４９－）２か所（不開示部分⑧－４及び不開示部分⑧－５）

(ｲ)　５６ページ（－５０－）１か所（不開示部分⑧－６）

ウ　不開示部分⑨

(2)　上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

（別紙５）通し番号１－２０２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０２の文書（文書１７４０）は，外務省条約局法規課が作成した昭和３７年１月１２日付け「日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における韓国と北朝鮮の関係，米国軍令３３号及びサンフランシスコ平和条約第４条の解釈，国家承継理論の問題，漁業問題との関連，無償援助の性格等の各問題について日本政府の基本的立場を具体的に検討した内容等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　６ページ（－６－）３行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，「米国解釈の問題」の項中にあり，「１９４５年８月現在の在朝鮮日本資産総額」について日本政府部内において試算した具体的な金額が記録されている。

②　７ページ（－７－）中央右側の余白部分１か所（以下「不開示部分②」という。）

これは，「米国解釈の問題」の項中にあり，日韓両国政府が米国解釈を「請求権交渉の基礎として受諾し，かつ，それが財産請求権の相互放棄を意味するものではない旨の了解を行っている。」との文章における「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分の趣旨について，日本政府の具体的な解釈が手書きで付加されている。

③　１１ページ（－１１－）３か所，１２ページ（－１２－）３か所，１３ページ（－１３－）２か所（以下，これらを「不開示部分③」という。）

これは，「韓国の対日請求要綱（概略説明）」における各要綱に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

④　１６ページ（－１６－）下側の余白部分１か所（以下「不開示部分④」という。）

これは，「韓国の対日請求要綱（概略説明）」における各要綱に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

（乙Ａ３３７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２０２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３７）。

ａ　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①は，「２　米国解釈の問題」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，不開示部分②は，下記のうち「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分に手書きで書き込まれた部分である。

記

２　米国解釈の問題

１９４５年８月現在の在鮮日本資産総額は，■■■不開示部分①■■■にのぼる（１９４５年大蔵省提出のＳＣＡＰ資料。１５円＝１ドルによる換算）。

（中略）

１９５７年１２月３１日付け米国政府発表の平和条約４条(b)に関する米国の見解（いわゆる米国解釈）において，米国は，軍令第３３号を衷心とする諸措置により処分せられた日本財産について日本国は有効な請求権を主張し得ない旨の見解を示すとともに，「日本国が平和条約４条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は，平和条約４条(a)に定められている取極を考慮するに当たって関連がある（relevant）」との見解を明らかにした（いわゆる relevant clause)。

同日付け日本側外務大臣と韓国側代表との間に合意された合意議事録において，両国政府はこの米国解釈を請求権交渉の基礎として受諾し，かつ，それが財産請求権の相互放棄（reciprocal renun

ciation）を意味するものでない旨の了解を行っている。

■■■不開示部分②■■■

b　不開示部分③

不開示部分③は，「韓国の対日請求要綱（概略説明）」の項の各項目の左側に記録されている部分であり，その直前部分には，下記のとおり記録されている。

記

（注）韓国側請求８項目内容一覧

第５次会談冒頭に韓国側から提出されたものを基礎とし，第５次及び第６次会談中に正式に申し入れのあった修正を加えたもの）

×印：日本側全面拒否項目

△印：韓国側討議留保項目

○印：請求権討議の対象となり得る項目

c　不開示部分④

不開示部分④は，下記記載の下側の余白部分に記録されている。

記

(ニ)　分離地域に流通する通貨の保証準備は，通貨発行債務に対する保証と考えられており，発券債務が新領有国に承継される場合には，保証準備も引き渡すのが通例である。

しかしながら，日韓間には軍令第３３号による処理が行われており，上記(イ)の原則が破られているわけである。したがって，２(ロ)で述べたとおり (ハ) (ニ)の原則については relevant clause の対象として引渡しに応じないとの態度を採ることには理由があると思われる。（ちなみにオーストリアは国家条約２３条 (3) において (ニ)に属する請求権を放棄しているが，これは在墺ドイ

ツ財産取得の事実を考慮したものと解されている。）

ただし，米国解釈の relevant clause の趣旨を法律的相殺ではなく，equity 的思想にあるものとかんがえるとすれば，純法律的には平和条約４条(b)の規定の意味は，通常の国家継承の理論により引き渡すべきもののほかに，我が国は additional burden として私有財産没収を認めたものであり，一般国際法上の国家承継原則の適用は何ら害されないとの立場も成立する余地があるものと考えられる。

(ｲ) 本件各文書の一部開示部分

ａ 通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，通し番号１－２０２の文書が引用されており，このうち不開示部分③に相当する部分には，いずれも項目ごとに○，△又は×の記載がある（乙Ａ８２［－３６－～－３７－］参照）。

ｂ 通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，「在鮮日本財産等についての調査」として，要旨下記のとおり記録されている。

記

１９５５年7月，アジア局第１課「日本の在外財産状況」では，在朝鮮日本財産の推定額を１９４５年価格で国有財産１９２億６５００万円，法人財産５２１億８２５万４０００円（在外財産調査会資料），個人財産１９２億４７４万円（昭和２０年大蔵省令９５号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計）計９０５億７７９９万４０００円としている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ) 不開示部分①

１９４５年大蔵省提出のＳＣＡＰ資料による１９４５年８月現在の在朝鮮日本資産総額

(ｲ)　不開示部分②

合意議事録に関する了解についての日本政府の具体的な解釈

(ｳ)　不開示部分③

上記ア(ｲ)で認定した通し番号１－２５１の文書で開示されているとおりの項目ごとの○，△又は×の記載

(ｴ)　不開示部分④

日本政府の具体的な対処方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④

不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④に記録されている情報は，日本政府部内で請求権問題に関して検討された具体的金額又は具体的見解・対処方針等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３項）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０２の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分③

(2)　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④

（別紙５）通し番号１－２０３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０３の文書（文書１７４２）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年１月２６日付けで作成した「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する内部文書（総数１１ページ）であり，財産・請求権問題に関する日本政府の全体的な処理方針，日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な査定金額及び試算方法が記録されている。

（甲８６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０３の文書に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産・請求権問題に関する日本政府の全体的な処理方針，日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な査定金額及び試算方法であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針若しくは韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれらの点についての具体的見解等であり，証拠（乙Ａ２３９，Ａ２４０）によれば，本件各文書の一部開示部分には，同一の題名が付されて一覧表形式で作成された文書があり，これが通し番号１－２０３の文書に含まれている可能性も否定することができないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０４の文書（文書１７４３）は，外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和３７年１月２９日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり，対韓経済協力の金額，資金源及び内容に関しての日本政府の方針が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）下側欄外の余白部分１か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，対韓経済協力における融資方法について「国会の承認を経ず，行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との記載の趣旨について，その具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解又は対処方策が手書きで付加されている。

②　１３ページ（－１３－）４か所（以下「不開示部分②」という。）

これは，対韓経済協力の一環として通信分野における項目について日本政府が検討していた資金供与の具体的金額が記録されている。

（乙Ａ１６２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれ

ば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１６２）によれば，通し番号１－２０４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，「国会の承認を経ず，行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との部分に関して下部余白に手書きされたものである。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　資金源

輸銀及び基金の共同融資とする。

ただし，政府間取極において融資金額は，金額明示するも，日本側融資機関は特定せず，輸銀及び基金を必要に応じて利用する建前としておき，project basis の場合には，具体的プロジェクトが確定するごとに，（大規模プロジェクトの場合には，数段階に分け，各段階ごとに），non-project basis の場合には，買付計画の確定ごとに，その内容に応じ，輸銀又は基金が貸付契約を締結するものとする。

（注）上記融資方法は，次の２前提に立つ限り，ほとんど唯一の実際的な方法と考えられる。

(ｲ) 国会の承認を経ず，行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。すなわち，本件経済協力は，民政の安定を通じ，韓国政情の安定に資すとの大局的な政治目的を貫くものであり，したがって，日韓交渉が妥結すれば，長時日を要する国会の承認を経ず，行政府限りで，直ちに実施し得るごときものでなければならない。よって資金源は，特に新たな立法措置を必要としないもの，すなわち輸銀及び基金の現在利用可能な資金及び一般的に通常期待し得る予算措置に伴う右資金の増額分の枠内において，実施し得るものでなければならない。

（中略）

3　対象プロジェクト

（中略）

(3)　通信

●で検討中の試案は次のとおりである。

(ｲ)　京城市内に電話２万回数を増設する。

経費　約■■■不開示部分②■■■

(ﾛ)　太田，金州，清州，大邱間に電話２万回数を設置する。

経費　約■■■不開示部分②■■■

(ﾊ)　地方都市を連絡するマイクロ・ウェーブ網を建設する。

経費　約■■■不開示部分②■■■

以上(ｲ)(ﾛ)(ﾊ)の計画の所要経費総額■■■不開示部分③■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省内で検討された対韓経済協力としての融資について「国会の承認を経ず，行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」とした具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解又は対処方策

(ｲ)　不開示部分②

昭和３７年当時，外務省が検討していた対韓経済協力の一環としての通信分野における項目に関する資金供与の具体的金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する対処方針又は試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との

交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２０５の文書（文書１７４４）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており，朝鮮人徴用労務者，軍人軍属への見舞金及び軍人，文官への恩給の金額の算出の基礎となる該当人数の算出方法並びに政府部内で算出された具体的な該当人数と同問題に関する日本政府の見解と対処方針が記録されている。

(1)　昭和３７年１月３０日付け「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者，軍人軍属，文官恩給該当者数に関する件（Ｚ１７局長指示事項）」と題する文書

(2)　昭和３７年２月９日付け「朝鮮人移入労務者数」と題する文書

２　通し番号１－２０５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページ２行目から末行まで及び３ページから１３ページまで（－２－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分）（以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，韓国一般請求権査定にあたり，徴用労務者及び軍人軍属，軍人及び文官の恩給の基礎となる該当人員数を算出した方法及び算出した具体的な人員数が記録されている。

②　１５ページ（－４－），１６ページ（－５－），１７ページ（－６－），１９ページ（－８－）及び２０ページ（－９－）の各表表題を除く部分，１６ページ（－５－）の「備考１」の１か所及び１８ページ（－７－）１か所（以下「不開示部分②」という。）

これは，日本政府部内で算出した朝鮮人徴用労務者数，朝鮮人労務者対日本動員数，移入朝鮮人労務者数，終戦時集団移入半島人数，朝鮮人軍人復員

数及び死亡者数及び朝鮮人関係文官恩給の金額具体的な試算額が記録されている。

（乙Ａ３３８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって，不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず，また，韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもないところ，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　故金英達氏が入手したものであるとされる資料（甲１４３の１）は，「朝鮮人移入労務者数」と題され，右下に「３７．２．９」「北東アジア課」と記載された文書に続く一連の文書であり，２００３年２月に発刊された金英達著『朝鮮人強制連行の研究』（甲１４３の３）や１９９１年５月に発刊された田中宏著『在日外国人』（甲１４３の４）など多くの歴史研究書などで情報が引用されるなど，広く公開されている資料であるところ，これと通し番号１－２０５の文書の不開示部分②に相当する部分（甲１４３の２［３～９枚目］）は，同一の文書であることが明らかである。

(2)　被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，公刊文書による具体的数値の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２０５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３３８）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その直前の記載は，下記のとおりである。

記

韓国一般請求権査定に当たり，徴用労務者及び軍人軍属の見舞金，軍人及び文官恩給の金額が極めて大きな部分を占めるところ，同金額の基礎となる該当人員数の根拠は次のとおりである。

■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，次のとおり掲げられた(a)厚生省勤労局作成の「１９３９～４５年の移入朝鮮人労務者数」，(b)「朝鮮人労務者対日本動員数調」，(c)「移入朝鮮人労務者数（昭和２０年３月末）」，(d)終戦時集団移入半島人，

(e)厚生省援護局作成の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」，(f)北東アジア課作成の「朝鮮人関係文官恩給計数」の具体的数値部分（[redacted]）である。

(a)　１９３９～４５の移入朝鮮人労務者数

厚生省勤労局

Number of Korean Contract Workers Brought Into Japan Proper Annually by Type of Work Assigned, 1939-45

Year [1]	Total number	Type of work Assigned		
		Coal Mining	Metal Mining	Construc-tion and civil engineer-ing	other ci work including factories
1939・・・	[redacted]				
1940・・・					
1941・・・					
1942・・・					
1943・・・					
1944・・・					
1945 [2]・・・					
total 1939-45 [3]					

1－Fiscal year commencing on 1 Apr. of year indicated and ending 31 Mar. of following year

2－Estimated for first quarter of fiscal year(April trought June)

3－Total number brought into Japan. Number of Koreans leaving Japan or transferring from previously assigned industry not

available

Source: Date submitted by labor Bureau,

Welfare Department

米国戦略爆撃調査団著

”戦時日本の生活水準と人力の活用”Ｐ１３０付属表

(b)　朝鮮人労務者対日本動員数調

年　度	計　数	石炭山	金属山	土　建	工場 その他	計
昭和１４年	■	■	■	■	■	■
昭和１５年	■	■	■	■	■	■
昭和１６年	■	■	■	■	■	■
昭和１７年	■	■	■	■	■	■
昭和１８年	■	■	■	■	■	■
昭和１９年	■	■	■	■	■	■
昭和２０年	■	■	■	■	■	■
計	■	■	■	■	■	■
終戦時現在	■	■	■	■	■	■

備考　１．昭和１９年計画数年度中途において■■■不開示部分■■■に変更せられたり

２　昭和２０年計画は第１４半期計画として設定せられたものである。

大蔵省管理局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第２１章「戦争と朝鮮統治」より。

(c)　移入朝鮮人労務者数（昭和２０年３月末）

項　目		総　数	募　集	徴用あっせん
割当認可数		[redacted]	[redacted]	[redacted]
移入者数		[redacted]	[redacted]	[redacted]
減　耗　数		[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	（期間満了）	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	（不良送還者）	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	（逃走者）	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	所在不明者	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	発見送還者	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	復帰者	[redacted]	[redacted]	[redacted]
減耗	（その他）	[redacted]	[redacted]	[redacted]
現　在　数		[redacted]	[redacted]	[redacted]

注　計算が少し違うが原文のまま

内務省警保局「特高月報」昭和２０年５月（？）より。

(d)　終戦時集団移入半島人　　■■■不開示部分■■■

厚生省提出「大東亜戦争下における就労状況」より

（昭和２０年第８８臨時国会配布の政府作成資料）

(e)　朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表

厚生省援護局

身　分	復　員	死　亡	計

陸軍	軍　人	89,108	5,870	94,978
	軍　属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海軍	軍　人	21,008	308	21,316
	軍　属	64,639	13,013	77,652
	計	85,647	13,321	98,968
合計	軍　人	110,116	6,178	116,294
	軍　属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

(f)　朝鮮人関係文官恩給計数

３７．２．９

アジア局北東アジア課

		国庫支弁		地方費支弁	合計
		恩給局長裁定	朝鮮総督道知事裁定		
既裁定		[redacted]			
未裁定	年金				
	一時金				
合計					

(ｲ)　本件各文書の一部開示

ａ　通し番号１－６９の文書には，韓国側が提示した朝鮮人徴用労務者，

軍人軍属数の基礎数字に関する北東アジア課作成の昭和３７年１月３０日付け調書が引用されているところ，その内容は，下記のとおりである（乙Ａ１０８［－１３２－以下］）。

記

軍人軍属

厚生省援護局復員課（陸軍関係）及び同業務二課（海軍関係）においてほとんど全員に関する個人別カードが存在し，これによりその生年月日，出身道別，復員，死亡の別が把握され，最近同省より資料提出の結果，朝鮮人軍人軍属の復員，死亡別人員数（第１６表）がほぼ最終的に確定した。

徴用労務者

大蔵省管理局「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第２１章「戦争と朝鮮統治」記載の統計によると，終戦当時日本及び樺太等にいた徴用労務者３６万５０００名，昭和１４～２０年朝鮮総督府が送出した朝鮮人労務者数は７２万５０００名であるが，同数は自由募集，官あっせん，徴用の３者を含む点及び終戦までに期間満了で帰還したもの，不良送還，逃亡，転出その他を除外する前記３６万５０００名の数値に妥当性が認められる。現在本件の主管官庁と認められる労働省職業安定局（雇用安定課）保管資料としては，厚生省勤労局の「移入朝鮮人労務者勤労状況報告」なるものの昭和１９年３月分が存在し，それまでの移入労務者数を３９万２９９７名と記録している。他方，同じく厚生省資料と思われる昭和１９年度（２０年２月まで）「朝鮮人労務者移入状況調べ」によれば，昭和１９年度の移入総数は２５万４３９７名であり，前記労働省資料と合計すれば，昭和２０年２月までの労務者移入総数は大体６４万程度となり，同年３月～８月の終戦までの移入数を適当に推

定すれば，終戦までの移入総数は６５万～７０万程度と推定される。

上記移入総数は，前記総督府の資料である送出労務者数７２万５０００名とも大差のないものである（送出総数が日本の移入総数より多数なのは，輸送途次の逃亡者の多かったこと，及び日本以外の南洋，樺太等に送り出されたものが移入数には入っていないこと等に基因するものと思われる。）。韓国側の提示した移入労務者６６万７６８４名（米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」引用数字）も必ずしも不正確とはいえないもののごとくである。

以上のごとく，移入労務者の実態把握はきわめて困難な状態にあり，したがって，徴用中の死亡者及び負傷者数の把握は実際問題としてほとんど不可能に近く，どうしても当該数値を算定しなければならない場合にはかなり誤差度の高い推計とならざるを得ないものと思われる。

b　移入朝鮮人労務者数

通し番号１－１１７の文書の一部開示部分（一般請求権徴用者関係等専門委員会第３回会合の記録）には，昭和３７年２月２３日の一般請求権徴用者関係等専門委員会第３回会合において日本側が提供した資料「集団移入朝鮮人労務者数」として，下記のとおり記録されている（乙Ａ２６４［－４１－］）。

記

１　総数　６６７，６８４

２　終戦時現在数　　３２２，８９０

３　集団移入の種類

種　類	期　間	人　員
総　数	1939年9月－1945年4月頃	667,884

自由募集　　1939年9月－1942年2月頃　　148,549

官あっせん　　1942年2月－1944年8月頃　　約３２万

国民徴用　　1944年9月－1945年4月頃　　約２０万

４　昭和２０年３月末移入労務者現在員数

移入者数　　６０４，４２９

減耗数　　３２８，５６７

帰還満了帰鮮者　　５２，１０８

不良送還者　　１５，８０１

職場離脱者　　２２６，４９７

内訳　所在不明者　　２０９，７５０

発見送還者　　４，１２１

復帰者　　（１２，６２６）

その他　　４６，３０６

現在員数　　２８８，４８８

(ｳ)　韓国側開示文書

韓国側開示文書には，「朝鮮関係軍人軍属数」と題する文書があり，これには要旨下記のとおり記録されている（甲１４３の６，甲１４４［１６ページ］）。

記

身　分		復　員	死　亡	計
陸	軍　人	89,108	5,870	94,978
	軍　属	45,404	2,991	48,395
軍	計	134,512	8,861	143,373
海	軍　人	21,008	308	21,316
	軍　属	64,639	13,013	77,652

軍	計	85,647	13,321	98,968
合	軍　人	110,116	6,178	116,294
	軍　属	110,043	16,004	126,047
計	計	220,159	22,182	242,341

注１．本計数は全朝鮮分であり，南北鮮の区別を行っていない。

２．本計数には日本在住者を含む。

(ｴ)　故金英達が入手したとされる北東アジア課作成の昭和３７年２月９日付け「朝鮮人移入労務者数」と題する文書（以下「金英達入手文書」という。甲１４３の１）は，上記(ｱ)ｂで認定した通し番号１－２０５の文書の一部開示部分の内容とこれに相当する部分の内容が一致することから，同一の文書であると推認することができる。

そして，金英達入手文書には，厚生省援護局作成の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する文書として上記(ｳ)と同じ表が掲載されているほか，上記(ｱ)ｂで認定した「１９３９～４５年の移入朝鮮人労務者数」，「朝鮮人労務者対日本動員数調」，「移入朝鮮人労務者数（昭和２０年３月末）」，「終戦時集団移入半島人」，「朝鮮人関係文官恩給係数」と題する各一覧表等の具体的数値も含めて記載されている（甲１４３の１，弁論の全趣旨）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した文言又はこれとほぼ同様のもの（なお，仮に不開示部分①に上記文言等以外の説明部分が含まれているとしても，当該部分は上記ア(ｲ)ａで認定した内容を補足的に説明するもの等であると推認することができる。）

(ｲ)　不開示部分②

いずれも金英達入手文書で既に公にされているものであり，かつ，他の行政文書又は韓国側開示文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂ又は(ｳ)で認定したものと同一のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０５の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報については，後記(2)で併せて検討する。

エ　以上によれば，通し番号１－２０５の文書の不開示部分①に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するも

のに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

不開示部分②に記録されている情報は，上記(1)で説示したとおり，金英達入手文書で既に公にされているものであり，しかも，他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書によっても既に公にされているものであるところ，このうち他の行政文書の一部開示により既に公にされている部分については，上記（1)ウ(ｱ)と同様の理由から，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえないし，仮に，その余の部分も含めた当該情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認し得るとしても，当該情報が，既に公にされているため，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものでないにもかかわらず，これを肯定した外務大臣の判断には事実誤認があるといわざるを得ないから，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるものと認められる。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２０６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０６の文書（文書１７４５）は，外務省アジア局が作成した「請求権問題解決案について」と題する内部文書であり，財産・請求権問題について，国会及び国民の動向も考慮に入れた日本政府の対処方針が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題を解決するため，日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額が記録されている。

①　２ページ（－２－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）２か所（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

③　４ページ（－４－）４か所（以下，これらを併せて「不開示部分③」という。）

④　５ページ（－５－）２か所（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

⑤　６ページ（－６－）４か所（以下，これらを併せて「不開示部分⑤」という。）

⑥　７ページ（－７－）１か所（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　８ページ（－８－）「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表の表題部分を除いた部分（（以下「不開示部分⑦」という。））

（乙Ａ３３９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実

（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば，日朝国交正常化交渉において，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３３９）によれば，通し番号１－２０６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①から不開示部分⑥まで

不開示部分①から不開示部分⑥までの前後の記載は，下記のとおりである。

記

3．経済協力を加えての請求権問題解決の方式としては，次の３案が考えられる。

第１案

ａ　平和条約４条による請求権の解決として，

■■■不開示部分①■■■注(1)

ｂ　無償援助　■■■不開示部分①■■■注(2)

ｃ　経済援助　■■■不開示部分①■■■

第２案

ａ　韓国人の日本政府に対する恩給請求，徴用韓人に対する見舞金等の個人請求権を主とする韓国の請求権の解決として，

■■■不開示部分②■■■注(3)

ｂ　経済援助　■■■不開示部分②■■■

第３案

ａ　韓国は，日本との友好関係を樹立することを念願し，平和条約４条に基づく対日請求権を放棄する。

ｂ　日本は，韓国との友好関係樹立を念願して，その民生の安定と経済発展に寄与するためとして，

(ｲ)　無償援助　■■■不開示部分②■■■注(4)

(ﾛ)　経済援助　■■■不開示部分②■■■

注（1）　１月１０日「韓国側対日請求額及び大蔵省，外務省試算額」第８ページ大蔵省案試算額合計中の■■■不開示部分③■■■

注（2）　第１案のａの請求権解決額と，ｂの無償援助額の合計が，結局広義の請求権解決案となるものであり，また国会等の説明のためにも，その趣旨で説明する方が容易であろうとの見地より，合計が前記注（1)の１月１０日付け調書第８ページの外務省案

試算額■■■不開示部分③■■■となるよう配慮した。

注（3） 表現を平和条約４条に基づくとせず，かかる表現とするならば，■■■不開示部分③■■■まで広げることが可能と考える。その基礎は別添（Ａ案）

注（4） 第３案の構想によれば，請求権問題とは別となり，無償援助額は，■■■不開示部分③■■■もかまわぬことになる。しかしながら請求権として説明するならば，■■■不開示部分④■■■程度は別添（Ｂ案）のごとき計算が可能である。また，仮に■■■不開示部分④■■■とするときは，別添（Ｃ案）のごとき計算も不可能ではない。

（中略）

（説明）

Ａ案は，個人請求権に限り，有価証券登録債は朝鮮銀行分を含め，認めない。この場合，船舶については，拿捕漁船との相互放棄が一応考えられる。

Ｂ案は，有価証券中，朝鮮銀行の登録債について承継論を適用，韓国分（７０％）につき支払を認めた。また，労務者及び復員軍人軍属見舞金につき１人当たり■■■不開示部分⑤■■■（Ａ案では■■■不開示部分⑤■■■を適用した。これ以外に船舶については１万トン程度（一般船舶ならトン当たり■■■不開示部分⑤■■■となり，漁船ならトン当たり■■■不開示部分⑤■■■いずれも新造船）を ex gratia にて引き渡すことも考えられる（ただし，拿捕漁船の処遇が問題。）

Ｃ案は，有価証券についてはＡ案のごとき現物のみ支払う(a)，ただし，終戦当時（昭和２０年３月末現在）の鮮銀券の保証準備の南鮮分（５０％）に貨幣価値の変動を考慮に入れる（当時の１ドル１５円

を適用）とし，ex gratia として■■■不開示部分⑥■■■を支払う(b)，こととしている。船舶に関しては拿捕漁船との相互放棄が適当かとも考えられる。

(ｲ)　不開示部分⑦

不開示部分⑦は，「韓国請求権の処理として一応の説明のつく金額の査定」と題する表であり，当該文書の作成名義，作成日，表題のほか，項目（「Ⅰ　地金銀」，「Ⅱ　逓信局関係」，「Ⅲ　送金返還」，「Ⅳ　韓国株主分配金」，「Ⅴ (1)有価証券　(2)日系通貨　(3)未収金　(4)　被徴用者補償金（内訳）労務者見舞金　復員軍人軍属見舞金，死亡軍人軍属弔慰金，死亡軍属年金，軍属障害年金　(5)恩給請求　寄託金」）が開示されているが，これらの各項目に対応するＡ案，Ｂ案，Ｃ案の具体的金額部分が不開示とされている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題を解決するため，日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策としての援助金等の具体的金額であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝

鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０７の文書（文書１７４６）は，外務省アジア局が作成した昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する内部文書であり，韓国の対日請求権処理において，法的根拠のある請求と認められるものは極めて少額であるという見解を前提とした日本政府の韓国の対日請求権に対する対処方針等が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）１か所

これは，法的根拠のある請求と認められる請求の具体的な試算額が記録されている。

②　３ページ（－３－）１行目から４行目までの約４行分

これは，韓国人に対する恩給の支払について，恩給法の解釈を踏まえて具体的に検討した内容が記録されている。

③　５ページ（－５－）３行目から９行目までの約７行分

これは，十分に法的根拠のある請求が極めて少額であるとの見解を排斥する事由の有無について具体的に検討した内容が記録されている。

④　９ページ（－９－）９行目から１０ページ（－１０－）９行目まで

これは，韓国の対日請求権の処理方法に関して日本政府の見解及び韓国との交渉における具体的な戦略が記録されている。

⑤　１１ページ（－１１－）「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表のうち表題部分及び具体的項目部分を除いた部分

これは，財産・請求権問題を解決するため，日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ３４０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４０）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２０７の不開示部分①から不開示部分④まで（以下，単に「不開示部分①～④」という。）の前後記載は，下記のとおりである。なお，不開示部分⑤は，「韓国請求権の処理として一応の説明のつく金

額の査定」と題する表であり，各項目に対応するＡ案，Ｂ案の金額に相当する部分が不開示とされている。

記

１．日韓会談における韓国の対日請求権処理にあたって，日本側がその支払に応じ得るものは，十分に法的根拠のある請求権に限られるということは，昨年１１月の池田，朴会談においても確認せられたところである。しかるに，今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議，及び，日本側関係機関による資料の検討によれば，主として下記の諸事情により，日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。（１月１０日，総理に提出した大蔵省試算額のうち，被徴用者に対する補償金を含まない数字たる■■■不開示部分①■■■ですら，その全額を厳密に法的根拠及び所要の証拠書類の整ったものとして説明することは困難である。）

（中略）

(ﾛ)　関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば，我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので，韓国人に対する恩給の支払は，これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，■■■不開示部分②■■■

(ﾊ)　本件処理に当たっては，対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正

確な数字が把握されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては，例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比率を基準として７０％を掛け，徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して９５％を掛けるなど，概括的な算出方法を採らざるを得ず，これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

（中略）

２．上記のとおり，十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが，■■■不開示部分③■■■ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということにつきると思われる。

４．（中略）

(2)　（略）

（注）「無償の経済援助」の性格として，韓国の対日請求権の放棄又は解決のはなむけとしての贈与という説明と，放棄又は解決された請求権に一応見合う金額の支払という説明が考えられる。

■■■不開示部分④■■■

(4)　なお，上述のような金銭的解決により船舶問題（韓国置籍船の返還請求）も一括解決されたこととするよう努力し，これが確認された場合は，拿捕日本漁船の返還請求を日本政府において放棄することを考慮する。

(ｲ)　通し番号１－６９の文書中には，通し番号１－２０７の文書を引用した部分があり，その内容は，別紙５（通し番号１－６９）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)ｄで認定したとおりであるところ（乙Ａ１

０８［－２１１－以下］参照），このうち，通し番号１－２０７の文書の不開示部分①～④に相当する部分は，要旨下記のとおりである。

記

ａ　不開示部分①

１　（中略）（１月１０日総理提出した大蔵省試算額のうち，被徴用者に対する補償金を含まない数字たる１０百万ドルですら，（中略）

ｂ　不開示部分②

(ﾛ)　（中略）他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，国際先例をも勘案し，韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

ｃ　不開示部分③

２．上記のとおり，十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが，他方，十分の裏付け資料がないにしても，相当多数の韓国人軍人軍属，徴用労務者がいたことは紛れもない事実であり，また，これらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも国際先例からも自然のことと考えられ，ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということに尽きると思われる。

ｄ　不開示部分④

(3)　交渉の過程において適当と認められるときには，次の２つの譲歩を行うことを考慮する。

(a)　長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与し得るものであることに鑑み，調印（これと同時に国交正常化の予

定）から批准までのギャップを埋める目的で，緊急経済協力として５０００万ドルまでの対韓延べ支払枠を認める旨の行政取極を行い，国交正常化と同時に実施すること。（状況によっては，行政取極にまで至らず，「政治折衝が妥結すれば，これまでほとんど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度に止めるのが適当かもしれない。）

(b)　日本の対韓焦付債権４５７３万ドルを，将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から，日本政府において放棄すること。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①～④

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した各文言と同一のもの

(ｲ)　不開示部分⑤

財産・請求権問題を解決するため，日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０７の文書の不開示部分①～④に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに

当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，不開示部分⑤に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策としての韓国側に供与する援助金等の具体的金額であり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されたことや他の行政文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

したがって，通し番号１－２０７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①～④に係るものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報（不開示部分⑤に係るもの）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２０７の文書の不開示部分⑤に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０７の文書の不開示部分⑤に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－２０７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，不開示部分①～④に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（不開示部分⑤に係る部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０８

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２０８の文書（文書１７４７）は，外務省条約局法規課が作成した昭和３７年２月７日付け「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理（討議資料）」と題する内部文書であり，「Ex gratia 支払方式（＝法的義務の存在を前提とせず，好意により行われる支払）」による財産・請求権問題の解決に関しての日本政府の見解が記載されており，このうち，不開示理由１に基づく不開示部分は，５ページ（－５－）下側欄外の余白部分１か所であり，特定の請求権の処理において「Ex gratia 支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解（特定の方式による請求権処理についての論点等）が手書きで付加されている。

（乙Ａ３４１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ８２，Ａ３４１）によれば，通し番号１－２０８の文書の本文部分（この点は，通し番号１－２５１の文書中の通し番号２０８の文書の引用部分の内容に照らして明らかである。）には，請求権問題の解決策として日韓双方の請求権を Ex gratia 支払方式により処理する場合の問題点やこれを踏まえた日本側の対処方針に関する具体的見解等が記録されており，その全部が開示されていると認められる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実を総合すれば，通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，特定の請求権の処理において「Ex gratia 支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解（特定の方式による請求権処理についての論点等）であって手書きで書き加えられたものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されたことや他の行政文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社

会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２０９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２０９の文書（文書１７４８）は，外務省経済協力部が昭和３７年２月７日付けで作成した「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり，日本の対韓経済協力の金額及び条件，資金源，対象プロジェクトについての各試案並びに試案に関する日本政府の見解が記録されている。

２　通し番号１－２０９の文書のうち，不開示理由１に基づく不開示部分は，次の部分であり，いずれも「３対象プロジェクト(３)通信」の項にあり，対韓経済協力の一環として韓国における通信設備に供与することを検討していた具体的な援助金額が記録されている。

①　１４ページ（－１４－）４か所（以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

②　１５ページ（－１５－）４か所（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

③　１６ページ（－１６－）１か所（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ１６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提

としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ１６３）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２０９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３　対象プロジェクト

（中略）

(3)　通信

●で検討中の試案は次のとおりである。

(ｲ)　京城市内で電話２万回数を増設する。

経費約■■■不開示部分①■■■

(ﾛ)　太田，金州，清州，大邱間に電話２万回数を設置する。

経費約■■■不開示部分①■■■

(ハ)　地方都市を連絡するマイクロ・ウェーブ網を建設する。

経費約■■■不開示部分①■■■

以上(イ)(ロ)(ハ)の計画の所要経費総額■■■不開示部分①■■■

(ニ)　（中略）

（別紙）

緊急経済協力試案

日韓政府間の了解（公文を交換する行政取極）に基づき，下記方針により，韓国に対し，延払枠を供与するものとする。

(イ)　金額　　■■■不開示部分②■■■

（中略）

（注）

１．■■■不開示部分②■■■の枠を供与する際は協定により供与される経済協力としての■■■不開示部分②■■■との関係で，韓国側に対しては請求権と結んで■■■不開示部分②■■■の経済協力として交渉する必要が生じ，国会においても国会の承認を求める直接借款と行政取極めで行う延払枠との関係について説明を行う必要がある。（中略）

２．■■■不開示部分③■■■の枠を明示せず，単に商談の成立した延払輸出契約を上記条件の範囲内で，順次認めるだけの建前とすることが，対韓交渉上の効果をそこなわずに可能であれば，請求権処理との関連が希薄となり，国会対策の上からは，望ましいと考えられる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することが

できる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３７年当時，外務省が検討していた対韓経済協力の一環としての通信分野における項目に関する資金供与の具体的金額

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

外務省内で検討された韓国に対する緊急経済協力試案において，韓国側に供与することを検討していた延払枠の具体的金額等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱

又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２０９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２１０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１０の文書（文書１７４９）は，外務省アジア局が昭和３７年２月１５日付けで作成した「韓国側対日請求額に対する大蔵，外務両省による査定の相違について」と題する内部文書であり，大蔵省及び外務省による韓国の対日請求権の試算額及び試算方法が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が試算した具体的試算額が記録されている。

①　１ページ（－１－）２行目及び３行目の２か所（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）「大蔵案」，「外務Ａ案」，「外務Ｂ案」部分及び８行目から１５行目の３か所（以下「不開示部分②」という。）

③　５ページ（－５－）「大蔵案」，「外務案」部分及び１０行目１か所（以下「不開示部分③」という。）

④　６ページ（－６－）６か所，７ページ（－７－）の「死亡軍属年金」及び「軍属障害年金」との見出し部分以外の部分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　８ページ（－８－）３か所（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　９ページ（－９－）８か所，１０ページ（－１０－）４か所，１１ページ（－１１－）４か所（以下「不開示部分⑥」という。）

（乙Ａ３４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実

（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２１０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３４２）。

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵，外務両省の査定は，大蔵案■■■不開示部分①■■■，外務案■■■不開示部分①■■■であるが，その相違は，主として，軍人，軍属，被徴用者に対する見舞金及び恩給に関

する査定額の違いによるものであり，その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また，両省案とも，円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は１ドル１５円のレート適用することを主張している。）及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は，次の２点である。

第１点は，朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち，大蔵案においては，朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失，すなわち，平和条約発効時まで認め，それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち，したがって，朝鮮人文官恩給は昭和２７年４月で打ち切り，また，平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和２８年８月１日より復活），及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和２７年４月３０日公布）は，朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し，外務案においては，国際先例及び条理に基づき，日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し，日本人に準じ，現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し，該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採っている。

相違の第２点は，第２次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し，何らかの手当を行うか否かである。すなわち，大蔵案は，実定法上これらの者に対して，いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し，外務案においては大平官房長官の示唆もあり，終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し，引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

この他の相違点は，有価証券の支払額，帰国朝鮮人労務者の未収金及び帰国朝鮮人寄託金の３項目であるが，金額的にも，基本的考え方にも，

大きな違いがあるわけでない。以下は，両省査定に相違のある項目の説明である。

１．有価証券（要綱Ｖの１）

大蔵案　　■■■不開示部分②■■■

利息　■■■不開示部分②■■■

外務Ａ案　　■■■不開示部分②■■■

利息　■■■不開示部分②■■■

外務Ｂ案　　■■■不開示部分②■■■

利息　■■■不開示部分②■■■

大蔵案においては，登録国債■■■不開示部分②■■■，その他国債■■■不開示部分②■■■その他証券■■■不開示部分②■■■の合計である。

外務省(Ａ)案においては，韓国側が証券の現物を保有していると主張しているものを全て支払うが，登録債はヴェスティング・デクリーの効力外であるとして，これを認めていない。他方(Ｂ)案においては，上記現物債券及び鮮銀保有の登録債５８億の７０％を，韓国の中央銀行の支払保証準備としての性格を勘案し，支払うものとし，利息については大蔵案の利率を準用した。

２．未収金（要綱Ｖの３）

大蔵案　　■■■不開示部分③■■■

利息　■■■不開示部分③■■■

外務案　　■■■不開示部分③■■■

利息　■■■不開示部分③■■■

労働省等の調査による未払金■■■不開示部分③■■■分に関しては，両省の意見は一致しているが，大蔵案において，朝鮮人被徴用者のうち，南鮮分を７０％と推定しているのに対し，外務案において，

徴用労務者の大多数が南鮮出身である事実（北鮮は工業地帯が集中していたため，過剰労働力はほとんど存在していなかったことに起因する。）に着目，南鮮分を９５％としている。

３．被徴用者補償金（要綱Ⅴの４）

大蔵案　　■■■不開示部分④■■■

外務案　　■■■不開示部分④■■■

大蔵案においては，被徴用者，軍人，軍属の手当は法的根拠が乏しいとの理由により原則として認めていない。

外務案においては，一応日本人並みの待遇を与えるとの趣旨により査定した。外務省査定の細目は，次のとおり。

○労務者見舞金　　■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○復員軍人軍属見舞い金　■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○死亡軍人軍属弔慰金　　■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○死亡軍属年金　　■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○軍属障害年金　　■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

４．恩給請求（要綱Ⅴの５）

大蔵案　　■■■不開示部分⑤■■■

■■■不開示部分⑤■■■

外務案　　■■■不開示部分⑤■■■

大蔵案は，恩給局試算による文官恩給（未裁定分を含む。）を平和条約発効時（昭和２７年４月）まで支給するとして総額■■■不開示

部分⑤■■■となり，その南鮮分（７０％）を支払うとし，軍人恩給は，平和条約発効後復活したため，朝鮮人該当者にはほとんど認めていない。

外務案は文官，軍人共に現行恩給法を準用，既裁定者及び外務，厚生両省にて推定の未裁定恩給受給権者数につき，全員失権まで日本国籍喪失にかかわらず，年金，一時金を支払うとして，■■■不開示部分⑤■■■の南鮮分（７０％）を支払うものとしている。大蔵案では利子を加算しているが，外務案では計算していない。

５．帰国韓国人預託金（要綱Ⅴの５の(2)）

大蔵案　　■■■不開示部分⑥■■■

外務案　　■■■不開示部分⑥■■■

大蔵案においては，帰国韓国人の税関預託金■■■不開示部分⑥■■■ＳＣＡＰから寄託を受け鮮人引揚に際し交換使用した鮮銀券の額■■■不開示部分⑥■■■朝連寄託差押金■■■不開示部分⑥■■■の各南鮮分（７０％）を支払うとしている。

外務省案においては，韓国側の提示した寄託金■■■不開示部分⑥■■■未決済鮮銀券■■■不開示部分⑥■■■を，帰国朝鮮人は全て韓国に帰国したという事実に着目し，全額を支払うこととし，朝連差押分については未定としている。

○

なお，参考までに両省案の査定が一致している項目を説明すれば次のとおりである。

Ａ　両省とも韓国側請求を拒否している項目

地金銀■■■不開示部分⑥■■■返還及び民間生保の支払準備金中韓国人分■■■不開示部分⑥■■■，及び閉鎖機関（朝鮮銀行等），在外会社の在日財産の返還請求については，両省共に拒否す

ることに一致している。（中略）

B　両省査定額が一致している項目

１．郵便貯金等（要綱Ⅱの１ａ）■■■不開示部分⑥■■■

利息　■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

２．朝鮮簡保年金（要綱Ⅱ，１０）■■■不開示部分⑥■■■

利息　■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

３．韓国人株主留保分（要綱Ⅳ）　■■■不開示部分⑥■■■

利息　■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

４．日本系通貨（要綱Ｖの２）　■■■不開示部分⑥■■■

両省の査定額は，大蔵案については本年１月１０日付けの試算により，外務案については，本年２月７日付けのものである。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，要旨下記の記載がある（乙Ａ１０８［－１９５－及びその前後］）。

記

「Ｚ４２」１月１４日の「Ｚ４３」には，この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては，まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか，先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが，同じく数千万ドル台ながら，なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

ｂ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり，その中に要旨「韓国側に総額として示す数字は，日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠を持った最高の案として，外務省Ａ案（総額約１億ドル）とする。」と記録されている（乙Ａ１０８［－２４９－及びその前後］）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が各試算した具体的な試算額である（ただし，不開示部分①は，大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額であるところ，具体的には，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した事実を総合すれば，大蔵省案が５０００万ドル程度以下，外務省案が最大約１億ドルである。）と推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされている大蔵省又は外務省の査定金額や両者の金額の差等から容易に推測できるものであり，その総額の概数が既に公にされているものと同視することができるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測す

る新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ)　不開示部分②から不開示部分⑥まで

不開示部分②から不開示部分⑥までに記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の対日請求権に対する具体的試算額等であり，別紙７の第１で説示した金額を含んでいる可能性が極めて高いものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認するこ

とができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１０の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　不開示部分①

(2)　不開示部分②から不開示部分⑥まで

（別紙５）通し番号１－２１１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１１の文書（文書１７５２）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年３月４日付けで作成した「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議について」と題する内部文書であり，一般請求権徴用者関係等専門委員会において，日韓間で財産・請求権問題について討議した内容が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページ（－２－）３か所，３ページ（－３－）２か所，６ページ（－６－）４か所，７ページ（－７－）３か所，８ページ（－８－）２か所，１５ページ（－１５－）５か所，１７ページ（－１７－）１か所（以下，これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは，いずれも財産・請求権問題について日本政府と韓国政府間において討議した中で双方が提示した具体的金額が記録されている。

②　９ページ（－９－）７か所，１２ページ（－１２－）３か所，１３ページ（－１３－）１か所（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，日本政府が韓国側に供与する金額の算出の基礎となる朝鮮人徴用労務者数，軍人軍属別の復員死亡者数，傷病軍人者数について日本政府が算出した具体的な該当人数が記録されている。

（乙Ａ３４３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，また，かかる情報が明らかになれば，北朝鮮は，我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２１１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３４３）。

記

（中略）以下は，本専門委における各項目の討議概要である。

１．閉鎖機関，在外会社関係

ａ　日本側は，小委員会の会合において，本件在日財産の請求は根拠がないので，返還できないが，これら機関の旧韓国人株主のために

留保した現金ないし第２会社の株式は返還してもよいとして現金■■■不開示部分①－１■■■，株式額面■■■不開示部分①－２■■■計■■■不開示部分①－３■■■の数値を韓国側に提示した。これに対し，韓国側は，対日請求内容及び金額をいまだ明らかにしていない。

ｂ　（略）

ｃ　これに対し，日本側より，上記ｂ(ｉ)の名簿（閉鎖機関４社，在外会社清算結了分１８４社，未結了４社）を提出，また(ⅱ)についても本年１月３１日現在の財産目録（資産計■■■不開示部分①－４■■■負債■■■不開示部分①－５■■■）を提示し，（中略）

ｄ　（略）

２．有価証券関係

ａ　（略）

ｂ　本専門委において，韓国側は有価証券の登録番号及び食糧証券が現物か登録かについては未だ本国より連絡がない旨述べ，朝鮮銀行，Ｚ２６４銀行，Ｚ８８株式会社，Ｚ８９連合会（いずれも閉鎖機関），Ｚ９０銀行，Ｚ９１銀行，Ｚ９２銀行（いずれも在外会社）の７社所有の証券の種類別一覧表総額■■■不開示部分①－６■■■（現物■■■不開示部分①－７■■■登録■■■不開示部分①－８■■■）を提出し，法人所有の有価証券はこれら７法人以外の分は不明であり，その他に個人及び逓信部保有分がある旨述べた。（これに対し，日本側は検討の上意見を述べることとなっている。）

注　上記韓国側説明の結果，我が方が閉鎖機関，在外会社の登録債の請求には応じ得ないとの立場を執り続けるとすれば，登録債としては逓信部の国債（■■■不開示部分①－９■■■）のうちの

若干を除いて支払う必要がなくなるわけである。（以下略）

３．未収金関係

ａ　（略）

ｂ　本専門委において，韓国側の質問に応じ，とりあえず■■■不開示部分①－１０■■■のうち，法務省関係の集計において重複■■■不開示部分①－１１■■■，労働省関係で■■■不開示部分①－１２■■■の錯誤がある。なお詳細は調査中であると述べ，韓国側もこれを一応了とした。

注：法務省の重複とは，陸海軍の未復員者給与法に基づく俸給を法務省に供託したものに関し，法務省と厚生省と二重に報告したためのものであり，労働省分については，昭和２４年の大蔵省調査（本調査の結果が総司令部に提出され，上記書簡となった。）記載の労働省関係の未収金■■■不開示部分①－１３■■■中未払金■■■不開示部分①－１４■■■が何を指すか全く不明であり，記録に関する限り未払金の掲記は錯誤と判定せざるを得ず，本件未収金関係については早急に各省会議を開いて意見調整を行う予定である。

４．徴用労務者関係（軍人軍属を除く。）

ａ　（略）

ｂ　本専門委において，日本側より，(Ⅰ)総数■■■不開示部分②－１■■■については信憑性が高いが，自由募集■■■不開示部分②－２■■■，官あっせん■■■不開示部分②－３■■■，国民徴用■■■不開示部分②－４■■■の強制度の全く異なる３種の労務者が含まれている，(Ⅱ)終戦時現在■■■不開示部分②－５■■■名が存在し，■■■不開示部分②－６■■■から減耗数が職場離脱者多数（■■■不開示部分②－７■■■以上）のため極めて高い，

(Ⅲ)死亡者，負傷者数は不明である，(Ⅳ)日本側統計としては厚生省勤労局と，内務省警保局のものとがあるが，いずれにせよ名簿は存在しない，(Ⅴ)昭和２１年６月総司令部の命により各府県を通じて集めた名簿が１７府県分だけは存在するとの説明を行った。

（以下略）

５．軍人軍属関係

ａ　（略）

ｂ　本専門委において，日本側より，陸海軍軍人軍属別の復員死亡者数を次のとおり提示した。

	復員	死亡	計
軍人	■■■不開示部分②－８	■■■	
軍属	■■■不開示部分②－８	■■■	
計	■■■不開示部分②－８	■■■	

本計数は，部隊名簿，留守家族調査等によったもので個々のカードが整備されており，真実の数値であるとの自身がある旨説明，負傷者数について復員数に含まれるが，不詳である。ただし，第２次大戦中陸軍の動員数■■■不開示部分②－９■■■内現在までに傷病軍人として恩給を受けたものは■■■不開示部分②－１０■■■であり，海軍については，朝鮮人傷病者数は■■■不開示部分②－１１■■■名であると述べた。（以下略）

６．文官恩給関係

ａ・ｂ　（略）

ｃ　本専門委において，日本側より，上記ｂの線に沿い，恩給法上の国庫支弁分（恩給局長裁定，朝鮮総督，道知事裁定）の既裁定分につき，増加恩給，普通扶助料，公務扶助料の人員，金額を全鮮分として提示した（文官■■■不開示部分①－１５■■■，軍人■■■

不開示部分①－１６■■■，計■■■不開示部分①－１７■■■名分■■■不開示部分①－１８■■■）。その際，上記数値が，(ⅰ)２７年までの在職公務員のベースアップに応じ増額しており，(ⅱ)平和条約発効までは，本邦在住該当者に対し，計■■■不開示部分①－１９■■■円払っており，(ⅲ)恩給局長と総督道知事の別は共に支払台帳により名簿を含め，はっきりしていると説明した。

（以下略）

７．帰国韓国人の寄託金関係

ａ　（略）

(ｲ)　税関に預託された通貨類　１０，５１０，２００円

(ﾛ)　鮮銀券と交換した日銀券　４８，７１４，６９０円

(ﾊ)　旧朝連に寄託し日本政府　５４，５５０，０００円

に差押えられているもの

ｂ　本専門委において，日本側より，(ｲ)に関して日銀券■■■不開示部分①－２０■■■円等の計数を提示，韓国側提示の数値とほとんど同額であると説明，(ﾛ)に関しても金額的に韓国側と符合している旨説明した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１１７の文書（一般請求権徴用者関係等専門委員会第１回会合から第４回会合までの記録）の一部開示部分には，要旨次のとおり記録されている（乙Ａ２６４）。

(a)　第１回会合記録

総理府恩給局Ｚ７０審議課長より，（中略）なお，平和条約発効時までは，本邦に在住していて支払可能な人には支払っており，その金額は２９４万５２９８円であるが，人数は今日はわからないと説明した。

(b)　第３回会合記録

まず日本側より別添資料「集団移入朝鮮人労務者数」を提供し，労働省より次のとおり説明した。

（別添）

集団移入朝鮮人労務者数

１　総数　６６７，６８４

２　終戦時現在数　　３２２，８９０

３　集団移入の種類

種　類	期　間	人　員
総　数	1939年9月－1945年4月頃	667,884
自由募集	1939年9月－1942年2月頃	148,549
官あっせん	1942年2月－1944年8月頃	約３２万
国民徴用	1944年9月－1945年4月頃	約２０万

４　昭和２０年３月末移入労務者現在員数

移入者数		６０４，４２９
減耗数		３２８，５６７
	帰還満了帰鮮者	５２，１０８
	不良送還者	１５，８０１
	職場離脱者	２２６，４９７
	所在不明者	２０９，７５０
内訳	発見送還者	４，１２１
	復帰者	（１２，６２６）
	その他	４６，３０６
現在員数		２８８，４８８

(c)　第４回会合記録

①　Ｚ６４委員より，韓国人被徴用者未収金はどうなっているかと質

したので，大蔵省Ｚ９３事務官より，法務省関係の集計における重複約６千万円は分かっているが，労働省関係で１億円程の錯誤があるので，現在調査中である。

② 次にＺ６４委員より，日本側の資料には傷病者数が出ていないがどうしたのかと質したので，厚生省側より，朝鮮人としては数値が出ていない，ただし，第二次大戦中，陸軍の動員数７００万，そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は１６万人である，これは死亡者は別である。

③ なお，第４回会合記録には，別添２として韓国側提出の「韓国法人所有有価証券調書」が添付されており，朝鮮銀行，Ｚ２６４銀行，Ｚ８８株式会社，Ｚ８９連合会，Ｚ９０銀行，Ｚ９１銀行の７社が所有するとされる日本国債その他の有価証券につき，種類別に登録・現物・合計の具体的数値が記録されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和３７年２月１３日から同月２７日までの間に４回にわたり開催された一般請求権徴用者関係等専門委員会における各項目ごと討議された具体的金額等であり，具体的には，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ) 不開示部分①

ａ 不開示部分①－１

日韓両政府間の会合において日本側が韓国側に返還してもよいと述べた閉鎖機関の旧韓国人株主のために留保した現金の金額であって，日本側が提出した資料（（別紙７）の第１の４(2)参照）に記録されているものである可能性が極めて高い。

ｂ 不開示部分①－２

日韓両政府間の会合において日本側が韓国側に返還してもよいと述

べた閉鎖機関の旧韓国人株主のために留保した第２会社の株式の株式額面額であって，日本側が提出した資料（（別紙７）の第１の４(2)参照）に記録されているものである可能性が極めて高い。

ｃ　不開示部分①－３

不開示部分①－１と不開示部分①－２の合計額

ｄ　不開示部分①－４

日本側が韓国側に提示した財産目録（Ｚ８９連合会に関する昭和３７年１月３１日現在のもの）に記録された資産計の金額

ｅ　不開示部分①－５

上記ｄの財産目録に記録された負債計の金額

ｆ　不開示部分①－６

韓国側が提出した朝鮮銀行，Ｚ２６４銀行，Ｚ８８株式会社，Ｚ８９連合会（いずれも閉鎖機関），Ｚ９０銀行，Ｚ９１銀行，Ｚ９２銀行（いずれも在外会社）７社所有の証券の種類別一覧表（これは，通し番号１－１１７の文書で開示されている韓国側提出の「韓国法人所有有価証券調書」と同一であると推認することができる。）中の総額

ｇ　不開示部分①－７

上記ｆの一覧表中の現物分

ｈ　不開示部分①－８

上記ｆの一覧表中の登録分

ｉ　不開示部分①－９

登録債としての逓信部の国債の金額

ｊ　不開示部分①－１０

昭和２４年の大蔵省調査の結果を記載したＳＣＡＰの書簡に記載された未収金の総額であり，（別紙７）の第１の５(3)で認定した具体的数値と同一又は同程度のものである可能性が極めて高い。

ｋ　不開示部分①－１１

上記ｊの金額のうち，法務省関係の集計で重複とされた金額であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「約６千万円」との数値

ｌ　不開示部分①－１２

上記ｊの金額のうち，労働省関係で錯誤があるとされた金額であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「１億円」との数値

ｍ　不開示部分①－１３

上記ｊの書簡に記載された労働省関係の未収金の金額であり，（別紙７）の第１の５(3)で認定した具体的数値と同一又は同程度のもの

ｎ　不開示部分①－１４

上記ｍの金額のうち，特定の項目に関する金額であり，（別紙７）の第１の５(3)で認定した具体的数値と同一又は同程度のもの

ｏ　不開示部分①－１５

恩給法上の国庫支弁分（恩給局長裁定，朝鮮総督，道知事裁定）の既裁定分のうち，文官に係るものの人数であり，（別紙７）の第１の５(4)アの「朝鮮人関係文官恩給計数」で認定した具体的数値と同一又は同程度のもの

ｐ　不開示部分①－１６

恩給法上の国庫支弁分（恩給局長裁定，朝鮮総督，道知事裁定）の既裁定分のうち，軍人に係るものの人数

ｑ　不開示部分①－１７

不開示部分①－１５と不開示部分①－１６の数値を合計したもの

ｒ　不開示部分①－１８

恩給法上の国庫支弁分（恩給局長裁定，朝鮮総督，道知事裁定）の既裁定分の合計額

ｓ　不開示部分①－１９

恩給法上の国庫支弁分のうち，平和条約発効までに本邦在住該当者に対して支払われた総額であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「２９４万５２９８円」との数値又はこれと同程度のもの

ｔ　不開示部分①－２０

税関に預託された帰国韓国人の通貨類のうち日銀券の総額であり，（別紙７）の第１の５(6)で認定したとおり韓国側が提示した「１０５１万円」余りの金額とほぼ同程度の金額

(ｲ)　不開示部分②

ａ　不開示部分②－１

日本側が提示した徴用労務者数の総数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「６６７，６８４」との数値

ｂ　不開示部分②－２

上記ａのうち自由募集の人数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「１４万８５４９」との数値

ｃ　不開示部分②－３

上記ａのうち官あっせんの人数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「約３２万」の具体的数値

ｄ　不開示部分②－４

上記ａのうち国民徴用の人数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「約２０万」の具体的数値

ｅ　不開示部分②－５

上記ａのうち終戦時現在の人数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「３２万２８９０」との数値

ｆ　不開示部分②－６

上記ａと同じ

ｇ　不開示部分②－７

上記ａからの減耗数のうち職場離脱者数であり，通し番号１－１１７の文書で開示されている「２２万６４９７」との数値の概数

ｈ　不開示部分②－８

陸海軍軍人軍属別の復員死亡者数であり，（別紙７）の第１の５(4)ア(ｱ)の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」中の次の数値と同一のもの

	復員	死亡	計
軍人	110.116	6.178	116,294
軍属	110.043	16,004	126,047
合計	220,159	22,182	242,341

ｉ　不開示部分②－９

第２次大戦中陸軍の動員数であって，通し番号１－１１７の文書で開示されている「７００万」との数値と同一のもの

ｊ　不開示部分②－１０

上記ｉのうち，昭和３７年３月当時までに傷病軍人として恩給を受けたものの人数であって，通し番号１－１１７の文書で開示されている「１６万人」との数値と同一のもの

ｋ　不開示部分②－１１

海軍における朝鮮人傷病者数

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①－１から不開示部分①－３まで及び不開示部分①－１０

不開示部分①－１から不開示部分①－３まで及び不開示部分①－１０に記録されている情報は，日本側が韓国側に提示した請求権問題に関す

る具体的数値等であり，別紙７で認定した資料に記録された具体的数値又は韓国側開示文書で既に公にされている具体的数値と同一又は同程度のものである可能性が極めて高いが，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分①－４から不開示部分①－８まで

不開示部分①－４から不開示部分①－８までに記録されている情報は，韓国側が日本側に提出した文書又は日本側が韓国側に提出した文書に記録されている数値等であり，韓国側開示文書で既に公にされているものと推認することができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分①－９，不開示部分①－１６から不開示部分①－１８まで及び不開示部分②－１１

不開示部分①－９，不開示部分①－１６から不開示部分①－１８まで及び不開示部分②－１１に記録されている情報は，日本政府部内で検討

された請求権問題に関する具体的査定額等であり，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｴ) 不開示部分①－１１から不開示部分①－１５まで，不開示部分①－１９，不開示部分①－２０及び不開示部分②－１から不開示部分②－１０まで

不開示部分①－１１から不開示部分①－１５まで，不開示部分①－１９，不開示部分①－２０及び不開示部分②－１から不開示部分②－１０までに記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって，通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，一般的又は類型的にみ

て，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の部分（後記２(1)に掲げる部分）については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げる部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている

情報のうち，後記２(2)に掲げる部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１１の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は，適法である。

(1)　後記(2)に掲げた部分以外の不開示部分

(2) ａ　２ページ（－２－）３か所（不開示部分①－１から不開示部分①－３まで）

ｂ　６ページ（－６－）下から７行目（不開示部分①－９）

ｃ　７ページ（－７－）上から１２行目（不開示部分①－１０）

ｄ　１３ページ（－１３－）のもの（不開示部分②－１１）

ｅ　１５ページ（－１５－）７行目の「軍人」とある部分の右側のもの及び８行目の２か所（不開示部分①－１６から不開示部分①－１８まで）

（別紙５）通し番号１－２１２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２１２の文書（文書１７５５）は，次の文書によって構成されており，いずれも韓国の対日請求権の個別具体的な項目について日本政府部内で試算した具体的金額及び試算方法が記録されている。

(1)　外務省アジア局が作成した昭和３７年２月９日付け「査定の基礎」と題する文書

(2)　外務省アジア局が作成した昭和３７年３月１０日付け「査定の基礎」と題する文書

２　通し番号１－２１２の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀，逓信局関係，送金返還関係，韓国人株主分配金及び有価証券関係等の項目について日本政府部内において試算した具体的な金額及び試算方法が記録されている。

①　１ページ（－１－）から６ページ（－６－）までのうち見出し及び「内訳」部分を除く部分（以下「不開示部分①」という。）

②　７ページ（－７－）及び８ページ（－８－）表のうちの「金額」部分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ３４４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４４）によれば，通し番号１－２１２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　前提事実（各論）１(1)の文書

当該文書には，不開示部分①があり，下記の項目が一部開示されている。

記

Ⅱ　逓信局関係

（内訳）１　郵便貯金

２　簡保・年金

Ⅳ　韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券（Ａ案）

（Ｂ案）

(2)　日本系通貨

(3)　韓国人被徴用者未収金

(4)　被徴用者補償金

内訳　Ａ　労務者見舞金

Ｂ　復員軍人軍属見舞金

Ｃ　死亡軍人軍属弔慰金

Ｄ　死亡軍属年金

Ｅ　軍属障害年金

(5)　恩給請求

内訳（３７．２．１現在）

ｂ　前提事実（各論）１ (2)の文書

当該文書には，不開示部分①及び不開示部分②がある。

(a)　このうち，不開示部分①の項目は，下記のとおり開示されている。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係

（内訳）１　郵便貯金等

２　簡保・年金

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　被徴用者補償金

内訳　Ａ　労務者見舞金

B　復員軍人軍属見舞金

C　死亡軍人軍属弔慰金

D　死亡軍属年金

E　軍属障害年金

(5) i　恩給請求

（内訳）

ii　帰国韓国人寄託金

(b)　また，不開示部分②の項目は，下記のとおり開示されている。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係（郵貯，簡保，年金等）

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　被徴用者等補償金

内訳　A　労務者見舞金

B　復員軍人軍属見舞金

C　死亡軍人軍属弔慰金

D　死亡軍属年金

E　軍属障害年金

(5) i　恩給請求

（内訳）

文官恩給

軍人恩給

ii　帰国韓国人寄託金

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額及びその試算方法等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であり，（別紙７）で認定した金額と同一のもの等を含んでいる可能性が否定できないものの，本件全証拠によっても，これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱

又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２１３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２１３の文書（文書１７５６）は，外務省アジア局が作成した次の内部文書によって構成されており，第六次日韓会談期間中に行われた小坂外務大臣と崔長官との会談の冒頭発言案及び請求権問題に関しての日本政府の対処方針が記録されている。

(1)　昭和３７年３月１０日付け「冒頭の発言（案）」と題する文書

(2)　昭和３７年３月１０日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」と題する文書

(3)　昭和３７年３月１０日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書

(4)　昭和３７年３月１０日付け「日韓請求権について（各論）（理財局修正案）」と題する文書

(5)　昭和３７年３月１０日付け「日韓間の請求権問題について（結論）（案）」と題する文書

２　通し番号１－２１３の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，韓国の対日請求権８項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記録されている。

①　１７ページ（－１７－）８行目から１０行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１８ページ（－１８－）５行目から６行目までの約２行分及び９行目から１０行目までの約２行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１９ページ（－１９－）５行目から７行目までの約３行分（以下「不開示部分③」という。）

④　２０ページ（－２０－）５行目約１行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　２１ページ（－２１－）１８行目１行分及び２２ページ（－２１－に「次ページ不開示」と記載されてる部分。以下「不開示部分⑤」という。）

⑥　２４ページ（－２３－）６行目から８行目までの約３行分及び１２行目から１３行目までの約２行分（以下「不開示部分⑥」という。）

⑦　２５ページ（－２４－）５行目から６行目までの約２行分（以下「不開示部分⑦」という。）

⑧　３０ページ（－２９－）７行目から末行までの約４行分（以下「不開示部分⑧」という。）

⑨　３１ページ（－３０－）６行目１行分（以下「不開示部分⑨」という。）

⑩　３２ページ（－３１－）４行目から６行目までの約３行分（以下「不開示部分⑩」という。）

⑪　３６ページ（－３５－）６行目から末行までの約２行分（以下「不開示部分⑪」という。）

⑫　３７ページ（－３６－）５行目から６行目までの約２行分（以下「不開示部分⑫」という。）

（乙Ａ３４５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾掲記の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２１３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３４５）。

ａ　不開示部分①から不開示部分⑦まで

不開示部分①から不開示部分⑦までは，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

要綱２．逓信局関係に関して

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行われていた郵便貯金の大蔵省への預入金と朝鮮簡易生命保険，郵便年金特別会計の大蔵省預入金のうち韓国人分の支払を請求しているが，

日本側としては，これらにつき事実関係にも，法律関係にも問題

はあるが，韓国側請求の趣旨は一応理解できるので，好意的考慮する用意はある。ただし，大蔵省への預入金のうち韓国人分をどのように推定するかについては，日本側としては事務折衝において当方が示した線を修正することは困難である。

要綱４．閉鎖機関，在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は，終戦前，韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求しているが，

（中略）

もっとも，日本側としては閉鎖機関令ないしＳＣＡＰＩＮ１９６５号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について，旧株主の権利は尊重しており，既に事務折衝において，韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している■■■不開示部分①■■■

要綱５の(1)　日本有価証券に関して

韓国側は，事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが，

日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては，■■■不開示部分②■■■他方，登録債のうち，日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから，米軍令３３号の効力は及び得ないと考える。■■■不開示部分②■■■

要綱５の(2)　日本系通貨に関して

韓国側は，事務折衝において，戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが，

日本側としては，■■■不開示部分③■■■焼却分については，無記名債券の亡失に準じて債権消滅と考えるのが道理にかなっていると思われるが，日本銀行員が焼却に立ち会った分については，問

題はあるが，特に好意的に考慮したいと考えるが，日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず，また，日本銀行券，日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱５の(3)　韓国人労務者等の未収金に関して

韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給，賃金，年金，手当等の未収金を請求しているが，日本側としては，韓国人分と確認される未収金については，■■■不開示部分④■■■

要綱５の(4)のａ　集団移入韓国人労務者の補償金に関して

韓国側は，事務折衝において，日本に強制連行された労務者につき生存者，死亡者，負傷者それぞれ一定の補償を請求しているが，

日本側としては，昭和１４年以来，昭和２０年４月頃までに，自由募集，官あっせん，最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労務者が，集団移入された事実は一応認めるが，これらの労務者は，日本人として内地に渡来し，内地人と共に勤労したもので，これに対し日本側として，補償金を支払う法律的根拠がない。また，これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては，その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり，日本側として，重ねて何らかの措置を講ずる法的根拠はない。

■■■不開示部分⑤■■■（中略）

要綱５の(5)のａ　韓国人恩給請求に関して

韓国側は，終戦時の既裁定分のほか，未裁定分の恩給の２０年分を請求しているが，

日本側としては，平和条約発効までの未裁定者を含め，戦前国庫が負担していた分については，受給権者に対して■■■不開示部分⑥－１■■■

平和条約発効後の問題については，韓国人の恩給権は消滅したと

恩給法上解釈されるが，この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題とも■■■不開示部分⑥－２■■■

要綱５の(5)のｂ　帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は，終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金，日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが，日本側としては，■■■不開示部分⑦■■■朝連へ寄託したとする分については，その事実を示す記録が全く存在しないので，その支払は不可能である。

ｂ　不開示部分⑧から不開示部分⑫まで

不開示部分⑧から不開示部分⑫までは，前提事実（各論）１(4)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

要綱４．閉鎖機関，在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は，終戦前，韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが，

（中略）

このことは，上述の閉鎖機関令及びＳＣＡＰＩＮ１９６５号のいずれもが，米軍令３３号に関係なく，在日財産に関する処理を規定していることからも明らかである。

■■■不開示部分⑧■■■

要綱５の(1)　日本有価証券に関して

韓国側は，日本国債等の有価証券を請求しているが，

日本側としては韓国側は無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては，■■■不開示部分⑨■■■登録債のうち，日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても，それ以外

のものは米軍令３３号の効力も及び得ないとの見地から請求に応じ難い。

要綱５の(2)　日本系通貨に関して

韓国側は，戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが，

日本側としては，■■■不開示部分⑩■■■焼却分については日本銀行員が焼却に立ち会った分で流通過程にあったものについては考慮するが，それ以外のものは資料の確認が不可能であり，また，日本銀行券，日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱５の(5)のａ　韓国人恩給請求に関して

韓国側は，終戦時の既裁定分のほか，未裁定分の恩給の２０年分請求しているが，

日本側としては，戦前国庫が負担していた分については，未裁定者をも含めた受給権者に対して■■■不開示部分⑪■■■

要綱５の(5)のｂ　帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は，終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金，日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが，日本側としては，■■■不開示部分⑫■■■朝連へ寄託したとする分については，その支払は不可能である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－２５１の文書の一部不開示部分には，昭和３７年３月９日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書が引用されており，その内容は，（別紙５）通し番号１－２５１の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｱ)で認定したとおりであるが，これは，通し番号１－２１３の文書の一部開示部分とほぼ一致しているところ，当該文書の不開示部分に相当する部分は，要旨次のとおり

である。

(a)　不開示部分①

もっとも，日本側としては閉鎖機関令ないしＳＣＡＰＩＮ１９６５号及びそれらに基づく法令により清算指された会社等の残余在日財産について，旧株主の権利は尊重しており，既に事務折衝において，韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している次第であり，そのうち韓国人分の取扱については話合いの用意がある。

(b)　不開示部分⑤

（中略）また，これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては，その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものである。

ただ，戦時中集団として日本に移住した労務者であって終戦時まで日本内地において勤務し，戦後韓国に帰還した者に対しては，これら労務者の中に気の毒な事情にあったものも相当数いたであろうことは十分認識している。

(c)　不開示部分⑥

韓国側は，終戦時の既裁定分，未裁定分合計５５千名の恩給の２０年分を請求しているが，■■■不開示部分■■■既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。

平和条約発効後の問題については，韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが，この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題等もあわせて更に研究したいと考えている。

ｂ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年２月８日に開催された第六次日韓会談の一般請求権小委員会第１０回会合におけるＺ６０主査の説明内容の概要が記録されているところ，上記(ｱ)

の不開示部分に関連する部分は，要旨下記のとおりである。

記

(1)　「日本有価証券」

(a)　登録分

（ｉ）　閉鎖機関，在外会社所有のもの

（略）

（ii）　逓信部所有のものについては，（略）

(iii)　その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく究明し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b)　現物分

現物のものについては，日本側としては，韓国側から現物の呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2)　「日系通貨」

(a)　日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については

（ｉ）　日銀券，日本政府紙幣については，流通過程になかったものは，請求に応じ難い。

（ii）　軍票，儲備券については，流通していた当該地域の当局との間で解決すべきものであるから，韓国に対して重ねて責任を負うべき筋合いではない。

(b)　その他については，現物呈示がなければ応じ難い。なお，動乱中焼却したといわれる部分については，日銀行員の立会もなく，確認できないから，請求に応ずることはできない。

(3)　「韓国人被徴用者未収金」

双方の納得する金額を基礎として，検討を重ねたい。

（中略）

(5)　「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a)　恩給関係

恩給の支給の範囲について，日本側としては，必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが，

(ⅰ)　人員の範囲については，恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ⅱ)　我が方としては，日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上，平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。したがって，韓国側の主張する２０年間支給の要求には応ずることができない。

(ⅲ)　また，軍人軍属について付言すると，軍人は，日本人の場合と同様に取り扱うほかないが，軍人恩給復活の時期との関係よりして，増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は，いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b)　寄託金関係

(ⅰ)　税関に寄託された通貨類及び　(ⅱ)鮮銀券と交換した日銀券

いずれも，金額について調整を得た上で考慮したい。

(ⅱ)　旧朝連に寄託し，現在日本政府に差し押さえられたもの

寄託の経緯，金額についての事実関係は承知していないが，仮に，旧朝連財産に係るものが混在していたとしても，旧朝連の財産差押えはＳＣＡＰの指令に基づく措置であり，さらに，財産の処分代価は，在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから，実質的に韓国人に還元されており，改め

て韓国政府の請求に応ずべき筋合いのものではない。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「次第であり，そのうち韓国人分の取扱については話合いの用意がある。」との文言又はこれと同様

(ｲ)　不開示部分②

日本国債等の有価証券の請求のうち，<ｱ>韓国側が債券の現物を保持しているもの及び<ｲ>その他の法人・個人の所有するもの（ただし，閉鎖機関・在外会社所有のもの及び逓信部所有のものを除く。）に対する外務省の具体的対処方針案であって，通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定したところと同様に，これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ｳ)　不開示部分③

戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求に対する外務省の具体的対処方針案であって，通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定したところと同様に，これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ｴ)　不開示部分④

韓国人労務者等の未収金の請求に対する外務省の具体的対処方針案であって，通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定したところと同様に，これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ｵ)　不開示部分⑤

通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した

「ただ，戦時中集団として日本に移住した労務者であって終戦時まで日本内地において勤務し，戦後韓国に帰還した者に対しては，これら労務者の中に気の毒な事情にあったものも相当数いたであろうことは十分認識している。」との文言又はこれと同様のもの

(ｶ)　不開示部分⑥

ａ　不開示部分⑥－１

韓国人恩給請求に対する外務省の具体的対処方針案であって，<ｱ>　通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。」との文言を含み，<ｲ>　通し番号１－１８の文書で開示されているところと同様に，上記ア(ｱ)で認定した一部開示部分記載の限度で未払恩給の支払請求に応じる余地がある旨などを指摘したもの

ｂ　不開示部分⑥－２

通し番号１－２５１の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「あわせて更に研究したいと考えている」との文言又はこれと同様のもの

(ｷ)　不開示部分⑦

帰国韓国人寄託金の請求のうち，朝連へ寄託したとする分以外の分（具体的には税関に寄託された通貨類及び鮮銀券と交換した日銀券）に対する外務省の具体的対処方針案であって，通し番号１－１８の文書で開示されているところと同様に，これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ｸ)　不開示部分⑧

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として閉鎖機関令又はＳＣＡＰＩＮ１９６５号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について韓国側に配慮する余地がある旨などを指摘したも

の（この点，通し番号１－２１３の文書中の前提事実（各論）１(4)の文書は，外務省の案に大蔵省理財局が修正を加えたものであり，（別紙５）通し番号１－２１４の「第３　当裁判所の判断」の１(1)イで説示したとおり，不開示部分⑧の内容は，通し番号１－２１４の文書中にある昭和３７年３月１２日付け「日韓間の請求権問題に関するＺ６０代表発言要旨」と題する文書の記載内容と同一であると推認することができること等に照らすと，通し番号２１３の文書等の一部開示により既に公にされている外務省の見解より日本政府にとって不利な内容であるとは断定し難いし，また，弁論の全趣旨によれば，上記文書の内容は日韓両政府間の会合で発言されて韓国側に示されたものとも認められるから，韓国側開示文書で既に公にされている可能性も高い。）

(ｹ)　不開示部分⑨

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分②と同趣旨のもの

(ｺ)　不開示部分⑩

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分③と同趣旨のもの

(ｻ)　不開示部分⑪

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分⑥－１と同趣旨のもの

(ｼ)　不開示部分⑫

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分⑫と同趣旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，①他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又は当該一部開示に係る部分と同趣旨を述べるもの又は②これらと同様

の観点から韓国側の請求のうち一定のものについて理論的に応じ得る余地を示すものにすぎないから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２１４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２１４の文書（文書１７５７）は，外務省が作成した次の内部文書によって構成されており，第六次日韓会談期間中に行われた小坂外相と崔外相の会談における小坂外相の発言要旨及び韓国側の具体的請求項目に対する日本側の見解が記録されている。

(1)　昭和３７年３月１２日付け「日韓間の請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨」と題する文書

(2)　昭和３７年３月１２日付け「日韓間の請求権問題に関するＺ６０代表発言要旨」と題する文書

２　通し番号１－２１４の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，韓国の対日請求権８項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記録されている。

①　１３ページ（－１３－）７行目から１０行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１４ページ（－１４－）６行目１行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１５ページ（－１５－）４行目から６行目までの約３行分（以下「不開示部分③」という。）

④　１９ページ（－１９－）６行目から末行までの約２行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤　２０ページ（－２０－）５行目から６行目までの約２行分（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙Ａ３４６）

第２　当事者の主張の要旨

1　被告の主張の要旨

通し番号１－２１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４６）によれば，通し番号１－２１４の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

以上申し述べた我が方の基本的立場にたって，以下韓国側の具体的請求項目に対する現段階の考え方を申し上げたい。なお，これは，事務折衝で両国の見解が開陳された際の日本側の見解をとりまとめたものと承知されたい。

（中略）

要綱４　閉鎖機関，在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は，終戦前，韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが，

（中略）

このことは，上述の閉鎖機関令及びＳＣＡＰＩＮ１９６５号のいずれもが，米軍令３３号に関係なく，在日財産に関する処理を規定していることからも明らかである。

■■■不開示部分①■■■

要綱５の（1）　日本有価証券に関して

韓国側は，日本国債等の有価証券を請求しているが，

日本側としては，韓国側が無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては，■■■不開示部分②■■■登録債のうち，日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても，それ以外のものは米軍令３３号の効力も及び得ないとの見地から請求に応じ難い。

要綱５の（2）　日本系通貨に関して

韓国側は，戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが，

日本側としては，■■■不開示部分③■■■焼却分については日本銀行員が焼却に立ち会った分で流通過程にあったものについては

考慮するが，それ以外のものは資料の確認が不可能であり，また，日本銀行券，日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱５の(5)のａ　韓国人恩給請求に関して

韓国側は，終戦時の既裁定分のほか，未裁定分の恩給の２０年分請求しているが，

日本側としては，戦前国庫が負担していた分については，未裁定者をも含めた受給権者に対して■■■不開示部分④■■■

要綱５の(5)のｂ　帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は，終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金，日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが，日本側としては，■■■不開示部分⑤■■■朝連へ寄託したとする分については，その支払は不可能である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に加え，（別紙５）通し番号１－２１３の「第３　当裁判所の判断」で説示した通し番号１－２１３の文書のうち昭和３７年３月１０日付け「日韓請求権について（各論）（理財局修正案）」と題する文書の内容（不開示部分も含む。）に照らすと，通し番号１－２１４の文書の不開示部分①から不開示部分⑤までと通し番号１－２１３の文書の不開示部分⑧から不開示部分⑫とはそれぞれ同一であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１４の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，（別紙５）通し番号１－２１３の「第３　当裁判所の判断」で説示したところと同様である。

エ　以上によれば，通し番号１－２１４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たることは，（別紙５）通し番号１－２１３の「第３　当裁判所の判断」で説示したところと同様である。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２１４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２１５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２１５の文書（文書１７５８）は，外務省が作成した次の文書によって構成されており，韓国の対日請求権の複数の項目における金額について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

(1)　昭和３７年３月１３日付け「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表

(2)　昭和３７年３月１４日付け「査定の基礎」と題する文書

(3)　昭和３７年３月１４日付「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表

２　通し番号１－２１５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀，逓信局関係，送金返還関係，韓国人株主分配金及び有価証券関係等の各項目について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

①　１ページ（－１－）（以下「不開示部分①」という。）

これは，「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分（「項目」欄，「Ａ案」，「Ｂ案」，「Ｃ案」，「大蔵案」及び「韓国側請求額」）を除いた部分である。

②　２ページ（－２－）から４ページ（－４－）まで（以下「不開示部分②」という。）

これは，「査定の基礎」と題する文書中にあり，「項目」及び「内訳」を除いた部分である。

③　５ページ（－５－）（以下「不開示部分③」という。）

これは，「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄である。

（乙Ａ３４７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４７）によれば，通し番号１－２１５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書の表題及び作成年月

日のほか，下記の項目に係る部分以外の部分であり，下記項目に対応して，「Ａ案」，「Ｂ案」，「Ｃ案」，「大蔵案」及び「韓国側請求額」欄が設けられている。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係

（郵貯，簡保，年金等）

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　補償金

内訳　労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属弔慰金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5)　恩給請求

文官恩給

軍人恩給

帰国韓国人寄託金

(6)　民間生保

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書の表題及び作成年月日のほか，下記の項目に係る部分以外の部分（各項目に係る金額等の部

分であり，その一部については，元本及び利息の金額が記録されている。）である。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係

（内訳）１　郵便貯金

２　簡保・年金

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　被徴用者補償金

内訳　A　労務者見舞金

B　復員軍人軍属見舞金

C　死亡軍人軍属弔慰金

D　死亡軍属年金

E　軍属障害年金

(5) i　恩給請求

（内訳）

ii　帰国韓国人寄託金

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）１(3)の文書の表題及び作成年月日のほか，下記の項目に係る部分及びこれに対応する「韓国側請求額」の記載部分以外の部分（「査定額」欄の記載部分）である。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係

（郵貯，簡保，年金等）

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　補償金

内訳　労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属見舞金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5)　恩給請求

文官恩給

軍人恩給

帰国韓国人寄託金

(6)　民間生保

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額及びその試算方法等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから，本件全

証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１５の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２１６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１６の文書（文書１７５９）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年５月に作成した「在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権」と題する文書（８ページ）であり，在北朝鮮日本財産及び日本の対北朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解，対処方針及び個別の請求権金額が記録されている。

（甲８６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１６の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考

慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号１－２１６の文書に記録されている情報は，在北朝鮮日本財産及び日本の対北朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解，対処方針及び個別の請求権金額であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２１６の文書に記録されている情報は，日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議されることとなった場合にその基礎として直接利用されることが想定されるものであるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－２１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２１６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２１７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１７の文書（文書１７６２）は，外務省が作成した「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表等により構成され，韓国の対日請求権のうち，地金銀，逓信局関係，送金返還関係，閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）（以下「不開示部分①」という。）

これは，「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分，具体的項目欄，韓国側請求額欄を除いた部分であり，韓国の対日請求権のうち，地金銀，逓信局関係，送金返還関係，閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額が記録されている。

②　２ページから１５ページまで（－１－に「次ページ以下１４ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，「韓国請求権金額の査定」の注釈又は説明を内容とする文書であり，不開示部分①に記録されている韓国の対日請求権の各項目の試算額の具体的な試算方法が記録されている。

（乙Ａ３４８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１７の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過

程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４８）によれば，通し番号１－２１７の文書の不開示部分①は，その表題及び作成年月日のほか，下記の項目に係る部分以外の部分であり，下記項目に対応して，「Ａ案」，「Ｂ案」，「Ｃ案」，「Ｄ案」，「Ｅ案」，「Ｆ案」及び「韓国側請求額」欄が設けられていると認められる。

記

Ⅰ　地金銀

Ⅱ　逓信局関係

（内訳）郵便貯金，振替貯金，簡保，年金

Ⅲ　送金返還

Ⅳ　閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

Ⅴ　(1)　有価証券

(2)　日本系通貨

(3)　労務者等の未収金

(4)　補償金

内訳　労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属見舞金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5)　恩給

文官

軍人

帰国韓国人寄託金

(6)　民間生保

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額

(ｲ)　不開示部分②

上記(ｱ)の査定金額についての具体的な試算方法

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから，本件全

証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１７の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２１８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２１８の文書（文書１７６４）は，次の内部文書によって構成されており，韓国への借款の規模及び借款を行う条件の検討並びに日本及び欧米諸国による他国への借款の概要が記録されている。

(1)　外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和３７年８月１６日付け「韓国に対する借款供与の件」と題する内部文書

(2)　経済協力局政策課が作成した昭和３７年８月１７日付け「わが国の行なった主な信用供与条件」と題する文書

(3)　賠償部調整課が作成した昭和３７年８月１７日付け「我が国が行った賠償以外の無償供与案件」と題する一覧表

２　通し番号１－２１８の文書のうち不開示部分は，１ページ（－１－）２か所のみであり，上記１(1)の文書中にあり，対韓経済協力の一部として韓国に供与することが検討されていた借款の具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ３４９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北

朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

ア　証拠（乙Ａ３４９）によれば，通し番号１－２１８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１　日韓交渉を推進する上に必要な場合には，次の方針により，韓国に対し直接借款を供与する。

金額　■■■不開示部分■■■

条件

償還期限　５年据置１５年返済　（計２０年）インドは計１５年

金　　利　平均４．５％

（注　借款対象により，輸銀金融ベースに乗るものは，輸銀輸出金融金利の下限４％と市中銀行の協調による金利上昇を考慮して，一

応５．５％とし，基金融資の対象となるものは，基金の単独融資を前提として３．５％とする。）

2　上記のごとき条件を妥当と考えるのは，下記諸点（(1)～(4)）を比較勘考し，(5)のごとき検討を加えた結果である。

■■■不開示部分■■■

(1)　韓国の外貨ポジション

（中略）

(2)　各国の対韓援助条件

（中略）

(3)　西欧諸国の後進国に対する信用供与条件の趨勢

（中略）

(4)　わが国の従来の借款供与条件

（中略）

(5)　結語

上記(3)，(4)の考察から，わが国の対外信用供与の条件が，西欧先進諸国のそれに比べて，なお，相当に厳しいことが明らかであるが，わが国の経済力からみて，一般的には，かかる開きの生ずるのは，当面やむを得ないものと考えられる。しかしながら，韓国の場合には，両国間の特殊な関係及び従来の経緯，並びに，上記(1)でみたごとき，韓国の外貨ポジションの現状を考えれば，従来のわが国の援助条件より緩和され，できる限り，(3)でみたごとき西欧諸国の援助条件に接近した（少なくとも，(2)で概観した独伊以上ないし同等に緩和された）条件の援助であることが必要と考える。しかしながら，他方において，わが国経済力の限度，制度上の一応の限界（輸銀輸出金融金利の下限４％，基金３．５％）を考慮すれば，従来の条件より，余りに乖離した条件での援助も当然不可能である。

よって，冒頭１程度の条件が，当面最も妥当な線と考えられ，韓国に対してもわが国が諸外国に出している借款より金利，返済期限とも緩和された特殊の外交的考慮に基づくものであることが立証し得よう。

なお，基金は現在資本金１０４億円（ただし，３７年度予算に６５億円追加計上見込み）であるので，それを超えた借款を供与するためには予算により基金を増資する必要がある。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，外務省において検討された韓国に供与する借款の具体的金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓交渉を推進するための方策の一つとして，日本政府部内で検討された韓国に供与する借款の具体的金額であるところ，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができるとしても，当該借款の具体的金額は，昭和３７年当時の日本の経済力や当時の制度上の一応の限界等も加味して検討されたものである上（乙Ａ３４９［－１０－］も参照），これを定めるに当たって考慮された具体的要素又は具体的根拠の詳細についても通し番号１－２１８の文書の一部開示部分において既に明らかにされているから，その後４０年余りが経過し，その間に我が国の経済・財政状況が著しく変化したことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化をも併せ考慮すれば，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は不合理であるといわざるを得ない。

エ　以上によれば，仮に通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの

に当たると推認することができるとしても，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２１９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２１９の文書（文書１７６５）は，外務省条約局法規課が昭和３７年８月２３日付けで作成した「日韓請求権問題の処理方式」と題する内部文書であり，韓国の請求権放棄と日本の対韓経済援助の組合せ方式による解決策について日本政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも日本政府が検討していた代案及びその処理方針の策定過程等が具体的に記録されている。

①　１ページ（－１－）９行目から末行までの７行分

②　２ページから１３ページまで（－１－に「次ページ以下１２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ３５０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２１９の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５０）によれば，通し番号１－２１９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

韓国側の請求権放棄と有償無償経済援助の組み合わせ方式による請求権問題解決に当たって，韓国側が請求権放棄の規定を置くことに難色を示す場合，代案として考えられるのは次の諸方式である。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国側の請求権放棄と有償無償経済援助の組み合わせ方式による請求権問題解決に当たり，外務省が検討した韓国側が請求権放棄の規定を置くことに難色を示した場合の代案等の具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る具体的解決方策等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照

らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２１９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２２０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２０の文書（文書１７６６）は，外務省アジア局長が昭和３７年８月３１日付けで作成した「日韓請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり，アジア局長とＺ２４３駐日韓国代表部参事官との非公式会談において，韓国から提示された日本政府に対する具体的な要求金額を前提として，日本側が対韓経済協力として提示する具体的金額を日本政府部内で検討した内容及び交渉戦略等が記録されている。

このうち不開示部分は，２ページ（－２－）１３行目から３ページ（－３－）９行目までであり，韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

（乙Ａ３５１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情

報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２２０の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３５１）。

記

２．今後我が方より提示すべき数字としては次の３案が考えられる。

第１案　無償援助　２億ドル　　有償援助　２億ドル

第２案　同　　２．５億ドル　有償援助　２億ドル

第３案　同　　３億ドル　　有償援助　２億ドル

３．今後の交渉においては，上記３案を，おおむね次のような順序で使用することとする。

■■■不開示部分■■■

４．なお，上記方法による請求権問題の解決にあたっては，次の２点を明確にすることにする。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５２の文書中には，通し番号１－２２０の文書を引用した部分があるところ，当該文書の不開示部分に相当する部分の記載の内容は，要旨下記のとおりである（乙Ａ８３［－５６－以下］参照）。

記

２．今後我が方より提示すべき数字としては，次の３案が考えられる。

第１案　無償援助　２億ドル　　有償援助　２億ドル

第２案　同　　２．５億ドル　有償援助　２億ドル

第３案　同　　３億ドル　　有償援助　２億ドル

３．今後の交渉においては，上記３案を，おおむね次のような順序で使用することとする。

(1)　予備交渉において，韓国側が（現在の６億ドルから）４億ドルまで下がることを確認した場合は，わが方より第１案を提示する。

(2)　予備交渉において，韓国側が３．５億ドルまで下げることを確認した場合は，わが方より第２案を提示する。この第２案の提示をもって予備交渉は終了とするこの時期は，大平大臣訪米出発の９月１５日までを目途とする。

(3)　大臣帰国（１０月７日）後に，政治折衝を開き，第３案により最終的に妥結することとする。

４．なお，上記方法による請求権問題の解決にあたっては，次の２点を明確にすることにする。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－２５２の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同一のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－２５２の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２０の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２１の文書（文書１７６７）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年９月２４日付けで作成した「韓国の対日請求権８項目のうち第１項より第５項までに対する日本側査定の説明」と題する内部文書であり，韓国の対日請求権のうち，地金銀及び朝鮮総督府等に関係する請求権に関して日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）１１行目から末行まで及び２ページから１２ページまで（－１－に「次ページ以下１１ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国の主張する対日請求権８項目のうち，郵便貯金，振替貯金，郵便為替及び簡易生命保険等の逓信局関係の請求権について日本政府部内で試算した具体的な金額及び試算方法が記録されている。

②　１３ページ（－２－）４行目から１１行目までの８行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国の主張する対日請求権８項目のうち，旧韓国人株主に対する閉鎖機関及び在外会社の残余財産関係の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

③　１３ページ（－２－）末行及び１４ページから１６ページまで（－２－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分），１７ページ（－３－）２行目から９行目まで，１７ページ（－３－）１１行目から１８ページ（－４－）８行目まで，１８ページ（－４－）１０行目から１５行目まで，１９ページから２７ページまで（－４－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び２８ページ（－５－）１行目か

ら６行目まで，２８ページ（－５－）８行目から１１行目まで，２９ページから３３ページまで（－５－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び３４ページ（－６－）１行目から１１行目まで（以下，これらを併せて「不開示部分③」という。）

これは，いずれも韓国の主張する対日請求権８項目のうちの有価証券，日本系通貨，韓国人被徴用者未収金，被徴用者補償金等の請求権について，日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

（乙Ａ３５２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２１の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮

との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３５２）により認められる不開示部分の前後の記載（例えば，「第１項（地金，地銀）」については「請求の根拠なしとして拒否」などと記載されている。）を総合すれば，通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省が日本側査定の説明として検討した韓国の主張する対日請求権８項目のうち３項目（①郵便貯金，振替貯金，郵便為替及び簡易生命保険等の逓信局関係の請求権，②旧韓国人株主に対する閉鎖機関及び在外会社の残余財産関係の請求権，③有価証券，日本系通貨，韓国人被徴用者未収金，被徴用者補償金等の請求権）についての具体的試算額及びその試算方法であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２２２

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２２の文書（文書１７６９）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年１０月９日付けで作成した「対韓無償供与金額の現価について」と題する内部文書であり，対韓経済協力において無償供与する金額についての年６％で複利計算を行った場合の原価計算の過程等が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，無償供与の規模が２．５億ドル及び３億ドルである場合において日本政府が各供与する金額の原価が具体的に記録されている。

①　１ページ（－１－）１３行目から２ページ（－２－）１行目まで（以下「不開示部分①」という。）

②　２ページ（－２－）３行目から７行目までの約５行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ３５３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２２の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５３）によれば，通し番号１－２２２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

記

対韓無償供与金額が２．５億ドル又は３億ドルと決まった場合，この金額から日本の焦付債権４５７３万ドルを差し引いたものを，毎年２５００万ドル又は３０００万ドルずつ支払うと仮定し，年６分の複利計算によりこれの原価を算出すれば，次のとおりである。

(1)　無償供与２．５億ドルの場合（焦付債権を差し引けば実際の支払額は２億０４２７万ドルとなる。）

■■■不開示部分①■■■

(2)　無償供与３億ドルの場合（焦付債権を差し引けば実際の支払額は，■■■不開示部分②■■■となる。）

■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，対韓経済協力として２．５億ドル及び３億ドルの無償供与を行った場合の無償供与金額について，外務省がこれを年６％で複利計算をして算出した現価の具体的金額等であると推認す

ることができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，対韓経済協力の無償供与金額に関して一定の金額等を仮定して算出された理論的な金額にすぎないから，その後４０年余りが経過し，その間に我が国の経済・財政状況が著しく変化したことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化等も併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２２２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２３の文書（文書１７７０）は，外務省アジア局が作成した昭和３７年１０月２４日付け「日韓会談における請求権問題の解決方針について」と題する内部文書であり，第六次日韓会談において，財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討していた複数の提案の概要及びその解説が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページ（－２－）３行目から末行まで，３ページ及び４ページ（－２－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，日本政府が韓国側に提案する第一案に関する詳細な解説及び見解並びに第一案を提示する交渉上の利点が記録されている。

②　５ページ（－３－）８行目から１５行目まで，６ページ（－３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び７ページ（－４－）１行目から８行目まで

これは，日本政府が韓国側に提案する第二案に関する詳細な解説及び見解並びに第二案を提示する交渉上の利点が記録されている。

③　８ページ（－４－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，日本政府が韓国側に提案する第三案に関する解説及び見解並びに第三案を提示する交渉上の利点が記録されている。

（乙Ａ３５４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容とその利点及び問題点が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５４）によれば，通し番号１－２２３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

先般来日したＺ２２３韓国中央情報部長と池田総理及び大平大臣との会談の経緯に鑑み，今後の請求権問題の解決方針はおおむね次のごときものとするのが適当と認められる。

１．第一案

（骨子）

(1)　無償供与２．５億ドル

(2)　焦付債権４５７３万ドルは，将来の棒引きを含みとしつつ，さしあたり懸案のまま残す。

(3)　長期低利の借款１億ドルを別の文書によりコミットする。条件は，海外経済協力基金ベース，すなわち金利平均３．５分，期間平均２０年とする。

■■■不開示部分■■■

２．第二案

（骨子）

(1)　無償供与３億ドル

(2)　焦付債権４５７３万ドルは支払う。

(3)　長期低利の借款（条件は第一案と同じ。）を少なくとも１．５億ドル供与とする旨口頭にてコミットする。

■■■不開示部分■■■

３．第三案

（骨子）

(1)　無償供与３億ドル

(2)　焦付債権４５７３万ドルは支払う。

(3)　長期低利の借款（条件は第一案と同じ。）を１ないし１．５億ドルを別の文書によりコミットする。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，第六次日韓会談において，財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討してい

た３つの提案に関する解説及び見解並びに各案を提示する交渉上の利点であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関する具体的解決方策の内容等に関するものであり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２２４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２４の文書（文書１７７１）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年１０月２５日付けで作成した「対韓有償援助の供与について」と題する内部文書であり，韓国への長期低金利借款を拠出する機関の検討が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，韓国への長期低金利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金について，拠出可能な金額及び借款の利率が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）７か所

②　３ページ（－３－）２か所

（乙Ａ３５５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件等が明らかになれば，北朝鮮は，その貸付条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５５）によれば，通し番号１－２２４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１　韓国に対し，１億ないし１億５０００万ドルを長期低利の借款として与える場合，海外経済協力基金を利用するとすれば，現在同基金には約■■■円あるが，そのうち約■■■■は，既に使用先が確定しており，一般会計より産投会計に振り込み，更に同基金に出資するという予算措置が必要となる。それに対して輸銀の方は，十分資金があり，■■■■ないし■■■■■■ドル支出する余裕はある。輸銀による融資は通常市中銀行との協調融資であり，金利は■■程度となる（輸銀は■■，市中銀行は大体■■■■）がインドに対する借款のごとく輸銀のみによる借款も可能で，その場合は金利は■■まで下げられ，期間も■■年とすることは困難ではない。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，韓国への長期低金

利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金が拠出可能な金額及び借款の利率であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時の日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の具体的状況のほか，同年当時の市中金利等の金融情勢も加味して検討された個別具体的なものであるから，その後４０年余りが経過し，その間に我が国の経済・金融・財政状況が著しく変化したことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化をも併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，当該情報の大部分が上記アのとおり昭和３７年当時の日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の資金力等の具体的状況や同年当時の市中金利の利率等といった客観的事情であることからすると，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，不合理であるといわざるを

得ないから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２５

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２５の文書（文書１７７３）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１１月２２日付け「韓国に対する無償供与及び長期低金利借款の支払方法に関する一試案」と題する内部文書であり，日本政府が韓国に支払う無償資金供与の実質支払額及び名目上の支払額，長期低金利借款の支払方法について政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち，不開示部分は，次のとおりである。

①　１ページ（－１－）９行目から１７行目まで，１ページ（－１－）１９行目から２０行目まで，２ページ（－１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，日本政府が無償供与として韓国に支払う実質支払額及び名目上の支払額を具体的に試算した金額，具体的な実施方法案が記録されている。

②　３ページ（－２－）３行目から末行まで，４ページ及び５ページ（－２－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは，日本政府が長期低金利借款として韓国に供与する金額について，具体的に試算した金額及び毎年の元利返済額，具体的な実施方法案が記録されている。

（乙Ａ３５６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件等が明らかになれば，北朝鮮は，その貸付条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５６）によれば，通し番号１－２２５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１　無償供与（供与額３億ドル，焦付債権４５７３万ドルは返済せしめると前提する。）

(1)　我が方の実質的支払額

■■■不開示部分■■■

(2)　焦付債権の返済を織り込んだ名目上の支■■■不開示部分■■■

２　長期低利借款（供与額を２億ドルと前提する。）

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，①外務省が試算した韓国に対して無償供与として支払う実質支払額及び名目上の支払額並びにその具体的な実施方法案，②外務省が試算した韓国に対して長期低金利借款として供与する具体的金額及び毎年の元利返済額並びその具体的な実施方法案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的試算額及びその実施方法案等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２２６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２６の文書（文書１７７５）は，大蔵省理財局が昭和３７年１２月に作成した日韓請求権処理に関する内部文書であり，日韓間の財産・請求権問題の処理について日本政府の解決策を検討して抽出された複数の問題点を指摘し，検討した内容が手書きで記録されている。

このうち不開示部分は，１ページ及び２ページ（－１－に「前２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，日韓間の請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ３５７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，韓国との間で経済協力を実施する場合に，同様に経済協力を実施していたアジア諸国との間で生じ得る問題点が記録されていることから，かかる問題点が明らかとなれば，北朝鮮は，当該問題点を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理

由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠(乙Ａ３５７）により認められる不開示部分の直後の記載内容（参考として平和条約の４条及び１４条の規定の内容が記録されている。）を総合すれば，通し番号１－２２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，日韓間の請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した大蔵省理財局の具体的見解であると推認することができる（また，以上によれば，大蔵省理財局の見解は，日韓間の財産・請求権問題の具体的対処方針や具体的試算額等を内容とするものでないことが明らかであり，専ら上記の問題点について理論的な検討を加えた結果であると推認することができる。）。

イ　しかしながら，証拠（乙Ａ１０４，Ａ１２７，Ａ１３８，Ａ１９７，Ａ１９８，Ａ２１４，Ａ２１６，Ａ２８１，Ａ２８５，Ａ３１５，Ａ３２５）によれば，本件各文書の一部開示部分には，上記と同様の観点から請求権問題について検討した具体的見解（日韓間で相互放棄を行った場合に

国内補償問題等が生じ得ることやアジア諸国の賠償問題等との関係を具体的に指摘したもの）が既に公にされていると認められる（例えば，①ほぼ同時代のものとして，通し番号１－１３６の文書（乙Ａ２８１），通し番号１－１４０の文書（乙Ａ２８５），通し番号１－１４７の文書（乙Ａ１２７），通し番号１－１７５の文書（乙Ａ１３８），通し番号１－１７６の文書（乙Ａ３１５）等，②昭和３０年以前のものとして，通し番号１－２８の文書（乙Ａ１９７），通し番号１－３１の文書（乙Ａ１９８），通し番号１－４９の文書（乙Ａ２１４），通し番号１－５１の文書（乙Ａ２１６），通し番号１－５３の文書（乙Ａ１０４），通し番号１－１９３の文書（乙Ａ３２５）等）。

被告は，上記のような本件各文書の一部開示により既に公にされている具体的見解との関係においても，当該情報が，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものであることを具体的に主張しておらず，仮に被告の上記主張がそのような主張であるとみたとしても，これを認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。

ウ　以上によれば，通し番号１－２２６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２２７の文書（文書１７７９）は，外務省アジア局が昭和３７年１２月１５日付けで作成した「対韓焦付債権の処理方法」と題する内部文書であり，日本が韓国に対して有する焦付債権の概要，無償供与との関連における焦付債権の処理方式及び延滞利子の問題に関して日本政府が検討した内容が具体的に記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）１０行目から末行まで及び４ページから６ページまで（－３－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し，無償供与との関連において検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略が記録されている。

②　７ページ（－４－）５行目から末行まで及び８ページ（－４－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ３５８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２７の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過

程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３５８）によれば，通し番号１－２２７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１　焦付債権の現状

日韓間の貿易は，１９５０年に署名された日韓貿易金融協定に基づきオープン勘定を通じて決裁される原則となっているが，１９５３年～４年頃朝鮮動乱後の復興のための韓国の対日買付が増大した結果，協定上のスウィング限度額（２００万ドル）をはるかに超過した４千数百万ドルが韓国の対日債務として累積した。その後，昨１９６１年４月の日韓間の書簡交換により，同年１月３１日現在の残高４５７３万ドルにつき韓国側はその債務を確認し早期決済に妥

当な考慮を払う旨約束するとともに，同日以降の新規債務は現金により決済することを約し，この結果，上記４５７３万ドルは，利子も付されることなく，そのまま暫時棚上げにされた形で今日に及んでいる。

2　無償供与との関連における焦付債権の処理

(1)　方式

無償供与３億ドルとした場合，当初から焦付債権４５７３万ドルを一度に差し引き，総額２億５４２７万ドルを１０年間に均等分割し，毎年２５４２万余ドルずつ生産物及び役務により支払う。

(2)　説明

■■■不開示部分①■■■

3　延滞利子の問題

(1)　債権発生後妥結時までの延滞利子を韓国側に請求することは，以下の事情により，至難かつ不適当である。

■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，①日本が韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し，無償供与との関連において検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略（不開示部分①），②日本が韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針（不開示部分②）であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的見解ではあるが，（本件証拠上，北朝鮮との関係では存在することがうかがわれない）専ら韓国との間で生じていた焦付債権等の処理に関するもの

であるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２２７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２２８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２２８の文書（文書１７８７）は，次の内部文書等によって構成されており，日韓会談における日本政府の一般的な交渉方針，第六次日韓会談の時点で最重要懸案事項であった問題の概要及び日本政府の見解等が記録されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓国交正常化交渉についての佐藤総理の御指示」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年１月１９日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する文書

(4)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年２月９日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１５日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書

(6)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１６日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年４月７日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書

(8)　外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和４０年２月２４日付け「最近における日韓問題ＰＲ実績」と題する文書

２　通し番号１－２２８の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，７２ページ（－７２－）１８行目から７３ページ（－７３－）４行目までであり，

上記１(6)の文書の「３．請求権問題関係」の項目中にあり，韓国と北朝鮮との関係に留意した上での日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

（乙Ａ７２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２８の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ７２）によれば，通し番号１－２２８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

３．請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は，次のとおりである。

(ｲ)　李ライン付近で拿捕された日本漁船に関連するわが方の請求権（業界の計算では約７２億円）

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。よってこの際，後述(ﾛ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相殺して請求権を放棄する案が考えられる。

しかし，右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり，むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも，被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また，従来の国会答弁の趣旨（懸案一括解決に含める）とも異なる結果となる。

右２案のいずれかに肚を定める要がある。

(ﾛ)　終戦時に韓国に在籍した日本船及び韓国水域にあった日本船に対する韓国の側の請求権

既に請求権一般の解決として３億，２億の有償，無償経済協力を供与する以上，更に船舶のための特別の請求を認め得ないとの我が既定方針を強く押す。特に前記のとおり，拿捕船に関する請求権を放棄するとせばなおさらのことである（もっとも，韓国側は先般の外相訪韓の際もシンボリカルな意味で新造船を若干得たいとの希望を蒸し返している。）

(ハ)　ＳＣＡＰの指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ロ)と並んでわが方で放棄する。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和４０年当時，外務省が検討していた請求権問題に関する残された主な争点とその最終的妥協案の具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的解決策等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２２９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２２９の文書（文書１７９２）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した複数の内部文書によって構成されており，韓国の情勢及び韓国における日韓国交正常化交渉や日韓国交正常化に対する評価等に関して在京米国大使館書記官から聴取した記録が記録されている。

２　通し番号１－２２９の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１０２ページ（－１０２－）２行目から７行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，昭和３６年１０月１２日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書の「Ⅱ　日韓関係」の項目中にあり，財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

②　１２２ページ（－１２２－）２か所，１２３ページ（－１２３－）１１行目から１２４ページ（－１２４－）１行目まで（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，昭和３６年１２月６日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」と題する文書の「１　日韓請求権問題」の項目中にあり，財産・請求権問題における韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針が記録されている。

（乙Ｂ１６５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２２９の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおり

であり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ｂ１６５）によれば，通し番号１－２２９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３６年１０月１２日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

3　韓国側要人と話し合った結果，日韓間に話し合いの基礎となるものが今度は確かにあると考える。

請求権問題が最も重要な問題であることには韓国では衆目の一致するところである。この点について３点を特に強調したい。第１点は■■■不開示部分①■■■，第２点は，韓国側は従来請求権の解決と無償援助を含む経済協力は別個のものであるとの態度を常に示していたが，真の肚は，金額さえ満足のものであれば，請求権解決と無償経済援助の合計という名目でもかまわないというものである。第３点は，無償経済援助に関し，韓国側は日本の東南アジアの賠償支払国に対する経済協力が一般に不振である事実を重視しており，日本より無償援助を受ける際，その援助の枠内で希望する品目を希望する時期に求め得るかどうか，更に広い意味で同援助をテコとして日本が韓国に間接的圧力をかけるなどのいわゆるひもつき援助となるのではないかとの強い疑念を持っている点である。（以下略）

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３６年１２月６日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

1　日韓請求権問題

自分が先般Ｚ２３６首席代表と会談せる際，同代表は，池田・朴会談の請求権問題に関する合意は，韓国側の請求が全て法律的根拠に基づくもののみであるという点であって，■■■不開示部分②■■■日本の解釈は全く一方的であると繰り返し主張し，例えば，地金銀の請求もあくまで頑張る根拠があると述べていた。これは絶対に極秘に願いたいが，在京米大使館は，このＺ２３６代表のような

主張を韓国政府があくまで続けるようでは，日韓会談の進展は期待し得ず，■■■不開示部分②■■■日本側の方針が極めて現実的で，これに左袒するものであるとのコメントを付して，ワシントンとソウルに報告したところ，国務省としても，在京米大使館の意見に全く賛成である旨の回報があった次第である。米側としても，地金銀とか在朝鮮法人の在日財産の返還というようなことをこれ以上論議することは時間の浪費にしかならないと考えている。請求の諸項目ごとにアドホック委員会が設けられる趣であるが，いずれも■■■不開示部分②■■■考えられているようで結構であると思う。韓国側にいわれなき期待感を抱かせることを避けるためにも，政治的な請求項目のためのアドホック委員会は初めから設けない方がよいように考える。アドホック委員会の数をできるだけ絞って韓国側の出方を見，実際上個人の請求しかまともに取り上げられるものはないという方向に持って行くのが賢明であるように思われる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３６年当時，外務省職員が米国大使館員から聴取した日韓会談で最も重要な問題である請求権問題の解決に関する具体的見解（これに対し，被告は，当該不開示部分に記録されている情報が「財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略」である旨主張するが，当該文書全体の趣旨等に鑑みれば，上記のとおりであると推認せざるを得ない。）

(ｲ)　不開示部分②

昭和３６年当時，外務省職員が米国大使館員から聴取した<ｱ>韓国側

の主張で触れられた日本側の見解の内容及び<イ>日韓会談の進行方針等に関する日本側の見解に対する米側の評価（これに対し，被告は，当該不開示部分に記録されている情報が「財産・請求権問題における韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針」である旨主張するが，当該文書全体の趣旨等に鑑みれば，上記のとおりであると推認せざるを得ない。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも請求権問題に関する日本側の具体的な見解又は方針そのものではなく，専ら当時の米国大使館員の感想・見解等に止まるものであり，仮にこれが日本側の交渉戦略等を含むものであったとしても，それは米国大使館員の認識に係るものにすぎず，本件全証拠によっても，これが，歴史的に既に明らかになっている日本側の交渉戦略や本件各文書の一部開示により既に明らかにされている日本側の交渉戦略と大きく異なるものであって，北朝鮮との関係上秘匿すべきものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，当該情報は，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２２９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２２９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２２９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３０

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２３０の文書（文書１７９５）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１月５日付け「池田総理・Ｚ２６５大使会談要旨」と題する内部文書であり，池田総理ほかの政府高官がＺ２６５大使と日韓会談の進捗状況及び今後の見通しに関して協議した会談の要旨が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　５ページ（－５－）２行目から５行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，池田総理の発言内容中にあり，Ｚ２３６韓国首席代表の韓国の対日請求金額についての発言に応じ，日本政府が韓国に請求権として支払う金額について具体的な金額を示して説明した内容が記録されている。

②　５ページ（－５－）９行目から１０行目までの約２行分（以下「不開示部分②－１」という。），６ページ（－６－）６行目から７行目までの約２行分（以下「不開示部分②－２」という。）

これは，Ｚ１７局長の発言中にあり，韓国の対日請求権における要求内容について日本政府の具体的な解釈及び見解が記録されている。

（乙Ａ３５９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３０の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策

を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３５９）。

記

総理　Ｚ２３６首席代表は，１２億ドルという数字を出しているが，どうかと思う。■■■不開示部分①■■■韓国経済にどのくらい助けになるだろうか。５か年計画はどうなっているのか。（Ｚ１７局長に向かい）請求権の支払だけでは韓国側は満足しないのだろう。

Ｚ１７局長　いわゆる広義の請求権を要求している■■■不開示部分②－１■■■

総理　朴議長との会談ではっきり無償援助はないことになっている。

Ｚ１７局長　それは経済協力としては無償援助はないという意味で，同会議録でも請求権問題の話の最後に朴議長が「請求権といわないで何か適当な名義でも結構である。」と述べたと記録されている■■■不開示部分②－２■■■

総理　どうもおかしい。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書には，池田総理とＺ１７局長の上記やりとりに関する引用部分があるところ，その内容は，下記のとおりである（乙Ａ１０８［－１６９－以下］）。

記

総理　Ｚ２３６首席代表は，１２億ドルという数字を出しているが，どうかと思う。請求権としても支払得るものは５０００万ドル（Ｚ１７局長に念を押したので，同局長より，外務省の計算では８０００万ドルくらいになるだろうと答えた。）くらいで，これが韓国経済にどのくらい助けになるだろうか。５か年計画はどうなっているのか。（Ｚ１７局長に向かい）請求権の支払だけでは韓国側は満足しないのだろう。

Ｚ１７局長　いわゆる広義の請求権を要求している。これは結局無償経済援助となるであろう。

総理　朴議長との会談ではっきり無償援助はないことになっている。

Ｚ１７局長　それは経済協力としては無償援助はないという意味で，同会議録でも請求権問題の話の最後に朴議長が「請求権といわないで何か適当な名義でも結構である。」と述べたと記録されているが，これが無償援助を指すものと了解している。

総理　どうもおかしい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３０の文書の

不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「請求権としても支払得るものは５０００万ドル（Ｚ１７局長に念を押したので，同局長より，外務省の計算では８０００万ドルくらいになるだろうと答えた。）くらいで，これが」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②－１

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「これは結局無償経済援助となるであろう。」との文言又はこれと同様のもの

(ｳ)　不開示部分②－２

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「が，これが無償援助を指すものと了解している。」との文言又はこれと同様のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３０の文書の不開示部分に記録されてい

る情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２３１の文書（文書１７９６）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており，日韓における財産・請求権問題に対する米国政府の対応，見解及び要望等ついて日本政府が解釈した内容等が記録されている。

(1)　昭和３７年１月５日付け「池田総理，Ｚ２６５大使会談に関する米大使館員の内話の件」と題する文書

(2)　昭和３７年１月１２日付け「日韓関係に関する在京米大使館の内話の件」と題する文書

(3)　昭和３７年２月７日付け「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書

(4)　昭和３７年３月１９日付け「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と題する文書

２　通し番号１－２３１の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　２４ページ（－２３－）３行目から４行目までの約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(4)の文書中にあり，Ｚ２３６韓国大使が提示した請求権の金額に対し，日本政府が韓国に提示することを検討していた具体的な金額が記録されている。

②　２５ページ（－２３－）８行目から９行目までの約２行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解が記録されている。

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３１の文書に記載された情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は，米大使館員によるクーデター後の韓国政権評という不開示理由２に該当するとは考えられないものであった上，日本の外交方針に対する米国政府の見解は，日本の外交戦術とは無関係であり，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠によれば，通し番号１－２３１の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(4)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１　Ｚ２３６大使と１７日（土）にレセプションにおいて会ったが，その際，同大使は，今次政治折衝は，請求権の数字が示された以外には何らの進展も見せなかった。韓国側は７億ドルを示したといい，■■■不開示部分①■■■と述べていた。（韓国側の数値は明らかに掛け値であり，日本側の掛け値を見込んでのふっかけであることが明らかであると思う。）

２　１６日（金）朝，Ｚ２６６国務次官補は，崔長官と会談したが，崔長官は，日本の態度に対し強い不満を述べていた。日本の誠意がないとはいわなかったが，日本の誠意があるのかと強い疑問を呈示していたようである。その証左として，同長官は，(1)従来会談の議題外であった竹島問題を導入した日本側の態度，(2)請求権問題に関し，(ｲ)日本側の事務的なアプローチに強く失望した，(ﾛ)韓国が国連によって認められた朝鮮における唯一の合法政府であるにもかかわらず，北鮮の請求権を除くと主張した，(ﾊ)証拠論を強く主張している，(ﾆ)従来の請求権，無償援助，有償援助の三本建てから請求権処理と有償援助の二本建てに後退し，■■■不開示部分②■■■その不足分を信用供与で埋めようとしている。（有償援助は本件交渉にはイレレバントであると主張していた。）

(以下略)

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，米国大使館員が韓国側がから聴取した日本側の提示金額の見通し（不開示部分①）又は請求権問題に関する日

本側の主張内容（不開示部分②）であると推認することができる（これに対し，被告は，不開示部分②に記録されている情報が日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解である旨主張するが，不開示部分②の前後の記載に照らして当該情報が崔長官の発言内容に係る部分であることは明らかであり，これと前提を異にする被告の上記主張を採用することはできない。）。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも韓国側が米国大使館員に述べた内容にすぎない上，当該発言に会談の経緯やその後の請求権問題に関する日韓間の交渉経緯が本件各文書の一部開示により既に明らかにされていること（例えば，通し番号１－１８の文書（乙Ａ１８８［－５０－以下］）や通し番号１－６９の文書（乙Ａ１０８［－２５４－以下］）参照。）など，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２３２の文書（文書１７９８）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており，第六次日韓会談期間中に行われた池田総理とＺ２６６国務次官補との会談の要旨及び会談用資料が記録されている。

(1)　昭和３７年3月１９日付け「池田総理Ｚ２６６国務次官補会談に関する件」と題する文書

(2)　昭和３７年3月１４日付け「Ｚ２６６国務次官補との会談用資料」と題する文書

２　通し番号１－２３２の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１０ページ（－１０－）５行目から６行目までの約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額が記録されている。

②　１１ページ（－１１－）６行目から９行目までの４行分（以下「不開示部分②」という。）

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方針が記録されている。

（乙Ｂ１６８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間において国交正常化に向けた交

渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する情報と，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は，米政府高官による中国評という不開示理由２に該当するとは考えられないものであった上，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ｂ１６８）によれば，通し番号１－２３２の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１ (2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

４．請求権問題に関し，韓国は，極めて強い関心を有しているが，日本側としては，在韓国日本財産■■■不開示部分①■■■が韓国に引き渡されていること，韓国側請求権は北鮮の分も含み得ないこと等により，日本の韓国に対する支払金額は極めて少額となると考えている。

他方，日本側としては，韓国側が請求権問題についても合理的（reasonable）な態度を採るならば，韓国の民生の安定，経済発展に対韓協力の見地から，一定額の無償の援助を供与し，更に有償の経済協力を行う用意を有するものであり，この考えを韓国側に提示して説得に努めている次第である。■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額

(ｲ)　不開示部分②

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方針

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関連する具体的資産又は請求権問題の解決のための具体的方針等であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日

本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２３３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２３３の文書（文書１７９９）は，外務省アメリカ局北米課が昭和３７年４月１７日付けで作成した「日韓問題に関するＺ２６５大使の内話」と題する内部文書であり，Ｚ２６５大使主催の晩餐会における同大使及びＺ２６７公使の発言の要旨が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略が記録されている。

①　４ページ（－４－）３行目から６行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　４ページ（－４－）８行目の１か所（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ３６０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６０）。

記

Ｚ２６５大使は，「自分の最大の関心事は，いったい日本政府はいつ日韓会談を再開するつもりであるかということである。米国としては，emotionally に韓国に対し非常に特別な感じを持っている。多数の米国将兵を韓国のために失ったという事実は忘れることができないのである。池田総理が朴議長に言われたことを，先方が勝手に解釈しているのかもしれず，その点は先方に落ち度があるにしても，自分としては，日本は大国の襟度をもって日韓交渉に臨むべきであると思う。■■■不開示部分①■■■韓国の態度が変わったら交渉を始めるという方針であるならば，永久に交渉は進展しないであろう。韓国側としては■■■不開示部分②■■■という数字では怒るのが当然であり，この数字に関する限り自分も韓国側に同感である。」と述べた。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年４月２１日にＺ２６５米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として，下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２９１－］）。

記

米国として，今次会談の結果，日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の７０００万ドルというのは余りにアンリアリスティックな数字であり，数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題に関する日本側の交渉戦略

(ｲ)　不開示部分②

通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「７０００万ドル」という金額

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，米国大使が指摘した財産・請求権問題に関する日本側の交渉戦略であるが，上記アで認定した米国大使の発言内容に照らしても，当該情報に係る発言は米国大使の個人的見解として述べられたことが明らかであり（米国大使は「・・・という方

針であれば」と仮定形で述べている。），仮にこれが日本側の交渉戦略であったとしても，それは米国大使館員の認識に係るものにすぎず，本件全証拠によっても，これが，歴史的に既に明らかになっている日本側の交渉戦略や本件各文書の一部開示により既に明らかにされている日本側の交渉戦略と大きく異なるものであって，北朝鮮との関係上秘匿すべきものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，当該情報は，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されてい

る情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３４

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２３４の文書（文書１８００）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年４月１７日付けで作成した「日韓問題に関する小坂大臣・Ｚ２６５大使会談記録」と題する内部文書であり，日韓関係に関する会談の要旨が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額が記録されている。

①　５ページ（－５－）２か所

②　６ページ（－６－）２か所

（乙Ａ３６１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６１）。

記

Ｚ２６５大使は，これに対し，貴大臣が日韓の考え方が違うと申されたのは数字の問題なのであろうか，もしそうとすれば，７億ドルと■■■不開示部分■■■とでは，自分としてもあまりに大きな違いであると考える。自分としては日本側の■■■不開示部分■■■というのは余りにも unrealistic な数字であるといわざるを得ない。韓国人は sensitive な国民である。問題の根本は請求権という法律問題でもなく，また，経済協力という経済問題でもなく，結局，３６年の朝鮮統治に由来する韓国国民の psychology の問題なのである。日本の考えている額が■■■不開示部分■■■か■■■不開示部分■■■程度というのでは到底韓国側はおさまらないであろうと考える。自分としては日本側がもう少し出すべきだと思う。呼称は請求権でも無償援助でもかまわないが，いずれにしろ数億ドルは出さねば解決しないと考える。１０年くらいに分割して出せば日本

は十分出し得る実力があると考えると述べた。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年４月２１日にＺ２６５米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として，下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２９１－］）。

記

米国として，今次会談の結果，日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の７０００万ドルというのは余りにアンリアリスティックな数字であり，数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「７０００万ドル」との金額又はこれと同程度の金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２３５の文書（文書１８０１）は，次の文書によって構成されており，Ｚ２６８次官，Ｚ９４経済局長等とＺ９５米国極東局長との間でされた韓国の経済情勢及び韓国への経済協力に関する会談の記録が記録されている。

(1)　外務省経済協力局経済協力課が昭和３７年６月８日付けで作成した「Ｚ２６８次官と米国 AID Ｚ９５極東局長との会談に関する件」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が昭和３７年６月８日付けで作成した「韓国問題に関するＺ９５米国国際開発局副長官補の談話の件」と題する文書

２　通し番号１－２３５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，１３ページ（－１３－）１か所であり，「Ｚ２６８次官と米国 AID Ｚ９５極東局長との会談に関する件」と題する文書のＺ２６８次官の発言中にあり，韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率が記録されている。

（乙Ａ３６２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３６２）によれば，通し番号１－２３５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

４　次官より，ご指摘されるまでもなく，全く同感である。我が方としては，請求権ということになると国会との関係もあり，算出が厳格とならざるを得ず，極めて限られたものとなる。おそらく先方の主張の■程度に過ぎなくなろう。したがって，交渉過程において，先方主張に近づくため，我が方より提案し，両者併せて交渉の基礎としたいと考えたが，韓国側が同意せず，話を進めることができなかった。

イ　前提事実及び上記アの認定事実のほか，本件各文書の一部開示部分に含まれている韓国側の請求金額（例えば，乙Ａ１８８［－４６－］では「第１項から第５項までの韓国側請求金額を，我が方において積算してみたところでは，・・・総計１５億ドルとなる。」とされている。）や日本側の

算定金額（例えば，乙Ａ１０８［－１６９－］では「外務省の試算では８０００万ドルくらいになるだろう」とあり，また，同［－２４９－］では「外務省Ａ案（総額約１億ドル）」とある。）等も併せ考慮すれば，通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率であり，低率であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記のような単なる割合的表示のみを表示したものにすぎない上，本件各文書の一部開示部分では韓国側の請求額や日本側の査定総額が具体的に明らかにされていることに照らすと，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２３６の文書（文書１８０２）は，外務省アメリカ局が昭和３７年７月３１日付けで作成した「大平大臣，Ｚ２６５大使会談の件（日韓関係）」と題する内部文書であり，日韓会談の進捗状況及び日韓会談の進め方の方針に関して大平大臣がＺ２６５大使と協議した会談内容が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う対日請求権の額として具体的に提示した金額が記録されている。

①　４ページ（－４－）の１か所

②　５ページ（－５－）５行目から７行目までの約３行分

（乙Ａ３６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３６の文書は，昭和３７年7月３１日のＺ２６５大使と大平大臣の会談を記録したものであり，その不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６３）。

記

５　Ｚ２６５大使より，日本側より韓国側にオファーされた数字は，■■■不開示部分■■■というようなことを聞いているが，（中略）

６　Ｚ２６５大使より，議論をする考えはないが，例えば請求権と援助を併せて援助という１本の項目にしたらどうか（例えば援助とし，請求権を含むというようなことをしたらどうか。）と発言，大臣より，請求権といういかめしい形をとるといろいろ問題があるので，私が先に formula が問題だといったのもそのような理由からである。請求権というからは，事実関係も明らかにせねばならぬし，半島の北半分のことも考えねばならぬ。よって sizable sum でがまんしろといっているわけであると述べた。

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年４月２１日にＺ２６５米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として，下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２９１－］）。

記

米国として，今次会談の結果，日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の７０００万ドルというのは余りにアンリアリスティックな数字であり，数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「７０００万ドル」との金額又はこの金額を含むＺ２６５大使の具体的発言内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２３７の文書（文書１８０６）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており，米国大使館書記官から提供された日韓会談における韓国側の交渉態度及び韓国側の要望に関する情報等が記録されている。

(1)　昭和３７年８月２８日付け「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する文書

(2)　昭和３７年９月１日付け「日韓会談に関する米側情報」と題する文書

(3)　昭和３７年９月４日付け「日韓会談に関する米側情報」と題する文書

(4)　昭和３７年９月２６日付け「日韓交渉に関し在京米大使館員の内話に関する件」と題する文書

２　通し番号１－２３７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，２ページ（－２－）２か所であり，「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する文書にあり，財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払うものとして提示した具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ３６４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３７の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６４）。

記

在京米大使館●書記官は本２８日夕刻当課を来訪，予備交渉に関するソウルの反応につき，特定の最高会議員の意見ではなく，在ソウル米大使館の得た一般的な印象であると断った上，次のとおり述べた。

１　（略）

２　韓国側は，日本側の提示した■■■不開示部分■■■数字も非現実的なものと考え，韓国側が６億ドルから下がると同時に日本側に

も■■■不開示部分■■■から上がることを期待しているようである。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年８月２１日の予備交渉第１回会合及び同年８月２４日の予備交渉第２回会合におけるＺ１７局長の発言内容並びに同第２回会合における韓国側の発言として，要旨次のとおり記録されている（乙Ａ１８８[－６１－以下]）。

ａ　第１回会合におけるＺ１７局長の発言

Ｚ１７アジア局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して次のとおり述べた。

日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１つは，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談の折，全く非公式な形で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は７千ドルを提示した。（中略）

ｂ　第２回会合におけるＺ１７局長の発言

Ｚ１７局長より，日本側としては，２１日の会合で明らかにしたとおり，無償援助１本で解決する方式が最善と考えており，その金額は１．５億ドルであると述べた（以下略）

ｃ　第２回会合における韓国側の発言

続いて，Ｚ２３６代表は，韓国側の数字として純請求権支払３億ドル，無償援助支払３億ドルを提示した。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した１．５億ドルとの金額であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，既に他の行政文書（通し番号１－１８の文書）の

一部開示により既に明らかにされている日本側提示の金額と同額であるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２３７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３７の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２３９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２３９の文書（文書１８２１）は，次の内部文書などによって構成されており，池田総理とＺ２２３韓国中央情報部長との間で行われた，財産・請求権問題の処理方針に関しての会談の記録が記録されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年２月５日付け「Ｚ２２３韓国中央情報部長より池田総理との会見希望申入れの件」と題する文書

(2)　外務省アジア局が作成した昭和３７年２月２１日付け「池田総理，Ｚ２２３韓国中央情報部長会談要旨」と題する文書

２　通し番号１－２３９の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，韓国の対日請求権の根拠について，池田総理が証拠書類がないものがあるとして例示した具体的な請求権が記録されている。

①　２３ページ（－２３－）５行目から末行及び２４ページ（－２４－）１行目

②　４９ページ（－４９－）２行目から８行目までの約７行分

（乙Ｂ１７５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公

にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は，社会党その他への悪態という不開示理由２に該当するとは考えられないものであった上，韓国の対日請求権に対し証拠書類がないとして例示したことは，何ら日本政府の「手の内」に関わるものではないし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２３９の文書の不開示部分は，いずれも前提事実（各論）１(2)の文書（手書きのもの及びタイプのもの）中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであり，同一である（乙Ｂ１７５[－２５－以下及び－４９－]）。

記

池田　貴国には議会がないが，日本には国会があるという相違がある。政治的に決めたということになると，その根拠を明らかにせよと言われる。ところが，実際問題としては証拠書類のないものが

多々ある■■■不開示部分■■■昨年１１月の池田・朴会談で請求権は法的根拠のあるものに限ることが確認されたものの，実際問題となると，何が法的根拠があるかを決めるのは極めて難しい。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年２月２１日の池田総理・Ｚ２２３中央情報部長会談の記録が引用されているところ，不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ１０８[－２２６－]）。

記

池田　貴国には議会がないが，日本には国会があるという相違がある。政治的に決めたということになると，その根拠を明らかにせよと言われる。ところが，実際問題としては証拠書類のないものが多々ある。自分のきいたところでは，郵便貯金はある程度書類がそろうそうだが，徴用労務者は生きているのか死んでいるのかも分からず，また，韓国側は受け取った金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず，さらに，恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり，昨年１１月の池田・朴会談で請求権は法的根拠のあるものに限ることが確認されたものの，実際問題となると，何が法的根拠があるかを決めるのは極めて難しい。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「自分のきいたところでは，郵便貯金はある程度書類がそろうそうだが，徴用労務者は生きているのか死んでいるのかも分からず，また，韓国側は受け取った金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず，さらに，恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり，」との文言又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号１－６９の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２３９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４０の文書（文書１８２４）は，外務省アジア局が作成した次の内部文書等によって構成されており，日韓会談の妥結に向けて大平大臣とＺ２２３部長との間で行われた財産・請求権問題，漁業問題及び船舶問題等の懸案事項に関しての会談の記録が記録されている。

(1)　昭和３７年１０月１５日付け「１０月２０日の大平大臣・Ｚ２２３部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する文書

(2)　昭和３７年１０月２６日付け「大平大臣・Ｚ２２３部長会談（１０月２０日）の内容確認作業の結果について」と題する文書

(3)　昭和３７年１０月２２日付け「大平・Ｚ２２３会談（１０月２０日）の結果に関するＺ１７局長のコメント」と題する文書

２　通し番号１－２４０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，「大平・Ｚ２２３会談（１０月２０日）の結果に関するＺ１７局長のコメント」と題する文書にあり，請求権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的な方針並びにこれに関するＺ１７局長の説明が記録されている。

①　４ページ（－４－）枠外１か所（以下「不開示部分①」という。）

②　８８ページ（－８７－）１か所（以下「不開示部分②」という。）

③　９８ページ（－９７－）１０行目から９９ページ（－９８－）１行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④　９９ページ（－９８－）９行目から１００ページ（－９９－）１行目まで（以下「不開示部分④」という。）

（乙Ｂ７５）

第２　当事者の主張の要旨

1　被告の主張の要旨

通し番号１－２４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は，社会党その他への悪態という不開示理由３に該当するとは考えられないものであった上，不開示部分は，韓国政府に対して行われた提案であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおり

である（乙Ｂ７５）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，下記の記載に関して欄外に手書きされた部分である。なお，当該文書中の不開示部分①以外の手書き部分は，いずれも修文に係るものである。

記

(4)　長期低利の借款（我が方よりは進んで触れざることとし，先方が取り上げた場合にのみ討議する。）

（新行）無償供与の金額を大幅に増加することになるので△，

※請求権問題の解決とは切り離すこととし，この際は議論しないこととしたい。しかしながら，国交正常化実現の暁には，当然政府ベースの経済協力が実現するものと考えている。また，国交正常化前といえどもコマーシャルベースによる具体的事例があれば，延払その他の面でできるだけ好意的に考慮する用意がある。

（注）先方がぜひとも話し合いをしたいと強く主張する場合は「請求権の解決は切り離すという建前をくずさぬ限度においてならば，今後話し合いをすることに異存はない」と応答する。

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その直後の記載は，下記のとおりである。

記

(5)　請求権処理■■■不開示部分②■■■と借款との関係

大平大臣より，借款問題は，韓国政府の国交正常化後という方針もあることではあり，請求権処理とは切り離し，シーリング等も決めない自由な形でやった方がよいと思うと述べたのに対し，Ｚ２２３部長は，韓国政府としては，借款問題も請求権の範囲内

で解決したく，海外経済協力基金を通ずる無利子又は低利子の政府間長期借款を考えて欲しいと述べた。これに対し大平大臣はそういう話が出ることを予想していた。この問題は，目下外務・大蔵両省で検討中であり，基金への増額出資等考える余地が十分にあると述べた上，結局問題は韓国側が無償供与をいくら要求するかにかかっていると付言した。

さらに，大平大臣より，いずれにせよ請求権と借款をどのように組み合わせるかが問題の核心であるわけだが，韓国側は借款の話し合いをすることにより，請求権の数字を縮める融通性を持っているかと質したのに対し，Ｚ２２３部長は，自分の考えでは韓国側の線（全体で６億という線）を前後して多少融通性をもち得ると考えていると答えた。次いで，大平大臣より何千万ドルかのことで会談が妥結しないようなことは両国のために避けるべきだと述べたのに対し，Ｚ２２３部長は支払うのは日本側だから特に日本側で融通性を持って欲しいと述べた。

（注）この部分の日本側の記録は簡略になっている。

c　不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その直後の記載は，下記のとおりである。

記

４．請求権解決の方法として，無償については，Ｚ２２３部長は「３プラスアルファー」と言ったが，これは最終的には３におろすことが可能と思う。有償についてＺ２２３部長は「経済協力基金を活用してできるだけ６に近づけたい」と言ったが，■■■不開示部分③■■■すなわち，韓国側としては，ある程度日本側からコミットを得たとして国内に発表でき，他方，日本側としては，

国交正常化後には隣国であり低開発国である韓国に対し，もし適切なプロジェクトがあれば，その外貨消化能力等も考慮の上，当然相当大規模な経済協力を行うことになる旨説明し得るような方法があればよいのではないか。■■■不開示部分④■■■韓国側の６という数字にはまだ掛け値があると思われるから，日本側として有償について考えるべき数字は１．５ないし２で３分５厘，２０年位がよいのではないか。

５．（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－２４０の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(1)の文書を清書したものと考えられる同一の表題の文書があるところ，不開示部分①に関する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ｂ７５[－１８－及び－１９－]参照）。

記

(4)　長期低利の借款（我が方よりは進んで触れざることとし，先方が取り上げた場合にのみ討議する。）

無償供与の金額を大幅に増加することになるので，日本の国内与論をも考慮し，長期低利の借款は請求権問題の解決とは切り離すこととし，この際は議論しないこととしたい。しかしながら，国交正常化実現の暁には，当然政府ベースの経済協力が実現するものと考えている。また，国交正常化前といえども，コマーシャルベースによる具体的事例があれば，延払その他の面でできるだけ好意的に考慮する用意がある。

（注）先方がぜひとも話し合いをしたいと強く主張する場合は「請求権の解決は切り離すという建前をくずさぬ限度においてならば，今後話し合いをすることに異存はない」と応答する。

ｂ　また，通し番号１－２４０の文書の一部開示部分にある昭和３７年１０月２０日付け「大平大臣・Ｚ２２３中央情報部長会談記録要旨」と題する文書には，欄外で※及び△の記号を用いて本文を修正した部分がある（乙Ｂ７５[－３９－]参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

長期低利の借款に関するコメント部分であり，具体的には「日本の国内与論をも考慮し，長期低利の借款は」との文言の挿入等を指示するもの

(ｲ)　不開示部分②

大平大臣とＺ２２３部長の会談内容のうち，借款問題と請求権問題に関する部分に付された見出しの一部（被告は，これをもって請求権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的な方針である旨主張するが，上記ア(ｱ)で認定した大平大臣とＺ２２３部長の会談内容を整理するに当たって付された見出しの一部にすぎないから，この点をもって請求権問題の解決策に関する日本政府の具体的見解又は具体的対処方針ということまではできず，被告の上記主張を採用することはできない。）

(ｳ)　不開示部分③及び不開示部分④

昭和３７年１０月２０日の大平外務大臣とＺ２２３部長の会談結果のうち請求権問題の解決方法としての無償供与又は長期低利の借款の点に対するＺ１７局長の具体的見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４０の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，これが上記イ(ｲ)で認定した清書版で挿入された文言に関するものであるとすれば，行政文書の一部開示部分により既に公にされているものであるといわざるを得ず，他に被告主張の内容が記録されていると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，単に大平外務大臣とＺ２２３部長の会談内容を整理するに当たっての見出しのごく一部にすぎず，請求権問題の解決策に関する日本政府の具体的見解又は具体的対処方針といえるものではない上，当該見出しに係る大平大臣とＺ２２３部長の会談内容が全て開示されているから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｳ)　不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策に関する具体的見解であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２４０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分③及び不開示部分④に係るものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分①及び不開示部分②に係るものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２４０の文書の不開示部分③及び不開示部分④に記

録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２４０の文書の不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４０の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報に係る部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２４１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４１の文書（文書１８３５）は，次の内部文書等によって構成されており，将来的に締結される日韓間の基本条約の草案，起案する際に問題となる点の概要及び草案に対して関係者から提示された意見が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和２６年１０月３１日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する文書

(2)　外務省アジア局第二課が作成した昭和２６年１２月２３日付け「日韓和親条約要綱（第一案）」と題する文書

(3)　外務省が作成した昭和２７年２月２９日付け「日韓友好条約草案第３条に対する各省意見」と題する文書

２　通し番号１－２４１の文書のうち不開示部分は，上記１(3)の文書中の９８ページから１０６ページまで（－９７－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，外務省が作成した日韓間の友好条約の草案に対して通産省，大蔵省及び運輸省より提示された具体的な意見及び提案並びにそれらの意見並びに提案に対する外務省の具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ３６５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４１の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その直前の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６５[－９６－及び－９７－]）。

記

本件に関しては，２月１９日の各省係官打合会の席上，Ｚ２２課長より，文書にて提出方を求め，２８日，Ｚ９６より更に督促したが，２９日までに到着したものは別紙の通り通産省通商政策課意見のみである。なお，外資委員会は別紙(二)の意見を口頭にて連絡し来たり，別に文書は提出しないとの由である。大蔵省理財局総務課長及び運輸省海運局外航課長は別紙(三)の趣旨を口頭にて説明し来

たが，別に文書を要求中である。他の各省には，為替管理委員会に対し連絡未済のほかは，至急意見提示方要求してあるも，別に取り立てて意見という程のものはないようである。

(ｲ)　なお，上記(ｱ)で指摘されている昭和２６年２月１９日の打合会で配付された日韓友好条約草案第３条は，下記のとおりとされている（乙Ａ３６５[－９２－及び－９３－]）。

記

第三条

(a)　日本国及び大韓民国は，貿易，海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために，最恵国待遇及び内国民待遇の原則に一般的に基づいている通商航海条約を締結するための交渉をなるべく速やかに開始するものとする。

(b)　該当する条約が締結されるまで，１９５１年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の後４年間，いずれの一方の当事国並びにその国民，産品及び船舶も，他方の当事国において，次の待遇を与えられる。（国民という語は，この条約で用いるときはいつでも法人を含む。）

(1)　貨物の輸入及び輸出に対する，又はこれに関連する関税，課金，制限その他の記載に関する最恵国待遇

(2)　入国，旅行，滞在，居住及び出国に関する最恵国待遇，この待遇は全ての外国人に対して等しく適用される当該国の法令及び規則に従って与えられる。

(3)　海運，公海及び輸出品に関する内国民待遇並びに自然人，法人及びこれらのものの，利益に関する内国民待遇。この待遇は，税金の賦課及び徴収，裁判を受けること，契約の締結及び履行，財産権，法人への参加並びに一般に全ての種類の事業活動及び職業

活動の遂行に関する全ての事項を含むものとする。

(c)　この条の適用上，差別的措置であって，それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基づきもの，その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基づくもの又は重大な安全上の利益を維持する必要に基づくものは，事態に相応しており，かつ，ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り，それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものとは認めない。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年当時検討されていた日韓友好条約草案第３条に対する通産省通商政策課の書面による意見並びに外資委員会，大蔵省理財局総務課長及び運輸省海運局外航課長の口頭による意見の具体的内容であると推認することができる。

これに対し，被告は，当該情報が財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程を詳らかにし，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張するが，当該情報が，上記ア(イ)で認定したその当時の日韓友好条約草案第３条の規定内容と照らしてみても，日韓会談で協議された請求権問題と直接関連するものであることを基礎付ける具体的事情は何ら主張されていないし，本件全証拠によっても，当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。したがって，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　以上によれば，通し番号１－２４１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２４１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４２の文書（文書１８３９）は，外務省条約局法規課が作成した次の内部文書によって構成されており，朝鮮半島における韓国政府の法的地位に関するサンフランシスコ平和条約及び国連総会決議等を考慮した上での日本政府の考察が記録されている。

(1)　昭和３５年１０月１０日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」と題する文書

(2)　昭和３５年１０月２０日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」と題する文書

(3)　昭和３５年１０月２７日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点Ⅳ）」と題する文書

２　通し番号１－２４２の文書のうち不開示部分は，上記１(3)の文書中にあり，３５ページ（－３５－）１４行目から１５行目までの約２行分であり，韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な提案や対処方針が記録されている。

（乙Ａ３６６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６６）。

記

(ﾎ)　請求権問題

■■■不開示部分■■■南鮮に関して解決すべきであるが，その場合に南北両鮮のいずれに帰属する債権か不明のものもあることが予想される。また，lump sum 方式を採る場合に南北に分ける比率の基準が難しい。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，韓国の地位と財産及び請求権問題に関して，要旨下記の記載部分がある（乙Ａ８２[－

３－以下]）。

記

(ｲ)　財産及び請求権問題は賠償と異なり，本来地域的性格のものであるとの立場から処理を行う。なお，平和条約４条(a)によれば，財産及び請求権の処理は，現に２条に掲げる地域の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とせられているところ，大韓民国政府は南鮮地域に関しては，かかる当局に該当するが，北鮮地域に関しても現に施政を行っているとは解し得ない。したがって，平和条約４条からみても韓国が処理し得る財産請求権の対象は南鮮部分に限るべきである。

ｂ　通し番号１－４７の文書の一部開示部分には，それぞれ韓国の地位と財産及び請求権問題に関する日韓両国の見解等が具体的に記録されており（乙Ａ１０２［－４－以下］），通し番号１－２４３の文書の一部開示部分にも，上記の点に関する日本政府の具体的見解（韓国の地位を踏まえ，韓国が処理し得る請求権問題の対象範囲や日本が請求権問題に関して特別取決めをすべき相手方等を具体的に検討したもの）が記録されている（乙Ａ３６７）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時，外務省において検討された請求権問題については韓国の地位との関係で南鮮に関して解決すべきであることに関する具体的見解であると推認することができる。

これに対し，被告は，当該情報が財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程を詳らかにし，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張する。しかし，当該情報は，本件全証拠によっても，前記アで説示した本件各文書の一部開示部分と異なるものであり，かつ，当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討

内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４３の文書（文書１８４１）は，外務省条約局法規課が作成した次の内部文書等によって構成されており，韓国の法的地位問題，財産・請求権問題及び在日韓国人の国籍問題に関しての日本政府の見解並びに対処方針が記録されている。

(1)　昭和３５年１２月１日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」と題する文書

(2)　昭和３７年3月１０日付け「韓国の地位に関する補足説明」と題する文書

２　通し番号１－２４３の文書のうち，不開示部分は，次の部分であり，上記１(1)の文書の「２　財産及び請求権問題」の項目中にあり，韓国の対日請求権の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案及び北朝鮮との請求権問題について検討した提案が記録されている。

①　１５ページ（－１５－）３行目から８行目までの約６行分

②　１５ページ（－１５－）９行目の１か所

③　１５ページ（－１５－）１６行目から末行まで及び１６ページ（－１５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙Ａ３６７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３６７）によれば，通し番号１－２４３の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

（参考）

請求権処理のフォーミュラとしては日本政府の債務中■■■不開示部分■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式を取り，■■■不開示部分■■■財産及び請求権については (1) 大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式（軍令第３３号の関係もあり，表現方法には若干問題があるべし）

と(2)国連による朝鮮の統一が達せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国との間の請求権問題の解決に向けて外務省が検討した請求権処理の様式に関する具体的提案又は具体的見解並びに北朝鮮との請求権問題につき検討した提案等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国又は北朝鮮との関係での請求権問題の解決に向けての具体的方策又は見解等であるから，本件全証拠によっても，これが韓国側に示されたこと又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば，通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２４４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４４の文書（文書１８４７）は，次の内部文書によって構成されており，将来的に締結され得る日韓間の基本条約について条約局とアジア局との間で協議した内容及び基本条約の内容に関する日本政府の方針が記録されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年４月１１日付け「基本関係問題（日韓会談）」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年４月１５日付け「日韓会談基本関係問題」と題する文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年４月２０日付け「日韓会談基本関係問題」と題する文書

(4)　外務省条約局法規課が作成した昭和３９年４月１４日付け「日韓基本関係問題の処理方針（案）」と題する文書

２　通し番号１－２４４の文書のうち不開示部分は，上記１(3)の文書中にあり，３２ページ（－３２－）８行目から３３ページ（－３３－）２行目までであり，「日韓会談基本関係問題」と題する文書にあり，韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針が記録されている。

（乙Ａ３６８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国と北朝鮮が別個の国家として国際社会において承認されている現在において，日韓間の条約が北朝鮮に及ぶかどうかの協議内容は，今日の日朝国交正常化交渉とは無関係であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３６８）。

記

４月１７日本件について条約局作成の「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」を中心に第３回省内打合せ会議を行ったが，その要約は次のとおり。

（中略）

４．第三項に関して条約局長より「北の部分には及んでいない」というのは三角地帯の問題を念頭に置き，又は「南の部分に限る」とするより広い意味を有すると解しているとの説明があった。■■■不開示部分■■■また条約局長より第三項の書き方は大韓民国が限定政府だということがはっきりでないようにするためでもある旨説明があったが，Ｚ２６９大使より，この書き方でもやはり限定的な感じが出るのではないかと疑問が出された。

（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５１の文書の一部開示部分には，日韓交渉における日本政府の立場に関して，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ８２［－３－以下］）。

記

１　韓国の地位（南北鮮の関係）

(ｲ)　条約の相手国としての韓国政府の地位は１９４８年国連決議１９５（Ⅲ）の内容に従い，朝鮮半島に成立している唯一の合法政府であるが，その実効的支配と管轄は南鮮の部分にのみ及んでいるものと観念する。（国連決議は，合法政府 lawful government なる表現を用い，正統政府なる表現を使用していない。したがって，「合法政府」又は「１９４８年の国連決議により認められた正統政府」なる表現を用いて説明することとする。）

同決議の解釈には韓国政府の管轄権を法的にも実効的にも南鮮に限ったとする解釈と実効的管轄権は南鮮に限られるが実効を伴わない抽象的な法的管轄権は観念的には全鮮に及ぶとの解釈があり得るが，日本政府としては後者の解釈を取る（ただし，対韓国及び国会等における説明としては，法的管轄権の範囲の問題は単

にアカデミックな問題であるとの理由で，できる限りこれに触れることを避け，国連決議の字句を繰り返すに止めることが賢明である。

上記の解釈をとる場合，ヴェトナムの地位との比較が問題となる。（中略）国会においてかかる質問が提起されたときは，韓国は国連決議の趣旨から見ても，またその成立の経緯（注）からみてもヴェトナムとの場合とは自ら異なる性格を有するが，特に本条約が扱わんとしている請求権等の問題は地域的つながりを無視しては解決し得ない問題であるので条約の諸規定はヴェトナムの場合と異なり現に韓国の実効的支配が及んでいる範囲についての処理を目的とすることとなる旨説明することとする。

(以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針であると推認することができる。

これに対し，被告は，当該情報が財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程を詳らかにし，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張する。しかし，当該情報は，本件全証拠によっても，前記ア(イ)で説示した本件各文書の一部開示部分にある見解と全く異なるものであり，かつ，当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから，被告の上記主張を採用することはできない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協

議の対象となり得るものであったとしても，前提事実（総論）のとおり，日朝平壌宣言では，１９４５年８月１５日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従い，日朝国交正常化交渉において具体的に協議することとされていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４５の文書（文書１８５１）は，次の内部文書等によって構成されており，日韓間の基本関係に関する合意文書について日韓両国の提案内容が記録されている。

(1)　外務省が作成した昭和３９年１２月１０日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月１０日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」と題する文書

２　通し番号１－２４５の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，２０ページ（－２０－）下側の余白の一番左の部分１か所であり，上記１(2)の文書にあり，日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ７８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓両国を連結する海底電線に関する見解は，日朝国交正常化交渉とは無関係であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ７８，Ａ３６９）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４５の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，「(6)　両国領土を連結する海底電線の均等分轄」との記載部分に関して手書きされた部分である。

(ｲ)　証拠（乙Ａ３６９）によれば，上記の「海底電線」は，日韓間の海底に敷設された海底ケーブルである（敷設場所の図面として，例えば，乙Ａ３６９［－３－及び－４－］参照）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓両国を連結する海底電線に関するものであるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得ることには疑問もあるし，仮にこの点をおくとしても，当該文書の作成後における

時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が北朝鮮との間で協議の対象となり得る請求権問題に関する現在の日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとも考え難いから，結局，当該情報は，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４６の文書（文書１８５７）は，外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており，日韓間の海底電線の帰属及び処理に関しての日本政府の対処方針及び日韓間での協議の概要が記録されている。

(1)　「日本国との平和条約第二十一条および第四条ｃに基づく，日本国と大韓民国とを結ぶ海底電線の二等分に関する取極（案）」と題する文書

(2)　昭和４０年１１月２４日付け「日韓ケーブル使用料に関連する諸問題について」と各題する文書

２　通し番号１－２４６の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，５ページ（－５－）「在外資産調査(注：かっこ内は判読不能)」と題する一覧表の「所属」欄に記載された法人名及び「資産価額」欄に記載された数字であり，日本の在韓国財産の一部をなす海底ケーブルについて日本政府部内で検討，試算した具体的な金額等が記録されている。

（乙Ａ３６９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓両国を連結する海底電線に関する見解は，日朝国交正常化交渉とは無関係であるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３６９）により認められる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間の海底に敷設された海底ケーブル（敷設場所の図面として，例えば，乙Ａ３６９［－３－及び－４－］参照）に関して日本側が作成した「在外資産調査」と題する一覧表中の「所属」欄の法人名及び「資産価額」欄の具体的金額等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録された情報は，日韓両国を連結する海底電線に関するものであるから，これが現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであるとは考え難いし，仮にこの点をおくとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が北朝鮮との間で協議の対象となり得る請求権問題に関する現在の日本政府の検討内容等を事前に

把握し又は推測する新たな材料となり得るものとも考え難いから，結局，当該情報は，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ　以上によれば，通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２４７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２４７の文書（文書１８６１）は，次の内部文書等によって構成されている。

(1)　外務省アジア局第二課が作成した「条約局長に対する依頼事項」

(2)　外務省経済局経済課が作成した昭和２５年９月２５日付け「日本の在外財産」と題する文書

２　通し番号１－２４７の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　６ページ（－６－）５か所及び７ページ（－７－）４か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，日本の在外財産の総額及び地域別の総額の比率について日本政府部内で検討，試算した具体的金額が記録されている。

②　８ページ（－８－）の「昭和２３年１２月１０日調　在外財産調査会」と題する一覧表の表題部分を除いた部分及び９ページ（－９－）「在外財産推定一覧表（個人資産及び陸海軍財産を除く）」と題する一覧表の「民有企業所有」（「不動産」，「動産」，「その他」及び「合計」）欄に記載された具体的数字（以下「不開示部分②」という。）

これは，日本の在外資産の国有・私有別，地域別及び品目別の総額及び比率について日本政府部内で検討，試算した具体的な金額が記録されている。

（乙Ａ３７０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２４７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３７０）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日本の在外資産については，昭和２０年１１月８日付け大蔵省令

第９５号により在外資産の所有者から報告を求めた。これに基づく報告は必ずしも正確と認められなかったので，外務省及び大蔵省共同で昭和２１年４月から昭和２４年３月まで在外財産調査会を設けて在外財産の額を調査した。この調査の報告は司令部に提出されたが，公表は許されていない。

この調査は，個人財産及び陸海軍財産を対象外として，民間企業及び国有財産の額を計算した。民間企業は全部について完全な調査ができなかったので，地域別にできるだけ多数の企業に付き計算してその結果に基づいて全体の財産額を推定した。表示価格は昭和２０年８月１５日現在の円価すなわち１ドルを１５円と計算したものによっている。

この調査によれば，日本の在外財産の総額は，■■■不開示部分①－１■■■で，その内訳は，

民間企業所有　■■■不開示部分①－１■■■

国有財産　　■■■不開示部分①－１■■■

となっている。

また，地域別総計額の比率は，次のとおりである。

朝鮮　■■■不開示部分①－２■■■％

台湾　■■■不開示部分①－２■■■％

満州　■■■不開示部分①－２■■■％

北支　■■■不開示部分①－２■■■％

中南支　■■■不開示部分①－２■■■％

その他　■■■不開示部分①－２■■■％

（樺太，南洋諸島，南方地域，欧州，米大陸等）

b　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書に添付された「在

外財産推定一覧表（個人資産及び陸海軍財産を除く）昭和２３年１２月１０日調　在外財産調査会」と題する一覧表にあり，(ｱ)「民有企業所有試算額」欄の①「被調査会社の試算額」欄中の「不動産」，「動産」，「その他」，「合計」，「全推定額に対する調査額の比率」，②「推定額」欄の「当該地通貨表示（単位百万）」，「昭和２０－８－１５円価格表示（１弗＝１５円）（単位百万）」，③「地域別比率」，(ｲ)「国有財産（単位百万）」欄，(ｳ)「総計（単位百万）」欄，(ｴ)「地域別比率」欄の各具体的数値の部分である。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，下記の記載がある（乙Ａ１０８［－２３８－］）。

記

１９５５年7月，アジア第１課「日本の在外財産状況」では，在朝鮮日本財産の推定額を１９４５年価格で国有財産１９２億６５００万円，法人財産５２１億０８２５万４０００円（在外財産調査会資料），個人財産１９２億０４７４万円（昭和２０年大蔵省令９５号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計），計９０５億７７９９万４０００円としている。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　不開示部分①－１

日本の在外資産の総額とその内訳

ｂ　不開示部分①－２

日本の在外財産についての上記アで認定した各地域別の総額の具体

的比率

(ｲ)　不開示部分②

日本の在外資産の国有・私有別，地域別及び品目別の総額及び比率について日本政府部内で検討，試算した具体的な金額（「朝鮮」地域に係る①「民間企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和２０－８－１５円価格表示（１弗＝１５円）（単位百万）」，②「国有財産」，③「総計」の金額は上記(ｱ)ａのとおりである。）

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①－１に記録されている情報については，上記ア(ｲ)で認定したとおり，日本の在外資産のうち在朝鮮財産の総額及び内訳が本件各文書の一部開示により既に公にされており，日本の在朝鮮財産の総額及び内訳を公にしないため，これを含む日本の在外資産の総額及びその内訳を秘匿すべき事情は失われているから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，不開示部分①－２に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の検討の前提となる在朝鮮日本財産の金額の試算方

法に係る基礎的推計値であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報のうち，朝鮮以外の地域に係るものについては，日本政府部内で在外日本財産について試算された具体的金額等ではあるが，韓国又は北朝鮮との交渉に直接関わるものでないことが明らかであり，また，「朝鮮」地域に係る①「民間企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和２０－８－１５円価格表示（１弗＝１５円）（単位百万）」，②「国有財産」，③「総計」の各金額については，上記(ｱ)のとおり，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方，その余のもの（朝鮮に係るもの及び全地域の総計欄に係るもの）は，日本政府部内で検討された請求権問題の検討の前提となる在朝鮮日本財産の金額の試算方法に係る基礎的推計値であるから，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示

されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２４７の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1) ａ　不開示部分①－１（６ページ（－６－）のうち最初の３箇所）

ｂ　不開示部分②のうち「地域」欄の「朝鮮」及び「総計」に係る各具体的数値を除いた部分並びに「朝鮮」地域に係る①「民有企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和２０－８－１５円価格表示（１弗＝１５円）（単位百万）」，②「国有財産」，③「総計」の各金額部分

(2) ａ　不開示部分①－２（不開示部分①のうち上記(1) ａで掲げたもの以外の部分）

ｂ　不開示部分②のうち，上記 (1) ｂで掲げたもの以外の部分

（別紙５）通し番号１－２４８

通し番号１－２４８の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については，（別紙５）通し番号２－１０２－２で併せて説示する。

（別紙５）通し番号１－２５０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５０の文書（文書１８７７）は，次の電信文によって構成されており，各国駐在大使あてに発信された日韓会談の進捗状況及び会談の概要等の報告及びこれに対する各国駐在大使から返信された見解等が記録されている。

(1)　昭和２８年１１月６日付け「日韓会談の件」と題する電信文

(2)　昭和３２年５月２７日付け「日韓予備に会談に関する件」と題する電信文

(3)　昭和３２年６月２７日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文

(4)　昭和３２年１０月２２日付け「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文

２　通し番号１－２５０の文書のうち，不開示理由１に係る不開示部分は，１ページ（－１－）約２行分であり，外務大臣から駐英大使あてに発信された「日韓会談の件」と題する電信文にあり，韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙Ａ８０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は，韓国政府に対してなされた提案を含むし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５０の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ８０）。

記

その後Ｚ２４０大使と話し合いの結果，米国は日韓双方の要請に応えるとの建前にてあっせんに乗り出すこととなったので，近く会談は米側オブザーバーを迎え再開となる機運が動きつつある。

ただし，韓国側の態度はいまだ分からず，したがって，その成否も不明である。なお，再開の場合は，日本側は，請求権については相互放棄を原則とする■■■不開示部分■■■漁業についても日韓双方の満足のいくごとき措置を協議する心算なる旨宣明し，韓国側

は抑留漁夫漁船の返還を声明する建前としている。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間

の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１ア

ジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（乙Ａ６３）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内

容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e) なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預かり金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払い賃金供託済み分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ　以上の諸点を総合すれば，通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開さ

れていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５０の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２５１

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２５１の文書（文書１８８１）は，外務省条約局法規課が昭和３７年７月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する内部文書であり，日韓会談において懸案事項となっていた両国の基本関係，財産・請求権問題，船舶問題及び漁業問題の概要，交渉の記録並びに日本政府の対処方針等が記載されている。

このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次の部分であり，①には韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が，②には韓国の対日請求権について日本政府部内において試算した具体的な金額が，それぞれ記録されている。

①－１　３２ページ（－３２－）右葉（６０）２５行目から２６行目まで

①－２　３３ページ（－３３－）左葉（６１）２４行目から２５行目まで，右葉（６２）１７行目から１９行目まで，２０行目から２１行目まで，２５行目から２６行目まで，２８行目，３４ページ（－３４－）左葉（６３）２行目から４行目まで，２８行目から３０行目まで，右葉（６４）６行目から７行目まで

①－３　３９ページ（－３９－）左葉（７３）５行目，１５行目，２２行目から２３行目まで，２４行目から２５行目まで，右葉（７４）１１行目から１２行目まで，１４行目から１５行目まで，１６行目，４０ページ（－４０－）左葉（７５）３行目から４行目まで，８行目から９行目まで，１３行目から１４行目まで，１６行目から１７行目まで，３３行目，右葉（７６）１６行目から２０行目まで，２１行目から末行まで，４１ページ（－４１－）左葉（７７）３行目から５行目まで，９行目から１２行目まで，１７行目から２０行目まで，右葉（７８）２行目から４行

目まで，６行目から１０行目まで，２６行目から２７行目まで，２８行目，３０行目から末行まで，４２ページ（－４２－）左葉（７９）１行目から１０行目まで，１７行目から２２行目まで，右葉（８０）２２行目から２３行目まで

①－４　４３ページ（－４３－）左葉（８１）２１行目から２２行目まで，２４行目から２５行目まで，２９行目から３１行目まで，右葉（８２）１行目から２行目まで

①－５　５４ページ（－５４－）左葉（１０３）３１行目から末行まで，右葉（１０４）全体，５５ページ全部（－５４－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

②－１　３４ページ（－３４－）右葉（６４）１３行目から１５行目まで

②－２　３５ページ（－３５－）右葉（６６）１８行目から２０行目まで

②－３　３９ページ（－３９－）右葉（７４）１３行目

②－４　４３ページ（－４３－）左葉（８１）１１行目

（乙Ａ８２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ８２）。

ａ　不開示部分①－１

不開示部分①－１は，昭和３７年３月８日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

６．韓国側の提示された諸請求のうち，南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対するものであって，事実及び法律関係が明白に立証されたものについては，■■■不開示部分①－１■■■当然，前に述べた「米国解釈」に従って，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

ｂ　不開示部分①－２

不開示部分①－２は，昭和３７年３月９日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

要綱２．逓信局関係に関して

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行われていた郵便貯金の大蔵省預入金と朝鮮簡易生命保険，郵便年金特別会計の大蔵省預入金のうち韓国人分の支払を請求しているが，

日本側としては，これらにつき事実関係にも法律関係にも問題はあるが，■■■不開示部分①－２(1)■■■ただし，大蔵省預入金のうち韓国人分をどのように推定するかについては，日本側としては事務折衝において当方が示した線を修正することは困難である。

要綱４．閉鎖機関，在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は，終戦前，韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが，

（中略）

もっとも，日本側としては閉鎖機関令ないしＳＣＡＰＩＮ１９６５号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について，旧株主の権利は尊重しており，既に事務折衝において，韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している次第であり，そのうち韓国人分の取扱については話合いの用意がある。

要綱５の(1)　日本有価証券に関して

韓国側は，事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが，■■■不開示部分①－２(2)■■■日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから，米軍令３３号の効力は及ばないと考え

る。■■■不開示部分①－２(3)■■■

要綱５の(2)　日本系通貨に関して

韓国側は，事務折衝において，戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが，

日本側としては，■■■不開示部分①－２(4)■■■焼却分については，無記名債券の亡失に準じて債権消滅と考えるのが道理にかなっていると思われるが，日本銀行員が焼却に立ち会った分については，問題はあるが■■■不開示部分①－２(5)■■■しかし，日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず，また，日本銀行券，日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱５の(3)　韓国人労務者等の未収金に関して

■■■不開示部分①－２(6)■■■

要綱５の(4)のａ　集団移入韓国人労務者の補償金に関して

韓国側は，事務折衝において，日本に強制連行された労務者につき生存者，死亡者，負傷者それぞれ一定額の補償を請求しているが，

日本側としては，昭和１４年以来，昭和２０年４月頃までに，自由募集，官あっせん，最後には徴用により集団移入した事実は認めるが，これらの労務者は，日本人として内地に渡来し，内地人と共に勤労したもので，これに対し日本側として，補償金を支払う法律的根拠がない。また，これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては，その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものである。

ただ，戦時中集団として日本に移住した労務者であって終戦時まで日本内地において勤務し，戦後韓国に帰還した者に対しては，これら労務者の中に気の毒な事情にあったものも相当数いたであろうことは十分認識している。

要綱５の(5)のａ　韓国人恩給請求に関して

韓国側は，終戦時の既裁定分のほか，未裁定分合計５５千名の恩給の２０年分を請求しているが，■■■不開示部分①－２(7)■■■既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。

平和条約発効後の問題については，韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが，この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題等もあわせて更に研究したいと考えている。

要綱５の(5)のｂ　帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は，終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金，日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが，日本側としては，■■■不開示部分①－２(8)■■■朝連へ寄託したとする分については，その事実を示す記録が全く存在しないので，その支払は不可能である。

ｃ　不開示部分②－１

不開示部分②－１は，昭和３７年１月１０日付け「韓国側請求に対するコメント」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　韓国側請求の査定に当たっては，アメリカ解釈における Relevant clause の取扱い方が大きい問題となる。１９４５年８月現在の在外日本資産状況に関するＳＣＡＰ資料によれば，当時の在鮮日本資産総額は■■■不開示部分②－１■■■にのぼる。（以下略）

ｄ　不開示部分①－３，不開示部分②－２及び不開示部分②－３

不開示部分①－３，不開示部分②－２及び不開示部分②－３は，昭和３７年１月１２日付け「日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記の

とおりである。

記

Ⅰ　請求権処理に関する一般的問題

１．（略）

２．米国解釈の問題

１９４５年８月現在の在鮮日本資産総額は，■■■不開示部分②－２■■■にのぼる（１９４５年大蔵省提出のＳＣＡＰ資料。１５円＝１ドルによる換算）。

（中略）

Ⅱ　要綱に関する個別的問題点

要綱Ⅱの１（２．３は討議留保）

(1)　韓国側主張：（中略）

(2)　日本側立場：■■■不開示部分①－３(1)■■■

(3)　問題点(ⅰ)・(ⅱ)　（略）

(iii)　仮に韓国側請求とは別に国家承継理論の立場から業務一切の承継を行わせる場合は■■■不開示部分①－３(2)■■■。質し，この場合も(ⅰ)及び(ⅱ)並びに未払の日本人分を留保した残高支払をもって足りる（Relevant clause）。

(iv)　（略）

(ⅴ)　利子については，■■■不開示部分①－３(3)■■■ただし，inflateする理由はない。

(vi)　■■■不開示部分①－３(4)■■■

要綱Ⅳ　（略）

要綱Ⅴの１

(1)　韓国側主張：（略）

(2)　日本側立場：(ｉ)■■■不開示部分①－３(5)■■■

(ii)　鮮銀所有分中１９４５年８月２５日付け名義切替登録国債■■■不開示部分②－３■■■は，■■■不開示部分①－３(6)■■■

(iii)　軍令第３３号により取得したものは■■■不開示部分①－３(7)■■■（relevant clause の対象とする理由はあるが，実際には判定不能）

（中略）

要綱Ⅴの２

(1)　韓国側主張：（略）

(2)　日本側立場：(ｉ)　■■■不開示部分①－３(8)■■■

(ii)　（中略）

(3)　問題点：(ｉ)　(2)(ｉ)については，日銀吏員立会の効果いかんが問題となり，債務確認の行為ではないと論ずる余地もないわけではない■■■不開示部分①－３(9)■■■。（殊に政府紙幣については日銀吏員の立会で十分か否か技術的には問題があろう。）

(ii)　焼却分に未発行券が含まれているか否かの問題については，日銀側において発行手続がとられたものである限り，鮮銀から発行後集中したものか否かは無関係であり■■■不開示部分①－３(10)■■■

(iii)　本件請求が要綱Ⅱの１（逓信局関係）による請求と重複する部分があるか否かの問題については，■■■不開示部分①－３(11)■■■実質上も，かかる個人債権のもととなった預金等の現金は郵便局において保管又は逓送中のまま鮮銀に集中焼却されたはずであるから，要綱Ⅱの１において在鮮現

金分を relevant clause によって差し引けば重複する部分はなくなるものと考えられる。

（以下略）

要綱Ⅴの３

(1)　韓国側主張：（略）

(2)　日本側立場：■■■不開示部分①－３(12)■■■

(3)　問題点：（略）

要綱Ⅴの４

(1)　韓国側主張：（略）

(2)　日本側立場：（ⅰ）　純法律的にはこれら徴用韓人は日本人として国内法上の規制に従って徴用されたものであるから，日本人労務者の場合（後述）以上の手当をする義務は国内法上も国際法上も存在しない。

（ⅱ）　日本人労務者に対する手当は昭和２７年の戦傷病者，戦没者遺族等援護法によりはじめて規定されたものであるから，形式的には平和条約により日本国籍を失った韓国人には適用がない。

（ⅲ）　■■■不開示部分①－３(13)■■■

(3)　問題点：■■■不開示部分①－３(14)■■■

（ⅲ）　金額算定基準として引揚者給付金を利用する案は，厳密には類似のケースでない点（給付金は日本側に生活の本拠を有した引揚者に支払われる見舞金の性格を有する）に問題はあるが，■■■不開示部分①－３(15)■■■（これと上記援護法の累積適用の可能性もある。）

（ⅳ）　一般労務者以外の軍人，軍属に対する補償金は未払恩給の問題とは一応別な請求と考えられるが，軍人については負傷，

疾病，死亡の場合につき恩給法上の支払と一部分重複する可能性がある。

（ｖ）　■■■不開示部分①－３(16)■■■

要綱Ⅴの５(1)

(1)　韓国側主張：軍人，軍属の普通恩給（死亡，負傷を含まない）を含む恩給であって既裁定，及び終戦時申請中の未裁定分の一時金及び２０年間分の年金を請求するものである。

(2)　日本側立場：日本人と同一の待遇を与えるという立場■■■不開示部分①－３(17)■■■

(3)　問題点：（略）

要綱Ⅴの５(2)

(1)　韓国側主張：帰国韓国人の(ⅰ)税関寄託預かり金，(ⅱ)未決済鮮銀券，(ⅲ)朝連預託金差押え分の返還支払を請求する。

(2)　日本側立場：■■■不開示部分①－３(18)■■■

(3)　問題点：(ⅰ)　朝連はポツ勅により解散団体に指定され，その財産は没収されて国庫に帰属した。■■■不開示部分①－３(19)■■■

(ⅱ)　■■■不開示部分①－３(20)■■■

要綱Ⅴの６（略）

要綱Ⅵ

(1)　韓国側主張：韓国人の日本政府又は日本人に対する権利であって要綱Ⅰ～Ⅴに包含されないものは日韓会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合，国交正常化の時まで事項は進行しないものとする。

(2)　日本側立場：(ⅰ)　■■■不開示部分①－３(21)■■■

(ⅱ)　■■■不開示部分①－３(22)■■■一切放棄せしめる。

(3)　問題点：(ⅰ)　通常のいわゆる「私的請求権」に関する処理協定では，完全な免責条項を設けるのが通例であり，■■■不開示部分①－３(23)■■■

(ⅱ)　しかしながら日韓間の関係においては軍令第３３号による没収措置があったために，(ⅰ)の原則をそのまま認めるばあいには極めて不当な結果となる可能性がある（例えば前述要綱Ⅴの(6)）したがって，(2)(ⅰ)に述べたごとき制限を附することは最小限度必要と思われる（具体的にこの原則をいかに規定するかは極めて困難な問題であって，実体の調査及び drafting の検討を必要とする。）

(ⅲ)　要綱Ⅵの原則について何ら協定中に規定をおかない方式は，■■■不開示部分①－３(24)■■■完全放棄か又は上述(2)のごときラインでこの点に関する規定を明示的におくことは我が国の立場からも必須である。

(ⅳ)　（略）

(ⅴ)　軍令第３３号と同種の措置が執られたオーストリアの場合は，（中略）

ただし，注目すべきことはこれらの債務の中に国家条約によってオーストリアに譲渡されたドイツ自然人又は法人の財産（軍令第３３号の対象となった財産に対応する。）に属する債務については，オーストラリア国がこれら財産の限度で責任を負うことが規定されている事実である。■■■不開示部分①－３(25)■■■（詳細は同財産条約第２，３部参照）

e　不開示部分①－４及び不開示部分②－４

不開示部分①－４及び不開示部分②－４は，昭和３７年２月７日付

け「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理（討議資料）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．Ex gratia 支払の規定方式

（中略）

２．Ex gratia 支払の説明

(ｲ)　韓国側請求の中，厳密な法的根拠と裏付資料とを備え，通常の厳密な請求権として処理の対象となり得るものは■■■不開示部分②－４■■■にしか達しないものと推定される。（中略）

したがって，法及び国際慣行からみて支払が妥当であると判断される請求項目については，合理的な推定を加えた事実を起訴として支払額を積算する必要があるが，この場合には全体を ex gratia として支払うことが適当となる。■■■不開示部分①－４■■■

ただし，かかる方式によった支払は純粋に厳密な請求権支払ではない■■■不開示部分①－４■■■本支払によって韓国側が

（中略）

(ﾛ)　韓国側請求の要綱６．の大筋については，軍令第３３号との関連を別にすれば，■■■不開示部分①－４■■■（ただし，具体的規定の方法には技術的な問題が多い。）

しかし，上述したように ex gratia 支払によって lump sum settlement を行う場合には，■■■不開示部分①－４■■■平和条約第４条(a)から生ずる一切の懸案を解決する方式が一層適当ではないかと思われる。

ｆ　不開示部分①－５

不開示部分①－５は，昭和３７年２月２６日付け「要綱６に関する

問題点（討議用資料）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　韓国側提案内容次のとおり

「題目：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則。

内容：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利であって，要綱第１項から第５項に包括されないものは，韓日会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合には，国交正常化されるときまで時効は進行しないものとすること。

２　これに対する我が国の原則的立場としては一応次の４案の可能性が考えられる。

■■■不開示部分①－５■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①－１関係

通し番号１－２１３の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月１０日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」と題する文書があり，その内容は，不開示部分①－１の前後の記載とほぼ一致するところ，不開示部分①－１に相当する部分は，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３４５）。

記

６．韓国側の提示された諸請求のうち，南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対するものであって，事実及び法律関係が明白に立証されたものについては，日本として支払うべきものとなるのであるが，その支払の具体的金額を決定するに当たっては，当然，

前に述べた「米国解釈」に従って，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

b　不開示部分①－２及び不開示部分②－１関係

(a)　通し番号１－２１３の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月９日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書があり，その内容は，不開示部分①－２及び不開示部分②－１の前後の記載とほぼ一致するところ，不開示部分①－２及び不開示部分②－１に相当する部分は，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ３４５）。

記

要綱２．逓信局関係に関して

（中略）

日本側としては，これらにつき事実関係にも，法律関係にも問題はあるが，韓国側請求の趣旨は一応理解できるので，好意的考慮する用意はある。ただし，（以下略）

要綱５の（1）　日本有価証券に関して

韓国側は，事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが，

日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては，■■■不開示部分■■■他方，登録債のうち，日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから，米軍令３３号の効力は及び得ないと考える。■■■不開示部分■■■

要綱５の(2)　日本系通貨に関して

（中略）

日本側としては，（中略）日本銀行員が焼却に立ち会った分に

ついては，問題はあるが，特に好意的に考慮したいと考えるが，日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず，また，日本銀行券，日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱５の(3)　韓国人労務者等の未収金に関して

韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給，賃金，年金，手当等の未収金を請求しているが，日本側としては，韓国人分と確認される未収金については，■■■不開示部分■■■

要綱５の(5)のａ　韓国人恩給請求に関して

韓国側は，終戦時の既裁定分のほか，未裁定分の恩給の２０年分を請求しているが，

日本側としては，平和条約発効までの未裁定者を含め，戦前国庫が負担していた分については，受給権者に対して■■■不開示部分■■■

平和条約発効後の問題については，韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが，（以下略）

(b)　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年２月８日に開催された第六次日韓会談の一般請求権小委員会第１０回会合におけるＺ６０主査の説明内容の概要が記録されているところ，不開示部分①－２に関連する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ１８８）。

記

(1)　「日本有価証券」

(a)　登録分

（ｉ）　閉鎖機関，在外会社所有のもの

（略）

(ⅱ) 逓信部所有のものについては，（略）

(ⅲ) その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく究明し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては，日本側としては，韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(3) 「韓国人被徴用者未収金」

双方の納得する金額を基礎として，検討を重ねたい。

(5) 「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a) 恩給関係

恩給支給の範囲について，日本側としては，必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが，

(ⅰ) 人員の範囲については，恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ⅱ) 我が方としては，日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上，平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。したがって，韓国側の主張する 20 年間支給の要求には応ずることができない。

(ⅲ) また，軍人軍属について付言すると，軍人は，日本人の場合と同様に取り扱うほかないが，軍人恩給復活の時期との関係よりして，増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は，いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b) 寄託金関係

(ⅰ) 税関に寄託された通貨類及び (ⅱ)鮮銀券と交換した日銀

券

いずれも，金額について調整を得た上で考慮したい。

(ⅱ) 旧朝連に寄託し，現在日本政府に差し押さえられたもの

寄託の経緯，金額についての事実関係は承知していないが，仮に，旧朝連財産に係るものが混在していたとしても，旧朝連の財産差押えはＳＣＡＰの指令に基づく措置であり，さらに，財産の処分代価は，在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから，実質的に韓国人に還元されており，改めて韓国政府の請求に応ずべき筋合いのものではない。

c　不開示部分①－４及び不開示部分②－４関係

通し番号１－２０８の文書は，上記(ｱ)ｅで認定した不開示部分①－４及び不開示部分②－４を含む引用文書と同一の文書であるところ（乙Ａ３４１参照），不開示部分①－４及び不開示部分②－４に相当する部分は，要旨下記のとおりである（乙Ａ３４１）。

記

１．Ex gratia 支払の規定方式

（中略）

２．Ex gratia 支払の説明

(ｲ) 韓国側請求の中，厳密な法的根拠と裏付資料とを備え，通常の厳密な請求権として処理の対象となり得るものは高々数百万ドルにしか達しないものと推定される。（中略）

したがって，法及び国際慣行からみて支払が妥当であると判断される請求項目については，合理的な推定を加えた事実を起訴として支払額を積算する必要があるが，この場合には全体を ex gratia として支払うことが適当となる。（したがって，ex gratia

支払であっても法的にも国際慣行から見ても支払根拠のない項目を含めることはできない。）

ただし，かかる方式によった支払は純粋に厳密な請求権支払ではないが，その積算根拠は本来韓国側の請求の中，法的根拠あるものを中心としたのであるから，支払によって韓国側が（中略）

(ﾛ) 韓国側請求の要綱６．の大筋については，軍令第３３号との関連を別にすれば，一概に不当とはいえないと考えられる。特に要綱Ⅴの６．生命保険支払準備金中の韓国人分の支払を拒否する場合には，純粋に私人間の請求に関しては個別的処理の道を開いておくことには理由がある。（ただし，具体的規定の方法には技術的な問題が多い。）

しかし，上述したようにex gratia支払によってlump sum settlementを行う場合には，これら私人間請求分をも考慮した金額を決定することにより，平和条約第４条(a)から生ずる一切の懸案を解決する方式が一層適当ではないかと思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ) 不開示部分①－１

通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した「日本として支払うべきものとなるのであるが，その支払の具体的金額を決定するに当たっては」との文言と又はこれと同様のもの

(ｲ) 不開示部分①－２

ａ 不開示部分①－２(1)

通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「韓国側請求の趣旨は一応理解できるので，好意的考慮する用意は

ある。」との文言又はこれと同様のもの

ｂ　不開示部分①－２(2)

日本有価証券に関する日本側の具体的対処方針であって，通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては，・・・他方，登録債のうち，」との文言を含み，上記「・・・」には通し番号１－１８の文書で開示されている「韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する」との文言と同趣旨のものが入るもの

ｃ　不開示部分①－２(3)

日本有価証券に関する日本側の具体的対処方針（ただし，これは，登録債のうち閉鎖機関・在外会社分及び逓信局所有分以外のものに関して，通し番号１－１８の文書で開示されている「その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく究明し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する」との見解と同趣旨のものである可能性が高い。）

ｄ　不開示部分①－２(4)

日本系通貨に関する日本側の具体的対処方針

ｅ　不開示部分①－２(5)

通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「特に好意的に考慮したいと考える」との文言又はこれと同様のもの

ｆ　不開示部分①－２(6)

韓国人労務者等の未収金に関する日本側の具体的対処方針であって，通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給，賃金，年金，手当等

の未収金を請求しているが，日本側としては，韓国人分と確認される未収金については」との文言を含み，当該未収金につき，通し番号１－１８の文書で開示されている「双方の納得する金額を基礎として，検討を重ねたい。」との見解と同様，日本側が韓国側の要求に応じる余地がある旨などを指摘したもの

ｇ　不開示部分①－２(7)

韓国人恩給請求に対する日本側の具体的対処方針であって，<ｱ>通し番号１－２１３の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した「日本側としては，平和条約発効までの未裁定者を含め，戦前国庫が負担していた分については，受給権者に対して」との文言を含み，<ｲ>　通し番号１－１８の文書で開示されているところと同様に，上記の限度では未払恩給の支払請求に応じる余地がある旨などを指摘したもの

ｈ　不開示部分①－２(8)

帰国韓人寄託金に関する日本側の具体的対処方針であり，通し番号１－１８の文書で開示されているところと同様に，<ｱ>税関に寄託された通貨類及び<ｲ>鮮銀券と交換した日銀券については考慮する旨などを指摘したもの

(ｳ)　不開示部分②－１及び不開示部分②－２

１９４５年８月現在の在外日本資産状況に関するＳＣＡＰ資料に記録されている当時の在鮮日本資産総額

(ｴ)　不開示部分①－３及び不開示部分②－３

ａ　不開示部分①－３

外務省が検討した韓国の対日請求権の項目ごとの日本側の対処方針又は具体的解決策若しくはこれに関する具体的見解等

ｂ　不開示部分②－３

鮮銀所有分中１９４５年８月２５日付け名義切替登録国債の金額

(ｵ)　不開示部分①－４及び不開示部分②－４

通し番号１－２０８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｃで認定した文言と同一のもの

(ｶ)　不開示部分①－５

外務省が検討した韓国の対日請求要綱第６項に関する日本側の具体的見解等

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①－１，不開示部分①－４及び不開示部分②－４

不開示部分①－１，不開示部分①－４及び不開示部分②－４に記録されている情報は，既に他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，現在において請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分①－２について

ａ　(1)，(5)

不開示部分①－２(1)及び同(5)に記録されている情報は，既に他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，上記(a)と同様の理由により，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情

報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

b　(2)，(6)，(7)，(8)

不開示部分①－２(2)，同(6)，同(7)及び同(8)に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により公にされている見解等から容易に推測することができるものであり，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから，現在において請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

c　(3)，(4)

不開示部分①－２(3)及び同(4)に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針であり，他の行政文書の一部開示部分と同趣旨のものが記録されている可能性は否定できないものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある

といえる。

(ｳ)　不開示部分①－３，不開示部分①－５，不開示部分②－１，不開示部分②－２及び不開示部分②－３

不開示部分①－３，不開示部分①－５，不開示部分②－１，不開示部分②－２及び不開示部分②－３に記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又は具体的対処方針等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

したがって，通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。なお，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を

公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

これに対し，後記２(2)に掲げるものは，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分中通し番号１－２５１の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)ア　不開示部分①－１

イ　不開示部分①－２のうち，次の部分

(ｱ)　３３ページ（－３３－）左葉（６１）２４行目から２５行目まで（不開示部分①－２(1)）

(ｲ)　３３ページ（－３３－）右葉（６２）１７行目から１９行目まで（不開示部分①－２(2)）

(ｳ)　３３ページ（－３３－）右葉（６２）２８行目（不開示部分①－２(5)）

(ｴ)　３４ページ（－３４－）左葉（６３）２行目から４行目まで（不開示部分①－２(6)）

(ｵ)　３４ページ（－３４－）左葉（６３）２行目から４行目まで，２８行目から３０行目まで（不開示部分①－２(7)）

(ｶ)　３４ページ（－３４－）右葉（６４）６行目から７行目まで（不開示部分①－２(8)）

ウ　不開示部分①－４，不開示部分②－４

(2)ア　不開示部分①－２のうち，上記(1)イに掲げた部分以外の部分

イ　不開示部分①－３

ウ　不開示部分①－５

エ　不開示部分②－１，不開示部分②－２，不開示部分②－３

（別紙５）通し番号１－２５２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５２の文書（文書１８８２）は，外務省が作成した「IX　日韓会談予備交渉－請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する内部文書であり，第六次日韓会談に至るまでの経緯並びに会談における懸案事項の概要及び対処方針等が記録されている。

２　このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①－１　９ページ（－９－）１か所

①－２　３６ページ（－３６－）１か所

①－３　６０ページ（－６０－）３か所

①－４　１０２ページ（－１０２－）４か所（以下，これらを併せて「不開示部分①」という。

これは，いずれも財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国に供与することを検討していた具体的な金額が記録されている。

②　３１ページ（－３１－）下から２行目から３２ページ（－３２－）３行目まで，７行目から１０行目まで，１５行目から末行まで，３３ページ（－３３－）７行目から９行目まで（以下，これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは，いずれも財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

（乙Ａ８３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ８３）。

ａ　不開示部分①－１

不開示部分①－１の前後の記載は，下記のとおりである。

記

（裁判所注：１９６２年）７月２４日，午後７時半から約１時間半白金の公邸で，大平大臣の下にＺ１８首席代表（中略）らが集ま

って今後の日韓会談の進め方が討議された。（中略）

この会議での記録は次のとおりである。

（中略）

大平大臣：そのことは私の方で考える。

なぜ「無償援助」とするのか。

Ｚ１７：「請求権」では，いくら甘く査定しても■■■不開示部分①－１■■■どまりだが，まとめるためには２億まで出さねばならないのが，今のところ常識となっている（中略）

b　不開示部分①－２及び不開示部分②

不開示部分①－２及び不開示部分②は，昭和３７年７月２０日付け「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」と題する文書を引用した部分であり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　日韓会談における韓国の対日請求権処理に当たって，日本がその支払に応じ得るものは十分に法的根拠のある請求権に限られるということは，従来，日本側の堅持してきた態度である。しかるに，本年３月まで継続された請求権委員会や専門家会議の討議，及び日本側関係機関による資料の検討によれば，主として下記の諸事情により，日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。

(ｲ)　事実関係の確認が極めて困難であること。

終戦後十数年の時日が経過している上に，朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり，■■■不開示部分②－１■■■確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ﾛ)　関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。■

■■不開示部分②－２■■■これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。■■■不開示部分②－３■■■

(ハ)　本件処理に当たっては，対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては，■■■不開示部分②－４■■■概括的な算出方法を採らざるを得ず，これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(ニ)　平和条約４条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用するかということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても，日本側は，従来より一貫して，この「米国解釈」により，在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求処理に当たって考慮に入れられるべきであると主張しているので，どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。

(ホ)　韓国側は，請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに，一括政府資金として経済発展，社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが，日本側の立場からいうと，請求権支払である以上，これが確実に個人の手に渡ることを要請せざるを得ない。

２　韓国側は，現在においても，公式には，日本側が巨額の「請求権」を支払うことを要求するとの立場をとっている（中略）。

しかしながら，仮に日本側がこのような方式を容れた場合には，

「無償援助」は経済協力の一方式というよりは「請求権」の変装ないし偽装であり，請求権として支払えないものを「無償援助」という概念を導入して支払うということが余りにも明瞭となり，国民の納得を得ることは難しく，国会への説明も極めて困難と思われる。さりとて，「無償援助」の概念を導入せず，あくまで「請求権」として解決するとすれば，たとえでき得る限り条理や国際先例を加味して膨らませても■■■不開示部分①－２■■■が限度であり，これでは韓国側の希望する総額と余りにも隔たりがあり，会談を妥結させることはほとんど不可能と認められる。

b　不開示部分①－３

不開示部分①－３の前後の記載は，下記のとおりである。

記

しかし，その後第６回（裁判所注：昭和３７年９月１３日）にはＺ２３６大使が受けている訓令には「韓国側は１億ドル下がったなら日本側にもその半分の０．５億ドル上がって欲しい」内容になっていると述べ，非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらとするか」と質したのに対し，Ｚ１７アジア局長は「■■■不開示部分①－３■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分①－３■■■に■■■不開示部分①－３■■■足した数字である。」と答えていた。

c　不開示部分①－４

不開示部分①－４は，昭和３７年１０月２２日の池田総理とＺ２２３中央情報部長の会談要旨に係る部分であり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２　請求権問題

（中略）

Ｚ２２３部長より，具体的な金額の明示に固執したのに対し，総理より「自分としては，元来，法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから，どんなに甘く計算しても■■■不開示部分①－４■■■が精々である。」と述べられたのに対し，Ｚ２２３部長より「５０億ドルの輸出国たる日本が■■■不開示部分①－４■■■とは少額すぎる」と述べたのに対し，総理より「日本の外貨準備は表面上１７億ドル余あるが，輸出ユーザンスその他の債務を差し引くとネット３，４億ドルにすぎないから，■■■不開示部分①－４■■■でも膨大である。」と答えられた。さらに，Ｚ２２３部長より，「■■■不開示部分①－４■■■はぎりぎりの最後の数字か」と念を押したのに対し，総理より「自分としては右が適当な数字であると思っているが，これには外務大臣の考え方もあり，内外の世論の帰趨も考慮に入れる要があるから，これが絶対的に最後の数字というわけではない」旨答えられた。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①－１関係

通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年３月の小坂外務大臣・崔長官会談に関する記載として，要旨下記のとおり記録されている（乙１０８）。

記

（中略。裁判所注：１９６２年）3月7日，日本側の「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」が次のとおり定められた。

（中略）

(ﾊ)　次に，各項目ごとに，上記(ﾛ)の考え方に基づいた日本側の基

本的見解を明らかにし，（中略）総額として示す数字は，外務省Ａ案（総額約１億ドル，別添参照）を使用することとする。

（中略）

Ｚ１７アジア局長「日韓交渉の回顧」（Ｚ２８北東アジア課長，Ｚ２９北東アジア課首席事務官同席）には次のとおり記している。

「Ｚ１７：（略）

Ｚ２９：あの時だったですか。別室でＺ１７局長とＺ３０とが会って「請求権の金額をおまえからいえ，そっちからいえではいかんというんで，お互いに紙に書いてイチ，ニ，サンで渡そうということにした。その前たしか１億ドルという数字が局長の頭にあったけれども，会議の雰囲気からみて，少しさばを読もうというので，７０００と書いて出したら，向こうはちょうど１０倍の７億と書いてきたとかいう・・・

（以下略）

b　不開示部分①－２及び不開示部分②関係

(a)　通し番号１－２０７の文書（昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書）の一部開示部分には，要旨次のとおり記録されている（乙Ａ３４０）。

記

１．日韓会談における韓国の対日請求権処理に当たっては，日本側がその支払に応じ得るものは，十分に法的根拠のある請求権に限られるということは，昨年１１月の池田，朴会談においても確認せられたところである。しかるに，今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議，及び，日本側関係機関による資料の検討によれば，主として下記の諸事情により，日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明する

に至った。（中略）

(ｲ)　事実関係の確認が極めて困難であること。

終戦後十数年の時日が経過している上に，朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり，請求権の重要部分を占める軍人軍属，徴用労務者の総数，死亡者数，負傷者数等の正確な把握は不可能に近いが，もし法的根拠のある請求権としてこれらに対する恩給等を支払うためには確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ﾛ)　関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば，我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので，韓国人に対する恩給の支払は，これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，■■■不開示部分■■■

(ﾊ)　本件処理に当たっては，対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ，南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても，そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては，例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比率を基準として７０％を掛け，徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して９５％を掛けるなど，概括的な算出方法を採らざるを得ず，これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(ﾆ)　平和条約４条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用する

かということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても，日本側は，従来より一貫して，この「米国解釈」により，在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求処理に当たって考慮に入れられるべきであると主張しているので，どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。（他方，このような説明が可能になったとしても，表現いかんでは旧在韓資産補償要求を不必要に刺激するおそれもある。）

(ﾎ)　なお，韓国側は，請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに，一括政府資金として経済発展，社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが，日本側の立場からいうと，請求権支払である以上，これが確実に個人の手に渡ることを要請せざるを得ず，この間の調整の問題も起こる。

（中略）

(b)　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，昭和３７年２月７日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書の引用部分があるところ，このうち，不開示部分②－３に相当する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２１２－及び次ページ］）。

記

(ﾛ)　（中略）このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，国際先例をも勘案し，韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

c　不開示部分①－３関係

通し番号１－９１の文書の一部開示部分には，昭和３７年９月１３

日付け「日韓予備交渉第６回会合記録」と題する文書があるところ，このうち，不開示部分①－３に相当する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ２４７）。

記

(5)　Ｚ２３６代表より，非公式に伺いたいが，もし韓国側が正式に５億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し，Ｚ１７局長は，そのような数字では全然あげなくてもよいところだが，それではあなた方に悪いから，１．７億ドルと申し上げよう，これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■であると答えた。

ｄ　不開示部分①－４関係

通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３７年１０月２２日の池田総理とＺ２２３中央情報部長の会談の概要が記録されているところ，このうち不開示部分①－４に相当する部分には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８）。

記

Ｚ２２３部長より，更に具体的な金額の明示に固執したのに対し，総理より，自分としては，元来，法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから，どんなに甘く計算しても１億５０００万ドルが精々であると述べたのに対し，Ｚ２２３部長より５０億ドルの輸出国たる日本が１億５０００万ドルとは少なすぎると述べたのに対し，総理より，日本の外貨準備は表面上１７億ドル余りあるが，輸出ユーザンスその他の債務を差し引くとネット３～４億ドルにすぎないから，１億５０００万ドルでも膨大であると答えた。さらに，Ｚ２２３部長より，１億５０００万ドルはぎりぎりの最後の数字かと念を押したのに対し，

総理より，自分としてはこれが適当な数字であると思っているが，これには外務大臣の考え方もあり，内外の世論の帰趨も考慮に入れる要があるから，これが絶対的に最後の数字というわけではない旨答えられた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①－１

通し番号１－６９の文書の一部開示部分から容易に推測することができる「１億ドル」との文言又はこれと同程度の金額を示す文言

(ｲ)　不開示部分①－２

不開示部分①－１と同程度の金額を示す文言

(ｳ)　不開示部分①－３

ａ　■■■不開示部分■■■と申し上げようとの部分

「１．７億ドル」との文言又はこれと同様のもの

ｂ　これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字であるとの部分

Ｚ１７局長が述べた１．７億ドルという金額の根拠であり，外相会談の際の金額及びこれに加算した金額

(ｴ)　不開示部分①－４

通し番号１－１８の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｄで認定した各金額と同一のもの

(ｵ)　不開示部分②

通し番号１－２０７の文書又は通し番号１－６９の文書で開示されている上記ア(ｲ)ｂで認定した各文言と同一のもの又はこれと同様のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録さ

れている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①－３に記録されている情報のうち，上記イ(ｳ)ｂに掲げた部分は，昭和３７年当時，Ｚ１７局長が韓国側に提示した１．７億ドルの根拠であり，これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　その余の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから，上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，

不開示部分①－３以外に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって，通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２５３

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２５３の文書（文書１８８５）は，外務省条約局法規課が作成した昭和３８年１月１７日付け「日韓請求権処理の問題点（討議用資料）」と題する内部文書であり，韓国の対日請求権と国内法との関係を勘案した上で韓国の対日請求権のうちの複数の特定項目に対する個別の対処方針を検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　５ページ（－５－）７行目から末行まで及び６ページ（－５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，国内法との関係を検討した日本政府の具体的な見解が記録されている。

②　８ページ（－７－）１３行目から末行まで及び９ページ（－７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「協定上，明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

③　１０ページ（－８－）９行目から末行まで及び１１ページ（－８－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「国内法上の措置により，これら請求権を消滅せしめる方

法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

④　１２ページ（－９－）１２行目から末行まで及び１３ページ（－９－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

これは，韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「協定中にGuarantee条項設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

(乙Ａ３７２)

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考

慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３７２）によれば，通し番号１－２５３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

(3)　わが国内法上の請求原因に基づく請求

要綱Ⅱ(1)（朝鮮総督府逓信局関係債務），Ⅳ（在韓本社法人在日財産），Ⅴ（韓国人の日本政府，日本人に対する各種請求），Ⅵ（Ⅴに列記されたもの以外の韓国人の日本政府又は日本人に対する請求の原則）である。

これらは，いずれも原則としてわが国内法に請求原因を有する主張であり，本来の請求権者は原則として韓国人個人であるから，たとえ協定において，国際法上日本政府が韓国政府に対してこれらの請求に応ずる義務から免除されたとしても不十分ではないかとの問題があり得る。（もちろん最終的には，被請求者たる日本政府，日本人が請求に応じない場合，韓国政府が国際法上これを取り上げて外交保護権を行使することはできないから，二重払いの危険はない。）

これら請求の内容を具体的に見れば，次のとおり分けて考えることができる。

■■■不開示部分①■■■

ｂ　不開示部分②

(1)　協定上，明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも

消滅せしめる方法

(ｲ)　方式

具体的には，１９４８年のイタリア平和条約７６条の方式であって，次のごとき規定をおくこととする。

（中略）

(ﾛ)　■■■不開示部分②■■■

c　不開示部分③

(2)　国内法上の措置により，これら請求権を消滅せしめる方法

(ｲ)　方式

具体的には，各具体的請求権の種類別に，協定締結に伴う必要な立法措置として，特別立法を行い，これら請求権が直接個人による提起される途を封ずる方式である。

(ﾛ)　■■■不開示部分③■■■

d　不開示部分④

(3)　協定中にGuarantee条項を設ける方法

(ｲ)　方式

協定の既定は(2)と同様とし，これに韓国政府は，日本国政府が本協定に掲げた金額の支払後は，前記の請求に対するこれ以上のいかなる支払も行う必要がないことを保証する。（スウェーデン請求権解決協定参照）

のごとき規定を設け，実際に個人の直接請求があった場合には，これを韓国政府に付託する方式である。

(ﾛ)　■■■不開示部分④■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，国内法との関係を検討した具体的見解

(ｲ)　不開示部分②

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「協定上，明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

(ｳ)　不開示部分③

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「国内法上の措置により，これら請求権を消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

(ｴ)　不開示部分④

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について，「協定中にGuarantee条項を設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益

を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２５４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５４の文書（文書１８９２）は，次の内部資料等によって構成されており，外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針案及びその方針に対する関係各省の意見及び提案が記録されている。

(1)　外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和３８年３月２日付け「対韓民間ベース経済協力方式に関する件」と題する文書

(2)　大蔵省為替局が作成した対韓国民間経済協力に関する内部資料

２　通し番号１－２５４の文書のうち不開示部分は，７ページから１１ページまで（－６－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針について，大蔵省内部で検討した内容，意見及び提案が具体的に記録されている。

（乙Ａ３７３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５４の文書に不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば，それが実現したものか，実現しなかったものかを問わず，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利

にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３７３）により認められる不開示部分の前後の記載（不開示部分の直後には，「別紙」として外務省案が掲げられている。）によれば，通し番号１－２５４の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあるところ，当該不開示部分に記録されている情報は，外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針に対する大蔵省の検討内容，意見及び提案の具体的内容であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力の実施方針に関する具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉で北朝鮮側に行う経済協力が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の

変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　したがって，通し番号１－２５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２５４の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２５５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５５の文書（文書１９０５）は，次の内部文書等によって構成されており，財産・請求権問題の概要及び交渉過程並びにＺ９７経済協力局経済協力課長による訪韓の結果概要が記録されている。

(1)　外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和３８年１月９日付け「日韓請求権問題のＰＲについて」と題する文書

(2)　外務省経済協力局長室が作成した同年１月１７日付け「Ｚ９７経協協課長訪韓報告」と題する文書

２　通し番号１－２５５の文書のうち，不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国の対日請求権に対する解決策として供与する金員について日本政府部内において試算した具体的な金額が記録されている。

①　３ページ（－３－）１か所

②　４ページ（－４－）１か所

（乙Ａ３７４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ３７４）。

記

二，この請求権が日韓交渉に持ち出されたとき，（中略）わが方はこれを文字どおりに「請求権」と解して法律論をもって対抗し，法的根拠のあるものとしては，かなりの程度に推定の言葉を加味したとしても■■■■■■しか算定できなかった。（中略）

これについては無償供与の内容が明らかでないとの見解を示す向きもあるようであるが（民社党），それなら内容の明確な■■■■■で果たして話がつけられるのであろうか。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第１回会合（８月２１日）における説明の概要が下記のと

おり記録されている（乙Ａ１８８［－５９－以下］）。

記

まずＺ１８代表より，請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに，このような討議の結果，日本側が達した結論は，去る３月の外相会談の第１日に，小坂外務大臣より発言したところで明らかであり，ここで繰り返すことは避けるが，要するに，平和条約４条の規定から明らかなように，請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びそこの住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ，かつ，請求権と称する以上，法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり，しかもその立証責任は請求する側にあり，加うるに，いわゆる「米国解釈」により，日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより，韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので，これらいくつかの要素を総合して考えるならば，請求権として日本側が支払を認め得るものは，戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても，せいぜい数千万ドルにとどまり，韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに距たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果，日本側が達した結論を一言にして申せば，請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない，しかしながら，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝

い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば，相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。（中略）」

次いで，Ｚ１７局長より，Ｚ１８代表の発言を補足して，次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には２つの重要な点がある。その１は，請求権という名目を使わず，無償援助という名目で解決しようという点である。３月の外相会談で，韓国側は請求権として７億ドル，日本側は７千万ドルを非公式に提示した。

（日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが，韓国側は興味を示さなかった。）その後，韓国側は，日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが，日本側としては請求権と無償援助の２本立てでは困る次第である。なんとなれば，請求権１本ならば，なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて７千万ドルまで引き揚げることもできないことはないが，２本立てとなれば，この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ない（以下略）」

ｂ　通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の日韓予備交渉第２回会合（８月２４日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙Ａ１８８［－６３－以下］）。

記

まず，Ｚ２３６代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても，久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれ

による両国経済の過度の相互連関関係に鑑み，日本が対韓請求権をもっていない今日，韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有すると言うことは明白なことである。それにもかかわらず，日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが，韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは，意外だといわざるを得ない。

（中略）

次いで，Ｚ２４３参事官より，韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の２本立て方式を提案したわけだが，今日本側から提示された１．５億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し，Ｚ１７局長は，日本側では二つに分けては考えていない，請求権１本なら甘く見積もって７０００万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが，請求権と無償援助の２本立ては困難なので無償援助１本建てを提案したわけである，もし強いて二つに分け，そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われれば，推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり，７０００万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが，どこまで減るかは，韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので，目下のところ計算のしようがないと答えた。

ｃ　通し番号１－６９の文書の一部不開示部分には，昭和３７年３月７日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり，その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ１０８［－２４３－以下］）。

記

(ｲ)　次に各項目ごとに，上記(ﾛ)の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし，それとともに，総額についてのわが方の数字を示す。（中略）総額として示す数字は外務省Ａ案（総額約１億ドル，別添参照）を使用することとする。

外務省Ａ案を使用する理由は，同案は日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠をもった最高の額で，これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。（中略）したがって，最初からこのようなこのような案を出し，韓国側に対し，これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し，韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される（（中略）また，池田総理も，テレビ対談等において，外務省Ａ案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明されている。）。

ｄ　通し番号１－６９の文書の一部開示部分には，要旨下記の記載がある（乙Ａ１０８［－１９５－及びその前後］）。

記

「Ｚ４２」１月１４日の「Ｚ４３」には，この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては，まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか，先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが，同じく数千万ドル台ながら，なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

イ　前提事実及び上記アの事実によれば，通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，「せいぜい数千万ドル」などの文言又はこれと同程度の金額を示す文言であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号１－２５６

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２５６の文書（文書１９０７）は，外務省条約局法規課が作成した昭和３９年４月７日付け「日韓国交正常化交渉における財産及び請求権処理の範囲について」と題する内部文書であり，サンフランシスコ平和条約において規定される財産の範囲についての問題に関して日本政府部内で検討した内容及び対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は，１ページ（－１－）９行目から末行まで及び２ページから７ページまで（－１－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，３８度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関して日本政府部内で検討した内容及び方針が記録されている。

（乙Ａ３７５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する取扱方針が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ａ３７５）によれば，通し番号１－２５６の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

桑港平和条約４条(a)に規定された財産及び請求権の処理につき日韓間で取り決めるに当たって，その範囲について，次のような問題があり，検討を要する。

■■■不開示部分■■■

Ⅱ　人的範囲

４条(a)の規定上，処理の対象となる財産・請求権の主体（及び客体）となる人的範囲は日本側（「日本国及びその国民」）については明確であるが，韓国側（「現に（これらの地域に）施政（裁判所注：「施政」は「施設」との文言を加除訂正したもの）を行っている当局及びその住民」については次のような問題がある。

(1)　当局としての韓国政府

（略）

(2)　住民の範囲

(ｲ)　「住民」については，まず①旧朝鮮籍を有するもの，②現実の住所を有するもののいずれを指すかの問題があるが，第４条(a)の規定（中略）及び処理の実働性から考えて現実に住所を有するものと解すべきであろう。

(ﾛ)　次に「住民」認定の時点としては①平和条約発効時，②特別取極締結次のいずれを指すか問題があるが，処理の実効性から考えて「特別取極締結時の住民」と解すべきであろう。

(ﾊ)　更に「住民」の地域的範囲については，①韓国の法的領域としての朝鮮全域の住民，②韓国政府の有効な支配と管轄の下にある地域の住民のいずれの立場をとるかの問題があるが，請求権処理は韓国政府の現実の支配の及ぶ範囲を考慮して行うという政府の基本的立場から，当然後者の立場をとるべきであろう。（それが具体的にどの範囲であるかは，Ｉで述べたところによることとなる。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，３８度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関して日本政府部内で検討した具体的内容及び具体的方針であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉で北朝鮮側に行う経済協力が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の

変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　したがって，通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号１－２５７

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２５７の文書（文書１９１４）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１月１０日付け「日韓会談における韓国の対日請求８項目に関する討議記録」と題する内部文書であり，韓国の対日請求８項目について日本政府部内で検討した対処方針及び詳細な試算額が記載されており，このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　３ページ（－３－）２か所，４ページ（－４－）１１か所，５ページ（－５－）１か所，７ページ（－７－）１か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも韓国の対日請求に対する日本政府の対処方針が記録されている。

②　１３ページ（－１３－）１か所（以下「不開示部分②」という。）

これは，朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体的見解が記録されている。

③　１８ページ（－１８－）左葉(２６)左欄３行目から９行目まで，１８ページ（－１８－）右葉(２７)下から３行目から２行目まで，１９ページ（－１９－）左葉（２８）７行目から１０行目まで，２１行目，右葉（２９）３行目から４行目まで，６行目から１１行目まで，２０ページ（－２０－）右葉(３１)２行目から７行目まで，２１ページ（－２１－）左葉(３２)２２行目から２５行目まで，２１ページ（－２１－）右葉(３３)下から８行目から６行目まで，４行目から３行目まで，２行目から末行まで，２２ページ（－２２－）４行目から５行目まで，２６ページ（－２６－）１か所，２８ページ（－２８－）右葉（４３）８行目から１１行目まで，１６行目から２０行目まで，２９ページ（－２９－）左葉（４４）下から６行目から末行まで，３

３ページ（－３３－）下から１１行目から８行目まで，３４ページ（－３４－）左葉（４８）下から６行目，下から５行目及び４行目，５４ページ（－５４－）１か所，５６ページ（－５６－）左葉(９０)２か所，右葉(９１)１行目から２行目まで，下から２行目から末行まで，５７ページ（－５７－）左葉（９２）下から６行目，６０ページ（－６０－）右葉（９９）２２行目から２４行目まで，６２ページ（－６２－）左葉（１０２）１６行目から１７行目まで，７１ページ（－７１－）左葉（１２０）下から１０行目，下から３行目から末行まで，右葉(１２１)１か所，８３ページ（－８３－）３か所，８４ページ（－８４－）左葉（１３８）１か所，９８ページ（－９８－）左葉（１５２）３か所，右葉（１５３）１４行目，９９ページ（－９９－）左葉（１５４）２１行目，２７行目，１００ページ（－１００－）１か所，１０１ページ(－１０１－)３か所（以下「不開示部分③」という。）

これは，いずれも韓国の対日請求８項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針が記録されている。

④　１５ページ（－１５－）５か所，１６ページ（－１６－）６か所，１８ページ（－１８－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，１９ページ（－１９－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，２０ページ（－２０－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，２１ページ（－２１－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，２３ページ（－２３－）１か所，２４ページ（－２４－）３か所，２５ページ（－２５－）１か所，２７ページ（－２７－）１か所，２８ページ（－２８－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，２９ページ（－２９－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，３１ページ（－３１－）３か所，３２ページ（－３２－）３か所，３３ページ（－３３－）２か所，３４ページ（－３４－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，３５ページ（－３５－）２か所，４４ページ（－４４－）７か所，５６ページ（－５６－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，５７ページ（－５７－）中の上記③の部

分以外の不開示箇所，５８ページ（－５８－）１か所，６０ページ（－６０－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，６１ページ（－６１－）２か所，６２ページ（－６２－）１２か所，６３ページ（－６３－）１０か所，６４ページ（－６４－）５か所，６５ページ（－６５－）５か所，６７ページ（－６７－）３か所，６８ページ（－６８－）１５か所，６９ページ（－６９－）２１か所，７０ページ（－７０－）１３か所，７１ページ（－７１－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，７２ページ（－７２－）７か所，７３ページ（－７３－）１０か所，７６ページ（－７６－）３か所，７７ページ（－７７－）７か所，７８ページ（－７８－）２０か所，７９ページ（－７９－）６か所，８２ページ（－８２－）２か所，８４ページ（－８４－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，８５ページ（－８５－）２か所，８６ページ（－８６－）１か所，８８ページ（－８８－）２か所，８９ページ（－８９－）１か所，９０ページ（－９０－）３か所，９１ページ（－９１－）１か所，９４ページ（－９４－）１か所，９５ページ（－９５－）５か所，９７ページ（－９７－）１か所，９８ページ（－９８－）中の上記③の部分以外の不開示箇所，９９ページ（－９９－）中の上記③の部分以外の不開示箇所及び１０２ページ（－１０２－）５か所（以下「不開示部分④」という。）

これは，いずれも韓国の対日請求８項目それぞれに関して日本政府部内で検討し又は試算した金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法が記録されている。

（乙Ａ３７６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，また，金額の見積り，対象人数及び試算方法が明らかになれば，北朝鮮は，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア　前提事実並びに乙Ａ３７６及び末尾契機の証拠により認められる事実によれば，通し番号１－２５７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

ａ　３ページから５ページまで

不開示部分①のうち３ページから５ページまでに記録されている部分は，目次であり，当該部分に記録されている情報は，本文４ページ

（乙Ａ３７６［－７－］左葉）の記載に照らすと，「日本側として容認し得る範囲」又はこれと同旨の項目名である（したがって，不開示部分③又は不開示部分④のうち，「(2)　■■■不開示部分■■■」，「(3)　■■■不開示部分■■■」，「(4)　■■■不開示部分■■■」，「(5)　■■■不開示部分■■■」又は「 (6)　■■■不開示部分■■■」とある部分についても，上記項目名と同旨のものである。）。

ｂ　７ページ

不開示部分①のうち７ページに記録されている部分は，本文であり，請求権問題に関して池田総理が朴議長に述べた日本側の具体的見解であるところ，通し番号１－１８の文書の一部開示部分には，昭和３６年１１月１２日の池田総理と朴議長の会談における池田総理の発言として，「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との見解が記録されている。

したがって，当該部分に記録されている情報は，通し番号１－１８の文書で開示されている上記見解と同旨のものである（乙Ａ１８８）。

(ｲ)　不開示部分②

朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体的見解

(ｳ)　不開示部分③

韓国の対日請求８項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針（ただし，このうち次に掲げる部分は，次のとおりである。）

ａ　１８ページの右葉下から３行目から２行目まで

韓国側開示文書で開示されている別紙７の第１の２(1)イで認定した見解と同一又は同旨のものである可能性がある。

ｂ　１９ページの左葉（２８）上から７行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｃ　２８ページの右葉（４３）上から８行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｄ　３４ページの左葉（４８）下から６行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｅ　５６ページ

(a)　左葉（９０）下から１１行目から８行目

通し番号１－１８の文書で開示されている下記の見解と同一又は同様のもの（乙Ａ１８８［－４６－以下］）

記

(iii)　その他の法人，個人の所有するものについては，所有者名等事実をよく研究し，軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b)　左葉（９０）下から３行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｆ　６０ページの右葉（９９）下から１２行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｇ　６２ページの左葉（１０２）上から１７行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｈ　７１ページの左葉（１２０）下から１０行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｉ　８３ページの右葉（１３７）

(a)　上から１３行目から１４行目まで

通し番号１－１８の文書の一部開示部分に記録されている「恩給支給の範囲について，日本側としては，必ずしも既裁定者に限ると

の狭い態度ではないが，」との文言と同一又は同様のもの（乙Ａ１８８［－４６－以下］）

(b)　下から１０行目から９行目まで

通し番号１－１８の文書の一部開示部分に記録されている「軍属は，いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。」との文言と同一又は同様のもの（乙Ａ１８８［－４６－以下］）

(c)　下から３行目

上記(ｱ) ａのとおり

ｊ　８４ページ

次の文書の一部開示部分に記録されている次の見解と同旨のものである可能性がある。

(a)　通し番号１－２１０の文書（乙Ａ３４２）

第１点は，朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち，大蔵案においては，朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失，すなわち，平和条約発効時まで認め，それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち，したがって，朝鮮人文官恩給は昭和２７年４月で打ち切り，また，平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和２８年８月１日より復活），及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和２７年４月３０日公布）は，朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し，外務案においては，国際先例及び条理に基づき，日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し，日本人に準じ，現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し，該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採っている。

(b)　通し番号１－６９の文書（乙Ａ１０８［－２１１－以下］）

(ﾛ)　関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば，我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので，韓国人に対する恩給の支払は，これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが，このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方，この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので，国際先例をも勘案し，韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

k　９８ページ

(a)　右葉（１５２）上から１７行目

通し番号１－２１１の文書で開示されている別紙７の第１の５(6)(ｱ)で認定した韓国側提示の数値（１０５１万０２２０円）とほとんど同額のもの（乙Ａ３４３［－１７－］参照）

(b)　右葉（１５２）上から１９行目

通し番号１－２１１の文書で開示されている別紙７の第１の５(6)(ｲ)で認定した韓国側提示の数値（４８７１万４９６０円）と同一の金額（乙Ａ２６４［－１７－］参照）

(c)　右葉（１５２）下から３行目

上記(ｱ)ａのとおり

l　９９ページの左葉（１５４）下から７行目

上記(ｱ)ａのとおり

m　１０１ページの右葉（１５９）

(a)　上から５行目

上記(ｱ)ａのとおり

(b)　下から２行目

その前後の記載及び上記(ｱ)ａで説示したところに照らし，「日本側として容認し得る範囲一覧表」との文言と同一又は同旨のものである。

(ｴ)　不開示部分④

韓国の対日請求８項目それぞれに関して日本政府部内で検討し又は試算した金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法（ただし，このうち次に掲げる部分は，次のとおりである。）

ａ　１５ページの右葉

韓国側開示文書で開示されている別紙７の第１の２(1)で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

ｂ　１９ページから２１ページまで

その一部に別紙７の第１の２(1)で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

ｃ　２５ページ

不開示部分④とされている「朝鮮における道別，人種別人口調書（１９．５．１現在）」と題する一覧表は，朝鮮総督府が資源調査法に基づき昭和１９年５月１日午前零時現在の人口を調査した計数で「人口調査結果報告」（朝鮮総督府編昭和１９年１０月）に掲載されていたものであるから（乙Ａ３７６［－２５－］），当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

ｄ　２８ページの右葉（４３）から２９ページまで

その一部に別紙７の第１の２(3)で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

ｅ　３５ページの左葉（５０）の上から８行目

上記(ｱ)ａのとおり

ｆ　３８ページから３９ページの左葉（５８）の上から１４行目まで（同ページの左葉（５８）の上から２行目の不開示部分を含む。）

「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を所有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」と題する一覧表であって，別紙７の第１の４で認定したとおり，日本側が韓国側に提出した資料に記録されているもの

ｇ　４４ページの右葉（６９）

(a)　上から１行目

上記(ｱ)ａのとおり

(b)　上から１０行目から１２行目まで

上記ｆで掲げられた金額と同一のもの

(c)　上から１５行目

上記(b)の金額に南北鮮の比率（７：３）を乗じて算出した韓国分金額

(d)　上から１７行目

民事法定利子とあることから，民法４０４条所定の民事法定利率である「年５分」

(e)　上から１９行目

上記(d)の金額に対する６年分の民事法定利率（年５分）単利によって計算した利息

ｈ　６２ページの左葉（１０２）の上から２８行目から右葉（１０３）の上から２１行目まで

大蔵省のＣ．Ｐ．Ｃに対する昭和２１年（１９４６年）１２月２１日付け最終報告書に記録されている数字であり，国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国１０５」

（②６５－０００１－１２６９８）で開示されている別紙７の第１の５(3)で認定した数値と同一又は同程度のもの（なお，別紙７の第１の５(3)で認定した数値は，同(3)で認定したところを総合すれば，上記最終報告書の数値を踏まえ，その一部を修正したものであると推認することができる。）

ｉ　６２ページの左葉（１０３）の下から６行目から６３ページの右葉（１０４）の上から６行目まで

国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国１０５」（②６５－０００１－１２６９８）で開示されている別紙７の第１の５(3)で認定した数値と同一又は同程度のもの

ｊ　６４ページから６６ページの左葉（１１０）の下から１０行目までまで

国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国１０５」（②６５－０００１－１２６９８）中の８０ページから８４ページまでと同一のもの（甲１４４［２９～３３ページ］）

ｋ　６７ページから６８ページの左葉（１１４）の上から７行目まで

別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「集団移入朝鮮人労務者数」と同一のもの

ｌ　６８ページ

(a)　左葉（１１４）の「（第２表）」部分

別紙７の第１の５(4)で認定した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と同一のもの

(b)　右葉（１１５）

上記(a)で指摘した数値を含むものである可能性が極めて高い

ｍ　６９ページから７０ページの右葉（１１９）の「引揚援護庁「引揚

援護の記録」より」との部分より上の部分

上記ｋ又はｌで指摘した数値を含むものである可能性が極めて高い。

ｎ　７０ページの右葉（１１９）の下から４行目から７１ページの左葉（１２０）の「引揚援護庁「引揚援護の記録」より」との部分

通し番号１－１１７の文書で開示されている数値と同一のもの（乙Ａ２６４［－２７－］）

ｏ　７２ページ

(a)　左葉（１２２）の(ｲ)に相当する部分

別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「朝鮮人労務者対日本動員数調」の数値と同一のもの

(b)　右葉（１２３）の(ﾛ)に相当する部分

前者は，外地労務移入者数であるが，昭和２０年９月４日から９月６日までの第８８臨時議会で配布された政府作成資料に係る数値であるから（乙Ａ３７６［－７２－］），当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

後者は，別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「終戦時集団移入半島人」の数値と同一のもの

(c)　右葉（１２３）の(ﾊ)に相当する部分

これは，Ｚ９８「共和事業概論」に掲げられた数値であるから（乙Ａ３７６［－７２－］），一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものであると推認することができる。

ｐ　７３ページの左葉（１２４）の(ﾎ)Ｂに相当する部分

別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「移入朝鮮人労務者数（昭和２０年３月末）」の数値と同一のもの

ｑ　７６ページ

上記ｏ又はｐで指摘した数値と同一のものを含むものである。

ｒ　７７ページ

上記ｏ若しくはｐで指摘した数値と同一のもの又はこれらの数値から容易に推測できるものである可能性が高い。

ｓ　８２ページの左葉（１３４）の下から８行目

通し番号１－１１７の文書中の第１回会合記録で開示されている「２９４万５２９８円」との金額（乙Ａ２６４［－７－］）

ｔ　８４ページの右葉（１３９）の(a)の一覧表部分

このうち「文官」欄記載のもの及び「○人員数算定の根拠」(ニ)の「文官」に係る数値は，別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「朝鮮人関係文官恩給計数」の数値と同一のもの

ｕ　９５ページ

このうち，(ｲ)の数値は，昭和１７年朝鮮総督府統計年報のものであり，(ﾛ)の数値は，第８４議会（昭和１９年度）説明資料であるから（乙Ａ３７６［－９５－］），いずれも当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

ｖ　９８ページの右葉（１５３）の上から１６行目から２１行目まで

通し番号１－５の文書で開示されている別紙７の第１の５(6)(ｳ)で認定した下記の数値と同程度のもの（乙Ａ１８２［－３－］参照）

記

終戦直後に帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額５４５５万円を寄託した事実は認められないが，②　旧在日本朝鮮人連盟所属の財産であった預貯金は２７７万１３７２円２１銭，現金は４０

万７４２４円１銭であり，合計３１７万８７９６円２２銭が国庫に帰属し，③　解散団体に指定された旧Ｚ９９同盟の所属財産であった預貯金６９３２円７４銭，現金９５０１円９６銭，合計１万６４３４円７０銭が国庫に帰属した」旨記録されている

ｗ　１０２ページ上から１行目

上記(ｳ)ｍ(b)と同旨

イ　そうであるとすれば，通し番号１－２５７の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうか及び裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無については，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　後記２(1)アに掲げる部分

後記２(1)アに掲げる部分に記録されている情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれから容易に推測することができるためこれと同旨できるものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって，後記２(1)アに掲げる部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当

たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ｲ)　後記２(1)イに掲げる部分

後記２(1)イに掲げる部分に記録されている情報は，<ｱ>当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも含めて一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なもの又は<ｲ>一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって，後記２(1)イに掲げる部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ｳ)　後記２(2)アに掲げる部分

ａ　後記２(2)アに掲げる部分に記録されている情報は，日本政府部内

で検討された請求権問題に関する具体的見解又は具体的試算額であり，これに他の行政文書で開示されている見解と同一のもの又は別紙７記載の日本側の試算額を含んでいる可能性も否定できないが，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって，後記２(2)アに掲げるものに記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

ｂ　そこで，後記２(2)アに掲げる部分に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｴ)　後記２(2)イに掲げる部分

ａ　後記２(2)イに掲げる部分は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針，具体的見解又は具体的試算額であり，本件全証

拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって，後記２(2)イに掲げるものに記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

b　そこで，後記２(2)イに掲げる部分に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該各部分に係る情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５７の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５７の文書の不開示部分に記録さ

れている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)ア(ｱ) 不開示部分①

(ｲ) 不開示部分③のうち，

ａ　１９ページの左葉（２８）上から７行目

ｂ　２８ページの右葉（４３）上から８行目

ｃ　３４ページの左葉（４８）下から６行目

ｄ　５６ページの左葉（９０）下から１１行目から８行目

ｅ　５６ページの左葉（９０）下から３行目

ｆ　６０ページの右葉（９９）下から１２行目

ｇ　６２ページの左葉（１０２）上から１７行目

ｈ　７１ページの左葉（１２０）下から１０行目

ｉ　８３ページの右葉（１３７）上から１３行目から１４行目まで

ｊ　８３ページの右葉（１３７）下から１０行目から９行目まで

ｋ　８３ページの右葉（１３７）下から３行目

ｌ　９８ページの左葉（１５２）上から１７行目

ｍ　９８ページの左葉（１５２）上から１９行目

ｎ　９８ページの左葉（１５２）下から３行目

ｏ　９９ページの左葉（１５４）下から７行目

ｐ　１０１ページの右葉（１５９）上から５行目

ｑ　１０１ページの右葉（１５９）下から２行目

(ｳ) 不開示部分④のうち，

ａ　３５ページの左葉（５０）上から８行目

ｂ　３８ページから３９ページ左葉（５８）の上から１４行目まで（同ページの左葉（５８）上から２行目の不開示部分を含む。）

ｃ　４４ページの右葉（６９）上から１行目

ｄ　４４ページの右葉（６９）上から１０行目から１２行目まで

ｅ　４４ページの右葉（６９）上から１５行目

ｆ　４４ページの右葉（６９）上から１７行目

ｇ　４４ページの右葉（６９）上から１９行目

ｈ　６２ページの左葉（１０２）の上から２８行目から右葉（１０３）の上から２１行目まで

ｉ　６４ページから６６ページの左葉（１１０）の下から１０行目までまで

ｊ　６７ページから６８ページの左葉（１１４）の上から７行目まで

別紙７の第１の５(4)ア(ｱ)で認定した「集団移入朝鮮人労務者数」と同一のもの

ｋ　６８ページの左葉（１１４）の「（第２表）」部分

ｌ　７０ページの右葉（１１９）の下から４行目から７０ページの左葉（１１９）の「引揚援護庁「引揚援護の記録」より」との部分

ｍ　７２ページの左葉（１２２）の(ｲ)に相当する部分

ｎ　７３ページの左葉（１２４）の(ﾎ)Ｂに相当する部分

ｏ　７６ページ

ｐ　８２ページの左葉（１３４）の下から８行目

ｑ　８４ページの右葉（１３９）の(a)の一覧表部分

ｒ　９８ページの右葉（１５３）の上から１６行目から２１行目まで

ｗ　１０２ページ上から１行目

イ　不開示部分④のうち

ａ　２５ページ

ｂ　７２ページの右葉（１２３）の(ﾛ)に相当する部分

ｃ　７２ページの右葉（１２３）の(ﾊ)に相当する部分

ｕ　９５ページ

(2)ア(ｱ) 不開示部分③のうち

ａ　１８ページの右葉下から３行目から２行目まで

ｂ　８４ページ

(ｲ) 不開示部分④のうち

ａ　１５ページの右葉

ｂ　１９ページから２１ページまで

ｃ　２８ページの右葉（４３）から２９ページまで

ｄ　６８ページの右葉（１１５）

ｆ　６９ページから７０ページの右葉（１１９）の「引揚援護庁「引揚援護の記録」より」との部分より上の部分

ｇ　７７ページ

イ(ｱ) 不開示部分②

(ｲ) 不開示部分③のうち，上記(1)ア(ｲ)及び(2)ア(ｱ)に掲げた部分以外の部分

(ｳ) 不開示部分④のうち，上記(1)ア(ｳ)，イ及び(2)ア(ｲ)に掲げた部分以外の部分

（別紙５）通し番号１－２５８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号１－２５８の文書（文書１９１５）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の「Ⅲ　第２，３次日韓会談」の部分であり，第二次日韓会談及び第三次日韓会談が行われた経緯並びに上記各会談において問題となった漁業問題及び財産・請求権問題等について日本政府部内で検討した具体的な内容並びに対処方針が記録されている。

２　このうち，不開示理由１に係る不開示部分は，次のとおりである。

①　１１３ページ（－１１３－）５行目から６行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは，財産・請求権問題において韓国側が日本政府に支払を要求すると予想された金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額が記録されている。

②　１１４ページ（－１１４－）４行目（以下「不開示部分②」という。）

これは，財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国側に支払う船舶関係費用として検討した具体的な試算額が記録されている。

③　１１４ページ（－１１４－）５行目から７行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは，財産・請求権問題の解決策として日本政府が検討した具体的な対処方針が記録されている。

④　１２３ページ（－１２３－）８行目から１２４ページ（－１２４－）３行目まで（以下「不開示部分④」という。）

これは，財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目について，日韓国交処理方針として日本政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

⑤　１２８ページ（－１２８－）１か所（以下「不開示部分⑤」という。）

これは，漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検討した具体的な金額が記録されている。

⑥　１３０ページ（－１３０－）５行目から８行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について，日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記録されている。

⑦　１５５ページ（－１５５－）１か所（以下「不開示部分⑦」という。）

これは，漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検討した具体的な金額が記録されている。

⑧　１７３ページ（－１７３－）３か所（以下「不開示部分⑧」という。）

これは，昭和２８年１０月１５日付け「請求部会第二回」と題する文書にあり，日韓両国代表者によって開催された会議において，財産・請求権問題の解決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について，韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解が記録されている。

（乙Ｂ８４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は，「朝鮮人」・韓国への非難という不開示理由２に該当するとは考えられないものであった上，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　証拠（乙Ｂ８４）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５８の文書の不開示部分の前後の記載等は，次のとおりである。

ａ　不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分③（以下「不開示部分①～③」という。）は，Ｚ２２１参与が昭和２８年６月２１日付けで作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．今次，日韓会談は４月１５日開会，４月中に本会議を３回開き，５月以降５つの部会に分かれて自由討議を続行している。

(ｲ)　基本条約部会

略

(ﾛ)　国籍処遇部会

略

(ﾊ)　船舶部会

略

(ﾆ)　財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって，部会は３回開いたまま休会し，能率的に話を進めるため，目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。Ｚ２７０代表は，財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが，韓国の腹は，(一)国宝古書籍，(二)軍人，被徴用者等の未払金以外に少なくとも鮮銀東京支店の財産■■■■■（不開示部分①）はねらっているようである。

(ﾎ)　漁業部会

略

２．以上のような次第で，たとえこの際我が方で，

(1)　財産・請求権相互放棄

(2)　船舶関係■■■■（不開示部分②）の予算措置

(3)　■■■不開示部分③■■■

(4)　若干の国宝，古書籍の贈与

の方針を決定しても，今次会談はまとまるかどうか分からない。その上，(1)請求権相互放棄は在外私有財産補償問題との関連で大蔵省になお難色がある。(4)の国宝贈与もいうほど簡単ではない。

３．以上，日韓会談の進行概要及び見通しであるが，かような情況を前にして，李大統領の休戦反対北鮮捕虜２万５０００名の独断釈放

問題が起こり，韓国は，公然，国連に反逆の態度を取ることとなった。

この新事態にもかかわらず，日韓会談を予定通り続行することは大局上から見て下記のとおり好ましくない。

(1)　国連の政策に反対するのみならず，実力をもってこれを困難に陥れつつある李政府と話し合いを続行することは，国連協力の我が基本方針と反することとなる。

(2)　李は好んで世界の孤児たらんとするがごとき政策をとり，その大胆にして軽率な行動は世界の指弾を招き，遠からず引退を余儀なくせしめられることも予想できるが，それにもかかわらず条約を結べば，政府は国会で激しく非難されるだろう。

(3)　近い将来朝鮮に南北統一政府ができるか，又は反対に南北２つの政権が事実上対立することとなるか，今少し情勢を見極めるべきで急ぐ必要はない。

(4)　李のあとに誰が出ても李以上の反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。故に没落せんとする利の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。

４．逆に，会談を続行しない場合，次のような不利が生ずる。

（以下略）

ｂ　不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は，昭和２８年７月９日付けで作成された「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一　日韓間の関係を設定する条約

（略）

二　請求権

(一)　今次韓国戦乱による在韓日本財産の被害率は７割近くといわれ，またわが方の桑港平和条約４条(b)項の解釈に関しては韓国の戦乱被害に対する同情もあり，国際与論は必ずしもわが方に有利ではない。

(二)　よって両国は，新関係の発足に当たり，実際的解決方法としてそれぞれの請求権を原則として放棄し，一挙に従来の行懸りを解決することとする。

(三)　■■■不開示部分④■■■

(四)　なお，本請求権問題とは別の問題なるも，韓国側よりの強い希望もあるにつき，両国国民感情の融和に資する見地より，韓国固有の文化に関係ある古書籍，美術工芸品，骨董品のうちしかるべきもの若干を贈与することもあわせて考慮する。

三　漁業

（略）

四　在日朝鮮人の国籍及び処遇

（略）

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため，韓国に贈与する船舶は■■■不開示部分⑤■■■の範囲内とする。ただし，本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

c　不開示部分⑥

不開示部分⑥は，本文中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

たまたま７月初旬，韓国側代表Ｚ２２５公使及びＺ２７０代表が帰国して李大統領と打合せをすませて帰任したので，７月２２日，Ｚ２２１参与は，Ｚ２４９アジア局長と共に両名と非公式に会談し，次の試案を提示した。

(ｲ)　基本条約問題は，お互いに大使館を開設する公文を交換して国交をなるべく速やかに開くこと。

(ﾛ)　その他の諸問題は，通常の外交交渉としてなるべく速やかに解決する旨の公文を交換すること。

(ﾊ)　国籍処遇・請求権・漁業問題については，政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）を設置し，現在の各部会の作業を続行させること。

(ﾆ)　■■■不開示部分⑥■■■

この案に対し，Ｚ２２５公使は，従来どおり諸懸案の一括解決の上，外交関係を樹立するという主張を繰り返し，Ｚ２５３代表は，方法論として過去の問題である請求権・船舶の問題をまず解決した上で，基本条約と処遇問題に入り，最後に漁業問題をゆっくり交渉してはどうかと述べた。

かくて日本側の提案は賛成されなかったが，このとき会談を夏休みとして双方問題点を持ち帰って再検討し，９月に会談を再開することに話合いがついた。

かくて，日韓会談はＺ２２１代表の希望どおり休会に持ち込むことができた。

ｄ　不開示部分⑦は，「日韓交渉処理方針」と題する文書の引用部分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一　基本関係

（略）

二　請求権

桑港平和条約４条の請求権の処遇に関しては，在韓日本財産の戦災状況（確定約７割）にも鑑み，実際的解決方法として，原則として，相互に放棄することとする。

なお，我が国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

三　漁業

（略）

四　在日朝鮮人の国籍及び待遇

（略）

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため，韓国に贈与する船舶は■■■■（不開示部分⑦）の範囲内とする。

ｅ　不開示部分⑧

不開示部分⑧は，昭和２８年１０月１５日に開催された第三次日韓会談の請求権部会に関する「請求権部会第二回」と題する書面の引用部分にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

次いで洪から，「韓国側記録のため確かめておきたい。」と前提し，第１回部会の際の要旨次のごときＺ２２１代表の発言に関する韓国側議事録を読み上げ，『日本側では，「韓国の主張するごとき一方的な請求についてはノーといわざるを得ないが，Ｚ２３５大使

の言明したという相互放棄ならよろしい，■■■不開示部分⑧■■■といわれたがこれでよろしいか』と質し，Ｚ２２１代表は『日本側はまだ相互放棄は提案したことがないが，■■■不開示部分⑧■■■ついで韓国側から『日本側で支払義務があるとするものの内容をもつと詳細に述べられたい』と希望し，『韓国側提示の項目中には■■■不開示部分⑧■■■国債等はどうするか』と尋ねたので，Ｚ２２１代表からも『少し歩み寄って来たときに明らかにしよう。詳しいことは，取引，妥協がかたまってから来なければ言えないので，ここでは明答を差し控える』と答え，李からさらに，『韓国側提示の項目について日本側の考え方をうかがいたい』と切り出してきたが，日本側から『本日は時間もないのでこれだけにしよう』とて，次回会議は一応２２日と決定した。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①～③関係

通し番号２－１２の文書中には，Ｚ２２１参与が昭和２８年６月２１日付けで作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書があるところ（乙Ａ９６［－５－以下］），その内容は，別紙５（通し番号２－１２）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであって，その一部開示部分は上記(ｱ)ａで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち，不開示部分①～③に関係する部分は，下記のとおりである（乙Ａ９６）。

記

１　（略）

(ﾆ)　財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって，部会は３回開いた

まま休会し，能率的に話を進めるため，目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。Ｚ２７０代表は，財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが，韓国の腹は，(一)国宝古書籍，(二)軍人，被徴用者等の未払金以外に■■■不開示部分■■■

２　（略）

(2)　船舶関係１０億円の予算措置

(3)　軍人，被徴用者の未払い金支払（約２億，ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。）

ｂ　不開示部分⑤関係

通し番号１－３５の文書中には，昭和２８年７月９日付けで作成された「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書があるところ（乙Ａ２０３参照），その内容は，別紙５（通し番号１－３５）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであって，その一部開示部分は上記(ｱ)ｂで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち，不開示部分⑤に関係する部分は，下記のとおりである（乙Ａ２０３）。

記

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため，韓国に贈与する船舶は１０億円の範囲内とする。ただし，本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

ｃ　不開示部分⑦関係

通し番号１－３６の文書中には，昭和２８年１０月１７日付けで決裁を求めた「日韓交渉処理方針」と題する文書があるところ，その内

容は，別紙５（通し番号１－３６）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで説示したとおりであって，その一部開示部分は上記(ｱ)ｂで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち，不開示部分⑦に関係する部分は，下記のとおりである。

記

五　船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため韓国に贈与する船舶は，１０億円の範囲内とする。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２８年当時，日本政府部内で試算されていた韓国の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の具体的金額（ただし，不開示部分の分量からみて総額を指摘するにとどまるもの）

(ｲ)　不開示部分②

通し番号２－１２の文書で開示されている「１０億円」との文言

(ｳ)　不開示部分③

通し番号２－１２の文書で開示されている「軍人，被徴用者の未払い金支払（約２億，ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。）」との文言

(ｴ)　不開示部分④

外務省が検討した韓国の対日請求権の複数の特定項目についての具体的解決策

(ｵ)　不開示部分⑤

通し番号１－３５の文書で開示されている「１０億円」との文言

(ｶ)　不開示部分⑥

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について，日本政府部内で検討した具体的な対処方針

(ｷ)　不開示部分⑦

通し番号１－３６の文書で開示されている「１０億円」との文言

(ｸ)　不開示部分⑧

財産・請求権問題の解決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について，韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５８の文書の不開示部分が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府部内で試算された鮮銀東京支店の財産の具体的金額であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②，不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦

不開示部分②，不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦に記録されている情報は，既に他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，仮にこれが日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得るものであったとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ) 不開示部分④，不開示部分⑥及び不開示部分⑧

不開示部分④，不開示部分⑥及び不開示部分⑧に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題の解決策又は対処方針に関する具体的見解等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって，通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用

することはできない。）。

これに対し，後記２(1)に掲げるものについては，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち後記２(2)に掲げるものについては，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記の各情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記２(2)に掲げるものに係るもののみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５８の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は，適法である。

(1)　不開示部分②，不開示部分③，不開示部分⑤及び不開示部分⑦

(2)　不開示部分①，不開示部分④，不開示部分⑥及び不開示部分⑧

（別紙５）通し番号１－２５９

第１　前提事実（各論）

通し番号１－２５９の文書（文書１９１６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説４（「Ⅳ日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」）の部分であり，第三次日韓会談後の会談中断期間中における日韓両国の情勢，会談再開に向けて日韓間で交渉した経緯及び上記中断期に日韓両国において採られた措置の概要が記録されている。

このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも，韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

①　４２ページ（－４２－）６行目から８行目まで（以下「不開示部分①」という。）

②　４９ページ（－４９－）６行目から７行目まで（以下「不開示部分②」という。）

③　７０ページ（－７０－）１０行目から１１行目まで（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ３７７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公

にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく，不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由１に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ３７７）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和２８年１１月６日に在米Ｚ２５２大使宛て公電を引用した部分にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１　その後，Ｚ２４０大使及び米側首脳部とだんだん話し合いの結果，米国は，日韓双方の要請に答えるとの建前にてあっせんに乗り出すことになり，目下，日韓双方にそれぞれ話を行っているので，漸次，会談再開の機運が動きつつある。

２　その具体的手順としては，近日中に日韓双方において同時に声明を行い，わが方においては，

(ｲ)　請求権の相互放棄をする。■■■不開示部分①■■■

(ﾛ)　日本のグッドウィルの証左として，国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。

(ﾊ)　漁業につき，資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため，日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う

旨を明らかにし，韓国側において，これと同時に抑留者の日本漁夫漁船の返還を声明し，それぞれ会談再開を希望することを明らかにする（以下略）

b　不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

（中略）４月２０日に「１９５３年１０月１６日，Ｚ２２１代表が非公式かつ即席の発言 remarks が誤解を生んだことは遺憾である。この発言 statement は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって撤回 retract される。日本政府は両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し，日本政府が１９５１年９月８日のサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を日本側から出し，これに引き続いて会談を再開する方式がＺ２３９・Ｚ２３５両大使の間で一応合意された。

かくて，韓国代表部Ｚ２２５公使が５月１７日にＺ２４０在日米大使を往訪し，日本側で事前に発表する上記の声明案を示し，米側のあっせんを依頼し，右案文がＺ２４０大使から岡崎外務大臣に提示された。日本側は，これに対し，財産権問題に関する同条約４条Ｂ項の解釈について日本側が従来の主張を撤回し，韓国側の主張に同意したと誤解されては困るので，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 insist し

ない」という了解をつけてこの声明案を受諾することを米国側に通報すると共に■■■不開示部分②■■■また，政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があることをも了解事項として付言した。

（以下略）

c　不開示部分③

不開示部分③の前後の記載は，下記のとおりである。

記

５５年１月１７日，重光外務大臣がＺ２２５公使を初めて接見した際，Ｚ２２５公使は，日韓会談再開のため日本側代表の指名を希望したのに対し，大臣はＺ２２４大使を指名し，これに基づき，１９日Ｚ２２５公使はＺ２２４大使を来訪して日韓間の諸懸案解決のため非公式に会談を行うことを話し合った。

その結果，絶対極秘裏に両者間の非公式会談が１月２９日～３月２６日に７回にわたって続けられた。

第１回会談（５５年１月２９日）において，Ｚ２２５公使は，例えば米国の保証のある不可侵協定の締結を示唆し，また，Ｚ２２１発言及び日韓併合条約についての質問に対し，Ｚ２２４大使はそれらを「ないものと考えるに異存ない」旨を述べ，財産請求権問題について，Ｚ２２５公使は，「韓国側では日本側に請求権がないと考えているので，日韓請求権の相殺は納得できない。」と述べ，Ｚ２２４大使は「韓国側の態度いかんでわが方請求権を放棄してもよく，■■■不開示部分③■■■」と述べ，更に「請求権の内容について実質的に合意しておいて韓国側の分については伏せ，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思われる」旨を述べるとともに，韓国由来の文化財の国有のものの一部を独立記念と

して贈呈しても良いと考えていることを明らかにした。（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分等

ａ　不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a)　昭和２８年１０月，第三次日韓会談が決裂した後，日本側は，日韓会談を再開するため，米国のあっせんを得ることとし，米国との意見調整の結果，同年１１月には，①　日本側が，<ｱ>請求権の相互放棄の提案，<ｲ>国有の朝鮮美術品若干の贈与，<ｳ>漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で，会談再開の希望を表明し，②　韓国側が，これと同時に，日本側提案に満足し，抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し，③　米国側も，これらに応えて，会談をあっせんし，オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで，米国は，上記構想を基に韓国側と折衝したところ，韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため，更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが，昭和２９年２月，日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し，韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため，日本に対し，日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

（乙Ａ２７１［－２７－～－２９－］，Ａ３３７［４－３９～４－４４］）

(b)　昭和２９年４月，米国ワシントンに赴任した日本のＺ２３９大使と韓国のＺ２３５大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ，日本側が「Ｚ２２１代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく，したがって，撤回される。日本政府は，両国間

の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し，日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し，これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで，同年５月，韓国側は，Ｚ２４０米国大使に対し，日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し，これを受けてＺ２４０米国大使は，日本側に対し，当該声明案を提示した。

これに対し，日本側は，米国に対し，「日韓両国政府が互譲の精神に従い，請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で，韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し，併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら，韓国側は，これに同意せず，その後も米国による意見調整が行われたが，韓国側の同意を得ることができなかったため，この話は立ち消えになった。

（乙Ａ２７１［－３０－及び－３１－］，Ａ３７７［４－４５～４－４９］）

ｂ　本件各文書の一部開示部分には，次のような内容が既に公にされている。

(a)　通し番号１－３４の文書中の昭和２８年６月１１日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において，サンフランシスコ平和条約４条の請求権の処理について，相互放棄を原則とし，一定のものを例外とするとされたこと（乙Ａ２０２）。

(b)　通し番号１－１９９の文書中にある昭和２９年５月１３日のＺ２４１アジア局長とＺ２４２参事官との会談においては，Ｚ２４１ア

ジア局長が，日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく，韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙Ａ３３４）。

(c)　通し番号１－３９の文書である昭和２９年５月１８日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において，「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されおる実状に鑑み，右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして，このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに，わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙Ａ２０７）。

(d)　通し番号１－１９２の文書中の昭和３０年１月２９日開催のＺ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第１回）において次のようなやりとりがされたこと（なお，これは，不開示部分③に相当する部分を含むものである。また，当該文書の原文に付された５ページから８ページまで（乙Ａ６３の－７－から－１０－まで）は，前後の文脈からみて，５ページ→７ページ→６ページ→８ページの順が正しい順序であると認められる。乙Ａ６３［－７－～－１０－］）。

（Ｚ２２５）請求権問題については，そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

（Ｚ２２４）韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし，韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り，また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし，

日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

（Ｚ２２５）そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給，俸給とか日本銀行券とかである。

（Ｚ２２４）この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき，韓国側の分については伏せて置き，日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお，宝物については，国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e)　なお，昭和３６年当時のものであるが，通し番号１－１３６の文書中では，韓国側請求権について応ずるのが妥当であり，大蔵省にも問題のないものとして，「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人，軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和２７年４月までの未払恩給」が掲げられている（乙Ａ２８１）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２８年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(a)に係るもの）であって，韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和２９年当時，米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(ｲ)ａ(b)に係るもの）であって，韓国の日本に対す

る個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（なお，上記回答の案文は，日本側がアメリカ大使に手交したものであり，米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）

(ｳ)　不開示部分③

通し番号１－１９２の文書で開示されている「日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり」との文言又はこれと同旨のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり，しかもそのおおよその内容が上記ア(ｲ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって，本件全証拠によっても，これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば，当該情報は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても，一般に，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，

なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ)　不開示部分③に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号１－１９２の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ　以上によれば，通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，不開示部分③に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号１－２５９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

【別紙５不開示理由２関係の目次】

（別紙５）通し番号２－１

（別紙５）通し番号２－２

（別紙５）通し番号２－３（同１－１３－２）

（別紙５）通し番号２－５

（別紙５）通し番号２－９

（別紙５）通し番号２－１０

（別紙５）通し番号２－１１

（別紙５）通し番号２－１２（同１－３４－２を含む。）

（別紙５）通し番号２－１３

（別紙５）通し番号２－１４

（別紙５）通し番号２－１６

（別紙５）通し番号２－１８

（別紙５）通し番号２－１９

（別紙５）通し番号２－２０

（別紙５）通し番号２－２１

（別紙５）通し番号２－２２

（別紙５）通し番号２－２４

（別紙５）通し番号２－２５

（別紙５）通し番号２－２６

（別紙５）通し番号２－２７

（別紙５）通し番号２－２８

（別紙５）通し番号２－２９

（別紙５）通し番号２－３０

（別紙５）通し番号２－３１

（別紙５）通し番号２－３２

（別紙５）通し番号２－３３

（別紙５）通し番号２－３４

（別紙５）通し番号２－３６

（別紙５）通し番号２－３７

（別紙５）通し番号２－３８

（別紙５）通し番号２－３９

（別紙５）通し番号２－４０

（別紙５）通し番号２－４１

（別紙５）通し番号２－４５

（別紙５）通し番号２－４６

（別紙５）通し番号２－４７

（別紙５）通し番号２－４８

（別紙５）通し番号２－４９

（別紙５）通し番号２－５０

（別紙５）通し番号２－５２

（別紙５）通し番号２－５５

（別紙５）通し番号２－５９

（別紙５）通し番号２－６０

（別紙５）通し番号２－６１

（別紙５）通し番号２－６４

（別紙５）通し番号２－６５

（別紙５）通し番号２－６６

（別紙５）通し番号２－６７

（別紙５）通し番号２－６８

（別紙５）通し番号２－７０

（別紙５）通し番号２－７１

（別紙５）通し番号２－７２

（別紙５）通し番号２－７９

（別紙５）通し番号２－８０

（別紙５）通し番号２－８７～２－８８

（別紙５）通し番号２－８９

（別紙５）通し番号２－９２

（別紙５）通し番号２－９３

（別紙５）通し番号２－９６

（別紙５）通し番号２－１０２－２（同１－２４８）

（別紙５）通し番号２－１０６

（別紙５）通し番号２－１０７

（別紙５）通し番号２－１０８

（別紙５）通し番号２－１０９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１の文書（文書６７７）は，外務省北東アジア課が作成した文書であって，昭和３８年１２月１３日，同月１９日，同月２６日，昭和３９年１月１４日，同月１７日に各々開催された第４１回から第４５回までの「日韓予備交渉法的地位関係会合」（以下「会合」という。）における日本側及び韓国側の各出席者の発言要旨等が記録されている。

２　通し番号２－１の文書の不開示部分は，２０ページ（－２０－）下から６行目から２１ページ（－２１－）上から２行目までの約８行分であり，昭和３９年１月１４日に開催された第４４回会合において，在日韓国人の法的地位に関し，韓国側のＺ１００局長が，在日韓国人の帰化を思想的な面で許可しないということはあるかと尋ねたのに対し，日本側のＺ１０１課長が回答した日本政府による具体的運用についての率直な見解又は日本政府の非公式の見解が記録されている。

（乙Ａ８５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日韓国人の帰化の許可要件について，思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題に対する日本側の本音ともいうべき率直な見解又は日本政府の非公式の見解であり，これを公にすると，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容や帰化の運用についての非公式見解が明らかになることにより，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　原告らの主張に対する再反論

国籍法に基づく外国人の帰化に関する政策及びその運用は国家主権に関わる事項であり，個々の外国人の法的権利義務とも関係しており，日本政府部内で慎重に意思決定を行う必要があるものである。とりわけ，朝鮮半島出身者及びその子孫については，特別な歴史的経緯により多数の者が既に我が国に居住していることから帰化政策の運用は細心の注意を要するところ，在日韓国人の帰化を許可する際の個人の思想の取扱いに関する情報，特に，水面下で非公式に伝えた情報は，これを公にすることにより，現在においても，韓国等との信頼関係を損ねるおそれがある（情報公開法５条３号）。

また，このような情報が公になれば，我が国の主権ともいうべき帰化政策とその運用に他国政府が干渉するような事態を惹起し，国籍法関係を含めた国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから，当該部分の記載内容は情報公開法５条６号に該当する。

２　原告らの主張の要旨

通し番号２－１の文書は，全体にわたって韓国側のＺ１００局長が法的地位に関する日本側の運用や取扱いの説明を求めたものであり，それに対する日本政府側の回答も詳細なものであるところ，その不開示部分を含む昭和３９年１月１４日付の議事録も，日本政府の協定永住，退去強制，協定永住権者の子の帰化，国籍証明書などについてのＺ１００局長の質問等に答えて，日本側の取扱い実務を詳細に回答したものであり，これらの点については開示されていることからすると，思想が関係する場合の当時の帰化の運用に関する回答部分のみが不開示とされた理由は明らかでない。

そうすると，被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は示されていないというべきであり，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における帰化の運用についての日本政府の非公式見解が

明らかになったからといって，韓国等との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ８５）によれば，通し番号２－１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号２－１の文書の不開示部分は，昭和３９年１月１４日付け「日韓予備交渉法的地位関係会合第４４回会合」と題する文書にあり，これには，昭和３９年１月１４日に開催された第４４回会合の概要として，①在日韓国人の問題として国内法上の永住許可等を付与するか否かの点，②協定発効前に協定上の退去強制事由に該当した者の取扱いの点，③退去強制事由の麻薬犯についての要件の点，④協定永住権者の子の帰化等の取扱いの点について日韓両政府間で議論された内容が記録されている。なお，当該文書には，日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

(ｲ)　通し番号２－１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

次いで，Ｚ１００局長より，思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたのに対し，Ｚ１０１課長より，国籍法第４条第６号によりいわゆる破壊活動に関係した者でないことが帰化の条件となっているが，現在このような者は日本にいない，■■■不開示部分■■■最近貧困という理由で不許可にした事例はほとんどない，在日韓国人の間には一般に帰化するためには相当金を持っていなければならないという

誤解があるようだが，何とか生活していれば帰化を許可しているのが現状である。

次いで，Ｚ１０２次長より，このような点で日本政府の方針に誤解があるようであるので，それを解くような声明を出し，同時に帰化の条件が緩和されたという印象を与えることも検討していると述べ，また，Ｚ１０１課長より，交渉妥結の際帰化に関して声明を出すことは可能であると述べたが，Ｚ１００局長は，在日韓国人に安心感を与えるため貧困等はあまり問題にしないということを協定等で触れておく必要があると述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時における日本政府の帰化の具体的運用として，在日韓国人の帰化の許可要件について思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという問題に対し，Ｚ１０１課長が韓国側に回答した率直な見解又は日本政府の非公式見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，４０年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり，しかも在日韓国人の帰化の具体的運用のうち極めて限定された一場面についてのものにすぎず，本件全証拠によっても，当該見解と現在における在日韓国人の帰化の具体的運用との関係は一切明らかにされておらず，また，日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠はないことから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，我が国の在日韓国人の帰化の運用に関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。

他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　法務大臣の帰化許可についての事務等に関する情報に当たるとしても，②　４０年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり，しかも在日韓国人の帰化の具体的運用のうち極めて限定された一場面についてのものであり，現在における在日韓国人の帰化の具体的運用との関係も明らかにされておらず，また，日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたとは認められないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報に

ついては，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２

第１　前提事実（各論）

通し番号２－２の文書（文書１０７４）は，外務省北東アジア課が作成した「第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第４回会合」と題する文書であり，昭和３３年６月９日に開催された在日韓国人の法的地位に関する日韓会合の要旨が記録されているものであり，このうち不開示部分は，２ページ（－２－）左から２行目から３ページ（－３－）右から８文字までの部分であり，在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して，上記日韓会合において日本側のＺ８２主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解が記録されている。

（乙Ａ８６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日韓国人の法的地位に関する日韓会合において，日本側のＺ８２主査が述べた悪質犯罪者に対する取扱いについての率直な見解であって日本政府の非公式見解であり，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における発言とはいえ，細心の注意をもって行われる必要がある在日韓国人の処遇に関する情報であるから，公にすることにより，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。また，国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は明らかにされておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。また，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，たった２行程度の発言内容であることを踏まえると，４０年以上も前における悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解であったとしても，これまでに追加開示された外国要人発言等と同趣旨の見解であることが推測される以上，このような非公式見解が明らかになったからといって，韓国等との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ８６）によれば，通し番号２－２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号２－２の文書は，昭和３３年６月９日に開催された第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会第４回会合の議事要旨として，日本政府が終戦前から在日韓国人に対して払っていたある種の特別な考慮についての日本側の説明及びこれに関する質疑等が記録されている。なお，当該文書には，日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

(ｲ)　通し番号２－２の文書の不開示部分は，Ｚ８２主査がした日本政府が終戦前から在日韓国人に対して払っていたある種の特別な考慮についての日本側の説明部分にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(ｲ)　入国管理令によれば，一般には日本国籍を失った者は一定期間以内に在留資格の取得を申請してこれを得られなければ日本にいることができないこととなっているが，１９４５年９月２日以前から日本に居住していた韓人については，日韓間に新しい合意ができるまでは，そういう人々に当てる混乱を避けるため，当分の間，在留資格なくして在留できる旨を法律で規定して，日本に居住できることになっている。

(ﾛ)　平和条約の発効によって在日韓人は日本の国籍を失ったが，その後日本で生まれた子供については，これまた一般外国人の場合と異なり，申請を待って３年を期間とする在留資格を与えている。

(ﾊ)　生活困窮者，らい患者，精神病者等普通の刑事犯罪者と異なる者でしかも入管令からいって強制退去の基準に該当する者でも，終戦前からの在日韓人に対しては特別の配慮を払って強制送還をしないように自制している。

(ﾆ)　我が国としては，悪質犯罪者については，■■■不開示部分■■■ある種の者に対しては在留特別許可を与え，ある種の者に対しては，仮放免をして暫定的に日本に居住せしめている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，終戦前から昭和３３年頃までの我が国における在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して，Ｚ８２主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解であって非公式な見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，４０年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり，しかも単に終戦前から昭和３３年頃までの日本政府による在日韓国人の取扱いを説明するに当たり述べられた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解にすぎず，本件全証拠によっても，当該見解と現在における在日韓国

人の在留特別許可等の具体的運用との関係は一切明らかにされておらず，また，日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠もないから，その後，日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，終戦前から昭和３３年頃までの我が国における在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の

前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　法務大臣の在日韓国人に対する在留資格付与事務等に関する情報に当たるとしても，②　４０年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり，しかも単に終戦前から昭和３３年頃までの日本政府による在日韓国人の取扱いを説明するに当たり述べられた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解にすぎず，日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたとは認められないことをも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３（同１－１３－２）

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３（同１－１３－２）の文書（文書３９１）は，外務省が作成した「条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する文書の「７．最後の政治会談」～「附．署名された日韓条約諸協定」の各項に相当する部分であり，日韓国交正常化に向けた財産権請求問題，漁業問題，在日朝鮮人の国籍処遇問題，経済協力問題等をめぐる日韓会談の経緯，今後の対策等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－３（同１－１３－２）の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，３５９ページから３８１ページまで（－３５８－に「次ページ以下２３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書にあり，請求権協定に基づき，日韓間の財産請求権問題，経済協力問題に関わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報が記録されている。

（乙Ａ８７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間の財産請求権問題，経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報であるから，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれ又は北朝鮮との国交正常化交渉において我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また，北朝鮮との国交正常化交渉において，我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある（情報

公開法５条３号及び６号）。

さらに，上記情報が記録されている部分は，公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書にあり，当該情報が契約に関する情報であることから，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがある(情報公開法５条２号)。

なお，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として，原告らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めておらず，原告らの主張は理由がない。

２　原告らの主張の要旨

(1)　被告の上記主張によっても，韓国又は北朝鮮との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は明らかにされていないというべきであり，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

そもそも通し番号１－１３－２の文書は，日韓会談当時のものにすぎないところ，植民地支配正当論から植民地支配不当論への日本政府の歴史認識の変化という日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化，日韓国民間での友好関係促進，日朝間での友好的国交樹立への寄与，東北アジアの平和構築への寄与といった日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性），日本の外交政策が後世の検証を受ける必然性，時の経過の考慮と３０年ルール等に照らせば，これを現在の国際状況の中で公開できないとする理由はなく，日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報といっても，これを公にすることにより，韓国等との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

(2)　行政文書に記録されている情報が情報公開法５条２号の不開示情報に該当するためには，客観的にみて，当該法人等が属する業界，業種において，非

公開とする慣行が存在するか否かの検討が必要であるところ（情報公開法の改正を議論した行政透明化検討チームの取りまとめにおいても，安易な不開示の判断を抑制し，行政機関等による情報開示を一層促進するために，任意提供情報を不開示とする規定を削除する方向が示され，代わって同条６号の事務事業情報によって判断されることとなっている。甲１５５参照），被告の上記主張によっても，どのような正当な利益が害されるかすら特定されておらず，何ら合理的な説明はされていないし，通し番号１－１３－２の文書は，約４０年近く前の「契約」にすぎず，現時点でこれを公にしたとしても，将来の協力が得られなくなるという関係にあるとはいえないから，同号該当性は認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号２－３（同１－１３－２）の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権協定に基づき，日韓間の財産請求権問題，経済協力問題に関わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報であり，公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書にある。

イ　そうであるとすれば，通し番号２－３（同１－１３－２）の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，そもそも日韓両政府間で請求権協定に基づき締結された契約の内容に係るものであって，公にされることを予定していないものであり，しかも当該契約の内容が日朝国交正常化交渉の対象となり得る経済協力問題に係る資金供与及び貸付けについてのものであることに加え，本件全証拠によっても，現在，日韓両政府間の上記契約の内容が公表されていると認めるに足りる的確な証拠がないことを総合す

れば，一般に韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮側が上記契約の内容を把握することが可能となり，日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場におかれる可能性がないとはいえず，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－３（同１－１３－２）の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－３（同１－１３－２）の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３（同１－１３－２）の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－５の文書（文書４３７）は，不法入国者名簿，「交換名簿に記載された大村収容者９８０名の内訳」と題する文書，「日韓会談及び相互送還に関する交渉経過通報に関する件」と題する文書等の不法入国者に対する対応や大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業等に関して法務省，外務省が各々作成した内部文書である。

２　通し番号２－５の文書の不開示部分は，次の部分である。

①　１２４ページ（－２７－）下から２行目から１２５ページ（－２８－）上から３行目までの約５行分（以下「不開示部分①」という。）

大村収容所に収容されていた韓国人の第１次送還事業を実施した際の具体的な状況について，法務省入国管理局次長が外務省北東アジア課長に報告した内容，つまり，大村収容所に収容されていた韓国人の第１次送還事業を実施した後，入国管理局より外務省に対して個別具体的な韓国人の送還の様子を連絡した具体的な報告である。

②　１８４ページ及び１８５ページ（－５９－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

大村収容所に収容されていた韓国人送還事業において韓国に送還された特定の韓国人に関する情報が具体的に記録されており，具体的には，大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的情報である。

（乙Ａ８９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①について

通し番号２－５の文書の不開示部分①に記録されている情報は，大村収容所に収容されていた韓国人の第１次送還事業を実施した際の具体的状況について政府内部における内部報告で，送還された韓国人らの個別具体的な状況であるから，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

通し番号２－５の文書の不開示部分②に記録されている情報は，大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人に関する情報である上，韓国に送還する際及び送還された後における韓国側の対応を含む具体的情報であるから，このような韓国人を送還した際の具体的情報を公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり（情報公開法５条３号），また，現在でも共通の外国人の送還業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張として不十分である。４０年以上も前における報告内容等の情報が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また，４０年以上も前における韓国人の送還業務の手法や政府部内での連絡体制についての情報が明らかになったからといって，現在における外国人の送還業務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ８９）によれば，通し番号２－５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①は，北東アジア課作成の昭和３５年３月２８日付け「大村収容韓人送還実施に関する件（Ｉ）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

本日午後３時３０分，入管Ｚ１０３次長よりＺ１０４課長に電話連絡あり，次のとおり通報越した。

１　大村収容所収容韓人第１次送還は，本日午後２時３０分乗船完了，予定どおり出港予定であり，明朝７時釜山到着の予定であるので，右，韓国代表部に通報ありたい。■■■不開示部分■■■

２　現在，大村に出張中のＺ１０５書記官は，第二次〇〇〇不法入国者３１５名のチェックに〇〇し，２日程度で同チェックを完了すると思われる由

３　いわゆる樺太組１０名について，Ｚ１０５書記官がチェックの結果，韓国への帰国希望を表明しているので，同書記官も同１０名が送還対象とされるよう現地入管に希望している由

(ｲ)　不開示部分②は，北東アジア課作成の昭和３５年４月９日付け「大村収容韓人第３次送還に関する件」と題する文書と法務省入管局長作成の昭和３５年４月１６日付け「送還完了通報について」と題する文書の間に存する題名不詳の文書（全２ページ）中にある。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，昭和３５年３月，大村収容所に収容されていた韓国人の第１次送還事業を実施した後，入国管理局より外務省に対して報告された個別具体的な韓国人の送還の様子である。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，昭和３５年当時における大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的情報である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，４０年以上前に実施された大村収容所に収容された韓国人の送還事業の具体的状況という事実の報告を主とするものであり，当該送還事業自体が日韓両政府の合意に基づき両政府の関与の下で実施されたものであることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府による外国人の退去強制手続等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　４０年以上前に実施された大村収容所に収容された韓国人の送還事業の具体的状況という事実の報告を主とするものであり，当該送還事業自体が日韓両政府の合意に基づき両政府の関与の下で実施されたものであり，日本政府が現在の出入国管理法令に基づいて行う外国人の退去強制手続等とは事情を異にすることをも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－５の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－９の文書（文書１０３７）は，昭和２７年７月４日付けで外務省アジア局第２課が作成した「日韓予備会談開催に関する件」と題する内部文書であり，日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省内部の見解が記録されている。

２　通し番号２－９の文書うち不開示理由２に係る不開示部分は，５ページ（－５－）左から約３行分であり，「一　日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状」の項目の下，日本政府内部において同会議を再開するための方針を模索した中で，報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した具体的内容が記録されている。

（乙Ａ９３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談の現状分析及び日韓会談を再開するための方針について外務省内部で検討した結果である上，あくまで外務省内部における見解であり，日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。また，このような外務省内部での検討における見解まで公開されることになれば，今後，政府内部において萎縮効果が生じ，懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあるから，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張として不十分である。被告は，不開示情報が「あくまで外務省内部における見解」と主張するが，４０年以上も前の外務省における「韓国人の性情」に関する認識が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ９３）によれば，通し番号２－９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　経緯及び現在の情勢

(一)　本年２月以降行われた日韓会談は，韓国側が我が方において請求権問題に対する主張を撤回しない限り既にほとんど妥結に達していた(一)国籍処遇，(二)船舶，(三)基本関係に関する３協定についてもファイナライズせずと主張したことにより停滞に陥り，事後中絶の状況にある。

(二)　その後（３月８日）韓国側は会談再開の希望を申述したが，我が方は，会談中絶の経緯に鑑み，韓国側が建設的アイデアをもってアプローチし来るにあらざれば漫然会談の再開に応じ得ずとの態度を持していた。

また，我が方の右態度維持については，当初６月２３日に予定された韓国大統領選挙を控え，韓国側においても会談を国内政治に利用せ

んとする動きが見られたので，選挙騒ぎの沈静化を待つこととし，選挙後における韓国当局の動向を見極めることが適当であるとの考慮も働いていた。

(三)　韓国側は，その後も態度の変更の見るべきものなく，却って本国及び米国において〇を強いるプレスキャンペーンに専念し，あるいは米国をして請求権問題に介入せしめんとする動きがあったが，最近に至っては，更に送還の慣行の確立している登録令違反者の引渡拒否の手続により会談再開を我に強いんとするに至った。

(四)　右のごとき情勢に対し，我が方としては，あくまで持久作戦をとりかたがた中華民国と同種の協定を進行することにより韓国の反省を促すこと，あるいは報復的措置を講ずることにより先方の反省を促すこと等の手段により時を稼ぎつつ，かたがた韓国政情の落ち着くところを見極める方途も考えられた。

(五)　然し(ｲ)■■■不開示部分■■■結局適当な機をとらえて何らか話し合いにより懸案の解決を求めるよりほか途なきこと，(ﾛ)非共産側たる韓国居留民団側分子も最近においては日韓会談の再開をスローガンとするに至り，本件をあまり長く放置するときは我が方朝鮮人指導対策，国内〇〇に対する考慮等よりもおもしろからず，ひいては政務者の責任問題ともなるおそれあること，(ﾊ)韓国の政情もようやく李政権の持続の見通しの付いてきたこと等の諸考慮より，良ききっかけを見つけて会談再開を計るべき時期に来たことが感ぜられるに至った。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談を再開する方策として報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されて

いる情報は，日本政府の日韓会談における対処方針等の政策判断そのものではなく，４０年以上前の日韓会談が中断していた時期に日本政府が検討した措置に対する韓国側の反応に関する推測的見解であり，本件全証拠によっても，当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はなく，単にその表現が韓国側に心理的な不快感を与え得るというものにすぎないと考えられるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在の日本政府の韓国に対する対応に関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　４０年以上前の日韓会談が中断していた時期に日本政府が検討した措置に対する韓国側の反応に関する推測的見解にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１０の文書（文書１０４６）は，外務省アジア局第２課が作成した「日韓会談再開に関する第１回省内打合会議事要旨」と題する内部文書で，昭和２８年１月２３日に日韓会談再開に向けて開催された第１回省内打合せ会議の議事録であり，当該省内打合せ会において，担当課長から「日韓会談再開の基本条件」に関する提案理由及び案の説明等がされた後に行われた出席者間の質疑応答の結果が問答体で記録されている。

２　通し番号２－１０の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，１０ページ（－１０－）右から４行目から５行目までの約２行分であり，外務省内打合会合の記録中にあって，請求権問題を解決するため，日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応状況が記録されている。

（以上につき，乙Ｂ９４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間における懸案事項の一つである「請求権問題」を解決するため，米国政府に協力を求めた際の米国政府の対応状況であるから，公にすることにより，韓国のみならず米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあるから，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国のみならずアメリカ合衆国との間で，現在

及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張として不十分である。４０年以上も前における日韓の請求権問題解決へのアメリカの関与状況が明らかになったからといって，韓国等との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ９４）によれば，通し番号２－１０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

（Ｚ２３７）韓国，特にＺ２３５大使は，米国に働きかけている。我が方も米国に働きかけてあるが，更にこれを推進する必要がある。居中調停は，体面上やって貰うわけにゆかないが，事実上の口添えとして貰う線に持って行きたい。

（次官）場合によっては，そういうことにもなろう。

（Ｚ２２）本件請求権法理論に関しては，昨年４月２８日付けの米国国務省のステイトメントにおいて direct(give up の意)云々の語がある。

■■■不開示部分■■■

（次官）２つのポイントがある。１は，交渉の大方針を閣議で決定すること，２は，それに基づいて交渉のきっかけを作ることである。大臣からは，李大統領の来日により会談再開の機運が動いているから，日本としても新たな構想の下にこれを行いたいが，これに対する韓国の意向如何及び日本がミッションを釜山におく案に対する先方の意向如何の２点について，Ｚ２２５公使を通じて韓国の気持ちを打

診するように言われている。交渉方針については，本案にはオルターナティブな点があるから，もう少しボイル・ダウンして閣議にかけられるような形にできないか。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，請求権問題を解決するため，日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応状況の概要であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり，しかも昭和２８年当時のものにすぎないところ，①　米国政府が日本政府に当該見解等を示してから本件各処分に至るまでに既に４０年以上経過しており，その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け，日韓間では，既に請求権協定が締結され，請求権問題が解決するなど，当該見解が示された当時と本件各処分時とではその前提となった状況等が著しく変化していること，②　本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること（例えば，乙Ａ６４参照），③　外交文書の情報公開に関し，米国では，大統領命令による秘密指定制度において，一定の例外を認めつつも，自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること等に照らすと，これを公にしたことにより，一般的又は類型的にみて，直ちに韓国又は米国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり，しかも昭和２８年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１１の文書（文書１０５２）は，昭和２８年４月２０日付けで外務省アジア局第２課が作成した「日韓交渉に関する第１回各省打合会次第」と題する内部文書であり，同年４月１４日に，外務省，法務省，大蔵省，運輸省，通産省及び農林省の各関係者が出席して開催された日韓交渉の再開に関する第１回各省打合せ会における協議内容の要旨等が記録されている。

２　通し番号２－１１の文書の不開示部分は，次の部分であり，いずれも，上記打合せ会において，在日韓国人関連の問題について，Ｚ２４法務省入国管理局長が発言した見解及びＺ２７１外務省条約局長が発言した見解の一部であって，記録されている情報は，関係省庁打合せ会合において，在日韓国人の国籍処遇問題について忌憚なく意見交換した際に提起された意見が記録されている。

①　１９ページ（－１９－）左から２行目から１行目までの約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２０ページ（－２０－）左から１行目から２１ページ（－２１－）右から５行目までの約６行分（以下「不開示部分②」という。）

③　４１ページ（－４１－）左から１行目から４２ページ（－４２－）右から４行目までの約５行分（以下「不開示部分③」という。）

（以上につき，乙Ａ９５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１１の文書の不開示部分①～③に記録されている情報は，日韓における懸案事項の一つである「国籍処遇問題」に関する政府部内での打合せにおける，在日韓国人に対する率直かつ忌憚のない意見であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の

長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務や懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における在日韓国人の国籍処遇問題に関する各省庁の認識状況が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ９５）によれば，通し番号２－１１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

Ｚ２２１代表　中国本土に帰りたい者に対する国府の取扱如何

Ｚ２４局長　　中国本土人は台湾に送還しても国府はこれを受け取らない。

Ｚ２７１局長　　国府はこれらの中国本土人を本国に送還するのも反対しているのではないか。

Ｚ２２ア二課長　引き揚げ船で送還する問題については国府から苦情が出ているが，普通のルートでの本国への帰国には別に問題はないようである。

Ｚ２４局長　　朝鮮人についても台湾式になるのは困る。特に北鮮系は数が多いから厄介である。

Ｚ２２１代表　しかし全部韓国籍をもたせることにすると北鮮系は騒ぐのではないか。

Ｚ２４局長　　■■■不開示部分①■■■問題をアヤフヤにして置くと却って困ることになろう。これは治安当局の間で一致した意見である。条約の中で前回のように国籍を確定しておいていただくと非常にやり易い。

Ｚ２７１局長　　在日朝鮮人を全て大韓民国籍とすることは国際情勢に矛盾するのではないか。対外的にはいずれのものとも黒白をはっきりすることはますます難しくなろう。■■■不開示部分②■■■

Ｚ１０６次長　　内政問題と言われるが，李政権が全鮮の政府であるか南鮮のみの政府であるかは問題である。いずれにせよ実際的には余りコミットしないで問題を後に延ばすがよいと思われる。そのうちに朝鮮の情勢についても見通しがつくようになろう。

(ｲ)　不開示部分③

Ｚ２４局長　　現在刑務所に収容されている１０万人の１割は朝鮮人で，人口当たりの犯罪率は日本人の１０倍である。もしこれが全て入管令の退去該当者とすれば，年間１万人くらい送還し得ることになる。生活扶助は義務ではないが，急に打ち切ることはまずいと思われる。先方に約束する必要はないが，実際上支給してもよいと思う。■■■不開示部分③■■■

Ｚ１０６次長　　韓国の入管令は日本のそれが引き写しであるから，日本の入管令による取扱いに韓国が苦情をいう筋合いはない。

Ｚ１０７参事官　現在大村に留まっている者の送還は必ずしも会談再開の条件とはならないが，それでもよいか。

Ｚ２４局長　　これは会談以前の問題で，直ちに引き取らすべきだと考えている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②は，いずれも，昭和２８年当時の状況を踏まえ，在日韓国人の国籍を北朝鮮との関係でどのように取り扱うかという点に関する日本政府部内の具体的見解である。

(ｲ)　不開示部分③は，昭和２８年当時の状況を踏まえた在日韓国人の取扱いに関する日本政府部内の具体的見解である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和２８年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解であるところ，本件全証拠によっても，当該見解と現在における在日韓国人の国籍等の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず，その後，日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２８年当時の状況を前提とする在日韓国人の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解にすぎず，この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１１の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１２（同１－３４－２を含む。）

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書（文書１０５４）は，次の文書によって構成されており，いずれも，日韓会談を無期休会することについてＺ２２１外務省参与らの見解が記録され，具体的には，Ｚ２２１外務省参与らが李大統領に対する対応策について述べた所感的かつ推測的な見解であり，李政権終焉後の韓国政情の動向を推測したものや財産請求権問題に関して韓国側が新たに要求する内容を推測したものが含まれる。

(1)　Ｚ２２１参与が昭和２８年６月１３日付けで作成した「日本外交の基調は」との書き出しに係る文書

(2)　Ｚ２２１参与が昭和２８年６月２１日付けで作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書

(3)　Ｚ２７１が昭和２８年６月２３日付けで作成した「無期休会案に賛成の理由」と題する文書

２　通し番号２－１２の文書のうち，不開示部分は，次の部分である（なお，通し番号１－３４－２の文書の不開示部分は，下記②のみである。）。

①　３ページ（－３－）左から１行目から４ページ（－４－）右から２行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(1)の文書中にあり，李大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ，日韓会談の休会を検討していた外務省の具体的見解が記録されている。

②　１０ページ（－１０－）左から３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(2)の文書中にあり，財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解（戦前朝鮮半島に位置した法人が我が国に有する財産とその金額等を含む。）が記録されている。

③　１７ページ（－１７－）（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記１(2)の文書中にあり，日韓会談への対応は，李大統領の後継者が知日派である可能性もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解が記録されている。

（乙Ａ９６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①及び③について

通し番号２－１２の文書の不開示部分①・③に記録されている情報は，いずれも，反日的であるとされていた李大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であって，韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解であり，公開されることが予定されていないものであるから，このような内部的見解まで公開されることになれば，今後，政府内部において萎縮効果が生じ，様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

そうすると，これを公にすることにより，日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり，細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

通し番号２－１２の不開示部分②に記録されている情報は，日韓会談の無期休会について外務省内部で検討した際に，日韓間における重要な懸案事項の一つである「財産・請求権問題」について議論した際に提示された，韓国側の要求についての忌憚のない推測的な見解である。

そうすると，これを公にすることにより，韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり，また，韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，かつ，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における李大統領時代の韓国の内政状況等に関する外務省の認識が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また，４０年以上も前における韓国の内政についての将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって，現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。さらに，不開示部分②については，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，４０年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－１２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ９６）。

ａ　不開示部分①

前提事実（各論）１(1)の文書は，「日本外交の基調は国連協力である。したがって李大統領が国連の休戦案に反対の意向を持するにおいては，現在の日韓会談は当分休会せざるを得ない。」とした上で，その理由として６項目が指摘されている。その理由部分の記載は，下記のとおりである。

記

一，休戦の結果，統一政府ができるか，反対に南北両政府の事実上の対立となるか当分事態は判然としない。その前に取り急いで話を続ける必要性に疑問あり

二，李大統領の従来反日的態度に鑑み，此案一矢報いること無意味に非ず。

三，ここで我が方一応強硬態度を示すことは将来交渉再開の際に有利である。

四，日韓会談は，戦争拡大の陰謀であるとの，北鮮系の抗議を正当化したくない。

■■■不開示部分①■■■

六，李は，現在世界を通じ自由，共産双方から見放されんとしている。それを日本だけが支持することは一幅の国際的漫画風景であって，国会で非常な反対に遭うであろう。

ｂ　不開示部分②及び不開示部分③

前提事実（各論）１(2)の文書は，昭和２８年当時における日韓会談の進行概況及び見通し，日韓会談を続行することの利害得失等が記録されており，不開示部分②及び不開示部分③の前後の記載は，下記

のとおりである。

記

一　今次，日韓会談は４月１５日開会，４月中に本会議を３回開き，５月以降５つの部会に分かれて自由討議を続行している。

(イ)　基本条約部会

略

(ロ)　国籍処遇部会

略

(ハ)　船舶部会

略

(ニ)　財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって，部会は３回開いたまま休会し，能率的に話を進めるため，目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。Ｚ２７０代表は，財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが，韓国の腹は，(一)国宝古書籍，(二)軍人，被徴用者等の未払金以外に■■■不開示部分②■■■

(ホ)　漁業部会

略

二　以上のような次第で，たとえこの際我が方で，

(一)　財産・請求権相互放棄

(二)　船舶関係１０億円の予算措置

(三)　軍人，被徴用者の未払い金支払（約２億，ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。）

(四)　若干の国宝，古書籍の贈与

の方針を決定しても，今次会談はまとまるかどうか分からない。そ

の上，(一)請求権相互放棄は在外私有財産補償問題との関連で大蔵省になお難色がある。(四)の国宝贈与もいうほど簡単ではない。

三　以上，日韓会談の進行概要及び見通しであるが，かような情況を前にして，李大統領の休戦反対北鮮捕虜２万５０００名の独断釈放問題が起こり，韓国は，公然，国連に反逆の態度を取ることとなった。

この新事態にもかかわらず，日韓会談を予定どおり続行することは大局上から見て左のとおり好ましくない。

(一)　国連の政策に反対するのみならず，実力をもってこれを困難に陥れつつある李政府と話し合いを続行することは，国連協力の我が基本方針と反することとなる。

(二)　李は好んで世界の孤児たらんとするがごとき政策をとり，その大胆にして軽率な行動は世界の指弾を招き，遠からず引退を余儀なくせしめられることも予想できるが，それにもかかわらず条約を結べば，政府は国会で激しく非難されるだろう。

(三)　近い将来朝鮮に南北統一政府ができるか，又は反対に南北２つの政権が事実上対立することとなるか，今少し情勢を見極めるべきで急ぐ必要はない。

(四)　李のあとに誰が出ても李以上反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。■■■不開示部分③■■■

四　逆に，会談を続行しない場合，次のような不利が生ずる。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５８の文書（「Ⅲ　第２，３次日韓会談」との書き出しの文書）には，Ｚ２２１参与が昭和２８年６月２１日付けで作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書の内容が掲げられている

ところ（乙Ｂ８４［－１１１－以下］参照），その内容は，別紙５（通し番号１－２５８）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)アで認定したとおりであって，その一部開示部分は上記(ｱ)ｂで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち，通し番号２－１２の文書の不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ｂ８４）。

記

一　（略）

(ﾆ)　財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって，部会は３回開いたまま休会し，能率的に話を進めるため，目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。Ｚ２７０代表は，財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが，韓国の腹は，(一)国宝古書籍，(二)軍人，被徴用者等の未払金以外に少なくとも鮮銀東京支店の財産■■■■■はねらっているようである。

三　（略）

(4)　李のあとに誰が出ても李以上の反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。故に没落せんとする李の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２８年当時，李大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ，日韓会談の休会を検討していたＺ２２１代表の具体的見解であって，韓国の内政について将来的な動向を予測した可能性を前提

とした所感的見解

(ｲ)　不開示部分②

Ｚ２２１代表の推測的見解としての「少なくとも鮮銀東京支店の財産■■■■■はねらっているようである。」との文言であり，「■■■■」との部分には昭和２８年当時，日本政府部内で試算されていた鮮銀東京支店の財産の具体的金額が入るもの

(ｳ)　不開示部分③

「故に没落せんとする李の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。」との文言

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和２８年当時の韓国の情勢等を前提としての韓国の内政に関する予測的・所感的見解（不開示部分①）及び昭和２８年当時における「財産・請求権問題」に関する韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額についての推測的見解（不開示部分②），他の行政文書（通し番号１－２５８の文書）の一部開示により既に公にされているもの（不開示部分③）にすぎず，その後現在までに，韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っており，日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，既に請求権協定が締結された「財産・請求権」問題に関して韓国との交渉上の立場が不利になるおそれは現時点では存在するとはいえないし，また，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。さらに，不開示部分②については，これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するであるとしても，上記のとおり韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額に関する推測的見解にすぎず，しかも不開示部分の分量か

らみてその総額を指摘するにとどまるものであるから，請求権問題等に関する日本側の対応方針等を推測するに足りる程度の内容が明らかにされているとは考え難いことに照らすと，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとまではいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２８年当時の韓国の情勢等を前提としての韓国の内政に関する予測的・

所感的見解（不開示部分①）及び昭和２８年当時における「財産・請求権問題」に関する韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額についての推測的見解（不開示部分②），他の行政文書（通し番号１－２５８の文書）の一部開示により既に公にされているもの（不開示部分③）にすぎず，この点に関する韓国内及び日韓間における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１２（同１－３４－２）の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１３

第１　前提事実（各論）

通し番号２－１３の文書（文書１０５５）は，昭和２８年６月２２日付けで外務省アジア局第２課が作成した「日韓会談継続の可否について（案）」と題する文書であり，日韓会談継続の可否に関する外務省の見解及び今後の展望が，交渉の妥協をはかる場合（上段）と休会する場合（下段）とに場合分けされた上で具体的に記録されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，４ページ（－４－）下段（休会する場合）右から２行目から５行目までの約３行分であり，日韓会談を休会とした場合に，「韓国復興特需」の項目の下，仮に日韓会談を休会とした場合という仮定的な場面を想定して，確かに需要は増大すると分析した上で韓国側がこの需要増大に対していかなる対応をとるかを推測した見解が記録されている。

（乙Ａ９７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談継続の可否を検討するに際し，仮に日韓会談を休会とした場合に，韓国復興特需が日本に与える影響について，外務省内部で忌憚のない率直な議論をした結果，提示された外務省内部の具体的な見解である上，日韓会談を休会した場合という仮定的な場面を想定して，韓国側の対応を推測した見解であるから，このような仮定的な推測的見解を公にすることにより，日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，政府内部において萎縮効果が生じ，懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

(2)　被告主張の不開示情報の具体的内容については，通し番号２－１２の文書においても，「（四）当分の間，朝鮮復興特需の利益を受けられない可能性がある」（１４ページ）とした上で，その具体的な不利益の有無について「我方の品物が安ければ結局買うことになる」，「韓国と無協定のままでも，我方が米側と密接に連絡をとる事によって目的は達せられる」（１５・１６ページ）との外務省での検討見解が公開されている点からすれば，おおむね通し番号２－１２の文書で開示された情報と大差ない情報であると考えられるから，４０年以上も前におけるこのような見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

(3)　また，４０年以上も前における朝鮮復興特需に関連した将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって，現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ９７）によれば，通し番号２－１３の文書は，「諸般の情勢に鑑み，日韓会談の継続の可否につき検討を要するものであるところ，その妥結を図る場合と休会とする場合の利害得失につき，日韓関係全体として見た面と会談の議題より見た面に分かち，対照して示せば次のとおりで

ある」として，(1)日韓関係全体とした面の(ｃ)韓国復興特需につき，下記のとおり記載がある。

記

（妥結を図る場合）	（休会とする場合）
全体として日韓関係が正常化されるのであるから，将来韓国の復興特需は，日本に発注されることが期待される。	特需といえども商取引である以上，価格が安ければ日本に需要が来る。■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時の韓国復興特需に対して韓国がいかなる対応をとるかを推測した日本政府部内の見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時の経済状況等を前提として韓国側の対応を推測したものにすぎないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２８年当時の経済状況等を前提として韓国側の対応を推測したものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１３の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１４の文書（文書１０６２）は，昭和２８年１０月２６日付けでＺ２２１外務省参与が作成した内部文書であり，日韓会談が決裂したことを受け，日本のとるべき善後策についての独自の見解が記録されている。

２　通し番号２－１４の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　４ページ（－４－）左から３行目から５ページ（－５－）右から４行目までの約７行分（以下「不開示部分①」という。）

日韓会談が決裂した原因についてＺ２２１参与の率直な見解が記録されている。

②　１７ページ右から３行目から２０ページまで（－１７－及び－１７－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

日韓会談の決裂後における，日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関するＺ２２１参与の見解が具体的に記録されているが，これは，草稿段階の不確定かつ未成熟な内容であり，Ｚ２２１外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国の内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解である。

（以上につき，乙Ａ４６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①について

通し番号２－１４の文書の不開示部分①に記録されている情報は，日韓会談が決裂した原因について，Ｚ２２１参与の本音とも言うべき所感的，個人的な見解であり，韓国に対する感情的な見解を含むものであるから，公にす

ることにより，日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念され，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，政府内部において萎縮効果が生じ，懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

通し番号２－１４の文書の不開示部分②に記録されている情報は，日韓会談が決裂した後において，日韓間における諸懸案事項に対する対策について，韓国の内政状況にまで踏み込んだＺ２２１参与の個人的な見解であり，韓国の内政状況に踏み込んだ見解を含むものであるから，公にすることにより，日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念され，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，政府内部において萎縮効果が生じ，懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前におけるＺ２２１外務省参与の個人的な独自の見解が明らかになったからといって，歴史的価値を持つ重要な情報を開示することへの積極的な評価はあっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－１４の文書（乙Ａ４６）は，昭和２８年１０月２６日付けでＺ２２１外務省参与が作成した「日韓会議決裂善後対策」と題する文書である（なお，通し番号３－３の文書も同一である。）

他方，通し番号３－４８の文書（乙Ｂ８４）の２２４ページ（－２２５－）以下に掲げられた部分は，「日韓会議決裂善後対策」と題する文書（以下，この項において「本件訂正後文書」という。）であり，通し番号２－１４の文書を前提として，その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり，実質的には同一の内容である（乙Ａ４６，Ｂ８４）。

(ｲ)　通し番号２－１４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる（乙Ａ４６）。

記

一，日韓会談は表面韓国側の詭弁的・非外交的態度により決裂の余儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし，この韓国の態度の根底をなすものは，左の２つの考え方であって，これが改められない限り，将来も会談の円満な解決は至難である。

(ｲ)　３６年間にわたる総督政治は，韓国のあらゆる方面に害のみを与えた。日本がフィリピンにわずか数年いただけで巨額の賠償を要求されているではないか。朝鮮はフィリピン以上に賠償請求があるはずではないか。

(ﾛ)　被圧迫民族（朝鮮）の解放と独立は，第二次大戦後の最も高い国際法の新原則である。このより高い原則のために，従属的な私有財産尊重の原則も変更され，その結果，日本の在鮮財産は私有財産も

含めて一切没収されたのである。講和条約前に朝鮮の独立が認められ，朝鮮から日本人が裸で放逐されたのも，この新原則の適用である。

■■■不開示部分①■■■この大前提の下に対策を考えてみる。

二，速時的対策

（中略）

三，長期的対策

(一)　世論喚起特に対外啓発に一層力を入れ，日本の主張の合理性を強調する要あり，特にいわゆる李ラインの問題に関して。

(二)　国連又は国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題，竹島問題については，提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいが，それでもよろしい。我が方の主張に部のあることの良い宣伝となる。

(三)　■■■不開示部分②■■■

(ｳ)　これに対し，本件訂正後文書の上記(ｲ)に相当する部分の記載は，下記のとおりである（乙Ｂ８４）。

記

一，日韓会談は，表面，韓国側の詭弁的・非外交的態度により決裂の全儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし，この韓国の態度の根底をなすものは，左の２つの考え方であって，これが改められない限り，将来も会談の円満な解決は至難である。

(ｲ)　３６年間にわたる総督政治は，韓国のあらゆる方面に害のみを与えた。日本がフィリピンにわずか数年いただけで巨額の賠償を要求されているではないか。朝鮮はフィリピン以上に賠償請求があるはずではないか。

(ﾛ)　被圧迫民族（朝鮮）の解放と独立は，第二次大戦後のもっとも

高い国際法の新原則である。このより高い原則のために，従属的な私有財産尊重の原則も変更され，その結果，日本の在鮮財産は，私有財産も含めて一切没収されたのである。講和条約前に，朝鮮の独立が認められ，朝鮮から日本人が裸で放逐されたのも，この新原則の適用である。

このような考え方の結果，朝鮮人は，第二次世界大戦の寵児として，あたかも日本に対し戦勝国であり，陳謝を要求すべきであるかのごとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベルまで降りて来ない限り，日韓問題の真の解決はあり得ない。この大前提の下に対策を考えてみる。

二，速時的対策

（中略）

三，長期的対策

(一)　世論喚起特に対外啓発に一層力を入れ，日本の主張の合理性を強調する要あり，特にいわゆる李ラインの問題に関して。

(二)　■■■■国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題，竹島問題については，提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいが，それでもよろしい。我が方の主張に分のあることの良い宣伝となる。

(三)　実力増強

冒頭，韓国の思い上がった態度は，わが方に実力のないことによって一層助長されている。元来，事大主義的な韓人は強き者には屈し，弱き者には横暴である。竹島問題，いわゆる李ライン問題のごとき，わが方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支

配する時，国が亡びることは肝に銘ずべきであるが，政治の支配下にある武力は一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。

(四)　■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

日韓会談が決裂した原因についてＺ２２１参与の率直な見解として，「このような考え方の結果，朝鮮人は第二次世界大戦の寵児として，あたかも日本に対し戦勝国であり，陳謝を要求すべきであるかのごとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベルまで降りて来ない限り，日韓問題の真の解決はあり得ない。」との文言

(ｲ)　不開示部分②

日韓会談の決裂後における，日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策として，Ｚ２２１外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国の内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解であり，具体的には「(三)　実力増強」との項目の下に記載された「冒頭，韓国の思い上がった態度は，わが方に実力のないことによって一層助長されている。元来，事大主義的な韓人は強き者には屈し，弱き者には横暴である。竹島問題，いわゆる李ライン問題のごとき，わが方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支配する時，国が亡びることは肝に銘ずべきであるが，政治の支配下にある武力は一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。」との文言を含むもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，本件訂正後文書と同旨の部分は，既に他の行政文書（通し番号３－４８の文書）の一部開示によって公にされているのであるから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また，仮に一般的又は類型的にみて上記情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものであることも併せ考慮すると，これを

公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１４の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１６の文書（文書１１７１）は，外務省北東アジア課が作成した昭和３８年１０月４日から同年１２月１２日までの間に行われた日韓予備交渉の第５１回会合から第６０回会合までの各記録が記録されている。

２　通し番号２－１６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，６０ページ（－６０－）下から５行目から６１ページ（－６１－）上から１行目までの約６行分であり，日韓予備交渉第６０回会合の冒頭において，財産請求権問題に関する解決策として，Ｚ２３１アジア局長（当時）が韓国側代表に対して漁業借款の供与方法について述べた率直な見解が記録されている。

（乙Ａ９９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題に関する解決策として，外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記録されているものであり，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における本音とも言うべき率直な発言内容であって，韓国側も公表されることを予定していないものである。また，請求権問題は，日朝国交正常化交渉においても協議対象となり得るものであり，その際には，日韓国交正常化交渉時の請求権の取扱いが参考にされることとなる可能性が高いところ，北朝鮮との間で請求権問題が解決されていない現時点でこれを公にすれば，北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

したがって，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との交渉上我が国が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，日韓間の率直な意見交換

や協議を困難にし，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

被告は，通し番号２－１６の文書に記録されている情報を「日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容」であると主張するが，４０年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないし，北朝鮮との交渉において不利益となる蓋然性もない。また，４０年以上も前における漁業借款供与方法に関する見解が明らかになったからといって，現在における日韓間の率直な意見交換や協議に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ９９）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－１６の文書の不開示部分は，昭和３８年１２月１２日に開催された日韓予備交渉第６０回会合の会合記録にあり，その前後の記載は，下記のとおりである

記

(1)　Ｚ２３１局長より，漁業協力の話は本予備交渉で取り上げることになっており，これまで度々日本側の考え方を口頭で申し上げてきたが，今日はこれを書き物とし，特に協力の方式については具体的な公文案

の形で整理したので，別段新しい内容を含むわけではないが，お渡ししたく，早速ソウルに送って検討していただきたいと述べた上，日本側より，別添の書き物を読み上げた。

(2)　続いて，Ｚ２３１局長より，書き物の内容を敷衍して，漁業協力の「金額」については大平大臣がＺ２３６大使に示唆した３０００万ドルを事務当局が動かすことは到底できず，これは政治会談に委ねるほかないが，「方式」については，政治会談で一挙に決める性質のものではないので，この際，去る７月の大平・Ｚ２２３会談の際金長官が言及された日本の対比，対インドネシア経済協力方式によるのが適当であると日本側も考えている旨を誤解のないようにお知らせしておこうと考えた次第であると述べた上，この日本側の提案の趣旨は，大平・Ｚ２２３了承線で「１億ドル以上」となっている民間信用供与のうちで，漁業借款としての３０００万ドルまでは日本政府としてこれを容易にしかつ促進する法律的ないし道徳的義務を負うことを意味し，■■■不開示部分■■■

(3)　これに対し，Ｚ２３６代表はこの書き物は持ち帰ってゆっくり検討したいが，とりあえずの印象としては，第１項及び第２項で述べられている従来の経緯は必ずしも正確ではないように思う。例えば「１２カイリの専管水域を基礎とする漁業協定の締結・・・」という表現はあたかも韓国側が１２カイリを原則的に受諾したように聞こえるが，そのような事実はない。また，「漁民に対するＰＲのため是非必要・・・」とあるが，韓国側としては漁業借款はＰＲだけではなく実質的な利益も勿論期待していると述べた。これに対し，Ｚ２３１局長は，この書き物の主目的は第４項にあるので，第１項や第２項がご都合悪ければ，そこははずして，第４項だけ送付へ送っていただければ結構であると述べ，Ｚ２３６代表はそうしようと答えた。

(ｲ)　上記(ｱ)の日韓予備交渉第６０回会合記録に添付された別添文書は，昭和３８年１２月１２日付けの「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書であり，第４項には，要旨下記のとおり記録されている。

記

４．合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については既に度々その概要を説明してきたが，これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1)　研修生の受け入れ，専門家の派遣，技術センターの設置等の漁業技術協力については，日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし，この種の協力の性格上，予め金額を明示することはできない。また，その規模については，日本政府はコロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し，現在年間１０億円弱程度であり，他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので，韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし，金額の大小にかかわらず実際に現実的利益のもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え，長い年月の間に着実に実績を積み重ねていくこととしたい。

(2)　請求権問題解決の大筋の合意の中の民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については，下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。■■■不開示部分■■■

(ｳ)　なお，通し番号１－１７の文書の一部開示部分には，上記(ｲ)の昭和３８年１２月１２日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書が引用されているところ，このうち，不開示部分に相当する部分には下記のとおり記録されている。

記

(2)　請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については，下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

「日本政府は，日韓漁業協定の効力発生の日から３年間，日本国の民間商社又は国民が韓国の政府，民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を，１９６２年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に，関係法令の範囲内で容易にし，かつ，促進するものとする。

前記の信用の枠は，前記の期間内に各年１０００万ドル，合計３０００万ドルの額に達するものと期待される。」

（ただし，韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，Ｚ２３１アジア局長が韓国側代表に対して手交した文書の内容を敷衍して説明する中で述べた漁業借款の供与方法についての率直な見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，日韓両政府間で現に行われた交渉時の漁業借款の供与方法に関する日本側の具体的見解であって，韓国側に手交した文書の内容を敷衍して説明した際のものであること，本件全証拠によっても，当該交渉が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉時での発言等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，仮に漁業借款の問題が日朝国交正常化交渉において対象となり得るとしても，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，

社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なったり，北朝鮮との交渉上現在の日本政府が殊更不利な立場におかれたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　日韓両政府間で現に行われた交渉時の漁業借款の供与方法に関する具体的見解であり，しかも，昭和３８年当時のものであって，韓国側に手交した文書の内容を敷衍して説明した際のものであることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１８の文書（文書１２４３）は，外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和４１年２月１日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書

(2)　昭和４１年４月７日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書

(3)　昭和４１年７月１２日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書

(4)　昭和４１年９月１日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書

(5)　昭和４１年６月２７日付け「日韓間主要案件表」と題する文書

２　通し番号２－１８の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，上記１(4)の文書中の「４戦後処理関係(1)樺太在住韓国人の帰国仲介問題」という項目にある５５ページ（－５５－）上から４行目から７行目までの約３行分であり，帰国意思を表明している樺太在住「韓国人」のうち，日本居住希望者に対しては，これを認めてほしい旨の韓国側の申入れに対し，日本政府部内において樺太在住の日本人の帰国問題の進捗状況を踏まえて，外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果としての具体的かつ率直な推測的見解が記録されている。

（乙Ａ１０１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，帰国意思を表明している樺太在住韓国人のうち，日本居住希望者に対しては，これを認めてほしい旨の韓国側の申入れに対し，外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解であり，細心の注意をもって行われる必要がある樺太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報であるから，公にす

ることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の推測的見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。また，４０年以上も前における樺太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報が明らかになったからといって，現在および将来の外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０１）によれば，通し番号２－１８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　前提事実（各論）１(4)の文書は，昭和４１年９月１日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書であり，①基本関係条約，②漁業協定関係，③法的地位関係，④戦後処理関係，⑤日本と北鮮の接触に関する問題，⑥密入国韓国人の北鮮送還問題について，実施状況等が詳細に記録されている。

(ｲ)　通し番号２－１８の文書の不開示部分は，「４　戦後処理関係」，

「(1)樺太在住韓国人の帰国仲介問題」の項にあり，不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．戦後処理関係

(1)　樺太在住韓国人の帰国仲介問題

A　経緯

(ｲ)　厚生省援護局の推定数字によれば，戦後１～２年後に樺太に在住した朝鮮人人口は約５万人で，その後死亡，北鮮帰還，日本帰国等を差し引き約１～２万程度と見積もられ，その国籍別推定は全く不明である。

(ﾛ)　国交正常化後早速在京大使館より外務省に対し，終戦前に労務者ないし徴用者として樺太に赴いた韓国人２３９人が帰国意思を表明しているとして，これについて調査及び引き揚げ促進方につき日本政府の協力を要請越すとともに，日本居住希望者に対しては，これを認めてほしいと申し越した。

B　問題点

この韓国の申し入れの問題点は次のとおりである。

(ｲ)　在樺太韓国人の帰国について我が国には法的義務はない。しかしモラル・オブリゲーションは残っており，この問題について日本側が仲介に努力すれば対韓外交上１つのプラスとなる。

(ﾛ)　一方，ソ連，北鮮，韓国関係を考えると，かかる問題をきり出すことはできなく，たとえソ連が好意的に同意したとしても，韓国側が必ず引き取る保証がない。

(ﾊ)　従来から樺太在住の日本人２８０世帯の帰国が問題となっており，昨年末まで５８世帯が引き揚げたのみで進捗状況は必ずしもよくなく，■■■不開示部分■■■（ソ連は，日本人帰国

についても「労働者の天国から多数の帰国希望者が出るということは面子にかかわるので個別引揚の形をとらせている」）

C　上記２の諸点を検討した結果，本年４月北東アジア課より在京大使館に対し一応次のラインで回答済みである。その後これに対し韓国政府側から何らの反応がない。

日本政府は次の２条件を韓国側が受諾するならば，樺太にいる帰国希望韓国人の帰国について，ソ連政府と話し合ってみる用意がある。

(ｲ)　これら帰国を希望する韓国人は全て韓国側が引き取ること。

(ﾛ)　日本側には一切費用の負担をかけないこと。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和４１年当時，在樺太韓国人で帰国意思を表明しているものの調査・引き揚げ促進並びにこのうち日本居住希望者の受入れを求める韓国側の要請につき，外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果としての具体的かつ率直な推測的見解であり，具体的には，帰国意思を表明している在樺太韓国人で日本への居住を希望するものを日本に受け入れるかどうか等に関するものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，在樺太韓国人で日本への居住を希望するものの日本受入の可否等に関する外務省内部の推測的見解であって，しかも昭和４１年当時におけるものにすぎず，上記アの認定事実によれば，昭和４１年当時，日本側が韓国側に対して上記の点についての日本側の検討結果は既に伝えられているし，本件全証拠によっても，この点が現時点においても日韓間で交渉されていると認めるに足りる的確な証拠はないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，

一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府による外国人の出入国管理等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　在樺太韓国人で日本への居住を希望するものの日本受入の可否等に関する外務省内部の推測的見解であって，しかも昭和４１年当時におけるものにすぎないこと，日本における外国人の出入国管理及び在留に関する事項は法務省が所管していること（法務省設置法４条３２号，３３号参照）も併せ考慮す

ると，これを公にしたとしても，現在の日本における外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について直ちに他国政府の干渉の余地を生じることは想定できないから，当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１８の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１９の文書（文書１２９８）は，外務省が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書

(2)　「平和条約第４条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する内部文書

２　通し番号２－１９の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，上記１(2)の文書中にある次の部分である。

①　３８ページ（－３２－）左から３行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について，政府部内においても見解の対立が存することが具体的に記録されている。

②　５２ページ（－４５－）及び５３ページ（－４６－）（以下「不開示部分②」という。）

この部分には，国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約，協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法２９条に定める補償をしなければならないか。」という問題について，「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解が記録されている。

（以上につき，乙Ａ１０２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①について

在外本店会社の在日財産の帰属問題は，朝鮮銀行等韓国の在外会社の在日

財産処分に関連して日韓間における重大な争点となっており，これに関する法人の国籍決定問題については，政府内においても見解の対立があったところ，通し番号２－１９の文書の不開示部分①に記録されている情報は，ある見解の背景に存する考え方について，外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が具体的かつ率直に記されているから，これを公にすることにより，請求権の金額の算出方法に関する議論が明らかになり，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

在外私有財産の処分等について補償を要するかについての問題は，日韓間における重大な懸案事項である対韓請求権問題にも関連する問題であったところ，通し番号２－１９の文書の不開示部分②に記録されている情報は，国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた在外私有財産の処分等にも憲法２９条の補償を要するかという問題について，「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解であるから，これを公にすることにより，請求権処理に係る国内的制約が明らかになり，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，通し番号２－１９の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている上記情報を公にすることにより，処分行政庁が韓国との間で現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省内での一見解が明らかに

なったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０２）によれば，通し番号２－１９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号２－１９の文書の各不開示部分は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあるところ，当該文書は，「１９４５年１２月６日の在鮮米軍司令部軍政府命令第３３号に基づいて米軍に接収され，清算その他処分が行われた後，韓国に引き渡された日本財産に対して，日本が依然法理上所有権又は請求権を有し，従って，平和条約第４条(a)（特別取極）の対象とできる」との日本政府の見解について理論的検討等をしたものである。

(ｲ)　通し番号２－１９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

三　在外本店会社の在日財産の帰属

この問題は前記一の(二)に述べた法人の国籍決定に関する問題の一分化であるが，実際問題としては朝鮮銀行等閉鎖機関及び昭和２４年政令第２９１号にいう在外会社の在日財産処分は関連して１つの大きな争点をなしている。

法人の国籍決定について■■■不開示部分①■■■この考え方の背景をなすものは法人とは法域の変更の有無（日本法から韓国法へ）の如何にかかわらず同一人格として存在する１つの実体であるという思

想と，法人の財産は全て究極的には個人の持分に帰着する。

従って，法人の国籍がいかに変わろうとも，個人の持分さえ保護されておれば，国際制のバランスとしては損害はないという思想である。

（以下略）

四　国内補償問題

憲法第２９条３項は，国が私有財産を公共のために用いるときには正当な補償を行わなければならぬことを規定している。問題は，平和条約の特別取極その他国際制の条約，協定によって国が在外私有財産についてその所在，国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するがごとき場合にも憲法第２９条に定める補償をしなければならないか否かの点にある。

この問題に対する政府の従来の態度は，５３年１月に「在外財産補償獲得期成同盟」よりの質問に対する回答案として大蔵省で作成された文言には，次のように要約されている。（第１２国会の平和条約及び安保条約特別委員会における外務大蔵法務各省の答弁でこの趣旨によっている。）

「日本国憲法は，私有財産の尊重を認め，私有財産を公共のために用いる場合には正当な補償を行うべきを規定している。

しかしながら，在外財産は，所在国の法制によって規律される財産であって我が国主権の直接及ぶところではない。

したがって，在外財産が当該国によって処分された場合，憲法上の問題としては補償の義務を生ずるとは解していない。・・・」

要するに憲法２９条３項は，国内にある財産を日本政府が収用する場合の規定であって在外財産を外国が処分する場合は適用がないと主張するものである。

この考え方は，ヴェルサイユ条約に基づくドイツの収用補償法にも

片鱗を現している。

すなわち，その第１条に「政府はヴェルサイユ条約・・・に基づいて，いずれかの同盟及び連合国又はその国民に譲渡しなければならぬ物件を国のために収用する権限を与えられる。」，第６条「収用は相当な補償の下に行われる。」として国内にある私有財産を収用する場合の補償を定め，第８条において「第６条・・・は同盟連合国政府・・・又は同盟連合国の国民のために物件の応酬又は侵害が行われることを平和条約自体によって明示せられ，又は有効と承認せられ，かつ平和条約に基づいて同盟連合国政府・・・がこれを行った場合は適用せられる。」として，在外財産に対する補償を国内財産に対する補償と区別しているのがそれである。

しかしながら，この説に対しては，憲法の私有財産尊重の建前より見て，国が何等かの国家目的のために私有財産を使用する場合に，その財産の所在によって取扱いを異にする趣旨とは考えられないとの有力な反対をあ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■（不開示部分②）るものと思われる。

なお，桑港条約第１４条（在連合国財産）第１６条（在中立国財産）による在外財産処理と第４条による特別取極に基づく処理（在分離地域財産）とをそれぞれ区別して，外国による強制的処分，日本による自発的提供，平和条約外の取極による処分は，補償問題に関して性質を異にするとの説もある■■■不開示部分②■■■

ただし，憲法第２９条の定める補償は，「正当」なる補償をもって足りるのであって，必ずしも対価に相当する補償を規定しているものではないと考えられる。したがって，国民経済全体の均衡あるいは一般戦争犠牲者との公平上の見地から評価が下されることは必ずしも違憲の措置ではないと思われる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

３０年以上前の時点において在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定につき政府部内において見解の対立があったこと等

(ｲ)　不開示部分②

３０年以上前の時点における「平和条約の特別取極その他国際間の条約，協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法２９条に定める補償を要しない」との大蔵省の見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，①在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定や②平和条約によって国が在外私有財産の放棄等をする場合に憲法２９条に定める補償の要否に関する日本政府部内の見解の対立等に係るものであるが，いずれも専ら法理論上の見解やその法的根拠について理論的に検討された際のものであり，３０年以上前のものにすぎないから，既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　<ｱ>在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定や<ｲ>平和条約によって国が在外私有財産の放棄等をする場合に憲法２９条に定める補償の要否に関する日本政府部内の見解の対立等に係るものであり，いずれも専ら理論的な対立点やその法的根拠について客観的に検討された際のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２０

第１　前提事実（各論）

通し番号２－２０の文書（文書１３０２）は，外務省アジア局第２課が作成した「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」と題する内部文書であり，韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解が記録されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　３ページ（－３－）右から３行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

これには，在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して，補償義務があるとする多数説を前提として外務省内部で検討した結果が記録されている。

②　７ページ右から４行目から１４ページまで（－７－及び－７－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これには，サンフランシスコ平和条約との関係において，外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法２９条の補償を要するかという問題について，外務省内部で協議された検討結果としての見解が記録されている。

（乙Ａ１０３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①について

通し番号２－２０の文書の不開示部分①に記録されている情報は，在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して，「補償を要する」とする多数説を前提として外務省独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が具体

的に記録されているものであるから，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

通し番号２－２０の文書の不開示部分②には，サンフランシスコ平和条約の下において，連合国及び中立国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄等した場合にも憲法２９条の補償を要するかという問題について，外務省が独自に有している情報に基づいて，国際法の解釈及び我が国の今後の対応について，外務省内部で協議された内容が具体的かつ詳細に記録されているから，これを公にすることにより，アメリカ合衆国，英国，仏国等の連合国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号２－２０の文書の不開示部分①については，被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

(2)　また，通し番号２－２０の文書の不開示部分②についても，被告の上記主張によっても，これら連合国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

(3)　いずれについても，４０年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって，韓国や連合国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０３）によれば，通し番号２－２０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　日本国憲法第２９条第３項は，「私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用いることができる。」と定めている。問題は，国が条約によって在外私有財産を放棄したときないしこれと同様の効果を生ずる取極をした場合に，憲法第２９条の補償の義務が生ずるか否かという点にある。

多数説は，国が私有財産を処分するのは，収容するのと同様の効果をもたらす行為であり，「賠償」のため，それが与えた「不当な苦難」に対する償いのためあるいは国交調整のため等の目的は「公共のため」にすることであるから，当然憲法第２９条の適用を受けるので補償する必要があるとしている。

注　国が国民の私有財産を積極的に放棄する場合と相手国が日本国民の私有財産に侵害を与えた場合にこれを合法として承認を与えるという場合とを区別して，後者の場合には必ずしも憲法第２９条の補償義務を生じないとする説もあるが，これは少数説である。■■■不開示部分■■■

二　サンフランシスコ条約第１４条との関係

右条約第１４条は，連合国がその管轄下にある日本国及び日本国民の財産を一部の例外を除いて，「差押え，留置し，清算し，その他何らかの方法で処分する権利」を有することを定めている。

ヴェルサイユ条約（第２９７条（リ）号）及びイタリア平和条約（第７４条（ホ）及び及び第７９条（三））は，いずれも戦勝国が戦敗国民の私有財産を留置，清算する場合に，戦敗国は損害を受けた自国民に補償を与えるべきことが条約上の義務として定められている。これに反し，サンフランシスコ条約においては，この種の義務が条約によって定められていないのは，反対解釈として，国内補償を与えないとの趣旨を定めたものであるとの説がある。

もとよりサンフランシスコ条約においては，条約上は国内補償の義務を存しないことは明らかであるが，また反対に明文を持って国内補償を禁じたものでもない。規定の欠缺は，この問題を国内問題として日本の自由に委ねたもので補償を行うと否とについては，条約上は何らの義務もない。明文に補償の規定がないからといって，補償を禁じた趣旨と解することはあまりに牽強付会であろう。国内補償を行うか否かは，一に国内法たる日本国憲法の規定に従うのほかない。

また，サンフランシスコ条約は，戦敗国として押しつけられたものであるから，例えば日韓間のごとく対等の立場にあっても，国が自発的に在鮮財産を放棄する場合とは区別されるべきであり，前者の場合には補償を必要としないが，後者の場合には補償を必要とするとの説がある。

■■■不開示部分■■■日本側の私有財産権尊重を趣旨とした日本財産の確認及び回復の提案を韓国側が承認したとして，次のような事情の発生が予想される。

一　在北鮮財産は別としても，韓国側は日本有体財産の動乱被害について免責されており，また土地については韓国政府の行った農地改革法を承認せざるを得ないので，我が方取り分は，名目的請求権額より遙かに下回ると考えられる。

二　韓国側債務者の所在等が動乱で分明しない場合が多いし，法秩序の

混乱で我が方債権者にとっては不利である。これに反し，韓国側から遠慮なく取立てられ，防止する方法はない。結局，我が方持ち出しは多くなる。

三　動乱被害免責財産所有者とそうでない者との間に韓側からの取得分について不均衡が生ずる。政府に苦情が申し出される。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも３０年以上前の時点において，①在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して補償義務があるとする多数説や②サンフランシスコ平和条約との関係において外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法２９条の補償を要するかという問題につき，外務省内部で検討された結果としての具体的見解であり，主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，在韓私有財産権放棄等に関する外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであり，しかも３０年以上前のものにすぎないから，上記見解が外務省が独自に有している情報に基づいて検討されたものであったとしても，既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国その他の外国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　在韓私有財産権放棄等に関する外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであり，しかも３０年以上前のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－２１の文書（文書１３０６）は，昭和２８年１月２１日付けで外務省が作成した「日韓問題請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり，財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ，行き詰まりを打開するための対策等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－２１の文書のうち，不開示由２に係る不開示部分は，２ページ（－２－）枠外上約６行分及び右から２行分であり，日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題について，日韓間における財産請求権を実質的に相互放棄となるような解決に導くほかないとの前提の下，請求権特別取極の様式について違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための対応策の詳細が記録されている。

（乙Ａ１０４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓間における財産請求権問題に関し，外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果である具体的対策及び具体的な所感であり，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されて

おらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０４）によれば，通し番号２－２１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。なお，下記(三)の末尾「※」につき，その欄外に「※　なお，実質的な相互放棄にはいずれにしても国内的ないわゆる債権者債務者間の不均衡の問題は不可避である。■■■不開示部分■■■」と記録されている。

記

日韓間の請求権問題はこれが行き詰まりを打開するためには，ヴェスチングデクリーに関する法理論は一応棚上げしてともかくも実質的に相互放棄となるような解決に導くほかない段階にあるが，これが取極めの文案を作成するに当たっては，特に次の諸点を考慮する必要がある。

(一)　この取極めによって日韓間の請求権問題を後腐れないよう円満に解決すること

(二)　違憲論や国内補償の問題を起こさないこと■■■不開示部分■■■

(三)　既存の条約に抵触したり将来予想される他の国（特に中国）との交渉に悪影響を及ぼしたりしないこと。この点については在北鮮日本財産の取扱いに慎重な考慮を要する。※

以上の点を考慮しながら，特別取極の二，三の様式について簡単にその問題点を摘記すれば，次のとおりである。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，請求権問題に関して実質的に相互放棄となる解決を導くための請求権特別取極の様式につき，違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的対応策又は具体的な所感であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，請求権問題に関する外務省内部の検討結果ではあるが，専ら国内的な問題である違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的な対応策又は具体的な所感に係るものであり，しかも昭和２８年当時のものにすぎないから，既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報

に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　請求権問題に関して専ら国内的な問題である違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的な対応策又は具体的な所感に係るものであり，しかも昭和２８年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２１の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２２

第１　前提事実（各論）

通し番号２－２２の文書（文書３１５）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり，昭和３３年３月２０日，同年４月３日，同月１５日，同年７月７日，同年８月１１日に各開催されたＺ２７２アジア局長（当時）と韓国Ｚ２２７公使（当時）との日韓問題に関する会談要旨が記録されており，このうち不開示部分は，同年８月１１日に開催されたＺ２７２アジア局長と韓国Ｚ２２７公使との会談に関する部分にある４９ページ枠外に記録されている部分（なお，枠内の黒塗り部分は本件訴訟の対象外である。）であり，日本政府が大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して，独自に入手した情報に基づき，韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価が記録されている。

（乙Ａ２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府が，大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して，独自に入手した情報に基づく，韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，将来も起こり得る外国人の釈放業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

通し番号２－２２の文書は，全体にわたって「大村収容所からの仮釈放に関する情報」が記録され，文書末尾には括弧書きで日本政府側の対応方針が記録

されており，それらの記載が開示されているにもかかわらず，不開示部分である枠外の墨塗り部分のみを不開示とする必要性は全く識別できないし，被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における日本政府の仮釈放に関する方針が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ２２）によれば，通し番号２－２２の文書の不開示部分は，昭和３３年８月１１日付け「Ｚ２２７公使，アジア局長会談要旨」と題する文書中の本文欄外部分であり，その本文の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一，８月１１日Ｚ２２７公使はアジア局長を来訪，別添のエード・メモワールを持参したが，その要旨は左のとおり。

(1)　病人，婦女子について仮放免の相談があれば韓国側としては人道上の見地から異論を述べる積もりはない。

(2)　問題の２５名は収容３年以上という理由ではなく，病人，婦女子であるとの理由により仮放免されるという点を強調したい。

(3)　仮放免者は，将来は韓国の指定する港に送還されるものとする。

(4)　保証金の支払い，身元引受人の選定は専ら代表部又はその指定する者が行う。

(5)　右諸点につき合意が成立した場合は，かかる合意は全面会談において問題が最終的に解決をみるまでのプロヴィジョナルなものと了解する。

右エード・メモワールに対して，アジア局長より(1)，(2)は事実に反する偽装であり，特に(3)，(4)は全く話にならざる旨を指摘され，韓国側の提案は問題とはならず，本文書は受け取れない旨述べられたが，Ｚ２２７の懇請もあり，やむなく受け取られた趣。

（なお，今後の方針については，韓国側の遷延策に深入りすることは避け，既に協議の整った●●●の３名の仮釈放－韓国側には通報済み（注）－を今週一杯待って，来週早々実施するラインで進むこととなった。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３３年当時，大村収容所からの釈放問題につき，日本政府が独自に入手した情報に基づいて行った韓国側の対応ぶりに対する評価の具体的内容であると推認することができるが，本件全証拠によっても，当該情報が将来も起こり得る日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３３年当時における大村収容所からの釈放問題という個別的・具体的な問題に関する韓国側の対応ぶりに対する日本政府の評価であり，日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものではないから，当該評価が当時の日本政府において独自に入手した情報に基づいて行われたものであったとしても，大村収容所からの釈放問題については既に日韓間で解決されるに至っていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変

化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３３年当時における大村収容所からの釈放問題という個別的・具体的な問題に関する韓国側の対応ぶりに対する日本政府の評価であり，日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものではなく，大村収容所からの釈放問題も既に日韓間で解決していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然

性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２２の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２４

第１　前提事実（各論）

通し番号２－２４の文書（文書３２１）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり，昭和３３年９月２２日及び同月１２月１９日に各開催されたＺ１０８事務次官（当時）と韓国Ｚ２２７公使（当時）との会談要旨が記録されており，このうち不開示部分は，５ページ（－５－）及び５ページ（－５－）直後の１枚であり，同年１２月１９日に開催されたＺ１０８事務次官と韓国Ｚ２２７公使との会談の要旨，及び，それに対する日本政府部内での検討の様子として，Ｚ１０８事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価が記録されている。

（乙Ａ２４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ１０８事務次官と韓国Ｚ２２７公使との会談の様子，及びそれに対する日本政府部内での検討の様子等であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国等との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び

将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ２４）によれば，通し番号２－２４の文書の不開示部分は，昭和３３年１２月１９日付け「Ｚ１０８事務次官，Ｚ２２７公使会談要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一，アジア局長より伺ったところによれば，本会談においては，次官より相当強く，「李ライン」の撤廃を要求し，韓国側が右に同意すれば文化財についても現に国有のものを大衆的見地より引き渡す旨の意向を表明し，特に「李ライン」問題をめぐって激論が闘わされた趣。（なお本会談において次官よりＺ２２７に対し張暻根を早急に帰任せしめるよう要請された。）

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ１０８事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３３年当時における日本側の要求への韓国側の対応ぶりに対する否定的な評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる

的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過し，その間に日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３３年当時における日本政府による李ラインの撤廃要求に対する韓国側の対応ぶりに対する外務省職員の評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではい

えない。

したがって，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２４の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２５

第１　前提事実（各論）

通し番号２－２５の文書（文書３２２）は，外務省北東アジア課が作成した文書であり，昭和３４年１月６日から同年１１月１４日までの間に開催されたＺ２５７首席代表とＺ２２７駐日韓国大使との合計１５回にわたる会談の各要旨により構成されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，昭和３４年１月１２日に開催された第３０次会談に係る部分にある１６ページ（－１６－）１行目及び１７ページ（－１７－）右から４行目であり，Ｚ２５７首席代表とＺ２２７駐日韓国大使との会談において，私有文化財の問題に関して，Ｚ２５７首席代表が「私だけが最近考えていることであるけれども」との前置きの後に述べた同代表の極めて個人的な外交上の懸念が記録されている。

（乙Ａ１０５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する，日韓両国間での率直なやり取りにおいて交わされた日本政府のＺ２５７首席代表の個人的見解であり，将来の外交上の懸念が記録されており，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については，細心の注意をもってこれを確保する必要があることから，これを公にすることにより，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになり，韓国との信頼関係が損なわれるおそれやその懸念に係る交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交交渉や外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はなく，日韓間において問題となっている私有文化財の問題に関する外交交渉に不利益を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０５）によれば，通し番号２－２５の文書の不開示部分は，昭和３４年１月１２日付け「第３０次Ｚ２５７Ｚ２２７会談要旨」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　Ｚ２２７の求めにより会見したところ，Ｚ２２７から日韓問題について，その後発展はないかと聞いたので，Ｚ２５７からまだ新閣僚が決まっていないでごたごたしているようなので，本問題についてお話しすることは別にないと答えた。

二　Ｚ２２７から，今日の新聞で林が辞意を表明したというので，自分も驚いたわけであるが，電話で聞いてみたところでは，別にそういうことはないようだ。昨年から余り長くなり過ぎるので，息抜きしたいと言っていたのが，ああいうふうな通信になって伝わったのだと思う。したがって，２６日の会談再開の時までには，帰ってくると思っていると述べ

た。

ついでＺ２２７から，文化財について，私有のものは全然だめであるのか，そのうちの主なものだけでも追加してもらえるとなると，大変良いと思うのだがと言ったので，Ｚ２５７から日本側では政府が私有財産に手をつけ始めたということになると，非常な社会不安を起こす危険があるので，政府としてはそういうことはできないと思う，したがってこの点はこの際持ち出さぬように韓国側も断念するよう貴方から言ってやってもらいたい，それのみならず私だけが最近考えていることであるけれども，日本としては，■■■不開示部分■■■同様の問題が起こることがありはしないかと懸念している。したがって，その時政府が私有財産までもあばき出すという懸念を一般に与えることがあれば，私のいう社会不安を一層拡大することにもなるので，どうしても私有財産尊重の建前を貫かなければならぬと思っているのだと答えたところ，Ｚ２２７は自分としても日本政府が国有のものについて考慮するという建前であることは，本国にもしばしば言ってやっているが，今の貴方のいう■■■不開示部分■■■とは全然思いつかなかったことで，その辺に懸念しておられるということを本国にいってやりましょうと述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，私有文化財の問題に関して，日本のＺ２５７首席代表がＺ２２７駐日韓国大使に対して述べた個人的な外交上の懸念が記録されていると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓両政府間で現に行われた交渉時の私有文化財の問題に関する具体的な発言の内容に係るものであり，しかも昭和３４年当時の日本政府高官の個人的な見解にすぎないから，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定が締結されていること，韓国において韓国側が保有する日

韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，私有文化財の問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえない。そして，上記各部分に関しては，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　日韓両政府間で現に行われた交渉時の私有文化財の問題に関する具体的な発言の内容に係るものであり，しかも昭和３４年当時の日本政府高官の個人的な見解にすぎないこ

とも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２５の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－２６の文書（文書３５０）は，昭和３５年１１月２８日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓会談に対する見方に関する件」と題する文書であり，日韓国交正常化に向けた第五次日韓会談予備会談に対する見方について日韓両国の政府高官の率直な見解が記録されている。

２　通し番号２－２６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，Ｚ２８北東アジア課長が，来訪した韓国政府高官と懇談した際に，同韓国政府高官の経歴及び人物評価，同韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記録されている。

①　１ページ（－１－）約４行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，１１月２４日及び同月２８日にＺ２８北東アジア課長を来訪した韓国政府高官との懇談により，本件文書を作成するに至った経緯が具体的に記録されている。

②　２ページ（－２－）２行目から１０行目までの９行分（以下「不開示部分②」という。）

この部分には，上記韓国政府高官の経歴及び人物評価等が具体的に記録されている。

③　８ページ（－８－）６行目から７行目までの２行分（以下「不開示部分③」という。）

この部分には，上記韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記録されている。

（乙Ａ１０６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓国交正常化に向けた第五次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評，情報を提供した経緯及び発言した際の状況等であり，上記韓国政府高官も，非公式かつ内密に情報を提供したものであるところ，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，情報提供や協力を得ることが困難になり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における非公式かつ内密に提供された韓国政府高官による情報が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また，韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから，いまさら，４０年以上も前における韓国政府高官による情報を日本が明らかにしたからといって，韓国との間で，今後，情報提供や協力を得ることが困難になるおそれがあるとの蓋然性はない。

(2)　本件各文書に係る変更決定により，外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由２に該当しないことが明らかとなっている以上，通し番号２－２６の文書の不開示部分に日本政府関係者による韓国政府高官の人物評，韓国政府高官の発言が含まれているとしても，開示された情報と比べて，当該不開示情報をいまだ隠さなけれ

ばならないとすべき合理的な根拠はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０６）によれば，通し番号２－２６の文書の不開示部分の前後の記載は，要旨下記のとおりであると認められる。

記

■■■不開示部分①■■■１１月２４日及び２８日Ｚ２８を来訪，種々懇談するところがあったが，彼の第五次日韓会談予備会談等に対する見方次のとおり。

■■■不開示部分②■■■

１．第５次会談も聞くところでは余り進捗がないようであるが，これは，自分たちがいわば予想したとおりの事態である。Ｚ３１３公使やＺ１０９弁護士にどの程度の見識があって会談に臨んでいるか疑問である。もちろん韓国側代表団は今次会談に先立ち従来の会談の記録などを持ち寄って対処方針につき検討を加えていたのは知っているが，それは全く事務的な打合せにとどまり，例えば請求権については過去に提示した項目及びその金額をそのままもう一度寄せ集めたにすぎず，その結果旧態依然たる法外な請求から少しも改まっていない。つまり，日本側に示して，日本側が討議の基礎として受け容れ得るような合理的なものにしようとする気構えは全くなかった。どの程度譲り，どの程度ならのんでよいとの政治的な決定も行われていない。これはただに請求権の問題にとどまらず，各懸案に通ずる韓国側の内情であるから，代表団として韓国側から積極的に提案するものは何もなく，ひたすら日本側を打診し，日本側からの提案を引き出すとの態度をとることになっている。これは事務屋

として最も楽な態度であり，従来の韓国の会談に臨んできた方針に重大な変更を加えるような意見具申をし，その責任をとるだけの人間がいない。

２．４月の革命を経ても，事務屋の頭はそう切り替えられてはいない。特に日韓会談の事務当局たるＺ１１０やＺ１１１の考え方は極めて古い。（中略）。また，彼らは，日本のいわゆる対韓経済技術援助の構想についても同様にかたくなな考え方を持っており，その背後にある日本の韓国に対する経済的再支配の野望を忘れてはならないとの公式論を振り回し，そういう構想を頭から問題にしない態度であり，誠に遺憾である。

３．こういう事情を知っているので，自分は今度の予備会談が余り進展を見ないと聞いてさもありなんと思った次第である。このままでは今後の会談も結局従来のように大した成果もないままに中絶となるのではないかと心配している。そこで自分として特に申し上げたいのは，日本側としてこの際まず国交関係をひらき，諸懸案の解決はその上でじっくり時間をかけてやる方向を強く打ち出される時機ではないかということである。従来の李承晩政権下ではこの考え方は進め得ようもなかったが，代表部を相互主義で設置することは，桑港平和条約発行の際，書き物ではっきり約束されているところであるし，韓国の駐日代表部だけで存続していることの一方性について，韓国政府として後ろめたさを感じているのは確かであるから，この際改めて代表部のソウル設置方日本側から申し出られるようお勧めする。■■■不開示部分③■■■（裁判所注：なお，この直後の行間に「（注）この点Ｚ２２１大使来電第２９１号（別添）によるＺ２７３の考え方と通ずるものあり」と挿入されている。）この代表部代表として大使級の方が来られれば張勉総理や鄭一亨外務部長官とも随時親しく面談されることが多くなり妙な事務当局より邪魔されないで，日本側の真意が韓国側高官に伝えられることとなり，今のよ

うな会談方式を繰り返すより余程好結果を生みやすいものと確信する。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

当該文書を作成するに至った具体的経緯

(ｲ)　不開示部分②

当該文書に記録されている発言をした韓国政府高官の経歴及び人物評価等

(ｳ)　不開示部分③

上記(ｲ)の韓国政府高官が発言したときの状況等

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省職員が当時の韓国側の内情等を聴取した韓国政府高官の経歴・人物評，当該聴取をするに至った経緯及び当該韓国政府高官が発言したときの状況等であって，その聴取内容も昭和３５年当時の第五次日韓会談予備会談に関するものであるが，上記アの認定事実（韓国側の内情の暴露，韓国側会談担当者に対する批判，日本からの提案の方法について助言等を含む内容であることなど）及び弁論の全趣旨によれば，当該聴取が秘密裡に行われたものであり，かつ，日本側担当者と当該韓国政府高官との間で当該韓国政府高官が日本側に情報提供をしたことを一般に公開しない旨の約束があったものと推認することができることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，当時の韓国政府高官が日本側に非公式かつ内密に情報を提供した条件を日本側が反故することとなり，韓国との信頼関係が損なわれる可能性がないとはいえない（そして，以上のような当該情報の内容や非公開約束の存在等に鑑みれば，こ

れを公にすれば，日本側担当者が韓国政府関係者から外交交渉上必要な情報を秘密裡に入手することが困難になるから，外交事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性もないとはいえない。）。

エ　以上によれば，通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（また，当該情報は，事務事業情報（同条６号）に当たるものであると認められる。）。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号及び同条６号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２-２６の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－２７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－２７の文書（文書３８６）は，外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３５年９月２０日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する文書

(2)　昭和３８年３月１１日付け「Ｚ３１参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書

(3)　昭和３９年３月１１日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書

２　通し番号２－２７の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見及び検討結果として，Ｚ１１２宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果が具体的に記録されている。

①　２２ページ（－２２－）下から２行目から２３ページ（－２３－）上から３行目までの約５行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２５ページから２８ページまで（－２４－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１０７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間の引き続き重要な関心事項である文化財返還問題に関し，公表されることが全く想定されていない内部的な率直な意見，検討結果であるから，これを公にするこ

とにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の信頼関係を損ない又は国の事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における当時の宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果が明らかになったからといって，韓国との間で，文化財返還問題に関して，現在及び将来の信頼関係を損ない又は行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０７）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　前提事実（各論）１(1)の文書には，要旨「宮内庁書陵部所在の書籍（これには，日韓併合前に渡来した徳川幕府楓山文庫，旧多紀家，旧徳山毛利家のものを承継した朝鮮本７４冊が含まれている。）には皇室費で購入したものと一般行政費で購入したものと２種類あり，いずれも物品管理法の適用を受ける宮内庁が所蔵する朝鮮本は，上記の書陵部のもの以外に，当時の国立国会図書館支部内閣文庫所蔵の１９０冊（これらは，Ｚ２７４文庫，昌平坂学問所の所蔵本のほか，明治２０年代に民間から購入又は献納を受けたものであって日韓併合前に渡来したものである。）がある。」と記録されている。

同(2)の文書には，宮内庁の図書寮にあるＺ２４８本及び統監府本の目録（なお，当該目録には，Ｚ２４８本１５２部７６２冊，統監府本１

１部９０冊が列挙されている。）及びこれに対する説明（Ｚ２４８本及び統監府本は，いずれも朝鮮出版になるものである。このうち，①Ｚ２４８本は，明治４３年にＺ２４８氏から東宮職に献上されたもので，その半数が漢籍，他の半数が朝鮮関係の著述（いずれも漢文）であり，②統監府本は，伊藤公が日本に持参されたものを伊藤氏の死後皇室側と統監府との間の話し合いで明治４４年に皇室に献上されたものであり，朝鮮関係の著述（いずれも漢文）である。図書寮としては，これらが朝鮮においていかなる方法で入手されたか等は全くわからない。）のほか，その取扱いに関する宮内庁の意向（宮内庁としては，Ｚ２４８本及び統監府本ともに，①　正規の手続を経て入手したものであり，②　皇室としてなくてはならないものではないが，学会としては貴重なものも多く含むので，できるだけ多く残しておきたいなどとされている。）が記録されている。

(ｲ)　通し番号２－２７の文書の不開示部分は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである

記

３月１１日午前１０時，外務省Ｚ３１参事官（Ｚ３２事務官随行）は，宮内庁にＺ１１２書陵部長，Ｚ１１３図書課長を訪ね，会談に備えて宮内庁図書の韓国への寄贈について打合せを行った。

Ｚ３１参事官から会談の現段階と外務省の方針への協力を依頼したのに対し，Ｚ１１２書陵部長から，次の発言があった。

(1)　■■■不開示部分①■■■

(2)　宮内庁としては，寄贈本のうち貴重な本は，コロタイプにし，その他のものは一切マイクロにとって残しておきたく，その費用は外務省で考えてほしい。

(3)　マイクロは庁内でとれるようになっているが，現在高松宮家の本

を３年計画でマイクロにしていて，その第２年度が終わったところである。韓国に寄贈する場合には高松宮家の本の方を中止してその本をマイクロにとる。ただし，そのマイクロを取り終わる期間まで韓国への寄贈を待ってほしい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２７の文書に記録されている情報は，昭和３９年当時，宮内庁図書の韓国への寄贈について，Ｚ１１２宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２７の文書の記録されている情報は，昭和３９年当時における宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等であるが，被告は，当該情報の内容との関係でこれを公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていない上，当該文書が作成されてから４０年以上経過しており，その間に，日韓間で文化協力協定が締結され，また，宮内庁図書中の朝鮮本についてはその具体的内容やその取扱いに関する昭和３８年当時の宮内庁の意向等が他の行政文書の一部開示部分により明らかにされていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。そして，上記各部分に関しては，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるこ

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等であって，昭和３９年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２７の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－２８の文書（文書５０６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録　総説八」と題する文書であり，日韓国交正常化に向けた第六次日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省の見解が記録されている。

２　通し番号２－２８の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，Ｚ１７アジア局長の「日韓交渉の回顧」に記録されているものであり，昭和３７年3月１２日から１７日にかけて小坂外務大臣と崔長官で行われた会談に関してＺ１７アジア局長，Ｚ２８北東アジア課長及びＺ２９北東アジア課首席事務官が協議した際の率直な見解として，Ｚ１７アジア局長の崔長官に対する否定的な評価が具体的に記録されている。

①　２９９ページ（－２９２－）３行目から７行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３０１ページ（－２９４－）１行目から２行目までの部分（以下「不開示部分②」という。）

③　３０１ページ（－２９４－）４行目から５行目までの部分（以下「不開示部分③」という。）

④　３０１ページ（－２９４－）８行目から９行目までの部分（以下「不開示部分④」という。）

（乙Ａ１０８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，第六次日韓会談の評価に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚の

ない意見の一部であって，公にすることは全く想定されていないものであり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における当時の外務省アジア局長の韓国政府高官に対する否定的な評価が明らかになったからといって，韓国側からの反発があるとも思えないし，ましてや，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０８）によれば，通し番号２－２８の文書の不開示部分は，引用されたＺ１７アジア局長の「日韓交渉の回顧」中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｚ１７：　私の３年半の交渉を通じて一番不愉快だったのは，あのときだ。何にもならん，むしろ逆行しちゃったんだからね。■■■不開示部分①■■■向こうも期待はずれだったかもしれないが，こちら

からみても，事務的に固めたことよりも一歩下がった線を彼はいうんだね。文化財の問題なんかでも，そうだったね。私が「文化財委員会で事務的に話をまとめていることを，政治折衝といって外務部長官が来て，それより一歩下がったことをいうとは何事だ。」といって文句をいったのを覚えている。

池田さんが政治折衝にあんまり熱がなかったものだから，向こうもやる気をなくして，つい外務大臣会談ということになっちゃったんだね。向こうは岸さんか誰かに来てもらってＺ２２３が自分でやるつもりだったんじゃないか。しかし，あれほど低いレベルのものになるとは，こっちも思っていなかった。少しは進展があるかと思ったら，むしろ逆行したんだね。

Ｚ２９：　あのときだったですか。別室でＺ１７局長とＺ３０とが会って請求権の金額を，おまえからいえ，そっちからいえではいかんというんで，お互いに紙に書いてイチ，ニッ，サンで渡そうということにした。その前たしか１億ドルという数字が局長の頭にあったけれども，会談の雰囲気からみて，少しさばを読もうというので，７０００と書いて出したら，向こうはちょうど１０倍の７億と書いてきたとかいう・・・

〔注：前記会談（１７日）記事参照〕

Ｚ２８：　とにかく，私もあのときは横に座っていて不愉快というか，事務的につらいんで，何か話しがもう少し進まんか進まんかと思っていたけれども，どうにも抜き差しならんようなことになってしまって・・・。■■■不開示部分②■■■見ていてもつらかった。あんな別れ際というのはあのときだけですね。

Ｚ１７：　■■■不開示部分③■■■

Ｚ２９：　その晩，Ｚ３０なんかとみんなでαで飲んで，お互いに意気投

合したことがあったですね。■■■不開示部分④■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ１７アジア局長が自己の日韓会談における個人的経験を踏まえて述べた崔長官に対する否定的な評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，当時の外務省職員が自己の経験を踏まえて個人的な回顧として行った当時の韓国政府高官に対する否定的評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書から作成されてから既に４０年以上経過しており，日韓両政府の人的構成も当時のものとは同一でないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情

報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　当時の外務省職員の当時の韓国政府高官に対する評価に関する個人的見解にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２８の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－２９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－２９の文書（文書５２０）は，昭和３７年１２月１日付けで外務省が作成した「Ｚ２３７自民党副総裁等訪韓議員団名簿」と題する文書であり，同年１２月１０日から１３日にかけて訪韓予定であったＺ２３７自民党副総裁等議員団の名簿，行事日程表，訪韓中の「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書により構成されている。

２　通し番号２－２９の文書のうち不開示部分は，外務省職員が作成した昭和３７年１２月１日付け「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書中にある次の部分であり，いずれも訪韓中に注意すべき言動等が具体的に記録されている。

①　８ページ（－８－）下から４行目から９ページ上から４行目までの約８行分（以下「不開示部分①」という。）

②　９ページ（－９－）下から２行の約１行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１０ページ（－１０－）上から７行目から８行目までの約２行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ１０９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機

関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における訪韓中に注意すべき言動等として外務省が検討した情報が明らかになったからといって，韓国側からの反発があるとも思えないし，ましてや，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１０９）によれば，通し番号２－２９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

韓国人の対日感情は最近大変よくなったといわれておりますが，戦前の日本と韓国との関係が深くて長かっただけに，彼らの日本人に接する気持ちは複雑なものがあるように見受けられます。最近もこうした事情を考えに入れなかった某日本人の発言が大問題をひき起こした例があります。日韓関係が微妙な段階にさしかかり，韓国人との間に無用の摩擦や誤解を生じないよう特に注意しなければならないときであるので，御如才ないこととは思いますが，念のために特にご注意願いたい事項を思いつくまま２，３あげてみました。

１．往々にして，日本の３６年間の朝鮮統治について意見を求められるこ

とがありますが，■■■不開示部分①■■■そういう議論に引き込まれないようにすることが一番望ましいのですが，どうしてもそれについて何かいわなければならないようなはめになった場合には，「いたずらに過去のいきさつや，感情にこだわっていることは日韓双方にとって決していいことではない。我々は今や日韓関係の新時代を築くために手を取り合って進まねばならない。少しでもその助けになればという積もりで訪韓した次第である」というような発言にとどめられることが最も無難ではないかと思われます。

２．一般の外国の場合と違って周囲の韓国人は全部日本語を知っていると考えて行動されることがよろしいと思われます。従って，車中やホテルのボーイのいる席などで，■■■不開示部分②■■■言動は極力慎まれたいと思います。

なお，適当な機会を捉え，「新政権の下，韓国国民が軍官民をあげて国家再建，民生安定のため献身的に活動しておられることに，隣人として敬意を表する」というような表現をされることは効果が多かろうと考えられます。

３．■■■不開示部分③■■■言葉は韓国の人達にとってそのプライドを甚だしく傷つけられたと感ずるようですから，国を指す場合は「大韓民国」又は「韓国」，人を指す場合は「韓国民」又は「韓国人」というようご留意願いたいと思います。

また，地名について，「京城」は避け「ソウル」と呼んでいただきたいと思います。その他の地名は日本式読み方で結構です。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，当時の韓国情勢を踏まえ，訪韓するＺ２３７自民党副総裁等議員団等の言動について注意喚起を促した事項であって，韓国人との関係で避けるべき言動の具体的内容であると推認するこ

とができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，そこで用いられている表現自体は，現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものである可能性が否定できないが，当該文書は，昭和３７年当時の韓国情勢を踏まえ，一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的内容を指摘する趣旨のものであり，当該文書が作成されてから４０年以上経過しており，日韓間では国交正常化後現在に至るまでに政治，文化，経済その他あらゆる方面での相互交流が進んでいることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，当該情報が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものとまではいえず，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（仮に，当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に該当するとしても，上記ウで指摘した諸点，殊に，当該情報が記録されている文書が，昭和３７年当時の韓国情勢を踏まえ，一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的内容を指摘

する趣旨のものであることに鑑みれば，当時の日本政府が当該情報に含まれる韓国国民を蔑視し又はその自尊心を害し得るような表現等を許容する趣旨でないことは明らかであり，これを公にしたとしても直ちに韓国国民の反日感情を呼び起こすものとは断じ得ないから，当該情報が情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，不合理であり，外務大臣の裁量権の範囲を逸脱しているといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３７年当時の韓国情勢を踏まえ，一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的内容を明らかにしたものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－２９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３０の文書（文書７１８）は，外務省が作成した文書であり，日韓国交正常化に向けて懸案となっていた漁業問題，在日韓国人の法的地位問題，財産請求権問題を協議するために昭和３７年３月１２日に開催された小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針，発言応答要領，今後の対策等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－３０の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　３８ページ（－２１－）下から５行目から３９ページ（－２２－）上から５行目までの約１０行分（以下「不開示部分①」という。）

小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝における発言応答要領であり，在日韓国人の法的地位に関し，国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解が記録されている。

②　４２ページ（－２５－）下から２行目から４３ページ（－２６－）上から２行目までの約４行分（以下「不開示部分②」という。）

上記日韓政治折衝後の昭和３７年３月１４日に外務省北東アジア課において開催された同折衝の今後の進め方に関する打合せ会議における小坂外務大臣の発言内容であり，同折衝における韓国側の対応についての率直な意見が個人的所感を交えて具体的に記録されている。

（乙Ａ１１０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示部分①について

通し番号２－３０の文書の不開示部分①に記録されている情報は，日韓国

交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において，在日韓国人の法的地位のような機微な事項に関して国籍確認問題に対する日本政府の対応についての率直かつ具体的な見解であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，この問題を巡って韓国政府と国民から要望や圧力が高まれば，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

(2)　不開示部分②について

通し番号２－３０の文書の不開示部分②に記録されている情報は，日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝に関する，外務省内での率直な検討の様子等が個人的な所感を交えて具体的に記録されているものであり，今もってしても韓国人の国民感情を逆なでしかねないものであるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省内での見解等が明らかになったからといって，それが原因となって，在日韓国人の法的地位問題に関する韓国政府や韓国国民からの要望や圧力が高まる蓋然性は考えられないし，また，韓国側からの反発があるとも思えず，ましてや，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１０）によれば，通し番号２－３０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝における発言応答要領である「在日韓国人の法的地位問題」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．総論（日本側より発言すべき点）

法的地位問題については，委員会における討議において，問題の焦点と思われる在日韓国人に対する永住権付与の範囲をはじめ，各問題点にわたって日韓双方がお互いの立場をよく理解し，問題解決のために真摯な努力が続けられているので，今後ともこのような空気をさらに助長し，本件の急速かつ円満な解決に努めたい。

２．国籍確認問題（日本側から進んで発言せず，韓国側からふれてきた場合のみ取り上げる。）

（この問題については，韓国側は，在日朝鮮人６０万人の全てに対し，対人主権を主張せんとして「在日韓国人は韓国国民であることを確認する。」との趣旨の規定を協定上に設けることを主張している■■■不開示部分①■■■よって，韓国側が国籍確認条項を主張してきた場合には，次のとおり反駁することとする。）

(1)　本協定の対象者を協定上で「大韓民国国民」と規定することにより韓国側の希望は十分充たされると考える。

(2)　「在日韓国人は韓国国民である。」というような条項をおく必要

性は全くない。また，協定にこのような条項を設けることは，日本国内に北鮮に忠誠を誓う朝鮮人がいるという現実を全く無視することであり無用の紛糾を招くものであり，日本政府としては到底同意できない。

（以下略）

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３７年３月１４日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要」と題する文書中の本文にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

２．Ｚ１７局長より数字を出さないとなると，池田・Ｚ２２３会談で双方から数字を出すと約束したことでもあり，いわばけんかを買うことになり，また，このようなことが第三国に伝わると，韓国側に分のあるような形になりかねない。よって，同じけんか別れをするにしても，金額としては出し得る最大限のものを出しておく方が，アメリカが調停に入るような場合にも，日本側は十分なことをやっているのだということになるから都合がいい。よって■■■通し番号１－９７の不開示部分■■■という数字を持ち出すことにしたいと述べ，Ｚ１８代表もこれに賛成，皆で小坂大臣の説得に努めた。

３．最後に小坂大臣は池田総理に訴えて決めてもらおうと述べられた。（後刻総理より■■■通し番号１－９７の不開示部分■■■それも■■■通し番号１－９７の不開示部分■■■近い数字で交渉してくれとの指示があった。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することがで

きる。

(ｱ)　不開示部分①

日韓政府間の交渉における発言応答要領として，国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解

(ｲ)　不開示部分②

韓国側の対応につき，小坂外務大臣が個人的所感を交えて述べた率直な見解

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時の日韓会談の議題であった国籍確認問題や日韓会談における韓国側の対応に関する率直な見解であるところ，<ｱ>不開示部分①の見解については，本件全証拠によっても，これと現在における在日韓国人の国籍確認の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず，不開示部分②の小坂外務大臣の見解については，仮にこれに韓国国民の感情を逆なでし得る表現が含まれていたとしても，それは当時の韓国側の対応についてのものであること，<ｲ>　本件全証拠によっても，<a>これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであること及び<b>不開示部分②に係る小坂外務大臣の見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約，請求権協定及び法的地位協定が締結され，また，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後にお

ける時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　<ｱ>日韓政府間の交渉における発言応答要領として，国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解や<ｲ>韓国側の対応につき小坂外務大臣が個人的所感を交えて述べた率直な見解であり，これらの問題については既に日韓間で請求権協定及び法的地位協定が締結されていることなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号２－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３１

通し番号２－３１の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については，（別紙５）通し番号４－５で併せて説示する。

（別紙５）通し番号２－３２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３２の文書（文書１１１６）は，外務省北東アジア課が作成した文書であり，Ｚ２２８朝鮮総督が山口県立山口図書館に寄贈した書籍であるＺ２２８文庫についての概要が記録されている。

２　通し番号２－３２の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，Ｚ２２８朝鮮総督（以下「Ｚ２２８総督」という。）が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯についての赤裸々な説明が記録されている。

①　７３ページ（－４４－）下から５行目から３行目までの約２行分

この部分は，昭和４０年４月１４日付け外務省北東アジア課Ｚ３２事務官作成の「Ｚ２２８文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中の「３　今回の出張調査，(ﾛ)Ｚ２２８文庫朝鮮本の性格」に記録されている部分にある。

②　１５７ページ（－７２－）上から５行目から６行目までの約２行分

この部分は，昭和４０年５月１７日付け外務省北東アジア課作成の「Ｚ３４博士のＺ２２８文庫調査報告」と題する文書中の「Ｚ３４博士発言要旨」に記録されている部分にある。

（乙Ａ１１１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２２８総督が在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，韓国政府と国民から引渡しを求める要望や圧力が高まれば，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

(2)　既に，平成８年（１９９６年）にＺ２２８文庫のうちの１３５点が慶南大学に寄贈されるなど，民間での返還運動も成果を上げているなかで，４０年以上も前におけるＺ２２８総督による書籍持帰りの経緯（いわゆる「Ｚ２２８文庫」の収集経緯）が明らかになったからといって，韓国との間で，文化財返還問題における，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

もし「Ｚ２２８文庫」の収集経緯を明らかにすることで，文化財返還問題に関して韓国政府と韓国国民からの引渡しを求める要望や圧力が高まる懸念があるとすれば，「Ｚ２２８文庫」の収集経緯が，まさに，Ｚ２２８総督による朝鮮文化財略奪の経緯を赤裸々にする情報であることを意味しているといわざるを得ないが，そのような情報を隠すことで，国が，韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行が保持できると考えるのであれば，それは，情報公開法の趣旨を理解していないといわざるを得ない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１１）によれば，通し番号２－３２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和４０年４月１４日付け外務省北東アジア課Ｚ３

２事務官作成の「Ｚ２２８文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中にあり，その前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

１．Ｚ２２８文庫朝鮮本に対する韓国側見解

昭和３７年２月，韓国側提出の「返還請求韓国文化財目録」の(2)統監及び総督等により搬出されたものとして「Ｚ２２８　典籍書画仏像」と記されている。これに対する従来の韓国側の説明は，次のとおりである。

（中略）

２．Ｚ２８北東アジア課長の調査

（中略）

３．今回の出張調査

今回の出張調査は，前記のＺ２８課長の報告に基づき，山口県図書館及び山口県女子短大図書館にある朝鮮本を具体的に１冊ずつ調査することを目的とした。

Ｚ３４博士とＺ３２は，（中略）調査した。

調査結果，判明した主な事項は次のとおりである。

(ｲ)　冊数

１．県立図書館蔵

七書大全　　７部５０冊

■■■不開示部分■■■

(ﾛ)　Ｚ２２８文庫朝鮮本の性格

別添Ｚ３４「Ｚ２２８文庫朝鮮本調査報告」に１冊ずつ調査の要点が記入されている。それによれば，貴重書とみるべきもの（Ａ印）は，Ｚ２２８家の県立図書館に帰宅した中の正祖王書帖３冊，及び県立女子短大図書館蔵の高句麗広開土王碑拓本である。そのう

ち後者は，他にもあるので，真の貴重本は前者のみといえよう。

Ｚ２２８文庫朝鮮本は，別添山口県文書館Ｚ１１４の「Ｚ２２８文庫について」及びＺ３４博士報告にみられるごとく，Ｚ２２８総督が生前任地で朝鮮の名士から寄贈を受けあるいは購入取得したものである。■■■不開示部分①（不開示理由２）■■■「朝鮮総督府之印」「帝室図書之章」の押されている「七書大全」であるが，これとて朝鮮総督府に重複本が多く，その一部を昭和５年児玉政務総監がＺ２２８文庫に寄贈したものであり，韓国がこの引渡しを受けたとしても，特に有り難がるものではないと思う。（別添Ｚ１１５氏よりＺ２２８中将あて書簡参照）

Ｚ２２８文庫の図書は，上記のようであるので，韓国側の認識の点であることを説明する必要はあると思うが，まずＺ３４博士の報告会をひらいて学術的立場からの意見を聴取した後に，今後の方針を決めては如何かと思われる。

なお，出立前にＺ７６知事にあえなかったが，Ｚ１１６総務部長に挨拶した際に，外務省としてＺ２２８本を引き渡すことに決定した場合には，外務省は山口県東京事務所を通じて連絡する旨伝えて了承を得た。また，私たちの滞在中■■■不開示部分■■■が本件を取材し，６日，面会を求めてきたが，知事に相談した後，Ｚ１１７課長と共に支局長を訪問して記事としないように依頼して了承を得た。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，昭和４０年５月１７日付け外務省北東アジア課作成の「Ｚ３４博士のＺ２２８文庫調査報告」と題する文書中の「Ｚ３４博士発言要旨」の部分にあり，その前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

別添報告書につき要点を説明。同書中に記されたように寄贈されたもの，購入されたことの明らかなものがある。Ｚ２２８総督が文化愛好家であったので，自然にこれだけのものが集まったものである。

内容についていえば，尺牘法帖類中に貴重なものは少なく，その多くが後人の模写である。冊本文書にも版が新しいものが多く，当時自由に購入でき現在韓国には多くあると思われるものであり，学術的に貴重なものとはいえない。その意味で仮にこれを韓国側に渡すとしても日本学会の損失というようにはならない。しかし現在日本に韓国の古本が入っていないという点からみると，これらの書は貴重なもので高価なものである。

■■■不開示部分②■■■山口県立山口図書館にあるいわゆる衛夫人活字本の三経四書大全中に「帝室図書之章」，「朝鮮総督府図書之印」の押されたもののみである。これとて朝鮮には当時１５部ー３０部の重複本があり，その中から送られてきたものである。

韓国側がなぜＺ２２８本を請求するのか，その理由を質し，もしそれが総督府の権限をもって強奪したものというのなら，その妥当しないことを反駁し，しかるのちに処置を考えるべきであろう。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれもＺ２２８総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯としてＺ３４博士の見解等が具体的に明らかにされたものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２２８総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯という過去の事実の調査報告に関するものにすぎず，被告は，このような経緯（なお，上記アの認定事実によれば，少なくとも従来の日本側の説明と明

示的に齟齬する経緯が記録されていることは考えられない。）を公にすれば韓国側の信頼関係を損なうこととなる具体的根拠を明らかにしていない上，本件全証拠によっても，本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分

の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　いずれもＺ２２８総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯としてＺ３４博士の見解等が具体的に明らかにされたものという過去の事実の調査報告に関するものにすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３２の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３３

第１　前提事実（各論）

通し番号２－３３の文書（文書１１２０）は，外務省が作成した文書であり，日韓文化財引渡しに関し，外務省内で検討された内容が具体的に記録されている複数の文書によって構成されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，韓国に対する文化財引渡しの手続に関して我が国が負担している費用等が記録されている。

①　２９ページ（－２８－に「次ページ不開示」と記録されている部分。以下「不開示部分①」という。）

②　１０７ページ（－１０６－。以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１１２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた文化財返還問題，韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討の様子であり，引き渡した文化財にかけた費用や評価額であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における引き渡した文化財にかけた費用や評価額に関する情報が明らかになったか

らといって，韓国との間で，文化財返還問題に関して，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１２）によれば，通し番号２－３３の文書の不開示部分②は，「韓国に対する文化財引渡経費（啓発宣伝費）」と題する文書中にあり，不開示部分②の前には，運搬費，保存用資料作成費，寄贈用資料作成費につきそれぞれ費目ごとの具体的な金額が記載されている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも韓国に対する文化財引渡しの手続に関して我が国が負担している費用等であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に日韓間で実施された文化財引渡しの際に日本政府が負担した費用等にすぎず，被告は，このような費用等を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていない上，本件全証拠によっても，本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保

護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　既に日韓間で実施された文化財引渡しの際に日本政府が負担した費用等にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３３の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３４

第１　前提事実（各論）

通し番号２－３４の文書（文書１１２６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説１０（「Ｘ　再開第６次会談」）部分であり，日韓国交正常化に向け再開した第６次会談に関し，外務省内で検討された内容が具体的に記録されている複数の文書によって構成されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，「(3)米国政府の会談推進」と題する項目中にある６４ページ（－６４－）上から４行分であり，Ｚ２６０米国国務次官補代理がＺ２３１アジア局長を訪れて吉田元総理の訪韓を要望したことに対する外務省の対応として，韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げて，これを否定した部分である。

（乙Ｂ１１３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化に向けた第６次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見であるから，これを公にすることにより，韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国及び米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。

また，通し番号２－３４の文書の不開示部分とされている韓国の世論等の動向や国内事情等を分析・検討した内容は，いわば客観的な事実又はそれに対する外務省の評価にすぎないのであり，日本政府が，日韓会談当時の歴史認識を根本的に転換し，植民地支配不当論の歴史認識に立ち，新しい日本と韓国との関係を築き始めている現在，これらの文書を公開したからといって，韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認める相当の理由があるとは考えられない。しかも，通し番号２－３４の文書のうち本件訴訟の提起後に追加開示決定がされた部分に記録されている情報は，例えば，日韓会談における日本側の譲歩の割合として「さりとて「８」対「２」や「９」対「１」のバーゲンでは，日本側でも国会や世論の支持が得られないので，せいぜい「７」対「３」のかねあい程度とならざるを得ない」という程度のものであったにもかかわらず，処分行政庁は，これが公にされると韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行に支障を生じるとの理由で不開示としていたのであり，上記追加開示に至った具体的理由も明らかにされていないことを考慮すると，従前の不開示とする判断基準が相当に曖昧であったことは明白であり，通し番号２－３４の不開示部分が被告主張のとおりであったとしても，韓国及び米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないといわざるを得ない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１１３）によれば，通し番号２－３４の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号２－３４の文書は，「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説１０（「Ｘ　再開第６次会談」）部分であり，不開示部分は，

「２　会談の停頓」の「(3)　米国政府の会談推進」の項にある。

(ｲ)　通し番号２－３４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

(3)　米国政府の会談推進

その間，米国政府は，積極的に日韓会談を妥結させようとする熱意を続けていた。韓国に対しては，６４年８月１７日に新任のＺ２７５在韓米大使は李東元外務部長官と会談した後の共同声明で「米国は日韓両国の懸案の早期妥結のため可能な限り支援する。」「日韓国交正常化後も米国は韓国に対する経済，軍事援助を引き続き強化する。」と述べ，１０月１日，Ｚ２７６米国務省極東問題担当次官補が訪韓した際，１０月３日の李外務部長官と会談後の共同声明で「日韓両国の国交正常化がアジアの平和に重要な後見をする点に合意し，またこの問題に関する韓国の世論が超党的立場に立脚した国家利益を認識するようになるとの希望を表明」「国交正常化交渉の早速な時日内に再開できるよう希望」「Ｚ２７６氏は日韓問題の成功的妥結できるよう米国が適切な方法で支援する用意があると既に表明したことを再確認した」と述べた。日本側に対しては５月２７日に在韓Ｚ２７７米公使がＺ２６２在日米公使とともにＺ２３１アジア局長を訪れた際に，会談の進展し得る環境を作るために，日本側としても，大平・Ｚ２２３了解の無償供与か政府間長期低利借款の実施を始める。韓国からの輸入制限の緩和，留学生受入の配慮などが必要であると語っていた。

また，９月２６日，Ｚ２６２在日米公使は，Ｚ１１８外務次官に対し，トーキングペーパーを手交して，その中で韓国内の対日感情を改善し，日韓会談を妥結の方向に導くために必要であるとして，日韓国交正常化は韓国では党派的問題としてでなく，全国民的目標とすべき

こと，韓国政府は日本との経済交流により得る利益を国民にＰＲすべきこと，請求権によって得る資金の使用について不正の起こらないことを野党に保証するための方法の必要，会談妥結の前後に日本側から過去が遺憾であった意を表明すること，日本漁船の拿捕を防ぐために日韓双方が節度を守り挑発を避けること，日本政府機関のソウル設置を努力すべきこと，吉田元総理の訪韓を考慮すべきこと，会談妥結前に日韓の経済関係を拡大すべきことなどを明記していた。

米国政府が日本政府に対しことに熱心に要望したのは，このトーキングペーパーにも記されている吉田元総理の訪韓である。これは１９６３年に日本政府の中共向け延払い輸出の決定やＺ１１９事件により日華関係が悪化した際，１９６３年１２月に吉田元総理が訪台して対日感情の好転に努めた役割を高く評価したことにあるが，８月２１日にＺ２６２在日米公使がＺ２３１アジア局長に対し李東元外務部長官がＺ２７５在韓米大使に対して要望があったとして吉田元総理の訪韓を要望し，８月２７日にＺ２６５駐日米大使が椎名外務大臣に対して同件を要望し，さらに９月にＺ２６０国務次官補代理が訪韓の帰途，９月１５日にＺ２３１アジア局長を訪れて同じく吉田元総理の訪韓を要望した。その際には「韓国政府要路者は，まず吉田元総理が近く韓国を訪問し，日本による韓国統治につき謝罪する趣旨を明らかにされるならば，その後に韓国側は，外務部長官を長とする代表団を日本に送り，閣僚レベルでの全面会談を再開し，一気呵成に妥結を図る。閣僚級会談開催の数日前に漁業交渉を再開し，大綱の合意に達した後，上記の閣僚級全面会談に切り替えるとの構想をもっている。」と伝えており，謝罪使の役割を期待したのであった。■■■不開示部分■■■

吉田元総理訪韓の件は，外務省の幹部会で「時期尚早」と決定し，

吉田元総理に対し「訪韓の際に韓国は具体的なお土産を期待していると予想される事情から，その時期でない」と伝え，吉田元総理も，外務省の意見に同意し，「日韓交渉妥結後のお祝いなら行っても良い」と語っていた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２６０米国国務次官補代理がＺ２３１アジア局長に要望した吉田元総理の訪韓につき，外務省がこれを否定するとともに，その理由として韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げた部分であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その内容のみに着目すれば，現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものである可能性がないとはいえないが，当該情報自体は，日韓会談が完全に停頓状態にあった時期のものであり，昭和３９年当時外務省が米国の要望した吉田元総理の訪韓を拒否したという公知の事実の日本側からみた背景事情の一つにすぎないこと，証拠（乙Ａ５５）によれば，当該文書は，日韓基本条約の締結後に日本側からみた日韓会談史を明らかにするために当時の関係資料を整理するなどして作成された文書の一部であること，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，直ちに現在の韓国国民の反日感情をあおるものとまではいえないから，現在においてなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めることはできないというべきであり，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえ

ない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（仮に，上記情報の内容が現在においてもなお一般的に韓国人の反日感情をあおり得るものであったとしても，上記ウで指摘した諸点，殊に当該情報が，昭和３９年当時のもので既に４０年以上経過しており，日本側で編纂した歴史的資料に登載されているものであることに鑑みれば，当該情報を情報公開法に基づき開示すれば韓国国民の反日感情を呼び起こすおそれがあるとの外務大臣の判断は合理性を欠くというべきである。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　Ｚ２６０米国国務次官補代理がＺ２３１アジア局長に要望した吉田元総理の訪韓につき，外務省

がこれを否定するとともに，その理由として韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げた部分にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３４の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３６の文書（文書１１３９）は，外務省北東アジア課が作成した次の文書その他の対韓強硬措置に関する複数の文書によって構成されている。

(1)　昭和３５年２月２７日付け「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書

(2)　昭和３５年２月２６日付け「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置（試案）」と題する文書

(3)　昭和３５年３月３日付け「対韓強硬措置に関する第Ⅱ回省内会議に関する件」と題する文書

２　通し番号２－３６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　１３ページ（－１３－）５行目から１０行目までの約６行分（以下「不開示部分①」という。）

上記１(1)の文書の「Ⅲ代表部問題」の項目中にあり，「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法としての一方策が詳細に記録されている。

②　４５ページ（－４５－）６行目から１５行目までの約８行分（以下「不開示部分②」という。）

上記１(2)の文書の「１在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり，在日韓国代表部に対する措置の具体的方法として複数の方策が試案として詳細に記録されている。

③　５４ページ（－５４－）上から６行目から１２行目までの７行分（以下「不開示部分③」という。）

上記１(3)の文書の「Ⅲ在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり，

在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に記録されている。

④　５８ページ（－５８－）上から５行目から５９ページ（－５９－）１行目までの９行分（以下「不開示部分④」という。）

上記１(3)の文書の「Ⅲ在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり，在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に記録されている。

（乙Ａ１１４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し，その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であり，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１４）によれば，通し番号２－３６の文書の不開示部分につき，次の事実が認められる。

(ｱ)　前提事実（各論）１(1)の文書は，昭和３５年２月２７日付け「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書であり，日韓交渉決裂の事態に備えるために作成された書面を基礎として，昭和３５年２月２７日に実施された省内関係局課会議の結果を報告するものであるところ，このうち，不開示部分①は，「Ⅲ　代表部問題」の項にあり，その前後の記載は下記のとおりである。

記

在日韓国代表部に対する措置は，前述の如く相互主義の徹底としてとられるものである■■■不開示部分①■■■及び準領事官待遇の停止及び政府の交渉相手として認めないとの決定，通報のみが適当かつ充分であろうとの意見が支配的であり，この場合，韓国側は代表部を当然引き揚げると予想される。

これに対し，日本側の措置が日本側による国交断絶を意味すると解される可能性があり，現状の善悪はともかく，Status quo を日本側が最初に破ったとの批判を韓国側がなすとも考えられ，国際的にも，ＰＲ上，不利な立場に立たされるのではないかとの意見が述べられた。これに対し，代表部の閉鎖が日韓両国相互に代表機関を他国に設置するものとする昭和２７年４月２８日付け交換公文の韓国による不履行に対する当然の措置として説明が可能であり，かつ，代表機関の閉鎖が大国間でもよく実施されることもあり，法理的にも，ＰＲ上も，さして問題はないのではないかとの意見が述べられた。

プロトコール上の観点から，儀典室Ｚ１２０書記官より，現状が相互主義でない以上，試案の内容に特に異論はないが，実施に際しては，多数の自動車を含む代表部あるいは部員の財産処理の問題がある旨述べた。

(ｲ) 前提事実（各論）１(2)の文書は，昭和３５年２月２６日付け「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置（試案）」と題する文書であり，不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

１．在日韓国代表部に対する措置

■■■不開示部分②■■■

２．仮入国許可及び査証発給上の措置

仮入国許可及び査証発給のいずれについても原則としてこれを停止する。（我が在外公館への申請は全て本省経伺扱いとする。）

３．特例上陸許可に関する措置

全ての特例上陸許可を原則として停止する。

したがって，空港におけるショア・パスの発給を全面的に停止し，航空旅客の乗換えは同一空港における至近便連絡のみを認め，その乗換え待ちの場所は０１Ｑエリアに限定する。

４．在日一般韓人に対する措置

在留資格の変更は一切認めず，在留期間更新許可は大幅に制限し，再入国許可も原則として停止する。

５．韓国人新聞記者に対する措置

Ｉ．Ｄカード発給等により韓国人記者に与えている諸般の便宜を全面的に停止する。

６．韓国軍人，軍艦，軍用機に対する措置

日米合同委員会議事録により認められている特別の簡易手続を厳格

に適用し（現在かなりルーズに適用されている），要すれば現行手続を一層制限的に修正することを考慮する。

７．退去強制手続上の措置

戦前よりの在日韓人のうちいわゆる刑余者及び終戦後の密入国者に対するこれまでの取扱い方針を再検討し，また不法入国者の上陸防止態勢を強化する。

(ｳ) 前提事実（各論）１(3)の文書は，昭和３５年３月３日付け「対韓強硬措置に関する第Ⅱ回省内会議に関する件」と題する文書であり，昭和３５年３月３日に開催された関係局課長等の会議の結果を報告するものであるところ，不開示部分③及び不開示部分④の前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ⅲ 在日韓国代表部に対する措置

試案２．のうち，韓国人の人口・滞在に対する大幅制限に関しては，特に議論はなかったが，相互主義の原則に基づき，これを第１段階において施行することは異論がないようであった。

■■■不開示部分③■■■

まず法規課より，代表部設置に関しては昭和２７年４月２８日平和条約発効日付の交換公文により，相互に他国の代表部設置を認めているが，韓国側が我が国の代表部設置を認めていないことについて，韓国側の注意を文書によって喚起したことの有無について質問が出され，更に，代表部の閉鎖が相互主義の原則の徹底という名目で行われる以上，改めて日本側代表部の設置要求を申し入れ，先方が断った後に閉鎖を求めるのが，韓国代表部の存在は日本側の一方的恩恵によっていたものであることが明白化して望ましいとの意見が述べられ，これに対し，北東アジア課Ｚ２９，Ｚ１２１両事務官より，日本側は，朝鮮

動乱時及び動乱後の２度にわたり日本代表部の設置を文書をもって申し入れ，いずれも断られていると述べ，Ｚ８１審議官より，最近は，どうせ断られると分かっているので申し入れていないと述べた。（中略）これに関連して国連局より，代表部閉鎖要求は法律上は報復行為（retortion）として正当化されるが，対外的には，特に，国連等の国際場裡においては，status quo を最初に破る，けんかを売ることになり，その点問題があるとの慎重論が述べられた。これに対しＺ２９事務官より，李ライン警備強化，国連への提訴，国際赤十字への解決依頼等の他の想定される措置が程度の差こそあれ時間がかかり，韓国政府に対し，実質的にさほど痛いと感じられないと思われるが，一方，韓国における反日国民感情をかり立てられる可能性が大である点，いずれも難色があるのに対し，韓国代表部の規制は韓国政府により，面子の上からも，また，在日韓人の掌握という韓国の対日重要政策の不能化という実質的な打撃からも一番痛い点であり，かつ，韓国国民感情を必要以上に刺激することもない点，代表部の閉鎖とまではいかなくとも何らかの規制を行うことが望ましいのではないかとの意見が述べられた。

■■■不開示部分④■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３５年当時，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時の日韓会談が決裂した場合における対韓強硬措置の一部にすぎず，本件全証拠によっても，本件各処分当時において

もなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３５年当時，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」

の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３７の文書（文書１１４３）は，次の文書によって構成されており，いずれも日韓交渉が決裂した場合を想定し，その際にとり得る「対韓強硬措置」について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されている。

(1)　昭和３５年３月付けで外務省が作成した「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の大要」と題する文書

(2)　昭和３５年３月２日付けで北東アジア課が作成した「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置について（試案）」と題する文書

２　通し番号２－３７の文書の不開示部分は，次の部分であり，いずれも想定される「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する，外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記録されている。

①　２ページ（－２－）６行目から８行目までの３行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(1)の文書中にある。

②　１１ページ（－１１－）９行目から１１行目までの約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(2)の文書中にある。

（乙Ａ１１５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓交渉が決裂した場合を想定し，その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する，外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等であって，外務省内の検討内容を具体的に記載したものであるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関

係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，外交上の戦略が明らかになれば，今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１５）によれば，通し番号２－３７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中の「Ⅱ　具体的措置」の「１．在日韓国代表部に対する措置」部分であり，その前後の記載としては，「Ⅱ　具体的措置」として「３．国際司法裁判所への提訴」，「４．赤十字国際委員会へのあっせん依頼」，「５．李ラインの警備強化及び漁船保護措置」，「６．李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴」，「７．通商貿易上の措置」，「８．北鮮貿易」，「９．米国のあっせん」がそれぞれ掲げられているほか，下記のとおりであると認められる。

記

Ⅰ　基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑み，やむなく日韓会談を打ち切り何らかの強硬措置を執らざるを得なくなった場合にも，かかる措置を執る本来の目的は，かかる措置が終局的には日韓友好関係の樹立に貢献するといういわば「雨降って地固まる」という計算と期待の下に行われるべきである。したがって，各種の想定される強硬措置を執るに当たっても，一つの措置が連鎖的不可避的に他のより強硬な措置を誘発することなきよう，また，両国の国民感情を不必要に刺激することなきよう留意し，少なくとも当初の方針としては控え目かつ漸進的な措置を選ぶべきである。また戦略的にはなるべく李承晩政権とＺ２２７大使以下の在日代表部とに攻撃を集中することが得策と考えられる。

Ⅱ　具体的措置

１．在日韓国代表部に対する措置

■■■不開示部分①■■■

２．韓国人予備在日韓国人に対する措置

（省略）

上記１．及び２．の措置はいずれも現在日本側が一方的な恩恵として与えている待遇を，相互主義の原則に基づき，全面的に停止するか又はこれに近い待遇にまで切り詰めるものである。

（以下，省略）

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中の「２．（在日韓国代表部及び在日韓人に対する措置）」の項にあり，その前後の記載としては，「１．（基本的態度）」，「３．（国際司法裁判所への提訴）」，「４．（赤十字国際委員会へのあっせん依頼）」，「５．（李

ラインの警備強化問題）」，「６．（国連提訴）」，「７．（通商貿易上の措置）」，「８．（北鮮貿易）」，「９．（米国のあっせん）」がそれぞれ掲げられているほか，下記のとおりであると認められる。

記

２．（在日韓国代表部及び在日韓人に対する措置）

現在まで日本側の一方的な恩恵として認めている韓国代表部や在日韓人に対する待遇を，相互主義の原則に基づき，全面的に停止するか又はこれに近い待遇にまで切り詰める措置は，対内外ＰＲさえよろしくを得れば最も容易に納得せしめ得る措置であり，仮に韓国側が日本側で一方的に status quo を破ったと宣伝してもこれを有効に反駁し得るものと思われる。殊に，人道ケース及び国際会議，国際機関ケースについて引き続き寛大な措置をとれば，韓国側はかかるものすら認めていないこととの対照において宣伝効果もあると思われる。本措置を具体的に略述すれば，(ｲ)■■■不開示部分■■■，(ﾆ)韓国人に対する仮入国許可，査証発給，特例上陸許可の原則的停止，(ﾎ)在日韓人の在留資格変更及び再入国許可の原則的停止，並びに在留期間更新の大幅制限，等である。

これらの措置が実際上どれだけの効果を生むかは意見の分かれるところであるが，例えば，最近韓国において在日朝鮮人６０万が次第に北鮮にひきつけられていくことが憂慮されている事実からみると上記諸措置の効果，韓国政府の在日朝鮮人に対する把握力，影響力が一段と弱まることは韓国側にとって相当の痛手ではないかと思われる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３５年当時，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時の日韓会談が決裂した場合における対韓強硬措置の一部にすぎず，本件全証拠によっても，本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分

の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３５年当時，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３８の文書（文書１１４４）は，昭和３７年５月３１日付けで外務省北東アジア課が作成した「対韓牽制措置及び強硬措置として想定し得る手段（試案）」と題する文書であり，李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し，外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。

２　通し伴番号２－３８の文書の不開示部分は，「対韓強硬措置」の項目中にある８ページ（－８－）上から３行目から７行目までの約５行分であり，いわゆる李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対し，その牽制として想定していた「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置につき，外務省内での忌憚のない率直な意見交換の具体的かつ詳細な様子等が記録されている。

（乙Ａ１１６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，いわゆる李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する，外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されており，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，外交上の戦略が明らかになれば，今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１６）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－３８の文書は，「最近韓国政府は再び李ライン水域において本邦漁船拿捕の挙に出ており，我が方国内世論も，漁業関係者を中心として，漸次硬化の兆を示しているところ，単に従来のとおり口頭，文書による抗議を行うのみでは実効性に乏しいので，この際，次のごとき牽制措置を情勢の進展に応じとることが適当と認められる。なお，本件牽制措置は，韓国側による本邦漁船拿捕の防止及び抑留漁船員の送還を強く促すことに目的があり，その実施はタイミングを含め極めて慎重な検討を要することはもちろんであるが，事態の推移によっては更に強い措置をとる必要性が生ずる場合も想定されるので，対韓強硬措置として想定し得る手段も列記した。」として，「Ⅰ　対韓牽制措置」としては「１．在日代表部に対する措置」，「２．韓国人入国に対する措置」，「３．通商上の措置」，「４．李ラインの警備増強措置」が掲げられ，「Ⅱ　対韓強硬措置」としては「１．在日代表部に対する措置」，「２．韓国人に対する仮入国許可，査証発給」，「３．在日韓人に対する措置」，「４．通商上の措置」，「５．李ラインの警備増強措置」，「６．

漁船問題解決措置」が掲げられている。

(イ)　通し番号３－３８の文書の不開示部分は，「Ⅱ　対韓強硬措置」としては「１．在日代表部に対する措置」の部分である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として取り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制としての対韓強硬措置の一部であって昭和３７年当時のものにすぎず，本件全証拠によっても，本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３７年当時，李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制としてとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３８の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－３９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－３９の文書（文書１１６２）は，外務省北東アジア課が作成した次の文書等により構成されており，昭和３７年から３８年にかけて開催された漁業問題に関する日韓非公式会合の概要，外務省内での検討内容が具体的に記録されている。

(1)　昭和３７年１２月２４日付け「日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合について」と題する文書

(2)　昭和３８年7月１１日付け「日韓漁業交渉の件」と題する文書

(3)　昭和３８年１１月２９日付け「Ｚ２７８代表との会談の件」と題する文書

２　通し番号２－３９の文書の不開示部分は，次の部分である。

①　７ページ（－７－）下から１行目から８ページ（－８－）上から１行目までの約２行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分は，上記１(1)の文書中にあり，日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において，韓国側Ｚ１２２首席委員がＺ４１主査及びＺ１２３主査に対して共産勢力に対する警戒の一環で述べた見解が記録されている。

②　４８ページ（－４８－）上から６行分（以下「不開示部分②」という。）

この部分は，上記１(2)の文書中にあり，Ｚ２７８代表とＺ４１主査が日韓漁業交渉の行き詰まりの打開策を模索する中でＺ２７８代表が述べた韓国側の人間関係を交えた情報共有のあり方が記録されている。

③　９８ページ（－９８－）上から２行目から４行目までの３行分（以下「不開示部分③」という。）

この部分は，上記１(3)の文書中にあり，Ｚ２７８代表とＺ４１主査との間の漁業協力への取り組みについてのやりとりの中でのＺ２７８代表が述べた韓国側の人物についての否定的な評価が記録されている。

（以上につき，乙Ａ１１７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において，日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見である上，Ｚ２７８代表による韓国側人物についての否定的な評価を日本側が認識している内容であるから，韓国側も公表されることを想定していないものであり，これを公にすることにより，日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における上記率直な発言内容が明らかになるから，現在においても韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。また，今後，懸案問題に関する政府内部の意見交換が妨げられるおそれがあるから，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから，不開示とする理由はないし，被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから，いまさら，４０年以上も前における韓国政府高官の発言内容を日本が明らかにしたからといって，韓国との間で，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１７）によれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３７年１２月２４日に行われた日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において日韓両政府の主査が漁業問題について協議した結果をまとめた前提事実（各論）１(1)の文書中にあるところ，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，当該文書には，日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

１．韓国側より日本側提案の漁業協定案中どこに柔軟性ありやとの質問に対しＺ４１主査は，日本側の立場は漁業関係会合の席上，書面により説明してきているので，これをよく研究してもらえれば自ずからどこに柔軟性がないかわかるはずであると答えた。

２．Ｚ１２３主査が引き続き，李ラインがそのまま残るようでは日本側の国民感情として絶対承服できないと力説したところ，Ｚ１２２主査は，韓国側は平和ラインは国防，漁業及び地下資源の３つの目的がある，このうち国防と地下資源とを目的とするものを存置する必要ありと述べた。これに対し，Ｚ４１主査は，地下資源の問題は一応今は論じないこととするが，国防に関していえば漁船を捜査されることが国防ラインの名目で可能となり，それでは操業に差し支える，どうしても韓国側においてその必要があるのなら，１２海里の線は漁業に関し

てのみの専管水域であるが，実際その中に日本漁船が入らない範囲においてはこの問題はなくなるのであり，また韓国の港に入らない日本の貨物船で１２海里の中に入るものは考えられないくらい少ないのではないかと思うと述べた。これに対し，Ｚ１２２主査は，なるほど日本側の懸念されるところは分かるが，日韓国交回復後そのような嫌がらせはすぐ分かることだしできないではないか，韓国側としては，共産勢力に対し真剣に警戒しているのだ■■■不開示部分①■■■述べた。なお，Ｚ４１主査より，李ラインの撤廃と同じく１２海里についても，柔軟性は持ち得ない旨付け加えた。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３８年７月１１日に行われた韓国側のＺ２７８代表と日本側のＺ４１主査が日韓漁業交渉に関して協議した結果をまとめた前提事実（各論）１(2)の文書中にあるところ，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，当該文書には，日韓両政府間において当該協議での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

１．１２海里・プラス・アルファの構想ならば金外相も妥結する考えと思う。

２．プラス・アルファについては，<ｲ>１２海里の外側６海里（outer six）への入会権を認めることは絶対にできない，<ﾛ>低潮線より１２海里ではなく直線基線を採用すべきである（以上は１２海里のマイナス・アルファというべきだ。），そして本当のプラス・アルファとしては<ﾊ>韓半島の南東部，南部及び済州島の南部に１２海里の線と７月５日の韓国提案の専管水域との間を共同規整区域を設けることを考えている。共同規整の方法については，日本側の abstention を考え

ているわけではない。

３．漁業協力については，Ｚ２４３代表は１億８０００万ドルの改案だが，目下これを減額するよう訓令を仰いでいるが，１億ドルくらいは長期低利で貸してもらわないと漁民の反対を抑えることが難しいと述べたが，Ｚ４１は輸銀ベーシスの話なら別だが難しいと答えておいた。

４．この間，Ｚ４１より，outer six については，水産庁を口説いてみる，直線基線については，長いものでなければ結局同意できるだろう。１２海里の外側は広い共同調整水域として日本側で隻数制限をする，ただし，制限隻数は韓国漁船の増加に応じ適切な時期に再検討するとの３点を出し，上記のごとき先方の考え方を引き出したものである。

５．■■■不開示部分②■■■

６．Ｚ２４３代表は，大平大臣と金長官との話し合いに一切を任せたいと述べたが，Ｚ４１より，最終的なところはそうすべきであるが，できるだけ事務的に差を狭めておきたいので，Ｚ１２４・Ｚ２２３会談の形ででも１２海里で喰み出すものという問題として話を進め，共同規整の範囲や内容を話し合っておきたいと答え，先方同意した。

（以下略）

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，昭和３８年１１月頃に行われた第３９回漁業専門家会合の後にＺ２７８代表とＺ４１主査が会談した結果をまとめた前提事実（各論）１(3)の文書中にあるところ，その前後の記載は，下記のとおりである。なお，当該文書には，日韓両政府間において当該会談での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

１．Ｚ２４３代表より「朴議長は，日韓会談を急ぐよう希望した。なお

朴議長は，第１党にはなると判断していたが，議長は意外に○○によかった。これは，国民が政局の安定を希っていることの証拠と思う。そのつもりでやる。帰国したら寛容と話し合いの精神で政治をしたいと述べた。そこで自分ー崔ーより大統領はそのつもりでも野党がその気にならなければだめでしょうと言ったところ，朴議長はもちろんそうだが，自分の基本的考えはそこにあると述べた」と内話した。

２．漁業交渉については，Ｚ２４３代表は，大平・Ｚ２２３会談で一挙に片が付くかどうか疑問で，もう１回くらいの政治会談が必要かもしれない。ただし片付くときは一挙に片付くと思う。それには漁業協力の額が問題で，自分としては，１億ドルの額が必要と思う。ただし，それを書き物にするというのではなく，気持ちとしてその数字があれば良いという意味だと述べた。Ｚ４１より，その意味は韓国側が１億ドルは援助してくれると説明することだろうが（Ｚ２４３肯定），そうすれば日本側はこれを否定することになり，うまく行かぬと思うと述べておいた。またＺ４１よりＺ２４３代表はかつて借りる金だから多くても困る，７～８千万ドル位ならどうかと言ったではないかと指摘し（Ｚ２４３否定せず），とにかく輸銀ベース経済協力１億ドル以上というのに漁業に１億ドルとなっては問題にならず，この点は予備交渉でもＺ２３１局長が述べていると反論したところ，Ｚ２４３代表はそんな争点があるのかと聞いていた。■■■不開示部分③■■■

３．Ｚ４１より，漁業協力の話はもともと韓国沿岸漁民のことを考えてほしいとの希望があって，それは別途考えましょうという始まりだった。それが専管水域，共同規制でも沿岸漁民のことを考えてくれ，漁業協力でもそれを考えてくれと両方で考えることにすり替えている。我田引水すぎる，また，輸銀ベースでは沿岸漁民の利益保護のための借款は難しいが，その方法なり仕組みを考えているかと問うたところ，

その点は特殊会社の設立などの案を工夫はしていると述べた。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　昭和３７年当時の日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において，韓国側が日本側に共産勢力に対する警戒の一環として述べた見解

(ｲ)　昭和３８年当時，韓国側が日本側に述べた韓国側の人間関係を交えた情報共有の在り方

(ｳ)　昭和３８年当時，韓国側が日本側に述べた韓国側の人物についての否定的な評価

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，日韓両政府間の会合又は協議の際に韓国側が日本側に述べたものであって，昭和３７年又は昭和３８年当時における韓国側の政策・人物の実情等に関するものにすぎず，本件全証拠によっても，これらの会合又は協議の内容を現時点においてもなお非公開とする旨の約束が存在したと認めるに足りる的確な証拠がないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過し，その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　日韓両政府間の会合又は協議の際に韓国側が日本側に述べたものであって，昭和３７年又は昭和３８年当時における韓国側の政策・人物の実情等に関するものにすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過し，その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っていることなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－３９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－４０の文書（文書１２５７）は，昭和３０年２月２４日付け外務省作成の「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり，日韓関係の調整に関し，現状と今後の展望についての分析を交え，外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－４０の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，韓国・北朝鮮関係に関する外務省の率直な見解として，北朝鮮当局の性格，韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価が記録されている。

①　３ページ（－３－）枠外上の約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３ページ（－３－）右から４行目下の２行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ１１８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されて

おらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の韓国政府に対する評価が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１８）によれば，通し番号２－３９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　基本目的

(一)　善隣友好を基本的外交方針とする我が国にとって，最も地域的にも近接し政治的にも密接な関係にあるべき韓国との間に正式国交を欠くことは大きな「マイナス」であり，このことを是正するためできるだけ早い機会の日韓正式国交を樹立することが必要である。

(二)　我が国の安全の見地から見ても，南鮮にまで共産勢力が伸長することは一大脅威であるので，韓国を緩衝国として盛り立てるよう努める必要がある。

二　韓国をめぐる情勢

(一)　南北両鮮併存の状況は次第に固定化し，３８度線をもって区切られた韓国は，冷戦の継続する限り現在の形で存続すると思われる。

(二)　自由陣営国家はおおむね韓国を承認しており（３０か国），北鮮を承認しているものはおよそ共産国（１０か国）のみである。この点は，中共，国府の関係とは趣を異にする。

(三)　北鮮の人口（朝鮮人）はおよそ７百万といわれ■■■不開示部分①

■■■自由国家群による北鮮承認の関係は当然起こらないと思われる。

(四)　他方，韓国においても，■■■不開示部分②■■■（以下略）

三　要領

前記事情に鑑み，韓国側と非公式に国籍処遇，財産請求権，漁業及び船舶の４問題の大綱につき話し合いを行うとともに，かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

四　期待する効果

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３０年当時の北朝鮮当局の性格に対する否定的な評価

(ｲ)　不開示部分②

昭和３０年当時の韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和３０年当時における北朝鮮当局の性格や韓国首脳の統治手法という４０年以上前の政治体制に対する否定的な評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過し，その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っており，北朝鮮の政治体制についても世代交代等が行われていることなど，当該文書の作成後における時の経過，

社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国等との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３０年当時における北朝鮮当局の性格や韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価にすぎず，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過し，その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っており，北朝鮮の政治体制にも世代交代等が生じていることなども併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではい

えない。

したがって，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－４１の文書（文書１２６１）は，外務省が作成した「第一部日韓全面会談の開催とその決裂」と題する文書であり，昭和２６年から２７年にかけて開催された第一次日韓会談から第三次日韓会談までの経緯及び会談が決裂した当時の状況を踏まえた今後の展望に関し，外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。

２　通し番号２－４１の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，２ページ（－２－）５行目から７行目までの約２行分であり，在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の率直な見解として，終戦後帰国しなかった在日韓国人約６０万人の経済状況及び治安上の問題点が具体的に記録されている。

（乙Ａ１１９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容が率直な見解であって，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている在日韓国人の処遇に関する情報であり，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後の政府内部での検討や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前にお

ける外務省が当時検討した終戦後帰国しなかった在日韓国人約６０万人の経済状況及び治安上の問題点が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１１９）によれば，通し番号２－４１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

一　日韓予備会談の開催提案

(一)　１９５１年８月，１月後を予定されていた対日平和条約のサンフランシスコにおける調印を前にして，連合軍総司令部は，日本政府に対して(a)在日朝鮮人の法的地位(b)日韓両国間の諸懸案解決のための交渉の基礎となるべき議題の作成と交渉方法の検討の２点について米国のあっせんの下に我が国と会談したいという韓国側の意向を伝達してきた。

(二)　右予備会談は本来対日平和条約の効力発生後に行われるべきはずのものであったが，我が国としては(a)１９５０年夏勃発した朝鮮動乱が膠着状態に陥り早急には朝鮮統一問題の解決の見込みなきものと観測されたこと，(b)国連が朝鮮における唯一かつ合法の政府として認め，かつ，自由陣営の大多数の国家によって承認された韓国政府を我が国としても朝鮮の正統政府として認めこれと基本的な国交関係を樹立することは国連協力の我が基本方針に合致し，更に我が国の安全保障上からも望ましいこと，(c)終戦後帰国しなかった在日朝鮮人約６

０万が，■■■不開示部分■■■，これら在日朝鮮人の法的地位を明確化し，その取扱いの基本を定めることが当面緊急と認められたこと等の理由から，右米国政府のあっせんを容れ，韓国政府の要請に応えて，特に平和条約の効力発生前の予備会談開催に同意した次第であった。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年から昭和２７年までの頃における外務省の見解であって，終戦後帰国しなかった在日韓国人約６０万人の経済状況及び治安上の問題点に関するものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，終戦後帰国しなかった在日韓国人約６０万人の経済状況及び治安上の問題点についての外務省の見解であって，昭和２６年から昭和２７年までの頃におけるものにすぎず，本件全証拠によっても，当該見解が現時点においても日韓間で交渉されている事項と直接関連するものであると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，その後，日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２６年から昭和２７年までの頃における外務省の見解であって，終戦後帰国しなかった在日韓国人約６０万人の経済状況及び治安上の問題点に関するものにすぎず，この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４１の文書の不開示部分に記録されている情

報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４１の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－４５の文書（文書１３１６）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説１３（「ⅩⅢ　条文作成交渉と日韓条約諸協定の調和」）の部分のうち，「３．請求権及び経済協力問題」，「４．在日韓国人の法定地位問題」，「５．文化財問題」及び「６．韓国語訳との照合」に相当する部分であり，漁業問題，財産請求権問題，文化財返還問題，在日韓国人の法的地位問題等をめぐる日韓国交正常化交渉における経緯が具体的に記録されている。

２　通し番号２－４５の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　２７８ページ（－２７５－）３行目から４行目までの約１行分及び９行目から１１行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，在日韓国人の法的地位問題の交渉過程についての外務省の率直な見解として，在日韓国人の帰国に際して持帰りを認められる金額の交渉過程において，日本側がとった交渉戦術が記録されている。

②　２８３ページ（－２８０－）３行目から５行目までの約２行分，３１７ページ（－３１１－）上から２行目から８行目までの約６行分，３３４ページ（－３２７－に「次ページ不開示分」と記録されている部分。以下「不開示部分②」という。）

これらの部分には，いずれも文化財返還問題について外務省の見解として，文化財返還問題の交渉過程における交渉戦術が記録されている。

③　３４６ページ（－３３９－）５行目から３４７ページ（－３４０－）２行目までの約８行分（以下「不開示部分③」という。）

この部分には，　文化財返還問題について，外務省と宮内庁との間で協議

した内容として，文化財引渡しに伴う韓国政府のプロパガンダに関する事項が記録されている。

④　３７２ページ（－３６５－）直後の２ページ分（以下「不開示部分④」という。）

この部分には，日韓諸条約の翻訳状況に関する外務省の率直な見解として，日韓諸条約の翻訳についての韓国側の不誠実とも受け取られかねない行為に関する事項が記録されている。

（乙Ａ１２３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，在日韓国人の法的地位問題の交渉過程，文化財返還問題，日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内で検討及び協議した内容や外務省の率直な見解であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省や宮内庁の見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２３）によれば，通し番号２－４５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，「４．在日韓国人の法的地位問題」の「(4)　処遇問題の討議」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(4)　処遇問題の討議

５月１１日，韓国側提示の協定案では，永住を許可されたものは，義務教育は日本国民と同等に受け，上級学校進学は日本国民と均等な機会が付与され，生活保護は当分の間日本国民と平等に受ける，国民健康保険は日本国民と同等に適用されるよう措置することを記していた。

これらの点について討議が進められた。（中略）６月１５日以後，会場はＺ５ホテルに移り，６月１８日まで処遇問題について文部，厚生，大蔵，通産関係別の討議を連日行った。６月１５日に教育関係事項は合意をみ，１６，１７日に持帰り財産，送金関係について討議し，１７日に日本側から帰国時に持ち帰ることのできる現金を１万ドルとすることに同意し，１８日国民健康保険問題について一律適用に同意すると回答した。生活保護と持帰り金問題について前記Ｚ１２５参事官の記述に次のとおり記している。

「合意議事録第４条に関しの２項の生活保護については厚生省が頑張って「当分の間」を入れた。（中略）

合意議事録第４条に関しの４項（ⅱ）の帰国時における１万ドルまでの持帰り金のことは，■■■不開示部分■■■当時は大蔵大臣の告示で日本に永住している外国人が永住帰国する場合の持帰り金を５０００ドルまでと決められており，それを韓国側は韓国人の場合１万ドルにするよう要望したわけである。■■■不開示部分■■■韓国に対して「日本は外貨事情が悪いから５０００ドルがぎりぎりだ，しかしほかならぬ韓国だから１万ドルにしましょう」ということにして合意議事録に入れた。批准国会がすんでしばらくして他の外国人も１万ドルになった。だから協定永住第１号が出たことには永住外国人の持帰り金は全て１万ドルまでになっていたわけである。」

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，「５．文化財問題」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　引渡し文化財の品目に関する関係官庁との討議

文化財については，引渡し文化財の品目に関する交渉と，協定その他の条文化の交渉に分けられよう。

前者について，韓国側は，第１次会談以来，返還を請求する品目を提示しており，第６次会談では１９６２年２月２８日に「返還請求韓国文化財目録」を改めて提示して，それについて歴史専門家が説明を続け，これに対し日本側からは「文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈する」という意思を表明し，１９６２年１２月２６日に日韓予備交渉第２１回会合で日本側から「日韓間の文化上の協力に関する議定書要綱案」を提示して，その中で「この議定書の効力発生後，できる限りすみやかに，付属書に掲げる日本国政府所有の文化財を大韓民国政府に対し寄贈するものとする」と記したが，具体的には

どの品目を引き渡すという意思表示は全く行っていない。

なお，同年１２月２４日付けで北東アジア課は「韓国文化財の現状等に関する調書」を作成し，出土の南北鮮の別，国有民有の別，現状などについての調査結果をまとめていた。

一方，韓国側の要求する品目については，１９６３年7月１２日付けで郵政大臣官房長から外務大臣官房長宛の公信で，逓信関係文化財（逓信博物館所蔵）を韓国側に贈与することに原則的な同意を得ており，また，韓国側の要求している宮内庁書陵部所蔵の統監府蔵書１１部９０冊とＺ２４８献上本１５２部７６２冊については，１９６４年３月１１日Ｚ３１文化事業部長がＺ１１２宮内庁書陵部長を訪ねた際に口頭で「■■■不開示部分（不開示理由２）■■■なお寄贈書籍は外務省費用によりマイクロフィルムをとる」ことの話し合いが行われていた。宮内庁ではその後３月１９日に●●●を招いて同図書の学術的調査をしている。

韓国側の要求している品目のうち，東京国立博物館所蔵のものについては，東京国立博物館から文化財保護委員会事務局宛に提出されたリストがあり，それが１９６３年６月に文化財保護委員会事務局Ｚ３８美術工芸課長からＺ３１文化事業部長に対し渡されていた。

（中略）

東京国立博物館所蔵のものに関する引渡し品目について，６４年２月６日に文化財保護委員会事務局，東京博物館と外務省側との会議が開かれた際に引渡し品目の提示は，外務省としては他の会談の進め方と関連している事情について説明し，また「提出する案は最終案に近いものを準備し，その案が合理的なものであることにつき政府内の上層部にもよく理解させる努力が必要であろう。■■■不開示部分■■■

続いて文化財保護委員会事務局側から改めてＣ案について説明し，（中略）

(3)　引渡し品目日本案の提示

第３回会合（６月１１日）でＺ３１文化事業部長は文化財の引渡について次の発言を行ったのち，次の発言要旨及び引渡し品目である「日韓間の文化協力に関する議定書付属書」を韓国側に手交した。

（中略）

引渡品目は，陶磁器(伊藤博文高麗陶磁器１０３点のうち７２点），考古資料（１括，１連を１点として２９１点），石造美術品３，図書１６３部８５２冊（統監府蔵書１１部９０冊，Ｚ２４８献上本１５２部７６２冊），通信関係品目３５点に付き具体的に品名を示した。参考資料や逓信関係品目では北朝鮮地域出土品を除いており，又全て国有のものであった。

文化財返還要求の韓国案に対する日本側の品目案は，さきに４月２８日に韓国側に対して次回の文化財委員会に提示すると約束しつつ，それから４０余日を経て会談の終わる１１日前に提出されたのであった。その頃漁業問題はβ会談を終え，他の諸問題と共に条文化を急いでいた。いわば会談の最終段階の時期に提出されたことについてＺ２３１アジア局長は「日韓交渉に関する若干の回想」の中で次のとおり述べている。

「文化財については引渡しが多ければ多いほど韓国側が喜ぶことはもちろんであるが，他の経済交渉とは異なり，バナナのたたき売りのごとく歩一歩譲歩するというがごときは，両国間の感情上面白からずむしろ相当勉強したリストを最終案として提出することにより，即決的に話しをまとめる方式の方が効果的であると認めていたので，■■■不開示部分■■■迅速に話し合いをまとめることができたことは，

交渉技術上も効果的であったと思われる。」

（中略）

(5)　Ｚ５ホテルにおける交渉ー品目の決定

６月１７日，Ｚ５ホテルで夜を徹して（第１回は１８日午前零時～２時，第２回は午前３時～４時，午前６時５分～７時１０分，午前７時５０分～８時１０分の４回）文化財引渡し品目についての交渉が行われ，韓国側の強い要望が繰り返され，ことに午前４時に中断する際には韓国側はδ塚への執着から非常に感情的になり，日本側はＺ２３１アジア局長が出て新しい展開を図った。その結果，ε・ζの出土品全部，伊藤博文陶磁器は日本側に６点を残してあと全部９７点，ι所在墳墓その他遺跡から出土したものは６点を日本側に残してあと全部，高麗時代墳墓その他遺跡から出土したものは４点を残してあと全部を韓国側に渡すことになり，その代わりにδ塚出土品は日本側に残ることになった。なお，その際，韓国側から要望していた日本に伝来の韓国本のマイクロフィルムを引き渡すことを日本側は考慮している旨伝えた。

日本側の専門委員Ｚ３８氏（文化財鑑査官）はそのときの交渉について次のとおり述べている（「Ｚ５ホテルにおける日韓会談文化財問題についての交渉メモ」）

（中略）

（備考）

(ｲ)　我が国にある韓国墳墓よりの出土品で，学術調査による一括遺物は，さきに韓国に引き渡した１０６点とδ塚出土品（４８９）一括だけであり，Ｚ２コレクションなどにすぐれた遺物はあるが，これは学術調査の結果でもなく，一括遺物でもない。

■■■不開示部分■■■

Ｚ３１文化事業部長は，「日韓会談における文化財問題についての所感」の中で次のとおり述べた。

「日韓会談の文化財問題について最も困難な問題は，主としてδ塚出土品の問題をめぐってであった。この問題の解決は，あるいは高次の政治的折衝によらざるを得ないのではないかと懸念したこともあった。

ところが，６月１８日朝，韓国側はこの出土品の要求を断念したので，文化財問題は解決されたが，これは次の事情によったものと私は憶測している。

(ｲ)　１７日夜半までに文化財以外の他の問題は，その妥結について大体の目途がついてきたので，文化財の解決だけが長引くことを心配したＺ３１４公使は，大局的立場からＺ５０，Ｚ１２６の両代表を強く説得した。

(ﾛ)　Ｚ５０代表は，元来歴史の学者で，個人としては出土品よりは書籍に強い関心があり，我が方から提示した日本に伝来している朝鮮書籍のマイクロフィルム寄贈に引きつけられた。

(ﾊ)　１８日早朝の会談に，特にＺ２３１アジア局長が参加したことが，それまでの会談の硬直した雰囲気に新しい空気を入れ気分を転換させた。」

（以下略）

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，「５．文化財問題」の「(6)　協定案の討議」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

６月１５日午前，外務省文化事業部長室でＺ３１文化事業部長からＺ３１４公使に対し，次の「文化上の協力に関する日本国と大韓民国との

間の協定」案を韓国側に手交した。

（中略）

本協定案の第１条は，１９６２年１２月の日本側要綱案の考え方を改め，イランとの文化協定第１条にならったものであった。これを起案した条約課としては，どうせ韓国とは文化財引渡しの協定とは別に改めて文化協定を作ることはなかなかできないという配慮からであった。これに対し韓国側は，その日午後の文化財委員会第４回会合で次の「大韓民国と日本国間の文化財問題解決及び文化協力に関する議定書要綱案」（韓国語及び日本語訳文）を日本側に手交した。

（中略）

その会合で日本側は，引渡し文化財を適切な方法で保存・展示を希望し，それに関する合意議事録，討議の記録，往復書簡の３条（いずれも不公表）を準備して韓国側に口頭でその趣旨を説明した。■■■不開示部分■■■その後，日本側は，１５日の韓国案の議定書要綱を修正し，第４条をつけて「日本国と大韓民国との間の文化協定（案）」を作成し，１７日夜Ｚ５ホテルでＺ３１文化事業部長からＺ３１４公使に提示した。

（以下略）

(ｴ)　不開示部分④

不開示部分④は，「６．韓国語訳との照合」の「(2)　法的地位協定照合時の論争」の項にあり，在日韓国人の法的地位協定第１条のところで日韓双方が厳しい意見の衝突を来した情景についてＺ２８参事官及びＺ１２７事務官の会談内容を録取した「日韓交渉の回顧ー条約課の立場からー」の引用部分に引き続く部分である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

在日韓国人の帰国に際して持帰りを認められる金額の交渉過程において，日本側がとった交渉戦術の具体的内容

(ｲ)　不開示部分②

文化財返還問題の交渉過程における交渉戦術の具体的内容

(ｳ)　不開示部分③

文化財返還問題について，外務省と宮内庁との間で協議した内容として，文化財引渡しに伴う韓国政府のプロパガンダに関する事項

(ｴ)　不開示部分④

日韓諸条約の翻訳についての韓国側の不誠実とも受け取られかねない行為に関する事項

ウ　以上によれば，通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも日韓会談において在日韓国人の法的地位問題の交渉過程及び文化財返還問題に関して実際に採られた交渉戦術の具体的内容等に係るもの又は実際に行われた日韓諸条約の翻訳状況に関するものであるところ，前者のような外交上の交渉戦術は，相手国との間で実際に行われる交渉等の外形的行為とは異なり，一般に相手国に示されるものでないから，特に当該交渉等の際に日本側が示した交渉戦略上の態度等が実際のところとは異なるものであったときは，当該交渉等が完了した後であっても，これを公にすれば，相手国との信頼関係を著しく損なうことが想定されるし，また，後者のような事実報告に関するものについても，特に相手国の行動・態度等を一方的に批難酷評するようなものは，これを公にすることにより，相手国との信頼関係を損なうことが想定されることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，当該情報を公にすれば，韓国との信頼関係が損なわれる可能性がないとはいえず，また，韓国における反日活動

を生じさせるなどして，韓国との交渉上不利益を被るおそれがないともいえない。

エ　以上によれば，通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４５の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－４６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－４６の文書（文書１３４９）は，昭和３６年２月６日付けで外務省北東アジア課が作成した「請求権に関する一般的問題点」と題する内部文書であり，財産請求権問題に関して外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。

２　通し番号２－４６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，４ページ（－３－）上から４行目から５行目までの約２行分及び下から３行目の左側の２行分であり，財産請求権問題に関して，外務省が独自に有している情報に基づいて，韓国に対する日本の請求について検討した内容及び交渉状況が率直な見解を交えて具体的に記録されている。

（乙Ａ１２４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題に関して，外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解であり，北朝鮮との間でかかる問題の処理が終わっていない状況下，これを公にすることにより，現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となれば，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省における日本側の対韓請求権についての見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないし，北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２４）によれば，通し番号２－４６の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

２．韓国に対する日本の請求権は消滅しているか。消滅しているとすれば，それは何時，何によって消滅したのか。

■■■不開示部分■■■（§４(ﾛ)の範囲内では）

(2)　何時，何によって消滅したかについては，次の二つの考え方が可能である。

（国会説明不可能）　(ｲ)　「米国解釈」を基礎として日本の対韓請求権の主張を撤回する旨の，１９５７年１２月３１日付けの外務省発韓国代表部あて口上書（№２０１／ＡＩ）によって消滅した。

■■■不開示部分■■■　(ﾛ)　日本の対韓請求権は，桑港条約第４条ｂ項によって消滅したのであり，上記(ｲ)の口上書は，これを追認したにとどまる。

(ﾊ)　大蔵省：§４(ﾛ)だと対内補償の責任

：令３３号にて米国の主権でとられた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題に関連して韓国に対する日本の請求権が消滅したか否かについて検討した外務省の具体的見解及び交渉状況であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，前提事実（総論）のとおり，日朝国交正常化交渉においては，日朝平壌宣言により，１９４５年８月１５日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従って具体的に協議する旨の合意がされていることをも併せ考慮すれば，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，これを公にすることにより，直ちに現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となるとは考えられず，本件全証拠によっても，これを認めるに足りる的確な証拠がないから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報

に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　これを公にすることにより，直ちに現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となるものとまではいえず，北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれがあるともいえないから，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４７

第１　前提事実（各論）

通し番号２－４７の文書（文書１３７４）は，昭和４０年１月１２日付けで大蔵省理財局が作成した文書であり，財産請求権問題に関して政府部内で検討した内容が具体的に記録されており，このうち，不開示部分は，６ページ（－６－）５行目から６行目までの約２行分であり，財産請求権問題に関して，昭和３７年１１月に合意された大平・Ｚ２２３了解を踏まえた事後の対応として，韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に，韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法が記録されている。（乙Ａ１２５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題に関する率直な見解であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における財産請求権問題に関する大蔵省の検討内容が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２５）によれば，通し番号２－４７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

３．今後の問題点

請求権問題を最終的に解決するためには，今後なお次のような重要かつ困難な諸問題が残されている。

(1)　韓国側請求権の全面的消滅の確保

■■■不開示部分■■■韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保する必要がある。

しかるに韓国側は，大平，Ｚ２２３了解後においてもＺ２２３書簡や，予備会談の席上等において，経済協力の供与によって消滅するのは一般的請求権のみであって，それ以外の船舶請求権（注）及び文化財請求権は別途請求する趣旨の主張を有しているようであり，また，韓国国民の個別的な権利行使の放棄に関する見解は必ずしも明らかでない。

（以下省略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題に関して，昭和３７年１１月に合意された大平・Ｚ２２３了解を踏まえた事後の対応として，韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に，韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，財産請求権問題につき，韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法にすぎず，本件全証拠によっても，これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，その後，日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されてから既に４０年余り経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分

の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　財産請求権問題について韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法にすぎず，既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４７の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４８

第１　前提事実（各論）

通し番号２－４８の文書（文書１３７６）は，昭和４０年３月１日付けで外務省経済協力局が作成した「韓国に対する経済協力政策」と題する内部文書であり，韓国に対する経済協力政策に関して外務省内で検討した内容が具体的に記録されており，このうち不開示部分は，次のとおりである。

①　２ページ（－２－）７行目８文字分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として，韓国に対する援助を推進することが義務であるとする立場について，韓国に対する特定の思想から説明しようとする文言が記録されている。

②　４ページ（－４－）７行目から１５行目までの約９行分（以下「不開示部分②」という。）

この部分には，韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として，韓国に対して経済協力を行う意義として，地政学的側面を考慮した説明が記録されている。

（乙Ａ１２６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

不開示部分①に記録されている情報は，韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場について説明した率直な見解であり，また，不開示部分②に記録されている情報は，韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容が率直な見解であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これらを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側

から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省での検討内容が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２６）によれば，通し番号２－４８の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

１．我が国との関係における韓国の位置

(1)　我が国において韓国の持つ意義は，まず何よりも安全保障の上からみた政治的なそれである。アジアにおける自由・共産両陣営の勢力関係及び我が国内情勢が必要とする限りにおいて，韓国の現状維持を図るために我が国としてはできる限りの援助を行う必要がある。

(2)　他方，経済的にみれば韓国は，かつて，我が国経済と相互補完関係に立つものとして育成されてきた。今日韓国経済の困難の根源的理由の１つは終戦によって急激に両者間の有機的な交流が断ち切られ，特に日本人事業者が有能な事業経営後継者を韓国内に残すことなく引き揚げざるを得なかったことにも求められる。韓国民の対日感情は韓国

経済への邦人の介入を容易には許さないであろうが，広く資本・技術両面での我が国の協力は今日の韓国経済安定の上に効果的な貢献を行い得るはずであり，また韓国の存在から我が国が安全保障上の政治的な利益を享受していると判断される限りにおいて，援助は■■■■■■■■（不開示部分①）我が国の義務でもあろう。特に，構造的な困難さに基づくとはいえ，我が国が大幅な輸出超過となっている日韓貿易の現状を考えれば，我が国としては少なくともそれに対する韓国の不満を抑えるだけの援助を何らかの形で実施すべきものと考えられる。

(3)　（中略）

(4)　したがって，我が国としてとるべき対韓経済協力政策の方向は，当面，韓国の現状維持を図るべく，できるだけの援助は実施すべきである。■■■不開示部分②■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として，韓国に対する援助を推進することが義務であるとする立場について，韓国に対する特定の思想から説明しようとする文言

(ｲ)　不開示部分②

韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として，韓国に対して経済協力を行う意義として，地政学的側面を考慮した説明

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場についての説明的な見解にすぎず，本件全証拠によっても，これらが現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自

尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，その後，日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されてから既に４０年余り経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場についての説明的な見解にすぎず，既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことも併せ考慮すると，これを

公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４８の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－４９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－４９の文書（文書１３９９）は，昭和３４年１１月から昭和３５年１２月の間に外務省北東アジア課が作成した内部文書（その表題は，「アジア局重要懸案処理月報第１８号」から「アジア局重要懸案処理月報第３１号」までである。）である。

２　通し番号２－４９の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し，外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置，いわゆる李ラインの警備強化及び漁船保護措置等その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する外務省内での検討内容が具体的に記録されている。

①　２４５ページ（－２３８－）３行目まで，５行目から９行目までの５行分

②　２４６（－２３９－）１２行目から２４７ページ（－２４０－）２行目までの約１０行分

（乙Ａ４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し，その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６

号）。

2　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－４９の文書の不開示部分は，アジア局重要懸案処理月報の昭和３５年３月分中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ４２）。

記

１．第４次日韓全面会談（抑留者相互送還問題を含む。）

(1)　前号所報のごとく，２月中旬日韓間に，(ｲ)３月早々に「相互送還」を実施する。(ﾛ)韓国側は中断中の対日貿易を再開する。(ﾊ)日本側は(ｲ)及び(ﾛ)の発表の一両日後韓国米３万トンの買付けを行う旨約束する。

との３点について原則的な意見の一致を見た。

しかるに，韓国米買付けについての話し合いが未だ最終的に決まらない段階において，交渉内容がもれ，新聞等が韓国政府の「人質外交」を非難する記事や社説を連日にわたって掲げたため，これが

痛く韓国の朝野を刺激して，韓国政府の態度を硬化せしめることとなった。よって藤山外務大臣は２月２６日の国会答弁で，「日本人漁夫問題は全ての日韓間話し合いの前提であり，漁夫釈放問題を他の問題と関連させて考えていない」旨述べて，本件に関する日本政府の立場を明らかにした。

他方Ｚ１７アジア局長は２月２４日Ｚ２２７大使に対し，国会内外の硬化せる世論の情勢を説明し，もし韓国側が上記２月中旬の方式により３月中旬頃までに今回の話し合いをまとめることに同意しない場合は，日韓関係は最悪の事態に陥ることは免れない旨申し入れ，韓国側の善処方を促した。

(2)　かかる情勢のうちに，Ｚ２２７大使は３月２日本国政府と打合せのため，一時帰国し，今や万事はＺ２２７大使のもたらす韓国側回答いかんに懸かることとなったが，もし韓国側がこの期に及んで漁夫送還実現のための新しい条件を持ち出すなどして，再び漁夫送還の引き延ばしを策するような場合には，現在の国内世論の動向に鑑み，我が方としても新たな角度から何らかの対韓強硬措置を執らざるを得なくなることが予想されたので，そのような場合に執るべき措置について再三にわたり省内及び関係各省庁会議を開き予め内密裡に研究を進めた。３月１０日現在事務当局レベルで到達した一応の結論の概要は次のとおりであった。

日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の大要

Ⅰ　基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑みやむなく日韓会談を打ち切り何らかの強硬措置を執らざるを得なくなった場合にも，かかる措置をとる本来の目的は，かかる措置が終局的には日韓友好関係の樹立に貢献するといういわば「雨降って地固まる」という計

算と期待の下に行われるべきである。したがって，各種の想定される強硬措置を執るに当たっても，１つの措置が連鎖的不可避的に他のより強硬な措置を誘発することなきよう，また，両国の国民感情を不必要に刺激することなきよう留意し，少なくとも当初の方針としては控えめかつ漸進的な措置を選ぶべきである。■■■不開示部分■■■

Ⅱ　具体的措置

１　■■■不開示部分■■■

２　韓国人及び在日韓人に対する措置

(ｲ)　韓国人に対する仮入国許可，査証発給，特例上陸許可の原則的停止

(ﾛ)　在日韓人の在留資格変更及び再入国許可の原則的停止，並びに在留期間の更新の大幅制限

３　国際司法裁判所への提訴

国際法上の論争を伴う国際紛争が２国間交渉で解決しない場合，これを国際司法裁判所に提訴することは今日の国際社会の常識であるので，日韓会談が打ち切りとなった場合，李ライン問題を同裁判所に提訴する措置は必要と思われる。

４　赤十字国際委員会への斡旋依頼

日韓会談が打ちきりとなれば，目下釜山に抑留されている日本人漁夫２００余名の帰還が当分望み得なくなること必至なので，本件のみを他の問題と切り離し人道上の問題として国際赤十字委員会に斡旋方依頼の措置を早急に執る必要が起こる。

５　李ラインの警備強化及び漁船保護措置

(ｲ)　海上保安庁による警備体制の量的増強

■■■不開示部分■■■

６　李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴

日韓会談の打ち切り後，抑留漁夫問題ないし李ライン問題を国連に持ち出す場合，大別して２つの形態が考えられる。

１つは，かかる日韓間の紛争を今秋の国連総会に提起すること，他の１つは，現実に李ライン付近等において武力行使を含む緊迫した事態が発生したとき「その継続が国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれあるもの」として安全保障理事会に提起することである。

７　通商貿易上の措置

（略）

８　北鮮貿易

（略）

９　米国の斡旋

（略）

(3)　（以下略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号２－３７の文書の一部開示部分には，上記の「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の大要」と題する文書があり，その内容の一部は，（別紙５）通し番号２－３７の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条３号の該当性について）(1)ア (ｱ)で認定したとおりであるところ，不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙Ａ１１５）。

記

Ⅰ　基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑み（中略）を選ぶべきである。また戦略的にはなるべく李承晩政権とＺ２２７大使以下の在

日代表部とに攻撃を集中することが得策と考えられる。

Ⅱ　具体的措置

1　在日韓国代表部に対する措置

■■■不開示部分■■■

2　韓国人及び在日韓人に対する措置

（中略）

5　李ラインの警備強化及び漁船保護措置

(ｲ)　巡視船の増加又は航空機の使用による李ライン水域の警備，漁船に対する警報伝達及び退避指導の強化

(ﾛ)　巡視船の実力行使による漁船拿捕防止韓国警備艇と漁船との間に割り込む等の方法により漁船拿捕を防止する。その際必要最小限度において自衛のための実力行使も行い得るものとする。（閣議決定の変更を要す。）

ただし，上記(ﾛ)の実力行使を含みとした措置は，次第に双方の武力を背景とした対峙，更に武力衝突を将来する可能性があるから，最大限の慎重さをもって考慮する必要がある。

6　李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時，日韓会談が決裂に至る可能性があったことを踏まえて日本政府部内で検討された外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置（対韓強硬措置）の基本的態度の内容及びその具体的措置９件のうち李ラインの警備強化及び漁船保護措置ほか１件の具体的内容であり，このうち在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外は，通し番号２－３７の文書で開示されている部分と同一又は同旨のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外は，他の行政文書（通し番号２－３７の文書）の一部開示により既に公にされているものと同一又は同旨のものである上，その余の部分も含めて検討してみても，日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して内密裡に検討された対韓強硬措置の具体的内容の一部であるが，強硬措置といっても，日韓会談が決裂した場合という想定下のものであるし，日韓友好関係の樹立に貢献するという計算と期待の下に行われるべきであるなどの留保がされているものである上，しかも昭和３５年当時のものにすぎず，本件全証拠によっても，これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていること，他の時期に検討された海上保安庁の警備体制の強化の具体的内容等については既に他の行政文書の一部開示等（通し番号１－２５８の文書（乙Ｂ８４）及び通し番号４－６の文書（乙Ａ３９）等参照）により明らかになっていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである

（なお，在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外については，仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して検討された対韓強硬措置の具体的内容の一部であり，しかも昭和３５年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－４９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－４９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－５０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－５０の文書（文書１４０８）は，外務省北東アジア課が作成した文書であり，昭和３５年９月１２日から同年１０月１４日の間に行われた在日韓国人の法的地位問題，漁業問題，文化財返還問題及び財産請求権問題等に関する「第５次日韓会談に対する日本側基本決定のための各省代表打合会議」の第１回会合から第３回会合までの記録が記録されている。

２　通し番号２－５０の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，１２ページ（－１２－）１行目から７行目までであり，第五次日韓会談に対する日本側基本決定のための第２回各省代表打合会議において「在日韓国人法的地位問題」に関して大蔵省，法務省等と協議した内容として，その一環で永住権の付与のあり方に関しての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解が記録されている。

（乙Ａ１２７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日韓国人の法的地位問題に関して，政府部内で検討した内容が率直な見解であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における在日韓国人の法的地位問題に関する各省庁の見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２７）によれば，通し番号２－５０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

(ｱ)　不開示部分は，昭和３５年９月１９日付けで外務省北東アジア課が作成した「第５次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第２回代表打合せ会議概要」と題する文書中にある。

(ｲ)　不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

本件会議は，本１９日１２時３０分よりＺ３１９において開かれたが，各省とも未だ具体的方策の決定には至っておらず，各省よりの発言はいずれもとりあえずのコメント程度であったが，その概要は下記のとおりである（出席者　Ｚ７９大蔵省理財局次長，Ｚ１２８入管次長，Ｚ１２９民事局第５課長，Ｚ１３０運輸省海運局参事官，Ｚ１３１水産庁海洋二課長及びＺ１７局長，Ｚ４９参事官，Ｚ２８課長，Ｚ２９）

１．在日朝鮮人法的地位問題

法務省より「在日朝鮮人」には永住権を与える方針だが，そのためには一定期間内に申請せしめ，これを審査して確かに「在日朝鮮人」の範ちゅうに属することが確認されれば，無条件で永住権が与

えられることになる。従来より韓国側は「在日朝鮮人」の子孫にも永住権を与えよと主張しているが，これはむしろ一定の条件を備えれば帰化し得るという面で解決すべきだと思う，との説明がなされた。■■■不開示部分■■■これに対し，法務省は，今後相当数の朝鮮人が自然に日本国民としての権利を持ちたくなって帰化するようになるだろうが，やはり建前としては「誰でも帰化できる」というのではなく「まじめに努力すれば帰化ができる」ということにすべきであり，実際帰化申請があった場合には，国籍法で要求する必要条件を満たしている限り，帰化を認めることにすれば足りるのではないかとの説明があった。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時における永住権の付与の在り方に関しての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３５年当時における永住権の付与の在り方に関する見解にすぎず，本件全証拠によっても，当該見解と現在における在日韓国人に対する永住権付与の具体的運用との関係は一切明らかにされていないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５０の文書に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する情報に当たるとしても，②　昭和３５年当時における永住権の付与の在り方に関する見解にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－５０の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－５２

第１　前提事実（各論）

通し番号２－５２の文書（文書１４２１）は，外務省アジア局第１課が作成した日韓会談に関するＺ２５７代表の講話を始めとする内部文書等であり，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　２３ページ（－２３－）右から４行目から５行目までの２行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，日韓全面会談第９回本会議終了後に行われたＺ２５７首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要の一部として，いわゆる李ラインに関する具体的な見解が記録されている。

②　４４ページから５１ページまで（－４２－に「次ページ以下８ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

この部分には，日韓国交正常化に向けた外務省内部において検討した内容として，Ｚ６との接触方法が記録されている。

（乙Ａ１２９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－５２の文書の不開示部分①に記録されている情報は，日韓全面会談第９回本会議終了後に行われたＺ２５７首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部としてのいわゆる李ラインに関する具体的な見解であり，不開示部分②に記録されている情報は，日韓国交正常化に関してＺ６との関係について外務省内部で検討した内容であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これらを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における日本政府高官の一見解や外務省での検討内容が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１２９）によれば，通し番号２－５２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３３年５月１４日付け「日韓会談に関するＺ２５７代表の御講話に関する件」と題する文書中にあり，当該文書には，日韓全面会談第９回本会議終了後に行われたＺ２５７首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要が記録されている。

不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　問　３８度を巻き返すためには少々の譲歩を甘受すると述べたそうだが。

答　それも曲解で日本と韓国のような隣国がいつまでもいがみあっては仕方がない■■■不開示部分①■■■李「ライン」の撤廃等

というような本質問題についてはあくまでも我が方の立場を堅持するといったのである。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，上記「日韓会談に関するＺ２５７代表の御講話に関する件」と題する文書中に続く一連の文書の中で，「朝鮮懇話会」に関する文書の後ろに綴られており，その直前のページである（－４２－）には末尾に「了」との記載があり，その直後のページである（－４３－）は「日韓会談の目的　３８度線を鴨緑江に　Ｚ２５７首席代表が公言」との見出しの新聞等を切り抜いたものの写しであり，この間８ページ分全て不開示である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

Ｚ２５７代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた李ラインに関する概括的見解

(ｲ)　不開示部分②

日韓国交正常化に向けて外務省内部において検討されたＺ６との接触方法

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－５２の文書の不開示部分①に記録されている情報は，李ラインに関するものであるが，Ｚ２５７代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた概括的見解であって昭和３３年当時のものにすぎず，また，不開示部分②に記録されている情報は，日韓国交正常化に向けて外務省内部で検討されたＺ６との接触方法にすぎないところ，本件全証拠によっても，これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するもの

であると認めるに足りる的確な証拠はないから，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていること，日本と北朝鮮との間では日朝平壌宣言に基づいて日朝国交正常化交渉が行われていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　李ラインに関してＺ２５７代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた概括的見解であって昭和３３年当時のもの又は日韓国交正常化に向けて外務省内部で検討されたＺ

６との接触方法にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－５２の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－５５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－５５の文書（文書１４７２）は，昭和３１年度に在米国大使等が外務大臣に宛てた電信文１４通によって構成されており，各電信文は，主に，日韓問題に関する米国におけるマスコミの論評，韓国在米大使等との協議内容，入手した情報及び日韓問題を含めた日米関係について米国政府等との協議における両者の具体的な見解，対応状況等が記録されている。

２　通し番号２－５５の文書のうち不開示部分は，１８ページ（－１８－）の約２行分であり，Ｚ２２４大使が重光大臣に発した昭和３１年３月１２日付け「ダレス長官訪日の応対振りに関する件」と題する電信文（これは，ダレス国務長官訪日の際の応答ぶりに関する意見具申電報である。）中にあり，「小笠原帰島問題」についての米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策として，Ｚ２２４大使が，会談に取り上げられる可能性がある議題として，「小笠原帰島問題」を「直接領土問題ではない」と前置きの下，北方領土問題との対比において小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを具体的に述べたものが記録されている。

（以上につき，乙Ａ１３２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，当時，日米間において，最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」について，在米大使館が独自に入手している情報に基づいて，米国政府の対応を検討した結果である具体的評価及び同評価を踏まえた対応策であり，小笠原問題とは全く関係のない北方領土交渉に関する問題に触れている点で，他の「米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」に関する部分と性格を異にするものであ

るから，これを公にすることにより，米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北方領土交渉において我が方が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）

2　原告らの主張の要旨

不開示部分を含む昭和３１年３月１２日発の文書は，全体にわたって，米側態度，我が方の取るべき態度，若干の考察など，「米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」を記載しており，小笠原帰属問題についても，通し番号２－５５の文書の不開示部分の前後及び次項目にある米国の対応やそれへの評価，さらには日本政府の対応策の是非に関する記載は開示されているから，日本政府の当時の対応策に関する記載は，「米国との信頼関係」に何ら影響を与える性格の情報ではなく，被告の上記主張によっては，不開示情報該当性の主張しては不十分である。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１３２）によれば，通し番号２－５５の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

四　各論如上の考察に基づき日米懸案の主要なものにつき今次会談で取り上げることの適否を考えると次のごときものとなる。

(一)・(二)　略

(三)　小笠原帰島問題

昨秋島民代表の来米を期として米政府部内で取り上げられてきたが，国務，国防両省幹部間の折衝が行き詰まりにあることは累次ご報告し

たとおりである。国務省としては部内からこの上ダレス長官まで持ち上げる根拠に乏しく局面の展開は専ら日本側の取り上げ方いかんに待つ状態にありタイミングとしては本件は直接領土問題ではないが■■■不開示部分■■■本問題については今次訪日の機会に日本側から提起されることを予想し特にダレス長官も十分ブリーフされているはず（往電第３５４号なお２月１０日付け往信政第５９７号参照願いたし）。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，北方領土問題との対比において述べられた小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを検討予想したものであり，北方領土問題の位置付けに言及した内容のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３１年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりであり，北方領土問題との対比が指摘されているにすぎず，被告は，当該情報を公にすれば北方領土交渉において日本政府に不利益を被らせることになる具体的根拠を何ら明らかにしていないから，一般的又は類型的にみて，北方領土交渉において我が国が不利益を被るおそれがあることを肯定するに足りない。また，被告は，当該情報を公にすれば米国との信頼関係を損なうこととなる具体的根拠を何ら明らかにしておらず，小笠原諸島が昭和４３年６月に米国から日本に返還されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，な

お情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３１年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりであり，北方領土問題との対比が指摘されているにすぎず，既に小笠原諸島が米国から日本に返還されていることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－５５の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－５９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－５９の文書（文書１５５６）は，昭和３５年１月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和３４．１１～１２の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり，在日韓国人法的地位問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ，行き詰まりを打開するための対策等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－５９の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　９ページ（－９－）の約４行分

この部分には，昭和３４年１１月９日から同月１１日までの間に，日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての協議内容及び結果として，補償金問題が解決されなかった理由が記録されている。

②　１２０ページ（－１１７－）上から３行目から１５２ページまで（－１１７－に「次ページ以下３３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

この部分は，いずれも補償金問題についての具体的解決等についての検討ペーパー（米側とのやりとりを含む。）におけるやりとりに係わる次の別添資料（別添〔３０〕～別添〔３４〕）により構成されている。

<ｱ>　別添〔３０〕

これは，「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する藤山大臣の総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対する説明」と題する昭和３４年１２月８日付けの文書で，同日，閣議終了後，藤山外務大臣が，総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案が具体的に記録されている。

<ｲ>　別添〔３１〕及び別添〔３２〕

これらは，昭和３４年１１月９日から同月１１日までの間に，日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての各協議において，検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記録されている。

<ｳ>　別添〔３３〕

これは，昭和３４年１２月１９日に作成された外務省試案であり，在日韓国人法的地位問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記録されている。

<ｴ>　別添〔３４〕

これは，上記<ｳ>の別添〔３３〕の外務省試案に基づいて，同年１２月２８日に米国側との協議の上で作成された文書で，別添〔３３〕と大部分同一内容が記録されているが，上記外務省の方針に関する具体的所感等も記録されている。

（以上につき，乙Ａ１３６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれも在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する解決策としての外務省の率直な見解であり，政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取りであって，米国側としても公表されることを予定していないものであるから，これらを公にすることにより，米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，米国との間における外交事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，米国及び韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の見解や米国政府とのやり取り，資料等の情報が明らかになったからといって，米国及び韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会にされた日本政府関係者の発言が不開示理由２に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上，通し番号２－５９の文書の上記不開示情報に米国政府との検討内容や米側とのやりとりといった米国政府関係者の発言内容が含まれていても，開示された情報と比べて，当該不開示部分をいまだ隠さなければならないとする合理的な根拠はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１３６）によれば，通し番号２－５９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　まず，通し番号２－５９の文書のうち，不開示部分に関連する本文の記載は，下記のとおりである。

記

二　補償金問題に関する経緯

(1)　本件は，米国を仲介とする三角方式により何とか解決する以外に道がなくなったので，Ｚ２３２大使は１１月末より自らあっせんに乗り出した。よって，当省としては藤山大臣よりＺ２３２大使に対

し，別添〔２７〕，〔２８〕のごとき口頭陳述と同補足説明を行い，Ｚ２３２大使がこれをＺ２２７大使に伝えるとともに，時間的ギャップを埋めるため米国が何等かの援助をするという案を作成した。

(2)　米側より当方参考までに朝鮮における家屋建築費に関する米国側見積もりを別添〔２９〕のとおり送付してきた。

(3)　藤山外相は，１２月８日の閣議終了後，総理，蔵相，官房長官に対し，別添〔３０〕のとおり説明した。

(4)　１２月９日から１１日までの間，日米間において，また，外務・大蔵両省間において，検討を続けたが，■■■不開示部分■■■

(5)　１２月１９日，別添〔３３〕のごとき当省試案を作成した。

(6)　米側とも更に協議した上，１２月２８日夜，別添〔３４〕のごとき案を得たので，別添〔３５〕のごとき説明書とともに１２月２９日藤山大臣より岸総理の了解を求めたところ，岸総理も遂に同意され，蔵相には話さず，総理と外相との責任においてやることに話がまとまった。

(7)　しかるに，１２月３０日に至り，本件に関し米韓間に了解の食い違いがあり，韓国側は米国による advance 又はこれに類した援助を期待していたが，米国側はそのような約束はできないとの態度を示したので，一般問題も含めて今次日韓交渉は頓挫し，年末の妥結は不可能となった。

(8)　将来の参考のため，本件に関する日韓間及び日米間の話し合いの経緯を別添〔３６〕，〔３７〕のとおりまとめた。

(イ)　別添〔３０〕は，昭和３４年１２月８日付け「韓国民の社会福祉に対する我が方援助問題に関する藤山大臣の総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対する説明」と題する文書であり，不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

1　当初，韓国側は，韓国へ帰還する在日朝鮮人に対し，日本政府が「補償金」を支払うべきこと及びこれを共同声明で発表すべきことを要求したが，「補償金」というようなものは支払うべき筋合いではないし，また，北鮮帰還に対する関係もあるので，我が方は終始これを峻拒した。

2　次いで，韓国側は，韓国へ帰還する在日朝鮮人の韓国における際定着を援助するために，日本政府が「一定の金額」を支出することを秘密文書でもよいから，韓国政府に対して約束してもらいたいと提案したが，我が方は，やはり北鮮帰還に対する関係から，■■■不開示部分■■■

(ｳ)　別添〔３５〕は，昭和３４年１２月２８日付け「日韓問題について」と題する文書であり，下記のとおりである。

記

一，日韓問題は我が国にとって国家的に高度の重要性のある問題であること言を俟たず，当面の問題の処理についてのみならず，今後とも，総理の完全なご理解とご支持を得なければならないと考える。

二，漁夫の釈放は，現在外務省事務当局が考えている案によって必ず解決できると思うし，また時期としても今解決するのが政治的に最善と信ずる。

三，年内は時間切れとして，来年１月末又は２月頃まで持ち越すという方法も考えられないことはないが，その際は何が原因で漁夫の釈放が遅れるのかとか，なぜ実現できないのかということが世間の注目をひき，種々議論せられるのみならず，このように時期を遅らせてみたところで，結局，今問題になっている方式でなければ早急には解決できないと思われる。

四，現在の解決案をご破算にして，全然新たに出直すということも，一応考えられないではないが，その場合には，少なくとも１年間くらいは日韓関係の全面的断絶，したがって，漁夫抑留の継続を覚悟しなければならないのみならず，韓国側はもちろん，米国側も，現在の案を根本的に変えるようなことを承知する見込みはほとんどないのみならず，日本に対し強度の不信感を抱かせる結果となろう。かくて日韓関係の正常化さえできないということはアジアにおける我が国の立場からも面白くないことも明瞭である。

五，漁夫釈放問題等を赤十字国際委員会や国連に提訴することは国内政治的ゼスチュアーとして，また外交交渉に対する側面的支援の方法としては考えられるが，それ自体としては，究極的に有効なものではない。結局韓国側に対する外交交渉により，利をもって誘う以外には，有効な手段はないと考える。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　９ページ（－９－）の約４行分

昭和３４年１１月９日から同月１１日までの間に，日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての協議内容及び結果として，補償金問題が解決されなかった理由

(ｲ)　１２０ページ（－１１７－）上から３行目から１５２ページまで（－１１７－に「次ページ以下３３ページ不開示」と記載された当該部分）

<ｱ>　別添〔３０〕

昭和３４年１２月８日，閣議終了後，藤山外務大臣が，総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案の具体的内容

<ｲ>　別添〔３１〕及び別添〔３２〕

昭和３４年１１月９日から同月１１日までの間に，日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての各協議において，検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等の具体的内容

<ｳ>　別添〔３３〕

昭和３４年１２月１９日当時の在日韓国人の法的地位問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的の内容

<ｴ>　別添〔３４〕

外務省の方針に関する具体的所感等が付記されているほかは，別添〔３３〕とほぼ同一の内容

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，在日韓国人の法的地位問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する日本政府の方針やこれに関して米国政府と協議した検討内容・対策等であるが，昭和３４年当時におけるものにすぎず，本件全証拠によっても，①これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであることや②日米間で当該協議時の発言内容を現時点においてもなお非公開とする旨の合意がされたことを認めるに足りる的確な証拠はない（なお，②の点に関しては，上記アの認定事実のとおり，通し文書２－５９の文書の一部開示部分自体に米国政府から提示された文書が含まれている。）から，その後，日韓間で日韓基本条約，請求権協定及び法的地位協定等が締結されてから既に４０年余り経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼

関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　在日韓国人の法的地位問題，在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する日本政府の方針やこれに関して米国政府と協議した検討内容・対策等であって昭和３４年当時におけるものにすぎず，その後，日韓間で日韓基本条約，請求権協定及び法的地位協定等が締結されてから既に４０年余り経過していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－５９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－５９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６０

第１　前提事実（各論）

通し番号２－６０の文書（文書１５７６）は，昭和３７年９月１８日付けで外務省北東アジア課が作成した「在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法について」と題する内部文書であり，在日韓国人の法的地位問題に関する，政府部内での検討内容が記録されており，このうち不開示部分は，８ページ（－８－）６行目の６文字であり，在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解として，在日韓国人の法的地位問題において，特に悪質な者であるとして，帰化を認めない者の例示が記録されている。

（乙Ａ１３７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，在日韓国人の法的地位問題に関し，外務省内部で検討した結果に基づく見解であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における在日韓国人の法的地位問題に関し特に悪質な者として帰化を認めない例が

明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１３７）によれば，通し番号２－６０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

（方針）

(a)　次の３点を協定に規定する。

（略）

(b)　本協定締結と同時に，全くの国内的措置として在日朝鮮人中帰化を希望する者に対しては，「特に悪質な者を除いては」（後述参照）帰化を許可し得るよう，特別立法等の措置を講ずる。（この場合，台湾人も含めて法律１２６－２－６該当者全部について措置するのが適当と考えられる。）

（説明）

(1)～(3)　（略）

(4)　帰化に関する措置をとる場合，いつまでもだらだらと続けるよりも一定期間に限定して実施することとし，その間に，在日朝鮮人に対して外国人として残るか，日本人になるかを選ばせるのが適当と考える。

他方，帰化の場合でも，協定上の永住許可を付与された者にも適用される退去強制事由に該当した者は，帰化の対象から除外すべきであると思われ，方針(b)には「特に悪質な者を除いては」と表現

しておいた。（１２６－２－６全部を対象とすることに鑑み，■■■■■■■等を帰化の対象から除外し得る規定を置くことにつき検討する必要があると思われる。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，外務省が在日韓国人の法的地位問題に関する国内的措置として検討した特に悪質な者であるとして帰化を認めない者の例示であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，外務省が在日韓国人の法的地位問題に関して検討した国内的措置の内容に関するものにすぎず，本件全証拠によっても，これが現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，その後，日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたこと（なお，本件全証拠によっても，当該情報が公になった場合に，当該情報で指摘された者に対する現在の在日韓国人の帰化の具体的運用に支障が生じ得るかは明らかにされていない。）など，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるこ

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３７年当時，外務省が在日韓国人の法的地位問題に関する国内的措置として検討した特に悪質な者であるとして帰化を認めない者の例示にすぎず，この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６１

第１　前提事実（各論）

１　客観的事実

日本は，昭和３４年１月当時，政府部内において，第二次世界大戦に係る戦後賠償に関し，請求額（見積もり），経緯及び解決方針を協議し，その結果をポルトガルを含めて国別に取りまとめていたところ，ポルトガル政府は，同月当時，戦後賠償を請求していなかった。

２　通し番号２－６１の文書の概要

通し番号２－６１の文書（文書１６００）は，昭和３４年１月３１日付けで外務省アジア局参事官室が作成した「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり，諸外国が有する対日請求権に関する外務省内での検討内容が具体的に記録されている。

３　通し番号２－６１の文書の不開示部分

通し番号２－６１の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，１５ページ（－１５－）最終行から１６ページ（－１６－）１０行目までの約１１行分で，「四　ポルトガルの対日クレーム　(1)経緯」の項目に記録されている内容全部であり，ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯，内容及び金額及びこれに対する外務省の見解として，第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記録されている。

（以上につき，乙Ａ１３８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，ポルトガル政府との間における財産請求権問題についてその経緯も含めて外務省内部で具

体的に検討した内容である。不開示部分に記録されている情報は，第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記録されている。ポルトガルから我が国への請求権問題についての日本側の視点に基づく見解を公にすれば，ポルトガル政府との信頼関係が損なわれるおそれがあり，また，ポルトガルとの交渉上不利益を被るおそれがあり，ひいては，ポルトガル政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，ポルトガル政府との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応についての日本側の視点に基づく見解が明らかになったからといって，ポルトガルとの間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１３８）によれば，通し番号２－６１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

三　オーストリアの対日クレーム

主管　欧亜局西欧課

(1)　経緯

オーストリア人は昭和２９年２月以降，在京墺公（大）使館及び在

墺公（大）使館を通じ第二次大戦中に被った損害について左記７件のクレームを提起越したが，我が方はその都度実情を調査し，一応補償に応じ得ない旨墺側に回答している。

（以下略）

四　ポルトガルの対日クレーム

主管　欧亜局西欧課

(1)　経緯

ポルトガルは第二次大戦中中立国であったが，■■■不開示部分■■■

(2)　解決方針

その後，ポルトガル政府は本件クレームを持ち出すことなく今日に至っているが，我が方から積極的に持ち出すことなく静観することとしている。

五　イタリアの対日クレーム

主管　欧亜局西欧課

(1)　経緯

イタリアは戦時中に被った損害の補償として，約３０件，３８００万ドルのクレームを提起している。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３４年当時，外務省が検討した①ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯，内容及び金額，②第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応等に関

する外務省の見解であり，しかも昭和３４年当時のものにすぎず，本件全証拠によっても，日本とポルトガルとの間でこの点に関する交渉が現に行われていることを認めるに足りる的確な証拠がないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，ポルトガル政府に誤解や混乱を与えるなどしてポルトガル政府との信頼関係を損ったり，ポルトガル政府との交渉上日本政府が不利な立場におかれたりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　第二次大戦中にポル

トガルが受けた被害とその対応等に関する外務省の見解であり，しかも昭和３４年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６１の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６４

第１　前提事実（各論）

通し番号２－６４の文書（文書１６０７）は，昭和３８年7月１５日付け「日韓漁業－外相会談も期待薄－」と題するＺ１３２新聞記事に関して外務省が作成した内部文書であり，このうち不開示部分は，１ページから４ページまで（－１－に「前４ページ不開示」と記載されている当該ページ部分）であり，日韓漁業協力に関する新聞報道記事を踏まえつつ，韓国への漁業協力の在り方を外務省内部で検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に記録されている。

（乙Ａ１４１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓漁業問題について，外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容等が率直な見解であり，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の見解が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１４１）により認められる通し番号２－６４の文書に添付された昭和３８年７月１５日付けＺ１３２新聞の記事の内容によれば，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時における韓国への漁業協力の在り方について外務省が検討した具体的内容等であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時の外務省が検討した韓国への漁業協力の在り方についての具体的見解にすぎず，本件全証拠によっても，これが現時点においても日韓間で交渉されている事項に直接関連するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，既に日韓間で日韓基本条約及び漁業協定が締結されてから４０年余り経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時における韓国への漁業協力の在り方について外務省が検討した具体的内容等にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６４の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６４の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－６５の文書（文書１６０８）は，外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３８年７月２０日付け「わが国の漁船延払い輸出の実例」と題する内部文書

(2)　昭和３８年７月２６日付け「韓国向け遠洋鮪漁船借款に関する３社申越しの件」と題する内部文書

(3)　昭和３８年７月２９日付け「漁獲物をもって漁業借款返済に充てるという韓国側提案に対する反論」と題する文書

(4)　全部不開示文書１通

２　通し番号２－６５の文書のうち不開示部分は，上記１(4)の文書全部（－８－に「次ページ以下６ページ不開示」と記録されている部分）であり，日韓漁業借款問題について，政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解として，日韓漁業借款の条件が具体的に記録されている。

（以上につき，乙Ａ１４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓漁業借款問題について，政府部内の関係省庁において詳細に検討した内容等が率直な見解であり，あくまで，我が国の政府内部における非公式の見解であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び

６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省で検討した日韓漁業借款の条件等が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１４２）により認められる通し番号２－６５の文書の一部開示部分の内容によれば，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容にすぎず，本件全証拠によっても，これが現時点においても日韓間で交渉されている事項に直接関係するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，既に日韓間で日韓基本条約及び漁業協定が締結されてから４０年余り経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。

他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３８年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６５の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６６

第１　前提事実（各論）

１　客観的事実

日本政府は，昭和３４年（１９５９年）９月から１０月にかけて，韓国政府の要求を踏まえ，米国政府との間で，韓国への帰還を希望している在日韓国人に一定額の財政支援を行うことについて，具体的な金額を挙げて協議を行った。

２　通し番号２－６６の文書の概要

通し番号２－６６の文書（文書１６１８）は，外務省が作成した複数の内部文書によって構成されており，北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について日米間で各協議した経緯及び内容等が具体的に記録されている。

３　通し番号２－６６の文書の不開示部分

通し番号２－６６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記録されている。

①　１７９ページ（－１７９－）上から２行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分には，日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題，特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた米国側の具体的見解として，韓国側の態度への否定的評価を含むものが記録されている。

②　２６５ページ（－２６５－）の約３行分（以下「不開示部分②」という。）

この部分には，日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題，特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた

米国側の具体的見解として，韓国側の態度への否定的評価を含むものが記録されている。

（以上につき，乙Ｂ１４３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解又は米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であって，公表することを予定せずになされたものであること，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから，これを公にすることにより，米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。また，米国側の見解を公にすれば，米側との間で率直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあるから，米国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，これを公にすることにより，韓国側から反発があれば，韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国及び米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における韓国への否定的評価を含む米国側の具体的見解が明らかになったからといって，韓国及び米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１４３）によれば，通し番号２－６６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３４年１１月１９日付け「日韓会談に関し●●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである（以下上記書記官を「Ａ」という。）。

記

１．１１月１０日午後４時，米大使館Ａ書記官Ｚ２４１を来訪，会談要旨次のごとし。

２．本日午前のＺ１７■会談（既報）の際，本日午後３時，Ｚ１７Ｚ２２７会談の行われることを告げておいたところ，Ａはその会談内容をききたしとあらかじめ電話をもって要請し来たりたる経緯あり。

午後４時来訪したので，Ｚ２４１より右会談においてＺ１７局長は，Ｚ２２７大使に対し，補償金の支払いは commit することはできないと述べたところ，Ｚ２２７大使は名義は何でも良いから（補償金という名にかかわらぬという意味）ともかくも何がしの金をくれるということを約束してもらいたいと述べ，Ｚ１７局長は更に研究してみると答えたが，その際，万一何か約束するにしても釜山抑留漁夫の実現が先決である旨を強調しておいた由であると伝えたところ，ＡはＺ２２７大使は日本側の commitment の仕方は内密にでもよいといったのであろうかと述べたので，Ｚ２４１より例え内密で約束としても韓国のことなので，いつ暴露されるか知れず，結局は公然でも内密でも結果は同じことであろうと思うと述べたところ，■■■不開示部分■■■

米国としても事態の急迫状況はよく理解できるので何か良き案を得るよう検討してみたいと述べていた。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，昭和３４年１０月２８日付け「北鮮帰還問題及び日韓会談に関しＺ８１・●●●会談に関する件」と題する文書にあり，その前後の要旨は，下記のとおりである。

記

１０月２８日，Ｚ２７９大使からＺ２８０公使に対し，Ｚ３２０の特別室において，国際委代表は，通訳及び日赤社長を通じて質問を行い，自由意思を確認することになっており，このことはＺ１３３副委員長滞日中に決まっていたところである旨説明されたところ，Ｚ２８０公使は，右説明は※米国がかねて了解していたところと異なると述べ，不満を示したので，Ｚ２７９大使は，その間の経緯の詳細はＺ８１審議官をして，●●●書記官に説明せしむべしと述べられた次第があり，よって，１０月２９日午後3時，Ｚ８１は，●●●書記官の来省を求め，この問題及び日韓会談について次のような会談を行った。

１．新潟における意志確認手続について

（略）

２．南鮮帰還者に対する補償金問題について。

●●●書記官は，補償金については，未だ国務省より正式の回答なきも，先にＺ２４１に伝えておきたるごとく，第１の難点は米国の Advance には，議会の審議を要する点である。これは全然解決の余地なき問題ではないが，第２は形式の問題がある。■■■不開示部分■■■しかし，米国としては何か良き案を検討中であり，いずれ近日中に何分の正式の回電あるものと思うと述べていた。

３．日韓会談の見通しについて

Ｚ２８１は，今回のＺ６との妥結によって日韓会談は再び困難な事態になるべきも，韓国側は会談を一挙に決裂せしむることはやらず，精々会談の延期，激しいbluffを行う程度ではあるまいかと述べていた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３４年当時，日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題に関する具体的なやりとりにつき，米国大使館書記官が外務省職員に述べた見解であって，韓国側の態度への否定的評価を含むもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和３４年当時，南鮮帰還者に対する補償金問題に関する具体的なやりとりについて，米国大使館書記官が外務省職員に述べた見解であり，韓国側の態度への否定的評価を含むもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３４年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって，日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものであるから，たとえ当該情報に韓国側の態度への否定的評価が含まれるとしても，当該見解が示されてから５０年以上経過しており，日韓会談の成果として日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国及び米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然

性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３４年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって，日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－６７の文書（文書１６２４）は，外務省が作成した昭和２６年１０月８日付け「平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり，将来的に発生することが予想された韓国との間の国交正常化交渉における各問題点について政府部内で検討した内容等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－６７の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，４ページ（－２－）の「八　賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱」の項にあり，左から２行目からの約１行分であり，国内における韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策として，日本国内における韓国人財産の連合国財産扱の問題に関連して，韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものが記録されている。

（乙Ａ１４４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，国内における韓国人財産について，外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果であり，公表することが予定されていないものであり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって，韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１４４）によれば，通し番号２－６７の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

八　賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱

平和条約からは韓国がかかる権利を主張し得る根拠はないが，韓国官辺筋は屢次問題としている。■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年当時における日本国内の韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策であって，現時点でみたときに韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２６年当時に日韓間で問題となった事項に関する韓国側の意見に対する外務省の具体的見解にすぎないから，仮に現時点でみたときに韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものであったとしても，本件全証拠によっても，当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を

害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，上記文書が作成されてから５０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２６年当時に日韓間で問題となった事項に関する韓国側の意見に対する外務省の具体的見解

にすぎず，既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されていることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６７の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－６８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－６８の文書（文書１６２７）は，外務省が作成した次の文書によって構成されている。

(1)　昭和２６年１０月２９日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する内部文書

(2)　昭和２６年１０月３１日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する内部文書

(3)　昭和２６年１０月３０日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する内部文書

２　通し番号２－６８の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　６ページ（－６－）の右から４行目及び５行目の約２行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(2)の文書にあり，日韓両国間における基本的関係調整における韓国側の対応について，外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見として，韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関するものが記録されている。

②　１０ページ（－１０－）右から６行目及び７行目の約１行分（以下「不開示部分②」という。

これは，上記１(3)の文書にあり，日韓交渉についての日韓会議における韓国側の対応について，外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見として，韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関するものが記録されている。

（以上につき，乙Ｂ１４５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている各情報は，日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり，公表することが予定されていないものであること，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。たとえ，韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関する記述が含まれているとしても，４０年以上も前における外務省内部の評価が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１４５）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号２－６８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(2)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

三，日韓両国間の基本的関係の調整は早晩取り上げざるを得ない問題ではあるが，韓国代表の開会の時のステートメントにも現れている先方の感情にも鑑み，この際先方のイニシアチブの下にズルズルベッタリにかかる大問題の討議に引き込まれることは彼をして■■■不開示部分①■■■目下平和条約が議会にて審議中のことでもあり，また韓国との交渉に関する我が方の用意の都合もあるので，今回の会談は規定の課題にて打ち切り，両国の基本的関係の調整に関する問題は新たな雰囲気の下に更めて大きく両国間に取り上げることとし，これがため左記の要領にて実施することが適当と思われる。

ｂ　不開示部分②

不開示部分①は，前提事実（各論）１(3)の文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一，目下進行中の日韓交渉は，総司令部外交局の斡旋により，その「オブザーヴァー」参加の下に，在日朝鮮人の国籍問題に関する協議及び今後両国間に交渉すべき議題につき意見の交換をする建前のものである。

我が方としては今般の会談は，単に「協議」（「ディスカッション」）をする建前のもので，何ら「決定」をする建前のものでないとの立場を持しているが，韓国側はこれを既定の議題のみならず，大きく恰好をつけんとし，両国間の懸案一般を協議決定する会議にまで持ってゆきたい希望のようである。

我が方としては，

(ｲ)　今般の会議が，総司令部の「オブザーヴァー」を参加せしめた特殊の会議であること

(ﾛ)　韓国代表の閉会の時の「ステートメント」にも表れている先方の考え方に鑑み，この際韓国側に引きづられて当初の了解を変更することは，■■■不開示部分②■■■

(ﾊ)　一般問題についての討議交渉については未だ慎重に用意すべきことがあること

等の諸点に鑑みて，今般の会談は，事前の了解どおりの議題について協議を終了したならば，それにて打ち切ることとする方針を堅持したいと思う。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

ａ　不開示部分①関係

通し番号１－２４１の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(2)の文書があるところ，不開示部分①に相当する部分は，「（彼をして）今後一層つけあがらせるきっかけを与えることにもなり極めて不得策なるのみならず，（目下平和条約が）」と記録されている（乙Ａ３６５）。

ｂ　不開示部分②関係

通し番号３－１７の文書の一部開示分には，前提事実（各論）１(3)の文書を引用する部分があるところ，不開示部分②に相当する部分は，「（変更することは）今後一層つけあがらせるきっかけを与えること」と記録されている。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号１－２４１の文書又は通し番号３－１７の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した各文言と同一又

は同様のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるし，この点をおくとしても，表現としては韓国国民の国民感情を逆なでするような意見・評価であったとしても，その意見・評価の対象は昭和２６年当時の韓国側の対応であり，本件全証拠によっても，当該意見・評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，上記文書が作成されてから５０年以上経過しており，既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また，仮に一般的又は類型的にみて上記情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても，以上に説示したところに鑑みると，上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２６年当時の韓国側の対応についての意見・評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－６８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－６８の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－７０

第１　前提事実（各論）

通し番号２－７０の文書（文書１６３１）は，外務省が作成した文書であり，昭和２６年１２月５日から同年１２月２６日までの間に開催された日韓間の交渉に関する定例打合会の第２回から第８回までの各会合記録が記録されており，このうち不開示部分は，次の部分である。

①　１７ページ（－１７－）７行目及び８行目の約２行分，同ページ１２行目及び１３行目の約１行分，１８ページ（－１８－）３行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，いずれも昭和２６年１２月１２日に開催された「日韓問題に関する打合會（第四回）」と題する文書にあり，上記会合の議題である「小委員会における韓国側提案」に関し，在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び在日韓国人の居住権についての交渉に関する今後の対応方針が記録されている。

②　３１ページ（－３１－）の約１行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，昭和２６年１２月２６日に開催された「日韓問題定例打合會（第八回）」と題する文書にあり，日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解として，請求権問題に関する交渉の対応方針についての意見が記録されている。

（乙Ｂ１４７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれも，日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり，公表されることが予定さ

れていないものであるから，これを公にすることにより，日本側の交渉の対応方針が明らかになり，米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における在日韓国人の法的地位や請求権問題に関する対応方針が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１４７）によれば，通し番号２－７０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

二　協議事項

(一)　小委員会における韓国側提案について

Ｚ２３部長より説明あり，韓国側としては，正月に何らかの土産を持って帰る必要に迫られているので，この提案となったもので，具体的細目は全て明年に譲り，原則的な了解を着けたいと思っている模様である。

１．「目的」については，Ｚ２３７参事官より，この協定が「友好関係樹立の基礎」となるというのは奇異であるとの意見があり，Ｚ２１顧問より，目的というのは不適当だから「国際慣例により」というような言葉にする方がよいだろう。なお，本文全体として狭い書き方をしてあるから，具体的な表現を用いることにしたいと述べた。

２．居住権の問題より関連して■■■不開示部分■■■今回の会談は討議で終わり決定にまで至らないことにしたいとの意見があり，Ｚ２３７参事官よりも equity の観念は主張しなければならぬとの意見があったが，Ｚ２１顧問より，■■■不開示部分■■■また，カイロ・ポツダム宣言受諾の結果としての日本人引き揚げと今回の国籍喪失により韓国人引き揚げとの間にエクイチーを求めるのは無理である。■■■不開示部分■■■朝鮮が植民地であったという古い観念は捨てなければならないではないか。また，単なる討議でなく決定したものとして渡韓する方が自分にはやり易いし，大きな意味でのバーゲーンになると思う。自分の見通しでは，韓国側はこの問題の決定を持ち帰った上で日本の渡韓使節に対する問題を考えようとしているのではないかと思われる。と述べ，更にＺ２３１課長より，国警，入管等には弾圧して強行する実力がないという話もあり，事実上バーゲーンは困難でないか，また小委員会でここまで来たら今更決定を持ち出すのは不信義であるとの意見があり（以下略）

(ｲ)　不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

三　打合事項

(二)　案文の構成字句等については，Ｚ２８２局長より，前文二を１条

にし，２条を３条に繰り下げ，五の通商関係を３条に，在日朝鮮人問題を４条に，請求権処理を５条にして以下繰り下げることにすればよいとの意見があり，■■■不開示部分■■■Ｚ１３４事務官より前文に日貨排斥を阻止するための経済関係の平等互恵を入れること，通商関係に相互主義の文字を入れることは韓国側に選択権を与える感があり〈面白くない〉との意見があり（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２６年当時における「小委員会における韓国側提案」に関し，在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び在日韓国人の居住権についての交渉に関する今後の対応方針

(ｲ)　不開示部分②

昭和２６年当時における日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解として，請求権問題に関する交渉の対応方針についての意見

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和２６年当時における①韓国人の法的地位に関する率直な見解又は②在日韓国人の居住権や請求権問題に関する交渉の対応方針についての率直な意見であるが，本件全証拠によっても，これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はなく，その内容が韓国等との信頼関係を損なうことについての具体的な主張・立証はないから，既に日韓間で日韓基本条約，請求権協定及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整

備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国又は米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２６年当時における①韓国人の法的地位に関する率直な見解又は②在日韓国人の居住権や請求権問題に関する交渉の対応方針にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－７０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－７１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－７１の文書（文書１６３２）は，昭和２７年に外務省アジア局第二課が作成した次の文書によっても構成されており，日韓会談の経緯，日韓国交正常化交渉の今後の展望及び外務省内における検討内容等が具体的に記録されている。

(1)　「日韓交渉の現状」と題する内部文書

(2)　「日韓会談に関する共同声明」と題する内部文書

(3)　昭和２７年１月６日付け「日韓交渉処理要領案」と題する内部文書

２　通し番号２－７１の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，９ページ（－９－）６行目から１０行目までの約４行分であり，上記１(3)の文書の「二　財産，請求権処理（附－国籍，処遇問題）」の項にあり，当時，日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題に関する韓国側の対応について，外務省が独自に入手した情報に基づいて，外務省の忌憚のない率直な評価及びこれを前提とした外務省の対応策の方針案として，韓国側からの請求権問題に関する要求に対する交渉戦術が記録されている。

（乙Ａ１４８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について，外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果であり，当時の交渉戦術は，これを公にすることにより，日本側の交渉戦術に対する韓国側の対応を巡って韓国側の感情を害するおそれがあるところ，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する

必要があるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外交上の交渉戦術の内容が明らかになったからといって，韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１４８）により認められる通し番号２－７１の文書の前後の記載によれば，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時，外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果としての請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年当時における請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術にすぎず，本件全証拠によっても，これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたこ

となど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国又は米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２７年当時における請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報

については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７１の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－７１の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－７２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－７２の文書（文書１６３６）は，外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会議事要録」と題する文書であって，昭和２７年３月１３日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録であり，当時日韓間において懸案事項となっていた財産請求権問題，漁業問題及び在日韓国人法的地位問題等についての具体的な対策等を検討するため協議した状況及び内容が具体的に記録されている。

２　通し番号２－７２の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，２６ページ（－２３－）最終行の約１行分であり，「請求権委員会経過報告」の「Ｚ１３５参事官の報告要旨」の項にあり，上記委員会における請求権問題に対する韓国側の対応について，出席者の一人であるＺ１３５参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感として，日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応についての否定的な評価が記録されている。

（乙Ａ１４９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応に関するＺ１３５参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感であり，公表を予定されていないものであること，上記のような情報は，公にすることにより，韓国の国民感情を逆なですることとなるところ，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから，これを公

にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側の対応についての否定的な評価を含むとしても，４０年以上も前における日本政府高官の一見解が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１４９）によれば，通し番号２－７２の文書の不開示部分は，「Ｚ１３５参事官の報告要旨」と題する部分にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

前回の打合せ会後３回の会談を続けたがまだ日本側提案に対する質疑応答の段階を出ていない。３回の会議の大半は，我が方の公海自由の原則に対する韓国側の主張である沿岸国の管轄権承認をめぐる議論に費やされた。

右以外は大した重要性のある質問はなく，我が方から見れば多少的をはずれた意義のないものが多い。

例えば，本日の会議で我が方の案の第３条と第７条第１項（ｃ）との関

係が問題になったが，前者は締結国が「必要な共同の措置をとることに同意する」というのであるし，後者は委員会が適当と認める事項について締結国に通報するというのである，韓国側は委員会の通報することに締結国が同意しなかった場合，第３条違反となり「条約を破棄」しなければならいのではないかという－■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ１３５参事官が自己の経験に基づいて行った昭和２７年当時の韓国側の対応についての否定的な評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省職員の自らの経験に基づく当時の韓国側の対応についての否定的な評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，既に当該文書が作成されてから５０年以上経過しており，日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるこ

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　外務省職員による個人的な見解としての韓国側の対応についての否定的な評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－７２の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－７９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－７９の文書（文書１６８６）は，次の文書によって構成されている。

(1)　米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」

(2)　昭和３９年９月２６日にＺ２６２公使から手交された英文の書面

(3)　外務省が作成した「９月２６日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書

(4)　外務省北東アジア課が作成した昭和３９年９月２９日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書

(5)　「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書

２　通し番号２－７９の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，上記１(4)の文書中にある２７ページ（－２７－）１１行目から１５行目までの約５行分であり，国交正常化交渉を進展させるための具体的方策について，日韓問題の解決策として米国政府から受けた示唆を受けて，外務省内部でそれらにどう対応していくかどうかということについて，韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚して具体的に検討した内容が記録されている。

（乙Ａ６６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価であり，あくまで外務省内部における検討結果であること，上記のような情報を

公にすることにより，韓国の国民感情を逆なですることとなるところ，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

また，日米間の関係に着目しても，このような米国側の見解は，これを公にすることにより，日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があるとともに（同条３号），今後，米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚したものであっても，４０年以上も前における外務省内部における検討結果が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，米国及び韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ６６）によれば，通し番号２－７９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　前提事実（各論）１(4)の文書は，外務省北東アジア課が作成した昭和３９年９月２９日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書であり，日韓会談の進展を妨げている理由や米国側が示唆した見解等に対する外務省の見解が記録されている。

(ｲ)　通し番号２－７９の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであり，その内容を英訳した最終案にもこれと同趣旨の記載がある。

記

２．米側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの考え方には次の理由で賛成できない。すなわち，日本国内には日本のみ（他の植民国家が新独立国に対してかかることをなした例なし）がなぜ韓国に対し過去について遺憾の意を表明しなければならないのか理解に苦しむとの一般的国民感情がある。また，日韓会談の諸懸案の解決に当たっても，日本側は，例えば請求権問題についていえば，在韓日本財産が私有財産まで含めて米軍に接収され，韓国に引き渡されたとの事実があるにもかかわらず，日韓間の将来の親善関係を願って多額の経済協力の供与を約束している等既に韓国の対日感情に対して十分の配慮を払っているものである。また，他方，たとえ日本から吉田元総理なりそれに代わる他の代表的人物が訪韓して米側の示唆するごとき発言を行ったとしても，日本側の有する韓国に関する従来よりの経験に照らしてみるときその効果はほとんど期待できない。すなわち，日韓会談を進展させるためには，韓国国内の考え方がより現実的，常識的になることが不可欠である■■■不開示部分■■■

３．韓国国内の李ラインに関する考え方が変わらない限り，日韓交渉の進展は期待できない。この点に関する米側の意見は当を得たものであるが，さらに，漁業問題の解決は韓国側に打撃を与えるものではなく，

韓国側の表明している日本漁船の大挙出漁という不安は，抽象的，観念的議論であるので，このような架空の不安を解消するべく韓国政府が努めるべきことを米側よりも韓国側に強調されることが望ましい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，米国側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの見解に対する日本側の対応として，韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚して検討した具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府が米国政府に提示した文書に記録されている日韓関係に関する米国の見解に対する日本政府の具体的見解であり，日韓会談が完全に停頓状態にあった昭和３９年当時における日韓国交正常化交渉の全般的に係るものであり，外務省が米国の要望した吉田元総理の訪韓を拒否する理由の一つとして述べられたものにすぎないし，本件全証拠によっても，当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないこと，この点に関する米国側の見解の具体的内容については既に通し番号２－７９の文書の一部開示部分に含まれる米国側から日本政府に手交された文書より公にされていることに照らすと，既に日韓基本条約が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，韓国又は米国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　当該情報が，米国側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの見解に対する日本政府の具体的見解であって日本政府が米国政府に提示した文書に記録されているものであり，しかも昭和３９年当時における日韓国交正常化交渉の全般的に係るものにすぎないこと，この点に関する米国側の見解が既に他の行政文書の開示により公にされていることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－７９の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－８０

第１　前提事実（各論）

通し番号２－８０の文書（文書１６８９）は，在米日本大使館が作成した「対韓援助調整に関する件」と題する公信文であり，ＡＩＤＺ１３６極東局長が，対韓援助の調整問題に関して語った内容が具体的に記録されており，このうち不開示部分は，４ページ（－４－）の約２行分であり，対韓援助問題を検討するにあたり，韓国国民にはその教育・技術水準等から発展の潜在的資質が備わっているにもかかわらず，韓国が当時の国内状況にとどまっている理由に関して，ＡＩＤＺ１３６極東局長による，韓国政府の対応についての極めて否定的な評価が記録されている。

（乙Ａ１５６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な個人的見解で，忌憚のない率直な評価的見解であり，公にすることが全く想定されていないものであること，上記のような情報は，公にすることにより，韓国の国民感情を逆なですることとなるところ，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があること，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすことから，これを公にすることにより，日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。また，韓国側から反発があれば，韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，しか

も，今後，米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり，米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における米国政府要人の非公式な個人的見解が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国及び米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

また，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少する上，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。しかも，外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由２に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国政府に対する否定的評価であって，たった２行程度の寸評であるから，開示された情報と比べて，これを未だ隠さなければならないとする合理的な根拠はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１５６）によれば，通し番号２－８０の文書は，昭和３９年４月８日にＡＩＤＺ１３６極東局長が在米日本大使館員に話した内容をま

とめたものであり，その不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。なお，当該文書には，在米日本大使館員がＡＩＤＺ１３６極東局長から話を聞くに当たり，その発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

４．韓国の状況は hopeless のように見えるが，韓国は他の低開発国と異なり，国民の教育，技術水準も高く，衿持もあり，気候風土の面でも恵まれており，それが現在のごとき状況にとどまっていることが，むしろ不思議というべきであろう。■■■不開示部分■■■国民自体は，何かのきっかけがあれば，躍進，発展する潜在力は十分に持っていると思う。日本からの援助は，韓国の発展の速度を高める効果を当然持つであろうが，仮に日本からの援助がなくても，最近ようやく生産，輸出とも伸び始めており，事態は好転していると思う。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時におけるＡＩＤＺ１３６極東局長による韓国政府の対応についての極めて否定的な評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，対韓援助問題に関する米国政府要人の個人的見解であって昭和３９年当時の韓国側の対応についての否定的な評価にすぎず，本件全証拠によっても，在米日本大使館員と米国政府要人との間で上記見解を現時点においてもなお非公開とする旨の合意がされたことや当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　韓援助問題に関する米国政府要人の個人的見解としての韓国側の対応についての否定的な評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号２－８０の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－８０の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－８７～２－８８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－８７の文書（文書１７４３）は，外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和３７年１月２９日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり，日韓交渉の推移により想定される対韓経済協力について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されており，このうち不開示理由２に係る不開示部分は，５ページ（－５－）１２行目及び１３行目の約１行分，「対象プロジェクト」の項にあり，韓国政府が立案した経済開発５カ年計画（１９６２年～１９６６年）について外務省内で検討した結果として，その実現可能性に対する否定的評価が率直な見解として記録されている。

（乙Ａ１６２）

２　通し番号２－８８の文書（文書１７４８）は，外務省経済協力部が作成した昭和３７年２月７日付け「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり，日韓交渉妥結後に想定される対韓経済協力に関する問題点について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されており，このうち，不開示理由２に係る不開示部分は，６ページ（－６－）４行目及び５行目の約１行分であり，「対象プロジェクト」の項にあり，韓国政府が立案した経済開発５カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解として記録されている。

（乙Ａ１６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり，公にすることが全く想定されていない内部情報であること，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係につい

ては細心の注意をもってこれを確保する必要があることから，これを公にすることにより，日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１６２，Ａ１６３）によれば，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分の前後の記載は，いずれも下記のとおりであると認められる。

記

３．対象プロジェクト

韓国政府は，１９６２年より１９６６年に至る経済開発５カ年計画を立案し，本年よりこれが実施を期している。しかしながら，■■■不開示部分■■■インド，パキスタンの場合のごとく，開発計画に基づいて我が方援助を策定することは，困難である。従って，我が国としては，さしあたり計画のプロードな枠と精神を尊重すれば足り，むしろ独自の

観点と判断からプロジェクトの選択を行うことが賢明と考えられる。

（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省の検討結果としての韓国政府の経済開発５カ年計画（１９６２年～１９６６年）の実現可能性に対する否定的評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，４０年以上前の韓国の経済政策に対する外務省の否定的評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから４０年以上経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　外務省の検討結果としての韓国政府の経済開発５カ年計画（１９６２年～１９６６年）の実現可能性に対する否定的評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－８７～２－８８の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－８９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－８９の文書（文書１７８７）は，次の文書によって構成されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年１月１９日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書

(4)　外務省アジア局が作成した昭和４０年２月９日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書

(5)　外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和４０年２月２４日付け「最近における日韓問題ＰＲ実績」と題する内部文書

(6)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１５日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する内部文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１６日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する内部文書

(8)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年４月７日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する内部文書

２　通し番号２－８９の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　２ページ（－２－）２行目から８行目までの約７行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(1)の文書にあり，当時，日韓両国における最重要懸案事項の一つであった在日韓国人法的地位問題に関する二重国籍問題に関し，佐藤総理が懸念している問題点を指摘した上で解決策を事務次官に指示した具体的かつ直接的な内容であって差別的とも受け止められかねないものが記録されている。

② ５８ページ（－５８－）３行目から５行目までの約３行分及び５９ページ（－５９－）２行目から５行目までの約３行分

これは，上記１(6)の文書にあり，当時，日韓両国における最重要懸案事項の一つであった漁業問題に関する韓国側の提案が撤回された原因について，外務省内部で検討協議した結果として特定の個人名を指摘したものが記録されている。

（以上につき，乙Ａ７２）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれも，日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見であって，公にすることが全く想定されていない内部情報であり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２ 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されて

おらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。差別的とも受け止められかねない内容が含まれるとしても，４０年以上も前における佐藤総理による指示内容や外務省での検討内容が明らかになったからといって，いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ７２）によれば，通し番号２－８９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号２－８９の文書の不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書中にあり，その前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

２９日午後佐藤総理がＺ１１８事務官に指示された要旨次のとおり。

日韓会談において，日本側が大変譲歩しすぎている。面倒くさいから下りようというのではなく，いやならよしなさいという態度で交渉してもらいたい。

韓国と二重国籍的になるような日本人がたくさん出る状況は困る。■■■不開示部分■■■

Ｚ３１２大使が居留民団に突き上げられている。とにかく尾を引くのは困る。■■■不開示部分（ただし，本件訴訟の対象外）■■■という法学士で弁護士をやっている男が，彼は戦後入国者だそうだが，突き上げているということだ（そこで，生活保護を与える場合は誰が保護を与えるのだという質問があった後）彼等を送還しようと思った

時には送還できるのかどうか。入管令には一定の場合には外国人を強制送還できるようになっている。これよりも強制送還について優遇されることが余り出てくるのは困る。法務次官とよく意思の疎通をしてもらいたい。

(イ)　不開示部分②

通し番号２－８９の文書の不開示部分②は，前提事実（各論）１(6)の文書中にあり，その前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

１．目下のところ，韓国の政治情勢が昨年に比べ，ずっと安定しており，昨年のような大規模のデモ騒ぎが起きる公算の乏しいことは在韓西欧側外交官の一致して指摘しているところである。昨年の米の豊作によって，食糧事情も良好であるにもかかわらず，韓国政府は端境期の食糧対策に慎重である。

２．また，韓国野党は，昨年３月以来行ってきた対日屈辱外交反対の運動を推進し，Ｚ２２３・大平了解の白紙化及び平和ライン撤廃反対を主張しているが，成果は余り上がっていない。

学校は３月以来第１学期に入っているが，現在まで動き出す兆候を見せていない。

３．政府は日韓国交正常化のための啓発活動を進めており，丁〇〇は今年に入って西海岸の漁民の気持ちの打診を行い（それが反日的で驚いたといっていた），２月来には南海岸及び済州島に説得旅行に行った。さらに，東海岸の漁民の説得のための視察を行う予定である由である。

４．農相会談をめぐる韓国世論の動きも穏やかである。激しい反対の調子は，野党系３氏を含めて乏しい。（政府は既に言論管制に入っている趣である。）

５．韓国漁民の態度も，合理的な解決がなされる限り，極端な動きを示す見通しはだいたい乏しいようである。

６．しかし，韓国他の情勢の推移は，注意深く見守る必要がある（特に漁業問題の解決の結果，李ラインが対日関係においては実質的に撤廃されたことが一般に明らかになった時期が最も重要な時期になると思われる。）

７．農相会談をめぐる韓国側交渉者の動きを見るに，大平・Ｚ２２３了解が韓国国内で極めて不評であって，Ｚ２２３退却の一因となったこともあり，車長官は漁業基線問題についての交渉責任者となることを好んでいなかったようである。

他方，李外務部長官は，はじめから漁業交渉について直接の責任者となることを回避している模様である。Ｚ３１２大使とＺ２８３公使との間にも対立がある。

車長官が携行した訓令は実務的な範囲のものであったが，幅があったようである。３月１０日午後に車が提案し，その夜撤回した済州島周辺の漁業線の案は，彼が携行した訓令の義務的ラインであったと推測される。この撤回が行われたのは，■■■不開示部分■■■

（Ｚ２８４・了ラインの交渉は車は知っていたといわれる■■■不開示部分■■■）

８．李外務部長官は基本条約案の本調印を２３日からの公式訪問中に行いたいと強く要望しているが，李長官はそのほかに大平・Ｚ２２３了解の民間経済協力（１億ドル）を３億ドルに引き上げることを狙っている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することがで

きる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和４０年頃当時，在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき，佐藤総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容であって，差別的とも受け止められかねないもの

(ｲ)　不開示部分②

昭和４０年当時，漁業問題に関する韓国側の提案が撤回された原因について，外務省内部で検討協議した結果として特定の個人名を指摘したもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－８９の文書に記録されている情報は，①昭和４０年頃当時の内閣総理大臣が外務事務次官に示した在日韓国人の二重国籍問題に関する所見又は②昭和４０年当時漁業問題に関して韓国側から提示された提案が撤回された理由に関する外務省内の推測的見解であるところ，特に前者は選挙により選出された日本政府代表者が当時の懸案事項について示した所見に係るものであるが，当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存するものと推測され，後者については，外務省の見解中の特定の個人は昭和４０年当時の韓国政府関係者であり，既にその地位を退いているものと推測され，本件全証拠によっても，当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，既に日韓間で日韓基本条約，漁業協定及び「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結されていること，これらの文書が作成されてから４０年以上経過し，韓国政府の人的構成がもはや当時のものとは同一ではないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなど

のおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　<ｱ>昭和４０年頃当時の内閣総理大臣が外務事務次官に示した在日韓国人の二重国籍問題に関する所見又は<ｲ>昭和４０年当時漁業問題に関して韓国側から提示された提案が撤回された理由に関する外務省内の推測的見解にすぎず，この点に関する日韓間及び韓国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている情報

については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－８９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－８９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－９２

第１　前提事実（各論）

通し番号２－９２の文書（文書１７９３）は，在米日本大使館等が作成した複数の電信文によって構成され，日韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記録されており，このうち不開示部分は，昭和３６年１１月２１日付けで在米Ｚ２８５臨時大使がＺ２８６大臣臨時代理宛てに発信した「米国の対韓援助に関する件」と題する文書中にある６１ページ（－６１－）本文２行目から５行目までの約３行分及び６行目及び７行目の約１行分であり，訪米した韓国朴議長が米政府当局と対韓援助関係について話し合った内容について情報提供してもらった相手方に関する個人情報が記録されている。

（乙Ａ１６６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり，情報ソースであって公にすることが全く想定されていないものであるから，公にすることにより，日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前にお

ける対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な見解が明らかになったからといって，米国及び韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由２に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報の中に米国政府関係者の見解が含まれていたとしても，開示された情報と比べて，これをいまだ隠さなければならないという合理的な根拠はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ１６６）によれば，通し番号２－９２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

先般来華せる韓国朴議長の米政府当局との話し合いのうち米国の対韓援助関係につき聴取のため■■■不開示部分■■■と館員が懇談せる際先方の内話せる点次のとおり（■■■不開示部分■■■）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実並びに弁論の全趣旨によれば，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年当時，米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり，当該相手方は情報の入手先として公にされることを想定されていないものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３６年当時のものであるが，これを公にすれば，その当時，日本政府関係者が米国の対韓政策に関する情報を秘密裡に入手した

方法，入手先が明らかにされることとなるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない（なお，本件各文書の一部開示部分のうち，外国政府関係者から聴取した見解等に関する公電の多くは，聴取の相手方の氏名・官職等が明らかにされているが，これらは，通し番号２－９２の文書の不開示部分を含む公電とは異なり，聴取相手を開示しても差し支えないものであると考えられるから，この事実をもって，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報を公にしたとしても，米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないということはできない。）。

エ　したがって，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－９２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－９３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－９３の文書（文書１７９６）は，昭和３７年に外務省北東アジア課が作成した複数の文書によって構成され，日韓関係の調整に関し，現状と今後の展望についての分析を交え，米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－９３の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，１６ページ（－１６－）６行目から１８ページ（－１７－）３行目までの約２ページ分(－１６－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分を含む。)であり，昭和３７年２月７日付けで北東アジア課が作成した「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり，韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況として，在日米国大使館書記官から提供された韓国の政情等についての機密情報等及び米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたことが記録されている。

（乙Ｂ１６７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，米国側から提供を受けた機密情報等であり，公にすることが全く想定されていないものであるところ，米国大使館員は第三国関係者に当たり，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすものであるから，これを公にすることにより，日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもある（情報公開法５条３号）。また，今後，米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり，米国及び韓国との

間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，米国および韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における，米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報が明らかになったからといって，米国及び韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少するし，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１６７）によれば，通し番号２－９３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。なお，当該文書には，在京米大使館書記官と外務省職員との間でその発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

７日午後，情報交換のため来訪した在京米大使館（略）書記官の内話中注意すべき点，次のとおり。

１．昨日，在韓Ｚ２８７大使から得た内報によれば，経済企画院長Ｚ２２２は３月初め米国の対韓援助問題に付き話し合いを行うため訪米する予定であるが，その途中数日間日本に立ち寄り，日本側当局者と会談する

希望を有している趣である。

■■■不開示部分■■■これまでのところＺ２８７大使は実によくやっていると考えられ，朴正熙，Ｚ２２３すらもようやく視野が広くなり，あまり過激なことをしてはならないという点を理解するようになったと思われる。しかしながら，最高会議内にはまだまだ過激派が残っており，とくに革命裁判所，検察部長Ｚ１３７大佐が，その代表で容易に問題を理解せず，強気，一点張りの態度を改めないので，頭を痛めている。米国側としては，過敏な措置は米国の対韓世論を悪化させるばかりでなく，日韓会談に積極的な池田総理以下日本政府の立場をも困らせる結果になるというように韓国側に申し入れている次第である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，在京米大使館書記官から提供されたものであって，韓国の政情等についての機密情報等及び米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたことであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時における在京米大使館書記官から提供された韓国の政情等に係るものであり，本件全証拠によっても，在京米大使館書記官と外務省職員との間で当該情報を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認められるに足りる的確な証拠はないから，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，現在までに，韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情

報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３７年当時における在京米大使館書記官から提供された韓国の政情等に係るものにすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９３の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－９３の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－９６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－９６の文書（文書１８０５）は，次の文書その他昭和３７年に外務省等が作成した文書によって構成されており，日韓関係の調整に関し，現状と今後の展望についての分析を交え，米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。

(1)　アメリカ局Ｚ１３８参事官作成の昭和３７年９月２５日付け「大平大臣，ラスク長官会談録」と題する文書

(2)　Ｚ２８８大使から池田大臣代理宛ての「大平大臣，ラスク長官会談の件（日韓，沖縄問題）」と題する公電

２　通し番号２－９６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　１５ページ（－１４－）１６行目から１６ページ（－１５－）６行目までの計約１０行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(1)の文書の「昼食時の談話」の項にあり，ソ連情勢，米ソ関係，日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容として，ラスク国務長官，Ｚ２６６国務次官補，大平外務大臣が，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的内容が記録されている。

②　１８ページ（－１７－）４行目から１６行までの約１３行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(1)の文書の「昼食時の談話」の項にあり，ソ連情勢，米ソ関係，日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容として，ラスク国務長官，Ｚ２６６国務次官補，大平外務大臣が，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及し

た具体的内容が記録されている。

（乙Ｂ１７０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれもソ連情勢，キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解又は日本側と米国側の率直な意見交換の内容であり，公にすることが全く想定されていないものであるから，これを公にすることにより，日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前におけるラスク国務長官，Ｚ２６６国務次官補，大平外務大臣が，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した内容が明らかになったからといって，米国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ１７０）によれば，通し番号２－９６の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。なお，当該文書には，ラスク国務長官と大平外務大臣との間でその発言内容を非公開とする旨の

合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

６　ラスクより，Ｚ１３９内務長官はアラスカの開発に日本の協力を得て，日本との経済的結びつきを強化することを考えていると述べた。

　ラスクより，アラスカが州となった結果，面積の面でテキサスが米国の州の中で２番目に転落した。テキサスは大いに怒っているわけだが，これに対してアラスカ州は，それならばアラスカを２つの州に割ってみせる。その場合はテキサスは３番目になるぞとやり返している。との小話しを行った。

■■■不開示部分■■■

７　ラスクより，先日日本の漁船と衝突してこれを沈没させた潜水艦について，その後情報はあるかと質したので，大臣より，その後の情報に接していないが，ソ連の救助が極めて迅速であったことから，その国籍は自ら明らかと思われると述べた。

（中略）

９　当方より，潜水艦問題に関連し，南韓太上空侵犯のＵ２事件につき，米国はソ連の領空を侵犯したのではないとなぜ主張しなかったかと笑いながら質問したのに対し，ラスクは，問題はソ連に対して二つの議論で行くか，あるいは議論を一つに絞るかだけであったと笑いながら答えた。

■■■不開示部分■■■

１０　ラスクより，国連の経費分担につき先般の国際司法裁判所の勧告的意見に沿い，総会の決議を行う際，日本の支持を得たいと述べ，大臣より，その件は，既に一般演説において，我が方の立場を明らかにしておいたとおり，勧告的意見を尊重すべきと思うと述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３７年当時，ラスク国

務長官，Ｚ２６６国務次官補，大平外務大臣が，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りに言及したものであるが，昭和３７年当時におけるラスク国務長官，Ｚ２６６国務次官補又は大平外務大臣の見解にすぎず，本件全証拠によっても，ラスク国務長官と大平外務大臣との間でその発言内容を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠はないこと，被告は，当該情報の内容との関係でこれを公にすれば米国との信頼関係を損なわれることとなる具体的根拠を明らかにしていないことに照らすと，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，現在までに，韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３７年当時，ラスク国務長官，Ｚ２６６国務次官補，大平外務大臣が，ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的内容にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－９６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－９６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１０２－２（同１－２４８）

第１　前提事実（各論）

１　客観的事実

(1)　日本と韓国は，昭和２５年（１９５０年）６月８日，日韓間の貿易不均衡の是正及び日韓間の民間貿易の推進を目的として，金融協定，貿易協定及び貿易計画を内容とする日韓通商協定を締結した。

(2)　その後，昭和４０年（１９６５年），日韓両政府は，第一次日韓貿易会議及び第二次日韓貿易会議を開催し，特に韓国側から最大の対日輸出関心品目である韓国のりについて，割当量の増加，関税の引下げ，通関時期の制限撤廃等が強く求められ，また，両国間の金融協定の終了が合意されてこれを確認する公文の交換が行われ（その結果，金融協定は，１９６６年（昭和４１年）３月１９日に終了し，同日以降日韓間の全ての支払は現金決済で行われることとなった。），更に新貿易取極案につきイニシアルが行なわれた。

そして，１９６６年（昭和４１年）３月２４日，日韓両政府は，それぞれの国の法令の範囲内で関税，輸出入規則，手続等に関し相互に第三国に対するものよりも不利でない待遇を与え合うこと，両国間貿易の拡大のため数量制限を課している一次産品の輸入の容易化に努力し，相手国政府の要請により輸入割当枠の決定に先立って協議すること，両国間の全ての支払は米ドル又は両政府が合意するその他の交換可能通貨で行なわれること，取決め規定の実施に関し協議するため合同委員会が設置され，年１回会合するほかいずれかの政府の要請により随時会合すること等を内容とする新貿易取極が調印された。

（公知の事実，乙Ａ３７１）

２　通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分

(1)　通し番号２－１０２－２（同１－２４８）の文書（文書１８６３）は，次

の文書等によって構成されており，日韓船舶協定及び日韓通商協定の概要並びに締結過程が記録されている。

ア　外務省政務局経済課が昭和２５年４月８日付けで作成した「日韓船舶協定について」と題する文書

イ　外務省政務局経済課が昭和２５年５月１２日付けで作成した「日韓貿易及び金融協定並びに海運協定妥結の件」と題する文書

(2)　通し番号２－１０２－２（同１－２４８）の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分である。

①　２７ページから３３ページまで（－２６－に「次ページ以下７ページ」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは，昭和２５年４月に発効した日韓通商協定について通産省が行った解説であり，成立経緯，金融協定，貿易協定等日韓通商に関する日本政府の具体的な解釈又は対応方針が記録されている。

②　５０ページ及び５１ページ（－４２－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する日本政府の具体的な対応方針が記録されている。

③　６０ページから６２ページまで（－５０－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，日韓通商協定に基づいて昭和２６年４月に日韓間において合意された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府の解釈又は見解が具体的に記録されている。

（乙Ａ３７１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，日

韓通商協定，貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針であるから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある。また，現在，北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中で，上記情報が公となれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて，我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなり，北朝鮮との国交正常化交渉において，我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある。さらに，今後，懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり，ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における日韓通商協定，貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ３７１）によれば，通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和２５年４月に発効した日韓通商協定の成立経緯，金融協定，貿易協定等日韓通商に関する日本政府の具体的な解釈又は対応方針

(ｲ)　不開示部分②

日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する日本政府の具体的な対応方針

(ｳ)　不開示部分③

日韓通商協定に基づいて昭和２６年４月に日韓間において合意された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府の解釈又は見解

イ　そうであるとすれば，通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，①　昭和２５年４月に発効した日韓通商協定又は昭和２６年４月に合意された日韓通商協定に基づく日韓貿易計画についての日本政府の具体的な解釈等に係るものであり，日韓通商協定のうち金融協定は昭和４１年に終了しており，同年には日韓両政府間で新たな貿易取極めが調印されているが，②　本件全証拠によっても，当該情報に相当する情報が日本又は韓国において公にされていると認めるに足りる的確な証拠はないこと（なお，韓国が公開している韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書に当該情報に相当する情報を記録したものが含まれていると認めるに足りる的確な証拠もない。），③　当該情報中の日韓通商協定等は，日朝国交正常化交渉の対象となる日本側が北朝鮮側に行う経済協力の内容を協議するに当たり，参考となり得るものであることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮側が日韓間の日韓通商協定又は昭和２６年４月に合意された日韓通商協定に基づく日韓貿易計画についての日本政府の具体的な解釈又は対処方針の詳細を把握する

ことが可能となり，日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場におかれる可能性がないとはいえない。

ウ　したがって，通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－１０２－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０２－２（同１－２４８）の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－１０６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１０６の文書（文書１８７７）は，次の電信文を含む外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する複数の電信文によって構成されている。

(1)　岡崎大臣がＺ２５１大使に宛てた昭和２８年１１月６日発信の「日韓会談の件」と題する電信文

(2)　藤山外務大臣がＺ２９０駐インド大使に宛てた昭和３２年１０月２２日発信の「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文

２　通し番号２－１０６の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，上記１(2)の文書中にある１６ページ（－１６－）の約２行分であり，韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項が記録されている。（乙Ａ８０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国情勢等に関して在外公館から本省に伝達する際の注意事項であるから，公にすることにより，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における電報で韓国との諸問題等を扱う際の注意事項が明らかになったからといっ

て，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ８０）によれば，通し番号２－１０６の文書の不開示部分の直前の記載は，次のとおりであると認められる。

記

Ｚ１４０日赤社長よりＺ１４１へ

在マニラＺ２９１大使へ依頼の貴電に関し２０日Ｚ１４２からＺ２７２局長に連絡したところ，「新聞に漏れた以上，やむを得ない。しばらく静観してみよう。」とのこと。新聞切り抜き等副社長に託送済み

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３２年当時における韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，①　それ自体が韓国との信頼関係に基づいて行われる事項を内容とするものではなく，しかも昭和３２年当時のものであること，②　被告は，日本政府部内における韓国との諸問題等を電報で伝達する際の注意事項を公にすれば韓国との信頼関係が損なわれることとなる具体的根拠を明らかにしていないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそ

れがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和３２年当時における韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０６の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号２－１０７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１０７の文書（文書１８７８）は，次の文書によって構成されており，日韓国交正常化交渉に関する英国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記録されている。

(1)　在香港総領事が外務大臣に宛てた昭和３５年５月１０日付け「韓国政変の内情に関する当地●●●の入手した情報等の報告の件」と題する文書

(2)　在英大使が小坂外務大臣に宛てた昭和３７年２月９日付け「英国外務省朝鮮担当課長が韓国の情勢に関し，２月８日官員に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書

２　通し番号２－１０７の文書のうち，不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，

①　１ページ（－１－）４か所，２ページ（－２－）８か所，３ページ（－３－）１２か所，４ページ（－４－）１２か所，５ページ（－５－）１２か所（以下「不開示部分①」という。）

これは，在香港総領事が外務大臣に宛てた韓国政変の内情に関して某国筋から入手した情報の極秘の報告電報である上記１(1)の文書中にあり，いずれも上記情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示が記録されている。

②　８ページ(－８－）２行目から３行目までの約１行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，在英大使が外務大臣に宛てた英国外務省朝鮮担当課長から韓国情勢に関して入手した情報の報告電報である上記１(2)の文書中にあり，英国政府担当者による朴政権下の韓国政府要人についての人物評価が具体的に記録されている。

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０７の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれもいわゆる外交交渉の水面下において入手した機密情報に該当するものであり，公にすることが全く想定されていないものであるから，これを公にすることにより，日本政府と外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，外国政府からのみならず，他の外国からの協力を得ることも困難になることが予想され，外国政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，外国政府との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外交交渉の水面下において入手した機密情報が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由２に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上，通し番号２－１０７の文書の不開示部分に記録されている情報（８ページの不開示部分）に英国の外務省朝鮮担当課長による朴政権の要人についての人物評価が含まれていたとしても，既に開示された情報と比べて，これをいまだ隠さなければならないという合理的な根拠はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ１７８）により認められる通し番号２－１０７の文書の不開示部分の前後の記載によれば，通し番号２－１０７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和３５年当時，在香港総領事に情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示

(ｲ)　不開示部分②

英国政府担当者による昭和３７年当時の朴政権下の韓国政府要人についての人物評価

イ　そうであるとすれば，通し番号２－１０７の文書の不開示部分①に記録されている情報は，昭和３５年当時のものであるが，これを公にすれば，在香港総領事が韓国の内情を秘密裡に入手した方法，入手先が明らかにされることになるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，外国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない（なお，本件各文書の一部開示部分のうち，外国政府関係者から聴取した見解等に関する公電の多くは，聴取の相手方の氏名・官職等が明らかにされているが，これらは，通し番号２－１０７の文書の不開示部分①を含む公電とは異なり，聴取相手を開示しても差し支えないものであると考えられるから，この事実をもって，通し番号２－１０７の文書の不開示部分に記録されている情報を公にしたとしても，外国との信頼関係を損なうなどのおそれがないということはできない。）。

ウ　他方，通し番号２－１０７の文書の不開示部分②に記録されている情報

は，英国政府担当者による昭和３７年当時の朴政権下の韓国政府要人についての英国政府関係者の人物評価にすぎず，また，当該文書には当該情報が内話に係るものである旨の記載はあるが，本件全証拠によっても，在英日本大使館員と英国外務省朝鮮担当課長との間で当該発言の内容を現時点においてもなお非公開とする旨の合意があったと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書が作成されてから既に４０年以上経過しており，現在までに，韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国その他の外国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１０７の文書の不開示部分①に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

他方，不開示部分②に記録されている情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号２－１０７の文書の不開示部分①に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するものに当たると推認される

ことから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－１０７の文書の不開示部分①に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められるが，不開示部分②に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

通し番号２－１０７の文書の不開示部分②に記録されている情報について検討するに，前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（当該情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，<ｱ>　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，<ｲ>　英国政府担当者による昭和３７年当時の朴政権下の韓国政府要人についての人物評価にすぎないことも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１０７の文書の不開示部分②に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０７の文書の不開示部分②に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０７の文書の不開示部分②に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分①に記録されている情報に係るものは，適法である。

（別紙５）通し番号２－１０８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１０８の文書（文書１８８１）は，外務省条約局法規課が昭和３７年７月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書であり，①基本関係，②請求権，③船舶請求権，④漁業・平和ライン，⑤法的地位，⑥竹島という日韓間で問題となっている案件ごとに，個々具体的な問題についての解説が記録されている。

２　通し番号２－１０８の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも，「李ラインにおける国際法上の問題点」の項にあり，外務省内部で行われた協議検討の際に，いわゆる李ライン水域において，我が国漁船が韓国警備船から拿捕・連行されることを防ぐために，我が国巡視船が実力を行使する場合を想定し，種々の問題点を詳細に分析した内容が記録されている。

①　１０３ページ（－１０３－）左ページ（２０３）２８行目から右ページ（２０４）２行目までの約６行分（以下「不開示部分①」という。）

②　１０３ページ（－１０３－）右ページ（２０４）の９行目から１３行目までの約５行分（以下「不開示部分②」という。）

③　１０３ページ（－１０３－）右ページ（２０４）の１８行目及び１９行目の約２行分（以下「不開示部分③」という。）

③　１０４ページ（－１０４－）右ページ（２０６）１２行目から２２行目までの約１１行分（以下「不開示部分④」という。）

（乙Ａ８２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれ

も日韓間における懸案事項の一つであったいわゆる李ライン水域において，我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等であるから，これを公にすることにより，我が国が実力を行使する場合の具体的な要件等が明らかになり，韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，日本漁船拿捕防止に関する具体的な方針を明らかにすることにより，日本船舶の保護を含む国の事務や韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における日本が実力を行使する場合の具体的な要件等が明らかになったからといって，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務やその他行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ８２）によれば，通し番号２－１０８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号２－１０８の文書の不開示部分は，「李ラインにおける国際法上の問題点（昭和３４．１１．１）」との項目の解説部分にある。

(ｲ)　通し番号２－１０８の文書の不開示部分の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

1．李ラインの設定自体が国際法上違法である。我が国はこれを承認するものではないから，韓国領海外の同ライン水域で操業する我が漁船を韓国警備船が捕獲連行する行為は，国際法上の根拠を有しない実力行使に相当し，我が国による自衛権行使の対象となり得る。したがって，以下の要件を満足する範囲内で巡視船が実力行使を行うことは国際法上合法である。

巡視船による実力行使は，韓国側の急迫した，又は現実の国際法上不法な強力による実力行使を阻止するために，必要最小限度で，かつ相手側の強力行為と実質上均衡を失しない限度で認められる。（学説上相手の侵略行為との均衡 proportionality を特に要件として明記しないこともあるが，一般にはこれを要件とするのが通説である。）したがって相手側の捕獲連行の行為が既に実行に移されていることを要しない。実行の急迫した企てに対しても認められると解する。

以上の一般的要件を，韓国側による捕獲連行に際しての具体的事態に適用すれば，

(1)　巡視船が武器の使用以外の方法により，実力を行使する場合は，その実力行使が相手側に何ら損害を与えない程度のものであっても，相手側に損害を与えるような手段（例えば，漁船援護の必要上相手船に体当たり ramming をこころみること）に訴える場合は武器使用による実力行使に準じた考慮の対象となる。

(2)　韓国警備船が発砲したのに応戦する場合も，上記要件の限度で合法である。重要なのは，相手側の不正な捕獲連行行為を阻止するという自衛目的のために，それ以外適当な対抗手段がないこと，及び相手側の侵害行為と，実質上均衡を失わないことであるから，対抗手段と相手側の侵害行為との間に形式的同一性が要求されるわけで

はない。■■■不開示部分①■■■

(3)　巡視船の方から一方的に発砲する場合の合法性判定に当たっても，従って理論上は相手側に既に発砲行為があったかどうかという形式的均衡の観点に立って，その合法性を否定する必要はない。威嚇を目的とする一方的な空砲発射が連行阻止を有効に実現する唯一の手段である事態，相手側の体当たり攻撃を避けるために実包発射を必要とする事態などにおいては，理論上は相手方の発砲なしでも合法たり得る場合が存在すると考えられる。■■■不開示部分②■■■

なお，１９５８年秋，英アイスランド間で生じた同種の漁業紛争において，英国海軍は軍艦による漁船護衛を行ったが，この際，英艦が空砲威嚇により漁船連行を阻止したことがある。この護衛活動は政府により自衛権の行使として説明されている。

２．■■■不開示部分③■■■

一般国際法上，国家は固有の自衛権を享有するものであって，それは，国連憲章の規定に制限されない範囲において今日も存続するものと認められる。（中略）

３(1) 国際法上，国家の行為としての正当防衛，緊急避難の権利が認められ，「自衛権」として総称される。したがって自衛権以外にかかる権利は存在しない。

(2) 自衛権は，国家の享有する権利であるから，私人の行う行為それ自体を国際法上の自衛権に該当するということはできない。

しかしながら，我が国は公海にあるこれら私船に対して国際法上正当に管轄権を有するものであるから，我が刑法の適用によってこれらの私船による自衛行為を正当防衛とみなすことは可能である。したがってこれらの私船の自衛行為もこの法関係を通じて国際法上違法性を有しない正当な行為と主張し得るものである。ただし，現

実の問題としては，これら私船が韓国側に捕獲された場合に，韓国裁判所がこれらの私船の自衛行為を，韓国国内法上は正当防衛の要件を欠く違法な行為として処罰する危険がある。この場合の救済は，我が国による外交保護権の行使として国際法の次元に求めざるをえない。

■■■不開示部分④■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３４年当時，李ライン水域において韓国警備船が日本船籍の漁船を拿捕連行しようとした場合に我が国の巡視船が実力行使をした場合にこれが合法であるための要件等を詳細に分析したものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３４年当時のものではあるが，我が国の巡視船が適法に実力行使をすることができる場合を具体的に明らかにしたものであり，現在又は将来の巡視船による実力行使の要件等に共通するものがあると推認されるから，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，日本政府が韓国との間で平和的に外交交渉を行う一方で，日本の巡視船が韓国側の行動に対して具体的に実力行使をもって対抗することを想定していたことが明らかになり，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない。

エ　以上によれば，通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号２－１０８

の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０８の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を検討するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号２－１０９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号２－１０９の文書（文書１９１５）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書中の「Ⅲ　第２，３次日韓会談」の部分であり，第二次日韓会談及び第三次日韓会談の交渉経緯や双方の主張内容等が具体的に記録されている。

２　通し番号２－１０９の文書のうち不開示理由２に係る不開示部分は，２４２ページ（－２４２－）最終行の約１行分並びに２４３ページ及び２４４ページ（－２４２－に「以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，いずれも「日韓会談決裂善後策」の項にあり，日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価が具体的に記録されている。

（乙Ｂ８４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省内部における検討協議における見解であって，公にすることが全く想定されていないものであり，最も重要な隣国であると同時に，現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから，これを公にすることにより，日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，韓国側から反発があれば，韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号及び６号）。

２　原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず，不開示情報該当性の主張としては不十分である。４０年以上も前における外務省での検討結果が明らかになったからといって，韓国側からの反発があるとは考えられないし，韓国との間で，現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由２に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ｂ８４）によれば，通し番号２－１０９の文書の不開示部分は，「日韓会談決裂後善後対策」と題する書面中にあり，その前後の記載は，要旨下記のとおりであると認められる。

記

一，日韓会談は，表面，韓国側の詭弁的，非外交的態度により決裂の余儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし，この韓国の態度の根底をなすものは，左の２つの考え方であって，これが改められてない限り，将来も会談の円満な解決は困難である。

（中略）

二，速時的対策

(一)　漁業

（中略）

(二)　韓国代表部の否認

（中略）

(三)　米国の斡旋依頼

（中略）

(四)　漁業問題だけの話し合い再開を申し入れること

（中略）

(五)　政務大官又は民間要人の派遣

（中略）

(六)　経済的報復措置

（中略）

(七)　在日韓人に対する圧迫

（中略）

(八)　北鮮系の北鮮への送還

（中略）

三，長期的対策

(一)　世論喚起，特に対外啓発に増力を入れ日本の主張の合理性を強調する要あり。とくにいわゆる李ライン問題に関して。

(二)　■■■不開示部分■■■（裁判所注：不開示理由２以外）国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題，竹島問題については，提訴方針を示すべきである。韓国は承諾すまいが，それでもよろしい。我が方の主張に分があることのよい宣伝となる。

(三)　実力増強

冒頭，韓国の■■■不開示部分■■■（裁判所注：不開示理由２以外）態度は我が方に実力のないことによって一層助長されている。元来，事実主義的な韓人は強き者には屈し，弱き者には横暴である。竹島問題にいわゆる李ライン問題のごとき我が方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支配する時，国が亡びることは肝に銘ずべきであるが，政治の支配下にある武力は，一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。

(四)　■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時，日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価にすぎず，本件全証拠によっても，当該評価現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないことのほか，別紙５（通し番号２－１４）の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で指摘した諸事情に照らすと，その後現在までに，韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っており，日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，結局，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条３号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　昭和２８年当時の韓国首脳に対する外務省内部の評価にすぎず，この点に関する韓国内及び日韓間におけるｓ状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号２－１０９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号２－１０９の文書の不開示理由２に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

【別紙５不開示理由３関係の目次】

（別紙５）通し番号３－１（同４－６－２）

（別紙５）通し番号３－３

（別紙５）通し番号３－４

（別紙５）通し番号３－５

（別紙５）通し番号３－６

（別紙５）通し番号３－７

（別紙５）通し番号３－８

（別紙５）通し番号３－９

（別紙５）通し番号３－１０

（別紙５）通し番号３－１１

（別紙５）通し番号３－１２

（別紙５）通し番号３－１３

（別紙５）通し番号３－１５

（別紙５）通し番号３－１６

（別紙５）通し番号３－１７

（別紙５）通し番号３－１８

（別紙５）通し番号３－１９

（別紙５）通し番号３－２０

（別紙５）通し番号３－２１

（別紙５）通し番号３－２４

（別紙５）通し番号３－２５

（別紙５）通し番号３－２６

（別紙５）通し番号３－２７

（別紙５）通し番号３－２８

（別紙５）通し番号３－２９

（別紙５）通し番号３－３０

（別紙５）通し番号３－３１

（別紙５）通し番号３－３２

（別紙５）通し番号３－３３

（別紙５）通し番号３－３４

（別紙５）通し番号３－３５

（別紙５）通し番号３－３６

（別紙５）通し番号３－３７

（別紙５）通し番号３－３８

（別紙５）通し番号３－３９

（別紙５）通し番号３－４０

（別紙５）通し番号３－４１

（別紙５）通し番号３－４２

（別紙５）通し番号３－４３

（別紙５）通し番号３－４４

（別紙５）通し番号３－４５

（別紙５）通し番号３－４６

（別紙５）通し番号３－４７

（別紙５）通し番号３－４８

（別紙５）通し番号３－１（同４－６－２）

第１　前提事実（各論）

通し番号３－１（同４－６－２）の文書（文書９０２）は，「拿捕事件対策」と題する書面であり，これには，昭和２７年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解が記録されている。

（甲１３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨（不開示理由）

通し番号３－１の文書に記録されている内容は，現在においても，日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくる政府部内での検討の内容や状況の詳細であり，拿捕事件への対応策としては共通する部分があるから，このような情報を公にすることにより，同種の拿捕事件等に関する我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある上，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第５条３号及び４号）。

２　原告らの主張の要旨

李ライン問題（これに付随する拿捕事件問題）は，もはや存在せず，しかも，半世紀以上も前に検討された日本政府の検討内容であるから，これらを開示したからといって，今後の日韓間の排他的経済水域の境界画定問題に対する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず，日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないといわざるを得ない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号１－２５８の文書の一部開示部分には，昭和２７年当時の拿捕事件対策に関して，要旨下記のとおり記録されている（乙Ｂ８４［－３９－以下］）。

記

３．李ライン問題の紛糾

(1)　「拿捕事件対策」の紛糾

日韓会談再開に日本側が積極的にならざるを得なかった大きな原因は，漁業問題にあった。平和条約発効後，漁業の操業区域（マッカーサーライン）の制限措置が撤廃されると，日本漁船群は，朝鮮半島周辺の海域をはじめ，戦前みずからの手で開拓した世界の漁場に勇敢出漁を開始した。一方，戦後，日本漁船に対する拿捕（平和条約発効前に韓国のみならずソ連により１４１隻，中共により２７隻，中華民国により４３隻拿捕された。）に対備するため，５月２３日閣議で「拿捕事件対策」を決定し，ソ連水域及び韓国水域の対策を決め，「韓国方面の公海に出漁する日本漁船が韓国領海に入漁しないよう監視し，指導し併せてこれら漁船を保護するため，第７及び第８海上保安管区所属の２７０トン型以上の巡視船（ＡＲＢ型を除く。）をもって，常時その２隻が添付図（裁判所注：上記文書には当該添付図自体も掲載されている。）に示す哨戒線（ＡＢ線）付近を巡視するよう措置する。なお，状況に応じ韓国領海付近まで巡視することとする。巡視警戒に当たっては，常時国旗及び庁旗（海上保安庁旗）を掲揚すること」，「日本漁船が国連軍の作戦行動を阻害し，韓国領海に出没した事実がない限り，国連軍指揮下にある韓国軍船といえども公海上において日本漁船を臨検，捕獲することは違法行為と解されるが，それにもかかわらず，韓国船舶が実

力を持ってかかる違法行為に出ようとした場合は，巡視船は，法理論上は別として，さしあたりは，漁船の退避を勧告し，あるいは退避を容易ならしめるよう機宜の処置を講ずるとともに，自らも速やかに退避するよう機宜の措置を講ずること」などを記した。

また，その日閣議決定をみた「漁船の保護対策」においても，「外務省，海上保安庁及び水産庁を主体とする漁船保護のための協議会を常設し，常時相互に緊密な連絡を保ちつつ，その具体的事項について協議し，必要に応じ臨機の措置を講ずる。」，「水産庁は，・・・韓国，中共及び中国の方面に周年６隻の漁業監視船をできる限り頻繁に出勤させる」ことなどを記していた。

この閣議決定の李ライン海域での哨戒は，鯖の盛漁期に入る９月２０日以降，実施することにしていた。

(ｲ) 昭和４０年５月から同年７月までの間，海上保安庁は，漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制につき，李ライン水域における特哨業務の変更等を企画し，外務省及び水産庁との間で事前調整を行ったところ，その際の海上保安庁警備第二課と外務省北東アジア課との協議内容等を記録した行政文書（その内容については，（別紙５）通し番号４－６の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条４号の該当性について）(1)アを参照。）が一部開示されている（乙Ａ３９）。

イ　前提事実によれば，通し番号３－１の文書に記録されている情報は，昭和２７年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であると推認することができるが，①　当該拿捕事件対策は，同年１月に李大統領がした海洋主権宣言により一方的に設定された李ラインという個別事情を前提に検討されたものであり，②　上記アの認定事実によれば，同年５月２３日に閣議決定された「拿捕事件対策」及び

「漁船の保護対策」の概要だけでなく，その後昭和４０年に検討された海上保安庁による李ライン水域における漁船に対する警備体制を変更する場合の変更点の概要等までもが他の行政文書の一部開示により既に公にされていること，③上記閣議決定に係る拿捕事件対策が記録されている行政文書（通し番号４－１０の文書）を不開示とする処分も別途説示したとおり不適法であって開示されるべきであることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，同種の拿捕事件に関する我が国の立場に関して，直ちに当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号３－１の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

よって，通し番号３－１の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条４号該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

通し番号３－１の文書に記録されている情報は，前記（情報公開法５条３号該当性について）(1)で説示したとおり，昭和２７年当時の日本周辺の公

海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であるところ，同(1)で説示した諸点，殊に同年５月２３日に閣議決定された「拿捕事件対策」及び「漁船の保護対策」の概要やその後に検討された海上保安庁の警備体制の変更点の概要等が他の行政文書の一部開示により公にされていることに鑑みれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを認めるに足りるものとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－１の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序に関するもの（同条４号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

(2)　小括

よって，通し番号３－１の文書に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

以上によれば，本件各処分のうち通し番号３－１（同４－６－２）の文書に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３の文書（文書１０６２）は，昭和２８年１０月２６日付けでＺ２２１外務省参与（当時）が作成した「日韓会談決裂善後対策」と題する内部文書であり，日韓会談が決裂したことを憂慮し，韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の個人的見解を表明した内容が記載されている。

２　通し番号３－３の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，９ページ（－９－）の最初から約７行分であり，日本と韓国との間において懸案となっていたいわゆる李ライン問題に関する対応について具体的な見解が記録されている。

（甲１８，乙Ａ４６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓関係において重要な懸案事項の一つであった李ライン問題に関する対応について述べた極端な内容を含む見解であり，あくまで，政府内部において示された個人的な見解であり，公開されることが予定されていないものであり，このような内部的な個人的見解まで公開されることになれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。

のみならず，このような情報が公にされると，韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する再反論

ア　外交交渉に関し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は，日本政府による公式見解そのものではないものの，市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や個人的意見とは異なり，当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであり，現に行政文書として保存されている個人的見解は日本政府における組織的検討の一要素であったことを示唆しているから，特に竹島問題のような細心の注意が求められる重要懸案事項については，これを公にすることにより，相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ，また，このような個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も，これがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩であるといった誤解を生じさせ，我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず，相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれ（情報公開法５条３号）がある。

イ　上記アのような内部的な個人的見解は，公開されることが予定されていないから，これを公にすることにより，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見表明ができなくなり，我が国外交交渉上の不利益を生じせしめるおそれがある（情報公開法５条３号）。

ウ　通し番号３－３の文書の不開示部分の不開示情報該当性は，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下においては，時間の経過により，何ら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

(1)　不開示部分は，Ｚ２２１外務省参与の主張する見解のうち，「二，速時的対策」として紹介される対策であるから，「三，長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴などを挙げている点や，９ページの最後に「然し之を実行し武力衝突となると」と記録されている点に鑑みれば，武力衝突の

可能性のある「別紙水産庁案」であるものと思われ，必要であれば韓国側の無法に対し日本側も強硬手段やむなしの態度を見せつけるべき（海上保安庁又は保安庁警備隊による保護を受けた出漁）旨の具体的な主張であったことは，想像に難くない。

(2)ア　公開を予定しているか否かは，個人情報に関する不開示情報（情報公開法５条１号イ）では問題になる余地があり得るとしても，同条３号との不開示情報該当性とは関係がなく，むしろ，個人的見解であるならば，外務省や日本政府とは全く関係がない内容であるから，外交上の不利益を生ずる余地がない。

イ　忌憚のない意見交換ができるか否かは，審議・検討等情報に関する不開示情報（情報公開法５条５号）では問題になる余地があり得るとしても，やはり同条３号との不開示情報とは関係がない。

ウ　文書の作成時から約半世紀にわたる時の経過があることや，韓国側の韓日会談に関する文書が既に公開されている経緯からしても，開示請求対象文書に記録されている当時の議論を公開したからといって，萎縮効果が働くことがないことも明らかである。

エ　韓国との「信頼関係が損なわれるおそれ」についても，韓国側でも有名なＺ２２１氏の個人的見解を開示したからといって，今更どのように具体的に韓国との信頼関係が損なわれるのかが疑問であり，約半世紀にわたる時の経過があることを踏まえるならば，そのような過去の時点において日本がどのような検討を内部で行っていたかが公になったからといって，現在から将来に向けた韓国との信頼関係が損なわれるおそれなどは到底認められない。

また，李ライン問題は既に終結した問題であって，日韓両政府による交渉の継続性すらないのであるから，不開示部分を開示したとしても，何ら今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとはいえず，交渉上の

立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－３の文書（乙Ａ４６）は，昭和２８年１０月２６日付けでＺ２２１外務省参与が作成した「日韓会議決裂前後対策」と題する文書である（なお，通し番号２－１４の文書も同一である。）。

他方，通し番号３－４８の文書（乙Ｂ８４）の２２４ページ（－２２５－）以下に掲げられた部分は，「日韓会議決裂前後対策」と題する文書（以下，この項において「本件訂正後文書」という。）であり，通し番号３－３の文書を前提として，その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり，実質的には同一の内容である（乙Ａ４６，Ｂ８４）。

(ｲ)　通し番号３－３の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ４６）。

記

二，速時的対策

(一)　漁業

鯖の漁期が終わったが，これからトロール及び底曳きが始まって来年４月までがその漁期である。いわゆる李ライン内へ全然出漁を許さないとすると，最高年額１３０億の損害となる。関係する者には零細漁民が多いから補償を考えなくてはならぬ。他種の漁業に船を転用もできるので，補償額は５０億以下であろう。業界，水産庁は不当ないわゆる李ラインを認めないとの立場からいっても，出漁強行を希望する。この場合，当然海上保安庁，保安庁警備隊の保護

を必要とする。

これに反し，海上保安庁や警備隊では彼我の間に砲火を交えるに至る場合を懸念し，外交交渉又は政治的解決を期待している。

もちろん出漁強行の場合は，彼我の実力衝突の恐れがあるから慎重を期すべきではあるが，韓国の無法を前にして引込み続けることは■■■不開示部分■■■

別紙水産庁案につき慎重に討議を加えるべきである。しかし，これを実行し武力衝突となると，国際世論の前には日本は不利となり，結局李政権の強化となるべきをもってこれを実行に移す場合，政府は最も慎重に諸般の利害得失を考慮計量し，重大な決意を固める必要がある。

(ｳ)　これに対し，本件訂正後文書の上記(ｲ)に相当する部分の記載は，下記のとおりである（乙Ｂ８４）。

記

二，速時的対策

(一)　漁業

サバの漁期が終わったが，これからトロールおよび底曳きが始まり，来年４月までがその漁期である。いわゆる李ライン内へ全然出漁を許さないとすると，最高年額１３０億の損害となる。関係する者には零細漁民が多いから補償を考えなくてはならぬ。他種の漁業に船を転用もできるので，補償額は５０億以下であろう。業界，水産庁は不当ないわゆる李ラインを認めないとの立場からいっても，出漁強行を希望する。この場合，当然，海上保安庁，保安庁警備隊の保護を必要とする。

これに反し，海上保安庁や警備隊では彼我の間に砲火を交えるに至る場合を懸念し，外交交渉または政治的解決を期待している。

もちろん出漁強行の場合は，彼我の実力衝突の恐れがあるから慎重を期すべきではあるが，韓国の無法を前にして引込み続けることは彼の無法を実績化する虞れがあるから，いわゆる李ラインを一部突破し，あまり深入りせず，集団出漁を強行し，これを護衛する方策を講ずべきであると一応考えられる。

別紙・水産庁案につき慎重に討議を加えるべきである。しかし，これを実行し武力衝突となると，国際世論の前には日本は不利となり，結局李政権の強化となるべきをもってこれを実行に移す場合，政府は最も慎重に諸般の利害得失を考慮計量し，重大な決意を固める必要がある。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号３－３の文書の不開示部分（９ページ（－９－）の最初から約７行分）に記録されている情報は，「彼の無法を実績化する虞れがあるから，いわゆる李ラインを一部突破し，あまり深入りせず，集団出漁を強行し，これを護衛する方策を講ずべきであると一応考えられる。」との文言であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，既に他の行政文書（通し番号３－４８の文書）の一部開示により公にされているから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号３－３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４の文書（文書１０７０）は，昭和２９年１２月２０日付け「対韓関係当面の対処方針（案）」と題する外務省が作成した総数１９ページの内部文書及び「日韓問題」と題する外務省が作成した総数６ページの内部文書によって構成され，日韓会談決裂後における対韓国関係についての対応等に関する政府内部の見解が記録されている。

２　通し番号３－４の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，２３ページ（－２３－）最初から３行目であり，「日韓問題」と題する文書中の竹島問題に関する記述がなされた部分で，韓国が，竹島を不法占拠する態度を顕著に示すに至った上，我が国から本件を国際司法裁判所に付託するという我が国の提案を拒否したことを受けて，我が国が検討した具体的な代替案が記録されている。

（乙Ａ４７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか，韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等，日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。この問題の解決に向けては，政治的な重要性，歴史的経緯，国際法上の論点，両国国民の感情，さらには国際社会の認識等も踏まえた上で，万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上に鑑みれば，

これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　被告は，原告ら主張の態様による主張立証をすべき義務を負っておらず，仮に，不開示部分について，これ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

竹島については，我が国固有の領土でありながら，韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

イ　不開示部分の長短は，不開示情報該当性を何ら左右するものではなく，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　不開示部分は，具体的対策というが，わずかに７文字にすぎず，しかも，日本が竹島問題を国際司法裁判所において解決しようと提案したのに対し，韓国がこれを拒否したことから，何らかの対策をすると記述されている点か

らすれば，せいぜい，日本側からの実力行使に関する何らかの対策が記載されていたものと推測できる。

(2)　「交渉上の立場を不利にするおそれ」については，竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その交渉の継続性が肯定される場合でも，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で，不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。

たった７文字で表現される対策のどこが具体的であるかも問題であるが，容易に想像出来るような内容（韓国に対する実力行使を伴った対策）であり，かつ，５０年近くも前の日本政府の具体的な対策が明らかになったからと言って，竹島問題に対する日本政府の現在または将来の具体的対応方針が明らかとなるはずもなく，今後の交渉に影響を与えることもないのであるから，この点に関する被告の主張は具体性を欠いており，交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ４７）によれば，通し番号３－４の文書の不開示部分は，「日韓問題」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

ニ，竹島問題

竹島の領有問題は，昭和２７年１月１８日，韓国側が竹島を李ライン内に含めたことが発端であり，我が方は爾来，国による同島侵犯等の不法行為について発見次第その都度抗議するとともに，竹島が歴史

的にも国際法上も明白なる日本国領土である所以について数次にわたって申し入れたが，韓国側は本年７月以降，同島に警備員を駐屯せしめ，又灯台を設置する等実力をもって同島を支配する態度を顕著に示すに至ったので，本問題を国際司法裁判所に付託して平和的かつ最終的解決を図ることを９月２５日韓国政府に提議した。しかし，韓国側は１０月２８日右を拒否したので，■■■■■■■対策検討中である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている内容は，昭和２７年当時に日本政府が竹島問題に関して検討した代替案で７文字程度で表現できるものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，竹島問題に関する日本側の対処方針等であって日本政府部内で検討されたものであるが，その当該対処方針等は，仮にその内容が実力行使に関するものであったとしても，昭和２７年当時，韓国側が日本側の提案を拒否したことに対するものにすぎないから，前提事実（総論）のとおり，その後現在に至っても，竹島問題が日韓間で未解決であり，これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて，当時の状況からの顕著な進展がみられないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとまではいえない。また，上記のような竹島問題に関する日韓両政府の対立構造からすると，当該情報が公にされたとしても，これをもって直ちに韓国側の抗議行動を招くとまでは認められない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にい

う「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－５

第１　前提事実（各論）

通し番号３－５の文書（文書１２３６）は，昭和４０年９月２０日付けで外務省が作成した「日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針（案）」と題する手書きの内部文書（総数３ページ）であり，日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点（竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題）を列挙された上，これらの解決に向けての具体的な対処方針として外務省内部で具体的に検討された内容等が記録されている。

（甲２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－５の文書に記録されている情報は，いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり，その中には，現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており，外務省内部における検討内容や方針等が詳細に記録されていることから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり（情報公開法５条３号），かつ，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　竹島については，我が国固有の領土でありながら，韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており，日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況にある。かか

る状況下において，当該問題について日韓間で齟齬する諸点とそれらへの対処方針に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

イ　竹島問題は引き続き日韓間の最大の懸案事項であり，日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題を注視していることを踏まえれば，時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとはいえない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　不開示部分の「日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点」について，どのような諸点が齟齬するかは周知の事実であるから，その部分自体を開示したとしても，韓国との信頼関係が損なわれるおそれや外交上の不利益が発生するおそれは想定できない。

(2)　竹島問題に関する外務省（日本政府）の内部検討事項や李ライン問題についても，半世紀以上も前に検討された外務省内部の検討内容や方針であるから，これらを開示したからといって，韓国との信頼関係が損なわれるおそれが具体的に生じるとは考えにくいことであるし，また，今後の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題に対する日本政府の今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず，日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号３－５の文書に記録されている情報は，昭和４０年当時，日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点及びこれらを解決するための具体的対処方針であり，外務省内部で検討されたもので韓国側に示されていないものである上，これら諸点には現在も未解決である竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題も含まれていることに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，日韓諸条約についての日韓両政府の認識の相違が具体的に明らかになるなどして，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，韓国政府が現在も未解決である竹島問題等に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国側との信頼を損ない又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

イ　したがって，通し番号３－５の文書に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号３－５の文書に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－５の文書に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－５の文書に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号３－６

第１　前提事実（各論）

通し番号３－６の文書（文書１２３７）は，昭和４０年１０月４日付けで外務省が作成した「日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について」と題する手書きの内部文書（総数２８ページ）であり，日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨として，主に竹島問題，平和線問題，及び管轄権問題に関する日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人が日本側に具体的に説明した内容等（これには，竹島問題の中でも，特に日韓間において重要な懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関する解決策として提起された日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解，日韓間における財産請求権に関して問題に関する協議が膠着状態にあった当時の状況を打開するために提起された日韓両国の具体的な対策等といった日本側関係者と韓国側関係者が当時の膠着状態を現実的に打開するために相互に具体的な見解や評価又は率直に踏み込んだ議論が含まれている。）が記録されている。

（甲２２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－６の文書に記録されている情報は，いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり，その中には，現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており，韓国側の政府要人が上記各問題について詳細に説明した内容が具体的に記録されているのみならず，日本側が上記説明をどのように解釈し，評価したかについても具体的かつ詳細に記録されて

いることから，公にすることにより，韓国との信頼関係が損なわれるおそれ，及び，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり（情報公開法５条３号），かつ，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　竹島問題については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，竹島問題に関する韓国側の内情及び対処方針並びにこれに対する日本側の評価に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

なお，原告ら主張の不開示部分の内容に関するものは，その当否について論及することができない。

イ　通し番号３－６の文書は，上記アのような状況下においては，その不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報該当性とは何ら関係がない。他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得る。

ウ　不開示部分の長短は不開示該当性を何ら左右するものではないし，通し番号３－６の文書に記録されている会談が非公式なものであるため，その

記録全体を不開示とする必要がある。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，竹島問題等に関する日本の対応策に対する昭和４０年当時の韓国や第三国の対応の点は，その内容が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できず，また，交渉相手国や第三国の対応はそれらの国々自身の知るところであって，それが判明することが日本の外交交渉に不利益を与えることも論理的に想定できないないから，上記の対応がいかなる意味で「韓国との信頼関係」や日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかを説明していない点において，不開示理由の説明としては不十分である。

また，当該情報に竹島問題等に関して韓国側の見解に対する「日本側の評価」が含まれているとしても，「日本側の評価」が否定的なものであれば，それは日本が竹島問題等に関して韓国側に公に表明してきた内容と何ら変わることはなく，逆に肯定的なものであってもそれは公式のものではない４３年前の内部的な評価に留まる以上，「韓国との信頼関係」を増進させることはあっても現在の外交交渉に影響を与えるものではない。

さらに，当該情報のうち財産請求権に関する日韓両国の提案やそれへの対応の点は，既に多くの開示された文書に含まれる内容であり，当該情報のみが不開示とされる具体的理由は明らかでないし，財産請求権問題は，日韓両国の公式の立場として１９６５年の地位協定によって解決された問題であり，今日において外交交渉は存在しないから，被告主張のおそれや支障は認められない。

(2)　韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと，などからして不

開示とする理由にはならないところ，「韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記録されている」という点についても，既に韓国側の文書が公開されている現状に鑑みれば，日韓両国で懸案事項となっている諸問題（竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題）における韓国側政府や要人の見解等を明らかにしたからといって，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，今後の日本政府の交渉上の立場を不利にしたり，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとはいい難い。

(3)　通し番号３－６の文書は，２８ページに及ぶ全部不開示とされており，他の文書の公開状況と比較しても，極めて異質であり，被告は，日本側が上記説明をどのように解釈し評価したかについても，具体的かつ詳細に記録されている情報であるから，情報公開法５条３号及び６号所定のおそれがあると抽象的に主張するのみで，その理由について具体的に主張しておらず，部分開示ができない理由も明らかではない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実（各論）によれば，通し番号３－６の文書に記録されている情報は，昭和４０年当時における日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨として，主に竹島問題，平和線問題，及び管轄権問題に関する日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人が日本側に具体的に説明した内容等であり，特に竹島問題に関しては，李ライン問題に関する解決策として提起された日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解が含まれているほか，韓国側の当該見解に対する日本政府の解釈・評価等も含まれていることが認められる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－６の文書に記録されている情報は，

①竹島問題に関して韓国側から示された見解（具体的には，李ライン問題に関する日本側の解決策に対する韓国側の見解）と②韓国側の当該見解に対する日本政府の評価等に係るもので日本政府部内で検討されたものが含まれるところ，①の点は，昭和４０年当時，日韓両政府間で秘密裏に行われた会談で韓国側から示されたものであり，本件全証拠によっても，当該会談の内容が韓国において公開されていることを認めるに足りる的確な証拠はない（なお，前提事実（総論）によれば，韓国において韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側文書が公開されていることが認められるものの，本件全証拠によっても，当該韓国側文書中に上記会談に係る文書が含まれていることを認めるに足りる的確な証拠もない。）から，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，当該情報が公にされれば，上記会談において韓国側が日本側に非公式に明らかにした見解が明らかになり，韓国との信頼関係を損なうおそれがあるといわざるを得ない。また，②の点も，日韓両政府間で秘密裡に行われた会合で示された韓国側の見解とこれに対する日本側の評価等として日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものの両方を含むことから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これが公にされれば，上記会談において韓国側が日本側に非公式に明らかにした見解が明らかになるだけでなく，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国側との信頼を損ない又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ　以上によれば，通し番号３－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号３－６の文書に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－６の文書に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－６の文書に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号３－７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－７の文書（文書１３４０）は，外務省北東アジア課（当時）が作成した内部文書で，次の文書によって構成されている。

(1)　「池田総理（３７．１１．４-２４訪欧）へ報告用」の「日韓会談」と題する文書（総数６ページ）

(2)　「大平大臣の池田総理説明用資料」の昭和３７年１１月２６日付け「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書（総数４ページ）

(3)　「大平大臣渡米資料（３７．１１．３０）」の「日韓会談」と題する文書（総数８ページ）

２　通し番号３－７の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，竹島問題をめぐる膠着状態を打開するために韓国のＺ２２３中央情報部長（当時）が国際司法裁判所への付託に替わるものとして提案した具体的な解決案及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容が記録されているが，その詳細は次のとおりである。

①　２ページ～３ページ（－２－～－３－）の約１０行分（以下「不開示部分①」という。）

上記１(1)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり，竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が提案した意見の内容が記録されている。

②　５ページ～６ページ（－５－及び－５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の約４行分（以下「不開示部分②」という。）

上記１(1)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり，上記①に記録されている韓国のＺ２２３中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記録されている。

③　９ページ～１０ページ（－８－～－９－）の約９行分及び約３行分（以下「不開示部分③」という。）

上記１(2)の文書のうちの「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書中にあり，竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が提案した意見の内容（約９行分）が記載され，上記韓国のＺ２２３中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容（約３行分）が記録されている。

④　１６ページ（－１５－の約２行分及び１７ページ（－１６－）の約４行分（以下「不開示部分④」という。）

上記１(3)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり，いずれも竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容が記録されている。

（以上につき，乙Ａ４８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容であるところ，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　竹島については，我が国固有の領土でありながら，韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており，日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，前記不開示部分に記録されている情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

イ　被告は，原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず，仮に，不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

２　原告らの主張の要旨

通し番号３－７の文書の不開示部分のうち，①部分や③部分にある韓国のＺ２２３中央情報部長の竹島問題についての発言内容を開示することが，どのような理由で，日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全くもって不明であるし，「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上，当該不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠及び乙Ａ４０によれば，通し番号３－７の文書の不開示部分の前後の記載等について，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分①について

不開示部分①は，前提事実（各論）１(1)の文書の「１．大平大臣・Ｚ２２３情報部長会談（１１月１２日）概要」の(5)項に相当する部分であるところ，その余の項の記載内容は下記のとおりである（乙Ａ４８）。

記

(1)　請求権問題処理の「方式」に関し，韓国側の考え方の提示もあり，予備交渉で研究することになった。

(2)　請求権問題の処理の「金額」に関しては，突っ込んだ話し合いを行ったが，双方の間になお相当の懸隔があったので，双方ともそれぞれ改めて池田総理及び朴議長の指示を仰ぐこととなり，それまでの間は大平大臣，Ｚ２２３部長限りの宿題とし，双方の主席代表にも内容を明かさないことに意見一致した。

(3)　漁業問題に関し，韓国側も速やかに協定案を提示することを約した。

(4)　基本関係，漁業，法的地位，船舶の各問題に関し，韓国側の基本的な考え方の表明があったが，いずれも抽象的な原則論にとどまり，今後先方の提示する具体案によってその内容を突きとめる必要がある。

(5)　■■■不開示部分①■■■

(6)　今後の進め方に関しては，請求権問題処理の「金額」以外の事項

はすべて予備交渉において討議を促進し，本年末までに全ての問題の大綱について合意に到達することを目標とすることに意見一致した。

(ｲ)　不開示部分②について

不開示部分②は，前提事実（各論）１(1)の文書の「２．日韓予備交渉第１５回会合（１１月１６日）概要」の(6)項に相当する部分であるところ，その余の項の記載内容は下記のとおりである（乙Ａ４８）。

記

(1)　請求権問題処理の方式に関しては，大平・Ｚ２２３会談の席上提示された日韓双方の案を基礎として，予備交渉次回会合（１１月２２日）より討議を始めることとなった。

(2)　請求権問題処理の「金額」に関しては，池田総理，朴議長の裁断を待っている段階なので，差しあたり予備交渉で取り上げないことを確認した。

(3)　漁業問題に関し，韓国側は，目下本国において韓国側具体案を慎重作成中であり，請求権の「金額」についての話し合いがまとまると期待される１１月末ころには具体策を提示できると思うと述べ，日本側よりは，韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し，直ちに実質的討議に入りたいと述べた。

(4)　法的地位問題に関しては，１１月２１日以降専門家会合を重ね討議を煮詰めることに意見一致した。

(5)　船舶問題に関し，韓国側は，直ちに討議を開始したいと述べたが，日本側は，本問題は請求権の「金額」と密接に結びついていると考えるので，その方が決まってから取り上げたいと述べた。

(6)　竹島問題に関し，日本側より，日本政府として従来ＩＣＪ提訴による解決を終始一貫して主張してきたことでもあり，■■■不開示

部分②■■■

(ｳ)　不開示部分③について

不開示部分③は，前提事実（各論）１(2)の文書中の「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書の「(6)　竹島問題」に相当する部分にあるところ，その余の項の記載内容は，下記のとおりである（乙Ａ４８）。

記

(1)　請求権問題処理の「金額」

大平・Ｚ２２３会談においては，突っ込んだ話し合いを行ったが，双方の間になお相当の懸隔があったので，双方ともそれぞれ改めて池田総理及び朴議長の指示を仰ぐこととなり，それまでの間は，大平大臣，Ｚ２２３部長限りの宿題とし，双方の主席代表にも内容を明かさないことに意見一致した。

(2)　請求権問題処理の「方式」

大平・Ｚ２２３会談において，Ｚ２２３部長より，「韓日間の請求権問題を解決し，かつ，韓日間の経済協力を増進するため・・・・」とする韓国案の提示があり，かつ，この案は朴議長の承認も得たものであるから是非受諾してほしいとの強い要請もあったので，この案と日本案との双方を基礎として，１１月１６日の予備交渉より双方の主張を調整する作業を開始した。

(3)　漁業問題

大平・Ｚ２２３会談において，Ｚ２２３部長は，韓国側も速やかに協定案を提示することを約した。１１月１６日の予備交渉においては，韓国側は，目下本国において韓国側具体案を慎重作成中であり，請求権の「金額」についての話し合いがまとまると期待される１１月末頃には具体案を提示できると思うと述べ，日本側よりは，

韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し，直ちに実質的討議に入りたいと述べた。その後，韓国側漁業代表が帰任したので，１１月２７日より漁業関係会合を再開する運びとなった。

(4)　法的地位問題

１１月２１日より専門家会合を再開して討議を促進している。

(5)　船舶問題

韓国側は，直ちに討議を開始することを希望しているが，日本側は，本問題は請求権の「金額」と密接に結びついていると考えるので，その方が決まってから取り上げたいと答えている。

(6)　竹島問題

■■■不開示部分③■■■１１月１６日の予備交渉においては，日本側より，日本政府としては従来よりＩＣＪ提訴による解決を終始一貫主張してきた■■■不開示部分③■■■池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要があると述べた。

(ｴ)　不開示部分④

不開示部分④は，前提事実（各論）１(3)の文書中の「日韓会談」と題する文書の「３．竹島問題」の項にあり，その他の項（「１．請求権問題」及び「２．漁業問題」）については，韓国側の要求内容，これに対する日本政府の見解・対応等が具体的に記載されているところ，「３．竹島問題」の項における不開示部分前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ４８）。

記

(1)　日本としては，竹島が歴史的にもまた国際法上の見地よりしても明らかに日本国の領土であると確信しており，かかる領土が韓国官憲により不法にも武力により占領されていることは，日本国民にとり堪え難いところである。■■■■■■■■■■■■■■■■■■

（不開示部分④）領土問題というのは，その実際的な価値を超えて国民感情と直結しているものであり，日本としてはこの問題についてはっきりした筋を通す必要があるのである。日本政府としては，日韓会談が妥結し国交正常化が行われる際，このような問題が未解決に放置されておるならば，日韓友好親善関係の前途に非常な悪影響を及ぼすと考えられるので，国交正常化とともに是非この問題の解決に目途をつけるべく，強い決意をもって韓国側と交渉している。

(2)　日本国政府としては，竹島問題が領土権に関する法律上の紛争であることに鑑み，国際司法裁判所による解決が最も公正妥当な方法であると考え，かねて韓国側に対し本紛争を国際司法裁判所に付託することを提案してきたが，韓国側はこれを拒否し続けており，その理由として，国交回復から余り時を置かずに判決が出るのは，却ってせっかくの友好関係にヒビを入らせることになると述べている。■■■不開示部分④■■■日本政府としては，これまで日本国民に国際司法裁判所による解決が最も妥当なる旨説明してきており，また，現にそのように確信しているので，簡単に従来からの立場を変更するわけにはいかない。

(ｵ)　昭和３７年１１月１２日付けでアジア局が作成した「大平大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長第２回会談記録」と題する文書（乙Ｂ７７）は，同日開催された大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長の会談の議事次第等が記録されているところ，竹島問題に関しては，要旨下記のとおり記録されている（乙Ｂ７７。なお，乙Ａ８３［－１２１－以下］参照）。

記

冒頭，大臣より，予め準備した別添トーキング・ペーパーを提示した後，概要次のような討議を行った。

５．竹島

Ｚ２２３部長は，本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ２，３年後といえども，勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭に置いているようであった。）の調停に任すことを希望する。かくすることにより，右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた。

本件も予備交渉において検討することとした。

(ｶ) 昭和３７年１１月１６日付けで北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第１５回会合記録」と題する文書（乙Ａ５０［－２８－］以下）は，同日開催された日韓予備交渉第１５回会合の議事次第等が記録されているところ，竹島問題に関しては，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ５０）。

記

(8) 竹島問題に関し，Ｚ２４３参事官より，Ｚ２２３部長は大平大臣に対し，ＩＣＪに提訴すれば早晩勝敗が明らかとなり，日韓友好関係に悪影響を及ぼすおそれがあるので，むしろ，第三国，特に日韓関係に最も関心のある米国に調停を依頼する方がよいとの意見を述べたが，実は，韓国内の強硬論者の間には，竹島は明瞭な韓国領土だから調停の必要すらないとの主張もあるのだが，それでは日本側の国会対策等からも具合が悪いだろうと考えて，調停という考え方を提示したものであり，これが韓国政府の最終的な立場と了解されて差し支えないと述べた。これに対し，Ｚ２３１局長は，これまで日本側は国会等で竹島問題はＩＣＪ提訴により解決を図ると終始一貫説明しているので，第三国の調停という考え方を日韓間の話し合いの議題にするかどうかを含めて，池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要があると述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，昭和３７年１１月１２日に行われた大平外務大臣・Ｚ２２３中央情報部長会談の概要を池田総理に報告するためのものであり，その前後に記録されている情報が当該会談で議論された内容の詳細ではなく，同日に議論された事項及び当該事項に関して合意された作業内容又は今後の方向性等にとどまっていることに照らすと，昭和３７年当時における竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が提案した意見の内容であり，その具体的内容は，その前後に記録されている情報と同程度の抽象的なものにとどまるものの，同日の会談でＺ２２３中央部長が提案した意見（上記ア(ｵ)参照）と同旨のものであると推認することができる。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，昭和３７年１１月１６日に開催された日韓予備交渉第１５回会合の概要を池田総理に報告するためのものであり，その前後に記録されている情報が当該会談で議論された内容の詳細ではなく，同日に議論された事項及び当該事項に関して合意された作業内容又は今後の方向性等にとどまっていることに照らすと，竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長から提示された提案に対して検討された日本政府としての対応であり，日韓予備交渉第１５回会合での竹島問題に関する日本側の発言内容（上記ア(ｶ)参照）と同旨のものが記録されているものと推認することができる。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は，昭和３７年１１月当時の日韓

会談の各案件に関する最近の経緯の説明資料に係るものであり，その前後に記録されている情報には，不開示部分①や不開示部分②を含む前提事実（各論）１(1)の文書とは異なり，韓国側から提案された具体的内容に触れている部分があることに照らすと，同年当時，竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が提案した意見の内容（９行分。以下「９行部分」という。）及び上記韓国のＺ２２３中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応（３行分。以下「３行部分」という。）であり，その具体的内容は同年１１月１６日に開催された日韓予備交渉第１５回会合での竹島問題に関する日韓両政府の発言内容（上記ア(ｶ)参照）と同旨のものが記録されているものと推認することができる。

(ｴ)　不開示部分④

不開示部分④に記録されている情報は，その前後に記録されている情報には，不開示部分①や不開示部分②を含む前提事実（各論）１(1)の文書とは異なり，韓国側から提案された具体的内容に触れている部分があることに照らすと，大平外務大臣が米国に出張するに当たり，米国への説明内容として，昭和３７年当時，竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容としてある程度の具体的内容が記録されているものと推認することができる。そして，上記情報は，通し番号３－７の文書を構成する文書がおおむね同時期に大平外務大臣用の資料として作成されていることからすると，不開示部分②又は不開示部分③に記録されている日本側の対応の内容と同様のものであると推認される。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－７の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　<ｱ>不開示部分①に記録されている情報及び<ｲ>不開示部分③に記録さ

れている情報のうち９行部分は，いずれも，昭和３７年１１月１２日に開催された大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長の会談において，竹島問題に関して韓国側から示された意見に関するものであり，既に当該会談においてＺ２２３中央情報部長が日本側に提示した意見の概要（その内容は，上記ア(ｵ)で説示したとおりである。）が他の行政文書の一部開示により明らかにされており，本件全証拠によっても，当該会談の内容が秘密裡に行われたものであって当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　また，<ｳ>不開示部分②に記録されている情報及び<ｴ>不開示部分③に記録されている情報のうち３行部分は，いずれも，竹島問題に関する日本側の提案であるが，昭和３７年１１月１６日に開催された日韓予備交渉第１５回会合での竹島問題に関する日本側の発言内容と同旨のものであるから，実質的には韓国側に示されたものと同視でき，本件全証拠によっても，当該会合が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を

生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(ｳ)　不開示部分④に記録されている情報は，前記イ(ｴ)のとおり，上記<ｳ>及び<ｴ>の情報と同旨のものであると推認されるから，上記(ｲ)のとおり，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえないというべきである。

(ｴ)　そうすると，通し番号３－７の文書の不開示部分に記録されている情報については，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はないことも併せ考慮すると，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない

2　結論

よって，本件各処分中通し番号３－７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない

（別紙５）通し番号３－８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－８の文書（文書１３４２）は，次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３８年３月８日付けで外務省が作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する内部文書（総数９ページ）

(2)　昭和３８年５月３１日付けで外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書（総数１０ページ）

(3)　昭和３８年６月２７日付けで外務省が作成した「日韓会談について」と題する文書（総数４ページ）

(4)　昭和３８年７月３日付けで外務省アジア局長（当時）が作成した「日韓会談に関するＺ２９２前駐仏大使の見解」と題するの内部文書（総数７ページ）

(5)　昭和３８年７月９日付けで外務省アジア局（当時）が作成した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する内部文書（総数１２ページ）

(6)　昭和３８年８月１日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談の諸懸案につき北朝鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱振りについて」と題する内部文書（総数１０ページ）

(7)　昭和３８年８月５日付けで外務省が作成した「日韓会談の現状」と題する内部文書（総数１０ページ）

(8)　昭和３８年９月２０日付けで外務省が作成した「６．日韓問題」と題する内部文書（総数１３ページ）

２　通し番号３－８の文書のうち不開示部分は，次の各部分であり，次のような内容が記載されており，特に①，②，④の部分には，当時，日韓両国がそれぞれ提示していた竹島問題の解決策と，日本側案の問題点として韓国側が指摘し

た事項が記録されている。

① ９ページ（－９－）の下から約８行分（以下「不開示部分①」という。）

上記１(1)の文書中にあり，竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記録されている。

② １８ページ（－１８－）の約７行分（以下「不開示部分②」という。）

上記１(2)の文書中にあり，竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記録されている。

③ ２４ページ（－２４－）枠外記載部分及び下から３行分及び２５ページから２９ページまで（－２４－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）（以下「不開示部分③」という。）

上記１(4)の文書中にあり，Ｚ２９２前駐仏大使が非公式の会合において，竹島問題や李ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的内容が詳細に記録されている。

④ ４１ページ（－３６－）の上から２行目以下（以下「不開示部分④」という。）

上記１(5)の文書中にあり，竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記録されている。

（乙Ａ４９）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号３－８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④は，いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記録されているものであり，不開示部分③は，上記竹島問題を含む日韓関係における重要

な懸案事項についてＺ２９２前駐仏大使が非公式に述べた私見である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

さらに，Ｚ２９２前駐仏大使が非公式に述べた見解は，あくまで個人的な独自の私見であるから，日本政府の公式見解と誤解されることがないようにする必要があるので，不開示とすることに合理的な理由があるといえる。

以上にかんがみれば，上記各情報は，いずれも，公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（情報公開法５条３号）に該当する。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－８の文書の不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案とその問題点に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

また，不開示部分③には，Ｚ２９２前駐仏大使の個人的な意見が記録されているが，その内容は，日本政府の公式見解とは異なるものであり，発言者の地位をも併せ考慮すれば，かかる情報が公にされれば，韓国側は，

これを交渉材料として利用することができるものであり，その反面において我が国に不利益をもたらすおそれがある。また，日韓両国が高い関心と緊張感をもって竹島問題の帰趨を注視している状況下，公にされれば，不開示部分①，②，④と同様，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとする可能性が否定できない。

かかる事情を考慮の上，外務大臣は，当該部分を公にすることにより，我が国が韓国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれがあると認め，当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ　被告は，原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず，仮に，不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－８の文書の不開示部分のうち，不開示部分①及び不開示部分②には，韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく，アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望しているという竹島問題についての韓国側の提案内容と，これに対する日本側の提案内容として，第三国による調停によって解決を試みるが，これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意することを内容とする折衷的な提案が記録されていると思われる。また，不開示部分④には，不開示部分①及び不開示部分②等と内容を同じくする韓国側の対応を含む，日本側の仲裁・調停あるいは国際司法裁判所提訴による解決の提案に対し，韓国側では，国際司法裁判所による解決を承諾していないことなどを内容とする韓国側の対応が記録されているものと思われる。

(2)　Ｚ２９２前駐仏大使が非公式に述べた見解が日本政府の公式見解と誤解さ

れることがないようにするには，開示した上で非公式見解であることを日本政府として明確にすれば足りるのであるから，これを不開示とする合理的な理由はない。

(3)　「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上，当該不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－８の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ４９）。

ａ　不開示部分①

前提事実（各論）１(1)の文書は，昭和３８年３月当時の日韓会談の主要案件の現状をまとめたものであり，「３．竹島に関する紛争」の項には，不開示部分①があり，その余の項（「１．請求権解決に関する問題」，「２．漁業問題」）には，昭和３８年当時までに達せされた日韓両国の一般的了解事項の具体的内容，未解決の主要案件に関する日韓両国の具体的主張内容及び漁業問題に関して日韓両国が提示した協定案の具体的内容が記録されているところ，不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．竹島に関する紛争

会談が妥結し，両国関係が正常化される際に竹島に関する紛争が

未解決のまま残るならば両国間の将来の関係に刺激と摩擦を生み続けることとなろう。したがって国交正常化の時までに同紛争の解決，もしくは，少なくとも適当な期間内に確定的な解決が得られるような方法ないしは機関について明確な合意を見ることが必要不可欠であると考えている。

日本側としては，竹島が日本領土であることを信じて疑わないが，互譲の精神から世界最高の司法機関である国際司法裁判所に本紛争を委ねることに踏み切った。しかるに，韓国側は日本側の提案を拒否し■■■不開示部分①■■■ている。

b　不開示部分②

前提事実（各論）１(2)の文書は，昭和３８年５月当時の日韓会談の諸案件の現状をまとめたものであり，「６．竹島問題」の項には，不開示部分②があり，その余の項（「１．漁業問題」，「２．一般請求権問題」，「３．船舶問題」，「４．文化財」，「５．在日韓国人の法的地位」）には，これまでの交渉経緯，日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容，日本側の具体的な対処方針等が記録されているところ，不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

６．竹島問題

日本側は，本問題が法律問題の性質をも有することに鑑み，国際司法裁判所の決定により解決することが最適であると考え，従前より韓国側の説得に努めてきた■■■不開示部分②■■■

本問題は本来日韓会談の議題の１つではないが，このような問題が日韓会談が妥結し，国交正常化が行われる際解決の見通しなくわだかまっていることは日韓関係の将来に取り悪影響を及ぼすと考えられるので，国交正常化の際までには少なくとも解決のための明確な

目途を立てておく必要があるという考え方に立って交渉して行く方針である。

c　不開示部分③

前提事実（各論）１(4)の文書は，Ｚ２９２前駐仏大使の某会合における発言要旨をまとめたものであり，不開示部分③の前後の記載は，下記のとおりであるところ，さらに，その余の欄外にある不開示部分には「事務次官」の表記から矢印が付されている。

記

７月３日　Ｚ２９２前駐仏大使は，某会合の席上において，次の趣旨を述べた。

■■■不開示部分③■■■

５　請求権の名目に関しては，現在，韓国側が「請求権の弁済」といわずして，「請求権問題の解決」といい，かつ「経済協力」についても前文中に並べて言及するところまで降りてきている以上，これ以上必ずしもオバラティヴパートにおいて「経済協力」のみを言及することを固執するにも及ぶまい。

c　不開示部分④

前提事実（各論）１(4)の文書は，昭和３８年７月当時の日韓会談の議案ごとに討議の進捗状況をまとめたものであり，「５．竹島問題」の項には，不開示部分④があり，その余の項（「１．漁業問題」，「２．請求権問題」，「３．在日韓国人の法的地位問題」，「４．基本関係問題」）には，これまでの交渉経緯，日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容，日本側の具体的な対処方針及び今後の見通し等が記録されているところ，不開示部分④の前後の記載は下記のとおりである。

記

５．竹島問題

■■■不開示部分④■■■

結局本件は日韓会議の最終段階において，全ての他の懸案につき妥結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ，高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかろう。（その際，日本側として，従来の国会答弁との関係にも鑑み，国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含め，改めて対処方針につき慎重再検討を要すると思われる。）

(ｲ)　本件各文書の一部開示

ａ　通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）１(4)の文書を引用した部分があり，このうち，不開示部分④に関する部分は，下記のとおりである（乙Ａ８３［－３３４－とその前後］）。

記

５．竹島問題

日本側は，韓国側の希望をも考慮して，昨年１２月■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し，韓国側は，竹島が韓国領土であることは明白なので，第三国による調停以上の解決には同意できないとしている。

また，最近に至って，韓国側は，国際司法裁判所に付託できない理由につき，■■■不開示部分■■■

結局本件は日韓会議の最終段階において，全ての他の懸案につき妥結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ，高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかろう。（その際，日本側として，従来の国会答弁との関係にも鑑み，国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含め，改めて対処方

針につき慎重再検討を要すると思われる。）

ｂ　また，通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書の一部開示部分には，要旨「昭和３８年１２月，Ｚ１７局長は，訪韓中，韓国側に対し，非公式に「竹島問題について，韓国側の第三者の調停に任せるという考え方は，日本として多とするところであるが，調停がいつまでも成り立たず現状が継続するとの日本国民の不安を解消できないので，■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託することが最も適当である」旨記載されたトーキングペーパーを渡したところ，韓国側から，１年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はＩＣＪも含めて多の適当な措置をとるとしてはどうかとの意見があった」と記録されている（乙Ａ８３［－１４９－以下，－１６１－とその前後］）。

なお，上記■■■不開示部分■■■には，乙Ａ４０［－２０９－］の記載内容に照らすと，韓国側が主張する第三国の調停を一定期間試みても問題が解決しない場合にはという趣旨の文言が入るものと推認できる。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

昭和３８年当時，日韓会談の中で竹島問題について韓国側が提案した意見及びこれに対する日本側の提案に関する具体的内容が記録されているもの

(ｲ)　不開示部分③

このうち，本文部分には，Ｚ２９２前駐仏大使が，昭和３８年当時の非公式の会合において，竹島問題や李ライン問題等日韓関係における重

要な懸案事項について述べた見解の具体的内容（しかも，この内容は日本の公式見解と異なるものである。），欄外部分には上記に対する事務次官の具体的なコメント

(ｳ)　不開示部分④

通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書で開示されている上記ア(ｲ)ａで認定した文言又はこれと同様のもののほか，<ｱ>昭和３７年１２月，竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案で日本側が韓国側に提案したもの（この内容については，上記ア(ｲ)ｂで推認したとおりである。）及び<ｲ>昭和３８年当時，国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－８の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，日韓会談の中で竹島問題について韓国側が提案した意見に係る部分又は竹島問題に関して韓国側が提示した意見等に対する日本側の提案であり，証拠（乙Ａ４０）によれば，既に日韓会談における竹島問題の交渉経緯及び日韓両政府が提示した案等の概要（その内容は，前提事実（総論）で説示したとおりである。）が明らかにされており，本件全証拠によっても，これらが日韓両政府間で秘密裡に行われた交渉等におけるものであり，かつ，当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これが公にされたとしても，韓

国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ｲ) 不開示部分③に記録されている情報は，昭和３８年当時，Ｚ２９２前駐仏大使が非公式の会合で発言した竹島問題に関する個人的見解及びこれに対する当時の事務次官の私見であり，特に前者は当時の日本政府の公式見解と異なるものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，当該情報が韓国側によって日本側に不利になるよう利用されるなどのおそれがないとまではいえず，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｳ) 不開示部分④に記録されている情報のうち，通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書の一部開示部分と同一内容の部分については，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，上記(ｱ)と同様，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，この部分については，仮に当該部分が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

そして，その余の部分のうち，上記イ(ｳ)<ｱ>の点は，日本側から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえない。また，同<ｲ>の点も，昭和３８年当時，韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決案に関する主張であり，本件全証拠によっても，当該主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が

国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ　小括

以上によれば，通し番号３－８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，その余の情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができるというべきである（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号３－８の文書の不開示部分③に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記情報部分を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－８の文書の不開示部分③に記録されている情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分中通し番号３－８の文書の不開示部分に記録されている

情報に係るもののうち，不開示部分①，不開示部分②及び不開示部分④に係る部分は，違法であるが，その余の部分（不開示部分③に係る部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号３－９

第１　前提事実（各論）

通し番号３－９の文書（文書４８０）は，昭和３１年８月１５日付けで外務省が作成した「日韓間諸懸案の現状とその対策」と題する文書であり，日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている内部文書である。

このうち不開示部分は，次の部分であり，韓国による竹島の不法占拠問題に関する日本側の具体的な解決策であって，国際司法裁判所への付託に係わる具体的な手法又はそれに替わる解決策を検討した政府部内の様子が記録されている。

①　３６ページ（－３６－。以下，「不開示部分①」という。）

②　４０ページ（－４０－。以下，「不開示部分②」という。）

③　４１ページ（－４１－。以下，「不開示部分③」という。）

（乙Ａ２５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の具体的な対策であり，日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか，韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等，日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては，政治的な重要性，歴史的経緯，国際法上の

論点，両国国民の感情，さらには国際社会の認識等も踏まえた上で，万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

不開示部分の長短は，当該部分の不開示情報該当性の判断を何ら左右しないし，また，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－９の文書の不開示部分は，それぞれ「（不開示・９文字程度）国際司法裁判所へ提訴し」，「（不開示・５文字程度）国際司法裁判所への提訴」，「（不開示・５文字程度）司法裁判所」となっているところ，竹島問題の解決のための方法としては，当時の日本政府内において，国際司法裁判所への提訴を行う際に韓国側の同意を必要とする否かが議論の対象となっており，実際に，日本側から韓国側の同意を得て国際司法裁判所に付託することを求めていた事実からすれば，不開示部分は「日本が単独で」提訴

するとの内容であると思われる。

(2)　上記(1)のようなたった５文字から９文字程度の内容が「政府内部での詳細な検討状況」とはいい難く，また，不開示部分は上記(1)のとおり「日本が単独で」提訴するとの内容であると思われるから，不開示部分が開示されたとしても，５３年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって，現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられず，交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ２５）によれば，通し番号３－９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号３－９の不開示部分①は，昭和３１年８月１５日付けで外務省が作成した「日韓間諸懸案の現状とその対策」と題する文書中の「三，我方の対策」，「（一）直接交渉によるもの」，「２．竹島関係」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．竹島問題

本件については従来とも書面のやりとりのみの交渉方式を取っているが，既に双方の見解は出尽くした感があり，これ以上続けるのは水掛け論となるから竹島関係の歴史，古文書，国際法に関する斯界の権威者を交えた研究会等で十分検討を加えた上■■■不開示部分■■■国際司法裁判所へ提訴し傍ら国内外の世論の指導に努むべきものと考えられる。

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③は，同文書中の「三，我方の対策」，「（三）■■■不開示部分■■■国際司法裁判所への提訴」の項にあり，

その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（三）■■■不開示部分■■■国際司法裁判所への提訴

懸案の性質によってはこの方法を取る方がいいとも思われる。竹島問題については上述のとおりであるが，その他の問題，例えば李ライン問題の如きもその他の手段を尽くした後はこの方法（■■■不開示部分■■■司法裁判所）によるべきものであろう。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－９の文書の各不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３１年当時，日本政府が検討した竹島問題の解決方法としての国際司法裁判所への提訴方法・条件についての結論部分であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の対処方針として日本政府部内で検討されたものであり，韓国側に提示されていないものであるが，①　昭和３１年当時の日本側の検討結果としての国際司法裁判所への提訴方法・条件に関する部分又はそれに代わる解決策にすぎず，②　証拠（乙Ａ４０［－１８６－］，Ａ４６，Ａ３７７［－３４－以下］）によれば，日本政府は，昭和２９年９月２４日，閣議で竹島問題を国際司法裁判所に提訴する方針を決定したが，他方で，それ以前である昭和２８年の第三次日韓会談終了後，李ライン問題，竹島問題の解決策としてこれを国連に提訴する方法も検討していたことも，他の行政文書（通し番号２－１４（通し番号３－３）の文書。乙Ａ４６参照）の一部開示により既に公にされていると認められること等に照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我

が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－９の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－９の文書の各不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－９の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１０

第１　前提事実（各論）

通し番号３－１０の文書（文書５２３）は，昭和３７年１２月１４日付けで外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「Ｚ２３７副総裁に同行訪韓したＺ１７大使のＺ２３１局長に対する報告要旨」と題する文書であり，同月１０日から同月１３日までの間，Ｚ２３７副総裁（当時）に同行して訪韓したＺ１７大使（当時）がＺ２３１アジア局長（当時）に訪韓状況を報告した内容が記録されている内部文書及び同文書に添付された同月１０日にＺ１７大使が非公式に韓国側に提示した文書であり，このうち不開示部分は，次の部分であり，次のとおり記録されている。

①　４ページ（－４－）について（以下「不開示部分①」という。）

４ページの不開示部分は，韓国のＺ２２３中央情報部長が竹島問題について発言した内容（具体的には，Ｚ２２３中央情報部長が提示した竹島問題の解決策）が記録されている。

②　１６ページ（－１６－）について（以下「不開示部分②」という。）

１６ページの不開示部分は，Ｚ１７大使が非公式に韓国側に提示した文書（トーキングペーパー）中の竹島問題に関する日本側の見解（具体的には，Ｚ１７大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決策であって，国際司法裁判所に付託するにあたっての具体的な解決案）が記録されている部分にあり，竹島問題に関する日本側の具体的な検討の様子が記録されている。

（乙Ａ２６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国のＺ２２３中央情報部長が発言した内容及びＺ１７大使が非公式に韓国側に提示した日本側の見解であり，いずれも，日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記録されている。

竹島問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか，韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等，日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題であり，その解決に向けては，政治的な重要性，歴史的経緯，国際法上の論点，両国国民の感情，さらには国際社会の認識等も踏まえた上で，万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。こうした懸念は，かかる解決案が日韓いずれ

からなされたかを問わず当てはまるものである。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

また，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得るものについては，少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは，情報公開法５条３号の不開示情報が他国政府の立場又は考えについて特段別異の扱いをもって臨むこととしていないことからも明らかである。

イ　被告は，原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず，仮に，不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－１０の文書の不開示部分のうち，不開示部分①に記録されている情報は，不開示部分②の直前に記録されているように，韓国のＺ２２３中央情報部長としては，竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから，その類の発言を含むものであると思われる。

また，不開示部分②に記録されている情報は，竹島問題について，「（約３行不開示）問題が解決しない場合には，」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば，「Ｚ２２３部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(2)　通し番号３－１０の文書の不開示部分①については，韓国のＺ２２３中央情報部長が竹島問題について発言した内容を開示することが，どのような理

由で，日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるかが不明であり，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少し，むしろ歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり，外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。

また，不開示部分②についても，「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上，当該不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－１０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ２６）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，昭和３７年１２月１４日付けで外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「Ｚ２３７副総裁に同行訪韓したＺ１７大使のＺ２３１局長に対する報告要旨」と題する文書の４項(1)にあり，その余の(2)～(5)のうち，(2)～ (4)には，漁業問題，焦付債権及び文化財問題に関して韓国側又は日本側の発言内容が具体的に記録されているところ，不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

４．その他の案件に対する韓国側のリアクションは次のとおりであっ

た（Ｚ１７大使は持参したトーキング・ペーパーを先方に手交した。）

(1)　竹島問題につき，Ｚ２２３部長は，■■■不開示部分■■■どうかと述べた。

（以下略）

ｂ　不開示部分②

不開示部分②は，「昭和３７年１２月Ｚ２３７訪韓の際同行のＺ１７大使が非公式に韓国側に提示したもの」と題する文書（トーキングペーパー）の「Ⅲ　竹島問題」の項にあり，その余の項（「Ⅰ　請求権問題」及び「Ⅱ　漁業問題」）には，これまでの交渉経緯，韓国側の見解や提案に対する日本側の見解及び提案の具体的内容等が記録されているところ，不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ⅲ　竹島問題

第２回大平・Ｚ２２３会談においてＺ２２３部長が提案された第三国の調停に任すという考えは，本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして，日本側としても多とするところであるが，他方，調停に任すというだけでは，調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので■■■不開示部分■■■問題が解決しない場合には(2)本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える。

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書の一部開示部分には，不開示部分①に関連する部分として，下記のとおり記載されている（乙Ａ８３［－１６１－］）。

記

Ｚ１７大使は帰国後の報告で

（中略）その他の案件に対する韓国側リアクションについて

(1)　竹島問題につき，Ｚ２２３部長は，「１年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はＩＣＪも含めて他の適当な措置を採る」こととしてはどうかと述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号１－２５２（通し番号３－４７）の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「「１年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はＩＣＪも含めて他の適当な措置を採る」こととしてはどうか」との文言又はこれと同様のもの

(ｲ)　不開示部分②

Ｚ１７大使が上記ア(ｱ)ａの訪韓の際，非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決策であって，国際司法裁判所に付託するにあたっての具体的な解決案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１０の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分①に係るものは，昭和３７年１２月当時，日韓両政府の関係者による会合において，韓国側が提示された竹島問題の解決策であり，本件全証拠によっても，上記会合が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮す

れば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国側の信頼関係が損われるなどのおそれがあるとはいえない。

また，不開示部分②に係るものは，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

他に，不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報につき，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，不開示部分①及び不開示部分②に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお，不開示部分②に記録されている情報については，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－１０の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１０の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１１

第１　前提事実（各論）

通し番号３－１１の文書（文書６５１）は，外務省北東アジア課が作成した日韓予備交渉会合記録（第１１回会合から第２０回会合までの分）であり，昭和３７年１０月から同年１２月までの間に外務省で開催された第１１回から第２０回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記録されている。

このうち不開示部分は，８６ページ（－８６－）の約３行分であり，「日韓予備交渉第２０回会合記録」に添付されたＺ２３７副総裁同行の「Ｚ１７大使が持参」と手書きされた文書中にあり，Ｚ１７大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決案であって，国際司法裁判所に付託するに当たっての具体的対策が記録されている。

（乙Ａ５０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記録されているところ，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

被告は，原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず，仮

に，不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

そして，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（法５条３号）。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　不開示部分は，その記載からして通し番号３－１の文書の不開示部分②と同じ内容であり，竹島問題について，「（約３行不開示）問題が解決しない場合には，」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば，「Ｚ２２３部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(2)　「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上，当該不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ５０）によれば，通し番号３－１１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　上記不開示部分は，「日韓予備交渉第２０回会合記録」に添付されたＺ２３７副総裁同行の「Ｚ１７大使が持参」と手書きされた文書中にあり，当該文書の冒頭には，「日韓会談も次第に大詰に近づき，特に請求権問題についてほぼ解決の目途がつくに至ったこの機会に，会談における重要な諸問題に関する日本側の基本的な考え方をここに明らかにしたい。この案は，韓国側の従来よりの主張も十分おり込み，また日本側として譲歩すべきものは十分譲歩し尽くしているので，日本側としては，これを基礎として当該諸問題を一括して解決したいと考えており，韓国側の同意を得たい。」と記録されている。

(ｲ)　上記不開示部分は，上記(ｱ)の文書のうち，「Ⅲ　竹島問題」の項にあり，その余の項（「Ⅰ　請求権問題」，「Ⅱ　漁業権問題」）には，これまでの交渉経緯，日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容，日本側の具体的な対処方針及び今後の見通し等が記録されており，不開示部分の前後は下記のとおりである。

記

Ⅲ　竹島問題

第２回大平・Ｚ２２３会談においてＺ２２３部長が提案された第三国の調停に任すという考えは，本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして，日本側としても多とするところであるが，他方，調停に任すというだけでは，調停はいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができない■■■不開示部分■■■問題が解決しない場合には(2)本問題を国

際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年１２月にＺ２３７副総裁が訪韓した際，Ｚ１７大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決案であって，国際司法裁判所に付託するに当たっての具体的な対策であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，昭和３７年当時，日韓両政府の関係者による会合の際，日本政府から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている情

報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１２の文書（文書６５２）は，外務省北東アジア課が作成した日韓予備交渉会合記録（第２１回会合から第２５回会合までの分）であり，昭和３７年１２月から昭和３８年２月までの間に外務省で開催された第２１回から第２５回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記録されている。

２　通し番号３－１２のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，次のとおり，竹島問題に関する日本側の具体的な解決案（国際司法裁判所への付託に替わる妥協案を含む。）やそれらに関するＺ２３１外務省アジア局長の見解等が記録されている。

①　７ページ（－７－）の約６行分（以下「不開示部分①」という。）

「日韓予備交渉第２１回会合記録」と題する文書中にあり，竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解が記録されている。

②　２３ページ（－２３－）の約３行分（以下「不開示部分②」という。）

「日韓予備交渉第２１回会合記録」の別添「１２月２６日の日韓予備交渉第２１回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり，竹島問題に関する我が国の提案に係る具体的内容が記録されている。

③　２８ページ（－２８－）の下から約３行分，２９ページ（－２９－）の上から２～３行目の約１行分及び約８行分（以下「不開示部分③」という。）

「日韓予備交渉第２２回会合記録」と題する文書中にあり，竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解が記録されている。

（乙Ａ５１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記録されており，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

被告は，原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず，仮に，不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

そして，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりと思われる。

ア　不開示部分①

全体の記載をみると，不開示部分①は日本側の妥協案（第三国の仲裁と国際司法裁判所への提訴をセットにした折衷案）で解決してほしいとの提案に続くものであるから，日本政府が竹島問題を日韓会談（国交正常化）の中で解決したいと望んでいる旨の内容である。

イ　不開示部分②

「国交正常化後（不開示・約３行）本問題を国際司法裁判所に付託する」とあることから，竹島問題が国交正常化後に持ち越されたとすれば，仲裁・調停を経るかあるいは経ずとも，最終的には，国際司法裁判所に付託するという内容である。

ウ　不開示部分③

不開示部分が細かく３箇所に分かれており，Ｚ２３７副総裁が竹島共有論を述べたことに対して，日本のＺ２３１局長がした何らかの竹島問題に関する日本政府の見解である。

(2)　「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上，当該不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ５１）によれば，通し番号３－１２の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，「日韓予備交渉第２１回会合記録」の「４．議事次

第」の「 (3)　次いで，Ｚ２３１局長より，上記以外の諸問題に関する日本側の考え方をまとめた書き物（別添３）の要点を読み上げつつ，主な点につき次のような敷衍説明を行った。」との部分中の「(ニ)竹島問題」の項にあり，その余の項（「(イ)　請求権解決の名目及び形式」，「(ロ)　船舶問題」，「(ハ)　漁業問題」）には，各論点について具体的な説明が記録されているところ，不開示部分①の前後の記載は下記のとおりである。

記

請求権がほぼ解決したこの新しい情勢下において，是非日本側妥協案のラインで本件を解決するよう再考慮してほしい。日本側としては，本件が最終的にはＩＣＪ提訴で解決するという目途が立っていなければ，協定全体につき国会の承認を得ることが困難な次第である。■■■不開示部分■■■なお，韓国側は本件は会談の議題外だといわれるが，そのような理屈からいえば，会談とは全く関係のない焦付債権を請求権に含めて解決することもおかしいことである。

(イ)　不開示部分②

不開示部分②は，「日韓予備交渉第２１回会合記録」の別添３「１２月２６日の日韓予備交渉第２１回会合における日本側の発言要旨」と題する文書の「３．竹島問題」の項にあり，その余の項（「１．請求権問題」，「２．漁業問題」，「４．法的地位問題」）には，日本側の提案の内容及びその趣旨の具体的内容，韓国側の見解に対する日本の見解の具体的内容等が記録されているところ，不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

日本側としては，さきに提案したとおり，

(1)　国交正常化後■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に

付託することとするのが，どのような見地から考えても，最も妥当な解決方式であると確信するのみならず，日韓両提案の公平な妥協案になっているので，ここに同提案を改めて提出する。よって，韓国側におかれても同案を更に慎重検討せられるよう強く希望する。

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，「日韓予備交渉第２２回会合記録」と題する文書の「４．議事次第」の(4)の項にあり，その余の項（(1)～(3)）には，Ｚ２３１局長及びＺ２４３参事官の各発言内容が記録されているところ，不開示部分③の前後の記載は下記のとおりである。

記

Ｚ２４３参事官より，１月１０日のＺ４２新聞に，Ｚ２３７副総裁が岐阜で竹島共有論を述べたという記事が出ているが，同副総裁は訪韓中そのような話は一度もされておらず，したがって今度の発言も個人的な考え方をほのめかしたまでだと思っているがどうかと述べたのに対し，Ｚ２３１局長は，あのような話しは，我々も初耳で，決して日本側のバロンデッセではない，自分としてはＺ２３７氏個人の日韓会談早期妥結への善意の現れであると理解していると述べた。Ｚ２３１局長は，さらに，竹島問題がここまで有名になった以上，日韓両国民とも自国の領土は寸土たりとも譲れないという気持ちになっているので，この時期に共有という案が出たとしても両国民ともこれを認めないのではなかろうか。■■■不開示部分■■■

ついで，Ｚ２３１局長より，要するに日本側としては■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ＩＣＪで解決するという保障がなくては国会の了承が得られないといっているまでで，なにも是非ＩＣＪに出そうといっているのではない，他方，韓国側は「裁判」で解決するということが面子上いやだといわれている■■不開示部分■■■これに対し，Ｚ２４

３参事官は，なるべく調停によって解決したいが，もしそれがだめならば新しく相談して解決方法を決めることにしようというのが韓国側の立場であり，Ｚ２２３前部長も竹島問題のため会談妥結が遅れるのは日韓双方に取り望ましいことではなく，この問題は会談妥結後友好的な立場で解決をはかるべきだとの意見であると述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，日韓予備交渉第２１回会合において，日本側が述べた竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解である。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，日韓予備交渉第２１回会合において，日本側が述べた竹島問題に関する我が国の提案として国際司法裁判所に付託する条件等に係る具体的内容である

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報は，日韓予備交渉第２２回会合において，日本側が述べた竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１２の文書の各不開示部分に記録されている上記情報は，いずれも日韓予備交渉第２１回会合又は第２２回会合において，日本側が発言した竹島問題に関する我が国の対応又は我が国の提案の具体的内容であり，本件全証拠によっても，日韓予備交渉第２１回会合又は第２２回会合が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合時の発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類

型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１３の文書（文書６９０）は，次の内部文書及び多数の電信文書等によって構成されている。

(1)　昭和２８年２月２１日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「Ｚ２４９局長・Ｚ５４課長会談要旨」と題する内部文書（総数１６ページ）

(2)　昭和２８年９月９日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「李ラインに関する岡崎大臣Ｚ２４０大使会談要旨」と題する内部文書（総数７ページ）

(3)　昭和２８年９月２９日付けで外務省が作成した「日韓会談１件」と題する内部文書（総数３ページ）

(4)　昭和２８年１０月５日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「李ライン強行に関する対米折衝」と題する内部文書（総数５４ページ）

(5)　昭和２８年１１月２７日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「●●来訪の件」と題する内部文書（総数１５ページ）

(6)　昭和２８年１１月２７日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「漁業具体案提示の件」と題する内部文書（総数４ページ）

(7)　昭和２８年１２月１４日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「●●等と会談の件」と題する内部文書（総数１０ページ）

(8)　昭和２８年８月１０日付けでＺ２５２駐米大使（当時）が岡崎外務大臣（当時）宛てに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書

２　通し番号３－１３の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，１１６ページ（－１１６－）の約３行分であり，上記１(8)の文書中にあり，国務省係官と在米大使館員との間で非公式に開かれた会合において同係官が述べた竹島

問題に関する米国政府の対処方針が記録されている。

（以上につき，乙Ａ５２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，昭和２８年当時の米国政府の竹島問題に対する対応であっても，これを公にすることにより，米国等との信頼関係を損なわれるおそれがあり，また，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものだといえる。

たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても，かかる情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり，現時点では，情報公開請求に応じて開示する性質のものはない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，かかる考慮の下，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち，外務大臣は，当該部分を公にすることにより，韓国との信頼関係を損

ない，又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め，当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ　竹島問題が今日もなお継続しており，日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下，時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く，また，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得るものについては，少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは，情報公開法５条３号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－１３の文書の不開示部分の内容は，正確には分からないが，竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針として，竹島問題に関する米国政府の見解が記録されているものと思われる。不開示部分の直前には「国務省内部の見解としては竹島は日本領であると考えており，韓国自身その主張が無理であることを知っている」とあり，「（不開示部分・３行）という態度であると述べ」の後には，「対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合」は米国政府も回答せざるを得ないと記録されていることからすれば，米国政府の公式見解が「竹島問題は韓日両国の問題であり米国政府は日韓いずれかの立場をとらない」と知られているところからすれば，当時の「米国政府の見解として，竹島は日本領であるとは公式に回答出来ない」旨の内容であったと思われる。

(2)　通し番号３－１３の文書の不開示部分は，昭和２８年当時の竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針を内容とするものにすぎず，これが開示されたからといって，日韓間における竹島問題の今後の交渉に何らかの影響を与えるとは到底考えられず，この点に関する被告の主張は具体性を欠いており，

交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

また，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ５２）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　前提事実（各論）１(8)の文書は，「往電第８６９号末尾に関し」とあることから，昭和２８年７月３１日付けでＺ２５２駐米大使（当時）が岡崎外務大臣（当時）宛てに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書（第８６９号）を前提としているところ，当該電信文書には，当館館員の申し入れに対する国務省係官の非公式見解として，「国務省としては，李ラインに関する今後の日韓関係を懸念している次第であり，防衛水域はいわば李ラインを Nullity する効果があったと考えているが，防衛水域解除後においては，日韓両国がこの難問題に直面することとなり，日韓間の他の懸案と共に調整は容易に非ず。米国の立場も微妙で目下種々の研究中であると語った」とあるほか，末尾には「なお，竹島の件も先方に対して申し入れたところ，先方研究方を約した」とある。

(ｲ)　前提事実（各論）１(8)の文書中の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

その後国務省の態度を打診し来たったが，国務省係官と館員との非

公式会談の際，係官は国務省部内の見解としては竹島は日本領であると考えており，韓国自身その主張が無理であると知っている■■■不開示部分■■■という態度であると述べ，右に対して，館員より，対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合，米国政府としては，何れかの回答を為すべき立場にあると思考されるが如何と質問せるに対し，係官はその際回答せざるを得ないであろうと答えた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１３の文書の不開示部分（１１６ページ（－１１６－）の約３行分）は，米国国務省係官と在米大使館員との間の非公式会談において国務省係官が述べた竹島問題に関する米国政府の対処方針であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１３の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，昭和２８年当時，米国国務省係官と在米大使館員との間の非公式会談において示された米国の竹島問題に関する対処方針であり，証拠（乙Ａ５２）によれば，既に在米大使館員が米国国務省係官からの他の事項に関する聴取内容が多数の行政文書の一部開示により公にされており，本件全証拠によっても，少なくとも上記非公式会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係が損なわれたり，米国との交渉上不利益を受けたりするおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－１３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－１３の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１５の文書（文書７２０）は，昭和３７年３月１４日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓政治折衝第２回会談記録」と題する文書であり，手書き文書（総数２５ページ）と活字体文書（上記手書き文書を活字体で作成したもの。総数１５ページ）で構成されており，同日に行われた小坂外務大臣と崔外務部長官との会談内容が記録されている。

２　通し番号３－１５の文書のうち不開示部分は，手書き文書中の１６ページから２５ページまで（－１６－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分）と活字文書中の３５ページから４０ページまで（－２６－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であって，いずれも同一内容であり，竹島問題の解決案など日本と韓国との間における重要な懸案事項について上記会談に出席した日本及び韓国の各代表者である小坂外務大臣と崔外務部長官が非公式に述べた詳細かつ具体的な見解が記録されている。

（乙Ａ５４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について，日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であり，日韓間で立場の異なる問題等に関し，忌憚のない本音ともいうべき見解を内容とするものであり，上記重要な懸案事項中，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，

様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている情報については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。通し番号３－１５の文書は，その作成後５０年近く経過しているが，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，上記のような不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

また，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得るものについては，少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは，情報公開法５条３号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，

かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち，外務大臣は，当該部分を公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め，当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ　被告は，原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず，仮に，不開示部分について，これ以上の説明を加えようとすれば，それは，当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　仮に，日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であったとしても，文書が作成されてから５０年近くにもなる現代においてまで非公式とする必要性がないことは言うまでもなく，少なくとも韓国側の発言が公開されることにより，日本側にとって外交交渉上の不利益が生じるとはおよそ考えられない。

韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと，などから不開示とする理由はない。

(2)　「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても，竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その交渉の継続性が肯定される場合でも，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で，不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。こ

の点に関する被告の主張は具体性を欠いており，交渉上の立場を不利にするおそれを，到底認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実（各論）のほか，証拠（乙Ａ５４）により認定することができる前後の記載内容に照らすと，通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題の解決案等につき，昭和３７年３月１４日の日韓政治折衝第２回会談において，非公式に述べられた小坂外務大臣及び崔外務部長官の詳細かつ具体的な見解であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，竹島問題に関する日韓両政府の非公式見解であり，昭和３７年３月に小坂外務大臣と崔外務部長官との会談で交わされたものであるところ，本件全証拠によっても，当該会談が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないこと（なお，被告は，上記非公式見解が日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わされたものである旨主張するが，仮にその事実が認められたとしても，このことから直ちに当該発言等の内容を一般に公開しないことまで約束されたと認めることはできない。）に照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成

後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１５の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－１６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１６の文書（文書９１０）は，外務省が作成した「ＸＶ　竹島問題」と題する文書であり，竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録されている。

２　通し番号３－１６の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも竹島問題の解決策に関し，国際司法裁判所提訴案に韓国政府が反対する理由，国際司法裁判所への付託以外の解決案，竹島問題への米国政府の対応案及び見解等が記録されている。

①　１８６ページ（－１８４－）上から３行目から約８行分について（以下「不開示部分①」という。）

上記不開示部分には，昭和２８年（１９５３年）８月，外務省アジア局第２課（当時）が竹島問題の処理方針について検討した具体的内容として国際司法裁判所に提訴する案以外の処理方針の具体的な内容が記録されている。

②　１９７ページ（－１９５－）下から５行目から１９８ページまで（－１９５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１９９ページ（－１９６－）上から５行目までについて（以下「不開示部分②」という。）

上記不開示部分には，外務省アジア局第２課（当時）が，竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案を韓国政府が反対する理由を分析した具体的な内容が詳細に記録されている。

③　２０２ページ（－１９９－）上から２行目から２０３ページ（－２００－）下から１行目まで，２０４ページ（－２０１－）上から４行分，２０５ページ及び２０６ページ（－２０１－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分），２０７ページ（－２０２－）上から３行分に

ついて（以下「不開示部分③」という。）

上記不開示部分には，日本と韓国との間で協議されていた竹島問題に対する米国の対応及び見解並びにこれに対する日本側の分析が詳細に記録されている。

④　２１４ページ（－２０９－）下から３行分について（以下「不開示部分④」という。）

上記不開示部分には，昭和３７年（１９６２年）１２月に日本政府が韓国側に提案した竹島問題についての日韓両国の主張の折衷案の具体的な内容が記録されている。

⑤　２１９ページ（－２１４－）上から１２行分について（以下「不開示部分⑤」という。）

上記不開示部分には，昭和３８年（１９６３年）６月５日から同月８日まで開催された箱根漁業会談においてＺ５８審議官（当時）がＺ２３１外務省アジア局長（当時）に対し「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと，一つは国際司法裁判所である」と述べたことについて，Ｚ２３１外務省アジア局長が「日韓交渉に関する若干の回想」に記した竹島問題についての私見が記録されている。

⑥　２２０ページ（－２１５－）上から１行目から２２１ページまで（－２１５－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）について（以下「不開示部分⑥」という。）

上記不開示部分には，昭和３８年（１９６３年）６月１５日に，Ｚ２７５在韓米国大使（当時）と面会した韓国朴正熙大統領（当時）が竹島問題について述べた見解の具体的内容及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見，内部的な対応状況が具体的に記録されている。

⑦　２４３ページ（－２３７－）下から４行分及び２４４ページ（－２３７－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）について（以下「不開

示部分⑦」という。）

上記不開示部分には，外務省Ｚ２９３条約局長（当時）が「日韓条約で決着がつけられていない２つの問題点について」に記した竹島問題についての私見が記録されている。

（乙Ａ４０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関するものであり，日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録されている情報については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，

他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。通し番号３－１５の文書は，その作成後５０年近く経過しているが，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，上記のような不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

また，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得るものについては，少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは，情報公開法５条３号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては，現時点では，かかる事態を回避することが必要であり，そのため，当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち，外務大臣は，当該部分を公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め，当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ　被告は，原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず，また，仮に，不開示部分について，これ以上の説明を加えようとすれば，それは，当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

２　原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については，竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その交渉の継続性が肯定される場合でも，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で，不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意

義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており，交渉上の立場を不利にするおそれを，到底認めることはできない。

また，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ４０）によれば，通し番号３－１６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，「７．国際司法裁判所提訴案の提示」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

１９５３年８月，アジア局第２課起案の「竹島問題処理方針」には■■■不開示部分①■■■国際司法裁判所への提訴（デンマーク・ノルウェー間の東グリーンランド島事件）等のケースをあげて検討を試み，「上記の実行に当たっては，韓国の出方及び国際情勢を十分見極めた上，適当な時期を選ぶことが必要」と記しており，また，１９５４年６月３日の竹島問題についての関係省庁会議で外務省側から「国際司法裁判所提訴も考えられるが，提訴には韓国側の合意を必要とする」と発言していたが，同年９月８日の参議院外務委員会でＺ１４３外務政務次官は「国際司法裁判所提訴は未決定」と答弁していた。

１９５４年9月２４日に至って日本政府は閣議で竹島問題を国際司法裁判所に提訴する方針を決定し，翌２５日，Ｚ８７外務次官は，Ｚ２２５駐日公使を招き，竹島問題を国際司法裁判所に提訴することについて韓国政府の同意を求める口上書を渡し，その中で次のとおり述べた。（以下略）

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，「７．国際司法裁判所提訴案の提示」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

韓国政府が国際司法裁判所提訴に賛成しなかった真の理由として，後に１９６５年5月１３日に北東アジア課で作られた調書「竹島問題の国際司法裁判所付託と韓国の立場」で次の５点を憶測していた。

■■■不開示部分②■■■

日本政府が，韓国側に対し，竹島問題の国際司法裁判所提訴の口上書を送った前日，9月２４日に，外務省は在米Ｚ２３９大使に対して，公電で竹島問題についての米国政府の見解を求めて「対日平和条約の原案起草者たる米国政府や他の連合国政府も日本をして竹島に対する領土権を放棄させることを考慮したことはなく，かつ，同条約締結交渉のいかなる段階においても右領土権放棄の問題が取り上げられた事実はないと推察されるが如何。対日平和条約第２条(a)における島嶼の列挙の趣旨は，沿革的にみて，かつ，朝鮮半島よりの距離よりみて，日本と朝鮮のいずれに属するかに関し疑いを起こさしめる可能性ありと起草者において認めた島嶼のみにつき，その地位を明白にさせたものと解されるが如何」と問い合わせた。これに対する１０月２日付けＺ２３９大使からの来電には

「１　国務省の法律専門家中の一部には，平和条約において，竹島の

地位について明記していないので，１９０５年，日韓併合当時の状態により帰属決定を行うべきであるとの意見もあるが，条約起草関係者を含む大部分のものは，平和条約はカイロ宣言の原則に基づき起草され，日本より分離すべき島嶼を明記せるものであり，条約解釈論として同島は日本に帰属すべきものであるとの見解を有している。

■■■不開示部分③■■■

その後韓国側から国際司法裁判所提訴拒否の回答を得たのち，■■■不開示部分③■■■それに関してＺ２３９大使宛てに米国側の考えを打診させた。しかし，これについての１１月１７日付けＺ２３９大使からの回電で■■■不開示部分③■■■

１９５５年1月２９日のＺ２２４・Ｚ２２５会談で，日韓問題延滞の空気を改善する立場から竹島問題が他の懸案解決に類を及ぼさないようにするために竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された。

(ｳ)　不開示部分④，不開示部分⑤及び不開示部分⑥

不開示部分④，不開示部分⑤及び不開示部分⑥は，「８．紛争解決の交換公文案の妥結」，「(1)　解決方式の模索」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（前略）

これに対し，Ｚ２２３部長は，「第三国（米国を念頭においているようであった）の調停に任すことを希望する。第三国が日韓関係を考慮しつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取りはからうことができよう。」と述べた。

その後，日本側は，１２月中旬に，韓国側に提示した書き物の中に両国の主張を折衷した妥協案として，■■■不開示部分④■■■これにより問題が解決しない場合には，②本問題を国際司法裁判所に付託

することとするとの提案を行ったのに対し，１２月２１日に韓国側は，予備交渉第２０回会合で「第三国による居中調停（mediation）以外に適当な方法は考えられない。」という主張をした。

（中略）

その後，日韓会談の諸問題の解決が進展し，１９６５年3月，日韓外相会談で，漁業，請求権，在日韓国人の法的地位問題の協議が煮詰まりつつあった段階で，3月２４日，佐藤総理は李外務部長官との会談で「竹島問題は現在決まらないとしてもいかなる方向に持って行くかさえはっきりすればよいと考える」と述べ，同日椎名外務大臣は李外務部長官に「３条件（注：漁業，法的地位，請求権問題）の案文が固まった頃，政治的見地に立って竹島問題解決の目途をつけ，その上で全てのものを一括調印した。」と述べ，４月３日，合意事項にイニアシャル後，佐藤総理は李東元外務部長官に「日韓間の話の残されたのは，竹島問題だけであり，これは，国交正常化前に解決の目途を付けたい。」と語った。その後４月１３日，首席代表会談で，Ｚ２２６代表は「今後の最大難関は竹島問題である。日本側の国際司法裁判所付託はもちろん，Ｚ２２３案の居中調停すら韓国では受け入れられない。」と語ったが，６月５日～８日，箱根漁業会談当時にＺ５８審議官がアジア局長に対し，「竹島問題のタブーは１つは竹島の字句を条約面に出すこと，１つは国際司法裁判所である。」と述べた。これについてＺ２３１アジア局長「日韓交渉に関する若干の回想」に■■■不開示部分⑤■■■と記している。

ところが，６月１７，１８日頃，Ｚ１４４亜州局長はＺ２３１アジア局長を来訪して「竹島についてのＺ３１２大使の意見は，本国の空気の無知に基づく甘いもので『２つのタブー』でも不十分で，もっと渋いものになる」と述べており，また，６月１５日Ｚ２７５在韓米国

大使が朴大統領と会った際に，朴大統領は■■■不開示部分⑥■■■

(ｴ)　不開示部分⑦

不開示部分⑦は，「８．紛争解決の交換公文案の妥結」，「(6)　Ｚ５８審議官・Ｚ３１２大使会談」の項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ｚ２３１アジア局長「日韓交渉に関する若干の回想」には，次のとおり記されている。

「２１日夜，Ｚ３１２大使，Ｚ１４４亜州局長とＺ５８審議官，アジア局長との間で本件について語り合ったところ，先方は『仲裁』は絶対に飲めず『調停』が精々であることのほかに，日韓間に現存する紛争を除いて，日韓間に『将来発生する』紛争についてのみ紛争解決手続を規定する方式を取ることによって，竹島問題を除外し得る意味の条文を提案してきた。これはわが方では到底のみ得ないところであり，少なくとも中立的な表現をとって『日韓間の紛争』とすべきであることを主張したが，先方は日韓間に『生ずる』紛争という表現を固執し，この争いは結局翌日の椎名・李会談まで持ち上げられた。（なお，この夜，深更の電話連絡により条約局長は，最悪の場合はたとえ『仲裁』という字が落ち『調停』だけにとどまっても，なおかつ日韓間に『生じる』紛争という表現を用いることは強く反対である旨の意思表示があった。）」

この点についてＺ２９３条約局長「日韓条約で決着がつけられていない２つの問題点について」には，次のとおり記している。

「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停までおりる方を選んだ理由としてメモに書いてるところ次のとおり。

■■■不開示部分⑦■■■

２１日夜，韓国側が提示したという条文は残されていない。ただし条

約下に「６月２２日Ｚ５８・Ｚ２２５会談で合意したもの」と記したもので次の交換公文案が残っている。これは合意ではなくて，日本側はこの案を示し，韓国側は，このうち「両国間の紛争」を「両国間に生ずる紛争」とし，「調停又は仲裁」を「調停」とした案を示したものと思われる。」

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，昭和２８年当時，外務省アジア局第２課（当時）が検討した竹島問題の処理方針の具体的内容であって国際司法裁判所に提訴する案以外のものである。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，昭和４０年当時，外務省アジア局第２課（当時）が分析した結果であって竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案に韓国政府が反対する具体的な理由である。

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報は，昭和２９年当時における竹島問題に対する米国の対応及び見解並びにこれに対する日本側の分析である。

(ｴ)　不開示部分④に記録されている情報は，昭和３７年１２月当時，竹島問題について，日本政府が韓国側に書面で提示した日韓両国の主張の折衷案の具体的な内容である。

(ｵ)　不開示部分⑤に記録されている情報は，Ｚ５８審議官のアジア局長に対する「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと，一つは国際司法裁判所である」旨の発言に関するＺ２３１アジア局長の個人的見解である。

(ｶ)　不開示部分⑥に記録されている情報は，昭和４０年当時，韓国朴正熙

大統領（当時）がＺ２７５在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見，内部的な対応状況である。

(ｷ)　不開示部分⑦に記録されている情報は，日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関するＺ２９３条約局長の個人的見解である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１６の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，昭和２８年当時の竹島問題に関する日本の具体的解決案であって，日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，少なくとも，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，竹島問題に関して日本政府部内で検討された結果であって韓国側に示されていないものであるが，その具体的内容は，昭和４０年当時，竹島問題についての日本側の解決策である国際司法裁判所提訴案に韓国が応じない理由を推測したものにすぎず，日本側の対処方針又は解決案等ではないから，前提事実（総論）のとおり，その後現在に至っても，竹島問題が日韓間で未解決であり，これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて，当時の状況からの顕著な進展がみられないことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的に

みて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。また，上記のような竹島問題に関する日韓両政府の対立構造からすると，当該情報が公にされたとしても，これをもって直ちに韓国側の抗議行動を招くとまでは認められない。

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報のうち，<ｱ>昭和２９年当時，日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分は，本件全証拠によっても，少なくとも上記見解等を聴取した会合等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないし，証拠（乙Ａ５２）によれば，既に日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した李ライン問題等を含む当時の日韓関係に関する事項についての見解等が多数の行政文書の一部開示により公にされていると認められるから，開示請求の対象が米国政府関係者の発言であることのみをもって，これを公にすることによる米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は米国との交渉上不利益を受けるおそれがあるとはいえないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係が損なわれたり，米国との交渉上不利益を受けたりするおそれがあるとはいえない。

　他方，<ｲ>その余の<ｱ>の情報に対する日本側の分析結果に係る部分は，日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，少なくとも，

韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｴ)　不開示部分④に記録されている情報は，昭和３７年１２月当時，日本政府から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(ｵ)　不開示部分⑤に記録されている情報は，日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと，一つは国際司法裁判所である」との発言に関するＺ２３１アジア局長の個人的見解であるところ，前提事実（総論）(5)ア(ｱ)によれば，日韓両政府が紛争の解決に関する交換公文の案文を確定するに至るまでの具体的経緯等が他の行政文書の一部開示（乙Ａ４０参照）により既に公にされているから，当該個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能である上，既に日韓間で紛争の解決に関する交換公文が調印されたことに照らすと，被告の主張を精査しても，当該個人的見解がどのような観点から韓国との信頼関係を損ない又は韓国との交渉上の不利益を被るおそれがあるといえるかが明らかでないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じ

させたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。また，当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば，政府部内で示された個人的見解であることが情報公開法５条３号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは，本文において説示したとおりである。

(ｶ)　不開示部分⑥に記録されている情報のうち，<ｱ>昭和４０年当時，韓国朴正熙大統領（当時）がＺ２７５在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分は，竹島問題に関する韓国側の見解であり，本件全証拠によっても，日本政府関係者がＺ２７５在韓米国大使（当時）から上記情報を入手するに当たり，上記情報及びその入手先等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国又は米国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとまではいえない。

これに対し，<ｲ>その余の外務省内部における竹島問題についての率直な意見，内部的な対応状況に係る部分は，竹島問題に関する日本側の見解等であり，日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであること，これは，前記ア(ｴ)で認定した不開示部分の前後の文脈を考慮すると，竹島問題に関する韓国側の見解が「竹島問題のタブーは１つは竹島の字句を条約面に出すこと，１つは国際司法裁判所である」との指摘以上に日本側にとって深刻かつ厳しいものであることを踏まえて出された外務省内部の率直な意見やこれに対する内部的な対応状況であることから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変

化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，少なくとも，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ｷ) 不開示部分⑦に記録されている情報は，日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関するＺ２９３条約局長の個人的見解であり，証拠（乙Ａ４０［－２４３－］）によれば，この点に関してＺ２３１アジア局長が「『生ずる』を書くと将来の紛争に限られ，竹島問題は除かれることがはっきりしてしまうので困る」と見解を示したことや韓国側が日本側の文言案を受け入れるに当たり「韓国代表団が帰国後本件了解には竹島が含まれていないとの趣旨を言明することがあっても日本側からは公式には直ちに反論を行わないでほしい。もっとも，日本で後日，国会で竹島を含む旨の答弁を差し控えることまではお願いするつもりはない」と発言したことが他の行政文書の一部開示（乙Ａ４０参照）により既に公にされていることが認められるから，当該個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であること等に照らすと，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば，通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，不開示部分②，不開示部分③の<ｱ>の部分，不開示部分④，不開示部分⑤，不開示部分⑥の<ｱ>の部分及び不開示部分⑦に係るものについては，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が

法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はないことを併せ考慮すると，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

他方，その余の部分（不開示部分①，不開示部分③の<イ>の部分及び不開示部分⑥の<イ>の部分）は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号３－１６の文書の不開示部分①，不開示部分③の<イ>の部分，不開示部分⑥の<イ>の部分に記録されている情報は，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これらの情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　結論

以上によれば，通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１６の文書の不開示部分に記録され

ている情報であって次の(1)に掲げた部分は，違法であるといわざるを得ないが，次の(2)に掲げた部分は，適法である。

(1)ア　不開示部分②

イ　不開示部分③のうち，昭和２９年当時，日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分（<ｱ>の部分）

ウ　不開示部分④

エ　不開示部分⑤

オ　不開示部分⑥のうち，昭和４０年当時，韓国朴正熙大統領（当時）がＺ２７５在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分（<ｱ>の部分）

エ　不開示部分⑦

(2)ア　不開示部分①

イ　不開示部分③のうち，上記(1)イに掲げた部分以外の部分（<ｲ>の部分）

ウ　不開示部分⑥のうち，上記(1)オに掲げた部分以外の部分（<ｲ>の部分）

（別紙５）通し番号３－１７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１７の文書（文書１１２４）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書であり，「第Ⅰ編　総説」，「第Ⅱ編　交渉担当者の手記・談話」，「第Ⅲ編　資料」の３編で構成され，特に第Ⅰ編には，日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている。

２　通し番号３－１７の文書のうち不開示部分は，１３６ページ（－１３６－）下から約２行分及び１３７ページ（－１３７－）上から約３行分であり，１９４７年（昭和２２年）当時，我が国が連合国の占領下に置かれ施政権の制約が受けていた中，日本政府が竹島の領有権を確保するためにとった具体的な措置が記録されている。

（乙Ａ５５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－１７の文書の不開示部分に記録されている情報については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

イ　被告は，原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず，また，仮に，不開示部分について，これ以上の説明を加えようとすれば，それは，当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

２　原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については，竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その交渉の継続性が肯定される場合でも，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で，不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており，交渉上の立場を不利にするおそれを，到底認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ５５）によれば，通し番号３－１７の文書の不開示部分（１３６ページ（－１３６－）下から約２行分及び１３７ページ（－１３７－）上から約３行分）の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　上記不開示部分は，「第Ⅰ編　日韓国交正常化交渉の記録」の「Ⅰ　平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談」，「２．韓国政府成立後」，「(7)　領土問題」の項にあり，その余の項には，歴史的経緯や関連事項に関する統計・新聞報道等のほか，日韓両国の主張・見解等が具体的に記載されている。

(ｲ)　上記不開示部分は，「(7)　領土問題」の項の「(ﾛ)　竹島」と題する部分にあり，その前後の記載は下記のとおりである。

日本が連合国の占領下に置かれた後，総司令部の指令によって竹島に対する日本政府の行政権の行使が停止され，更にマッカーサーラインによって竹島周辺に日本船舶及び日本国民の近接することが禁止された。そのため日本政府としては，１９４６年7月２６日付け県令第４９号で島根県漁業取締規則中から竹島とそのアシカ漁業に関する項目削除の措置を執った。■■■不開示部分■■■

一方，韓国側では，韓国人漁夫がこの島に赴いて漁猟をしており，その年，７月２３日の「Ｚ１４５」には，境にいる日本人が竹島に関心を持っていることに関する記事について「版図に野欲の魔手ーすてない日本人の侵略性」の見出しをつけて反駁し，Ｚ１４６国史官庁が「当然われらのもの」と語った記事を載せており，同年８月４日にＺ１４７民政長官の下で各界の権威者を招いて会合を開き，その後８月１６日～２５日にＺ１４８会主催の学術調査団がＺ１４６氏を団長として竹島に送られ，「独島はわが版図」として総司令部にその調書を送ると報じていた〔大韓公論社※「独島」（１９６５年１１月１５日）所載，申奭鎬「独島の来歴」，朴大錬「独島は韓国の領土」による。〕。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１７の文書の不開示部分（１３６ページ（－１３６－）下から約２行分及び１３７ページ（－１３７－）上から約３行分）に記録されている情報は，１９４７年当時，我が国が連合国の占領下に置かれ施政権の制約を受けていた中，日本政府が竹島の領有権を確保するために執った具体的な措置であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１７の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，１９４７年当時，竹島の領有権確保のために日本政府が執った具体的な措置であり，本件全証拠によっても当該措置の内容が公にされていると認めるに足りる的確な証拠がないことをも併せ考慮すれば，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－１７の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記 (1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号３－１７の文書に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－１７の文書に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１７の文書に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号３－１８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１８の文書（文書１１２７）は，外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説１１の部分であり，通し番号２－３４の文書（文書１１２６）に続く文書で，日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている内部文書である。

２　通し番号３－１８の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，３５ページ（－３５－）及び３６ページ（－３６－）の部分であり，昭和３９年１２月２１日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する内部文書中にあり，我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案，韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由及び具体的な解決策が記録されている。

（乙Ｂ５６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１８の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策であり，日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の結果が推認される内容であるところ，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況

等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－１８の文書の不開示部分に記録されている情報については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

イ　被告は，原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず，また，仮に，不開示部分について，これ以上の説明を加えようとすれば，それは，当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

２　原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については，竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その交渉の継続性が肯定される場合でも，被告は，現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で，不開示部分が，具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり，今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており，交渉上の立場を不利にするおそれを，到底

認めることはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－１８の文書の不開示部分（３５ページ（－３５－）及び３６ページ（－３６－）の部分）の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ５６）。

ａ　上記不開示部分は，昭和３９年１２月２１日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する内部文書中，「３　その他の問題」，「(5)　竹島問題」の項にあり，その余の項（「(1)　請求権問題の解決方式」，「(2)　船舶及び文化財問題」，「(3)　拿捕日本漁船の返還問題」，「(4)　在日韓国人の法的地位問題」）には，日本側の具体的な対処方針，韓国側の主張の具体的内容，日本側としての今後の具体的な見通し等が記録されている。

ｂ　上記不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

日本側としては，日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残っているということでは国民感情の上からもとうてい認め得ないところなので，少なくとも本問題解決の明確な目途をつけておくべきであるとの立場から，本件を最終的にはＩＣＪに付託することを両国間で合意するとの提案を行っている次第である。

（注，韓国側は，本件は日韓会談の議題外であると主張■■■不開示部分■■■他方，韓国側は，国連にもＩＣＪにも加入していないこと，■■■不開示部分■■■韓国としてはＩＣＪには応じない

可能性多く，■■■不開示部分■■■

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号３－３４の文書の一部開示部分の内容は，（別紙５）通し番号３－３４で認定したとおりであるが，上記不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである。

記

（注，韓国側は，本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ，■■■不開示部分■■■韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。他方，韓国側は，国連にもＩＣＪにも加入していない■■■不開示部分■■■

イ　前提事実（各論）のほか，上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１８の文書の不開示部分（３５ページ（－３５－）及び３６ページ（－３６－）の部分）に記録されている情報は，通し番号３－３４の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「「韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言のほか，昭和３９年当時における①我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案，②韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由及び③これに対する日本側の具体的な解決策であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１８の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち，通し番号３－３４の文書で開示されている部分は，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるし，また，上記①及び②の点は，韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決策及び韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由であり，本件全証拠によっても，当該解決策等が日韓両政府間で秘密裡に行われた会合等で示されたものであり，かつ，これを一般に公開しないことが約束されたことを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日

韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

他方，上記③の点は，韓国側の対案等に対する日本側の対処方針と同様のものであり，日本政府部内で検討されたものであって韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－１８の文書の不開示部分のうち，通し番号３－３４の文書で開示されている部分並びに上記①及び②の点については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，通し番号３－３４の文書で開示されている部分については，仮に当該部分が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝

鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

他方，上記③の点については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号３－１８の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，韓国側の対案等に対する日本側の具体的な解決策に係る部分（上記(1)イ③の点）については，更に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記部分を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－１８の文書に記録されている情報のうち，韓国側の対案等に対する日本側の具体的な解決策に係る部分（上記(1)イ③の点）は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１８の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，

次の(2)に係る部分は，適法である。

(1) ａ　通し番号３－３４の文書で開示されている「韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言

ｂ　韓国側の対案や韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由に係る部分（上記１(1)イ①及び②の点）

(2)　上記(1)に掲げた部分以外の部分（韓国側の対案に対する日本側の具体的な解決策に係る部分。上記１(1)イ③の点）

（別紙５）通し番号３－１９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－１９の文書（文書１２４８）は，「日韓関係の打開について」の題名の下に手書きで「三十，一，二十一，Ｚ２４１局長記」と記録されているとおり，Ｚ２４１局長が作成した内部文書であり，日韓関係に関する諸懸案事項について，「日韓会談決裂の原因」，「いわゆる『請求権問題』」，「会談決裂後の経緯」，「竹島問題の処理」と各項目分けがされた上で，それぞれの問題点及び解決策が記録されている。

２　通し番号３－１９の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，「竹島問題の処理」について記録されている１３ページ（－１１－）の７行目から８行目までの約２行分，１１行目から１３行目まで及び１４ページ（－１１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，竹島問題についての我が国の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法について具体的な意見，具体的には，竹島問題の経済的価値，解決案について日本側と韓国が互いに譲歩する余地及び更なる対案が記録されている。

（乙Ａ５７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題についての日本側の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法についての具体的意見，見通しであり，あくまで外務省内部における一つの評価や内部的意見，見通しにすぎないものであるところ，竹島問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか，韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等，日韓両政府及び国民がそれぞれの立場か

ら高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題であり，本問題の解決に向けては，政治的な重要性，歴史的経緯，国際法上の論点，両国国民の感情，更には国際社会の認識等も踏まえた上で，万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること，このような内部における評価や意見，見通しは，公開されることが予定されていないものであり，このような内部的な意見等まで公開されることになれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることからすると，これを公にすることは，韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　原告らの主張(1)については，被告としては，当該不開示部分の情報が，韓国側に伝わっているかどうかは，不開示情報に関わるものであるため，上記主張の当否については論及することができない。仮に，当該情報が韓国側に伝わっていたとしても，通し番号３－１９の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ，他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

イ　原告らの主張(2)については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，竹島の経済的価値，竹島問題の解決案及び譲歩の余地に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不

利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

ウ　原告らの主張(3)については，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によってなんら減少していない。

エ　原告らの主張(4)については，特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について，公開することが予定されていない情報が公にされれば，他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており，信頼関係が損なわれれば，当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなる。

2　原告らの主張の要旨

(1)　竹島問題についての日本の主張は，これまでも韓国側に伝えられてきたものであって，日本政府が公にしているものであるし，日本側が自身の主張を評価することはいわば当然のことと考えられ，そのための率直な意見，見通しの公開により，「政府内部での検討状況が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

(2)　竹島問題の解決方法についての具体的な意見についても，日本政府はこれまで国際司法裁判所への提訴の立場を明らかにしてきたのであって，これが公開されたからといって，「政府内部での検討状況が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

(3)　通し番号３－１９の文書は，既に５４年前の文書であって，当時の外務省職員の率直な意見，見通しが，「現在又は将来の」交渉にどのように不利益になるかについては，被告は一切主張していない。

(4)　「公開することが予定されていない」ことは，それ自体が情報公開法５条の不開示情報となるものではなく，「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ」の主張については，同条３号（交渉上の不利益）との関連性を全く欠

いており，主張自体失当である。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ５７）によれば，通し番号３－１９の文書の不開示部分（１３ページ（－１１－）の７行目から８行目までの約２行分，１１行目から１３行目まで及び１４ページ（－１１－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分））の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

五，竹島問題の処理

日韓会談が再開されれば，請求権問題，漁業問題の二は解決の曙光が見出されるわけであるが，日韓間に横わるもう１つの問題たる竹島帰属の件は従来日韓会談の対象となっているのみならず，韓国側としてはその韓国領たることを国民に誇示している関係上今後もこれを日韓間の論議の対象とすることは拒否すると思われる。■■■不開示部分■■■日本国民としても領土の帰属については心理的に極めて敏感であり，かつ明治３８年には閣議決定に基づいて島根県告示により同島を正式に日本領土に編入しており■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年当時における竹島問題の経済的価値，解決案について日本側と韓国が互いに譲歩する余地及び更なる対案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－１９の文書の上記不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の分析結果又は対処方針等であり，日本政府部内で検討されたものであって韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等

の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－１９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号３－１９の文書に記録されている上記情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－１９の文書に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－１９の文書に記録されている情報に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号３－２０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－２０の文書（文書１２８７）は，「日韓会談議題の問題点」の題名の下に手書きで「３１年５月　Ｚ２５７大使説明資料」と記録されているとおり，外務省の内部文書であり，「目次」に記録されている「基本関係樹立問題」「財産請求権問題」「漁業問題」「在日朝鮮人の国籍処遇問題」「船舶問題（Ｚ２２１発言について，竹島問題，韓国代表部の地位）」に関する各問題点等について具体的な内容が記録されている。

２　通し番号３－２０の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，６９ページ（－６５－）の次の部分であり，竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価，具体的には，Ｚ２２４・Ｚ２２５会談において竹島問題が日韓会談で取り上げられないこととなった理由及び竹島の経済的価値についての評価が記録されている。

①　３行目及び４行目の約１行分（以下「不開示部分①」という。）

②　６行目から８行目までの３行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ５８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価であり，あくまで外務省内部の見解にすぎないものであり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることは，韓国側の主張に対す

る日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　原告らの主張(1)アについては，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，日韓国交正常化の過程において竹島問題が棚上げされた理由及び竹島の経済的な価値についての評価に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

また，通し番号３－２０の文書から，当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れるとしても，当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ，他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

イ　原告らの主張(1)イについては，通し番号３－２０の文書の不開示部分②の情報が公知であったかどうかについては，不開示情報に関わるものであるため，論及することができない。仮に，当該不開示部分に記録されている情報が韓国側に伝わっていたとしても，通し番号３－２０の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ，他国

との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

ウ　原告らの主張(2)については，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

2　原告らの主張の要旨

(1)ア　通し番号３－２０の文書の不開示部分①は，「客年の初めのＺ２２４・Ｚ２２５会談においても，竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし，■■■不開示部分■■■との見地から，その会談とは別とすることに合意され，取り上げられなかった」とあり，Ｚ２２４・Ｚ２２５会談で，取り上げない理由について検討したことが窺われるところ，Ｚ２２４・Ｚ２２５会談において，竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために，同会談とは別にすることが合意されたとある以上，Ｚ３１２大使すなわち韓国側が承知している事柄であって，その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切なく，「政府内部での検討状況が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」情報とはいえない。

イ　通し番号３－２０の文書の不開示部分②は，約３行であり，不開示部分①の文章に続いており，日本と韓国との間の交渉においては，今後も竹島問題を取り上げるべきではないという方針が記録されていると推測できるが，既に，竹島問題についての日本の主張は，これまでも韓国側に伝えられてきたものであって，日本政府が公にしているものであり，これを公開したとしても，外交上支障が生ずるとは思われない。

(2)　さらに，通し番号３－２０の文書の上記各不開示部分の公開は，５３年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって，かつての検討状況が現在又は将来の交渉上の不利益を生じさせるおそれがあるとは考えられない。被告が，現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしてい

ない以上，「交渉上の不利益が生ずるおそれ」はない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－２０の文書の不開示部分は，「附　竹島問題」と題する部分の(5)項にあり，その余の項には，下記のとおり記載されている（乙Ａ５８）。

記

(1)　本問題については日韓会談の議題とは別個に，従来から在京韓国代表部との間で交渉が行われてきた。

　韓国側は終戦以来米国に対し竹島が韓国領土たる旨主張していた模様であるが，竹島の領有をめぐる日韓両国紛争は，韓国が昭和２７年1月，李ラインの設定を宣言した際同島を殊更李ライン内に含ませたことを発端としている。爾来わが方は韓国による同島侵犯等の不法行為発生の都度抗議する一方，竹島が歴史的にも国際法上も明白な日本領土である所以について数次にわたり申し入れた。

(2)　これに対し，韓国側は竹島が韓国領土なる旨強弁し，逆にわが方に抗議してきていたところ，昭和２９年７月に至り，その態度を積極化して同島に警備員を常駐せしめ，灯台，無線柱，家屋等の施設を構築し，同島を実力で占拠するの挙に出た。

(3)　よって我が方は，右不法行為に対して厳重抗議する一方，同年９月２５日付けをもって，本紛争を国際司法裁判所に付託して平和的かつ最終的な解決をはかることを提案したが，韓国側は１０月２８日これを拒否し，その後灯台をコンクリート製に改築し，家屋，無線柱を増設するなど現在もなお同島占拠の態度を改めていない。

(4)　日韓両国の国民感情もあり，本問題について現在何らかの妥協を行うことは双方とも極めて困難な事情にある。したがって，しばらくの間先方の不法行為に対する抗議を重ねることにより我が方領土権の保全，確保を図る従来の行き方を継続し，事態の推移を見るのほかはないと考えられる。

(ｲ)　上記(ｱ)の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ５８）。

記

(5)　客年の初めのＺ２２４・Ｚ２２５会談においても，竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし，■■■不開示部分①■■■との見地から，その会談とは別とすることに合意され，取り上げられなかった。

■■■不開示部分②■■■

(ｳ)　通し番号３－１６の文書（乙Ａ４０［－２０２－］）には，要旨下記のとおり記録されている（乙Ａ４０）。

記

１９５５年1月２９日のＺ２２４・Ｚ２２５会談で，日韓問題全体の空気を改善する立場から，竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようするために竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された。

(ｴ)　通し番号３－２６の文書（乙Ａ６３）中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書には，昭和３０年1月２９日に開催されたＺ２２４大使とＺ２２５公使との第１回会談時の発言内容が記録されており，また，（三十，一，二十七，Ｚ２２４大使起案，条，ア局長と共に）と題する文書には，上記第１回会談の内容が記録されているところ，これらのうち竹島問題に関する部分の内容は，（別紙５）通し番号３－２６の「第３　当裁判所の判断」１ア(ｱ)で認定したとおり

であり，不開示部分①に関連する部分は，下記のとおりである（乙Ａ６３参照）。

記

（Ｚ２２４）（中略）なお竹島については従来とも会談の対象とはなっておらず従って別としたい。

（Ｚ２２５）これは領土問題であり別である。今更引っ込めることもできぬ問題である。

■■■不開示部分■■■

（Ｚ２２５）結構なり。（以下略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号３－２０の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

Ｚ２２４・Ｚ２２５会談において竹島問題を日韓会談で取り上げないこととした理由の概略であって上記で指摘した以外の理由であり，具体的には，通し番号３－２６の文書（乙Ａ６３）中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書の１６ページ（－１６－）の右から２行目から４行目までの３行分にある不開示部分に含まれている事項である（この点，不開示部分①の前後の記載と前記ア(ｳ)及び(ｴ)で認定した他の行政文書の開示部分の内容を対比すれば，Ｚ２２４・Ｚ２２５会談において竹島問題を日韓会談で取り上げないこととした理由の概略としては，「日韓問題全体の空気を改善する立場から，竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようする」旨が既に公にされている（これは，Ｚ２２４・Ｚ２２５会談の結果に関する報告文書に記録されているものである。）から，不開示部分①には，事柄の表現としてこれと異なるものが記録されているものと推認することができる。そして，

Ｚ２２４大使とＺ２２５公使の具体的発言内容を記録した通し番号３－２６の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書の上記不開示部分には，当該理由に相当するＺ２２４大使の発言内容でＺ２２５公使が同意したものとして，上記の既に公にされている点以外の事項を含むものが記録されていると推認することができるから，不開示部分①に記録されている情報は，冒頭に掲げたとおりであると推認することができる。）

(ｲ)　不開示部分②

竹島の経済的価値についての具体的評価

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２０の文書の不開示部分①に記録されている情報は，日韓両政府間で行われた会談（Ｚ２２４大使・Ｚ２２５公使会談）において口頭で了解された内容に係るものであり，通し番号３－２６の文書中の上記イ(ｱ)で掲げた不開示部分に記録されている情報に含まれている事項であるところ，（別紙５）通し番号３－２６の「第３　当裁判所の判断」で説示したとおり，通し番号３－２６の文書の上記不開示部分に記録された情報が情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められないことに照らすと，既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたこと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を

認めるに足りる的確な証拠はない。

他方，不開示部分②に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の分析結果であり，日本政府部内で検討されたものであって韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－２０の文書の不開示部分①に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分②に記録されている情報については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号３－２０の文書の不開示部分②に記録されている情報については，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記部分を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－２０の文書の不開示部分②に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２０の文書の不開示部分に記録されている情報であって不開示部分①に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分②に係る部分は，適法である。

（別紙５）通し番号３－２１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－２１の文書（文書１３９９）は，外務省が作成した文書であり，アジア局の主要懸案処理日報のうち，主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

２　通し番号３－２１の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，「昭和３４年１０月１０日付け『アジア局重要懸案処理月報第１６号〔昭和３４年９月分〕アジア局総務参事官室』」と題する文書中の竹島問題に関する記載部分中にあり，次のとおりである。

①　１１１ページ（－１１１－）の下から６行目から５行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

これには，我が国が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上で執った措置の内容が記録されている。

②　１１２ページ（－１１２－）上から２行目から４行目までの約３行分（以下「不開示部分②」という。）

これには，我が国が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上で執った措置に関して，昭和３４年９月２５日にＺ２７９大使がＺ２２７大使に対して発言した内容が記録されている。

（乙Ａ４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の具体的対応状況であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，

様々な事情をも踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。また，本件文書から，当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れるとしても，当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ，他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

したがって，通し番号３－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

イ　通し番号３－２１の文書の不開示部分に記録されている情報が公知であるか否かについては，不開示情報に関わるものであるため，論及することができないが，仮に本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても，通し番号３－２１の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を把握していない蓋然性

が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ，他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

ウ　竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によってなんら減少していない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－２１の文書の不開示部分は，韓国側とのやり取りの中から既に明らかとなっている客観的な事実であり，また，韓国側が承知している内容であって，不開示部分の公開により，「政府内部での検討状況が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

(2)　また，竹島問題についての日本の主張は，これまでも韓国側に伝えられ，日本政府が既に公にしているものであり，これに伴った具体的な対応を公開したとしても，現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられない。殊に，不開示部分②は，Ｚ２７９大使がＺ２２７大使すなわち韓国側に伝えた内容であって，韓国も了知しており，公開により今後の交渉において日本側の手足が縛られるとはいえない。

(3)　これらの不開示部分の公開は，５０年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであり，被告が，この点について，現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上，「交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ４２）によれば，通し番号３－２１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②は，「昭和３４年１０月１０日付け『アジア局重要懸案処理月報第１６号〔昭和３４年９月分〕アジア局総務参事官室』」と題する文書の「４．竹島問題」の項にあり，その余の項（「１．第４次日韓全面会談」，「２．抑留者相互送還」，「３．韓国側の本邦漁船不法だ捕事件」，「５．在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題」，「６．小笠原諸島旧住民に対する補償問題」，「７．沖縄の「米民砲爆撃訓練区域」強化問題」）には，当該各事項について同年８月～９月に生じた出来事やそれに対する日本政府の対応等の具体的内容が記録されている。

(ｲ)　不開示部分①及び不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　９月１５日海上保安庁巡視船「へくら」は竹島の巡視を行い，同島が韓国側により引き続き不法占拠されている事実を視認した。

(2)　■■■不開示部分①■■■韓国政府は９月１８日付け在京韓国代表部口上書をもって，竹島は韓国領土であり，海上保安庁巡視船の同島巡視は韓国の領海侵犯であるとして抗議してきた。

(3)　よってＺ２７９大使は２５日Ｚ２２７大使を招致し，■■■不開示部分②■■■韓国側から申入れがあった以上わが方領土である竹島の韓国当局による不法占拠に対し抗議せざるを得ない旨述べ，(ｲ)竹島は明らかに日本領土の一部であること，(ﾛ)したがって海上保安庁による同島巡視は国際法上当然の権利であること，(ﾊ)韓国による竹島の不法占拠に対し厳重抗議するとともに，韓国官権の同島より即時退去，同島における一切の構築物の即時撤去並びに同島周辺の日本領海における韓国漁民による不法漁業の即時中止を要求することを内容とする同月２３日付け口上書を手交した。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－２１の文書の

不開示部分①に記録されている情報は，日本政府が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上で執った措置の内容であり，不開示部分②に記録されている情報は，上記措置に関して昭和３４年９月２５日にＺ２７９大使がＺ２２７大使に対して発言した内容であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２１の文書の各不開示部分に記録されている上記情報は，海上保安庁巡視船が竹島不法占拠の事実を確認したことに基づき，日本政府が執った具体的措置の内容及びこれに関して日韓両政府の大使同士の面談の際に日本側が韓国側に示した意見又は見解であり，本件全証拠によっても，上記面談が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該面談時の発言内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－２１の文書の各不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２４

第１　前提事実（各論）

通し番号３－２４の文書（文書１５２３）は，外務省アジア局第一課が昭和３２年９月６日付けで作成した内部文書であって，昭和３２年９月６日に外務省次官会議室において開催された外務省，大蔵省，法務省，水産省及び文部省の各次官等が今後の日韓交渉に関して協議した具体的発言内容が記録されているものであり，このうち不開示部分は，８ページ（－８－）の右から４行目から６行目までの約３行分であり，李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針が記録されている。

（乙Ａ６１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，当時，日韓間における外交交渉上重要な懸案事項の一つであった李ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解が記載されており，これは公開されることが予定されていないものであり，これを公にすれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがあるほか，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針に関する情報は，内部の意見とはいえ，韓国との竹島問題と同様に機微な情報であ

り，これが公にされれば，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

イ　竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によってなんら減少していない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ自体は情報公開法５条３号の不開示情報ではなく，内部的な意見の公開と同号との関連性は何ら示されていない。また，被告の主張は，内部的な意見の公開によって，どのような理由から，「政府内部での検討状況が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が判断したのか，その論理の飛躍ははなはだしいところがある。

(2)　５２年前の次官の発言が公開されたことによって，現在又は将来の交渉上の不利益が生ずる具体的な理由も示されていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６１）によれば，通し番号３－２４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

Ｚ２７２局長

（配布資料を敷衍されつつ，非公式会談の経過，韓国側修正要求の概要，我が方が私案として提出した対案を説明され，韓国代表部の内情，韓国政府内部の動きにふれて最近は李大統領よりむしろ周りの長官級の若干

名が強硬な態度をとっており，職を賭しても譲歩しないと頑張っているとの情報があるが，韓国内部の与論はむしろ日韓交渉を是非まとめたいという気運が強いようであると述べられた。）

水産庁長官

韓国側が米国の見解によって不利な拘束を受けないとの主張をしている理由は何か。

Ｚ２３７次官

要するに，韓国の取り分が少なくなることを心配しているわけである。米国の解釈があれば日本にとって都合が良く全面会談でも相当強く主張し得るわけである。それだけに韓国側はこれを是非外したいと考えている。韓国側にはかなりの金を持って行く腹があるとみられる。

Ｚ１５４入管局長

日本側として打ち切る時期を考える必要があるのではないか。

Ｚ２３７次官

１１月に入ると漁期に入るわけで又漁船がつかまる恐れがあり，国内が騒ぎ出してくる。

水産庁長官

留守家族の援護態勢としては，だいたい今のやり方で良いと思う。要するに交渉が継続している間に次の対策を考えることが大事である。李ラインを迂回しているものがつかまるという事態は困る。

Ｚ２３７次官

だいたい今の予備折衝では全面会談で議題とする問題を片付けている。これ自身が全面会談であるともいえる。このやり方は適当であり，だいたいここで問題をこなして行けば良い。予備会談を長くやることは無駄ではない。■■■不開示部分■■■

Ｚ１５５理財局長

韓国側の不当な要求に対してはこれを峻拒するという方針は決まっているのか。

Ｚ２３７次官

まだ大臣にも話していないし，その点は決まっていない。１１月になると，今国内的に静かになっているのが，わいてくると政治家連中が事務官僚が法律論ばかりやっていてはいつまでたっても話がまとまらぬということで譲歩するということになる恐れがある。

（以下略）

イ　前提事実及び前記アの認定事実によれば，通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その前後の記載内容に照らすと，昭和３２年当時，Ｚ２３７外務事務次官が関係各省次官会議において李ライン問題に関連して述べた領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針であると推認することができる。

そうであるとすれば，通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，昭和３２年当時における個別事情（領海問題及び漁業問題）に関するソ連（現ロシア）への対処方針に係るものであって，竹島問題自体に係るものではなく，また，これは当時の外務事務次官の個人的見解であるが，本件全証拠によっても，上記個別事情が現在まで継続していることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，現在も未解決である竹島問題又はその他の事項に関し，直ちに我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないし，また，当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば，政府部内で示された個人的見解であることが情報公開法５条３号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは，本文において説示したとおりである。そして，他に，当該文書の作成後における時の経

過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２４の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２５

第１　前提事実（各論）

１　客観的事実

日本は，韓国の独立後である昭和２６年（１９５１年）１２月１８日から同月２３日までの間，両国の共存共栄の基礎を固めるために遣韓使節を派遣し，日本と韓国，北朝鮮との間における歴史を踏まえて日本の対韓政策につき説明を行った。

（乙Ａ６２）

２　通し番号３－２５の文書の内容

(1)　通し番号３－２５の文書（文書１６３０）は，外務省が昭和２６年１２月５日付けで作成した次の文書等により構成される内部文書であり，同年１２月１８日から同月２３日までの間，韓国に派遣が予定されていた特派使節団の具体的な使命，訓令が記録されている。

ア　「遣韓使節の使命と行動基準（案）」と題する文書

イ　「遣韓使節に対する訓令（案）」と題する文書

(2)　通し番号３－２５の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針が記録されている。

①　３ページ（－３－）の左から３行目から１行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

上記(1)アの文書のうち「四，特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし，概ね左記各項の使命を帯ばしめるものとする。」の「(4)『我が官民の対韓立場の闡明』」に続く部分で，韓国において特派使節団が採るべき具体的態度が記録されている。

②　８ページ（－８－）の右から６行目から７行目までの約２行分（以下

「不開示部分②」という。）

上記(1)イの文書の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「一」に続く部分で，日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的対応が記録されている。

③　９ページ（－９－）の左から２行目から１０ページ（－１０－）の右から４行目までの約６行分（以下「不開示部分③」という。）

上記(1)イの文書の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「四，韓国要人及び在韓アメリカ人当局者との交歓等の機会を活用して我が国の立場を闡明すること。」に続く部分で，不開示部分①と同様，韓国において特派使節団がとるべき具体的態度が記録されている。

（以上につき，乙Ａ６２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれも，現在においても日韓関係で評価の異なる日本と韓国，朝鮮との間に存在する歴史的問題について日本側がとるべき態度が具体的に記録されているものであり，いずれも，公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－２５の文書の不開示部分には，過去に日本が韓国を支配していた時代についての評価を踏まえた行動指針が記載されており，韓国にとっては，このような評価を踏まえた指針は現在においても機微な性格を

帯びていることから，当該部分を公にすることにより，韓国との信頼関係を損なうおそれがある。

イ　また，通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，現在においても韓国側において関心が高い日本が韓国を支配していた時代についての評価を含んでいる。これを公にするより，いたずらに韓国側を刺激することになり，不必要に日韓関係を不和にするおそれがある。

２　原告らの主張の要旨

(1)　いずれの国においても，歴史的問題について，異なる立場・評価を持っていることは自明のことであり，特に，韓国，朝鮮との間では，日本の採っている歴史的問題に関する態度，立場は公にされており，公開したからといって，新たに日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。

(2)　５８年前の日本側のとるべき態度の公開が，現在又は将来のいかなる交渉において日本に不利になるおそれがあるのかについて，被告は一切主張立証していない。被告の主張によれば，他国と評価を異にする歴史的問題があれば，文書が不開示となることが許容されることになるが，情報公開法５条３号はそのような抽象的な「おそれ」によって行政機関の長がその該当性を認めることを予定していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－２５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ａ６２）。

ａ　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実２(1)アの文書の「四，特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし，概ね左記各項の使命を帯ばしめ

るものとする。」の「(4)『我が官民の対韓立場の闡明』」にあるが，その前後の項の記載は，下記のとおりである。

記

(1)　朝鮮独立への祝意の表明（吉田首相から李大統領へのメッセージを携行のこと）。

(2)　朝鮮官民に対し戦禍についての同情の表明（出来れば被災者に対する日常生活品等を送ることとし，その目録を贈呈すること）。

(3)　韓国要人及び在韓アメリカ当局者との交歓。

(4)　我が官民の対韓立場の闡明■■■不開示部分①■■■

(5)　我が対韓政策の大方針の説明（韓国政府をして朝鮮の地政的背景に鑑み真に我が国と協力することが南鮮の生存にとって必須の条件であること及び両国の共存共栄のために必要であることを十分に説明すること）。

(6)　進行中の東京会談に関する我が方真意の伝達（我が方が遷延政策を採っているやの宣伝が行われているのに対して十分我が真意を伝えて誤解を解くこと）

(7)　予定されている日韓交渉の題目の各々について先方の見解の表明あらばこれが聴取（先方見解についての資料の提出あればこれを接受すること）。

(8)　韓国における我が在外公館設置の問題についての我が方意向の伝達及び出来得れば了解の取付け（差し当たりは在外事務所の設置問題を急ぐが，近き将来大使館，領事館等を設置する件について話し合いを遂げること。）

(9)　韓国の近状の視察。

b　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は，前提事実２(1)イの文書中の

「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」との部分以下に記録されているところ，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

一　■■■不開示部分②■■■

右に関しては内閣総理大臣から韓国大統領に当てたメッセージを携行しこれを伝達されたい。

二　韓国国民の被った戦禍に対し日本国民の同情を表明すること。

右に関してはその表現がアメリカ側の感情を害し，あるいは共産軍側の宣伝に利用される様なことのないよう十分注意されたい。

三　韓国政府に対し我が対韓政策の根本精神を十分に説明すること。

右に関しては韓国政府をして朝鮮の地政的背景に鑑み真に我が国と協力することが朝鮮の生存に必須の条件であること及び両国の共存共栄のために必要であることを篤と説明し理解せしめたい。

四　韓国要人及び在韓アメリカ当局者との交歓等の機会を利用して我が立場を闡明すること。

右に関しては■■■不開示部分③■■■

なお，在韓アメリカ当局者に対しては（以下略）

五～八　（略）

(ｲ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号３－１７の文書の一部開示部分には，前提事実（各論）２(1)アの文書が引用されているところ（乙Ａ５５［－２３５－以下］参照），不開示部分①に相当する部分（四(4)）は，要旨下記のとおりである（乙Ａ５５）。

記

(4)　わが官民の対韓立場の闡明（領鮮時代の軍権的武断主義について

は遺憾の気持ちを示すが，朝鮮における我が産業政策によって朝鮮の民度が著しく引き上げられた事実等については，適当の機会を捉えて応酬し卑屈な態度はとらぬこと）。

イ　前提事実及び前記アの認定事実によれば，通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

通し番号３－１７の文書で開示されている上記ア(ｲ)で認定した「（領鮮時代の軍権的武断主義については遺憾の気持ちを示すが，朝鮮における我が産業政策によって朝鮮の民度が著しく引き上げられた事実等については，適当の機会を捉えて応酬し卑屈な態度はとらぬこと）。」との文言

(ｲ)　不開示部分②

通し番号３－２５の文書の不開示部分②に記録されている情報は，前提事実２(1)アの文書及び同イの文書の対応関係及び各不開示部分の前後の記載に照らすと，日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的対応であって過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針であると推認することができる。

(ｳ)　不開示部分③

通し番号３－２５の文書の不開示部分③に記録されている情報は，前提事実２(1)アの文書及び同イの文書の対応関係及び各不開示部分の前後の記載に照らすと，いずれも韓国において特派使節団が採るべき具体的態度であって過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針であり，上記(ｱ)と同旨のものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録され

ている上記各情報のうち，不開示部分①に係るものは，他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであり，その余のものは，いずれも昭和２６年当時における日韓間の歴史的事実についてのある種の評価を踏まえた行動指針（しかも，不開示部分③に係るものは，上記のように既に公にされている不開示部分①に係るものと同旨である。）であり，遣韓使節の発言等によって韓国側に示される予定であったものであることがうかがわれるから，その後現在までの間に日本が韓国に対して歴史的問題についての認識・態度を数度にわたり公式に表明するに至っていること，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にすることにより，直ちに韓国との信頼関係を損なわれるおそれ又は我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして，不開示部分①に係るものについては，仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても，以上の事実関係の下では，当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は，当該情報を公にすれば，北朝鮮と交渉するに当たり，我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で，重要

な事実の基礎を欠いているから，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２５の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－２６の文書（文書１６７１）は，外務省が作成した次の文書により構成されており，Ｚ２２４大使とＺ２２５公使との各会談における具体的発言内容が詳細に記録されている。

(1)　昭和３０年１月に作成した「日韓会談再開に関する件」と題する文書

(2)　昭和３０年１月２９日から同年３月２６日までの間，合計７回開催されたＺ２２４大使とＺ２２５公使との会談内容を記載した文書（「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書等）

２　通し番号３－２６の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次のとおりであり，日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るべくＺ２２４大使が提示又は検討した対案が記録されている。

①　１６ページ（－１６－）の右から２行目から４行目までの約３行分（以下「不開示部分①」という。）

上記１(2)の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書中にあり，竹島問題についてＺ２２４大使が述べた所感ともいうべき具体的見解が記録されている。

②　１９ページ（－１９－）の左から２行目から１行目までの約１行分（以下「不開示部分②」という。）

上記１(2)の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書に続く（三十，一，二十七　Ｚ２２４大使起案，条，ア局長と共に）と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書中にあり，竹島問題についてのＺ２２４大使の具体的対応が記録されている。

③　２２ページ（－２２－）の右から４行目から２３ページ（－２３－）の右から１行目までの約５行分（以下「不開示部分③」という。）

上記１(2)の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談（第二回）」と題する文書中にあり，竹島問題についてＺ２２４大使が述べた所感ともいうべき具体的見解が記録されている。

（乙Ａ６３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２６の文書の不開示部分に記録されている各情報は，いずれも，Ｚ２２５公使との会談において発言された竹島問題に関するＺ２２４大使の具体的な見解であり，韓国側の見解と一致しない，Ｚ２２４大使すなわち日本側の所見というべきものであるところ，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることを考慮すると，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決に向けた具体的な解決策に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交

涉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　外交において，相手国と一致した見解をとらないことは多々あることであり，そのこと自体は情報公開法５条３号の不開示情報には該当しない。

(2)　交渉相手国の韓国のＺ２２５公使との会談において発言されている以上，韓国側は既にＺ２２４大使の発言内容を把握しているのであって，これを公開したからといって，公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれは全くない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６３）によれば，通し番号３－２６の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(2)の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談の件（第一回）」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

（Ｚ２２４）Ｚ２２１声明については差し替えない。財産権についても日韓間において実質について了解ができれば考えてもよい。なお竹島については従来とも会談の対象とはなっておらず従って別としたい。

（Ｚ２２５）これは領土問題であり別である。今更引っ込めることもできぬ問題である。

■■■不開示部分①■■■

（Ｚ２２５）結構なり。なお，今後必要あらば本国に飛んで連絡を図るべ

く，また，最後には正式会議を開く必要あるべし。

（Ｚ２２４）できるだけ非公式会議で話しを決め正式会議は最後の飾り程度としたい。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(2)の文書中の（三十，一，二十七　Ｚ２２４大使起案，条，ア局長と共に）と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書の８項にあり，その余の項（１～８項）のうち，２～５項には，個別の懸案事項（請求権の相互放棄，漁業問題，在日韓国人の国籍，処遇の問題，船舶返還問題）についての日本の対処方針案が記録されており，不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

八，竹島問題は別に協議し之が為懸案解決に累を及ぼさしめず。■■■

不開示部分②■■■

(ｳ)　不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）１(2)の文書中の「Ｚ２２４大使Ｚ２２５公使会談（第二回）」と題する文書中にあり，不開示部分③の前後の記載は下記のとおりである。

記

（Ｚ２２５）本国政府から手紙を貰った。（中略）不可侵条約については，日，韓，米３国の共同宣言としたらどうか。おそらく米国も同意することと思う。Ｚ２２１声明は撤回して貰いたい。請求権の問題は必ずしも声明として貰わなくてもよい。ただし，give and take の形にすることはできぬ。韓国側の請求権の問題は，restitution の問題であり，当然返すべきものを返すことであり，莫大な額には上らない。数字は日本銀行にあると思う。国籍問題についても前回の話のラインで

差し支えない。漁業についても無茶苦茶のことは言わない。船舶についても話し合いで解決すると思う。

（Ｚ２２４）■■■不開示部分③■■■なお日本側では既に修好条約の案も作った。

（Ｚ２２５）そのような具体案の提示があれば自分は京城へ飛んで帰って連絡してもよい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，前後の記載内容に照らすと，昭和３０年当時，Ｚ２２４大使が述べた所感ともいうべき日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るための具体的見解であると推認することができる。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，前後の記載内容に照らすと，昭和３０年当時，日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るべくＺ２２４大使が提示又は検討した対案であると推認することができる。

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報は，前後の記載内容に照らすと，昭和３０年当時，Ｚ２２４大使が述べた所感ともいうべき日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るための具体的見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２６の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち，不開示部分①に係るものは，竹島問題に関する日本側の具体的見解であって昭和３０年１月２９日のＺ２２４・Ｚ２２５会談時に発言されたものであり，証拠（乙Ａ４０，Ａ６３）によれば，当該会談時の発言については，いずれも個人的見解であり，かつ，オフレコとする旨の約束がされたことがうかがわれるが，当該会談時の発言内容を記

録した通し番号３－２６の文書が既に一部開示されている上，別の行政文書（乙Ａ４０）では「１９５５年1月２９日のＺ２２４・Ｚ２２５会談で，日韓問題全体の空気を改善する立場から，竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようするために竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された」との事実も公にされていることに照らすと，不開示部分①に係るものが既に公にされているこれらの情報と事柄の表現が異なっているとしても，既に日韓基本条約等が締結されていること，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

また，不開示部分②に係るものは，同日のＺ２２４・Ｚ２２５会談における日本側の対処方針であるが，証拠（乙Ａ６３）及び弁論の全趣旨により認められる同日の会談等に鑑みると，Ｚ２２４大使がＺ２２５公使に当該対案を示して上記のとおり竹島問題に関する合意に至ったものと推認することができるから，上記と同様の理由により，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

さらに，不開示部分③に係るものは，竹島問題に関する日本側の具体的見解であって昭和３０年２月１日のＺ２２４・Ｚ２２５会談時に発言されたものであり，上記で説示した同年１月２９日のＺ２２４・Ｚ２２５会談

に関する諸事情を併せれば，上記と同様の理由により，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－２６の文書の各不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２６の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－２７の文書（文書１６７５）は，次の文書等の主に日韓会談再開に関連する文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局第二課が昭和２９年１月２１日付けで作成した「Ｚ２２１発言に関する件」と題する文書

(2)　外務省アジア局第二課が昭和２９年２月１日付けで作成した「Ｚ２２１発言に関する件」と題する文書

(3)　外務省アジア局第二課が昭和２９年２月６日付けで作成した「Ｚ２２１発言に関する件」と題する文書

(4)　外務省アジア局第五課長が作成した昭和２９年３月１８日付け「日韓問題に関する件」と題する文書

(5)　外務省アジア局第二課が昭和２９年２月１３日付けで作成した「Ｚ２２１発言に関する件」と題する文書

(6)　Ｚ２６１臨時代理大使の岡崎大臣宛ての昭和２９年２月２２日発信の電信文

２　通し番号３－２７の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次のとおりであり，いずれも，日本政府が竹島問題を巡って国際司法裁判所での解決を韓国政府に提案し韓国政府がこれを拒否した時期，日本政府が在米大使館を通じて収集した情報であり，竹島問題の裁判所への提訴に向けた準備及び韓国側が応訴を拒否した後は善後策に関する米国との協議状況が記録されている。

①　１０６ページから１１１ページまで（－１０５－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

このうち１ページは，Ｚ２３９大使が岡崎大臣に宛てた昭和２９年１０月１日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と題

する電信文中にあり，その余の５ページは別個の３文書（いずれも電信文）で全部不開示となっているが，いずれも竹島問題についての具体的見解が記録されている。

② １１６ページから１１８ページまで（－１０９－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは，昭和２９年１１月１７日付け在米国大使館発の電信文（３ページ）であり，竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び竹島問題を含む日韓両国間において見解を異にしている諸問題について米国側と協議した際における米国側の具体的見解や外交交渉において重要である上記協議における米国側のスタンス及び対応状況の具体的内容が記録されている。

③ １４９ページから１５１ページまで（－１３９－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは，昭和２９年９月２４日付け外務大臣発在米国大使館宛の電信文（３ページ）であって，竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認するための訓令電報であり，これに関する具体的な対応状況が記録されている。

④ １５３ページ（－１４０－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

これは，昭和２９年１０月６日付け外務大臣発在米国大使館宛の電信文（１ページ）であって，上記③の電信文を補足するために後日発電されたものであり，竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解の確認に関する対応状況が記録されている。

⑤ １６１ページから１６８ページまで（－１４８－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

このうち４ページは，岡崎大臣がＺ２３９大使に宛てた昭和２９年１１月５日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中にあり，その余の４ペ

ージは別個の２文書（いずれも電信文）で全部不開示となっているが，いずれも竹島問題についての具体的見解が記録されている。

⑥　２１０ページから２１８ページまで（－１８９－に「次ページ以下９ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは，別個の２文書（いずれも公信文で全９ページ）で全部不開示となっているが，いずれも竹島問題について具体的見解が記録されている。

⑦　２２７ページ（－１９７－）の左から約６行分（以下「不開示部分⑦」という。）

岡崎大臣がＺ２３９大使に宛てた昭和２９年４月９日付け「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書中にあり，日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが，廃案となった具体的提案内容が記録されている。

（以上につき，乙Ａ６４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記不開示部分⑦を除き，いずれも，竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また，上記不開示部分⑦は，日韓問題を平和的に解決する具体策として提出された具体的提案内容が記録されているが，廃案となったもので，あくまで政府内部の見解にすぎないものであるから，これが公にされれば，我が国の立場が不利になるおそれがある。

したがって，これらを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報が公知であるか否かについては，不開示情報に関わるものであるため，論及することができないが，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決に向けた国際司法裁判所への提訴の具体的な準備作業，及び韓国による応訴拒否後に米国と協議した善後策の内容は竹島問題に対する日本の具体的な対処方針に関わる極めて機微なものであり，このような情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

イ　他の電信が開示されていることをもって通し番号３－２７の文書の不開示部分②，不開示部分③及び不開示部分④（以下，単に「不開示部分②～④」という。）を開示する理由にはならない。また，上記のとおり，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下，６４年前に検討された解決案であっても，公にすることにより，交渉上の不利益を被ることは合理的に想定され得るほか，竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意

見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても，このような情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり，現時点では，情報公開請求に応じて開示する性質のものではない（情報公開法５条３号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも，他国政府の立場又は考え方についての情報であっても，我が国が他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被り得るものについては，少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。）。

ウ　電信文が発受信された日時，電番，秘密指定，本省の主管課室，本省内の協議先及び配布先等といった電信文の外形事項が開示されれば，当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば，通し番号３－２７の文書のように，本省と在米大使館との間において訓令と回訓のやりとりを行っていた場合には，日時と発受信者のみから少なくとも米国政府との間の水面下の協議の時期や頻度が推知され得る。通し番号３－２７の文書の不開示部分②～④の内容は，前記のとおり，竹島問題の解決策に関して日本政府が在米大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることに鑑み，それらの日付，時間，送信者，宛先等を公にすることにより，電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから，国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

２　原告らの主張の要旨

(1)　竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子は，日本政府が，ホームページやその他の資料で公にしている方針・立場からすれば，その内容は既に明らかになっており，竹島問題等に

関する交渉の様子は，韓国側との間の交渉であって，既に韓国側において認知されていることであるから，これを不開示とする理由は何ら存しない。

(2)　通し番号３－２７の文書の不開示部分②～④については，電信文であるところ，甲６４によれば，電信文が多数含まれる文書において，当該電信文が公開されているものもあることからすれば，上記不開示部分②～④のみ不開示とする理由は明らかでない上，不開示部分の内容に関する被告の主張には変遷があり，不開示となった情報の主体や性格が特定されていないという点で，被告の主張立証が尽くされていない。さらに，被告主張の不開示理由についても，竹島問題等の日本の対策に関する昭和２９年当時の米国政府の見解が，いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかについても，６４年前の外交交渉における「見解」，「スタンス」，「対応状況」が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できず，また，交渉の第三国である米国政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから，日本の外交交渉に不利益を与えることは論理的に想定できない（特に，上記不開示部分③・④については，６４年前における米国政府の見解に日本政府が対応した内容が，日本と韓国との間の外交交渉に影響を与えるとは考えられない）という意味で，不開示理由の説明として不十分であるし，米国政府の見解が開示されることとそれらの結果との間には，論理的な関連性が欠如している。

また，被告は，未解決の二国間の問題を指摘するのみであり，竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が，どのような理由によって，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり，日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについては，何ら主張立証をしておらず，具体的な理由は明らかにされていない。

韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過

によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

(3)　通し番号３－２７の文書の不開示部分②～④は，電信文であるところ，日付，時間，電信文の送信者，宛先，件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は，全く不明である。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６４）によれば，通し番号３－２７の文書につき，次の事実を認めることができる。

(ｱ)　通し番号３－２７の文書中に含まれる電信文は，一般的に，その様式として，<ｱ>発信者及び宛先の氏名・所属先名，<ｲ>発信及び受信の日時，<ｳ>表題（当該電信分の件名又は要旨等），<ｴ>本文，<ｵ>配布先等が記載されている。また，在米大使館員が米国側から一定の情報を入手したことを報告する電信文においては，一般に，<ｶ>本文中に当該情報の入手経緯（例えば，「〇日（米国の）〇〇省係官が〇〇について当館員に語ったところは次のとおり。」，「（米国の）〇〇省へ質したところ回答左の通り」，「〇〇が〇〇日〇〇と会談せるがご参考となるべき点左の通り」等）が記録されている。

(ｲ)　不開示部分①，不開示部分⑤及び不開示部分⑦の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ａ　不開示部分①

不開示部分①の一部は，Ｚ２３９大使が岡崎大臣に宛てた昭和２９年１０月１日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に

関する件」と題する電信文中にあり，同電信文１ページには，国務省の係官から内話した内容として「国務省の法律専門家中一部には平和条約において竹島の地位について明記していないので，１９０５年日韓併合当時の状態により帰属決定を行うべきであるとの意見もあるが，条約起草関係者を含む大部分のものは，平和条約はカイロ宣言の原則に基づき起草され，日本より分離すべき島嶼を明記せるものであり，条約解釈論として同島は日本に帰属すべきものであるとの見解を有している。」とある。

b　不開示部分⑤

不開示部分⑤の一部は，岡崎大臣がＺ２３９大使に宛てた昭和２９年１１月５日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中にあり，同電信文には，「一，本問題の国際司法裁判所付託を提議した９月２５日付け口上書に対し，在京韓国代表部は，１０月２８日付け口上書をもって，韓国政府が右提議を拒否する旨回答越した■■■不開示部分■■■

c　不開示部分⑦

不開示部分⑦は，岡崎大臣がＺ２３９大使に宛てた昭和２９年４月９日付け「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書である「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する書面の五項にあり，その前後の記載は，下記のとおりである。

記

五　会談決裂後，国内世論は再び沸騰し，対韓強硬論が再度台頭した。韓国側は，会談継続中も我が方の要望にかかわらず漁船の拿捕を継続し，決裂後もこの事態が続いた。１０月末会談の経緯報告に赴いたＺ２２１代表に対し，吉田総理はＺ２２５公使の召喚要求，及び在日朝鮮人に対する生活保護費打切りの２点を至急閣議決定案とし

て提出方を指示した。

他方，業界においても政府の強硬論を要望する声強く，水産庁においてフリゲート艦護衛下の強硬出漁を閣議決定せんとする案を作り，外務省において関係各省との間にこれが協議を行ったが，外務省としてはこれらの強硬論を排し，先ず平和的解決に努力を重ねることとした。

■■■不開示部分■■■

更に１０月末極東軍事情勢視察のため来日したＺ２９４米陸軍参謀長に対し，総理のサヂェスチョンにて別紙（二）の大臣所管を１０月２８日送付した。（Ｚ２９５大将は２８日朝早く韓国に赴いたので，書簡は同日午後早く飛行機にて追送，同夜のＺ２９４・李会談前にＺ２９５大将の手元に届いたはず。なお，同日本書簡写しをＺ２４０大使，及びＺ２９６国連軍司令官に送付した。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，電信文１通の一部不開示及び電信文３通の全部不開示に係るものであるところ，いずれも(a)昭和２９年当時，日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解であり，更に全部不開示に係るものについては，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等を含むものと推認することができる。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，電信文１通の全部不開示に係るものであるところ，(a)昭和２９年当時，竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び日韓両国間において見解を異にしている諸問題（竹島問題を含む。）について，米国側が日本政府と協議した際に示した具体

的見解，スタンス及び対応状況のほか，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報は，電信文１通の全部不開示に係るものであるところ，(a)昭和２９年当時，在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況のほか，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。

(ｴ)　不開示部分④に記録されている情報は，電信文１通の全部不開示に係るものであるところ，(a)昭和２９年当時，在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況のほか，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。

(ｵ)　不開示部分⑤に記録されている情報は，電信文１通の一部不開示と電信文２通の全部不開示に係るものであるところ，いずれも(a)昭和２９年当時，日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解であり，更に全部不開示に係るものについては，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等を含むものと推認することができる。

(ｶ)　不開示部分⑥に記録されている情報は，電信文２通の全部不開示に係るものであるところ，いずれも(a)昭和２９年当時，日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解のほか，(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。

(ｷ)　不開示部分⑦に記録されている情報は，昭和２９年当時，日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが，廃案となった具体的提案内容である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２７の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　通し番号３－２７の文書の不開示部分のうち，不開示部分⑦以外のもの（以下，単に「不開示部分①～⑥」という。）

ａ　前記イ(ｱ)～(ｶ)の各(a)に掲げた部分は，日本政府関係者が米国政府関係者から聴取するなどした竹島問題又は竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び日韓両国間において見解を異にしている諸問題に関する具体的見解等に係るものであり，それらが昭和２９年当時におけるものであり，本件全証拠によっても，日本政府関係者と米国政府関係者との間で米国側の当該対策又は見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

ｂ　また，前記イ(ｱ)～(ｶ)の各(b)に掲げた部分は，電信文の様式に係る事項及び上記各(a)に掲げた部分の情報を入手した経緯等に係るものであり，電信文に一般的に記録される情報であって上記各(a)に掲げた部分の情報とは別個の価値を有するものである。そして，一般に，電信文の外形的事項を開示することが当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなり得ることは，被告主張のとおり（前記第２の１(2)ウ参照）であるが，前記イ(ｱ)～(ｶ)の各(b)に掲げた部分は，

<a>昭和２９年当時におけるものであり，既に開示されている通し番号３－２７の文書には昭和２９年に作成された電信文等が一定の内容ごとに編年体でつづられていることから，日本政府が在米大使館を通じて日韓会談に関する米国側の具体的見解等の情報を積極的に収集するなどしていたことは相当程度明らかにされているし，<b>弁論の全趣旨によれば，本件各文書に係る一部開示部分には，被告において竹島問題又はこれに付随する問題等に関する米国側の具体的見解等が記録されている電信文であっても上記部分を一部開示したものが多数存在することが認められ，また，<c>日韓会談の歴史等に関心を有する原告らにとっては，上記各(b)に掲げた情報も有意の情報であるといえること等に加え，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

ｃ　そして，上記ａ及びｂで説示した各部分については，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ｲ)　不開示部分⑦について

不開示部分⑦に記録されている上記情報は，昭和２９年当時，廃案になった日韓問題を平和的に解決するための具体策に係るものであるが，本件全証拠によっても，これが竹島問題等の日韓間で現在まで未解決である事項に係るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたことなど，当該

文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２８

第１　前提事実（各論）

通し番号３－２８の文書（文書１６７６）は，昭和３０年に実施されたＺ２４０駐日米国大使との各会談記録等であり，このうち不開示部分は，５５ページ（－５５－）の約１０文字分であり，昭和３０年１２月７日付け「重光大臣，Ｚ２２４大使，Ｚ２４０米大使と会談の件」と題する文書中にあり，当時，日韓間において懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関して，Ｚ２２４大使がＺ２４０駐日大使に対して提起した具体的解決案（これは，その内容は竹島問題の解決案と同じである。）が記録されている。

（乙Ａ６５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間において懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解で，日本側から提起された具体的見解に対し，Ｚ２４０駐日大使が「全然同感なり」と賛同していることから，李ライン問題に関する解決策として米国政府の率直な見解でもある。日韓間における重要な懸案事項について日米間において話し合いがなされ，日本側の提案に米国政府が賛同した具体的な解決策の提案が公にされると，日本と米国のみならず，日本と韓国，韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり，日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもあるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　原告主張の米国公文書の取扱いと時間的要素については，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として考慮されるものではない。

イ　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題の解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

また，竹島問題が引き続き未解決であり，両国間最大の懸案の一つである状況下，時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がないし，竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

ウ　日本側の提起した具体的見解自体が，韓国側に伝えられている内容であるかどうかは，不開示情報に関わるものであるため論及することができないが，仮に，通し番号３－２８の文書に含まれる情報が韓国側に伝わっているものであったとしても，当該文書が作成されたのは約半世紀前のこと

であり，現世代の政府関係者及び国民は，当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下，改めて当該情報が公にされれば，新たな情報が発表されたことと同じように受け止められるから，他国との信頼関係を損ない，又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

2　原告らの主張の要旨

(1)　米国においては，たとえ秘密指定がなされた公文書であっても，大統領命令によって，作成から２５年が経過すれば自動的に秘密指定が解除される仕組みをとっており，その中には日本と米国との間の外交交渉も多く含まれているところ，通し番号３－２８の文書は，その２倍以上の５４年が経過しており，当時のＺ２４０大使が賛同した日本政府の見解が公開されたからといって，日本と米国，韓国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれはなく，日韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

(2)　韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はなく，被告は，「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉において立場が不利になる」との理由を区別しておらず，第三国の米国の者の発言がどのような理由により日本の交渉において立場を不利にするものであるかについても何ら主張していない。

(3)　日本側の提起した具体的見解自体は，韓国側には伝えられている内容であると思われ，これについてアメリカの大使が賛同したからといって，直ちに，日本と韓国，韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえず，韓国の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６５）によれば，通し番号３－２８の文書の不開示部分は，昭和３０年１２月７日付け「重光大臣，Ｚ２２４大使，Ｚ２４０米大使と会談の件」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

（Ｚ２２４）昨日の会談の模様を大臣に報告せるところ，大臣は日韓問題にぜひ米政府の協力を得たしとの意向なり。以下は自らの私見なるも，李ラインの問題のみを取り上げても韓国はこれに応ぜざるべく結局 over-all の解決が必要となろう。

（Ｚ２４０）全然同感なり

（Ｚ２２４）over-all の解決を計るとなれば，claim の問題がどうしても中心となろう。この問題は内政的措置を要するも自分はある意味でよい機会と考えている。最も急を要するのは李ラインで打合せを行わぬことなり。

（Ｚ２４０）同感なり

（Ｚ２２４）措置としては，例えば国際司法裁判所■■■不開示部分■■■も考えられるが，しかし事態は更に急速の措置を要する。

（Ｚ２４０）全然同感なり

（大臣出席）

（以下略）

イ　前提事実及び前記アの認定事実（特に不開示部分の前に「以下は自らの私見なるも」との記載があること）によれば，通し番号３－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年当時，李ライン問題に関して，Ｚ２２４大使がＺ２４０駐日大使に対して提起した個人的見解としての具体的解決案であって，国際司法裁判所に関係するものであると推認

することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３０年当時，Ｚ２２４大使が米国政府関係者に対して発言した李ライン問題の解決策に関する個人的見解であるが，本件全証拠によっても，これが同年当時の日本政府の公式見解と異なるものであると認めるに足りる的確な証拠はなく，また，上記見解を示された米国政府関係者は，単に上記見解に賛同の意を示したにすぎないから，証拠（乙Ａ４０）によれば，同年当時に日本側が韓国側に提示した竹島問題に関する解決策等については，既に行政文書の一部開示により明らかにされていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，米国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－２８の文書に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報

に該当するとは認められない。

3　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２８の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－２９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－２９の文書（文書１６８６）は，米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」であり，次の文書によって構成されている。

(1)　昭和３９年９月２６日にＺ２６２公使から手交された英文の書面

(2)　外務省が作成した「９月２６日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書

(3)　外務省北東アジア課が作成した昭和３９年９月２９日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書」

(4)　「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書

２　通し番号３－２９の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも上記１(4)の文書中にあり，日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記されたトーキングペーパーの内容に対する我が国のコメントの中で，韓国との交渉において，日本側の態度が，韓国側にどのようにして受け止められるか，又は，韓国国民の反応ぶりについて，日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり，いずれもほぼ同一内容である。

①　３５ページ（－３５－）の上から１３行目から１７行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　４２ページ（－４２－）の上から１１行目から１７行目までの約６行分（以下「不開示部分②」という。）

③　４９ページ（－４９－）の下から５行目から５０ページ（－５０－）の上から３行目までの約７行分（以下「不開示部分③」という。）

④　５７ページ（－５７－）の下から５行目から５８ページ（－５８－）の上

から３行目までの約７行分（以下「不開示部分④」という。）

（以上につき，乙Ａ６６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記録されているトーキングペーパーの内容に対する外務省の具体的な批評又は見解であり，極めて率直な内容が含まれているため，これを公にすると，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号３－２９の文書の上記不開示部分の内容は，韓国国民の反応ぶりについて，日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり，公にされることで事前に予測し難い事態を惹起する可能性は排除されない。

また，竹島問題は，今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり，日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していないし，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

２　原告らの主張の要旨

(1)　韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号３－２９の文書の上記不開示部分は，４５年前の米国のトーキングペーパーに対して４５年前の外務省が具体的な批評や見解を述べたものにすぎず，時の経過も考慮すれば，直ちに韓国との交渉上の立場を不利にすることにつながらず，米国との信頼関係についても，米国においては，作成から２５年が経過した公文書は，大統領命令により自動的に秘密指定解除がされるから，当該トーキングペーパーは既に米国で公開されている可能性が高く，米国に対する信頼関係を損なうおそれもない。

(2)　極めて率直な内容の公開自体は，情報公開法５条の不開示情報の該当性の根拠となるものではなく，被告は，率直な内容の公開がどのような理由によって日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるかを一切主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実（各論）のほか，証拠（乙Ａ６６）により認められる不開示部分の前後の記載内容に照らすと，通し番号３－２９の文書の各不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３９年当時，米国政府のトーキングペーパー（日韓問題に関する具体的な見解を記載したもの）に対する日本政府のコメントとして，韓国との交渉において，日本側の態度が，韓国側にどのようにして受け止められるか，又は，韓国国民の反応ぶりについて，日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり，当該文書

は米国側に提示されたものと推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－２９の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，昭和３９年当時の日韓国交正常化交渉における韓国側の反応に関する日本政府の具体的見解であって米国政府に提示した文書に記録されているものであり，しかも，その内容は竹島問題そのものではないから，既に日韓基本条約が締結されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号３－２９の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－２９の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－２９の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３０

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３０の文書（文書１６９５）は，Ｚ２８調査官又はＺ２６１大使が外務大臣宛てに発信した次の電信文により構成されている。

(1)　Ｚ２８調査官により昭和４０年（１９６５年）3月3日発信の「日韓会談（在韓米大使館参事官の内話）」と題する電信文

(2)　Ｚ２８調査官により昭和４０年3月１１日発信の「Ｚ１５６参事官の内話」と題する電信文

(3)　Ｚ２６１大使により昭和４０年3月１０日発信の「大使，ラスク会談（日韓問題）」と題する電信文

(4)　Ｚ２６１大使により昭和４０年3月１７日発信の「リ韓国外相の訪米」と題する電信文，

(5)　Ｚ２６１大使により昭和４０年3月１８日発信の「リ韓国外相の訪米（Ｚ１５７内話）」と題する電信文

(6)　Ｚ２８調査官により昭和４０年5月１１日発信の「日韓問題についてＺ１５６参事官内話」と題する電信文

２　通し番号３－３０の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも在韓米大使館Ｚ１５６参事官が韓国側の考えを聴取した上で提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案が記録されている。

①　１９ページから２０ページまで（－１８－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分で全部不開示の電信文。以下「不開示部分①」という。）

②　２１ページ（－１９－）下から3行目から２２ページ（－２０－）下から４行目までの約１８行分（上記１(6)の電信文の一部。以下「不開示部分

②」という。）

（乙Ｂ６７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３０の文書の上記不開示部分に記録されている情報は，いずれも，駐日韓国大使館Ｚ１５６参事官が日本と韓国との間における重要な懸案事項である竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解で非公式な発言であって，日韓間で立場の異なる問題等に関し，忌憚のない本音ともいうべき見解を内容とするものであり，竹島問題は，日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　竹島問題は，今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり，日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によってなんら減少していないし，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。

また，竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって（たとえ

米国の方針が肯定的なものであったとしても，このような情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当である。），米国が通し番号３－３０の文書の上記不開示部分に記録されている情報を公開したことは確認されておらず，仮にこれが公開されていたとしても，同じ会議についての記録であっても日本側は日本側の立場から記録するため，米国側の記録とは異なり得るから，これが公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ　他国との率直な意見交換の内容が公にされれば，他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており，信頼関係が損なわれれば，以後，当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるから，公開することが予定されていない情報を公にすることは，情報公開法５条３号の不開示情報該当性の根拠となる。

２　原告らの主張の要旨

(1)　韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号３－３０の文書の上記不開示部分は，第三国である米国の者の発言にすぎず，米国では，作成から２５年以上が経過した公文書は自動的に秘密指定解除となる制度が存在しており，Ｚ１５６参事官の発言が既に米国の国立公文書館等で公開されている可能性も高いことから，このＺ１５６参事官の具体的かつ率直な見解，忌憚のない意見の公開が，日本の交渉に影響を与えるとは到底思われない。

(2)　率直な意見で非公式の発言であることは，情報公開法５条の不開示情報該当性の根拠にはならず，同条３号との関連性は不明である。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ｂ６７）によれば，通し番号３－３０の文書の不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

往電第３１１号会談の際Ｚ１５６参事官は，日韓問題に関しおよそ次のとおり内話した。

１．会談の進展が遅れて自分の統治在勤中に正式調印をみるに至らなかったのは真に残念である。

２．■■■不開示部分■■■

３．漁業問題の焦点は取締りにおける旗国主義にあり，韓国側としては更に日本側と協議を進めて国民に何とか説明し得る形にしようと努力している。（しかし，一時考えられたことのある漁船相互に旅査する案ですら韓国の国民感情としてはこれを受け入れずその辺実際問題として真に難しい。）韓国側から聞いたところの印象では，彼等は十分ＮＥＧＯＴＩＡＢＬＥな点についてＲＥＳＯＮＡＢＬＥなことを言っているように思われる（結局竹島問題と同じく日本側のＭＡＧＮＡＮＩＭＯＵＳな態度に期待せざるを得ない）。Ｚ３１２大使はそういう方向の訓令を受けて帰るはずであり，そして諸協定をＦＩＮＡＬＩＺＥすることを授権されている。

４・５　（略）

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３０の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は，いずれも，昭和４０年当時，在韓米大使館Ｚ１５６参事官が，韓国側の考えを聴取した上，非公式に提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案

であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３０の文書の各不開示部分に記録されている上記情報は，昭和４０年当時，第三国である米国の在韓米大使館参事官から非公式に提示された竹島問題等に関する個人的見解であり，本件全証拠によっても，在韓米大使館参事官と日本政府関係者との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－３０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３０の文書の不開示部分に記録され

ている上記情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３１の文書（文書１６９６）は，Ｚ３２３臨時代理大臣又は椎名大臣がＺ２６１在米国大使宛てに発信した次の電信文により構成されている。

(1)　Ｚ３２３臨時代理大臣による昭和４０年２月１７日発信の「第７次日韓会談の現況（通報）」と題する電信文

(2)　Ｚ３２３臨時代理大臣による昭和４０年２月２０日発信の「日韓基本条約案のイニシャル（通報）」と題する電信文

(3)　椎名大臣による昭和４０年３月１６日発信の「日韓交渉の現況についての米側に対する説明ぶり（訓令）」と題する電信文

(4)　椎名大臣による昭和４０年５月１日発信の「米側よりの日韓交渉早期妥結の要請について」と題する電信文

(5)　椎名大臣による昭和４０年５月１３日発信の「韓国側漁業協定案についての米側への通報」と題する電信文

(6)　椎名大臣による昭和４０年５月１７日発信の「日韓交渉（竹島問題）（通報）」と題する電信文

(7)　椎名大臣による昭和４０年５月２６日発信の「Ｚ２６５大使との会談（日韓）」と題する電信文

(8)　椎名大臣による昭和４０年６月２５日発信の「佐藤総理よりジョンソン大統領宛の返電の伝達要請」と題する電信文

２　通し番号３－３１の文書のうち不開示部分は，上記１(6)の電信文中にある次の部分であり，日韓会談全体の中で竹島問題を如何に取り扱うかという観点も踏まえた日本政府の具体的解決策が記録されている。

①　２１ページ（－２１－）下から１行目から２２ページ（－２２－）上から２行目までの約２行分（以下「不開示部分①」という。）

② ２２ページ（－２２－）下から５行目から４行目までの約１行分及び枠外の記載部分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ６８）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号３－３１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関する日本政府の具体的対応策であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号３－３１の文書は，４４年前のものであるが，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該解決策に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

既に４４年が経過した文書については，当時の日本政府の具体的対応が現在又は将来における日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないし，未解決の問題というだけでは，直ちに情報公開法５条３号の不開示理由にはなり得ないから，被告は，不開示部分の公開が我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがある理由を具体的に主張立証していない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６８）によれば，通し番号３－３１の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

往電第８０２号に関し，

日韓会談の諸懸案のうち竹島問題について韓国側は３７年１２月■■■不開示部分①■■■最近では竹島は韓国の不可分の領土であり，かつ，日韓会談の議題外であるから，今次交渉の討議の対象とはなり得ないと言明するに至っている。日本政府としては，従来少なくとも definite settlement の目途は立てたと国内的に説明できる形にする必要があるとの方針であり，万一会議の最終段階において全然取り上げられないことになれば，日韓交渉の全般に対する国内の評価にも致命的な影響を与えることになるので，政府としては到底容認なし得ぬところである。よって■■■不開示部分②■■■（裁判所注：この部分と線でつながれている欄外にも不開示部分②がある。）上記の基本的立場についてはわが方としては確定方針を堅持するものなるところ，本件に関する最近の韓国側の動きに鑑み，念のため貴使お含みまで

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３１の文書の

不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和４０年当時における日韓会談の経緯としての韓国側の主張内容

(ｲ)　不開示部分②

日韓会談全体の中で竹島問題を如何に取り扱うかという観点も踏まえた日本政府の具体的解決策

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３１の文書の不開示部分に記録されている上記情報が，情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は，昭和３７年１２月以降昭和４０年までの間に韓国側が日本側に示した竹島問題に関する主張であり，本件全証拠によっても，当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は，韓国側の上記主張に対する日

本政府の具体的解決策であり，日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－３１の文書の不開示部分①に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し，不開示部分②に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号３－３１の文書の不開示部分②に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－３１の文書の不開示部分②に記録されている

情報のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３１の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち，不開示部分①に係る部分は，違法であるといわざるを得ないが，その余の部分（不開示部分②に係る部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号３－３２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３２の文書（文書１７２８）は，次の文書等により構成されており，いずれも，Ｚ２９７大使との会談における具体的発言内容が記録されている。

(1)　外務省北東アジア課が昭和３８年７月１日付けで作成した「Ｚ２３１アジア局長，Ｚ２９７大使会談要旨」と題する文書

(2)　外務省アジア局長が昭和３８年７月３日付けで作成した「Ｚ２９７大使会談要旨」と題する文書，同月４日付けで作成した「Ｚ２９７大使との会談要旨」と題する文書，

(3)　外務省アジア局長が昭和３８年７月１７日付けで作成した「Ｚ２９７大使との会談要旨」及び「Ｚ２９７大使との会談要旨(2)」と題する各文書

(4)　外務省アジア局長が昭和３８年１１月７日付けで作成した「Ｚ２９７大使との会談要旨」と題する文書

２　通し番号３－３２の文書のうち不開示部分は，１１ページ（－１１－）上から約３行目及び１２ページ（－１２－）２行目の約１１行分であり，竹島問題の解決策として日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して，Ｚ２９７大使が韓国の立場から指摘した問題点が記録されている。

（乙Ａ６９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解であって，韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的

見解であるところ，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であり，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号３－３２の文書の不開示部分は，約半世紀前に行われた韓国側の発言であり，現世代の政府関係者及び国民は，当該発言の内容を知らない蓋然性が高い状況の下，改めて当該発言の内容が公にされれば，新たに発表されたことと同じように受け止められるし，また，我が国の解決案の問題点については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，これに関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－３２の文書は，「交渉記録の記載内容」として収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解の報告にすぎず，日本側の「見解」又は「評価，分析及び判断」を含むものではない。

(2)　通し番号３－３２の文書の不開示部分は，交渉相手の韓国側の具体的見解であり，韓国側は当然に知っている事柄であるから，これを公開することに

よって，「日本の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ６９）によれば，通し番号３－３２の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

７月２日来日中のＺ２９７大使は，外務次官の招宴の席上，次の趣旨を述べた。

１．竹島問題については，本来日韓会談の議題外の事項であるが，従来の日本側における責任者の国会答弁等の経緯もあり，今となっては本件に関し，何らかの解決方法が規定せられない限り，日本側として国交正常化をなし得ない事情はよく承知している。

■■■不開示部分■■■

２．韓国の新しい農林部長官は，フランス・イタリアの漁業借款の推進者であるので，日本側から提案されるべき漁業借款の条件は少しで，フランス，イタリアとの借款の条件より有利であることを要する。（仏・伊借款の条件は金利５分，１０年払いだったと記憶する）

３．請求権問題の名目について，韓国側が「請求権の弁済」とい字句を使わず，「請求権問題の解決」という字句を使用したのは，十分日本側の立場を考慮した上での，いわば助け船であった。

４．自分の氏名は，Ｚ２２３・大平会談の準備工作にあるが，自分のレベルで全ての問題を解決し去ることは政治的でなく，緊張感のために仕事を残しておくことが必要であると考えている。

イ　前提事実及び前記アの事実に照らすと，通し番号３－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，竹島問題の解決策とし

て日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して，Ｚ２９７大使が韓国の立場から指摘した問題点であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，韓国側が日本側に述べた竹島問題に関する見解であり，本件全証拠によっても，当該会合が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合での発言等の内容が一般に公開してないことを約束したことを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－３２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３２の文書の各不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３２の文書の不開示部分に記録され

ている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３３

第１　前提事実（各論）

通し番号３－３３の文書（文書１７８３）は，外務省が作成した昭和３９年４月１４日付け「日韓会談における主たる問題点に関する双方の立場」と題する内部文書であり，このうち不開示部分は，３１ページ（－３１－）下から２行分であって，「Ⅶ竹島問題　２処理方針(2)韓国側主張」に記録されている部分であり，国交正常化後に具体的解決策を検討するとの方針を主張していた韓国側による竹島問題の解決案が記録されている。

（乙Ａ７０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容であるが，あくまで日本側の評価及び解釈に基づくものであり，韓国側には知られていないものであるところ，竹島問題は，日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることも考慮すると，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号３－３３の文書は，４５年前のものであるが，韓国側の主張内容

について日本側の評価及び解釈に基づき作成された報告書であり，その意味で，その不開示部分からは我が国の竹島問題についての見解が推測し得るところ，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該解決策に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）から，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（同条３号）。

２　原告らの主張の要旨

交渉相手国であった韓国側の具体的主張内容を公開しても，韓国にとっては自国の主張内容であって熟知しているものであるから，たとえ，日本政府が，韓国側の具体的主張を日本側の評価や解釈に基づいて行ったとしても，それが韓国側の主張である限り，韓国がこれを知っていることに変わるところはなく，これをもって，日本政府の詳細な検討状況等が明らかになるというものでもないというべきであり，通し番号３－３３の文書の不開示部分が４５年前の韓国側の具体的主張を日本側がまとめたものであることも考慮すれば，被告主張の我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ７０）によれば，通し番号３－３３の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分は，「Ⅶ竹島問題」の項にあり，その余の項（「Ⅰ　基本問題」，「Ⅱ　請求権（船舶及び文化財関係を除く）」，「Ⅲ　船舶請求権問題」，「Ⅳ　文化財請求権問題」，「Ⅴ　漁業問題」，「Ⅵ　法的地位問題」）には，各諸懸案ごとに，その対立点，これに対する韓国側の主張及び日本側の考え方並びに了解事項等が具体的に記録されている。

(ｲ)　不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

Ⅶ　竹島問題

１．領土問題

１９５２年１月来，竹島の帰属については日韓両国間に法的見解の往復があり，基本的に対立している（竹島問題往復文書集参照）

２．処理方針

次のような見解の対立がある（主要資料集(3)Ｐ．１７，Ｐ．２３及びＰ．２７参照）

(1)　日本側主張：

①　竹島問題は日韓国交正常化の際に，はっきりした解決ないし，解決の目途をつけておくことが必要であり，

②　具体的には，国交正常化後一定期間調停に付託し，それで解決しないときはＩ．Ｃ．Ｊに付託することとする。

(2)　韓国側主張：

①　日韓会談の懸案問題ではなく，国交正常化後，解決方針につき検討すべきである。

②　国交正常化の際，具体的解決策を与えるとしても，■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号３－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，国交正常化後に具体的解決策を検討するとの方針を主張していた韓国側による竹島問題の解決案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３３の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，韓国側が日本側に示した竹島問題に関する主張であり，本件全証拠によっても，当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－３３の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３３の文書の各不開示部分に記録されている

情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３３の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３４の文書（文書１７８６）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１０月２７日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針（案）」と題する内部文書」

(2)　外務省アジア局が作成した昭和３９年１０月２９日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針」と題する内部文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１１月１４日付け「日韓会談再開問題等に関する韓国側申入れに対する日本側回答」と題する内部文書

(4)　外務省経済局アジア課が作成した昭和３９年１１月３０日付け「日韓共同宣言案に規定すべき通商関係事項について」と題する内部文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１１月３０日付け「日韓問題」と題する文書

(6)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月３日付け「佐藤総理のＺ１１８次官への指示（日韓関係）」と題する文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月５日付け「日韓会談の経緯概要」と題する文書

(8)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月２１日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する文書，

(9)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月２１日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する文

書（ただし，１枚目の左上に「１２月２２日朝，Ｚ５８審議官室における討議の結果を織り込んだ試案」と手書きされているもの）

(10)　「総理訪米資料　議題２（３）　日韓関係」と題する文書

(11)　「総理訪米　発言要領　日韓関係」と題する文書

２　通し番号３－３４の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，いずれも竹島問題に関する具体的解決について韓国側の具体的主張内容が記録されている。

①　５８ページ（－５８－）下から７行目から３行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

これは，上記１(8)の文書中にある。

②　５９ページ（－５９－）上から１行目から８行目までの約７行分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記１(8)の文書中にある。

③　７０ページ（－７０－）下から７行目から３行目までの約４行分（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記１(9)の文書中にある。

④　７１ページ（－７１－）上から１行目から８行目までの約７行分（以下「不開示部分④」という。）

これは，上記１(9)の文書中にある。

（以上につき，乙Ａ７１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容であるが，あくまで日本側の評価及び解釈に基づくものであり，韓国側には知られていないものであるところ，竹島問題は，日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている

未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることも考慮すると，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－３４の文書の不開示部分②・④には，原告指摘に係る他の公開済みの文書と同趣旨の記載はない。なお，通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，外務省のウェブサイトに掲載されていない。

イ　通し番号３－３４の文書は，半世紀前のものであるが，その不開示部分は日本側の評価及び解釈に基づく韓国側の具体的主張内容を記載したものであり，韓国側には知られていないところ，竹島問題は，今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該解決策に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）から，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（同条３号）。

また，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－３４の文書の上記不開示部分は，その前後の記載内容等に照らすと，不開示部分①・③には，韓国側が，事実行為として竹島占拠をしておきつつ，日韓会談の議題からその問題を外すことによって，占拠の事実を継続しようとしていること等が，不開示部分②・④には，竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案している日本の主張に対して，韓国が，自国は国連に加盟していないこと等を理由として，日本側の国際司法裁判所付託の提案に応じられないと主張していることや，それに対する日本の対応等が記録されていると考えられる。なお，上記不開示部分には，韓国側の主張として，韓国が「第三国ないし第三者の調停に付し，それが不調に終わった場合にはあらためて協議することを主張している」（乙Ａ７２［２４枚目］）との趣旨の記載や「本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ２，３年後といえども，勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する，かくすることにより，右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」（乙Ｂ７７［４８ページ］）との趣旨の記載が含まれている可

能性もある。

(2)　韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている情報は，約半世紀前のものであるからその公開が具体的な不利益をもたらすとは考えられないし，殊に，竹島問題については，外務省のウェブサイトにも記録されているとおり，国際司法裁判所へ提訴するというのが，現在に至るまで一貫している日本側のポジションであり，当該情報は，韓国が国連に未加盟であったという現在ではもはや妥当しない事情下での韓国側の主張と日本側の対応にすぎないことからすると，これを公にすることにより，将来の外交上の不利益をもたらすおそれはない。

また，当該情報は，あくまでも韓国側の具体的主張であり，これが開示されたからといって，日本にとって外交上の不利益をおよぼすおそれは皆無であり，韓国側が日韓会談に関する文書を自らすべて公開していることに照らしても，韓国側の主張を開示したからといって，韓国との信頼関係を損なうおそれもない。仮に，不開示部分②・④に韓国側が第三国又は第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれていたとしても，そのような情報は他の文書において既に公開されているから，不開示部分における判断が不統一である可能性がある。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ７１）によれば，不開示部分の前後の記載は，次のとおりで

あると認められる。

(ｱ)　不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は，前提事実（各論）１(8)の文書の「３．その他の問題」の(5)項にあり，その余の項（「(1)　請求権問題の解決方式」，「(2)　船舶及び文化財問題」，「(3)　拿捕日本漁船の返還問題」，「(4)　在日韓国人の法的地位問題」，）には，各項目ごとに，これまでの交渉経過，日本側の立場・見解・対処方針及び韓国側の主張等が具体的に記録されているところ，不開示部分①及び不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

(5)　竹島問題

日本側としては，日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残っていると言うことでは国民感情の上からも到底認め得ないところなので，少なくとも本問題解決の明確な目途を付けておくべきであるとの立場から，本件を最終的にはＩＣＪに付託することを両国間で合意するとの提案を行っている次第である。

（注，韓国側は，本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ，■■■不開示部分①■■■韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。他方，韓国側は，国連にもＩＣＪにも加入していない■■■不開示部分②■■■

(ｲ)　不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④の前後の記載は，上記(ｱ)と同旨である。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，昭和３９年当時，韓国側が日本側に対して示した竹島問題の解決案としての具体的主張の内容であると推

認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，いずれも，昭和３９年当時，韓国側が日本側に示した竹島問題の解決案としての具体的主張であり，本件全証拠によっても，当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３４の文書の各不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３４の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３５の文書（文書１７８７）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書

(3)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年１月１９日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書

(4)　外務省アジア局が作成した昭和４０年２月９日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書

(5)　外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和４０年２月２４日付け「最近における日韓問題ＰＲ実績」と題する文書

(6)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１５日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年３月１６日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書

(8)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年４月７日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書

２　通し番号３－３５の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも日本側による竹島問題の解決方針が記録されている。

①　上記１(2)の文書の「別添１　口頭説明　３竹島問題について」にある１３ページ（－１３－）上から２行目から５行目までの約４行分（以下「不開

示部分①」という。）

② 上記１(4)の文書の「５．竹島問題」にある３８ページ（－３８－）下から５行目から１行目までの約４行分（以下「不開示部分②」という。）

（以上につき，乙Ａ７２）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号３－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する評価等であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号３－３５の文書の不開示部分①・②には，上記のとおり，竹島問題に関する解決方針に関する情報が記載されており，原告の指摘は当たらない。

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該問題に関する解決方針に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，上記不開示部分①・②を公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利

にするおそれがあるといえ（情報公開法５条３号），上記の状況下においては，時間の経過によって不開示情報該当性は何ら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

そもそも現状でも未解決の重要問題であると指摘するだけでは，外交交渉上の不利益のおそれや，おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めることはできず，通し番号３－３５の文書の不開示部分①・②については，次のとおりいずれも情報公開法５条３号該当性が認められない。

(1)　不開示部分①は，前記第１の１(2)の文書の「別添１　口頭説明」記載の内容が当該文書の本文（乙Ａ７２［４～１１ページ］）記載の事項につき，日本側の交渉ポジション等を補足するものとなっており，「竹島問題」については，上記本文に「１．日本側としては，諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており，この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならない・・・２．竹島問題の解決方式として日本側は，究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え，この方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のための目途を立てておくことは絶対に必要・・・」との記載（乙Ａ７２［１１枚目］）があることから，不開示部分①には一括解決の対象に竹島問題も含めるか否かといったこと等に関する日本側の交渉ポジションが記録されていると考えられる。そうすると，仮に，これが，竹島問題を一括解決の対象から外しても良いという妥協的立場を示すものであったとしても，又は，逆に一括解決の対象にするとの立場を堅持するものであったとしても，日韓会談において竹島問題が解決されず，あるいは国際司法裁判所への提訴という最終的解決のための目途もたてられなかったことは公知の歴史的事実であり，その時点から約半世紀の時が経過していることに照らすと，これを公にすることにより，将来の外交交渉上の不利益をもたらすおそれは皆無である。

(2)　不開示部分②は，「竹島問題」という見出しの下，「問題なく総理会談マ

ターである」という記述に続く約４行分であり，第１の１(4)の文書の他の問題については外相訪韓時の取扱いが記録されていること（乙Ａ７２［３４～３７ページ］），近接した時期に作成された第１の１(7)の文書の竹島問題に関する記述では，政治的解決を計るという観点から，外相会談では日本側から切り出すことなく，先方から話があった場合には国際司法裁判所附託の話をすると記録されていること（乙Ａ７２［７４ページ］）に照らすと，不開示部分②にも同様の記述があると考えられる。そうすると，不開示部分②は，来るべき外相会談では日本側から竹島問題を積極的には取り上げないといった趣旨の記載がなされているにすぎないと考えられるから，情報公開法５条３号該当性が認められるような内容のものではない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，通し番号３－３５の文書の不開示部分の前後の記載等については，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分①

不開示部分①は，前提事実（各論）１(2)の文書中の「別添１　口頭説明」と題する書面の「３．竹島問題について」との項にあり，当該書面は下記のとおりであるところ，この内容は，前提事実（各論）１(2)の文書の本文に掲げられた日本の対処方針につき，更なる譲歩の余地及びその程度又はその補足説明となっている。なお，本文の「竹島問題」の欄には，「１．日本側としては，諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており，この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならないと考えている。２．竹島問題の解決方式として日本側は，究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え，その方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のために目途を

立てておくことは絶対に必要であると考えている。」と記録されている（乙Ａ７２）。

記

１．基本関係に関し，

(ｲ)　共同宣言という名称には固執しない。

(ﾛ)　韓国との国交がある限り，日本が北鮮と外交関係を持てないのは当然のことであり，かかることに触れれば日韓間に北鮮の存在を認めることになるから，韓国側にとっても得策ではない。

２．漁業問題に関し，

韓国が日本船に対し，許可を与えたり，入漁料をとったりすることは李ラインの承認を黙示的に認めることになる。この種の黙示的承認はできないが，条文上李ラインに触れないことは可能だと思う。条文を作成する際話し合いたい。

３．竹島問題について，

■■■不開示部分①■■■

４．法的地位の問題について

(ｲ)　退去強制の範囲を懲役３年から５年に引き上げてほしいというのは７年から１０年にまで引き上げてほしいという意味だと思う。

(ﾛ)　永住権賦与範囲（子々孫々の問題）については交渉では韓国側は相当こだわっている。

(ｲ)　不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）１(4)の文書の「甲　日韓会談の議題に関するもの」の５項にあるところ，当該文書の冒頭には「椎名外相の訪韓との関連において今後の日韓会談の進め方に関し，現在交渉中の各議題中事務的には打開困難な若干の諸問題につき，いかなるレベルの話し合いで解決を期するかについておおむね見通しを立てておく要あ

り又日韓交渉の正式の議題以外の若干の重要懸案についても，同様の取扱いの腹案を定め置く要があるので，おおむね次の構想によることとする。」とあり，「甲　日韓会談の議題に関するもの」のその余の項（「１．基本条約関係」，「２．請求権関係」，「３．漁業関係」，「４．法的地位関係」）には，各項目ごとに交渉状況の現状，日本側の今後の対処方針及び見通し等が具体的に記録されている。不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである（乙Ａ７２）。

記

５．竹島問題

問題なく総理会談マターである。■■■不開示部分②■■■

(ｳ)　本件各文書の一部開示部分

通し番号３－１８の文書中には，アジア局作成の昭和４０年２月９日付け「当面の日韓諸案件の取扱い振りに関する件」と題する文書（乙Ｂ５６［－１１２－以下］参照）があり，その内容は，前提事実（各論）１(4)の文書の誤記等を訂正したものであり，実質的には同一であるところ，竹島問題に関する記載は，下記のとおりである（乙Ｂ５６）。

記

５．竹島問題

問題なく総理会談マターである。ただ，先方の国際司法裁判所附託に対する強硬な反対に鑑み，右以外の方法でかつ，最終的，決定的解決の方法と称し得る方式をも研究し置く要があろう。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３５の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①

昭和４０年当時における前提事実（各論）１(2)の文書の本文で掲げ

られた竹島問題の対処方針につき，更なる譲歩の余地及びその程度又はその補足説明としての日本側による竹島問題の解決方針の具体的な説明

(ｲ)　不開示部分②

前記ア(ｳ)で認定した記載とほぼ同一のもの

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３５の文書の不開示部分①に記録されている上記情報は，竹島問題に対する日本側の解決方針であり，日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　他方，通し番号３－３５の文書の不開示部分②に記録されている情報は，他の行政文書（通し番号３－１８）の一部開示により既に公にされているものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－３５の文書の不開示部分②に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを

推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

オ　小括

以上によれば，通し番号３－３５の文書の不開示部分①に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。）が，不開示部分②に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，同号の不開示情報に該当するとは認められない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号３－３５の文書の不開示部分①に記録されている情報については，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－３５の文書の不開示部分①に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち，通し番号３－３５の文書の不開示部分②に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ないが，不開示部分①に記録されている情報に係るものは，適法である。

（別紙５）通し番号３－３６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３６の文書（文書１８０９）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年２月２５日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する内部文書

(2)　外務省アジア局長が作成した昭和３８年３月６日付け「韓国政情に関する米大使館Ｚ２６２公使の連絡要旨」と題する内部文書

(3)　昭和３８年３月８日にＺ２３１局長がＺ２６２公使に手交した同月５日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する内部文書

(4)　アジア局北東アジア課が作成した昭和３８年５月９日付け「Ｚ２３１局長，Ｚ２６２公使会談要旨」と題する文書

２　通し番号３－３６の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，上記１(3)の文書の「3Dispute over Takeshima」にある１６ページ（－１６－）の①下から９行目から８行目までの約１行分並びに②下から６行目及び下から４行目のいずれも１単語であり，いずれも，竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案が記録されている。

（以上につき，乙Ｂ７３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，

その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－３６の文書は，半世紀前のものであるが，その不開示部分は日本側の評価及び解釈に基づく韓国の主張内容を記載したものであって，韓国側の文書に記録される場合と日本側の文書に記録される場合とでは自ずとその内容が変わり得るところ，竹島問題は，今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当該解決策に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも，情報公開法５条は，不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）。しかも，当該評価等は約半世紀も前に行われたものであり，現世代の政府関係者及び国民は，当該評価等の内容を把握していない蓋然性が高い状況の下，改めて当該発言の内容が公にされれば，新たに発表されたことと同じように受け止められる可能性もある。そうすると，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

また，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうか

は情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ　通し番号３－３６の文書の不開示部分には，原告指摘に係る他の開示文書と同一の内容は記載されていない。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－３６の文書は，「交渉記録の記載内容」であり，収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解の報告であって日本側の「見解」又は「評価，分析及び判断」が含まれていないし，そのような事実があってから約半世紀の時が経過していることを踏まえると，このような情報を開示しても，外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはなく，韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上，韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって，韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

また，韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

(2)　なお，開示された文書中の「本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ２，３年後といえども，勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する，かくすることにより，右第三国が日

韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」との記載（乙Ｂ７７［４８ページ］）に照らすと，通し番号３－３６の不開示部分には，「韓国は日本の提案を拒絶した上で第三国の調停に任すことを希望しており，それに対して日本は，一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで，米国を第三者とする調停であれば受け入れる」との趣旨の記載が含まれている可能性もあるが，そうであるとすれば，上記文書が開示されている以上，不開示部分の不統一が認められる。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のほか，証拠（乙Ｂ７３）により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと，いずれも，昭和３８年当時の竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案であって，同年に日本政府が米国政府に手交した文書に記録されているものであると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，韓国側が日本側に示した韓国側の解決案であり，本件全証拠によっても，当該解決案が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと，しかも上記情報は，日本政府関係者から米国政府関係者に手交された文書に記録されていることに照らすと，当該文書が作成された後に米国政府関係者に手交されてから既に４０年以上の経過しており，韓国では韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文

書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３６の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３７の文書（文書１８２２）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省が作成した昭和３７年（１９６２年）１０月１１日付け「Ｚ２２３中央情報部長滞日日程（案）」と題する内部文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１０月１７日付け及び同月１９日付け「Ｚ２２３中央情報部長一行の滞日日程詳細」と題する内部文書

(3)　外務省が作成した「Ｚ２２３韓国中央情報部長滞日日程」と題する文書

(4)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１１月９日付け「Ｚ２２３韓国中央情報部長一行の米国よりの帰路滞日日程」と題する内部文書

(5)　外務省アジア局長が作成した昭和３７年１０月１６日付け「Ｚ２２３韓国中央情報部長一行の訪日に際し便宜供与方依頼の件」と題する公信文

(6)　外務省アジア局長が作成した昭和３７年１１月６日付け「Ｚ２２３韓国中央情報部長一行の日本立寄りに際し便宜供与方依頼の件」と題する公信文

(7)　Ｚ２９８総領事が大平外務大臣に宛てた昭和３７年１１月９日付け「Ｚ２２５韓国公使の入国に関し便宜方依頼の件」と題する電信文，

(8)　外務大臣が在米大使に宛てた昭和３７年１０月２２日付け「本大臣，Ｚ２２３韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文，

(9)　外務大臣が在米大使に宛てた昭和３７年１０月２５日付け「池田総理・Ｚ２２３韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文，

(10)　大平外務大臣がＺ２３７駐英大使に宛てた昭和３７年１１月１３日発信の「大平大臣，Ｚ２２３情報部長会談概要通報の件」と題する電信文，

(11)　大平外務大臣がＺ２８９駐米大使に宛てた昭和３７年１１月１５日発信の

「大平大臣，Ｚ２２３情報部長会談概要通報の件」と題する電信文

２　通し番号３－３７の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも同一内容で，竹島問題について日本政府が国際司法裁判所に提起する旨の解決策を提案したのに対し，Ｚ２２３中央情報部長が述べた具体的問題点及び代替案が記録されている。

①　上記１(10)の文書にある４８ページ（－４８－）下から３行目から４９ページ（－４９－）上から３行目までの約６行分（以下「不開示部分①」という。）

②　上記１(11)の文書にある５１ページ（－５１－）下から４行目から５２ページ（－５２－）上から２行目までの約６行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙Ａ４４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関し日本政府が提示した具体的解決策についてＺ２２３中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題

の帰趨を注視している状況下において，日本が提示した解決案について韓国側が指摘した問題点及び代替案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

また，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

２　原告らの主張の要旨

韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ，通し番号３－３７の文書の不開示部分に記録されている情報は，あくまでも韓国側の具体的評価及び提案内容であって，日本側の考え方等を示したものではなく，このような事実があってから約半世紀の時間が経過していることを踏まえると，これを公にすることにより，外交上の不利益のおそれが

日本側に生じることはなく，韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上，韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって，韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ４４）によれば，通し番号３－３７の文書の不開示部分は，いずれも昭和３７年１１月１２日の大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長との会談の概要をまとめた公電中にあり，その前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．竹島問題に関し，Ｚ２２３部長より，国際司法裁判所に提出すれば，たとえ，２，３年後といえども勝敗の別がはっきりした判決ができることとなり両国国交上適当でない。■■■不開示部分■■■

(ｲ)　不開示部分②の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．竹島問題に関し，Ｚ２２３部長より，国際司法裁判所に提出すれば，たとえ，２，３年後といえども勝敗の別がはっきりした判決ができることとなり両国国交上適当でない■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３７年１１月１２日に開催された大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長との会談において，Ｚ２２３中央情報部長が述べた日本が提案した解決策についての具体的問題点及びこれに対する代替案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３７の文書の各不開示部分に記録さ

れている上記情報は，昭和３７年１１月１２日に開催された大平・Ｚ２２３会談において，韓国側が日本側に提示した竹島問題に関する見解又は解決策であり，本件全証拠によっても，当該会談が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会談等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないし，また，別紙５（通し番号３－７）の「第３　当裁判所の判断」の１(1)ア(ｵ)で説示したとおり，同日の大平・Ｚ２２３会談においてＺ２２３中央情報部長が述べた竹島問題に関する見解及び代替案の概要は，他の行政文書の一部開示（乙Ｂ７７）により既に公にされていることに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－３７の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－３７の文書の不開示部分に記録されている情報

は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３７の文書の各不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３８の文書（文書１８２３）は，次の文書により構成されている。

(1)　Ｚ２８９在米大使が大平外務大臣に宛てた昭和３７年１０月１７日発信の「Ｚ２２３情報部長訪米に関する件」と題する電信文

(2)　Ｚ２８９在米大使が大平外務大臣に宛てた昭和３７年１０月３０日発信の「Ｚ２２３韓国情報部長とラスク長官等との会談模様の件」と題する電信文

(3)　Ｚ２８９在米大使が外務大臣に宛てた昭和３７年１０月３１日付け「Ｚ２２３情報部長訪米に関する件」と題する文書

(4)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１１月７日付け「ラスク国務長官・Ｚ２２３韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書

２　通し番号３－３８の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，上記１(4)の文書にある２１ページ（－２１－）上から２行目から６行目までの約５行分であり，竹島問題の解決案についての池田総理の考えについてＺ２２３中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容を在京米国大使館員が外務省員に内々に伝えた状況が記録されている。

（以上につき，乙Ｂ７４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の見解についてＺ２２３中央情報部長がラスク米国国務長官

に説明した具体的内容であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある上，これを明らかにすることにより，日本と米国のみならず，日本と韓国，韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり，日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもあるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，同じ会談記録であっても日本側と韓国側では受け止め方が異なるから，既に開示された文書（乙Ａ７６）の韓国側の記録内容と異なる上，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，日本側が提示した解決案についての韓国側が受け止め方に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

また，通し番号３－３８の文書は，約半世紀前の文書であるが，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開す

ることが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

２　原告らの主張の要旨

韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ，通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に開示された文書（乙Ａ７６［１ページ以下］）と同様の内容であり，日本側の見解は，当時，日本側から韓国側に表明された内容であって日本側の手の内情報ではなく，韓国側の考え等を開示することによって，日本側について外交上不利益を被るおそれ等もないし，韓国・米国の会談内容が米国から日本に伝えられていること自体も既に開示された部分から明らかになっているから，既に約半世紀の時が経過していることも踏まえると，これを明らかにすることにより，日本と米国のみならず，日本と韓国，韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれや日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれはない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ｂ７４）によれば，通し番号３－３８の文書の不開示部分の前

後の記載等については，次の事実が認められる。

(ｱ)　不開示部分は，前提事実（各論）１(4)の文書の３項にあり，その余の項には，ラスク・Ｚ２２３会談のほとんど全部の時間がＺ２２３中央情報部長の日韓会談に対する説明で費やされたこと（１項），Ｚ２２３中央情報部長の大平外務大臣との会談における対談内容の具体的説明（２項），Ｚ２２３中央情報部長の説明を受けたラスク長官の対応と同人が述べた米国側の見解（４項），その他のラスク・Ｚ２２３会談の話題事項（５項）が具体的に記録されている。

(ｲ)　不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

３．次いでＺ２２３部長は，池田総理との会談につき次のとおり述べた。

(1)　請求権の「金額」に関して池田総理の述べたところは，大平大臣と若干異なっていた。すなわち，池田総理は１．５億ドルを主張したのでＺ２２３部長が大平大臣は３億ドルと述べたと指摘したところ，池田総理は最後の断を下すのは自分であると述べたが，また，１．５億ドルは絶対的な数字というわけでもないことを認めた。さらに，池田総理は無償１．５億ドルのほかに，借款を供与する容易があり，これにより総額を６億ドルにすることができると述べた。

(2)　大平大臣との間で合意した高級政治会談年内開催については，池田総理とこれを確認した。■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，Ｚ２２３中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した竹島問題の解決案に関する池田総理の見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，韓国側が米国側に示した竹島問題に関す

る日本側の具体的見解であり，証拠（乙Ａ７６）によれば，当該具体的見解が示された池田総理とＺ２２３中央情報部長との会談内容については日本政府の保有する行政文書により公にされていること，日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した竹島問題に関する見解等であって本件各文書の一部開示部分等により公にされているものも既に多数存在することなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国及び米国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－３８の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－３８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３８の文書の各不開示部分に記録されている上記情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－３９

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－３９の文書（文書１８２４）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局が作成した昭和３７年１０月１５日付け「１０月２０日の大平大臣・Ｚ２２３部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）

(2)　外務省アジア局が作成した昭和３７年１０月２０日付け「大平大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長会談記録要旨」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）

(3)　外務省アジア局が作成した「大平外務大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長会談（３７年１０月２０日）に関する日韓双方の記録の対照」と題する文書

(4)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１０月２９日付け「大平大臣・Ｚ２２３部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」と題する内部文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１０月２６日付け「大平大臣・Ｚ２２３部長会談（１０月２０日）の内容確認作業の結果について」と題する内部文書

(6)　昭和３７年１０月２２日付け「大平・Ｚ２２３会談（１０月２０日）の結果に関するＺ１７局長のコメント」と題する内部文書

(7)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３７年１１月１日付け「Ｚ２３１局長・Ｚ２４３参事官会談要旨」と題する内部文書

２　通し番号３－３９の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，竹島問題について，大平外務大臣がＺ２２３中央情報部長に対して国際司法裁判所提訴に応じるよう要請した際の具体的な発言内容の案が記録され

ている。

① 上記１(1)の文書の「７．竹島問題」にある１５ページ（－１４－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

② 上記１(1)の文書の「７．竹島問題」にある３１ページ（－３０－）上から１行目から４行目までの約４行分（以下「不開示部分②」という。）

（以上につき，乙Ｂ７５）

第２ 当事者の主張の要旨

１ 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２２３中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解であって，発言内容の案の部分も，会談結果の要旨の部分も，我が国の具体的で率直な見解が記録されているものであるから，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事

前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法５条３号）。

なお，通し番号３－３９の文書は，池田総理の発言方針であるのに対し，通し番号３－４０の文書が池田総理とＺ２２３中央情報部長の実際の会話の記録であることからすれば，両者の内容が異なる可能性があることは明らかである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－３９の文書の不開示部分は，既に開示されている大平外務大臣・Ｚ２２３中央情報部長の会談を直接記録した文書（乙Ｂ７５【３２ページ以下】。特に乙Ｂ７５【４１～４２ページ】には，「竹島については，大臣より国際司法裁判所に対する日本側の提訴に対し韓国側が応訴することを約束することが絶対必要である旨強調したのに対し，Ｚ２２３部長は，本問題をさほど重視しておらぬ様子であり，かかる問題は放置しておいて差し支えなきが如き口吻を当初もらしていたので，大臣より重ねて応訴の要を主張したのに対して，部長は，明示的には承諾の意向を表明しなかった（絶対的に否定の態度でもなかった）」との記載がある。）又は直接記録した日韓の文書を対照した文書（乙Ｂ７５【５９ページ以下】。特に乙Ｂ７５【７０ページ】には「大平大臣より，是非ＩＣＪ応訴を約束してほしいと述べたのに対し，Ｚ２２３部長は，そのような約束はできない，なぜなら，本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを，日本側が途中で徒らに取り上げたものだからである。本件は，国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。」との記載がある。）に対応する部分であるから，

当該文書に記録されている内容と同一又は類似の内容が記録されていると考えられる。

(2)　そもそも竹島問題が未解決の二国間問題であることは，不開示を正当化する理由にならない上，竹島問題についての日本側の基本的方針（日本政府は，国際司法裁判所の応訴に応じるということを韓国に約束してもらいたいと強く望んでいた。）や大平外務大臣が会談において基本方針のとおり強く働きかけたことは，会談当日に作成された会談要旨によって明らかにされており，仮に不開示部分に大平外務大臣による働きかけのための発言等が具体的で率直な見解として記載されていたとしても，そのような発言等は約半世紀前のものであって，長期間の時が経過していることを踏まえると，「現在及び将来」へのおそれは想定し難い。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ｂ７５）によれば，通し番号３－３９の文書の不開示部分①及び不開示部分②は，前提事実（各論）１(1)の文書の「７．竹島問題」の項にあり，各不開示部分の前には，下記のとおり記録されていることが認められる。

記

７．竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当と考える。また，この約束がなければ政府は関係条約を国民にも国会にも堂々と提示し得ない。ついては，韓国側におかれても日韓国交正常化までには本件の国際司法裁判所提訴に応ずるということをこの際約束していただきたい。

（注）先方が約束することは差し支えないが，当分発表しないことにし

たいと希望した場合は，この希望を容れることとする。

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，大平外務大臣がＺ２２３中央情報部長に対して国際司法裁判所提訴に応じるよう要請した際の具体的な発言内容の案であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の発言案で日本政府部内で検討されたものであり，本件全証拠によっても，これが韓国側に提示されたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他

に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－３９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，適法である

（別紙５）通し番号３－４０

第１　前提事実（各論）

通し番号３－４０の文書（文書１８２５）は，外務省アジア局が作成した昭和３７年１０月２３日付け「池田総理・Ｚ２２３韓国中央情報部長会談要旨」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）であり，このうち不開示部分は，「４．竹島問題」にある次の部分であり，いずれも同一箇所であって，池田総理とＺ２２３中央情報部長との会談において，池田総理とＺ２２３中央情報部長との会談において，池田総理が国際司法裁判所への付託を働きかけ，Ｚ２２３中央情報部長が応答したのに対し，池田総理が述べた具体的見解であり，日本政府の公式の方針とは異なるものが記録されている。

①　１８ページ（－１８－）上から２行目から３行目までの約２行分

②　３７ページ（－３７－）上から２行目から４行目までの約２行分

（乙Ａ７６）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４０の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２２３中央情報部長との会談における池田総理の竹島問題に関する具体的な見解であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，具体的な解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，上記の不開示情報は，公にすることにより，他国との信頼関係を損ない，他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法５条３号），このような状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

そもそも竹島問題は未解決の二国間問題であることだけでは不開示を正当化することはできないし，通し番号３－４０の文書の上記不開示部分は，韓国側に伝えられた事項であって，日本側の手の内情報でもなく，発言時から約半世紀を経ており，時が経過していることに加え，国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける文脈での発言であるから，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ７６）によれば，通し番号３－４０の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

４．竹島問題

Ｚ２２３部長より，日本側はあくまで本件の国際司法裁判所付託を固

執するやを質し，かくの如き問題は国交正常化後まで放置しておきたる上，ゆっくり解決すればよいであろうとの意見を述べたのに対し，総理より，日本側としては国交正常化の際本件を国際司法裁判所に付託する旨の合意が成立していることが絶対的に必要である旨強調された上，第三者の判断にまかすという方式がお互いに面目を維持する所以であることをタイ，カンボディア間の国境紛争を国際司法裁判所に付託した先例を引用して述べられた。Ｚ２２３部長より，２度にわたり，半ば冗談の如く，問題の禍根を断つためこの島を爆破してしまうことを述べたが，総理は，右は感情的に適当でなく，国際裁判が最良の方法である旨繰り返した■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，池田総理とＺ２２３中央情報部長との会談において，竹島問題の解決案に関し，池田総理がＺ２２３中央情報部長に述べた具体的見解であって日本政府の公式の方針とは異なるものであると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３７年当時，池田総理とＺ２２３中央情報部長との会談において，池田総理が韓国側に示した竹島問題に関する個人的見解であり，本件全証拠によっても，当該会談が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれが

あるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－４０の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－４０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４０の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４１の文書（文書１８２６）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省アジア局が作成した昭和３７年１１月６日付け「１１月１２日の大平大臣・Ｚ２２３部長第２回会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）

(2)　昭和３７年１１月１０日付け「請求権の金額問題会談メモ（案）」と題する内部文書

(3)　外務省アジア局が作成した昭和３７年１１月１２日付け「大平大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長第２回会談記録」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）

(4)　外務省情報文化局報道課が作成した昭和３７年１１月２９日付け「記者会見」と題する内部文書

２　通し番号３－４１の文書のうち不開示部分は，次の部分（ただし，不開示部分①については，平成２３年１２月２１日付け変更決定により開示された。）であって，いずれも「５．竹島問題」にある同一箇所の同一内容であり，Ｚ２２３中央情報部長との会談において，大平外務大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけた際の大平外務大臣の具体的な発言要領が記録されている。

①　１２ページ（－１２－）下から３行目から１３ページ上から４行目まで（－１２－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の約７行分（以下「不開示部分①」という。）

②　２４ページ（－２３－）下から７行目から１行目までの約７行分（以下「不開示部分②」という。）

③　３５ページ（－３４－）下から７行目から１行目までの約７行分（以下

「不開示部分③」という。）

（乙Ａ７７，Ｂ７７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，Ｚ２２３中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解（発言内容の案）であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法５条３号），このような状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

当初不開示であった追加開示部分にある「のみならず，国交正常化交渉の際，双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」との記載は，国際司法裁判所への提訴に応じるように韓国に説得するための理由付けにすぎず，この程度の文言を被告が不開示にしているということは，他の不開示部分についても，同程度の情報（本来は秘匿する必要もない情報）を秘匿しているという推測が働くというべきであり，特に，この案をベースに実際の発言が韓国側に伝えられているであろうこと，したがって手の内情報ではないこと，文書作成（大平外務大臣の発言）から約半世紀の時間が経過していること，未解決の問題であるということだけでは不開示を正当化できないことを踏まえるならば，情報公開法５条３号該当性は認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－４１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙Ｂ７７）

ａ　不開示部分①

不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

５．竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず，国交正常化の際，双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので，国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけではとりあえず是非予約してほしい。（提訴及び応訴は国交正常化後と

なる。）

領土紛争等に関するこの種■■■不開示部分①■■■

b　不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③の前には，いずれも要旨下記のとおり記録されている。

記

5．竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず，国交正常化交渉の際，双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので，韓国側も，国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけではとりあえず是非予約してほしい。（提訴及び応訴は国交正常化後となる。）

■■■不開示部分■■■

(ｲ)　昭和３７年１１月１２日，大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長との会談が開催され，その際，大平外務大臣は，予め準備したトーキング・ペーパーを提示した上，Ｚ２２３中央情報部長と討議を行ったところ，「大平大臣・Ｚ２２３韓国中央情報部長第２回会談記録」には，竹島問題に関する討議の概要として，下記のとおり記録されている。

記

Ｚ２２３部長は，本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ，２，３年後といえども勝敗の別がはっきりした判決が出ることになり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭においているようであった。）の調停に任すことを希望する，かくすることにより，右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた。

本件も予備交渉において検討することとした。

(ｳ)　上記(ｲ)のトーキングペーパー（乙Ａ８３〔１１９ページ〕）には，竹島問題に関して，下記のとおり記録されている。

記

５．竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず，国交正常化交渉の際，双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので，韓国側も，「国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に応ずる」ということだけはとりあえず是非予約してほしい。（提訴及び応訴は国交正常化後となる。）

領土紛争等に関するこの種裁判の先例（別紙参照）でも明らかなとおり，提訴から判決まで少なくとも２年内外はかかるので，竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過してからとなるわけであり，差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解されたい。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれもＺ２２３中央情報部長との会談において，大平外務大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけた際の大平外務大臣の具体的な発言要領であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本側の具体的発言の要領であるが，特に不開示部分①の直近の記載がトーキングペーパーの記載と極めて類似していることのほか，前記アで認定した当時の日韓会談の状況及び昭和３７年１１月１２日に行われた大平外務大臣とＺ２２３中央情報部長との会談内容（殊に，同日の会談では，大平外務大臣が韓国側にトーキングペーパ

ーを提示して討議をし，その結果，Ｚ２２３中央情報部長が日本側の解決策につき「２，３年後といえども勝敗の別がはっきりした判決が出ることになり，適当でない」と述べたものの，この件については予備交渉で検討することになった。）等に鑑みると，当該具体的発言の要領に相当する日本側の発言がされたことを否定し難いから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって，通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４１の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４２の文書（文書１８５１）は，次の文書により構成されている。

(1)　外務省が作成した昭和３９年１２月１０日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書

(2)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和３９年１２月１０日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）

(3)　昭和３９年１２月１６日付け「基本関係に関する日韓両国要綱案題目事務レベル整理表」と題する内部文書

(4)　昭和４０年（１９６５年）１月７日付け「日韓基本関係に関する１９６４年１２月１０日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書

(5)　外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和４０年１月２５日付け及び同月２６日付け「日本国と大韓民国との－－－－－（案）」と題する内部文書

２　通し番号３－４２の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，上記１(4)の文書中に手書きされた３６ページ（－３６－）欄外上部約３行分及び欄外左部２行分であり，関係諸協定に係わる批准書の交換に関する外務省職員の竹島問題の観点からの個人的な見解が記録されている。

（以上につき，乙Ａ７８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する外務省職員の個人的見解で公開されることが予定されていないもの

であり，これを公にすれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある上，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があり，また，韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになるから，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

そもそも外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は，当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであるから，これを公にすれば，相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ，また，かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も，それがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがあり，我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず，相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがある。

特に，竹島問題については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がその帰趨を注視している状況下にある以上，その解決案等に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそ

れがあるといえる（情報公開法５条３号）。

２　原告らの主張の要旨

そもそも行政文書に記録されている情報につき，公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることをもって情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとはいえないし，通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報が個人的な見解であるとすれば，当該情報と日本政府の見解とは別個に存在し得るし，これとの同一性も不明であり（しかも，批准規定に関して欄外に手書きで記録されているものであることからすれば，竹島問題に関する機密事項が記録されていることはおよそ想定できない。），通し番号３－４２の文書が作成されてから約半世紀が経過していることを踏まえると，これを公にすることにより，今後の交渉等において日本が外交上不利益を被るおそれ等は到底想定できない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ７８）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－４２の文書の不開示部分に関連する本文の記載は，下記のとおりである。

記

９　要綱案(8)を次のとおりとする。

「この共同宣言は，批准されなければならない。批准書は，２に掲げる関係諸協定で批准を要するものの批准書のすべてが交換された後，できる限りすみやかに□□□（３字分空欄）で交換するものとする。この共同宣言は，その批准書の交換の日に効力を生ずる。」

(ｲ)　通し番号３－４２の文書の不開示部分付近の欄外に手書きされた内容は，下記のとおりである。

記

全部批准を要するものとするならこの点不要なるべし。

イ　前提事実及び上記アで認定した事実によれば，通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，関係諸協定に係わる批准書の交換に関する外務省職員の竹島問題の観点からの個人的な見解であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３９年当時，日本の外務省職員が関係諸協定の要綱案に書き込んだ竹島問題に関する個人的見解であるが，当該職員の立場は特定されていないし，当該個人的見解の内容も関係諸協定に係わる批准書の交換に関する観点からのものであるから，既に日韓基本条約等が締結されたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。また，当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば，外務省職員の個人的見解であることが情報公開法５条３号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは，本文において説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４２の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４３の文書（文書１８７６）は，Ｚ３１５大使が岡崎大臣に宛てた昭和２９年７月１０日発信の「蒋総統の国際問題についての見解の件」と題する電信文，Ｚ２２１大使が緒方大臣に宛てた昭和２９年１０月２６日発信の「日韓会談に関する件」と題する電信文等各国駐在大使が外務大臣宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。

２　通し番号３－４３の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，４ページから６ページまでの電信文１通（－３－に「次ページ以下３ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況とこのような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見（日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）が記録されている。

（乙Ｂ７９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する率直な意見であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　そもそも外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は，当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであるから，これを公にすれば，相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ，また，かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も，それがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがあり，我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず，相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがある。

特に，竹島問題については，韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がその帰趨を注視している状況下にある以上，当時の在フランス大使が発言した具体的な解決案が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

また，通し番号３－４３の文書は，６４年前の文書であるが，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対し

てのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ　電信文が発受信された日時，電番，秘密指定，本省の主管課室，本省内の協議先及び配布先等といった電信文の外形事項が開示されれば，当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば，通し番号３－４３の文書のように，在仏大使館から本省に対する電信文の場合には，日時と発受信者のみから少なくとも仏国政府との間の水面下の協議の時期等が推知され得る。通し番号３－４３の文書の不開示部分は，前記のとおり，竹島問題の解決策に関して日本政府が在仏大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることに鑑み，それらの日付，時間，送信者，宛先等を公にすることにより，電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから，国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

２　原告らの主張の要旨

(1)　そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ，昭和２９年当時の竹島問題等の日本の対策に関するフランス政府の見解が，いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するかは不明であるから，これを公にすることにより，現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常想定できず，また，交渉の第三国であるフランス政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから，日本の外交交渉に不利益を与えることも論理的には想定できない。

(2)　通し番号３－４３の文書の不開示部分は，電信文であるところ，日付，時

間，電信文の送信者，宛先，件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は，全く不明である。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実及び別紙５（通し番号３－２７）の第３の１(1)ア(ｱ)で認定した電信文の一般的な様式等によれば，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報は，電信文１通の全部不開示に係るものであるから，昭和２９年当時，①在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と②このような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見（日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）であるほか，③別紙５（通し番号３－２７）の第３の１(1)ア(ｱ)で認定したところと同様の電信文の様式に係る事項及び上記①の情報を入手した経緯等に係るものであると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記①の部分は，フランス政府関係者が日本政府関係者に対して提示した見解等であり，直接竹島問題についての日本政府の解決案等に係るものではなく，本件全証拠によっても，当該見解等が示された会合等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

また，上記③の部分は，電信文に一般的に記録される情報であって上記

①及び②の部分の情報とは別個の価値を有するものであり，上記の諸点に加え，日韓会談の歴史等に関心を有する原告らにとっては，上記③の部分の情報も有意の情報であるといえること等に加え，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして，これらの点については，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記①及び③の部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

ウ　他方，上記ア②の部分は，昭和２９年当時，在フランス大使が電信文で示した竹島問題に関する個人的見解であり，日本政府の公式の方針とは大幅に異なるものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，当該情報が韓国側によって日本側に不利になるよう利用されるなどのおそれがないとまではいえず，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　以上によれば，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている

情報のうち，上記ア①及び③の部分については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

これに対し，上記ア②の部分については，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができるというべきである（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記(1)ア②の部分については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，上記情報部分を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記(1)ア②の部分のみが，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４３の文書の不開示部分に記録されている情報で次の(1)の部分に係るものは，違法であるといわざるを得ないが，次の(2)の部分に係るものは，適法である。

(1)　在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と別紙５（通し番号３－２７）の第３の１(1)ア(ｱ)で認定したところと同様の電

信文の様式に係る事項及び上記①の情報を入手した経緯等に係るもの（上記(1)ア①及び③の部分）

(2)　上記(1)に掲げた部分以外の部分（上記(1)ア②の部分）

（別紙５）通し番号３－４４

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４４の文書（文書１８７７）は，岡崎大臣がＺ２５１大使に宛てた昭和２８年１１月６日発信の「日韓会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。

２　通し番号３－４４の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，椎名外務大臣がＺ２６１駐米大使，Ｚ２７９駐英大使及びＺ２８在韓調査官にそれぞれ宛てた昭和４０年６月１１日発信の「日韓漁業交渉の現況の米側への通報（通報）」と題する電信文中にある１４４ページ（－１４４－）上から６行目から１３行目までの約８行分であって，Ｚ２３１アジア局長が日韓漁業交渉の現況を在京米国大使館公使に伝えたものであり，日韓間の懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部における見解（これは，竹島問題の解決案と類似している。）が記録されている。

（乙Ａ８０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解であり，公開されることが予定されていないものであるから，これを公にすれば，今後，政府内部において，萎縮効果が生じ，忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあり，また，韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき

相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，また，今日もなお二国間で漁業問題が発生する状況下，これらの問題の解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって，公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法５条３号），特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について，公開が予定されていない情報が公にされれば，他国との信頼関係が損なわれるおそれは常時存在しており，信頼関係が損なわれれば，当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるし，竹島問題及び漁業問題に関連する当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によってなんら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

そもそも行政文書に記録されている情報につき，公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることをもって情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとはいえないし，通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報については，竹島問題の場合のように，現在も未解決の問題ではなく，解決済の約半世紀前の内部的見解が公開されるからといって，交渉上の不利益のおそれなどが生じることはありえない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ８０）によれば，通し番号３－４４の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

往電第１４８７号に関し

１１日，Ｚ２３１アジア局長は来訪せる在京米大使館Ｚ２６２公使に対し，日韓交渉の現況，特に日韓漁業交渉に関して，要旨次のとおり説明し置いた。

１．β会談で協定案文の作成作業はほぼ完了したが，協定の有効期間及び紛争解決条項が未合意の実質問題の主なものである。有効期間については，３年という韓国側の主張は問題にならないが，日本側主張の１０年との間をとって７年くらいなら考えられる旨非公式に韓国側に示唆しておいた（韓国側は目下の処５年くらいまでは譲歩する意向の兆し）。■■■■不開示部分■■■

２．（略）

３．（先方の「日本は竹島問題を棚上げすることに同意したとの情報は真実なりや」との質問に対し）全然その事実なく，日本の国民大衆は日韓協定の内容の複雑な諸点は分からず，領土問題たる竹島問題の処理振り如何によって日韓立場全体の評価を狭めることになるので，政府としては軽々に下りられない。

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時における漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部における見解（なお，これは，竹島問題の解決案と類似している。）であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年当時の漁業協定の問題に関する日本側の見解で

あり，日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるが，前提事実（総論）(5)ア(イ)ｂによれば，その後現在までの間に，日韓間では漁業協定及び新漁業協定が締結されているから，日韓間で発生する漁業問題の具体的内容・範囲等も上記の間に著しく変化しているものと推認することができるところ，当該情報に現在日韓間で発生している漁業問題に対する対策として具体的なものが含まれていることについての被告の具体的主張はなく，また，たとえ結果的に竹島問題の解決案に類似したものであったとしても，それは竹島問題自体ではなく日韓間で漁業協定が締結される前の昭和２８年当時の漁業協定の問題に係るものにすぎないことに照らすと，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題や現在日韓間で発生している漁業問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情

報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４４の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４５

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４５の文書（文書１８７９）は，次の文書によって構成されている。

(1)　外務大臣が駐米大使，駐英大使，駐仏大使及び駐華代理大使にそれぞれ宛てた昭和２７年９月２日発信の「日韓交渉再開に関する経緯送付の件」と題する公信文

(2)　藤山外務大臣がＺ２９０在インド大使に宛てた昭和３２年１０月２２日発信の「第１９回赤十字国際会議における在日韓人問題に関する件」と題する公信文

(3)　外務大臣が在ブラジル大使等に宛てた昭和３５年３月１６日付け「日韓会談に関する情報送付の件」と題する公信文

(4)　大平外務大臣がＺ２３７在英大使に宛てた昭和３８年３月７日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文

(5)　外務大臣が在米大使などに宛てた昭和３８年８月１０日付け「「日韓会談の現状」送付の件」と題する公信文

２　通し番号３－４５の文書のうち不開示部分は，上記１(4)の公信文に添付された昭和３８年３月８日にＺ２３１局長がＺ２６２公使に，同月１１日にＺ２８９大使がラスク国務長官にそれぞれ手交した「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「３Dispute over Takeshima」にある４８ページ（－４８－）下から９行目から８行目までの約１行分，下から６行目及び同４行目のいずれも１単語であり，日本政府が竹島問題の解決策として提案した国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案が記録されている。

（以上につき，乙Ｂ８１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の見解等であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－４５の文書の不開示部分は，原告指摘の他の開示文書の内容とは同一ではない。

イ　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上，両国によるそれぞれの解決案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

また，通し番号３－４５の文書は，約半世紀前の文書であるが，上記のような状況下においては，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少しておらず，歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法

５条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては，問題の性質上，紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ，第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は，交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって，公にされることで，交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，他の開示文書における「Ｚ２２３部長は，本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ２，３年後といえども，勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する，かくすることにより，右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」との記載（乙Ｂ７７〔４８ページ〕）を踏まえると，「韓国は日本の提案を拒絶した上で第三国の調停に任すことを希望しており，それに対して日本は，一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで，米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載であると考えられるから，不開示部分の不統一が認められる。

(2)　そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解などは，①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること，②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること，③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと，などから不開示とする理由はないところ，通し番号３－４５の文書の不開示部分は，まさに「交渉記録の記載内容」であって，その収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言，意見，見解の報告であり，日本側の見解又は評価，分

析及び判断は含まれていないから，情報公開法５条３号の不開示情報該当性は認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のほか，証拠（乙Ｂ８１）により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと，いずれも，昭和３８年当時の竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案であって，同年に日本政府が米国政府に手交した文書に記録されているものであると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和３８年当時，竹島問題に関して韓国側から示された対案であり，本件全証拠によっても，当該対案が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと，しかも上記情報は，日本政府関係者から米国政府関係者に手交された文書に記録されていることに照らすと，当該文書が作成された後に米国政府関係者に手交されてから既に４０年以上の経過しており，韓国では韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なったり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変

化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　以上によれば，通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４５の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４６

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４６の文書（文書１８８１）は，外務省条約局法規課が昭和３７年７月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書である。

２　通し番号３－４６の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，１１７ページ（－１１６－）及び１１８ページ（－１１６－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であって，「竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の手続きについて（昭和３７．２．２４）」と記録されている以下の和文と英訳文であり，竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上日本政府が留意すべき具体的事項が記録されている。

（乙Ａ８２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上我が国が留意すべき具体的事項であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，日本政府の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題

の帰趨を注視している状況下にある以上，国際司法裁判所に付託する際の留意事項に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法５条３号），このような状況下において，時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難い。

２　原告らの主張の要旨

通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，国際司法裁判所へ付託する際の手続は，一般論であるし，仮に最終的に国際司法裁判所に委ねる前提として米国等の第三国による調停を試みるという過程に関する情報が含まれていたとしても，この点は他の開示文書（乙Ｂ７７等）により明らかにされているから，通し番号３－４６の文書が作成されてから約半世紀の時間が経過していること，その後，韓国も国連に加盟したことによって国際司法裁判所における当事国としての地位を得ているという状況の違いもあることに照らせば，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　前提事実（各論）のほか，証拠（乙Ａ８２）により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと，通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている情報は，①竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及び②その手続上日本政府が留意すべき具体的事項であると推認することができる。

イ　そうであるとすれば，通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち，上記①の点は，昭和３７年当時，日本側が韓国側に具体的解決案として提示した竹島問題を国際司法裁判所へ付託する際の手続の内容に係るものであり，本件全証拠によってこれを提示した交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち，竹島問題に関して国際司法裁判所へ付託する際の手続に係る部分については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

ウ　他方，上記②の点は，竹島問題を国際司法裁判所へ付託する際の手続上日本政府が留意すべき具体的事項であり，日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型

的にみて，これを公にすれば，韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ　小括

以上によれば，通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記ア①の点は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

これに対し，上記ア②の点は，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。）。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，上記(1)ア②の点については，裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，当該部分を情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，通し番号３－４６の文書に記録されている情報のうち，上記(1)ア②の点は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４６の文書の不開示部分に記録され

ている上記情報中，次の(1)の部分に係るものは，違法であるといわざるを得ないが，次の(2)の部分に係るものは，適法である。

(1)　竹島問題に関して国際司法裁判所へ付託する際の手続の内容（上記１(1)ア①の点）

(2)　上記(1)に掲げた以外の部分（上記１(1)ア②の点）

（別紙５）通し番号３－４７

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４７の文書（文書１８８２）は，外務省が作成した「IX　日韓会談予備交渉－請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する文書である。

２　通し番号３－４７の文書のうち不開示理由３に係る不開示部分は，次の部分であり，いずれも竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案及び韓国側が国際司法裁判所提訴案に反対する理由が記録されている。

①　１５８ページ（－１５８－）「Ⅲ竹島問題」の項の下から６行目から２行目までの約４行分（以下「不開示部分①」という。）

②　３３４ページ（－３４４－）「５竹島問題」の項の上から２行目から４行目までの約３行分（以下「不開示部分②」という。）

③　３３４ページ（－３４４－）「５竹島問題」の項の下から５行目から１行目までの約４行分（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ８３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき

相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，通し番号３－４１の文書の４８ページ（－４７－）５行目から４９ページ（－４８－）２行目までの約１ページ分に記録されている情報とは同一ではない。

イ　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において，日本の解決案について韓国が指摘した問題点及び日本による対案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで，結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法５条３号），このような状況下において，当該部分の不開示情報該当性は，時間の経過によって何ら減少していない。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号３－４７の文書は，そのタイトルが「日韓国交正常化交渉の記録総説九」とあることから，交渉の記録をまとめたものであって関連する他の文書に記録されている情報（又はその要旨）が再録されているはずのものである。そうすると，その不開示部分①～③については，次のとおりと考えられる。

ア　不開示部分①は，第三国の調停に任すという韓国側の提案に対し，日本側として，そのような韓国側提案を歩み寄りの努力の現われとして多としつつも，「調停に任すというだけでは，調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないの

で」という日本側の考えを記載した直後の約４行分であり，その直後には「本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが適当と考える」という記述があること（乙Ａ８３〔１５８ページ〕），通し番号３－３６の文書（乙Ｂ７３〔１６ページ〕）には「ある特定の期間を経ても■■■不開示部分■■■が和解させられなかったときには，紛争は最終的に国際司法裁判所に持ち込まれるという条件のもとで，日本側が■■■不開示部分■■■に賛成する」旨の記載（上記黒塗り部分には，第三国又は米国（による調停）という記述が入ると考えられる。）があることに照らすと，これに対応する記載があると考えられる。

イ　不開示部分②は，「日本側は，韓国側の希望をも考慮して，昨年１２月，」という記述と，「本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し」という記述間にあること，通し番号３－３６の文書の上記記載内容に照らすと，之に対応する記載があると考えられる。

ウ　不開示部分③は，「最近に至って，韓国側は，国際司法裁判所付託に同意できない理由につき」という記述に続く約４行分であること（乙Ａ８３〔３３２ページ〕），通し番号３－４１の文書（乙Ｂ７７〔４８ページ〕）には「Ｚ２２３部長は，本件を国際司法裁判所に提出するときは，たとえ２，３年後といえども，勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり，適当でなく，むしろ第三国（Ｚ２２３部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する，かくすることにより，右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」との記載があることに照らすと，之に対応する記載があるものと考えられる。

(2)　通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記のとおり他の開示文書によって明らかになっている情報を再録した部分であると考えられるから，不開示部分の不統一がみられる部分であり，約半世紀前の

「交渉の記録」にすぎないことも踏まえると，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ８３）によれば，通し番号３－４７の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　不開示部分①は，訪韓中にＺ１７大使から韓国側に非公式に渡されたとされる「トーキングペーパー（３７．１２．１０）」と題する文書の「Ⅲ竹島問題」の項にあり，その余の項（「Ⅰ　請求権問題」，「Ⅱ漁業問題」）には，当該時点における交渉の見通し，日本側の提案及び見解等が具体的に記録されているところ，不開示部分①の前後の記載は，下記のとおりである。

記

第２回大平・Ｚ２２３会談においてＺ２２３部長が提案された第三国の調停に任すという考えは，本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして，日本側としての多とするところであるが，他方，調停に任すというだけでは，調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので，■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える。

(ｲ)　不開示部分②及び不開示部分③は，昭和３８年７月９日付け「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する書面の「５竹島問題」の項にあり，その余の項（「１　漁業問題」，「２　請求権問題」，「３　在日韓国人の法的地位問題」，「４　基本関係問題」）には，項目ごとに，これまでの交渉経緯，日本側及び韓国側の提案及び主張等が具体的に記録さ

れているところ，不開示部分②及び不開示部分③の前後の記載は，下記のとおりである。

記

日本側は，韓国側の希望をも考察して，昨年１２月，■■■不開示部分②■■■本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し，韓国側は，竹島が韓国領土であることは明白なので第三国による調停以上の解決には同意できないとしている。

また，最近に至って，韓国側は，国際司法裁判所付託に同意できない理由につき，■■■不開示部分③■■■

結局，本件は，日韓会談の最終段階において，すべての他の懸案に付き締結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ，高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかろう。（その際，日本側として，従来の国会答弁との関係にも鑑み，国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含めて，改めて対処方針に付き慎重再検討を要すると思われる。）

イ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　不開示部分①に記録されている情報は，昭和３７年１２月，日本政府から韓国側に非公式に交付されたトーキングペーパーに記録されている竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案である。

(ｲ)　不開示部分②に記録されている情報は，昭和３７年１２月，竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案で日本側が韓国側に提案したものであり，その提案された時期に鑑みれば，不開示部分①と同旨のものである。

(ｳ)　不開示部分③に記録されている情報は，昭和３８年当時，国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容である。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４７の文書の不開示部分①に記録されている情報は，日本側から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえず，これと同旨の内容である不開示部分②に記録されている情報についても同様である。

また，不開示部分③に記録されている情報は，昭和３８年当時，韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決案に関する主張であり，本件全証拠によっても，当該主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり，かつ，当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと，韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係が損なわれたり，また，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして，他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が

法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　以上によれば，通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

したがって，通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，本件各処分のうち当該情報を不開示とする部分は違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号３－４８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号３－４８の文書（文書１９１５）は，外務省が作成した「Ⅲ　第２，３次日韓会談」と題する文書である。

２　通し番号３－４８のうち不開示理由３に係る不開示部分は，２４０ページ（－２４０－）「三　長期的対策」の項の右から６行目の一部であり，竹島問題についての日本政府の見解が記録されている。

（乙Ｂ８４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり，竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって，その解決に向けては，様々な事情を踏まえた上で，我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから，これを公にすることにより，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法５条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号３－３の文書及び通し番号３－４７の文書は，あくまで草稿段階の文書であるところ，通し番号３－４７の文書の２４０ページ（－２４０－）右から６行目の黒塗り部分に記録されている内容が通し番号３－３の文書（乙Ａ４６）の１６ページ（－１６－）で黒塗りにされずに開示されているとしても，起案文上に決裁権者が如何なる加筆・修正をしているかが分かる部分を不開示とすることは何ら妨げられない。

イ　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し，日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下，解決案についての日本側代替案に関する情報が公にされれば，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，韓国側に誤解を与える可能性があり，事前には予測及び制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり，当該情報が今後の交渉に利用されたりし得ることを通じ，結果として当該問題の解決を困難なものとする可能性は否定できないから，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損ない，韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法５条３号）。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－４８の文書の不開示部分は，「国際司法裁判所への提訴」という見出し中の「三　長期的対策　（一）世論喚起とくに対外答弁に一層力を入れ日本の主張の合理性を強調する要ありとくにいわゆる李ライン問題に関して，（二）■■■■■国際司法裁判所への提訴　いわゆる李ライン問題，竹島問題については提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいがそれでもよろしい。わが方の主張に分のあることのよい宣伝となる。」との記載中の墨塗り部分であり，通し番号３－３の文書（「（２）日韓会談決裂善後対策」）には「三，長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴が挙げられていること（乙Ａ４６）に照らすと，当該墨塗り部分には「国連又は」という文言が記録されている可能性が高い。

(2)　通し番号４－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記のとおりであれば，不開示部分が不統一となっており，他で開示されている以上，ここでの不開示が正当化されるものではない。

第３　当裁判所の判断

1　不開示理由３に係る不開示情報該当性について

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無について

ア　証拠（乙Ａ４６，Ｂ８４）によれば，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号３－４８の文書（乙Ｂ８４）の２２４ページ（－２２５－）以下に掲げられた部分は，「日韓会議決裂前後対策」と題する文書（以下，この項において「本件訂正後文書」という。）であり，これは，通し番号２－１４の文書（昭和２８年１０月２６日付けでＺ２２１外務省参与が作成した「日韓会議決裂前後対策」と題する文書であり，通し番号３－３の文書も同一である。乙Ａ４６）を前提として，その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり，実質的には同一の内容である。

(ｲ)　通し番号３－４８の文書の不開示部分は，本件訂正後文書中の「三　長期的対策」の「(二)　国際司法裁判所への提訴」との見出し中の「国際司法裁判所」の前に加筆された部分（乙Ｂ８４の２３９ページ（－２４０－）参照）であるところ，通し番号２－１４の文書の当該部分（乙Ａ４６の１６ページ）には「(二)　国際司法裁判所への提訴」の「国際司法裁判所」の前に「国連又は」との文言が加筆されている。

イ　以上によれば，通し番号３－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，「国連又は」であると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号３－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号２－１４の文書）の一部開示により公にされているから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ　したがって，通し番号３－４８の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号３－４８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２ 結論

よって，本件各処分のうち通し番号３－４８の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

【別紙５不開示理由４，５，６，８関係の目次】

（別紙５）通し番号４－１

（別紙５）通し番号４－２

（別紙５）通し番号４－３

（別紙５）通し番号４－５（同２－３１）

（別紙５）通し番号４－６

（別紙５）通し番号４－６－２

（別紙５）通し番号４－７

（別紙５）通し番号４－８

（別紙５）通し番号４－９

（別紙５）通し番号４－１０

（別紙５）通し番号４－１１

（別紙５）通し番号５－１

（別紙５）通し番号６－１，６－２及び６－３

（別紙５）通し番号８－１及び８－２

（別紙５）通し番号４－１

第１　前提事実（各論）

１　通し番号４－１の文書（文書９６４）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「朴議長一行名簿，日程，接伴要領」と題する文書であって，昭和３６年１１月１１日及び１２日に訪日した韓国朴正熙議長一行の名簿及び上記一行が訪日するに当たっての日程計画及び接伴要領等事前準備に関する内容が記録されたものである。

２　通し番号４－１の文書のうち不開示理由４に係る不開示部分は，９９ページから１０２ページまで（－９８－に「次ページ以下４ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，日本を訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する警備の計画等に関し，具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容，警備に関する情報の入手方法，朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報等といった警備の具体的方法及び内容等の情報が記録されている。

（乙Ａ３０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容であり，これを公にすることにより，警備に関する情報の入手方法，警備の具体的方法及び内容等について手の内を明かすことになりかねず，現在及び将来の外国要人の生命，身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれがあると認められることから，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の

長が認めることにつき相当の理由がある情報であり（情報公開法５条４号），また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号４－１の文書の一部開示部分は，朴議長一行の名簿，滞日日程，接伴要領などであり，警備の具体的方法及び内容等ではない。

イ　他方，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，前記のとおり，朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報（要人の警護方法等）を含むものであり，その内容は，現在及び将来の要人の警護方法等においても共通する部分がある。

したがって，このような要人警護の具体的方法及び内容等を公にすることにより，現在及び将来においても外国要人の生命，身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれ，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同様の警備方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすといえる（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－１の文書においては，警備に関する記載，例えば，「６．警備（Ｚ１７）　北鮮系在日朝鮮人が（情報（Ｚ１５８），（Ｚ１５９），（Ｚ１２７）），デモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので，治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また，社会党，日朝協会，総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も『日米韓軍事同盟反対』等のスローガンを掲げて大衆行動を起すおそれもあり，警戒を要する。」（５７～５８ページ）などの記載が他にも数多く存在し，警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所，警備のための連携体制等が具体的に記録されているが，これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている上記情

報が，上記の開示されている警備に関する情報と異なり，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「手の内」といえるかは，被告の主張からは判断できない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは，現在又は将来の行政事務に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，４８年前の朴議長らの訪問をめぐる警備体制が，現在又は将来の警備体制，ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ３０）によれば，通し番号４－１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号４－１の文書は，次のような表題等を有する文書によって構成されており，この中には，例えば，「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領（第一案）」，「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領（暫定案）」のように数次にわたる検討案に係る文書も含まれている。

ａ　「朴議長一行の序列」

ｂ　「朴正熙議長一行名簿」

ｃ　「朴正熙議長一行滞日日程」

ｄ　「朴議長一行の米国より帰途の日本通過日程の件」

ｅ　「朴正熙議長一行の本邦通過に関する件」

ｆ　「朴議長一行接伴要領」

ｇ　「朴正熙訪日接伴関係連絡先」

(ｲ)　上記文書のうち，昭和３６年１１月４日付け「朴議長一行接伴要領」と題する書面には，要旨下記の記載がある。

記

（省略）

６　警備

北鮮系等の行動も十分予想されるので警察側と慎重打ち合わせる要あり。

７　羽田における出迎え行事

（中略）

(3)　通常雨の場合はロビーで出迎え行事を行うが，今回の場合は警備上の理由もあり晴雨にかかわらず，ランプで行う。

（中略）

(7)　空港から迎賓館まで総理が同行するかどうか決定の要あり，それにより乗車区分を決めることとなる。

(ｳ)　また，昭和３６年１１月５日付け「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領（第一案）」と題する文書には，要旨下記の記載があり，昭和３６年１１月７日付け「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領（暫定案）」と題する文書にもほぼ同旨の記載がある。

記

（省略）

情報（Ｚ１５９）

６　警備　（Ｚ１７）

②（Ｚ１５８）（Ｚ１２７）

北鮮系在日朝鮮人がデモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので，治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また，社会

党，日朝協会，総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も「日米韓軍事同盟反対」等のスローガンを掲げて大衆行動を起こすおそれもあり，警戒を要する。

（中略）

９　羽田における出迎行事

(2)　通常は，雨天の場合はロビーで出迎行事を行うが，今回の場合は，警備上の理由もあり，晴雨にかかわらず，ランプで行う。

(4)　（略）

このほか，挨拶の順序，代理通関手続，荷物の取扱い，乗車区分等については，関係者の間で詳細に打ち合わせておく必要がある。

(ｴ)　なお，「配車関係（北東アジア課　Ｚ１６０事務官担当）と題する書面には，①当日の借上げ自動車の内容及び②行動概要が記録されているところ，後者（②行動概要）としては，訪問先等として羽田空港，迎賓館及び総理官邸等が指摘されているほか，外務省職員が移動の際にどの車両に乗車するかが記録されている。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実に照らすと，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本を訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する警備の計画等に関し，具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容，警備に関する情報の入手方法，朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報等であり，これには羽田空港，迎賓館及び総理官邸等の間における移動時の警備体制が含まれることに鑑みると，要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。そして，原告ら主張のとおり，通し番号４－１の文書の一部開示部分には警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所，警備のための連携体制等が記録されていることは，上記アのとおりであるが，本件全証拠

によっても，上記不開示部分に記録されている情報が一部開示部分にあるこれらの情報と同程度のものであると認めるに足りる証拠はない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記イのとおり，要人警護の具体的方法等を含むものであって，現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報については，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

2　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号４－２

第１　前提事実（各論）

通し番号４－２の文書（文書９６６）は，警察庁，法務省及び外務省等が作成した「朴議長訪日に際する警備対策」と題する文書（総数３４ページ）であって，韓国朴正熙議長（当時）一行が訪日する際の警備対策が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり，要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）が詳細に記録されている。

（甲１５）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－２の文書に記録された要人警備対策の内容は，文書作成当時のものであっても，公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　朴議長一行名簿，日程，接伴要領に関して，通し番号４－１の文書に含まれる情報と通し番号４－２の文書に含まれる情報とは同一ではない。

イ　通し番号４－２の文書には，上記のとおり，朴議長一行の訪日に際しての要人警護についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）が詳細に記録されており，要人警護についての具体的な対応の内容は，現在及び将来においても共通する部分がある。

したがって，このような対応や手段を公にすることにより，現在及び将

来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同様の警備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　昭和３６年（１９６１年）の朴議長一行の訪日に関しては，通し番号４－１の文書（乙Ａ３０）において，その行動日程や日本側の準備に関する文書が開示されており，その中には，警備に関する記載が数多く存在し，警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所，警備のための連携体制などが具体的に記録されているが，これらは不開示とはされていない。

そうすると，通し番号４－２の文書に記録されている情報が，上記の開示されている警備に関する情報と異なり，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるかは，被告の主張からは判断できない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは，現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，４８年前の朴議長らの訪問をめぐる要人警護対策が，現在又は将来の要人警護対策，ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても，現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び別紙５（通し番号４－１）中の当裁判所の判断で認定した

事実を総合すれば，通し番号４－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国朴正熙議長（当時）一行が訪日する際の警備対策に関するものであって，要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）であり，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報と同様，要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。

そして，通し番号４－２の文書に記録されている上記情報は，上記のとおり要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）であることからすると，本件全証拠によっても，通し番号４－１の文書の一部開示部分に記録されている情報と同一又は類似の内容であると認めるに足りる的確な証拠はないというべきである。

イ　そうであるとすれば，通し番号４－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記アのとおり，要人警護の具体的方法等を含むものであって，現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号４－２の文書の不開示部分に記録されている情報については，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

２　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号４－３

第１　前提事実（各論）

通し番号４－３の文書（文書７１３）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「韓国親善使節団の来訪に関する件」と題する文書であって，昭和３６年７月の韓国親善使節団来訪に関する件につき韓国側との事前調整内容等が記録された文書であり，このうち不開示部分は，２０ページ直後の２枚であり，訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容，具体的には韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等が記録されている。

（乙Ａ２７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－３の文書の不開示部分に記録された警備対策の内容は，文書作成当時の情報であっても，公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号４－３の文書の開示部分は，韓国親善使節団の滞日日程などであり，警備の具体的方法及び内容等ではない。

イ　他方，通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等に関わる記載部分であり，その内容は，現在及び将来の要人の警護方法等においても共通する部分がある。

したがって，このような要人警護の方法及び内容を公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同様の警備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－３の文書においては，例えば，使節団が乗車する車両やそれへの警視庁無線車の同行と警護予定（１８枚目），ホテルにおける警視庁警護（３名）の待機場所（１９枚目）など，具体的な警備対策に関する記載が数多く存在するが，これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると，通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている警備対策が，上記の開示されている警備に関する情報と異なり，公共の安全・秩序維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるのかは，被告の主張からは判断できない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の及ぼすおそれの存在であるところ，４８年前の韓国親善使節団の訪問をめぐる警備対策が，現在又は将来の警備対策，ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ２７）によれば，通し番号４－３の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号４－３の文書は，次の文書等によって構成されており，これには，Ｚ２７３大使を団長とする韓国親善使節団が，昭和３６年７月４日から同月６日までの間に，羽田空港から本邦に上陸し，池田総理大臣やＺ１３８外務次官等を訪問するなどした後，羽田空港から台湾へ出発するとの予定につき，日本政府と韓国側とが日程等について事前に調整するなどした内容等が記録されている。

ａ　昭和３６年６月２８日付け「韓国親善使節団の来訪に関する件」と題する書面

ｂ　昭和３６年６月３０日付け「韓国親善使節団の天皇陛下への謁見希望越しの件」と題する文書

ｃ　「韓国親善使節団滞日中の日程」と題する文書

ｄ　昭和３６年７月３日付け「韓国親善使節団の滞日日程に関する件」と題する文書

ｅ　「韓国親善使節団滞在日程」と題する文書

(ｲ)　上記ａの文書には，要旨下記の記載がある。

記

韓国代表部Ｚ１６１代表代理は，昭和３６年６月２８日，外務省アジア局長に対し，「韓国軍事政権は，かねてより世界各国に今次クーデターの趣旨・目的等を開明してこれに対する支持を依頼するとともに，国交のない国々には，この際国交関係の樹立を要請せんがため，親善使節団を派遣することを計画してきたところ，今般，日本には，７月５日午後，Ｚ２７３大使を団長とするグループが来ることになった」旨を告げた。

(ｳ)　上記ｄの文書には，要旨下記の記載がある。

記

３　警視庁からの希望もあり，代表部に問い合わせたところ，次のとお

り。

(ｲ)　４日夕刻，羽田空港には車２台（<代>６５０（濃紺ビュイック）と<代>６３３（薄空色シボレー））が迎えに行き，前車にはＺ２７３大使，Ｚ１６２中佐にＺ１６１参事官が同乗，後車にはＺ１６３教授，Ｚ１６４にＺ１６５書記官が同乗する。警視庁からの無線車が後続し，ホテルＺ１６６まで同行，爾後使節団滞在中無線車は一行を終始警護する。

(ﾛ)　ホテルＺ１６６には代表部としてスイート１，トゥインベッドルーム４を同じフロアーに留保しあり（番号は明４日昼決定）。スイートはＺ２７３大使用，団員用にそれぞれトゥインベッドルーム３が当てられ，残り１つは警視庁護衛（３名）用とする。代表部からＺ１６７副領事が duty officer として常時ホテルに所在し，Ｚ１６４随員の部屋を共用する。警視庁は，代表部係官との連絡もあるので，北東アジア課員１名が常時ホテルに詰めていてもらえればありがたいといっていた。

４　Ｚ１６８辞任の報により韓国代表部Ｚ１６５書記官に親善使節団来日に何らか影響ありやと質したところ，本件は全く無関係に予定どおり来日するものと思う旨答えていた。

(ｴ)　通し番号４－３の文書の不開示部分は，上記(ｱ)ｄの文書６枚目の後ろ２枚に相当する部分にある。

ｲ　前提事実及び上記アの認定事実のほか，別紙５（通し番号４－１）中の当裁判所の判断で認定した事実によれば，昭和３６年１１月の朴正熙韓国国家再建最高会議議長の来日の際には，北鮮系在日朝鮮人がデモその他の過激な行動に出る可能性が予想されていたことも併せ考慮すると，通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容であって，韓国

親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定（一般的には，例えば，韓国親善使節団が来日した際に上記のような北鮮系在日朝鮮人のデモ等が起こった場合，治安当局等がどのような対応・措置を講ずるかといった具体的なものが考えられる。）等として要人警護の具体的方法等も含むものであり，通し番号４－１の文書の不開示部分に記録されている情報と同様，要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。そして，原告ら主張のとおり，通し番号４－３の文書の一部開示部分に具体的な警備対策に関する記載があることは，上記アのとおりであるが，これらは，警視庁無線車による警護が行われることや警視庁警護の待機場所を明らかにするものにとどまり，韓国親善使節団に一定の事態が生じた場合の具体的対応等に係るものではないし，本件全証拠によっても，上記不開示部分に記録されている情報がこれらの情報と同程度のものであると認めるに足りる証拠はない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記イのとおり，要人警護の具体的方法等を含むものであって，現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている情報については，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又は

その濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

2　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号４－５（同２－３１）

第１　前提事実（各論）

１　客観的事実

韓国船籍の船舶Ｚ１６９（以下，単に「Ｚ１６９」という。）は，昭和４０年４月６日午後９時頃，紅島北西４５海里にある黒山群島付近で停泊中であったところ，その右舷船尾に日本船籍の底引網漁船が衝突したこと（以下「Ｚ１６９衝突事故」という。）から，同底引網漁船に救助要請をしたが，同底引網漁船が逃走したため，大黒島まで自力で入港し，海上保安庁の８６５艇に被害申告をした。

２　通し番号４－５の文書

通し番号４－５（同２－３１）の文書（文書７４９）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和４０年４月１３日付けで作成した「Ｚ１６９事件について（黒山群島付近における衝突事件）」と題する文書であって，黒山群島付近においてＺ１６９（韓国船籍）に底引網漁船（日本船籍）が衝突したとされる事故に関する報告書であり，このうち不開示部分は，１ページ（－１－）の上から３行分と４ページ（－３－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，Ｚ１６９衝突事故について，事故情報を把握した経緯として，海上保安庁が第三者から情報を収集した際の具体的な手法が記録されている。

（以上につき，乙Ａ３８）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報収集の手法等に関するものであり，それが文書作成当時の情報であっても，これを公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩

序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第５条４号，６号）。

また，通し番号４－５の文書の１ページで不開示とした部分は，事故情報の把握の具体的方法が記録されており，韓国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある（同条３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号４－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，海上保安庁による第三者からの情報収集の具体的な手法であり，その内容には現在及び将来においても共通する部分がある。

したがって，このような情報収集の手法を公にすることにより，現在及び将来においても韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同種の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである（情報公開法５条３号，４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－５の文書の開示部分には，事故の内容のみならず，事故内容が被害船であるＺ１６９によって「８６５艇」（注：これは，海上保安庁の船艇であると考えられる。）に申告されたという経緯が記録されており，情報の入手経路は明らかにされている。

そうであれば，海上保安庁の船艇がその被害申告をどのように分析・評価したかといった情報は，海上保安庁による通常の海難事故の取扱いを示すものにすぎず，そのような情報が公開されたとしても，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは通常考えられない。それにもかかわらず，海難事故の取扱いに関わる文書や情報が，どのように公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを被告は何ら説明していない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは，現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，漁船の衝突事故に関する４４年前の「情報収集のあり方や分析・評価の手法等」が，現在又は将来の警備体制，ひいては公共の安全・秩序維持や事務事業の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれ何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条３号の該当性について）

(1)　証拠（乙Ａ３８）によれば，通し番号４－５の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

ア　通し番号４－５の文書は，昭和４０年４月１３日付け「Ｚ１６９事件について（黒山群島付近における衝突事件）」と題する文書であり，①Ｚ１６９衝突事件の概要及び②Ｚ１６９が海上保安庁の艦艇に申告に至った経緯が記録されているところ，②の点について，その一部開示部分には要旨下記の記載がある。

記

(4)　加害船に救助要請したが，加害船は逃走した。浸水なく大黒島へ入港して申告した。

現在Ｚ１６９は応急修理し，漁労作業に差し支えない。

イ　通し番号４－５の文書の不開示部分は，本文冒頭の記載と考えられる部分にあり，その記載は下記のとおりである。

記

■■■不開示部分■■■

■■■不開示部分■■■被害船Ｚ１６９が８６５艇に申告した概要は次のとおりである。

(2)　上記(1)の認定事実によれば，本文第３の１で説示したとおり，本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法５条３号に定めるものに該当するか否かをについて裁判所が審理するに当たっては，まず，被告において，当該情報に係る事項，当該情報の性質，本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ，特に，上記のような本件各文書については，当該事情として，当該情報につき，本件各文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお本件各処分の時点において同条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

(3)　そこで，上記観点から検討するに，前提事実及び上記(1)の認定事実によれば，通し番号４－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，海上保安庁がＺ１６９の申告前に事故情報を把握した経緯として，海上保安庁が第三者から情報を収集した際の具体的手法であると推認することができる。そして，当該情報収集の具体的手法がいかなるものであるかについては，本件全証拠によっても必ずしも明確ではないものの，被告主張に係る不開示理由等の弁論の全趣旨により認められる一切の事情に照らすと，仮にこれが公になれば，韓国との信頼関係を損なうと考えられる態様のものであることも想定し得なくはなく，このような態様による情報収集の具体的手法が海上保安庁により現在又は将来にわたり使用されるものであることもうかがわれる（当該情報収集の具体的手法が上記のような態様のものであるとすれば，被

告においてその具体的内容を上記の程度を超えて明らかにすることは，その開示を強いられるのと同一の結果を生じることになるから，上記程度の主張立証をするにとどまることも，やむを得ないというべきである。）。そして，本件全証拠によっても，当該情報収集の具体的手法が公衆が知り得るような海上保安庁による通常の海難事故の取扱いを示すものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

そうであるとすれば，通し番号４－５の文書の不開示部分に記録されている情報は，これを公にすることにより，韓国との信頼関係を損なうおそれがあるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(4)　そして，通し番号４－５の文書の不開示部分に記録されている情報を不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるかどうかを検討するに，上記(1)～(3)で説示した当該情報の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(5)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するものというべきである。

2　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－５（同２－３１）の文書の不開示部

分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号４－６

第１　前提事実（各論）

通し番号４－６の文書（文書７５０）は，昭和４０年５月から同年７月までの間において水産庁及び外務省が作成した「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書であって，昭和４０年５月当時の漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制について，水産庁及び外務省が海上保安庁警備第二課と事前調整した内容及びその検討状況等が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり，このうち不開示部分は，１８ページから２２ページまで（－１７－に「次ページ以下５ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり，李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況や海上警備の方法等に係るものが記録されている。

（乙Ａ３９）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－６の文書の不開示部分に記録された警備体制に関する情報は，文書作成当時の情報であっても，公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　原告らの主張に係る「極秘」及び「秘」の秘密指定は，文書が作成され

た当時の実質的な秘密の程度を勘案した上，その程度に応じて形式上指定されたものであるが，情報公開法に基づく開示と不開示の判断は，開示決定の時点において情報公開法５条各号に該当しているかどうかの観点から行うものであり，形式的な秘密指定の区分の観点から行うわけではない。

イ　そして，通し番号４－６の文書の不開示部分は，上記のとおり，李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり，海上警備の方法に関する情報を含んでいるところ，このような情報を公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，同様の警備体制を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　この当時の海上保安庁の警備体制の変更に関する検討内容については，通し番号４－６の文書のうち昭和４０年５月１２日付けの「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書（以下「１２日付文書」という。）において，日韓漁業協定発効後の警備体制が詳細に記載・検討されており，１２日付け文書は，情報公開室によって「極秘」扱いされていたにもかかわらず，これに含まれる海上保安庁の説明部分が全て開示されている。

ところが，同月１９日付けの「海上保安庁の警備体制の変更について」と題する書面（以下「１９日付け文書」という。）については，情報公開室によって「秘」扱いとされているにすぎないのに，海上保安庁の希望・質問事項に関する部分が不開示とされている。

そうすると，１２日付け文書及び１９日付け文書は，いずれも海上保安庁の今後の警備体制についての情報が記録されているにもかかわらず，「極

秘」扱いされている１２日付文書に不開示とされる部分はなく，逆に「秘」扱いにすぎない１９日付文書の添付文書が不開示となっていることは疑問である上，被告は，「海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容である」と述べるのみで，通し番号４－６の文書の不開示部分とされた１９日付け文書の一部について，同じく警備体制を具体的かつ詳細に述べた１２日付文書との区別の理由を何ら述べておらず，その不開示を基礎付ける主張として甚だ不十分なものである。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた４４年前の警備体制に関する記載が，時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ３９）によれば，通し番号４－６の文書に関し，次の事実が認められる。

(ｱ)　通し番号４－６の文書は，次の文書によって構成されている。

ａ　北東アジア課が昭和４０年５月１２日付けで作成した「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書（１２日付け文書）

なお，この文書は「極秘」と指定されていた。

ｂ　北東アジア課が昭和４０年５月１９日付けで作成した「海上保安庁

の警備体制の変更について」と題する文書（１９日付け文書）

なお，この文書は，通し番号４－６の文書の不開示部分を含むものであり，「秘」と指定されていた。

ｃ　水産庁漁業調整課が昭和４０年５月２７日付けで作成した「特哨実施方針の変更について」と題する文書

ｄ　海上保安庁警備救難部長が外務省アジア局長宛てに昭和４０年６月３０日付けで発出した「日韓漁業協定合意議事録３(ｄ）項の「専ら漁業の取締りに従事する自国の監視船」について（照会）」と題する文書

ｅ　外務省アジア局長が海上保安庁警備救難部長宛てに昭和４０年７月７日付けで発出した「日韓漁業協定合意議事録３(ｄ）項の「専ら漁業の取締りに従事する自国の監視船」について」と題する文書

(ｲ)　上記(ｱ)の各文書が作成された経緯は，次のとおりである。

ａ　昭和４０年５月１２日，海上保安庁警備第２課は，北東アジア課を来訪し，海上保安庁で検討中である漁業協定発行前及び発効後の警備体制に関し，事務レベルでの協議を行った（(ｱ)ａの１２日付け文書）。

ｂ　昭和４０年５月１８日，海上保安庁警備第２課長は，北東アジア課長に対し，海上保安庁内で従来よりの李ライン水域における哨戒業務（拿捕防止活動）を変更することを考慮中であるとして，海上保安庁警備第２課作成の文書（(ｱ)ｂの１９日付け文書で「別添の書きもの」とされているもの。以下「本件別添文書」という。）を提示して外務省に対する要望事項・質問事項等を説明したところ，北東アジア課長から，本件別添文書の１～４項の内容を骨子とする体制に変更することは結構であるが，その変更時期については水産庁の強力な行政指導が実効を上げる時期との関係も十分に考慮しなければならないこ

と等を指摘するなどされた（(ｱ)ｂの１９日付け文書）。

ｃ　水産庁漁業調整課は，昭和４０年５月２７日付けで，海上保安庁が検討中の特哨実施方針の変更の内容及び実施時期等に対する同課の意見及び水産庁の取締体制の詳細等を取りまとめた（(ｱ)ｃの文書）。

ｄ　海上保安庁警備救難部長は，昭和４０年６月３０日，外務省アジア局長に対し，同月１８日の日韓会談漁業委員会において，日本監視船には海上保安庁所属巡視船艇が含まれないとの了解が韓国側との間で成立したものと解されるので，これに基づく業務方針を作成したいので，外務省の意見を開示されたい旨照会したところ（(ｱ)ｄの文書），外務省アジア局長は，同年７月７日，海上保安庁警備救難部長に対し，意見のとおり措置されて差し支えない旨回答した（(ｱ)ｅの文書）

(ｳ)　前記(ｱ)ａの文書の内容

ａ　まず，前記(ｱ)ａの１２日付け文書には，海上保安庁警備第２課の説明等として，要旨下記の記載がある。

記

１　漁業協定発効後の体制について

(1)　巡視船の任務は，(ⅰ)韓国漁業水域，関係漁業禁止区域への日本漁船の侵犯の予防・取り締まり，(ⅱ)共同規制水域における違反船の取締り，(ⅲ)日本漁業水域侵犯の韓国漁船の取締りが中心になると思う。

(2)　漁業水域は漁業に関しては領海と同様にみなされるので，漁業取締りを目的とした巡視船は，韓国漁業水域へ原則として立ち入らないものとしたい。韓国漁業水域においては，漁業に関する限り，韓国側が専ら取締りを行うものと了解している。ただし，韓国漁業水域で操業し，その外側に出てきた日本漁船に対して取締りを行えると考える。

(3)　韓国警備艇による日本漁船の追跡，臨検，拿捕事件が明らかに韓国漁業水域内において発生した場合は，事件解決のための交渉又は事件内容の調査は，同水域外において行うことを原則としたい。

(4)　韓国警備艇による日本漁船の追跡，臨検，拿捕事件が韓国漁業水域外において発生した場合は，従来どおり日本漁船保護のための措置を執りたい。

(5)　韓国警備艇による日本漁船の追跡，臨検，拿捕事件が韓国漁業水域の内か外かはっきりしない場合は，少なくとも現場解決のルートを確立するよう韓国側と話し合ってほしい（これに対する北東アジア課のコメントは，「現段階で「合意事項」で合意されていること以外を持ち出すことは難しい」とある。）。

(6)　韓国漁業水域よりの韓国警備船の追跡権は日本領海線まで及ぶものと解される（これに対する北東アジア課のコメントは，「この点について韓国側がこれを持ち出さない以上，詰めを行う予定はないが，日本側の腹積もりとしては，追跡権は，追跡を受けた漁船の属する国の漁業水域の外側の線まで，漁業水域のないところではその国の領海の外側の線までと考えて差し支えない」とある。）。

(7)　巡視船としては追跡権行使中に韓国警備艇に対し拿捕妨害活動を行うつもりはない。しかし，被追跡日本漁船が巡視船に保護を求めた場合は，これを保護し，韓国側の引渡し要求に応ずることなく日本側が処理したい（これに対する北東アジア課のコメントは，「本項の前文と後文の関係，ひいては(2)ただし書との関係も実態的にどうなるかはっきりしないが，日本側内部で意思統一を図る必要があることを再確認した」とある。）。

2　漁業協定発効前の体制について

(1)　原則として，漁業協定発効前においても前記１の方針に則り，警備を実施したい。

(2)　まず，従来のように韓国警備艇をその停泊港の外側３海里で待ち伏せし，韓国警備艇の出港とともにその先方で露払いをするという体制は廃止したい。このような体制は韓国側を刺激し，政治的にも好ましくないと思う。

(3)　よって，明らかに韓国漁業水域となる部分で追跡，臨検，拿捕事件が発生した場合においては，韓国側への申入れを行うにとどめ，拿捕妨害行動はとらず，拿捕連行されてもやむを得ない（これに対する北東アジア課のコメントは，「外務省は，かねてよりイニシアル後も従来どおりの警備体制を維持し，将来設定されるべき漁業水域内においても拿捕事件が起こらないよう拿捕妨害行為等の措置を執ってほしい旨申し入れ済みであり，これは，政治的にみて，巡視船の活動による韓国側の刺激と拿捕事件発生の場合の日韓双方の刺激とのバランスの問題として外務省は後者が大きいと判断する。」とある。）。

b　これに対し，外務省が海上保安庁に申し入れる見解として，要旨下記の記載がある。

記

(1)　漁業協定発効前の警備方針を決定するに当たっては，次の諸点を考慮する必要がある。

(ｲ)　法律上は，了解事項は効力なく，法律問題としてでなく，あくまでも実際的考慮に基づく本件を考慮すべきである。

(ﾛ)　韓国側においては，学生デモの１つの主要スローガンが「海賊日本漁船」反対にあったように，韓国近海に日本漁船が現れ

ることに韓国学生を含め世論は極めて敏感に反応する，この点につき，韓国政府は日本政府よりはるかに困難な立場に立たされている。最終期にある日韓交渉を円滑に妥結させるためには刺激的な行動はできるだけ避けることを得策とするので，日本漁船の韓国近海出漁は，これを抑止するのみならず，巡視艇も韓国近海内で行動を行わないことが希望される。

(ハ)　日韓交渉妥結が相当伸びるようであれば事情は変わってくる。

(ニ)　他方，水産庁が１２海里水域内での日本漁船の出漁防止の行政指導をどれほど強力に行うかにもこの問題は依存する。明確な行政指導により抑止を求めている場合に１２海里に出漁する日本漁船はいわば自己のリスクで出漁するものであり，その保護の程度はそれほど必要はない。もし弱い行政指導を行うならば，保護は大であるを要する（水産庁はあと２週間くらいすれば行政指導を周知徹底させるといっている。その後は強い指導が実効的に行われるものと推定される。）。

(ホ)　海上保安庁は，マン・ツー・マンの警備体制を敷かなければ保護の万全は期し難いとしているが，上記(ニ)に見合った保護で満足するほかない。

(2)　結論として，水産庁が強い行政指導を行うことを前提として，それが実効的となる時期から，１２海里水域すれすれを巡視し，できるだけの保護の実を上げるようにすることを外務省の方針とし，韓国側にもこの方針を知らしめ，韓国側が拿捕を差し控えることを求める。ただし，拿捕が現実に起こった場合には，再検討する。なお，日韓交渉が大幅に妥結遅延する見通しとなった際も再検討する。

(ヱ)　前記(ア)ｂの１９日付け文書の内容

前記(ｱ)ｂの１９日付け文書は，昭和４０年５月１８日における海上保安庁警備第２課長と北東アジア課長との協議結果が記録されているところ，海上保安庁が内部で検討していた李ライン水域における哨戒業務（拿捕防止活動）の変更等の概要及び海上保安庁の外務省に対する要望事項・質問事項等は，本件別添文書に集約されていること（ただし，通し番号４－６の文書の一部開示部分に本件別添文書に相当する記録部分はない。）から，当該協議結果も本件別添文書を踏まえて要旨次のとおり記録されている。なお，通し番号４－６の文書の不開示部分は，次に掲げる記録がある部分の後続部分であり，全５ページである。

ア　北東アジア課長は，海上保安庁警備第２課長の「別添の書きもの」に沿った説明に対し，１，２，３，４を骨子とする体制に変更することは結構だと思うなどと述べた。

イ　海上保安庁の外務省に対する希望事項，質問事項（(1)～(7)）に対する北東アジア課長の回答は，次のとおりである。

(1)については，そのような約束をとるよう努力したい。

(2)の約束をとることは難しいが，そういう希望は表明してきているし，今後もしたい。

(3)についても，過去の交渉の経緯もあり，せいぜい希望を表明するくらいだ。

(4)の話し合いの予定は特にない。

(5)はそのとおり。

(6)，(7)もしかりだと思う。

いずれにしても重点的に(1)（及びせいぜい(2)）だけを韓国側に申し入れる方が効果的である。なお，たとえ韓国側がこれら事項に同意しなくても，お考えのような警備体制の変更を行った方がよいではないかと思う。

ウ　上記協議の結果，北東アジア課長は，上記イの希望事項・質問事項を検討の上，正式に回答することにし，海上保安庁警備第２課長は，検討した上，改めて長官よりアジア局長に申し入れをするだろうと述べた。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり，主として，①李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況及び②海上保安庁による海上警備の方法に係るものであるところ，前記ア(ｱ)ａの文書において，海上保安庁による従来の李ライン水域における漁船に対する警備体制（海上警備の方法を含む。なお，この点については，別紙５（通し番号３－１及び４－６－１）の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条３号該当性について）(1)ア(ｱ)で説示したとおり，昭和２７年５月２３日付けで閣議決定された「拿捕事件対策」の概要としても，他の行政文書（通し番号３－１（同４－６－２）の文書）の一部開示により既に公にされている。）及びこれを漁業協定発効後に変更する場合の変更点が，これに関して海上保安庁が外務省に韓国側との交渉等を求める事項等も含め，具体的に明らかにされており，本件全証拠によっても，当該情報中の漁業協定発効前後における海上警備の方法等がこれと全く異なるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことをも併せ考慮すれば，当該情報中の漁業協定発効前後における海上警備の方法は，前記ア(ｱ)ａの１２日付け文書に記録されているところと著しく異なるものではないと推認することができる。

そうであるとすれば，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，海上警備の方法に係るものであるとしても，他の行政文書に

よって既に公にされているものと著しく異なるものではなく，また，当時の外務省の方針としては，海上保安庁による海上警備の方針等を韓国側に知らしめて拿捕を差し控えることを求めることとされていたこと等の特段の事情があるから，既に日韓間で李ライン問題自体は解消されていることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化等をも併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，当該情報を公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　海上保安庁の海上警備等といった事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　他の行政文書に

よって既に公にされているものと著しく異なるものではなく，また，当時の外務省の方針としては，海上保安庁による海上警備の方針等を韓国側に知らしめて拿捕を差し控えることを求めることとされていたこと（同(1)ア(ｳ)ｂの認定事実参照）も併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号４－６の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号４－６－２

通し番号４－６－２の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については，（別紙５）通し番号３－１で併せて説示する。

（別紙５）通し番号４－７

第１　前提事実（各論）

通し番号４－７の文書（文書９１０）は，外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録された「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」と題する内部文書であり，このうち不開示理由４に係る不開示部分は，１１ページ及び１２ページ（－１０－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，昭和２８年（１９５３年）６月，外務省主催の下に関係省庁がその対策を協議し，決定した「竹島問題対策要綱」が記録されており，韓国人漁夫の竹島上陸への対応策の具体的かつ詳細な内容が記録されている。

（乙Ａ４０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国人の竹島上陸という事態が現在もなお続いていることなどを勘案すれば，これを公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　情報公開法５条各号の不開示情報該当性の有無の見地から検討すれば，不開示決定に係る行政文書が，政府の基本方針であったとしても，これを当然国民に対して明らかにされなければならないものではなく，このことをもって直ちに不開示情報該当性を否定することにはならないから，この点に関する原告らの主張は，独自の見解を述べるにとどまり，失当である。

イ　通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，現在においても，外国人が我が国領土に不法上陸する事態は想定され得ること，また，それへの対応策として共通するものであることからすれば，これを公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，外国人による不法入国を想定した同様の対策の手の内を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－７の文書の不開示部分は，その直前の説明文に照らせば，検討の状況そのものではなく，検討の結果として関係省庁が決定した「竹島問題対策要綱」そのもの，すなわち韓国人による竹島上陸があった場合に政府がどのように対応するのかという基本方針の内容である。

このような基本方針は，政府部内で周知されているはずの文書であり，国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容であるから，これを公にすることにより，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある具体的理由が明らかにされていない。

さらに，通し番号４－７の文書の不開示部分の直後（乙Ａ４０の１１ページ）以降においては，この要綱に従い，領海侵犯に対して日本政府が韓国政府に対してとった措置，すなわち，口上書による抗議，巡視警戒の実施，来島中の韓国人に対する退去勧告，標柱と制札の設置と撤去を受けての再設標などが具体的に記録され，日本政府の「韓国人の竹島上陸への対応等」が具体的に開示されているから，その当時の基本方針である要綱を不開示とする理由も不明である。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，通

し番号４－７の文書の不開示部分は，現在も未解決な竹島問題への対応に関する日本政府部内の検討状況ではなく，飽くまで「韓国人の竹島上陸への対応等」といった警備に関わる情報であるから，現在とは時代も状況も全く異なる５６年前の「韓国人の竹島上陸への対応等」に関する記載が，現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，当時の警備上の対応が，現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ４０）によれば，次の事実を認めることができる。

(ｱ)　通し番号４－７（通し番号３－１６）の文書は，外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録された「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」と題する内部文書であり，竹島問題に関する日韓間の交渉経緯や双方の主張内容等が具体的に記録されている。

(ｲ)　通し番号４－７の文書の不開示理由４に係る不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

２．対策要綱の決定と日本官憲の上陸

１９５２年1月１８日，韓国政府が李ラインの中に竹島を含めたことに対し，同月２８日に日本政府が李ライン宣言への抗議とともに竹島に対する韓国の領有権は認めない旨の口上書を送ったところから，日韓間の同島の領有をめぐる紛争が始められた。１９５３年5月２８

日に島根県の水産試験船Ｚ２９９が対馬暖流開発調査のために竹島に赴いたところ，韓国人漁夫約３０人が上陸しているのを発見した。韓国人の竹島上陸は法的には日本の領土権の侵害であるとともに，出入国管理令及び漁業関係法令の違反行為でもあるので，外務省主催の下に，５３年６月（２日，５日，９日）に関係省庁がその対策を協議した結果，次の竹島問題対策要綱が決定された。

■■■不開示部分■■■（２ページ分）

かくてＺ２９９が視認した事実に基づき領域侵犯について，５３年６月２２日付け口上書で韓国政府に抗議する一方，同年６月２７日，巡視船おき，くずりゅうの２隻が竹島周辺の巡視警戒を実施し，来島中の韓国人漁夫６人に退去勧告を行った。また，その日に島根県庁は「島根県穏地郡五箇村竹島」の標柱と無断採捕を禁ずる旨の制札を竹島に立て，海上保安庁も竹島に立入禁止の制札を立てた。その後海上保安庁巡視船が竹島に赴いたところ，韓国側がこれら制札を撤去していたので５３年８月７日，日本側で改めて設標した。その後韓国側の撤去が２度行われ，日本側の設標も５３年１０月６日，２３日に行われた。

韓国国会は５３年７月７日に「日本官憲の竹島不法占拠に関する建議案」を可決しており，慶尚北道道会でも同じ趣旨を政府に送る建議案を決議した。後述のように，日本政府が度々韓国側に抗議したのにもかかわらず，韓国漁民は引き続き竹島での漁労を続けた。

３．海上保安庁船の竹島巡視

５４年８月２３日，韓国公務員が竹島に駐在していることを確認し，また，巡視船おきに銃撃を加えられる事件が発生したたために関係省庁と協議の結果，同年９月９日以降，双方の実力行為による衝突は避けるとの方針に基づき，海上保安庁は領有権主張のための外交折衝の

資料収集を目的として竹島の実態を把握するための洋上巡視を実施することになった。その後１９６０年９月に，関係省庁と協議の結果，巡視船による竹島巡視は，年１回程度となった。海上保安庁巡視船の竹島巡視は，５３年６月２７日～６５年末の間に，５３年１６回，５４年１４回，５５年５回，５６年２回，５７・５８・５９年各３回，６０・６１・６２・６４・６５年各１回，計５１回に及び，その間，銃砲撃を受けること３回，上陸９回，写真撮影２１回であった。

海上保安庁は竹島巡視ごとに「竹島の現状調査について」の報告を外務省に送っていた。同庁６５年１０月「第５０回臨時国会予想質疑応答資料」その２（竹島関係）には「海上保安庁巡視船の竹島巡視状況」として，５１回の竹島巡視について，次別，年月日，使用船，路離，写真，日本側実施事項，韓国側の施設等の状況動向，外交措置，備考に分けて記しており，その要点を摘記すれば，次のとおりである（以下略）。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２８年６月に決定された「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策の具体的かつ詳細な内容であるところ，①　「竹島問題対策要綱」に基づいて執られたであろう具体的措置の内容が通し番号４－７の文書の一部開示部分において公にされているが，これらを通覧しても，これを公にすることにより韓国人漁夫の竹島上陸に係る犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序に支障を及ぼすことが想定されるものは見あたらず，また，日本政府が昭和２９年９月９日以降双方の実力行為による衝突を避ける方針を採っていたことも明らかにされていること，②　「竹島問題対策要綱」は，竹島に赴いた日本船が竹島に韓国人漁夫約３０人が上陸しているのを視認したことを契機として，関係省庁が協議して決定したものであるが，その後の昭和

２９年６月以降，竹島が韓国側の警備隊の常駐等により完全に韓国側に占拠されるに至っており，当該対応策を検討する前提となった事実が著しく変化していることからすると，「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策は，現在ではその実効性を失っているものと考えられること，③　上記情報に外国人が日本の領土に不法上陸する際の対応策が含まれるとしても，前提事実で指摘した竹島の占拠状況等に照らすと，竹島の場合とそれ以外の地域の場合とでは外国人の不法上陸に対する対応策も自ずから異なり得ると考えられることのほか，本件全証拠によっても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができる事項（本文第３の２(4)イ(ｱ)ａ(b)参照）が含まれていることを認めるに足りる証拠はないことをも併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，当該情報を公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　韓国人漁夫の竹島上陸への対応策（例えば，外務省による韓国政府への口上書の送付や海上保安庁による竹島周辺の巡視警戒等）が国の機関等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)イで指摘した諸点に照らすと，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号４－７の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号４－８

第１　前提事実（各論）

１　通し番号４－８の文書（文書１１３７）は，昭和２２年１０月８日付けで公布された「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和２２年法律第１１６号。なお，昭和２９年５月１２日法律第９３号により廃止）」を施行するに当たって，賠償庁（当時）である海上保安庁及び税関等関係各省庁が作成した文書であり，同法及び昭和２２年法律第１１６号（日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律）の施行に関する件の内容を明らかにする文書のほか，関係各省庁がその施行に当たり発出した文書を取りまとめたものである。

２　通し番号４－８の文書のうち不開示部分は，次の部分であり，「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称等のほか，拿捕・抑留等された船舶に関する詳細な情報，当該船舶の拿捕理由，拿捕を行った機関，拿捕の地点，拿捕した船体の状態等の具体的な情報が記録されている。

①　監視艇とされた特定船舶の名称等（①２３ページ（－２３－）から３４ページ（－３４－）まで（ただし，２８ページ（－２８－）左側の黒塗り部分は法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。甲５３の不開示理由一覧の理由番号２参照。），②３６ページ（－３６－）から３８ページ（－３８－）まで，③４０ページ（－４０－）及び４３ページ（－４３－）の各不開示部分）

②　海上保安庁作成に係る抑留中の朝鮮又は船籍不明の船舶一覧表（５２ページから６１ページまで（－５１－に「次ページ以下１０ページ不開示」と記載された当該ページ部分））

③　抑留中の韓国籍船舶の名称（６３ページ（－５２－に「次ページ不開示」

と記載された当該ページ部分））

④　海上保安庁から賠償庁にあてた抑留した韓国籍船舶に関する情報（６５ページ（－５４－）から６７ページ（－５６－）までの各不開示部分）

⑤　不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表（８１ページから１１５ページまで（－６９－に「次ページ以下３５ページ不開示」と記載された当該ページ部分））

⑥　韓国拿捕船の具体的名称（１１９ページ（－７３－）及び１２１ページ（－７５－）の各不開示部分）

⑦　海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告（１２９ページから１３０ページまで（－８２－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び１３１ページ（－８３－）の不開示部分）

⑧　不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的名称等（１４０ページ（－９２－）から１４５ページ（－９７－）まで，１４７ページ（－９９－）から１５１ページ（－１０３－）までの各不開示部分（ただし，１４０ページ（－９２－）左側の黒塗り部分，１４１ページ（－９３－）左側の黒塗り部分，１４２ページ（－９４－）左から１つ目及び２つ目の黒塗り部分，１４４ページ（－９６－）右から２つ目の黒塗り部分，１４５ページ（－９７－）右側の黒塗り部分，１４７ページ（－９９－）右側の黒塗り部分，１４８ページ（－１００－）右側の黒塗り部分，１４９ページ（－１０１－）右側の黒塗り部分及び１５０ページ（－１０２－）右側の黒塗り部分はいずれも情報公開法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。甲５３の不開示理由一覧の理由番号２参照。））

⑨　韓国抑留船の具体的名称等（１５５ページ及び１５６ページ（－１０６－に「次ページ以下２ページ不開示」と記載された当該ページ部分及び１５７ページ（－１０７－）の不開示部分）

⑩　保管費用調査の対象となった韓国抑留船の具体的名称及び保管場所等（１

６０ページから１６６ページまで（－１０９－「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分及び１６７ページ（－１１０－）の不開示部分）

⑪　韓国抑留船の具体的名称（１７０ページ（－１１３－）の不開示部分）

⑫　韓国没収船の具体的名称（１７２ページ（－１１５－）及び１７３ページ（－１１６－）の各不開示部分（ただし，１７３ページ（－１１６－）右から１つ目，３つ目の黒塗り部分は情報公開法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外。））

⑬　韓国返還船又は抑留船の具体的名称（１８０ページ（－１２３－）から１８９ページ（－１３２－）まで，１９１ページ（－１３４－），１９２ページ（－１３５－）の各不開示部分（ただし，１８３ページ（－１２６－）左側の黒塗り部分，１８４ページ（－１２７－）下の黒塗り部分，１８５ページ（－１２８－）左側から１つ目の黒塗り部分の大部分及び２つ目の各黒塗り部分，１８６ページ（－１２９－）黒塗り部分の大部分，１８９ページ（－１３２－）左側から１つ目，２つ目の黒塗り部分及び３つ目の各黒塗り部分の大部分，１９１ページ（－１３４－）一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分，１９２ページ（－１３５－）下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも情報公開法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。甲５３の不開示理由一覧の理由番号２参照。），２４４ページ（－１８７－）及び２４６ページ（－１８９－）の各不開示部分，２５１ページ（－１９４－）から２５４ページ（－１９７）までの各不開示部分（ただし，２５２ページ（－１９５－）の右から３行目の黒塗り部分は，情報公開法５条１号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外である。甲５３の不開示理由一覧の理由番号２参照。））

なお，１９０ページ（－１３３－）はすべて情報公開法５条１号による不開示部分である。

（乙Ａ４１）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，警備と密接に関連したものであり，それが文書作成当時のものであっても，現在及び将来の警備のあり方や警備に関する情報の収集，分析，評価の各手法等について手の内を明かすことになりかねず，これを公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記のとおり「日本沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置であり，海上保安庁が作成した資料のうち，当該船舶の拿捕理由，拿捕を行った機関，拿捕の地点，拿捕した船体の状態等の具体的な情報が含まれており，その多くが過去に朝鮮人が船舶により密航してきた事案等の内容であり，拿捕，抑留などに至った詳細な場所，状況，経緯等に関する記載部分は，海上警備（治安維持）と密接に関連し，現在及び将来の海上警備の基盤となっているから，現在及び将来の警備の在り方や警備に関する情報の収集，分析，評価，各手法等について能力を明かすことになりかねない。

イ　また，当該情報には，朝鮮人密航者を摘発した状況，場所だけでなく特定の個人情報及び特定の個人を推測させるに足る情報も含まれることから，これらの情報を公することにより，北朝鮮工作員等によるこれらの個人やその関係者を狙った報復行為等の危険性も排除できない。

ウ　したがって，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，前記のとおり，情報公開法５条４号及び６号の不開示情報該当性が認められる。

2　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，このうち特定船舶についての名称及び具体的な情報等は情報公開法５条１号（個人に関する情報）ではないし，次のとおり警備の在り方や警備に関する情報の収集，分析，評価の各手法等についての手の内を記載したものともいえないから，当該情報がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかが明らかにされていない。

①　大半が船舶の名称であり，一部にその所有者や船舶の構造が不開示とされている。

②　「船舶一覧表」であり，船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。

③　「左記三隻」とされた，船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。

④　「the undocumented three（３）vessels」とされた，船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。

⑤　不法入国を理由に押収された船舶の「別紙一覧表」にすぎない。

⑥　韓国拿捕船の名称にすぎない。

⑦　抑留船舶一覧表の船名にすぎない。

⑧　押収船舶の船名と保管者住所にすぎない。

⑨　保管費用報告文書の船名など特定情報部分にすぎない。

⑩　引渡船舶の船名など特定情報部分にすぎない。

⑪　返還船４隻の名称部分にすぎない。

⑫　返還船の名称部分にすぎない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，領

海について協定もないままに日韓関係が緊張していた５７年前の警備対象の船舶名等に関する記載が，時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　前提事実及び証拠（乙Ａ４１）によれば，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２３年頃から昭和２７年頃にかけて作成された文書中に記録されているものであって，「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称等のほか，拿捕・抑留等がされた船舶に関する詳細な情報，当該船舶の拿捕理由，拿捕を行った機関，拿捕の地点，拿捕した船体の状態等であると推認することができ，このような当該情報の内容に照らすと，当該情報が海上警備の方法等の具体的内容や警備に関する情報の収集，分析，評価，各手法等そのものでないことは明らかである。

そうであるとすれば，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，遅くとも昭和２７年以前の時点における船舶の拿捕理由，拿捕を行った機関，拿捕の地点，拿捕した船体の状態等にすぎないから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，①　仮に上記情報の多くが過去に朝鮮人が船舶により密航してきた事案等の内容に関係するものであったとしても，当該文書の作成後５０年余り経過した現在において，上記情報を知った者が上記情報に基づいて現在又は将来における海上警備の方法等や警備に関する情報の収集，分

析，評価，各手法等を的確に推測できるとは考えられない（例えば，前提事実（各論）２①に掲げた不開示部分に記録されている情報は，そのほとんどが監視艇とされた特定船舶の名称又は当該船舶の構造及び尺度その他であるところ，このような情報から上記のような海上警備の方法等を推測することは，そもそも不可能である。）し，また，②　５０年余り前の上記情報が開示されることにより，現在又は将来において北朝鮮工作員等による関係者を狙った報復行為等の危険性があるということもできないことから，一般的又は類型的にみて，当該情報を公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　したがって，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の

前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　海上保安庁の海上警備等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)アで指摘した諸点に照らすと，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号４－８の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号４－９

第１　前提事実（各論）

通し番号４－９の文書（文書１３９９）は，外務省が作成した「アジア局主要懸案処理日報抜粋」と題する文書であって，アジア局（当時）の主要懸案処理日報のうち，主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

このうち不開示部分は，１７９ページ(－１７９－）最下部及び１８０ページから１８６ページまで（－１７９－に「次ページ以下７ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の昭和３４年１２月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の一部である。

（乙Ａ４２）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，犯罪容疑事件に関する部分であって犯罪と密接に関連したものであり，それが文書作成当時のものであっても，これを公にすることにより捜査について情報収集の手法，収集した情報の内容のみならず捜査手法自体について手の内を明かすことにもなりかねず，公にすることにより，現在及び将来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号４－９の文書は，「○北東アジア課関係（１２月分）」というタイトルの下，「１．第４次日韓全面会談」，「２．北朝鮮帰還問題」といった項目が続く構成となっており，当該日報には，その時々の事件が網羅的に列挙されていたようであるから，その不開示部分に「犯罪容疑事

件」が取り上げられていることに違和感はない。

イ　通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報には，特殊な身分を有する者による犯罪行為に対する対処方法が含まれており，このような対処方法は現在及び将来においても共通のものであり，かつ，公にすることにより，かかる身分を有する者に悪用されかねない性質のものであるところ，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである（情報公開法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－９の文書は，「北朝鮮帰還問題」に関する外交交渉の状況を記録した文書であって，「犯罪容疑事件」に関する報告文書ではないから，その不開示部分である北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の昭和３４年（１９５９年）１２月分にだけ「犯罪容疑事件」に係る記載が突如された理由が前後の文脈からは全く不明であり，当該記載があるとする被告の主張は信用できない。

(2)　通し番号４－９の文書の不開示部分に「犯罪容疑事件」に関する記載が存在するとしても，この文書の前後の文脈からはその内容の性格を推測することは困難であるし，被告の主張も抽象的なものにとどまっていることから，不開示部分の公開がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかを評価することは不可能である。

また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，５０年前の捜査手法に関する記述が，現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や

支障を何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ４２）によれば，通し番号４－９の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号４－９の文書は，外務省が作成した「アジア局主要懸案処理日報抜粋」と題する文書であり，主として，アジア局重要懸案処理月報の昭和３３年６月分及び昭和３４年１月分から昭和３５年１２月分までの北東アジア課関係部分を取りまとめたものである。

(ｲ)　通し番号４－９の文書の不開示部分は，昭和３４年１２月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の「○北東アジア課関係（１２月分）」の項にある。そして，当該不開示部分の前には「１．第４次日韓全面会談（抑留者相互送還問題を含む。）」及び「２．北朝鮮帰還問題」という見出しの項目が記録されている。なお，不開示部分の直前は，「２北朝鮮帰還問題」の(2)として北朝鮮帰還問題と関連する日韓会談の経緯等についての記述があり，不開示部分の直後は，(4)として日韓間で調整等が行われた日韓会談の進行状況についての記述，(5)～(7)として韓国帰国者に対する「補償金」問題に関連する記述がされている。

(ｳ)　通し番号４－９の文書中にあるアジア局重要懸案処理月報の昭和３４年１月分から１１月分までの「北東アジア課関係」の項には，おおむね第四次日韓会談，在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題，釜山抑留日本人漁夫の釈放問題等について，それぞれ当月の状況等を中心とする記述がある。

イ　前提事実及び上記アの認定事実並びに弁論の全趣旨によれば，通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，北朝鮮帰還問題に関

連して昭和３９年１２月に問題となった特殊な身分を有する者（例えば，外交関係者など）の犯罪行為に係る犯罪容疑事件の内容及び当該犯罪行為に対する対処方法等であると推認することができる（これに対し，原告らは，昭和３４年１２月分にだけ「犯罪容疑事件」に係る記載がある理由が前後の文脈からは不明である旨主張するが，前記アで説示したとおり，アジア局重要懸案処理月報のうち「北東アジア課関係」の項には同課の所管に係る重要懸案についての当月の状況等が記録されているから，昭和３９年１２月に同課の所管する重要懸案である北朝鮮帰還問題に関連して犯罪容疑事件が問題になったとすれば，そのことが通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されたとしても不自然ではなく，原告らの上記主張を採用することはできない。）。

そして，これらの情報のうち，特に特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法の点は，犯罪の捜査手法等に準じるものであり，現在及び将来における特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法と共通する点があると推認することができる。

ウ　そうであるとすれば，通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記イのとおり，犯罪の捜査手法に準じるものであり，現在及び将来における特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法と共通するから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報については，上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条４

号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

2　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－９の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号４－１０

第１　前提事実（各論）

通し番号４－１０の文書（文書１５４４）は，漁業及び「平和ライン」委員会における韓国との交渉方針が極めて詳細に記録された「対韓交渉方針に関する件」と題する内部文書であり，日韓暫定漁業協定締結に向けての日本と韓国間における討議における日本側の方針等が具体的かつ詳細に記録されている。

このうち不開示部分は，１０ページから１５ページまで（－９－に「次ページ以下６ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり，海上保安庁等が作成した昭和２７年当時の拿捕事件対策について日本の領海水域における警備対策に関する記載があり，拿捕事件への具体的な対処方法が記録されている。

（乙Ａ４３）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－１０の文書に記録された拿捕事件に対する警備対策に関する情報は，公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録された閣議決定は，非公開で閣議決定がなされたものであって，当該文書作成当時においても非公開とすることが前提となっていたものであるから，原告の主張は前提を欠く。

イ　通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録された「拿捕事件対策案」は，現在において実施している拿捕事件対策の要領と基本的に同様であるため，公にすれば，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を

及ぼすものであるから，これを不開示とした判断は妥当である（法５条４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－１０の文書の不開示部分は，当時の運輸大臣が内閣総理大臣に対し，閣議での決定を求めて提出した「拿捕事件対策案」という正式文書であり，政府部内で周知されているはずの文書で国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容のものであるから，これを公にすることにより，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある具体的理由が明らかにされていない。

また，当該不開示部分の直後には「別紙第二」として「情報文化局発表（案）」も添付されているところ，これは不開示とされている「別紙拿捕事件対策案」提出の背景を説明した文書と考えられ，当該不開示部分及び「情報文化局発表（案）」はいずれもに閣議決定を経て公表されることを予定した文書であったと考えられるから，これらを公にすることにより，どのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのかは明らかでない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた５７年前の警備体制に関する記述が，時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ４３）によれば，通し番号４－１０の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。なお，被告は，後記(ｲ)の別添文書中の閣議決定が非公開とする前提で行われた旨主張するが，本件全証拠によってもこれを認めるに足りる的確な証拠はないから，被告の上記主張を採用することはできない。

(ｱ)　通し番号４－１０の文書は，次の文書によって構成されている。

ａ　昭和３３年１２月５日付け「対韓交渉方針に関する件」と題する文書

これには，韓国側が「平和ライン」の存続を前提として，漁業問題を討議したいと主張する場合における日本側の対処方針等が記録されており，要旨「韓国側が我が方の休会の発議に対して，会議の決裂の責任を日本側に転嫁し，日本側の不誠意をなじって，会談の中止を声明してきた場合は，我が方より別紙第二の情報文化局発表を行い，我が国が善隣友好の精神に立脚して対韓外交を行い「平和ライン」，抑留漁夫，拿捕漁船，竹島問題等の諸懸案についても，平和外交を基調として円満なる解決を計るため合理的態度に終始したことを内外に対して明確ならしめるとともに，別紙第一のとおりの諸措置をとって対処することとしてしばらく今後の情勢の推移を見守ることとしたい。」と記録されている。

ｂ　「別紙第一　韓国側が会談を決裂させる場合の対処方針」と題する文書

これには，標記の件につき，①発表文，②漁業問題，③抑留漁夫の釈放，④在邦韓国代表部の取扱い，⑤在日韓人の取扱い，⑥与論指導という項目ごとの日本側の対処方針が簡潔に記録されている。

このうち，②漁業問題については，「昭和２７年５月２３日の閣議

決定（別添）を変更して同ライン内外への保護出漁の態勢を取る。」と記録されている。

ｃ　「別紙第二　情報文化局発表（案）」と題する文書

これには，情報文化局が発表する予定の案文が記録されている。

(ｲ)　通し番号４－１０の文書の不開示部分は，上記(ｱ)ｂの文書の別添文書中の「別紙拿捕事件対策案」であり，別添文書の記載内容は，要旨下記のとおりである。

記

ａ　内閣総理大臣の運輸大臣に対する昭和２３年５月２３日付け「指令」と題する文書

これには，「昭和２７年５月２０日保○○第２０７号拿捕事件対策について請議のとおり指令する。」と記録されている。

ｂ　運輸大臣の内閣総理大臣に対する昭和２７年５月２０日付け閣議請議書

これには，「公海において操業する日本漁船の操業秩序を維持し，併せてこれら漁船を保護する必要があるので，別紙拿捕事件対策案を添えて請議を求める。」と記録されている。

イ　前提事実及び上記アの事実によれば，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和２７年５月２０日付け閣議請議書に添付された「別紙拿捕事件対策案」中の同年当時の拿捕事件対策としての日本の領海水域における海上保安庁等の警備対策等の具体的内容であり，海上警備の方法を含むものであると推認することができる。

しかしながら，別紙５（通し番号３－１及び４－６－２）の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条３号該当性について）(1)ア(ｱ)で説示したとおり，昭和２７年５月２０日付け閣議決定に係る「拿捕事件対策」の概要は，他の行政文書（通し番号３－１（同４－６－２）の文書）

の一部開示により既に公にされている。さらに，別紙５（通し番号４－６）の「第３　当裁判所の判断」の１（情報公開法５条４号の該当性について）(1)アで説示したとおり，通し番号４－６の文書の一部開示部分において，昭和４０年当時における海上保安庁による従来の李ライン水域における漁船に対する警備体制（海上警備の方法を含む。）及びこれを漁業協定発効後に変更する場合の変更点が具体的に明らかにされていることに照らすと，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている海上警備の方法は，通し番号４－６の文書の一部開示部分に記録されている上記変更前の警備体制（海上警備の方法）と同様のものである可能性も否定できないし，また，通し番号４－１０の文書の不開示部分自体が合計６ページであって閣議決定を予定したものであることをも併せ考慮すると，本件全証拠によっても，当該不開示部分に記録されている海上警備の方法の具体的内容が通し番号４－６の文書の一部開示部分に記録されている上記のものよりも具体的かつ詳細であると認めるに足りる的確な証拠はないというほかない。

そうであるとすれば，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，海上警備の方法に係るものであるとしても，他の行政文書によって既に公にされているものと同様のものである可能性が否定できないことなどの特段の事情があるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化等をも併せ考慮すれば，一般的又は類型的にみて，当該情報を公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ　したがって，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法５条６号の該当性について）

(1)　情報公開法５条６号該当性の当てはめ

前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと，当該情報は，①　「拿捕事件対策」（例えば，海上保安庁による日本の領海水域の海上警備）が国の機関等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても，②　前記（情報公開法５条４号の該当性について）(1)イで指摘した諸点に照らすと，これを公にしたとしても，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2)　小括

以上によれば，通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情

報は，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号４－１０の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

（別紙５）通し番号４－１１

第１　前提事実（各論）

通し番号４－１１の文書（文書１８２２）は，外務省が作成した「Ｚ２２３中央情報部長滞日日程（案）」等と題する文書であって，昭和３７年１０月２０日及び同月２１日に訪日した韓国Ｚ２２３中央情報部長（当時。以下「Ｚ２２３中央情報部長」という。）一行が訪日するに当たっての日程計画及び接伴要領等が記録された文書であり，このうち不開示部分は，次の部分であり，いずれもＺ２２３中央情報部長一行の滞日日程の行動予定や主要な動向等が特定できる内容，殊にＺ２２３中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法といった警備方法の詳細が記録されている。

①　５ページ（－５－）～７ページ（－７－）（以下「不開示部分①」という。）

②　９ページ（－９－）～１１ページ（－１１－）（以下「不開示部分②」という。）

③　１４ページ（－１４－）～１７ページ（－１７－）（以下「不開示部分③」という。）

（乙Ａ４４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，訪日中のＺ２２３中央情報部長一行の日程中，主要な動向等が特定できる内容も含まれているが，このような警備方法に関する情報は，警備方法等についての手の内であり，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがある（情報公開法５条４号，６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されたＺ２２３中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法等は，現在においても当時と共通する部分があり，要人警護における手の内に該当するところ，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼす不開示情報（情報公開法５条３号，４号，６号）に該当する。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号４－１１の文書においては，例えば，「２，代表部は警護車を付けることを希望」，「３，代表部はボディ・ガードを付けることは希望せず」（８ページ，１３ページ，１７ページ），「Room No 知りたい」，「警察前　三人つける予定」（９ページ書き込み），「藤沢より有料道路を通るように代表部に連絡済み」，「一日前から代表部職員先行アレンジ」（１０ページ書き込み）等の警備の体制や方法に関する具体的記載が他にも数多く存在するが，これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると，通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報が，上記の開示されている警備に関する情報とは異なり，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるのかは，被告の主張からは判断できない。

(2)　また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の存在であるところ，４７年前のＺ２２３中央情報部長一行の訪問をめぐる警備体制が，現在又は将来の警備体制，ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何

ら明らかにしていない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由４に係る不開示情報該当性について

（情報公開法５条４号の該当性について）

(1)　被告において主張立証すべき事情の有無

ア　証拠（乙Ａ４４）によれば，通し番号４－１１の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりであると認められる。

(ｱ)　通し番号４－１１の文書は，次の表題を有する文書等によって構成されている。

ａ　「Ｚ２２３中央情報部長滞日日程（案）」（昭和３７年１０月１１日付け）

ｂ　「Ｚ２２３中央情報部長一行の滞日日程詳細」（昭和３７年１０月１７日付け）

これには，主として手書きのもの及び主としてタイプのものの２種類があり，その内容は概ね同旨である。

ｃ　「Ｚ２２３中央情報部長一行の滞日日程詳細」（昭和３７年１０月１９日付け）

ｄ　「Ｚ２２３中央情報部長滞日日程」

ｅ　「Ｚ２２３中央情報部長一行滞日日程（帰路）」

ｆ　「Ｚ２２３中央情報部長一行の米国よりの帰路滞日日程」（昭和３７年１１月９日付け）

ｇ　「Ｚ２２３中央情報部長一行名簿」

(ｲ)　通し番号４－１１の文書の不開示部分①及び不開示部分②は，上記(ｱ)ｂの文書にあり，不開示部分③は上記(ｱ)ｃの文書にあるところ，これらの不開示部分の前後の記載は要旨次のとおりである。

ａ　上記(ｱ)ｂの文書

１０月２０日（土）

13.10	羽田着（Ｚ１７０） 記者会見	 貴賓室Ｇ・Ｈ・予約済み 入国，通関の代理手続は代表部Ｚ１７１書記官担当
14.00-15.00	羽田発ホテルＺ１７２着	自動車４台使用 ■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテルにて休憩 ■■■不開示部分■■■	スーツ室のほか部屋５室予約済み（番号未定）うち１室は警官用 連絡官代表部Ｚ１７３書記官（スーツの部屋に常駐のはず）
16.00-18.00	大平外相と会談	外務大臣室 ■■■不開示部分■■■
18.00-18.40	代表部にて休息	
19.00-22.00	外務大臣主催招宴	γ〔Ｚ１７４〕 出席予定者 韓国側　Ｚ２２３部長，Ｚ１７５局長，　Ｚ２３６大使，Ｚ２４３参事官 日本側　大平大臣，Ｚ１８代表 　Ｚ１７局長，Ｚ１７６氏 　等経済人６人 外務省→代表部→Ｚ１７４

		→ホテル，■■■不開示部分■■■

１０月２１日（日）

8.30-9.30		Ｚ３００婦人と朝食
9.30-10.30	在日韓国人有志と面接	ホテル，相当人数多い予定，応接の代表部職員未定
10.30-11.00	テレビ（Ｚ１７７）	
11.00-12.00	昼食	ホテル
12.00-14.50	ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
15.00-20.20	ＭＲＡ行事見物 晩餐	行事は演劇（Ｚ１７８）
20.30-21.00	小田原発，Ｚ１７９ホテル着	■■■不開示部分■■■ 部屋№代表部連絡官氏名未定 面接予定なし

１０月２２日（日）

10.10-10.50	Ｚ１７９ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
11.00-13.00	ＭＲＡ大会出席	
13.36-14.50	小田原発，東京着	列車「Ｚ１８０」１号車，５のａ，ｂ，６のａ，ｂ，4枚手配済み，東京駅にＺ２２５公使出迎え ■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテルＺ１７２にて休	ホテルの室は前に同じ。

	息	
16.00-17.00	池田総理と会談	総理官邸
17.30-20.00	ホテルにて夕食	
20.00-20.40	ホテル発，羽田着	■■■不開示部分■■■
	記者会見	貴賓室Ａ予約済み
		出国，通関の代理手続は代
		表部Ｚ１７１書記官担当
21.30	羽田発米国へ	
	（Ｎ．Ｗ．６）	

注１．一行の旅券は全部外交旅券。

２．代表部は警護車を付けることを希望。

３．代表部はボディガードを付けることは希望せず。

４．到着出発の際の記者会見は状況により取りやめることもある。

５．一行には米国人２名が米国まで同行するはず（ただし，これに対する便宜供与はできない旨外務省より代表部に伝えてある。）。

６．到着時のＺ１７０機にはＭＲＡに出席する李之爾広報部長官等１６名が搭乗しているが，代表部ではＺ２２３部長一行とは全然切り離して取り扱うはず。

ｃ　上記(ｱ)ｃの文書

１０月２０日（土）

13.56	羽田着（Ｚ１７０）	
	記者会見	貴賓室Ｇ・Ｈ・予約済み
		入国，通関の代理手続は代
		表部Ｚ１７１書記官担当
14.40-15.30	羽田発ホテルＺ１７２	■■■不開示部分■■■

	着	
15.45	ホテル○○○	■■■不開示部分■■■
16.00-18.00	大平外相と会談	外務大臣室 ■■■不開示部分■■■
18.00-18.40	代表部にて休息	
19.00-22.00	外務大臣主催招宴	γ「Ｚ１７４」 出席予定者 韓国側　Ｚ２２３部長，Ｚ１７５局長，　Ｚ２３６大使，Ｚ２４３参事官 日本側　大平大臣，Ｚ１８代表 　Ｚ１７局長，Ｚ１７６氏等経済人６人 ■■■不開示部分■■■

１０月２１日（日）

8.30-9.00	Ｚ３００婦人と朝食	ホテル
9.00-10.30	在日韓国人有志と面接	ホテル，相当人数多い予定，応接の代表部職員未定
10.30-11.00	テレビ対談（Ｚ１７７，Ｚ１８１）	ホテル
11.00-12.00	昼食	ホテル
12.00-14.50	ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
15.00-20.20	ＭＲＡ行事見物 晩餐	行事は演劇（Ｚ１７８）
20.30-21.00	小田原発，Ｚ１７９ホ	■■■不開示部分■■■

	テル着	ホテル８室予約済み うち１室は警備用 部屋№代表部連絡官氏名未定 面接予定なし

１０月２２日（日）

10.10-10.50	Ｚ１７９ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
11.00-13.00	ＭＲＡ大会出席	
13.36-14.50	小田原発，東京着	列車「Ｚ１８０」１号車，５のａ，ｂ，６のａ，ｂ，４枚手配済み，東京駅にＺ２２５公使出迎え ■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテルＺ１７２にて休息	ホテルの室は前に同じ。
16.00-17.00	池田総理と会談	総理官邸
17.15-18.00	代表部にて休息	
18.15-20.00	ホテルにて夕食	
20.00-20.40	ホテル発，羽田着 記者会見	■■■不開示部分■■■ 貴賓室Ａ予約済み 出国，通関の代理手続は代表部Ｚ１７１書記官担当
21.30	羽田発米国へ（Ｎ．Ｗ）	

注１．一行の旅券は全部外交旅券。

２．代表部は警護車を付けることを希望。

３．代表部はボディガードを付けることは希望せず。

４．到着出発の際の記者会見は状況により取りやめることもある。

５．一行には米国人２名が米国まで同行するはず（ただし，これに対する便宜供与はできない旨外務省より代表部に伝えてある。）。

６．到着時のＺ１７０機にはＭＲＡに出席する李之爾広報部長官等１６名が搭乗しているが，代表部ではＺ２２３部長一行とは全然切り離して取り扱うはず。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，主としてＺ２２３中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法といった要人警護の具体的方法であり，事柄の性質上，現在及び将来における要人警護の具体的方法に共通する点があると推認することができる。そして，証拠（乙Ａ４４）によれば，通し番号４－１１の文書の一部開示部分には，原告らが指摘するような情報が記録されていることも認められるが，本件全証拠によっても，これらの情報と通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報とが同一であることを認めるに足りる証拠はない。

ウ　そうであるとすれば，通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報は，上記イのとおり，要人警護の具体的方法であって，現在及び将来における要人警護の具体的方法に共通する点があるから，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2)　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報については，

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと，これを情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)　小括

以上によれば，外務大臣の上記判断には相当の理由があるから，上記情報は，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

２　結論

よって，本件各文書のうち通し番号４－１１の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号５－１

第１　前提事実（各論）

通し番号５－１の文書（文書９６４）は，外務省が作成した「朴議長一行名簿，日程，接伴要領」と題する文書であって，昭和３６年１１月の朴正熙議長（当時）訪日に係る一行名簿，日程，接伴要領等をまとめたものであり，このうち不開示部分は，１０３ページ（－９９－），１０４ページ（－１００－）及び１０５ページ（－１０１－）（ただし，上から３番目の黒塗り部分は私宅電話番号であり，本件訴訟の対象外の不開示部分である。甲１５の不開示理由一覧の理由番号１参照）であり，いずれも，韓国の朴正熙議長（当時）一行が訪日した際に接伴した関係各所の内線番号及び外線直通番号である。

（乙Ａ３０）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号５－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般に公表されていない国の機関の連絡先であって，公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条６号）。

(2)　原告の主張に対する反論

特定の者に対する情報開示であっても，一般に広く開示することと同じ効果を及ぼし得ることを想定して開示決定を行うという観点に立つと，外部に一般に公表していない内線電話番号及び外線直通番号を開示することにより，外部からの不要の照会や匿名の申入れ等に悪用される可能性は必ずしも否定できない。

また，官公庁では，他機関等との連絡に支障を来すことを回避するため，しばしば，長期間にわたって同じ番号を使用し続けているところであるから，

これらの電話番号を開示すれば，今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

このような取扱いは，情報公開・個人情報保護審査会の答申等においても支持されている（乙Ａ４８７～４８９）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　不開示の対象となっている電話番号は，昭和３６年当時の関係各所の電話番号（内線番号）であり，現在では不通となっている電話番号又は現在でも使用されている電話番号（内線番号）である。現在では不通となっている電話番号はもちろんのこと，現在でも使用されている電話番号（内線番号）であっても，そのような電話番号（内線番号）が公開されることで，現在の国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする理由は何ら存しない。

(2)　被告は，情報公開法５条６号の「支障」の程度につき，どのような種類の国の事務の遂行について実質的にどのような支障が生じ，同号の「おそれ」の程度についても，単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることを主張・立証すべきところ，抽象的に国の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると主張するだけであるから，これらの各電話番号（内線番号）を不開示とする合理的な理由は存しない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由５に係る不開示情報該当性について

(1)　被告は，通し番号５－１の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般に公表されていない国の機関の連絡先であって，公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから，情報公開法５条６号の不開示情報に該当する旨を主張し，これに沿うその一部開示部分もある。

(2)　この点，前記１で説示したとおり，本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法５条６号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するにあたっては，被告において，①　当該情報が国の機関が行う

事務又は事業に関する情報に当たり，かつ，②　当該事務又は事業の根拠規定や趣旨，その目的や種類，その目的達成のための手法等に照らし，公益的な開示の必要性等も比較考量して客観的に検討したとしても，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適切な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情を主張立証すべきである。

(3)　そこで，上記の観点から，前記(1)の被告の主張立証を検討する。

ア　証拠（乙Ａ３０）によれば，通し番号５－１の文書の不開示理由５に係る不開示部分は，「朴正熙訪日接伴関係連絡先」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められ，このうちの電話番号に相当する部分は，いずれも当該行政機関等の代表電話番号等であって一般に公表されているものであると推認することができる。

記

	電　話
警視庁外勤課	（５８１）０１４１　■■■不開示部分■■■ Ｚ１８２警部
警視庁警衛課	（５８１）４３２１　■■■不開示部分■■■ Ｚ１８３警部
警視庁外事課	（５８１）４３２１　■■■不開示部分■■■ Ｚ１８４課長
警視庁高輪警察署	Ｚ１８５署長　■■■不開示部分■■■
〃　空港警察署	■■■不開示部分■■■ Ｚ１８６署長
〃　〃　外事課	■■■不開示部分■■■ Ｚ１８７警部
羽田空港警務課	■■■不開示部分■■■ Ｚ１８８課長

〃　　航務課	■■■不開示部分■■■
	Ｚ１８９課長
入管羽田出張所	■■■不開示部分■■■
	Ｚ１９０課長
羽田税関支署	■■■不開示部分■■■
	Ｚ１９１副監視
羽田検疫所	■■■不開示部分■■■
	Ｚ１９２
迎賓館	■■■不開示部分■■■
	Ｚ１９３，Ｚ１９４
外務省報道課	Ｚ１９５
総務参事官室	Ｚ１９６，Ｚ１９７
儀典長室	Ｚ１９８，Ｚ１９９
会計課	Ｚ２００，Ｚ２０１，Ｚ２０２
迎賓館日本側事務所	■■■不開示部分■■■
迎賓館韓国側事務所	■■■不開示部分■■■
韓国代表部	（４５１）８２００，８２０６
総理官邸	代表（５８１）０１０１，■■■不開示部分■■■
Ｚ２０３	（×××）××××
Ｚ２０４	（×××）××××
儀典長自宅	●●●●●
アジア局長自宅	●●●●●
Ｚ２８　課長自宅	●●●●●
Ｚ２９　事務官自宅	●●●●●
Ｚ２０５　事務官自宅	●●●●●

Ｚ２０６秘書官自宅　　●●●●●

Ｚ２０７　事務官（呼出し）　●●●●●

Ｚ２０８　事務官（呼出し）　●●●●●

Ｚ１２７　事務官　　●●●●●

警察庁対策本部　　（３８１）０１４１

■■■不開示部分■■■

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号５－１の文書の不開示理由５に係る不開示部分に記録されている情報は，いずれも，昭和３６年１１月当時における韓国の朴正熙議長（当時）一行を接伴した関係各所の内線番号又は外線直通番号であって，一般に公表していないものであると推認することができる。

そうであるとすれば，通し番号５－１の文書の不開示理由５に係る不開示部分に記録されている情報は，警察庁その他の関係機関の非公表の内線番号又は外線直通番号であり，昭和３６年当時のものではあるが，弁論の全趣旨によれば，官公庁では長期間にわたって同じ内線番号又は外線直通番号を使用することがあると認められるのに対し，本件全証拠によっても，これらの内線番号又は外線直通番号が現に使用されていないことを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと，これが公にすれば，いたずらや偽計等に使用され，警察庁その他の関係機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなどの蓋然性が認められる。

したがって，通し番号５－１の文書の不開示理由５に係る不開示部分に記録されている情報は，これを公にすることにより，警察庁その他の関係機関の事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めることができるから，情報公開法５条６号の不開示情報に該当するというべきである。

以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。

2　結論

よって，本件各処分のうち通し番号５－１の文書の不開示理由５に係る不開示部分に記録されている情報に係る部分（別紙３処分目録の通し番号５－１に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄記載の部分）は，適法である。

（別紙５）通し番号６－１，６－２及び６－３

第１　前提事実（各論）

１　通し番号６－１の文書（文書１１４０）

通し番号６－１の文書は，昭和３５年３月頃，海上保安庁及び外務省等が作成した「李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要」と題する内部文書（総数８８ページ）であって，昭和３５年１０月から昭和３６年５月までの間に開催された第五次日韓会談に向けた予備会談に関するものである。これには，李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での検討の様子として，李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討過程が記録されている。

（甲５４）

２　通し番号６－２の文書（文書１１４１）

(1)　通し番号６－２の文書は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件」と題する内部文書であって，李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する見解について海上保安庁とのやり取り等が記録されており，このうち不開示部分は，１ページ（－１－）直前の２０枚であり，李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記録されている。

(2)　なお，通し番号６－２の文書の一部開示部分には，「不法攻撃には発砲も。第７管区保安本部”巡視船銃撃”を検討」との見出しで「第７管区海上保安本部（門司）は，李ライン海域で去る５日巡視船”いすず”が銃撃を受けた事件を重視，『巡視船の鉄砲等使用規定改正』を９日海上保安庁に要請した。また，Ｚ２０９同本部長は，これについて『不法攻撃には自衛上発砲することもあり得る』と次の態度を明らかにした。日本の公船である巡視船が公海

上を行動しているのに対し，国際ルールを無視していきなり銃撃してくるとは海賊行為である。国籍を追及し，海上保安庁を通じ厳重に抗議したい。現在李ライン警戒中の巡視船は１４隻だが，今後悪質な無謀な攻撃を受けた場合や巡視船が危険になった場合には，自衛手段として発砲することも考えられる。これは憲法に違反するものではないと思う。銃砲等の使用に明確な規定がないので本庁を通じて取り決めてもらうよう要請した。」旨を伝える昭和３５年１１月１０日付けＺ２１０新聞朝刊の記事等の切り抜きが記録されている。

（甲５４，乙Ａ３１）

３　通し番号６－３の文書（文書１１４２）

通し番号６－３の文書は，昭和３５年２月頃，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件」と題する内部文書（総数８ページ）であって，昭和３３年４月から昭和３５年４月までの間に開催された第四次日韓会談に向けた予備会談に関するものである。これには，李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関して，政府内部での率直なやり取り，殊に韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況等が記録されている。

（甲５４）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，①李ライン周辺水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での率直なやりとり等，②李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的やりとり，③李ライン周辺水域に

おける日本漁船の自衛隊による保護に関する政府部内での率直なやりとり等であり，李ライン周辺水域の一部は現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることからすると，これを公にすることにより，現在においても，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ，国の安全を害するおそれがあり，また，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号，４号及び６号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　通し番号６－１の文書について

(ｱ)　通し番号６－１の文書は，昭和３５年１０月から昭和３６年５月までの間に開催された第五次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり，その作成時期は昭和３５年３月である。

(ｲ)　通し番号６－１の文書には，李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討過程が記録されている。

イ　通し番号６－２の文書について

通し番号６－２の文書の不開示部分には，李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使を想定し，右行使又は武装に伴う関連国内法との関係など各種法的な問題につき海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記録されている。

ウ　通し番号６－３の文書について

(ｱ)　通し番号６－３の文書は，昭和３３年４月から昭和３５年４月までの間に開催された第四次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり，その作成時期は昭和３５年２月である。

(ｲ)　通し番号６－３の文書には，韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況が記

録されている。

エ　情報公開法５条３号，４号及び６号該当性

現在においても，北方領土，竹島及び尖閣諸島の周辺海域において，他国の治安当局への対処が求められていることに鑑みれば，当該検討内容は依然として今日的意義を有しており，かかる情報を公にすることにより，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全を害するおそれがあるだけでなく，我が方の手の内をさらすことになり，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同様の警備方法を使用できなくなるという意味において，事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

よって，上記ア～ウの内容を含む通し番号６－１，６－２及び６－３の文書を開示することは，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全を害するおそれがあり，また，現在においても，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号，４号，６号）。

２　原告らの主張の要旨

(1)　不開示文書及び不開示部分について

ア　通し番号６－１及び６－３の文書は，いずれも全部不開示とされているため，日韓会談が継続している間，李ライン水域において緊張状態や小康状態が繰り返された中での，いつの時機における検討内容を記録したものであるかが不明である。また，海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取締りについては，一般にその職務内容が公表されているところ，この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とどのように異なるのかが全く明らかにされていない。

イ　通し番号６－２の文書は，開示部分として１９６０年１１月１０日付け

の新聞記事２つが添付されており，これらの記事は，李ライン周辺水域で日本漁船が銃撃を受けたことに関し，海上保安庁内部で自衛のための発砲に関する規程改定の動きがあることを伝えるものである。

(2)　情報公開法５条３号，４号及び６号該当性について

ア　李ラインをめぐる歴史的背景として，日韓会談に先立つ１９５２年（昭和２７年）１月１８日に当時の李大統領が行った海洋主権宣言（李ライン宣言）並びにその後頻発するようなった李ライン水域での日本漁船の拿捕や銃撃に関する問題が発生したが，これらの日韓の漁業水域をめぐる問題については，日韓会談を通じて，昭和４０年（１９６５年）の日韓基本条約及びそれに引き続く漁業協定の成立（同年１２月１８日）により，李ラインは事実上撤廃されることとなった。

イ　被告の不開示部分に関する主張は，そこに記録されている情報が警備強化や漁船保護措置として海上保安庁等の関係機関が通常行っている職務以上に，何についての検討内容が不開示理由に掲げたような問題を生じさせるおそれがあるかを具体的に主張していないから，指摘されるような問題点を持つのかどうかを判断するにはあまりにも抽象的であり，被告の主張立証責任が果たされていない。

また，不開示理由の有無は，文書が作成された後の時間の経過を考慮した上で判断されるべきである。すなわち，半世紀前の日本政府の内部検討事項の公開は，被告が不開示理由として指摘する，韓国等との信頼関係，国の安全，公共の安全と秩序の維持，事務の適正な遂行への支障といった問題を引き起こすとは通常考えられない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由６に係る不開示部分の不開示情報該当性

(1)　被告は，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，①李ライン周辺水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府

部内での率直なやりとり等，②李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的やりとり，③李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する政府部内での率直なやりとり等であり，李ライン周辺水域の一部は現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることからすると，これを公にすることにより，現在においても，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ，国の安全を害するおそれがあり，また，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法５条３号，４号及び６号）旨を主張し，これに沿う関係する一部開示文書等もある。

(2)　情報公開法５条４号の該当性について

ア　前提事実によれば，本件各文書のうち不開示理由６に係るものは，いずれも日韓会談の議事録，その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であり，条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する行政機関協議文書であり，いずれもその作成からその不開示処分が行われるまでに少なくとも３０年以上経過しているものであると認められる。

そうすると，前記本文第３の１で説示したとおり，本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法５条４号に定めるものに該当するか否かをについて裁判所が審理するに当たっては，まず，被告において，当該情報に係る事項，当該情報の性質，本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等，一般的又は類型的にみて，当該情報が公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ，特に，上記のような本件各文書については，当該事情として，当該情報につき，本件各文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお本件各処分

の時点において同条４号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を主張立証しなければならないものと解される。

そこで，上記の観点から，前記(1)の被告の主張立証を検討する。

イ　前提事実（各論）によれば，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ｱ)　通し番号６－１の文書

これは，総数８８ページの文書の全部不開示に係るものであり，李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での検討の様子として，李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討結果であり，これらの点についての具体的な見解等を含むものである。

(ｲ)　通し番号６－２の文書

これは，総数２０ページにわたる部分不開示に係るものであり，李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等であり，公海上を航行中の海上保安庁の巡視艇が韓国側から銃撃等を受けた場合において，海上保安庁の巡視艇が自衛の手段として銃砲等を使用することの当否やこれに関して巡視艇の銃砲等使用規定の改正の要否等に関する具体的見解を含むものである可能性が高い。

(ｳ)　通し番号６－３の文書

これは，総数８ページの文書の全部不開示に係るものであり，李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する政府内部での率直なやり取りとして，殊に韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況であり，これに関する具体的見解等を含むものである。

ウ　被告において主張立証すべき事情の有無

(ｱ)　以上によれば，①　通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，李ライン水域における①海上保安庁による海上警備の方法の具体的内容（特に海上保安庁の巡視艇が銃砲等による実力行使をすることの当否等に関する具体的見解を含む。）又は②韓国による日本漁船の拿捕事案につき自衛隊を出勤させた場合の法的な問題点に関する具体的見解に係るものであるところ，②　前提事実（総論）及び弁論の全趣旨によれば，李ライン水域における日本漁船の拿捕問題自体は，昭和４０年の日韓基本条約及び漁業協定等の締結や平成１１年の新漁業協定の締結により，事実上収束していることがうかがわれるものの，李ライン水域に含まれていた竹島については，現在でも日韓間でその領有権問題が未解決であり，韓国政府が竹島に警備隊員を常駐させるなどしていることから，今後，日本船籍の船舶等がその周辺水域において何らかの契機により韓国政府と紛争を生じる可能性も否定できないこと等をも併せ考慮すれば，<ｱ>韓国政府や<ｲ>日本の領海への侵入等を企てている者が上記情報を知ったときは，現在又は将来における海上保安庁の海上警備の具体的方法や自衛隊の出勤の有無等を推測することが可能となるため，<ｱ>　韓国政府が，より周到に竹島周辺水域を航行中の日本船籍の船舶等に不当な干渉等を行ったり，<ｲ>　日本の領海への侵入等を企てている者が，より周到に日本の領海への侵入等を計画し，より細心の注意を払ってそれを実行したりする可能性を否定することができず，また，<ｱ>韓国政府や<ｲ>日本の領海への侵入等を企てている者が海上保安庁等の裏をかくような対策に出る可能性があることも否めない。

そうであるとすれば，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができるものというべきである。

(イ)　これに対し，原告らは，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，①海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取締りに係る部分については，一般に公表されている職務内容との関係でどのように異なるかが明らかにされていないこと，②海上保安庁等の関係機関による警備強化や漁船保護措置に係る部分については，これらを行う海上保安庁等の関係機関の通常の職務以上に被告主張のおそれが生じる理由等を具体的に主張されていないこと，また，③半世紀前の日本政府の内部検討事項の公開は，李ラインが昭和４０年の日韓基本条約及び漁業協定の成立により事実上撤廃されるなどの当該文書が作成された後の時の経過を考慮すれば，被告主張の「おそれ」を生じることは通常考えられないことに照らすと，当該情報が一般的又は類型的にみて，公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認するに足りる事情が主張立証されていない旨を主張する。

しかしながら，①及び②の点については，前記(1)の被告の主張立証によれば，上記(ア)のとおり，当該情報が一般的又は類型的にみて公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認できるのであるから，これを超えて原告ら主張の観点から当該情報の具体的な内容を明らかにしなければならないとすれば，その開示を強いられるのと同一の結果となり相当ではなく，被告においてそのような主張立証をすることは要しないというべきである。また，③の点については，上記(ア)で指摘した諸点に照らすと，上記情報は，その事柄の性質上，現在又は将来において共通する部分があるというべきであるから，原告ら指摘の日韓基本条約の締結等の事実や通し番号６－１～６－３の文書が作成されてから３０年以上経過していることなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化は，上記情報が一般的又は類型的にみて公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法５条４号）に当たるものであ

ると推認することを妨げるものとはいえない。

したがって，原告らの上記主張はいずれも採用することができない。

エ　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

(ｱ)　通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法５条４号の不開示情報に該当するかどうかについては，前記１で説示したとおり，①　当該情報が公共安全秩序維持に関する情報に当たり，かつ，②　当該情報に同号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき，当該外務大臣の判断が，重要な事実の基礎を欠くか，又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ，上記ウのとおり，被告の主張立証により，当該情報を開示することにより同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されることから，原告らにおいて，当該不開示部分を不開示とする処分につき外務大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証しなければならないこととなる。

(ｲ)　そこで，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報について上記の点を検討するに，上記ウで説示した当該不開示部分の内容等に照らすと，当該情報を情報公開法５条４号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

そして，原告ら主張に係る事情は，上記ウ(ｲ)で説示したところに照らすと，いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず，本件全証拠によっても，他に，このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

オ　小括

以上によれば，通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報については，外務大臣の上記判断に相当の理由があるから，情報公開法５条４号の不開示情報に該当するものというべきである。

２　結論

よって，本件各文書のうち通し番号６－１～６－３の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分（別紙３処分目録の通し番号６－１～６－３に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄記載の部分）は，その余の点を判断するまでもなく，適法である。

（別紙５）通し番号８－１及び８－２

第１　前提事実（各論）

１　通し番号８－１の文書（文書７４１）

(1)　通し番号８－１の文書は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和４０年３月２６日付けで作成した「李東元外務部長官（以下，この別紙５において「李長官」という。）が拝謁を賜った際の状況概要」と題する文書であるところ，その不開示理由８に係る不開示部分は，１ページ下から３行目以下の部分及び２ページ以下９ページ分である。

(2)　通し番号８－１の文書の不開示部分の前後の記載は，要旨下記のとおりである。

記

李長官は，Ｚ２２６大使を帯同，２６日午後４時より約４０分間皇居において拝謁を賜ったところ，その状況はおおむね次のとおり。（大臣侍従長，式部官長陪席，Ｚ２８通訳）

■■■不開示部分■■■

（以上につき，乙Ａ３６）

(3)　以上の事実に照らすと，通し番号８－１の文書の不開示部分は，同日韓国李長官が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要として，昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記録されているものと推認することができる。

２　通し番号８－２の文書（文書１１２８）

(1)　通し番号８－２の文書は，外務省等が作成した「日韓国交正常化交渉の記録　ＸⅡ請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する文書であるところ，その不開示部分は，次の部分である。

①　１３３ページ（－１３３－）（乙Ａ３７に１２－１３１とあるページ）の一部

② １３３ページ（－１３３－）直後の１枚（乙Ａ３７の１２－１３１とあるページに「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

③ １３４ページ（－１３４－）（乙Ａ３７に１２－１３３とあるページ）の一部

(2) 通し番号８－２の文書の不開示部分は，「４　李東元外務部長官の訪日と日韓外相会談の開催」の項にあるところ，不開示部分の直近直後の内容は，要旨下記のとおりである。

記

（前略）

２６日午後４時から約４０分間李長官の天皇陛下への拝謁が行われた。拝謁の際に通訳をしたＺ２８調査官の報告書があり，それと別にＺ２８調査官の「日韓関係と私」では次のとおり述べている。

「４０年３月下旬，李長官来日の際に，私はソウルから呼び返されて，３月２２日から４月１３日まで東京にいた。３月２６日に李長官がＺ２２６大使を帯同して天皇に拝謁の際，天皇陛下からお言葉を賜り，李長官が最初に韓国で述べ，それを私が通訳した。そのあと李長官は，日本語で話をされた。Ｚ２３１元局長の回想記にも『李東元さんの素人としての強さ――いわゆる官僚であったらできないものを政治家としてその強さを発揮した』云々とあるが，そのときの天皇陛下に対する話し方が非常に彼らしい持ち味を見せた。■■■不開示部分■■■その時の拝謁は予定時間をかなり伸びるほど和やかであった。

韓国の外務部長官が天皇陛下に拝謁することは，それまでには考えられなかったことだけに，拝謁の決定は外務省として慎重に考えたことであったが，実際には陛下も声を出して笑われるほど，いい空気のもとに行われたのを目の前にして，私は今や日韓の関係が一つの大きな変わり目に来ている。いわば大変な山を越えたなと感じたことであった。」

（以上につき，乙Ａ３７）

(3)　以上の事実に照らすと，通し番号８－２の文書の不開示理由８に係る不開示部分は，昭和４０年３月に来日した李長官が同月２６日昭和天皇に拝謁した際の具体的なやり取りが記録されているものと推認することができる。

3　李長官の著書「韓日会談締結秘話」には，昭和４０年３月２６日に李長官が昭和天皇と拝謁した際の会話内容等について，昭和天皇の言動等に対する李長官の解釈も含めて詳細に記載されている。

（甲１０７）

第２　当事者の主張の要旨

１　被告の主張の要旨

(1)　不開示理由

通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和天皇と李長官との具体的なやり取りであるから，公にする慣行のない個人の情報であり，また，公にすることにより，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する（情報公開法第５条１号及び３号）。

(2)　原告らの主張に対する反論

ア　天皇が情報公開法５条１号ただし書ハにいう「公務員」に該当しないことは明らかであり，また，天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやりとりの内容は，従来より非公表の扱いとなっている（現行憲法下では天皇は政治的権能を有さず，外国要人との拝謁等は，国際親善を専らとして行われるものであり，親善にふさわしい忌憚のない雰囲気を醸成するため，やりとりの具体的な内容については，そのまま公になることはないことが慣行とされている。）から，同号に該当し，不開示とするのが相当である。

イ　また，会談の相手方によってその内容が公表されているとの点については，個々の情報にいかなる価値を見出すかはその保有主体ごとに判断され

るべきことは，情報公開法の規定ぶりからしても明らかであるから，情報が外国において一方的に流布された事実をもって，上記アのとおり我が国では慣行として不公表とされる事項につき公表慣行があるとはいい難い。他方，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている会談に関する情報が韓国で開示されていることについては，我が国が了解して行われたものではなく，また，韓国で開示された上記情報の内容や性格が通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分と全く同じものではなく，当該不開示部分に記録されている情報を公表した場合には，拝謁等における具体的な内容については公表を行わないという慣行に反することを始めとして，両国間の信頼関係を損なうおそれがあるといえる（情報公開法５条１号，３号）。

ウ　原告指摘に係る答申例の基となった昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見記録は，①歴史的重要性や国民的関心に関し，敗戦とそれに伴う連合国による占領というわが国にとって類をみない極めて特異な時期，特異な状況の中で行われた異例なものであること，②実質的に公務員の行動に準じるものとみるべきかどうかに関し，新憲法の施行前に，旧憲法下では統治権を総攬する地位にあった天皇によって行われたものであること等，新憲法下において諸外国との友好親善のために行われた拝謁の一つである本件事案とはその基本的な条件を大きく異にしている。

また，上記アで述べた点に照らすと，天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやりとりの内容は，情報公開法５条１号ただし書イにいういわゆる公表慣行のある個人情報に該当しないというべきである。

２　原告らの主張の要旨

(1)　通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分には，その分量に照らすと，李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言，李長官の発言，及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がされていると推測できるとこ

ろ，このような点については，既に李長官自身の著書「韓日会談締結秘話」（甲１０７）において相当程度明らかにされている。

(2)　通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている昭和天皇や李長官の発言は，まさに公人同士が会談した際になされた公人としての発言であるし，昭和天皇にとっては国事行為に相当する公人としての行為であり，李長官にとっても，自らが著書（甲１０７）で昭和天皇との会談内容を紹介している以上，これらの発言内容自体を公にする慣行のない個人の情報と解することができない。また，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている状況説明や評価・感想に関する記述内容も，公にする慣行のない個人の情報と解することができない。

(3)　本件と同種の事案（昭和２０年９月２７日以降に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見に係る記録等に対する開示請求に関し，全部を不開示とした決定がなされた事案）に関して，情報公開法５条１号，３号（及び６号）に基づきその全部を不開示とした決定を不相当として開示すべきとした旨の情報公開・個人情報保護審査会の答申例（甲１０８）があるところ，これに従って検討すれば，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分は，同条１号に該当しないことは明らかである。

すなわち，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録された昭和天皇と李長官との会談における発言内容等は，当然のことながら，その歴史的重要性が指摘されるなど国民的な関心が高く（答申理由①），昭和天皇が行った本件会談は，実質的には公務員の行動に準ずるものと見るべきであること（答申理由②），我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきていること（答申理由③，甲１０３，１０４参照），昭和天皇と李長官が他界しており（答申理由③），一方の当事者である李長官により回想記で詳しく開示されていること（答申理由③）に照らすと，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に同号の該当性は認められない。

仮に，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分が情報公開法５条１号に該当するとしても，天皇が外国要人と会談する行為は，個人としての天皇の行為とはいえず，いわゆる公人としての天皇の行為といわざるを得ないから，実質的に公務員の行動に準ずる行為と評価でき，同号ただし書イの規定により開示されることが相当と判断される性質のものである。

(4)　通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分は，昭和天皇と李長官とが行った公式的な会談に関するものであり，当時から既に４４年（半世紀近く）も経っていることからすれば，日本政府と韓国政府との関係も，当該会談が行われた半世紀近くも前とでは全く状況が異なってきていること，李長官自身が著書の中で昭和天皇との会談の内容を具体的に明らかにしていること，日韓会談に関する外交文書については韓国政府が韓国の情報公開法に基づいていち早く全面公開したことに鑑みると，韓国政府から信頼関係を損なったと非難されるいわれは全くないし，政治行為を行うはずのない（言い換えれば，政治的発言を行うはずがない）昭和天皇の発言内容などが公表されたからといって，それが一体，具体的にどのような分野において韓国政府との信頼関係を損なうことになるのか，全く想像すら出来ないというべきであるから，情報公開法５条３号の該当性も認められない。

なお，外務大臣（処分行政庁）が平成２３年８月２９日付けで開示した文書のうち，少なくとも半数超の３２文書は外国政府関係者の発言や見解を記載した文書であり、その開示に際しては、日本政府関係者との会談に関するものである場合には、日本政府関係者の発言や見解も開示の対象となっていることに照らしても，上記のとおり，韓国政府関係者の発言、更にはそれを受けての日本の公的機関の発言を理由として不開示情報該当性を肯定することはできない。

第３　当裁判所の判断

１　不開示理由８に係る不開示情報該当性について

(1)　被告は，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和天皇と李長官との具体的なやり取りであるから，公にする慣行のない個人の情報であり，また，公にすることにより，韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する（情報公開法第５条１号及び３号）旨を主張し，これに沿う関係する一部開示文書等もある。

(2)　情報公開法５条１号の該当性について

ア　情報公開法５条１号は，原則として，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「個人情報」という。）」を不開示情報とした上，このうち，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」（同号イ），「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」（同号ロ），「当該個人が公務員等・・・である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ハ）を除くものと規定している。

その趣旨は，特定の個人が識別され得る情報を開示すると，一般に，プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから，個人に関する情報を事項的な不開示情報とした上，①一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものとして，法令の規定や慣行により公にされている情報（同号イ）及び公務員等の職務の遂行に係る情報のうち公務員の職名と職務遂行の内容に係る部分（同号ハ）並

びに②保護利益を考慮しても開示する必要があるものとして，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報（同号ロ）を，それぞれ例外的に不開示情報から除くこととしたものであると解される。

このような情報公開法５条１号の文理及び趣旨に照らすと，個人情報であっても不開示情報から除外されることとなる同号イの「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」とは，事実上の慣習として，当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれているもの又は将来的に公にする予定の下に保有されているものをいうと解されるが，さらに，形式的には同号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」に該当しないものの，実質的にみて公務員等の職務の執行に係る情報に準じるものについては，同号ハの趣旨をも参酌すれば，これを開示することによる個人の正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受忍すべき範囲にとどまる限り，なお同号イの「慣行として公にされることが予定されている情報」に含まれると解するのが相当である。

イ(ｱ) これを本件についてみるに，前提事実（各論）によれば，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，いずれも昭和４０年３月２６日李長官が昭和天皇と拝謁した際の具体的なやりとり等であるところ，故人である昭和天皇も「個人」に該当すると解される以上，昭和天皇が特定の日に特定の人物と会ったこと及びその際に当該人物と交わした会話の内容である上記情報が「個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たることは明らかである。また，天皇は，憲法上，外国の大使及び公使の接受（憲法７条９号）等の国事に関する行為を行うこととされているが，他方，日本国の象徴であって日本国民統合の象徴であり（憲法１条），この憲法に定める国事に関す

る行為のみ行い，国政に関する権能を有しない（憲法４条１項）とされていることをも併せ考慮すれば，昭和天皇が情報公開法５条１号ハに規定する「公務員等」に該当しないことも明らかである。

しかしながら，現行憲法の下では，天皇が，憲法に国事に関する行為として規定されている「外国の大使及び公使を接受すること」のほか，必ずしも憲法に国事行為として明確に規定されていない外国の国王・王族，大統領の接遇といった外国要人との拝謁等のいわゆるご公務も，憲法で許容されるものとして現に行われていることに照らすと，憲法の下における象徴としての天皇の有する個人としての立場には，公人としてのものと私人としてのものがあることは明らかであるといわざるを得ない。

そうであるとすれば，行政文書に記録されている情報であって天皇が公人として行う行為である上記の外国要人との拝謁等に係るものは，形式的には情報公開法５条１号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」には該当しないものの，その内容・性質等に鑑みると，実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものと見ることができる。

(イ) そして，前提事実及び証拠（甲１０８）並びに弁論の全趣旨によれば，① 昭和天皇と外国要人との会話の内容は，従来から非公表扱いがされていたこと（その趣旨は，一般に，外国要人との拝謁等が，専ら国際親善として行われることから，親善にふさわしい忌憚のない雰囲気を醸成するためとされている。）が認められるものの，他方，② 行政文書に記録されている情報であって昭和天皇と外国要人との会話の内容に係るものについても，過去に情報公開法により開示することが相当とされたものがあること，③ 通し番号８－１及び８－２の文書に係る李長官の昭和天皇との拝謁が行われてから既に４０年以上経過し，その間に当事者が他界し，一方当事者である李長官が上記拝謁時の状況を自己の解釈

等を含めて詳述していることが認められ，④　通し番号８－２の一部開示部分の内容等に鑑みれば，日韓間の外交関係上，李長官が昭和天皇と拝謁した上記出来事が，一定の歴史的価値を有し，研究者等の国民によって関心を持たれていることもうかがわれる。

以上の諸事情に加え，後記(3)のとおり，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報には，情報公開法５条３号のおそれが認められないことに照らすと，当該情報は，①　実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものであり，かつ，②　昭和天皇と外国要人との会話内容が親善にふさわしい忌憚のない雰囲気を醸成するという観点から従来非公表とする取扱いがされてきたことを考慮しても，現時点においては，これを開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度は受忍すべき範囲にとどまるものと認められるから，情報公開法５条１号イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たるというべきである。

以上の説示に反する被告の主張は採用することができない。

ウ　以上によれば，通し番号８－１及び８－２の文書に記録されている情報は，情報公開法５条１号の不開示情報に該当するとは認められない。

(3)　情報公開法５条３号の該当性について

ア　前提事実によれば，通し番号８－１及び８－２の文書は，日韓会談の議事録，その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等である本件各文書の一部であり，これらに記録されている情報の内容等に鑑みれば，条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書に準じるものに該当すると認められる。

そうすると，前記本文第３の１で説示したとおり，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法５条３号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては，ま

ず，被告において，当該情報に係る事項，当該情報の性質，本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ，特に，上記のような本件各文書については，当該事情として，当該情報につき，本件各文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお本件各処分の時点において同条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

そこで，上記の観点から，前記(1)の被告の主張立証を検討する。

イ　前提事実及び弁論の全趣旨によれば，通し番号８－１及び８－２の文書に記録されている情報は，いずれも昭和４０年３月２６日李長官が昭和天皇と拝謁した際の具体的なやりとり等であるところ，通し番号８－１及び８－２の文書に係る李長官の昭和天皇との拝謁が行われてから既に４０年以上経過し，日韓間の関係も，日韓基本条約が締結されるなど，当時とは全く異なる状況になってきていることが認められ，さらには，前記(2)イ(イ)で説示したとおり，上記拝謁の当事者は既に他界し，一方当事者である李長官が上記拝謁時の状況を自己の解釈等を含めて詳述していることも認められ，日韓間の外交関係上，李長官が昭和天皇と拝謁した上記出来事が，一定の歴史的価値を有し，研究者等の国民によって関心を持たれていることもうかがわれる。そして，本件全証拠によっても，昭和天皇と李長官との間で上記拝謁の際の会話内容を公開しない旨の約束がされたことを認めるに足りる証拠はない。

そうであるとすれば，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている上記情報は，たとえ昭和天皇と外国要人との会話の内容が従来非公表扱いをされていたとしても，上記各文書の作成後における時の

経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，現時点においてこれを公にしたとしても，韓国等との信頼関係を損なうものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

ウ　以上によれば，通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法５条３号の不開示情報に該当するとは認められない。

２　結論

よって，本件各処分のうち通し番号８－１及び８－２の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分（別紙３処分目録の通し番号８－１及び８－１に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄記載の部分）は，違法であるといわざるを得ない。